



# 練馬区勢概要

令和元年版（2019年版）



# 練馬区 の 歌

— わが街・練馬 —

詞 作 子 一 悦  
補 作 幸 伍 祥  
曲 作 の 野 永 崎  
ひ さ 久 ま つ 松 か わ 川

一、花と緑につつまれて  
わが街・練馬をあるいてごらん  
春がきたよと こぶし咲き  
梅の香りの漂うなかで  
きつと元気が出るでしょう

二、朝の光に照らされて  
わが街・練馬をあるいてごらん  
夏がくるよと つつじ咲き  
土の香りの漂うなかで  
きつと元気が出るでしょう

三、かわいい声に囲まれて  
わが街・練馬をあるいてごらん  
秋の実りよ 子供たち  
虹の七色輝くなかで  
きつと元気が出るでしょう

四、錦の落葉踏みしめて  
わが街・練馬をあるいてごらん  
冬鳥たちも 飛んできて  
地球の明日を夢みるなかで  
きつと元気が出るでしょう

$\text{♩} = 116$

1 はなと 一みどりに つつ 一ま れ て }  
 (2 あさ) の 一ひかりに て ら 一さ れ て } 1~4 わ が ま ち ね り ま  
 (3 か わ) い いこえーに か こ 一ま れ て }  
 (4 にし) き のおちー ば ふ み 一し め て

を ある い て ご ら ん { は る が き た よ と こ  
 な つ が く る よ と つ  
 あ き の み の り よ こ  
 ふ ゆ ど り た ち 一 も と

ぶ 一し さ き う め の か お り の た だ よ う な か で }  
 つ 一じ さ き つ ち の か お り の た だ よ う な か で } 1~4 き っ  
 ど 一も た ち に じ の な い ろ か が や く な か で }  
 ん 一で き て ち き ゆ う の あ し た を ゆ め み る な か で

と げん き が で る で し ょ う 2 あ さ う  
 3 か わ  
 4 に し

「練馬区 の 歌—わが街・練馬—」は、歌を通じて、区民に、ふるさと練馬への親しみと地域とのふれあいを深めてもらうために作られた。この歌は、区民代表や学識経験者などで構成する「区 の 歌制作委員会」が制作をしたもので、歌詞は区民から公募し、曲も区内在住の作曲家によって作られた区民参加による手づくりの歌である。平成元年10月8日、今後、広く区民に愛唱されることを願って、「ふるさと練馬まつり」の席で発表された。

---

# 練馬区勢概要

---

令和元年版  
(2019年版)

練馬区



## 発刊にあたって

早いもので私の区政も6年目に入りました。この間、区民の皆様にお約束した「改革ねりま」を実現するため、全力を尽くしてきました。

練馬区は今もなお成長を続けています。人口は74万に迫り、この5年間だけを見ても、毎年5千人近く増えています。引き続き、練馬区の弱点である道路・鉄道などの都市インフラを整備し、練馬区の魅力である公園・農地などのみどりを守り増やし、安心を支える福祉・医療などのサービスを充実していけば、練馬区はもっと大きく発展すると確信しています。

区民の皆様とともに、練馬区の更なる発展に向けて全力を尽くしてまいります。

この区勢概要は、「みどりの風吹くまちビジョン」でお示した政策の体系に沿って、平成30年度に実施した事業を紹介しています。多くの皆様に、区政について一層のご理解を頂ければ幸いに存じます。

本書の編集に際し、区内の各官公署やその他の機関から資料を提供して頂くなど、多くのご協力を頂きました。心から御礼申し上げます。

令和元年9月



練馬区長 前川 燿男



## <凡例>

- 1 本書の構成は、「みどりの風吹くまちビジョン」の施策の体系を基本とした。本書では、名称を『ビジョン』と省略する（序章の「1 区の計画」を除く。）。  
各章内は、章・大見出し・中見出し・小見出しで構成される。各章は『ビジョン』の施策の柱と、各大見出しは『ビジョン』における施策名・番号と対応する（一部、章内の施策全般に係る内容を記載した部分を除く。）。
- 2 本書は、ほかの区域と区別する必要のない限り、「練馬区」の名称を省略する。
- 3 グラフ・表等の資料の出所は、練馬区の各部課において作成したものについては省略する。
- 4 本書は、平成30年または30年度の統計資料を基準とし、併せて、以前のものも比較対象のため掲載する。なお、一部31年度以降の内容も掲載している。
- 5 統計表の基準時・期間は、つぎのとおりとする。  
「年次」暦年間（1月～12月）  
「年度」会計年度間（4月～翌年3月）
- 6 統計表中の符号の用途は、つぎのとおりとする。  
「 — 」皆無または該当数値なし  
「 --- 」資料なし  
「 0 」単位未満  
「 △ 」減
- 7 統計表中の数値の単位未満は、四捨五入することを原則とした。したがって、合計と内訳が一致しない場合もある。
- 8 練馬区の発行している事業案内冊子等と関連が深い項目については、大見出しごと、もしくは中見出しごとに、関連文書を掲示した。  
また、巻末にはそれぞれの冊子の誌名・発行元等を「関連文書一覧」として掲載した。



# 目次

|  |    |   |
|--|----|---|
| 練馬区この1年  | 1  | 当初予算編成に当たっての基本方針／一般会計／特別会計／令和元年度一般会計予算／令和元年度特別会計予算／令和元年度『ビジョン』に掲げた施策の柱ごとの重点的取組  |
| 練馬区のあらまし                                       | 9  | (3) 29年度決算 58<br>一般会計／特別会計／財政指標／29年度一般会計決算／29年度特別会計決算                           |
| 1 地勢   | 10 | 4 税・財産 61   |
| 位置、面積／地形／地質／町名図／地名の由来／区の紋章／区の花と木               |    | (1) 区政を支える特別区税 61<br>特別区税   |
| 2 歴史   | 12 | (2) 都税 62   |
| 原始・古代／中世／近世／近代                                 |    | (3) 国税 63   |
| 3 人口   | 14 | (4) 区税負担の公平性を確保する 63<br>適正な課税／確実な収納事務   |
| 人口の推移／世帯数と人口の推移／人口構成／世帯の状況／人口密度／本籍人口／住民基本台帳    |    | (5) 財産 63   |
| 4 気象   | 21 | (6) 健全な財政運営を行う 64<br>公有財産等の活用と管理／練馬区土地開発公社／地価公示                                 |
| 序章 区政の推進と財政                                    | 25 | 5 医療保険・年金制度 65  |
| 1 区の計画   | 26 | (1) 国民健康保険 65<br>国民健康保険の役割と運営主体／加入状況／保険給付の概要／医療費／国民健康保険料／財政状況／安定した事業運営のために／保健事業 |
| (1) 第2次みどりの風吹くまちビジョン                           | 26 | (2) 後期高齢者医療制度 67<br>制度の運営／被保険者／保険給付の概要／後期高齢者健康診査／後期高齢者医療保険料                     |
| 位置付け／『第2次ビジョン』の構成                              |    | (3) 国民年金 69<br>国民年金事業の運営／年金加入状況／国民年金保険料／年金等の給付／練馬年金事務所                          |
| (2) 区政改革計画                                     | 27 | 6 区内の公共機関 71  |
| (3) グランドデザイン構想                                 |    | (1) 警察 71   |
| 位置付け／構成  | 27 | (2) 消防 71   |
| (4) 区民の要望                                      | 27 | 第1章 子どもの成長と子育ての総合的な支援 73  |
| 区民意識意向調査／施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第2次みどりの風吹くまちビジョン） |    | 10 教育・子育てに関する施策の方針と計画 74  |
| 2 区政のしくみ                                       | 30 | (1) 練馬区総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化 74<br>練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育て大綱」                  |
| (1) 議決機関（区議会）                                  | 30 | (2) 練馬区教育振興基本計画 74  |
| 区議会のはたらき／本会議と委員会／平成30～31年の区議会／練馬区議会議員名簿        |    |   |
| (2) 執行機関（区長・行政委員会など）                           | 35 |   |
| 区長と補助機関／行政委員会、行政委員／練馬区機構図／練馬区の附属機関             |    |   |
| (3) 参政の状況                                      | 43 |   |
| 選挙権と選挙人名簿登録者数／選挙区／練馬区議会議員選挙／明るい選挙のために／主権者教育    |    |   |
| (4) 新たな区政の創造                                   | 46 |   |
| 特別区制度改革／地方分権の推進                                |    |   |
| 3 財政   | 47 |   |
| (1) 特別区財政制度の現状                                 | 47 |   |
| 都区財政調整制度／起債の発行／地方交付税／国庫支出金                     |    |   |
| (2) 令和元年度当初予算                                  | 47 |   |



サービス提供体制の充実／区民への啓発、家族への支援

<高齢者生活基盤づくりの支援>

老人ホーム／介護老人保健施設／地域密着型サービス／事業者状況／社会福祉法人練馬区社会福祉事業団／介護人材の確保・育成・定着支援

<地域で高齢者を支える>

地域包括支援センターの設置／包括的支援事業／高齢者の総合相談・医療と介護の相談窓口／高齢者支え合いサポーター育成研修の実施／生活支援コーディネーターの配置／高齢者見守りネットワークの構築／訪問支援事業

## 22 障害者の地域生活支援 …… 108

(1) 総合相談体制を構築する …… 108  
相談支援の充実／手帳の交付

(2) サービス提供体制を拡充する …… 109  
障害者総合支援法／「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等／「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス／障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進／福祉園／就労継続支援B型事業所／障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）／心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）／しらゆり荘および大泉つつじ荘／障害者グループホーム／こども発達支援センター

(3) 障害者の就労を推進する …… 113  
就労支援体制の強化／練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）／就労移行支援事業所／就労定着支援事業所

(4) 障害者の社会生活を支援する …… 113  
精神保健福祉／心身障害者福祉集会所／福祉手当と年金、医療費助成／啓発活動等の推進／福祉大会

## 23 医療環境の充実 …… 115

(1) 医療機関の役割分担と連携 …… 115  
休日・夜間救急医療／心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

(2) 病床の確保 …… 115  
順天堂大学医学部附属練馬病院／公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院／高野台新病院の整備

(3) 人材の確保 …… 116  
看護職員フェア

(4) 在宅療養の推進 …… 116

(5) 災害時医療救護体制の構築 …… 116

医療機関の役割分担と連携／医療救護所訓練の実施

## 24 健康づくりの推進 …… 117

(1) 健康づくりを支援する …… 117  
健康都市練馬区宣言／健康づくり総合計画／乳幼児と親の健康づくり／学校保健の充実／成人の健康推進

(2) 食育を推進する環境づくり …… 121  
練馬区食育推進ネットワーク会議／生涯を通じた食育の推進／食育推進ボランティア

(3) 健康に関する危機管理を行う …… 121  
予防接種／感染症対策

(4) 安全な衛生環境を確保する …… 123  
食品衛生／食品衛生普及啓発活動／環境衛生／ペット動物の飼養／ねずみ・害虫対策／医療監視・指導／薬事衛生／免許申請などの取扱い

## 25 地域福祉の推進 …… 125

(1) 「ずっと住みたいやさしいまちプラン」… 125  
練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画

(2) ともに支え合う地域社会を築く …… 125  
平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくり／避難行動要支援者支援の充実／民生・児童委員／地域福祉パワーアップカレッジねりま／ユニバーサルデザイン推進ひろばの運営／やさしいまちづくり支援事業／非営利地域福祉活動団体への補助金交付／福祉有償運送の支援

(3) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する …… 126  
小学生ユニバーサルデザイン体験教室／情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進／第2回「ねりまユニバーサルフェス」を開催

(4) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる …… 126  
権利擁護センター「ほっとサポートねりま」／福祉サービス指導監査・検査および社会福祉法人の設立認可／苦情対応のための第三者機関の設置

(5) 練馬区社会福祉協議会との連携 …… 126  
社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

## 26 生活の安定に向けた自立支援 …… 127

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う …… 127  
生活保護／法外援護／生活困窮者自立支援事業／戦争犠牲者の援助／中国残留邦人等への支援／各種資金貸付制度などの運営

### 第3章 安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備 …… 131

|   |     |
|---|-----|
| 30-1 良好な地域環境を作る ……  | 132 |
| (1) まちづくりで環境に配慮する ……  | 132 |
| (2) 公害問題の解決を図り、地球環境の<br>保全・改善を推進する ……   | 132 |
| 大気汚染／練馬区アスベスト飛散防止条例<br>／事業所の有害化学物質適正管理に関する<br>規制指導／事業所の土壤汚染対策に関する<br>規制指導／放射線量の測定／水質汚濁／公<br>害に関する苦情および陳情の処理事務                           |     |
| (3) まちの美化を進める ……  | 134 |
| 「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行<br>喫煙等の防止条例」の施行／あき地管理／カ<br>ラス対策／アライグマ・ハクビシン対策／空<br>き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進   |     |
| 30-2 地域特性を活かしたまちづくりの<br>推進 ……   | 136 |
| (1) 計画的な土地利用を誘導し、<br>良好な市街地を形成する ……   | 136 |
| 地域地区制度／地区計画制度によるまちづ<br>くり／「練馬区風致地区条例」に基づく事務<br>／優良宅地、優良住宅の認定審査  |     |
| (2) 区民・事業者とともにまちづくりを<br>進める ……  | 137 |
| 練馬区まちづくり条例／区民・事業者・区<br>の協働によるまちづくり／「練馬区まちづく<br>り条例」に基づく開発調整／建築紛争の予<br>防・調整／建築協定／「練馬区福祉のまちづ<br>くり推進条例」によるバリアフリー整備／公<br>益財団法人練馬区環境まちづくり公社 |     |
| (3) 調和のとれた都市景観を形成する ……  | 139 |
| 景観形成のルールづくり／景観形成支援事<br>業／景観に関する届出   |     |
| 31 鉄道・道路など都市インフラの整備 ……  | 140 |
| (1) 公共交通を充実する ……  | 140 |
| 区内交通の現状と「練馬区都市交通マス<br>タープラン」／都営大江戸線／西武池袋線／<br>西武新宿線／東武東上線／東京メトロ有楽町<br>線・副都心線／鉄道駅のバリアフリー化／エ<br>イトライナー／バス交通                               |     |
| (2) 道路交通ネットワークを形成し、<br>沿道を整備する ……   | 143 |
| 区内の道路事情／都市計画道路の整備状<br>況／東京外かく環状道路／都市計画道路沿   |     |

|   |     |
|---|-----|
| 道地域のまちづくり／沿道地区計画／生活幹<br>線道路の整備／生活道路   |     |
| (3) 快適な道路環境を整備する ……   | 145 |
| 自転車の適正利用のための環境整備／私道<br>整備助成制度   |     |
| 32 災害に強い安全なまちづくり ……   | 147 |
| (1) まちの防災性を向上する ……  | 147 |
| 防災まちづくりの推進／都市計画道路事業<br>に合わせた延焼遮断帯の形成／土地区画整<br>理事業の推進／建築物の規制と誘導  |     |
| (2) 災害に強いまちをつくる ……  | 148 |
| 密集住宅市街地整備促進事業／無電柱化<br>の推進／河川の改修／雨水貯留浸透施設の<br>増設／雨水流出抑制施設の整備／地下室等<br>設置に係る浸水対策の届出／ねりま情報メー<br>ル【防災気象情報】／橋りょう／街路灯の省<br>エネルギー化促進                            |     |
| (3) 災害に強いまちの実現に向けた取組を<br>支援する ……  | 149 |
| 「練馬区耐震改修促進計画」および耐震化<br>に係る助成および支援事業／狭あい道路の拡<br>幅などに係る費用の助成  |     |
| (4) 上・下水道の整備 ……   | 150 |
| 上水道／下水道   |     |
| 33 地域防災力の向上 ……  | 152 |
| (1) 自然災害に対する態勢を強化する ……  | 152 |
| 練馬区災害対策条例／災害対応力の向上<br>／災害対策関連計画／防災センター／備蓄対<br>策／飲料水の確保／区民防災組織／防災訓<br>練／防災功労者・功労団体表彰／普及啓発活<br>動／ねりま防災カレッジ事業／各種団体との<br>協定                                 |     |
| 34 安全・安心な地域づくり ……   | 156 |
| (1) 犯罪等に対する態勢を強化する ……   | 156 |
| 練馬区民の安全と安心を推進する条例／<br>「街かど安全 72 万区民の目」警戒運動／地<br>域防犯防火連携組織／パトロール団体／消防<br>団／防犯設備整備費および防犯カメラ維持管<br>理費の補助制度／ねりま情報メール【安全・<br>安心情報】／安全・安心パトロールカー／街<br>頭消火器の設置 |     |
| (2) 安全な道路環境の整備 ……   | 156 |
| 交通安全啓発／交通安全実施計画／区民<br>交通傷害保険／自動車駐車場の運営  |     |
| 35 地域生活を支える駅周辺のまちづくり ……   | 158 |
| (1) まちの拠点機能を向上させる ……  | 158 |
| 駅周辺地区の整備／練馬駅周辺整備／石<br>神井公園駅周辺整備／上石神井駅周辺整備   |     |

／生活拠点の整備

|   |     |
|---|-----|
| 36 自立分散型エネルギー社会の構築  | 161 |
| (1) 練馬区エネルギービジョン  | 161 |
| 理念／4つの柱立て   |     |
| (2) 環境にやさしいまちをつくる   | 161 |
| 練馬区環境基本条例／練馬区環境審議会／<br>環境都市練馬区宣言／練馬区環境基本計画<br>2011（後期計画）／再生可能エネルギー・省<br>エネルギー設備設置等補助制度／自立分散型<br>エネルギー設備設置補助制度／練馬区地球温<br>暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動 |     |
| (3) 区民・事業者と地球温暖化防止に<br>取り組む   | 162 |
| エコライフチェック事業／環境月間行事／<br>環境学習事業／ねりま・エコスタイルフェア<br>／オール東京62市区町村共同事業／環境情<br>報の提供事業／環境報告書「ねりまのかん<br>きょう」の発行                                       |     |
| (4) 区が率先して地球温暖化防止に<br>取り組む  | 163 |
| 区の事務事業における環境配慮の着実な推<br>進／低公害車の導入  |     |
| 37 リサイクルの推進とごみの発生抑制   | 164 |
| (1) ごみの発生を抑制する  | 164 |
| ごみの発生抑制の計画的推進／普及啓発<br>の推進／生ごみの発生抑制／食品ロス削減の<br>取組／リサイクルセンター／再使用の促進   |     |
| (2) リサイクルを進める   | 165 |
| 庁舎等区立施設でのリサイクルの推進／効<br>率的な資源回収システムの構築／練馬区資源<br>循環センター   |     |
| (3) ごみの適正処理を進める   | 167 |
| ごみの収集・運搬事業の推進／ごみ排出<br>ルールの確立／資源・ごみの排出実態調査／<br>清掃事務所における排出指導／一般廃棄物処<br>理業の許可   |     |
| 38 住まいの支援   | 169 |
| (1) 良質な住まいづくりを支援する  | 169 |
| 第3次練馬区住宅マスタープラン／分譲<br>マンションに関する支援事業／住宅修築資金<br>の融資あっせん／長期優良住宅の認定   |     |
| (2) 公共賃貸住宅を管理・運営する  | 169 |
| 区が管理する住宅／他の公共住宅   |     |
| (3) だれもが安心して暮らせる<br>住まいづくりを促進する   | 170 |
| 区立高齢者集合住宅／他の高齢者向け公<br>共住宅   |     |

## 第4章 練馬区の魅力を楽しめる

### まちづくり 171

|   |     |
|---|-----|
| 41 地域特性を活かした区内企業の活性化  | 172 |
| (1) 練馬区の産業振興施策  | 172 |
| 「練馬区産業振興ビジョン」の策定／区の産<br>業構造と特性／一般社団法人練馬区産業振興<br>公社との連携  |     |
| (2) 中小企業の経営を支援する  | 173 |
| 産業融資による支援／練馬ビジネスサポ<br>ートセンターによる支援／商工業団体との連携<br>強化、各種団体への支援／中小企業等地域貢<br>献事業補助／アニメ産業への支援／練馬産業<br>見本市の開催／練馬ビジネスチャンス交流会<br>／練馬区伝統工芸展／ねりま漬物物産展／区<br>民・産業プラザの運営     |     |
| (3) 中小企業の勤労者と就労を支援する  | 176 |
| 福利厚生事業への支援／勤労者への支援<br>／勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営  |     |
| (4) 消費者の自立を支援する   | 177 |
| 消費者意識の啓発／消費者の安全の確保<br>／石神井公園区民交流センターの運営   |     |
| 42 魅力ある商店街づくり   | 179 |
| (1) 魅力的な商店街づくりを進める  | 179 |
| 魅力ある個店づくり／特色のある商店街づ<br>くり／商店街振興への取組／商店街連合会等<br>との連携   |     |
| 43 都市農業の振興と都市農地の保全  | 180 |
| (1) 農の活きるまち練馬   | 180 |
| 意欲的な都市型農業経営の支援／練馬の<br>都市農業の特色を活かした魅力の発信／都市<br>農地の保全に向けた取組の推進  |     |
| 44 みどりの保全と創出  | 185 |
| (1) みどりの豊かさを実感できるまちづくりを<br>進める  | 185 |
| みどりのネットワーク形成の推進／練馬区<br>緑化委員会／みどりの区民会議／特色ある公<br>園の整備／区立公園等の維持管理／民有樹<br>林地の保全／保護樹木・樹林、憩いの森・街<br>かどの森／みどりの美しい街並みづくり／み<br>どりの協定／緑化に関する助成制度／緑化計<br>画の事前協議／樹木等伐採の届出 |     |
| (2) みどりを愛する心を育む   | 187 |
| 子どもたちが楽しめる体験型事業／花とみ<br>どりの相談所／牧野記念庭園／緑化協力員／<br>出生記念苗木の配付／練馬みどりの葉っぱい<br>基金   |     |

|     |  |     |
|-----|--|-----|
| 45  | 地域活動の活性化と<br>多文化共生社会の実現  | 188 |
| (1) | 区民の自主的な活動を尊重した支援と<br>連携  | 188 |
|     | 町会・自治会の活動支援／地域活動団体の<br>支援／区民協働交流センター／相談情報ひろ<br>ば／地域情報コーナー／地域おこしプロジェ<br>クト／協働ワークショップ／地区祭補助事業  |     |
| (2) | 地域活動を支える機会・場の充実を<br>行う   | 189 |
|     | 活動と交流の場の提供／区役所会議室の<br>活用／指定保養施設助成事業／指定葬儀場<br>使用料助成事業   |     |
| (3) | 各国文化の相互理解  | 191 |
|     | 文化の相互理解と交流の促進／海外友好<br>都市等との交流  |     |
| 46  | 文化・生涯学習・スポーツの振興  | 194 |
| (1) | 区民の文化芸術・生涯学習活動を<br>支援する  | 194 |
|     | 文化芸術・生涯学習施策の推進／文化芸<br>術の振興に関する事業／公益財団法人練馬区<br>文化振興協会／練馬文化センター／大泉学園<br>ホール（大泉学園ゆめりあホール）／美術館<br>／石神井公園ふるさと文化館／生涯学習セン<br>ター／向山庭園／学習の機会の充実／学校施<br>設の地域開放推進 |     |
| (2) | 読書活動を支援する  | 198 |
|     | 図書館  |     |
| (3) | 文化財を保存・活用・継承する   | 200 |
|     | 文化財保護の推進／文化財の指定・登録<br>／文化財保護のための主な事業／文化財保<br>護推進員／尾崎遺跡資料展示室  |     |
| (4) | スポーツ活動を支援する  | 201 |
|     | スポーツの機会の充実／地域スポーツ指導<br>者の育成／総合型地域スポーツクラブの育成<br>／スポーツ施設の整備／練馬こぶしハーフマ<br>ラソン／東京 2020 オリンピック・パラリン<br>ピック競技大会に向けた取組  |     |
| 47  | 練馬の魅力づくりと練馬ならではの<br>観光の推進  | 205 |
| (1) | 「練馬ならではの魅力」の発信   | 205 |
|     | 広報キャンペーンの実施  |     |
| (2) | 「練馬ならではの観光」の推進   | 205 |
|     | 練馬の魅力を体感できる仕組みづくり  |     |
| (3) | 練馬の魅力を感じるイベントづくり   | 205 |
|     | 第 41 回 練馬まつり／第 31 回 照姫まつり<br>／練馬区花火フェスタ  |     |
| (4) | 風を感じるまちづくり   | 206 |

散策しやすいまちづくり／シェアサイクル  
事業の社会実験

## 第 5 章 新たな区政の創造 207

|     |  |     |
|-----|--|-----|
| 51  | 区政改革の推進  | 208 |
| (1) | 区政の改革に向けて  | 208 |
|     | 区政改革推進会議の設置  |     |
| (2) | ICT（情報通信技術）などの積極的な<br>活用による利便性の向上  | 208 |
|     | ICT（情報通信技術）を活用した区民生活<br>の質の向上と効率的な区政運営の推進  |     |
| (3) | 開かれた区政に向けた情報発信の充実と<br>区民要望への迅速な対応  | 209 |
|     | 主な広報出版物／その他の広報活動／区<br>民情報ひろばの運営／区政資料管理体制の<br>整備／情報公開と個人情報保護／主な広聴<br>活動／区民相談                                |     |
| (4) | 行政需要に柔軟に対応するための<br>人材育成・体制整備   | 212 |
|     | 職員の人材育成／職員報の発行／施設の<br>適切な管理・活用   |     |
| (5) | 基礎的な住民サービスを効率的に<br>提供する  | 214 |
|     | 区民事務所等のサービスの拡充と事務の効<br>率化／タブレット端末を使用した通訳サービ<br>ス／マイナンバーカードの交付／コンビニ交<br>付サービスの実施／住居表示                       |     |
| 52  | 平和と人権の尊重、男女共同参画の<br>推進   | 215 |
| (1) | 平和を尊ぶ心を育む  | 215 |
|     | 平和推進事業   |     |
| (2) | 人権の尊重と男女共同参画を進める   | 215 |
|     | 人権尊重の理解を深めるための啓発／男女<br>共同参画社会の実現に向けて／男女共同参画<br>に係る総合的な施策の推進／配偶者からの暴<br>力防止に係る啓発や被害者支援の推進／男女<br>共同参画センターの運営 |     |

## 資料編 219

|             |     |
|-------------|-----|
| 区内の指定・登録文化財 | 220 |
| 練馬区の年表      | 222 |
| 関連文書一覧      | 236 |

# 練馬区この1年

平成30年4月～平成31年3月



世界都市農業サミット プレイベント (パネルディスカッションの様子)

## 30年4月

### 1日 高齢者在宅生活あんしん事業を開始

緊急通報システムなどによる見守り事業や配食サービス、緊急時の自宅への駆けつけサービスを一体的に提供する「高齢者在宅生活あんしん事業」を開始した。

### 1日 ひとり暮らし高齢者等への訪問支援事業を区内全域で開始 写真①

区内 25 か所の地域包括支援センターに社会福祉士等の資格を持つ訪問支援員を配置し、支援員がひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問して必要な支援を行う事業を区内全域で開始した。

### 1日 フェイスブックページ「多文化ねりま～文化交流ひろばから」を開設 写真②

区内イベントや外国人区民が生活していくうえで必要な情報などを4か国語（英語、中国語、韓国語、日本語）で発信するフェイスブックページを開設した。

### 1日 美術館に新館長 秋元雄史氏が就任

練馬区立美術館の新館長に秋元雄史氏（東京藝術大学大学美術館館長・教授）が就任した。

### 3日 練馬区の人口が73万人を突破

住民基本台帳に登録された人口が730,377人となり、初めて73万人を突破した。

### 15日 練馬区長選挙・練馬区議会議員補欠選挙

任期満了に伴う区長選挙、欠員5人となっていた区議会議員の補欠選挙を行った。



↑ ① 区民ボランティアによる訪問の様子



↑ ② 生活情報を4か国語で発信するフェイスブックページ（トップ画面）

### 17日 前川耀男第19代練馬区長が初登庁 写真③

15日の練馬区長選挙で再選。任期は、平成30年4月20日から4年間。

## 5月

### 9日 前川区長が北京市海淀区を訪問

5月9日から11日まで、練馬区の友好都市である中国北京市の海淀区を、区議会議長をはじめとした訪問団とともに、区長として初めて訪れた。海淀区とは、両区の市民レベルでの交流を深めることで合意をした。

### 21日 新しい「ねりコレ」を発表 写真④

ねりま観光センターは、新しい「ねりコレ」（ねりまのオススメ商品コレクション）を発表した。

今回、食料品やグッズなどのお土産品部門が58商品、飲食店の看板メニュー部門が19商品の計77商品が認定された。

### 31日 コンビニ事業者等と「高齢者見守りネットワーク事業協定」を締結

従業員が支援の必要な認知症高齢者等を発見した際に、地域包括支援センターへ連絡するなど、ひとり暮らし高齢者などを地域で見守ることを目的に、(株)セブン-イレブン・ジャパン、(株)ファミリーマートおよび(株)イトーヨーカ堂の3社と協定を締結した。

### 31日 (株)イトーヨーカ堂と「災害時における応急物資の供給に関する協定」を締結

災害時に区の要請により、提供可能な食料品等の物資を供給することなどを目的とする協定を締結した。



↑ ③ 前川耀男第19代練馬区長が初登庁



↑ ④ 新しい「ねりコレ」（ねりまのオススメ商品コレクション）

## 6月

- 1日 寄付金のインターネットによる申込み、クレジットカード決済を開始  
寄付者の利便性の向上を図ることを目的に、インターネット申込みおよびクレジットカード決済を開始した。
- 1日 災害時協力登録車制度を創設、登録受付開始  
区民や事業者が所有する電気自動車（EV）等を災害時に避難拠点の電源として活用する制度を創設し、区民等からの登録受付を開始した。区民のEV等を募る制度としては、都内自治体で初めての取組。
- 1日 禁煙医療費補助事業を開始  
20歳以上の区民を対象に、禁煙にかかる医療費自己負担分の1/2（上限1万円）を補助する事業を開始した。
- 22日 日本大学芸術学部および区内事業者と「臨時災害放送局の開設および運営に関する協定」を締結 **写真⑤**  
大規模災害が発生した際に、区が開設する臨時災害放送局を継続かつ安定的に運営するための基本的役割を分担するとともに相互に協力連携を図るため、日本大学芸術学部、(株)ジェイコム東京および(一社)練馬放送の3団体と協定を締結した。



↑⑤ 「臨時災害放送局の開設および運営に関する協定」締結式

- 27日 第70代議長に福沢剛氏、第72代副議長に西野こういち氏が就任

本会議で、新議長に福沢剛氏（自民党）、新副議長に西野こういち氏（公明党）が選出された。

- 28日 「グランドデザイン構想」を策定 **写真⑥**  
目指す将来像を区民と共有し、区政を更に前に進めるため、おおむね10年後から30年後の将来像を「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の3つの分野で示した「グランドデザイン構想」を策定した。

## 7月

- 10日 区内3警察署と「要保護児童の早期発見と児童虐待の未然防止に向けた情報共有等に関する協定」を締結  
要保護児童に係る情報を共有し、情報の記録および管理と秘密の保持の徹底により、更なる連携強化を図るため、区内3警察署と協定を締結した。
- 11日 マイナンバーを活用した保育の現況届のオンライン受付を開始 **写真⑦**  
子育て世代の利便性向上を目的に、政府が運営するウェブサイト「マイナポータル」のぴったりサービスを活用して、保育の「現況届」などのオンライン受付を開始した。
- 12日 地域団体や介護事業者8団体と「街かどケアカフェ連携協定」を締結  
身近な場所で、健康づくりや介護予防に取り組める環境を整備し、孤立や閉じこもりを防ぐことを目的に、高齢者の集いの場や認知症カフェなどを運営している地域団体や介護事業者8団体と協定を締結した。



↑⑥ 「グランドデザイン構想」冊子

↓⑦ マイナポータル（トップ画面）



## 8月

### 1日 真夏の音楽会、花火フェスタを開催 写真⑧

練馬区独立記念日を祝うイベント「真夏の音楽会 vol.1 大谷康子と楽しむ音楽の旅～ウィーン」と「練馬区花火フェスタ」を開催した。

どちらも29年度に練馬区独立70周年記念事業として開催し、好評を博したため、引き続きの開催となった。

### 2日 夏休み親子パラリンピック競技体験会開催

写真⑨

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開幕2年前に合わせて、夏休みに親子でパラリンピック競技などを体験するイベントを開催した。

## 9月

### 1日 区公式ホームページを8年振りに全面リニューアル

平成22年以来、8年振りに、区公式ホームページ（スマートフォン・モバイルサイト含む）を全面リニューアルした。利便性の向上、情報発信力の強化等を図る。



↑ ⑧ 真夏の音楽会の様子



↑ ⑩ 小学生の放課後の居場所説明会の様子



↑ ⑨ 夏休み親子パラリンピック競技体験会 車いすポートボール体験の様子

6日 日産関係3社と「災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定」を締結  
災害時に、区内店舗が試乗車として配備している電気自動車（EV）を区に無償で貸与するほか、店舗に設置している充電スタンドの優先利用を可能とすることを目的に、東京日産自動車販売（株）、日産プリンス東京販売（株）および日産自動車（株）の3社と協定を締結した。

## 10月

### 6日 小学生の放課後の居場所説明会を開催 写真⑩

児童館や学童クラブで、来年度に小学1年生となる保育園児の保護者などを対象に、放課後の過ごし方について、「小学生放課後の居場所説明会」を初めて開催した。説明会は、20会場で22回開催し、247名が参加した。

### 14日 みどりの風 練馬薪能を開催 写真⑪

石神井松の風文化公園で「みどりの風 練馬薪能」を開催した。

### 16日 ハンドスタンプで、東京2020大会を応援

写真⑫

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を盛り上げるため、都内の自治体として初めて、「ハンドスタンプアートプロジェクト」の支援を開始した。

※ハンドスタンプアートプロジェクト：

病気や障害がある子どもたちと、それを応援する人たちの手形を集めてアートを制作するプロジェクト。（一社）HAND STAMP ART PROJECTが取り組むプロジェクトで、区は、この活動を後援しています。



↑ ⑪ みどりの風 練馬薪能「土蜘蛛 ささ蟹」



↑ ⑫ 前川耀男区長が練馬区民第一号として、ハンドスタンプをする様子

## 25日 コンビニエンスストア移動販売車を活用した高齢者支援サービスを開始 **写真⑬**

(株)セブン・イレブン・ジャパンが、UR賃貸住宅光が丘パークタウン大通り南団地で都内初となる移動販売を開始、3月には、都営光が丘第3アパートへも展開した。区は、UR、東京都、地元自治会等と連携して、高齢者支援の取組として、販売場所や広報などの支援を開始した。また、販売日時に合わせた「出張型街かどケアカフェ」を実施し、買い物に訪れた高齢者が気軽に立ち寄れる新たな場所を提供している。

## 29日 「訪れてみたい日本のアニメ聖地 88(2019年版)」に、練馬区が選出

一般社団法人アニメツーリズム協会が主催する「訪れてみたい日本のアニメ聖地 88(2019年版)」に、練馬区が選ばれた。

# 11月

## 1日 区内初の障害児保育園「ヘレン中村橋」が中村橋区民センター1階に開園 **写真⑭**

保育スタッフと看護スタッフ、リハビリスタッフが協力し、重度の障害や医療的ケアが必要な子どもの療育と保育を行う「ヘレン中村橋」が開園した。



↑ ⑬ 光が丘での移動販売の様子



↑ ⑭ 区内初の障害児保育園「ヘレン中村橋」での保育の様子

## 12日 都市農地保全推進自治体協議会が農林水産省に要望書を提出

前川会長(練馬区長)は、濱村進農林水産大臣政務官を訪問し、6月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が制定されたことなど、様々な制度改正について感謝を伝えるとともに、財政面での支援等について要望した。

## 19日 「農の活きるまちねりま」が、第38回緑の都市賞(緑のまちづくり部門)国土交通大臣賞を受賞

「農の学校」や「農業体験農園」など様々な取組みが、都市ならではの農地を活かした区のまちづくりとして評価された。

## 23日 世界都市農業サミットイベントを開催 **写真⑮**

11月23日から25日に、都市農業の魅力と可能性を世界に発信する「世界都市農業サミット」を1年後に控え、機運を高めるためニューヨークとロンドンから行政関係者・研究者を招へいし、イベントを区民・産業プラザなどで開催した。

# 12月

## 25日 上石神井駅の交通広場整備に着手 **写真⑯**

東京都が同日付けで着手した南北道路の事業と連携して、バスやタクシーへの乗換え時の安全性や利便性の向上を図るため、上石神井駅の交通広場整備に着手した。



↑ ⑮ ねりマルシェを見学する様子とロゴマーク

### 交通広場の概要



↑ ⑯ 上石神井駅交通広場の整備イメージ図

## 31年1月

### 10日 都市農地保全推進自治体協議会が国土交通大臣に要望書を提出

前川会長（練馬区長）は、石井啓一国土交通大臣を訪問し、「生産緑地法」や同法施行規則の改正といった制度改正について感謝を伝えるとともに、財政面での支援等について要望した。

### 18日 東京の民生委員制度 100周年記念式典・イベントを開催 写真⑰

区と練馬区民生児童委員協議会は、練馬区立練馬文化センターで、東京の民生委員制度創設 100周年にあわせた記念式典とイベントを開催した。

### 26日 東京外かく環状道路（関越～東名）シールドマシン発進式が開催 写真⑱

練馬区大泉町の大泉ジャンクション予定地で、本線トンネルを掘進するシールドマシンの発進式が開催された。

### 31日 「練馬区 これからの町会・自治会運営のヒント集」を発行 写真⑲

町会や自治会の有志で構成される練馬区町会・自治会のあり方検討会議は、23区では初の試みとなる町会・自治会自身が主体的に活動の事例をまとめた冊子「練馬区 これからの町会・自治会運営のヒント集」を発行した。



↑ ⑰ 民生委員制度 100周年記念の様子



↑ ⑱ シールドマシン発進式の様子

## 2月

### 東京あおば農業協同組合と共同で実施した農地所有者に対する意向調査で、約8割の農業者が農地面積の維持を希望

調査の結果、8割を超える農業者が特定生産緑地の指定を希望していること、また、生産緑地の貸借制度に興味を示している農業者が約2割いることが明らかになった。

### 14日 練馬区産業振興公社主催の「創業！ねりま塾～本気の起業塾」が、全国創業スクール選手権で、5年連続の表彰

「創業！ねりま塾」は、新たに創業を予定している人等に、必要となる基礎知識やノウハウの習得、創業に向けたビジネスプランの作成を支援するセミナーで、受講生1人1人へのフォローを重視している点が高く評価された。

## 3月

### 7日 練馬ビジネスチャンス交流会を初開催 写真⑳

区内外から61の事業者が参加し、自社の商品やサービス等を紹介するグループ交流会や情報交換、商談を行うフリー交流会などを実施した。

### 冊子「練馬区これからの町会・自治会運営のヒント集」

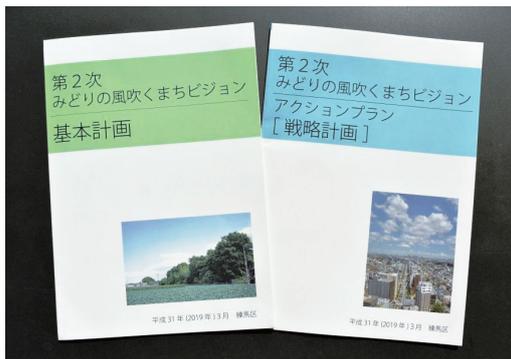


↑ ⑳ ビジネスチャンス交流会の様子

15日 『第2次みどりの風吹くまちビジョン』を策定  
 写真①  
 グランドデザイン構想に示す将来像の実現に向けた新たな総合計画『第2次みどりの風吹くまちビジョン』を策定した。

21日 都市農業の魅力を伝えるWEBサイト「TOKYO  
 とれたて♥キッチン in 練馬」を公開 写真②  
 練馬産野菜を使用したレシピ動画に加え、練馬区の都市農業の特色や農産物直売所の情報を見ることができるWEBサイト「TOKYO とれたて♥キッチン in 練馬」を公開した。

26日 災害時に病院から避難拠点（医療救護所）へ電力を供給するための「地域コジェネレーションシステム整備に関する協定」を締結  
 災害時に、避難拠点（医療救護所）である石神井東中学校が停電した際に、順天堂大学医学部附属練馬病院（災害拠点病院）から石神井東中学校体育館へ電力を供給することについて、協定を締結した。



↑ ① 『第2次みどりの風吹くまちビジョン』  
 「基本計画」と「戦略計画」



↑ ② 「TOKYO とれたて♥キッチン in 練馬」  
 ロゴマーク



# 練馬区のあらまし

|   |    |       |    |
|---|----|-------|----|
| 1 | 地勢 | ..... | 10 |
| 2 | 歴史 | ..... | 12 |
| 3 | 人口 | ..... | 14 |
| 4 | 気象 | ..... | 21 |



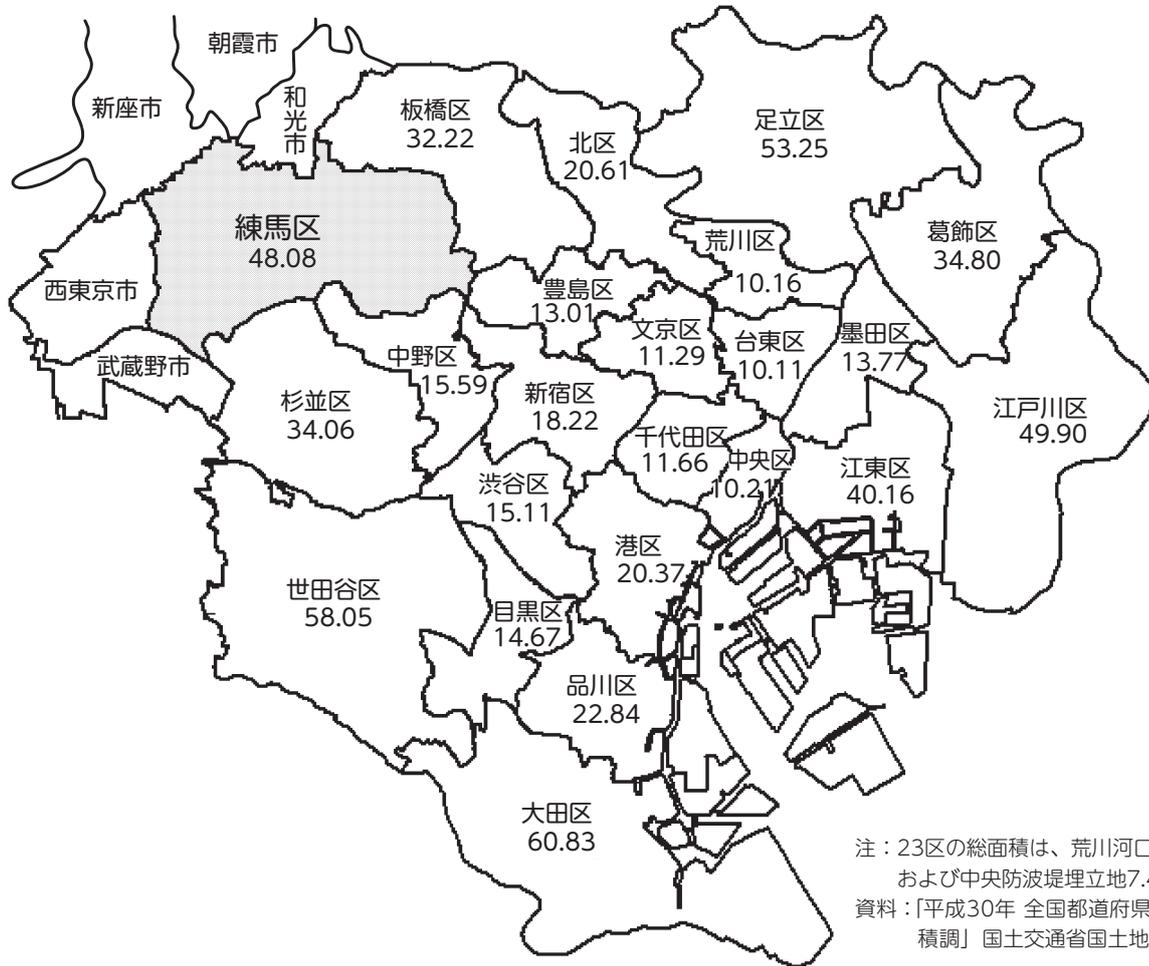
寄贈写真より「漬物樽のある風景（昭和50年代）」

# 1 地 勢

[23区の位置と面積] (単位: km<sup>2</sup>)

23区の総面積 627.57km<sup>2</sup>

30年10月1日現在



## ●位置、面積

練馬区は、東京都23区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境をもち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。

経・緯度でみると、東経139度40分52秒～139度33分46秒、北緯35度42分43秒～35度46分46秒に位置している。なお、練馬区役所の位置は、東経139度39分8秒、北緯35度44分8秒である。

一方、練馬区の面積は48.08km<sup>2</sup>で東西約10km、南北約4～7kmのほぼ長方形である。

東京都の総面積2,193.96km<sup>2</sup>に対し、練馬区はその約2.2%、23区の総面積627.57km<sup>2</sup>に対し約7.7%に当たり、23区の中では大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に次いで5番目の広さである。

## ●地 形

練馬区は、ほとんど高低差のないなだらかな地形をしている。

地盤高でみると、西側が高く東側へ行くにつれて低くなっている。水準基標によると、関町北四丁目（石神井高校内）では海拔54.02m、羽沢三丁目（開進第四中学校内）では海拔26.01mとなり、平均すると、30～50m程度の起伏の少ない台地状となっている（資料：「平成30年水準基標測量成果表」東京都土木技術支援・人材育成センター）。

この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地である。

## ●地 質

練馬区の地質は、地質年代からみると比較的新しい時代に形成された地層で、台地は洪積層、低地は沖積層からなっている。

## 〔町名図〕



洪積層は、上部の関東ローム層、中部の粘土砂の互層、下部の砂礫層から構成されている。この台地の洪積層と、低地の沖積層の基盤になっているのが第三紀層である。

武蔵野台地の表面は、ローム層で厚く覆われていて水を得ることができないが、ローム層の下には粘土と小石の累層があって水を含んでおり、そうした層が谷の底、谷の側壁、段丘の崖の下などに露出して湧水となる。三宝寺池、富士見池や井頭池（弁天池）は、こうした湧水からできた池である（資料：「昭和44年練馬区地下水調査報告書」）。

## ●地名の由来

「ねりま」という地名の由来には、『関東ローム層の赤土を黏ったところを「黏場」といった』、『石神井川流域の低地の奥まったところに沼＝「根沼」が多かった』、『奈良時代、武蔵国に「乗瀧」という宿駅があった』、『中世、豊島氏の家臣に馬術の名人がおり、馬を馴らすことを「ねる」といった』などの諸説があり、定説はない。

## ●区の紋章

ネリマの「ネ」の字と「馬のひづめ」を組み合わせて図案化したもので、約900点の応募作品から選定された。

練馬区が平和で、健康で、明るいまちに発展していくようにという願いをこめて、昭和28年12月に制定された。



〔区の紋章〕

## ●区の花と木

美しい花と豊かなみどりの住みよいまちづくりを進めるために、区のシンボルとなる花と木を区民から公募し、昭和46年4月、花は「ツツジ」、木は「コブシ」を選定した。



〔区の花 ツツジ〕



〔区の木 コブシ〕

## 2 歴史

### ●原始・古代

練馬に人が住み始めたのは、約3万年前の旧石器時代からとされている。これを示すものとして、石神井川や白子川流域などから旧石器時代の遺跡が発見されている。

旧石器時代に続く縄文時代の遺跡は、石神井川、白子川、中新井川（江古田川）流域などで発見されており、池淵遺跡（石神井町五丁目、一部が公園として保存されている。）などがある。数は少ないが、弥生時代の遺跡も石神井川や白子川流域で発見されており、人々が川沿いに定住していたと考えられる。

このほか、古墳時代から歴史時代にかけての遺跡も区内各所で発見されている。氷川台一丁目の城北中央公園内の栗原遺跡には、7～8世紀ごろの竪穴住居が復元されており、古代の住居が点在していた当時の集落の様子を語っている。

大化の改新後、律令制が徐々に整い、地方には国府を中心に国郡の制度が敷かれた。練馬は、律令国家の行政区域では、武蔵国豊島郡に属した。豊島郡は現在の千代田・中央・台東・文京・荒川・北・板橋・新宿・豊島・練馬の10区にまたがる広い地域を占めていた。この当時、練馬地域は石神井川や白子川流域など、限られた地域に集落が営まれたものの、大半は原野だったと推測されている。

### ●中世

平安時代末期、武蔵国豊島郡においては、秩父平氏の豊島氏が勢力を広げていった。豊島氏は最初の拠点として、荒川沿岸で石神井川河口に近い現在の北区上中里に平塚城を築いた。さらに、豊島氏の領主的支配の手が石神井川流域をさかのぼり、練馬の地域に進出したのは南北朝時代と伝えられている。室町時代頃までには、練馬城（豊島園内）や石神井城（三宝寺池南側台地）を築いた。

豊島氏による練馬の開発の様子は明らかでないが、城が築かれたところは豊かな水源地であった。また、この時代の城は、武士の居館の周囲に土塁を積み上げたり、空堀を巡らす程度の規模の小さいものであったとされている。15世紀半ば、鎌倉公方（古河公方）足利氏と関東管領上杉氏が対立し、関東は戦国時代<sup>どうかん</sup>に突入する。その中で、石神井城主豊島泰経と太田道灌の戦いも起きた。

この戦いで、長年にわたって練馬の地を支配してきた豊島氏は滅び、太田氏の支配を受けることとなった。

その後、小田原北条氏の支配へと移り変わった。

### ●近世

天正18年（1590年）、徳川家康が江戸城に入った。江戸幕府開府後、練馬の村々は、大部分が天領に、一部が大名と旗本の知行地になった。

この当時の練馬の農業は、水に恵まれない土地柄で田の面積も限られていたため、農地のほとんどが畑であり、練馬の農民は幕府が開発した上水を利用した。玉川上水から分水して造られた千川上水は、宝永4年（1707年）に農業用水として用いることが許され、練馬の農業にとっては貴重な水資源となった。



〔暗渠になる前の千川上水〕

江戸時代中期には、江戸の発展に伴い、大根、ゴボウ、ナス、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村となった。特に大根は、黒ボク土といわれるきめ細かい土壌に適していた。また、保存食としてのたくあん漬が根付いたのもこのころであった。

### ●近代

慶応3年（1867年）10月大政奉還となり、明治新政府が京都の地に生まれた。この京都の新政府が討幕達成のために東征の軍を江戸に下した。慶応4年（1868年）4月の江戸城開城により、江戸は新政府の手に握られ、同年7月17日、東京と改称された。同年同月、府政機関として東京府を新設した。同年9月8日、元号を明治と改めた。

練馬の村々も明治元年（1868年）武蔵県に、翌2年に品川県に編入されるなどの経緯を経たのち、明治11年（1878年）には、「郡区町村編制法」で東京府北豊島郡の一部へと移り変わった。

東京が日本の首都、政治の中心として発展するに従い、練馬は東京市民への野菜の供給地として重要性を増し、有名なたくあん漬も軍隊などの需要増加により、盛んに生産されるようになった。

※独立後の年表は、222 ページを参照



〔練馬大根干し風景（昭和 10 年頃）〕

大正期に営業を開始した東武東上線や武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）は利用者が少なく、一時は貨物の運搬が中心だったといわれている。



〔大泉学園駅周辺の様子（大正 14 年頃）〕

練馬の人口は明治 7 年（1874 年）に約 1 万 2 千人、50 年後の大正 14 年（1925 年）には約 3 万人と緩やかな増加ぶりであった。

しかし、大正 12 年（1923 年）の関東大震災を境に、都心から周辺地域への人口の流出、交通の発達に伴う工場の進出等により、練馬は次第に姿を変えた。

昭和 7 年（1932 年）、東京市が 35 区制になると、練馬地区を含む板橋区が成立した。

昭和 21 年 9 月、第 1 次の地方制度の改革があり、主権在民の地方自治制度に改められた。昭和 22 年 3 月 15 日、それまでの東京 35 区制は 22 区制となった。練馬地区はこのとき、まだ板橋区に属していたが、独立を求める人々の努力が実を結び、昭和 22 年 8 月 1 日、練馬区は板橋区から独立し、23 番目の特別区となった。



〔独立当時の区役所庁舎（開進第三小学校講堂）〕

# 3 人 口

区の人口・世帯数は、住民基本台帳によると31年1月1日現在732,433人、370,567世帯である。

23区別に見ると、人口は世田谷区の約90万9千人に次いで2番目となっている。

なお、練馬区における外国人住民数は、31年1月1日現在19,653人で、区の総人口に占める割合は約2.7%となっている。

## ●人口の推移

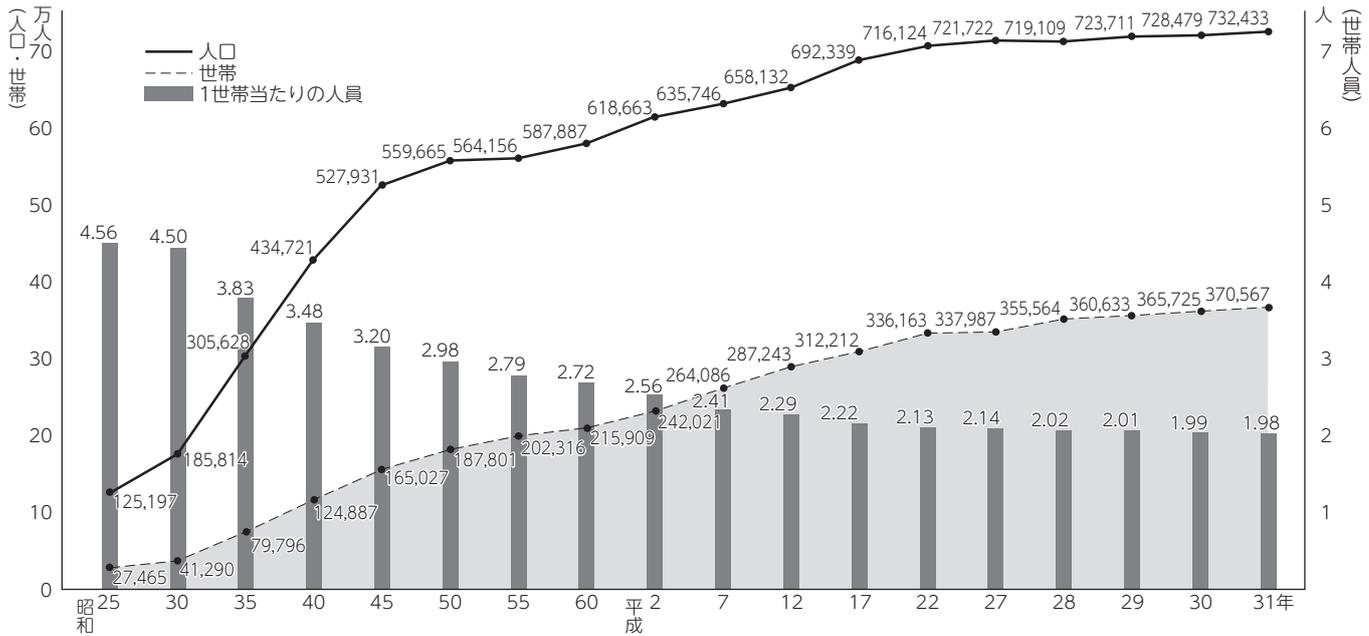
区の人口は、昭和22年の独立当時は約11万人であった。人口増加は30年代前半から40年代半ばにかけての高度経済成長に呼応して著しく、毎年2～3万人の増加で推移した。40年代に入ると、それまでの急激な

人口増加の要因であった社会増（転入超過）は急減し、46年からは社会減（転出超過）に転じている。また自然増加（出生数－死亡数）人口も47年から減少し始め、53年から56年に、わずかではあるが人口が減少した時期もあった。

61年、光が丘地区等の開発に伴い約1万1千人が増加し、都内でも際立って大きい伸びを示した。その後も今日まで通増し続け、平成20年4月には総人口70万人を突破した。

24年7月から外国人が住民基本台帳の適用対象となった。そのため住民基本台帳の人口は、外国人住民を加えた数となっている。

## 〔国勢調査による人口・世帯数の推移〕



注：平成28年～31年は1月1日現在の住民基本台帳の数値である。  
資料：国勢調査結果報告

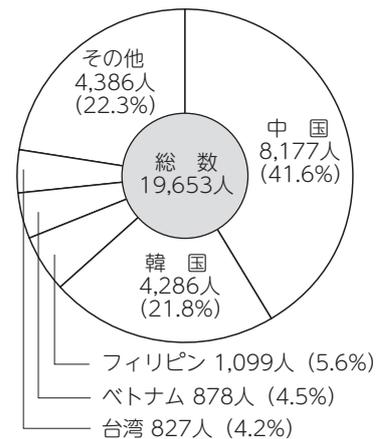
## 〔各年中の人口動態〕

(単位: 人) 各年1～12月

| 年次 | 全体の増減人口 | 他県との移動 |        |        | 都内間の移動増減人口 | 自然動態   |       |       | その他の増減人口 |
|----|---------|--------|--------|--------|------------|--------|-------|-------|----------|
|    |         | 転出・入の差 | 転入     | 転出     |            | 自然増加人口 | 出生    | 死亡    |          |
| 26 | 3,444   | 2,769  | 22,294 | 19,525 | △583       | 673    | 6,177 | 5,504 | 585      |
| 27 | 4,453   | 2,920  | 23,189 | 20,269 | 303        | 483    | 6,241 | 5,758 | 747      |
| 28 | 4,602   | 2,538  | 22,919 | 20,381 | 668        | 363    | 6,225 | 5,862 | 1,033    |
| 29 | 4,768   | 2,789  | 23,268 | 20,479 | 651        | △138   | 6,028 | 6,166 | 1,466    |
| 30 | 3,954   | 3,095  | 23,502 | 20,407 | 161        | △350   | 5,836 | 6,186 | 1,048    |

注：「その他の増減人口」は、職種による記載・消除、海外との転出入数である。  
資料：「人口の動き」(都総務局統計部)

## 〔外国人住民人口〕 31年1月1日



## 〔世帯数と人口の推移〕

各年1月1日現在

| 年次    | 世帯数<br>(世帯) | 総人口<br>(人) | 日本人の人口(人) |         |         | 外国人の人口(人) |       |        | 対前年比増加人口 |       |
|-------|-------------|------------|-----------|---------|---------|-----------|-------|--------|----------|-------|
|       |             |            | 総数        | 男       | 女       | 総数        | 男     | 女      | 実数(人)    | 率(%)  |
| 昭和22年 | 24,399      | 111,792    | 111,792   | 58,322  | 53,470  | —         | —     | —      | —        | —     |
| 30    | 42,629      | 174,795    | 173,950   | 88,410  | 85,540  | 845       | —     | —      | 11,720   | 7.19  |
| 40    | 125,086     | 407,033    | 404,629   | 206,180 | 198,449 | 2,404     | —     | —      | 23,036   | 6.00  |
| 45    | 172,317     | 514,440    | 511,334   | 262,498 | 248,836 | 3,106     | 1,726 | 1,380  | 14,834   | 2.97  |
| 48    | 177,749     | 522,649    | 519,517   | 266,847 | 252,670 | 3,132     | 1,744 | 1,388  | 8,209    | 1.60  |
| 49    | 183,408     | 530,999    | 527,692   | 270,924 | 256,768 | 3,307     | 1,824 | 1,483  | 8,350    | 1.60  |
| 50    | 194,579     | 548,235    | 544,961   | 278,366 | 266,595 | 3,274     | 1,808 | 1,466  | 3,610    | 0.66  |
| 51    | 197,971     | 553,147    | 549,881   | 280,372 | 269,509 | 3,266     | 1,792 | 1,474  | 4,912    | 0.90  |
| 52    | 200,640     | 557,971    | 554,735   | 282,397 | 272,338 | 3,236     | 1,771 | 1,465  | 4,824    | 0.87  |
| 53    | 202,918     | 561,452    | 558,119   | 283,595 | 274,524 | 3,333     | 1,798 | 1,535  | 3,481    | 0.62  |
| 54    | 204,237     | 561,239    | 558,015   | 283,102 | 274,913 | 3,224     | 1,726 | 1,498  | △213     | △0.04 |
| 55    | 204,764     | 560,249    | 556,944   | 282,177 | 274,767 | 3,305     | 1,782 | 1,523  | △990     | △0.18 |
| 56    | 205,804     | 559,716    | 556,482   | 282,284 | 274,198 | 3,234     | 1,758 | 1,476  | △533     | △0.10 |
| 57    | 207,350     | 559,368    | 556,003   | 282,016 | 273,987 | 3,365     | 1,831 | 1,534  | △348     | △0.06 |
| 58    | 209,939     | 561,868    | 558,387   | 283,535 | 274,852 | 3,481     | 1,860 | 1,621  | 2,500    | 0.45  |
| 59    | 214,723     | 569,759    | 566,055   | 287,170 | 278,885 | 3,704     | 1,992 | 1,712  | 7,891    | 1.40  |
| 60    | 220,105     | 578,920    | 574,885   | 291,388 | 283,497 | 4,035     | 2,131 | 1,904  | 9,161    | 1.61  |
| 61    | 222,874     | 587,326    | 583,031   | 294,614 | 288,417 | 4,295     | 2,229 | 2,066  | 8,406    | 1.45  |
| 62    | 229,415     | 599,134    | 594,325   | 300,039 | 294,286 | 4,809     | 2,474 | 2,335  | 11,808   | 2.01  |
| 63    | 234,583     | 606,007    | 600,655   | 303,546 | 297,109 | 5,352     | 2,684 | 2,668  | 6,873    | 1.15  |
| 64    | 239,297     | 613,258    | 606,501   | 306,491 | 300,010 | 6,757     | 3,681 | 3,076  | 7,251    | 1.20  |
| 平成2年  | 243,366     | 616,826    | 609,645   | 307,637 | 302,008 | 7,181     | 3,775 | 3,406  | 3,568    | 0.58  |
| 3     | 247,600     | 620,679    | 612,975   | 309,084 | 303,891 | 7,704     | 3,950 | 3,754  | 3,853    | 0.62  |
| 4     | 253,516     | 627,269    | 618,402   | 311,631 | 306,771 | 8,867     | 4,567 | 4,300  | 6,590    | 1.06  |
| 5     | 258,219     | 630,759    | 621,140   | 312,543 | 308,597 | 9,619     | 4,971 | 4,648  | 3,490    | 0.56  |
| 6     | 261,193     | 632,478    | 622,415   | 312,575 | 309,840 | 10,063    | 5,135 | 4,928  | 1,719    | 0.27  |
| 7     | 264,547     | 634,785    | 624,754   | 313,408 | 311,346 | 10,031    | 5,046 | 4,985  | 2,307    | 0.36  |
| 8     | 268,548     | 637,448    | 627,662   | 314,412 | 313,250 | 9,786     | 4,916 | 4,870  | 2,663    | 0.42  |
| 9     | 272,482     | 641,017    | 631,140   | 315,654 | 315,486 | 9,877     | 4,848 | 5,029  | 3,569    | 0.56  |
| 10    | 277,532     | 645,859    | 635,827   | 317,822 | 318,005 | 10,032    | 4,864 | 5,168  | 4,842    | 0.76  |
| 11    | 282,976     | 651,901    | 641,821   | 320,505 | 321,316 | 10,080    | 4,870 | 5,210  | 6,042    | 0.94  |
| 12    | 287,745     | 657,119    | 646,729   | 322,436 | 324,293 | 10,390    | 4,968 | 5,422  | 5,218    | 0.80  |
| 13    | 292,305     | 662,383    | 651,618   | 324,905 | 326,713 | 10,765    | 5,065 | 5,700  | 5,264    | 0.80  |
| 14    | 297,517     | 668,842    | 657,377   | 327,636 | 329,741 | 11,465    | 5,332 | 6,133  | 6,459    | 0.98  |
| 15    | 302,605     | 674,912    | 662,885   | 330,328 | 332,557 | 12,027    | 5,640 | 6,387  | 6,070    | 0.91  |
| 16    | 306,942     | 679,863    | 667,512   | 332,385 | 335,127 | 12,351    | 5,740 | 6,611  | 4,951    | 0.73  |
| 17    | 310,889     | 684,365    | 672,251   | 334,398 | 337,853 | 12,114    | 5,492 | 6,622  | 4,502    | 0.66  |
| 18    | 314,248     | 686,237    | 674,123   | 334,898 | 339,225 | 12,114    | 5,488 | 6,626  | 1,872    | 0.27  |
| 19    | 318,925     | 691,230    | 678,869   | 337,029 | 341,840 | 12,361    | 5,554 | 6,807  | 4,993    | 0.73  |
| 20    | 324,194     | 697,174    | 684,107   | 339,385 | 344,722 | 13,067    | 5,825 | 7,242  | 5,944    | 0.86  |
| 21    | 329,290     | 702,922    | 689,187   | 341,481 | 347,706 | 13,735    | 6,145 | 7,590  | 5,748    | 0.82  |
| 22    | 332,307     | 706,449    | 692,450   | 342,512 | 349,938 | 13,999    | 6,202 | 7,797  | 3,527    | 0.50  |
| 23    | 333,414     | 707,280    | 693,368   | 342,158 | 351,210 | 13,912    | 6,035 | 7,877  | 831      | 0.12  |
| 24    | 335,465     | 707,903    | 694,886   | 342,261 | 352,625 | 13,017    | 5,679 | 7,338  | 623      | 0.09  |
| 25    | 344,228     | 709,262    | 696,522   | 342,647 | 353,875 | 12,740    | 5,613 | 7,127  | 1,359    | 0.19  |
| 26    | 347,096     | 711,212    | 698,354   | 343,353 | 355,001 | 12,858    | 5,741 | 7,117  | 1,950    | 0.27  |
| 27    | 350,732     | 714,656    | 701,104   | 344,156 | 356,948 | 13,552    | 6,138 | 7,414  | 3,444    | 0.48  |
| 28    | 355,564     | 719,109    | 704,447   | 345,341 | 359,106 | 14,662    | 6,659 | 8,003  | 4,453    | 0.62  |
| 29    | 360,633     | 723,711    | 707,289   | 346,119 | 361,170 | 16,422    | 7,566 | 8,856  | 4,602    | 0.64  |
| 30    | 365,725     | 728,479    | 710,239   | 346,719 | 363,520 | 18,240    | 8,438 | 9,802  | 4,768    | 0.66  |
| 31    | 370,567     | 732,433    | 712,780   | 347,090 | 365,690 | 19,653    | 9,189 | 10,464 | 3,954    | 0.54  |

注：①昭和22年1月1日は、練馬区独立以前のため、数値は独立後の22年10月1日の臨時国勢調査時のものである。

②昭和30年～平成24年の「世帯数」は外国人を含まない。

③昭和30～42年の「日本人の人口」は住民登録による数値であり、43年以降は住民基本台帳の日本人の数値である。

④昭和30年～平成24年の「外国人の人口」は外国人登録による数値であり、25年からは住民基本台帳の外国人住民の数値である。

資料：「東京都統計年鑑」（都総務局統計部調整課）

●人口構成

住民基本台帳による31年1月1日現在の人口（外国人住民を含む。）構成はつぎのとおりである。

1 男女別構成

男性356,279人（48.6%）、女性376,154人（51.4%）で前年と比較すると男性は1,122人増加し、女性は2,832人増加している。人口性比（女性100人に対する男性の数）は94.7で、23区平均の96.6よりも低くなっている。

2 年齢構成

年齢構成では40歳代が117,974人（16.1%）と最も多く、次いで30歳代103,428人（14.1%）、50歳代100,818人（13.8%）、20歳代94,063人（12.8%）の順になっている。

年齢3区分別人口構成では、年少人口（0～14歳）が87,955人（12.0%）で、前年より162人の減、生産年齢人口（15～64歳）は484,957人（66.2%）で3,069人の増、老年人口（65歳以上）は、159,521人（21.8%）で1,047人の増となっている。また、平均年齢は44.50歳で、前年に比べ0.16歳上昇している。

●世帯の状況

住民基本台帳による31年1月1日現在の世帯数は370,567世帯である。一世帯当たりの人員数は1.98人で、23区平均1.84人と比べて0.14人多くなっている。

●人口密度

住民基本台帳による31年1月1日現在の人口密度は15,234人/km<sup>2</sup>であり、町丁別では下図のような分布となっている。

●本籍人口

戸籍制度は、国民の出生から死亡までの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を公に記録・証明するものである。戸籍事務は、全国統一の手続きを必要とするため国の事務とされてきたが、12年4月1日から、区市町村による法定受託事務とされた。

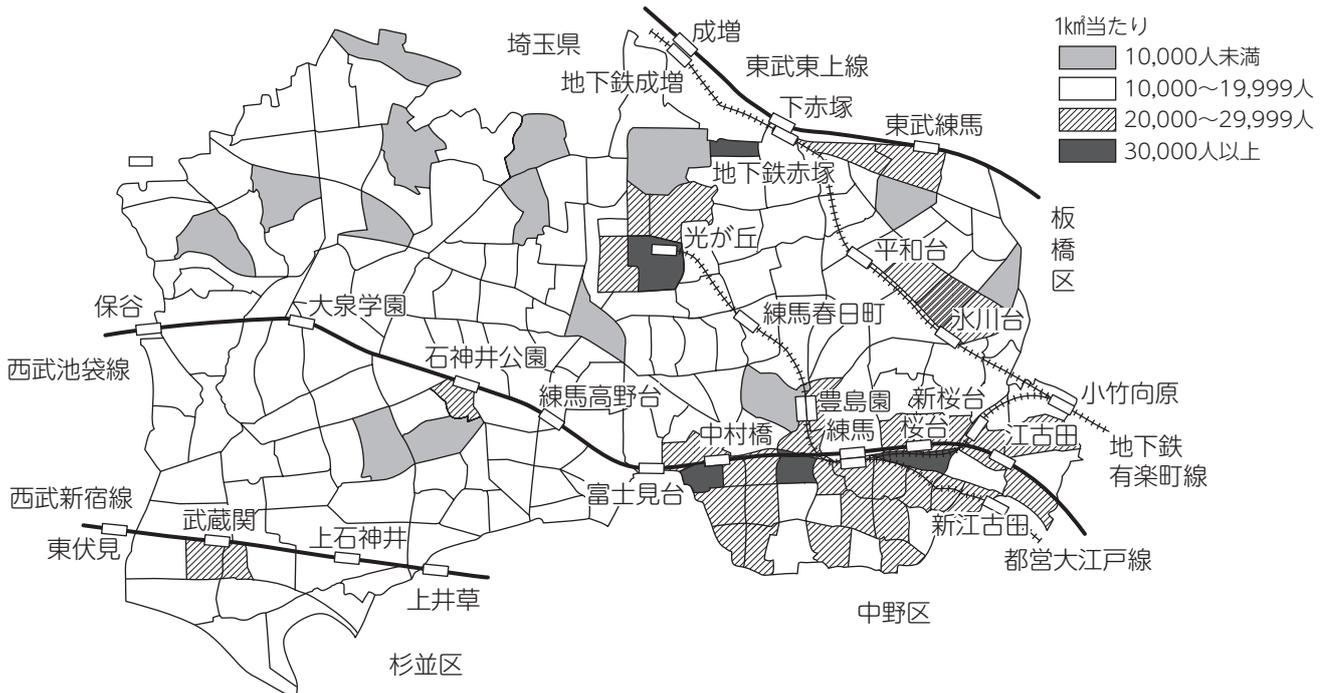
30年度末現在、本籍数233,225戸、本籍人口569,539人で、前年同期に比べ1,621戸の増、1,982人の増となっている。

区の戸籍事務としては、婚姻届、離婚届、出生届など諸届の受理と、身分関係を公証する戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、記載事項証明書等の発行を行っている。

なお、13年1月1日に戸籍の電算化を行った。また、虚偽の届出による戸籍の偽造事件や、他人になりすましての戸籍証明書の不正取得を防止するため、15年6月から来庁者の本人確認を実施している。20年5月1日から、この本人確認は「戸籍法」に規定される制度となった。

〔町丁別人口密度〕

31年1月1日現在



〔戸籍の届出件数〕 (単位：件) 30年度

| 届出別   | 件数    |
|-------|-------|
| 出生届   | 7,439 |
| 死亡届   | 7,573 |
| 婚姻届   | 7,177 |
| 離婚届   | 1,774 |
| 転籍届   | 3,520 |
| その他の届 | 3,477 |

## ●住民基本台帳

住民基本台帳制度は、住民の届出により、その居住関係を公に記録・証明するものである。

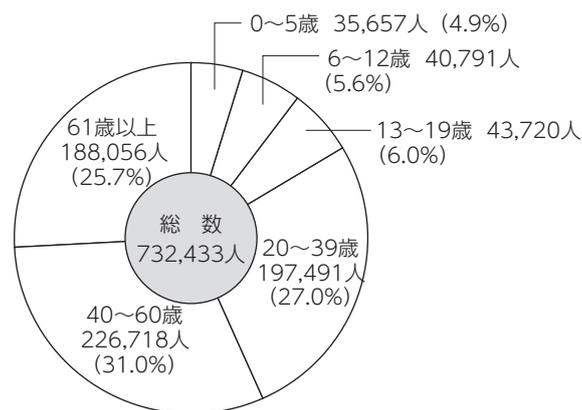
区では、選挙、国民健康保険、国民年金事務など、住民に関する事務に利用している。

〔住民基本台帳事務の取扱件数〕 (単位：件) 30年度

| 届出別   | 件数     |
|-------|--------|
| 転入届   | 38,195 |
| 転出届   | 35,150 |
| 転居届   | 13,985 |
| 世帯変更届 | 3,517  |

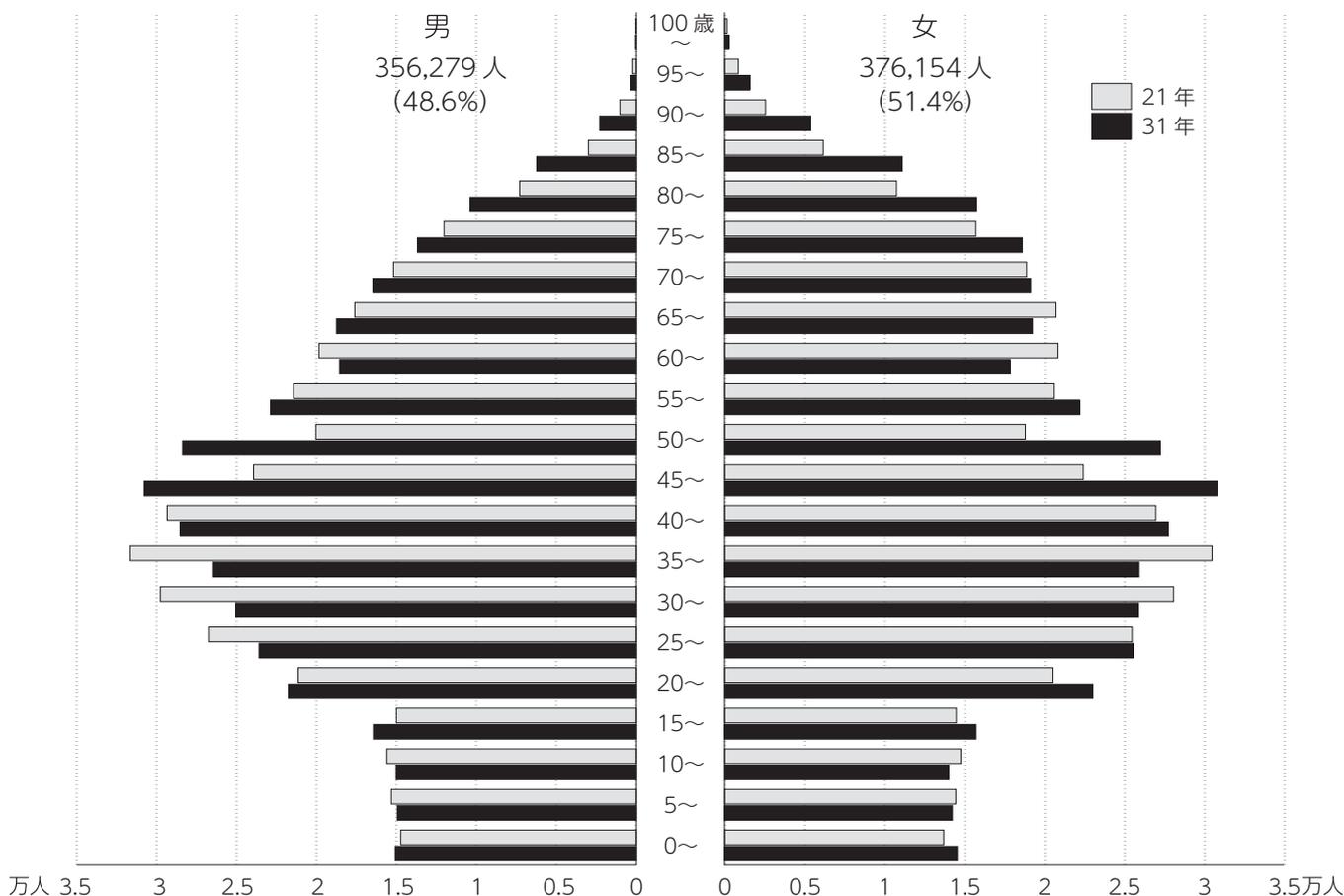
〔住民基本台帳年齢別人口（外国人住民を含む。）〕

31年1月1日



〔住民基本台帳による男女別・年齢別人口（平成21年・31年比較）〕

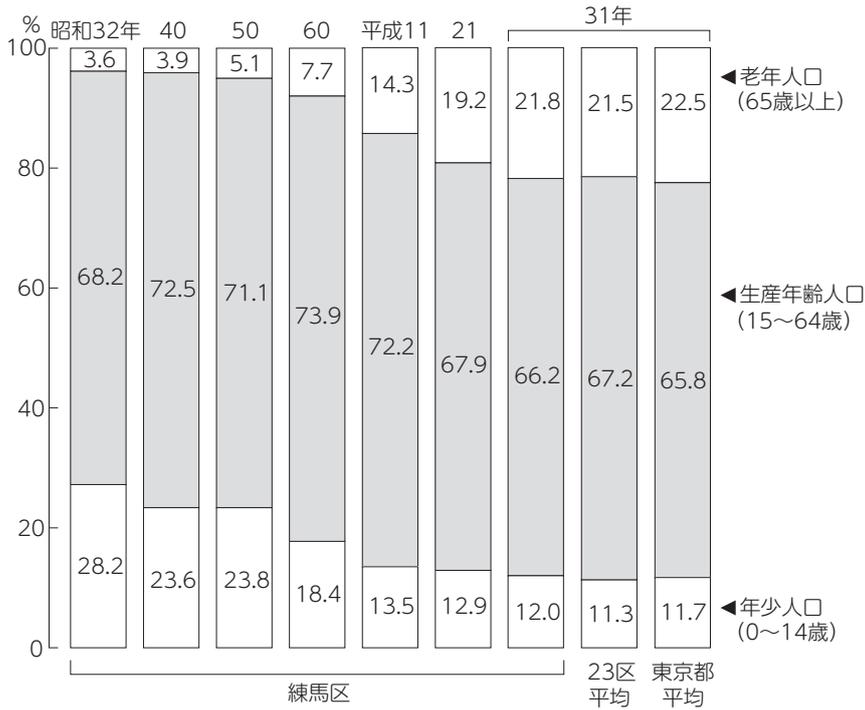
各年1月1日現在



注：実数は31年の人口数。31年は、外国人住民を含んだ人口数（21年の人口数は省略）

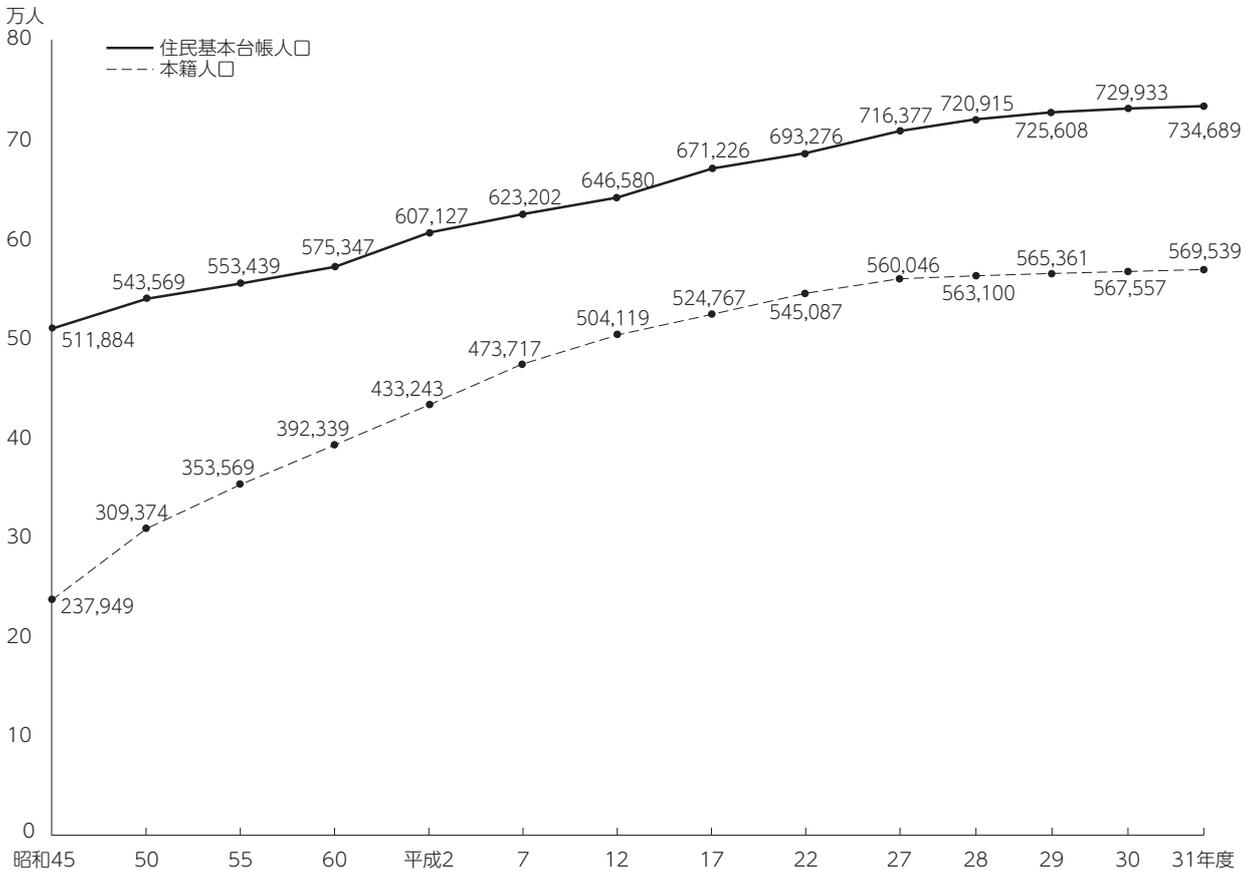
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

〔住民基本台帳による年齢3区分別人口構成の推移〕 各年1月1日現在



注：24年7月の法改正により、25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。  
資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(都総務局統計部)

〔本籍人口と住民基本台帳人口の推移〕 各年4月1日現在



注：24年7月の法改正により、25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。

## 〔町丁別の面積、世帯数、人口、人口密度（外国人住民を含む。）〕

31年1月1日現在

| 町丁目     | 面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 世帯数<br>(世帯) | 人口<br>(人) | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> ) | 町丁目     | 面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 世帯数<br>(世帯) | 人口<br>(人) | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> ) |
|---------|--------------------------|-------------|-----------|------------------------------|---------|--------------------------|-------------|-----------|------------------------------|
| 総計      | 48.080                   | 370,567     | 732,433   | 15,234                       |         |                          |             |           |                              |
| 旭丘 1丁目  | 0.218                    | 3,224       | 4,775     | 21,904                       | 貫井 4丁目  | 0.266                    | 2,166       | 4,246     | 15,962                       |
| 旭丘 2丁目  | 0.193                    | 1,483       | 2,430     | 12,591                       | 貫井 5丁目  | 0.146                    | 1,281       | 2,146     | 14,699                       |
| 小竹町 1丁目 | 0.248                    | 2,991       | 5,110     | 20,605                       | 錦 1丁目   | 0.200                    | 1,789       | 3,574     | 17,870                       |
| 小竹町 2丁目 | 0.269                    | 2,557       | 4,312     | 16,030                       | 錦 2丁目   | 0.152                    | 1,260       | 2,536     | 16,684                       |
| 栄町      | 0.167                    | 2,383       | 3,905     | 23,383                       | 氷川台 1丁目 | 0.149                    | 120         | 242       | 1,624                        |
| 羽沢 1丁目  | 0.071                    | 870         | 1,317     | 18,549                       | 氷川台 2丁目 | 0.161                    | 1,358       | 2,922     | 18,149                       |
| 羽沢 2丁目  | 0.229                    | 1,903       | 3,355     | 14,651                       | 氷川台 3丁目 | 0.232                    | 2,774       | 5,074     | 21,871                       |
| 羽沢 3丁目  | 0.165                    | 994         | 1,900     | 11,515                       | 氷川台 4丁目 | 0.240                    | 2,722       | 5,224     | 21,767                       |
| 豊玉上 1丁目 | 0.174                    | 1,492       | 2,315     | 13,305                       | 平和台 1丁目 | 0.198                    | 1,755       | 3,647     | 18,419                       |
| 豊玉上 2丁目 | 0.138                    | 2,821       | 4,197     | 30,413                       | 平和台 2丁目 | 0.158                    | 1,563       | 3,105     | 19,652                       |
| 豊玉中 1丁目 | 0.135                    | 1,310       | 2,339     | 17,326                       | 平和台 3丁目 | 0.199                    | 2,000       | 4,352     | 21,869                       |
| 豊玉中 2丁目 | 0.154                    | 1,828       | 3,131     | 20,331                       | 平和台 4丁目 | 0.170                    | 1,271       | 2,664     | 15,671                       |
| 豊玉中 3丁目 | 0.147                    | 1,770       | 3,007     | 20,456                       | 早宮 1丁目  | 0.328                    | 2,983       | 5,920     | 18,049                       |
| 豊玉中 4丁目 | 0.103                    | 877         | 1,969     | 19,117                       | 早宮 2丁目  | 0.310                    | 2,068       | 4,099     | 13,223                       |
| 豊玉南 1丁目 | 0.109                    | 1,236       | 2,374     | 21,780                       | 早宮 3丁目  | 0.295                    | 2,227       | 4,718     | 15,993                       |
| 豊玉南 2丁目 | 0.155                    | 1,072       | 1,971     | 12,716                       | 早宮 4丁目  | 0.253                    | 1,950       | 4,267     | 16,866                       |
| 豊玉南 3丁目 | 0.194                    | 2,069       | 4,207     | 21,686                       | 春日町 1丁目 | 0.394                    | 2,123       | 4,377     | 11,109                       |
| 豊玉北 1丁目 | 0.121                    | 1,632       | 2,591     | 21,413                       | 春日町 2丁目 | 0.305                    | 2,223       | 4,577     | 15,007                       |
| 豊玉北 2丁目 | 0.120                    | 1,489       | 2,428     | 20,233                       | 春日町 3丁目 | 0.245                    | 2,131       | 4,088     | 16,686                       |
| 豊玉北 3丁目 | 0.155                    | 2,030       | 3,111     | 20,071                       | 春日町 4丁目 | 0.306                    | 2,218       | 4,480     | 14,641                       |
| 豊玉北 4丁目 | 0.154                    | 2,584       | 3,959     | 25,708                       | 春日町 5丁目 | 0.261                    | 2,184       | 4,513     | 17,291                       |
| 豊玉北 5丁目 | 0.143                    | 2,508       | 3,742     | 26,168                       | 春日町 6丁目 | 0.247                    | 1,798       | 3,642     | 14,745                       |
| 豊玉北 6丁目 | 0.121                    | 1,815       | 3,238     | 26,760                       | 高松 1丁目  | 0.229                    | 1,477       | 3,036     | 13,258                       |
| 中村 1丁目  | 0.148                    | 1,217       | 2,502     | 16,905                       | 高松 2丁目  | 0.208                    | 1,138       | 2,509     | 12,063                       |
| 中村 2丁目  | 0.156                    | 1,562       | 3,282     | 21,038                       | 高松 3丁目  | 0.218                    | 1,239       | 3,167     | 14,528                       |
| 中村 3丁目  | 0.193                    | 2,157       | 4,053     | 21,000                       | 高松 4丁目  | 0.229                    | 1,488       | 3,475     | 15,175                       |
| 中村南 1丁目 | 0.215                    | 1,986       | 4,129     | 19,205                       | 高松 5丁目  | 0.235                    | 1,289       | 2,675     | 11,383                       |
| 中村南 2丁目 | 0.168                    | 2,043       | 3,642     | 21,679                       | 高松 6丁目  | 0.263                    | 1,418       | 3,031     | 11,525                       |
| 中村南 3丁目 | 0.131                    | 1,492       | 2,998     | 22,885                       | 北町 1丁目  | 0.260                    | 2,705       | 4,506     | 17,331                       |
| 中村北 1丁目 | 0.122                    | 2,155       | 3,771     | 30,910                       | 北町 2丁目  | 0.250                    | 3,218       | 6,258     | 25,032                       |
| 中村北 2丁目 | 0.124                    | 1,669       | 3,055     | 24,637                       | 北町 3丁目  | 0.134                    | 1,527       | 2,690     | 20,075                       |
| 中村北 3丁目 | 0.080                    | 1,283       | 1,994     | 24,925                       | 北町 4丁目  | 0.248                    | 959         | 959       | 3,867                        |
| 中村北 4丁目 | 0.122                    | 1,675       | 3,852     | 31,574                       | 北町 5丁目  | 0.139                    | 1,248       | 2,363     | 17,000                       |
| 桜台 1丁目  | 0.206                    | 3,225       | 5,063     | 24,578                       | 北町 6丁目  | 0.178                    | 1,514       | 2,572     | 14,449                       |
| 桜台 2丁目  | 0.244                    | 2,587       | 4,675     | 19,160                       | 北町 7丁目  | 0.210                    | 1,544       | 2,861     | 13,624                       |
| 桜台 3丁目  | 0.285                    | 2,438       | 4,744     | 16,646                       | 北町 8丁目  | 0.215                    | 2,112       | 3,686     | 17,144                       |
| 桜台 4丁目  | 0.151                    | 2,024       | 3,342     | 22,132                       | 田柄 1丁目  | 0.275                    | 2,427       | 5,089     | 18,505                       |
| 桜台 5丁目  | 0.241                    | 1,968       | 3,924     | 16,282                       | 田柄 2丁目  | 0.399                    | 3,672       | 7,132     | 17,875                       |
| 桜台 6丁目  | 0.258                    | 1,728       | 3,514     | 13,620                       | 田柄 3丁目  | 0.318                    | 2,438       | 5,794     | 18,220                       |
| 練馬 1丁目  | 0.206                    | 2,607       | 4,048     | 19,650                       | 田柄 4丁目  | 0.414                    | 3,113       | 7,272     | 17,565                       |
| 練馬 2丁目  | 0.267                    | 1,784       | 3,000     | 11,236                       | 田柄 5丁目  | 0.255                    | 1,845       | 4,147     | 16,263                       |
| 練馬 3丁目  | 0.134                    | 2,263       | 3,500     | 26,119                       | 光が丘 1丁目 | 0.071                    | 1,565       | 2,698     | 38,000                       |
| 練馬 4丁目  | 0.187                    | 2,119       | 3,753     | 20,070                       | 光が丘 2丁目 | 0.256                    | 2,632       | 5,647     | 22,059                       |
| 向山 1丁目  | 0.091                    | 1,118       | 1,761     | 19,352                       | 光が丘 3丁目 | 0.287                    | 3,954       | 9,034     | 31,477                       |
| 向山 2丁目  | 0.155                    | 1,322       | 2,555     | 16,484                       | 光が丘 4丁目 | 0.609                    | —           | —         | 0                            |
| 向山 3丁目  | 0.285                    | 1,246       | 2,440     | 8,561                        | 光が丘 5丁目 | 0.164                    | 1,604       | 3,339     | 20,360                       |
| 向山 4丁目  | 0.223                    | 1,997       | 4,081     | 18,300                       | 光が丘 6丁目 | 0.078                    | 469         | 1,050     | 13,462                       |
| 貫井 1丁目  | 0.207                    | 2,696       | 5,123     | 24,749                       | 貫井 7丁目  | 0.206                    | 2,544       | 5,850     | 28,398                       |
| 貫井 2丁目  | 0.184                    | 2,069       | 3,440     | 18,696                       | 旭町 1丁目  | 0.246                    | 1,880       | 4,212     | 17,122                       |
| 貫井 3丁目  | 0.266                    | 2,734       | 4,850     | 18,233                       | 旭町 2丁目  | 0.295                    | 2,539       | 4,507     | 15,278                       |

| 町丁目      | 面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 世帯数<br>(世帯) | 人口<br>(人) | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> ) | 町丁目       | 面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 世帯数<br>(世帯) | 人口<br>(人) | 人口密度<br>(人/km <sup>2</sup> ) |
|----------|--------------------------|-------------|-----------|------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|-----------|------------------------------|
| 旭 町 3丁目  | 0.229                    | 2,244       | 4,104     | 17,921                       | 下石神井 3丁目  | 0.173                    | 1,118       | 2,446     | 14,139                       |
| 土支田 1丁目  | 0.244                    | 1,581       | 3,572     | 14,639                       | 4丁目       | 0.224                    | 1,933       | 3,538     | 15,795                       |
| 2丁目      | 0.294                    | 1,261       | 2,850     | 9,694                        | 5丁目       | 0.159                    | 1,254       | 2,620     | 16,478                       |
| 3丁目      | 0.310                    | 1,741       | 4,083     | 13,171                       | 6丁目       | 0.229                    | 1,582       | 3,553     | 15,515                       |
| 4丁目      | 0.333                    | 1,410       | 3,274     | 9,832                        | 立野町       | 0.357                    | 2,376       | 5,200     | 14,566                       |
| 富士見台 1丁目 | 0.168                    | 1,541       | 3,133     | 18,649                       | 関町東 1丁目   | 0.222                    | 2,036       | 3,678     | 16,568                       |
| 2丁目      | 0.232                    | 2,279       | 4,204     | 18,121                       | 2丁目       | 0.096                    | 856         | 1,399     | 14,573                       |
| 3丁目      | 0.256                    | 2,130       | 4,129     | 16,129                       | 関町南 1丁目   | 0.173                    | 1,337       | 2,531     | 14,630                       |
| 4丁目      | 0.303                    | 1,827       | 4,050     | 13,366                       | 2丁目       | 0.277                    | 2,125       | 4,251     | 15,347                       |
| 南田中 1丁目  | 0.174                    | 1,211       | 2,532     | 14,552                       | 3丁目       | 0.272                    | 1,979       | 4,082     | 15,007                       |
| 2丁目      | 0.171                    | 821         | 1,729     | 10,111                       | 4丁目       | 0.326                    | 3,117       | 6,504     | 19,951                       |
| 3丁目      | 0.189                    | 1,428       | 2,708     | 14,328                       | 関町北 1丁目   | 0.142                    | 1,969       | 3,423     | 24,106                       |
| 4丁目      | 0.201                    | 1,536       | 3,153     | 15,687                       | 2丁目       | 0.206                    | 2,699       | 4,583     | 22,248                       |
| 5丁目      | 0.193                    | 1,361       | 2,443     | 12,658                       | 3丁目       | 0.361                    | 2,131       | 4,139     | 11,465                       |
| 高野台 1丁目  | 0.196                    | 1,759       | 3,558     | 18,153                       | 4丁目       | 0.352                    | 2,132       | 4,158     | 11,813                       |
| 2丁目      | 0.164                    | 1,451       | 3,083     | 18,799                       | 5丁目       | 0.283                    | 2,416       | 5,622     | 19,866                       |
| 3丁目      | 0.237                    | 1,483       | 2,940     | 12,405                       | 東大泉 1丁目   | 0.270                    | 2,416       | 4,767     | 17,656                       |
| 4丁目      | 0.144                    | 1,188       | 2,443     | 16,965                       | 2丁目       | 0.417                    | 2,978       | 6,101     | 14,631                       |
| 5丁目      | 0.183                    | 1,318       | 2,823     | 15,426                       | 3丁目       | 0.324                    | 2,593       | 4,761     | 14,694                       |
| 谷原 1丁目   | 0.231                    | 938         | 2,085     | 9,026                        | 4丁目       | 0.224                    | 1,575       | 2,777     | 12,397                       |
| 2丁目      | 0.141                    | 810         | 1,754     | 12,440                       | 5丁目       | 0.350                    | 1,980       | 3,751     | 10,717                       |
| 3丁目      | 0.163                    | 833         | 2,033     | 12,472                       | 6丁目       | 0.442                    | 3,260       | 6,313     | 14,283                       |
| 4丁目      | 0.191                    | 749         | 1,945     | 10,183                       | 7丁目       | 0.402                    | 2,804       | 5,964     | 14,836                       |
| 5丁目      | 0.227                    | 1,251       | 2,808     | 12,370                       | 西大泉町      | 0.002                    | 12          | 31        | 15,500                       |
| 6丁目      | 0.178                    | 980         | 2,318     | 13,022                       | 西大泉 1丁目   | 0.274                    | 1,894       | 4,045     | 14,763                       |
| 三原台 1丁目  | 0.237                    | 1,894       | 4,071     | 17,177                       | 2丁目       | 0.329                    | 1,271       | 2,965     | 9,012                        |
| 2丁目      | 0.156                    | 865         | 2,047     | 13,122                       | 3丁目       | 0.298                    | 1,679       | 3,663     | 12,292                       |
| 3丁目      | 0.235                    | 1,343       | 3,076     | 13,089                       | 4丁目       | 0.350                    | 1,477       | 3,623     | 10,351                       |
| 石神井町 1丁目 | 0.237                    | 1,780       | 3,149     | 13,287                       | 5丁目       | 0.382                    | 2,211       | 4,919     | 12,877                       |
| 2丁目      | 0.275                    | 2,344       | 4,502     | 16,371                       | 6丁目       | 0.183                    | 1,244       | 2,852     | 15,585                       |
| 3丁目      | 0.163                    | 1,920       | 3,305     | 20,276                       | 南大泉 1丁目   | 0.333                    | 2,114       | 4,731     | 14,207                       |
| 4丁目      | 0.196                    | 1,738       | 3,430     | 17,500                       | 2丁目       | 0.281                    | 1,894       | 4,468     | 15,900                       |
| 5丁目      | 0.301                    | 927         | 1,759     | 5,844                        | 3丁目       | 0.337                    | 2,229       | 4,835     | 14,347                       |
| 6丁目      | 0.208                    | 1,583       | 3,055     | 14,688                       | 4丁目       | 0.365                    | 2,987       | 6,347     | 17,389                       |
| 7丁目      | 0.248                    | 2,091       | 4,179     | 16,851                       | 5丁目       | 0.362                    | 2,212       | 4,752     | 13,127                       |
| 8丁目      | 0.305                    | 2,245       | 4,510     | 14,787                       | 6丁目       | 0.121                    | 826         | 1,936     | 16,000                       |
| 石神井台 1丁目 | 0.366                    | 722         | 1,621     | 4,429                        | 大泉町 1丁目   | 0.495                    | 2,266       | 5,343     | 10,794                       |
| 2丁目      | 0.313                    | 2,140       | 4,665     | 14,904                       | 2丁目       | 0.467                    | 2,169       | 4,753     | 10,178                       |
| 3丁目      | 0.311                    | 2,699       | 5,466     | 17,576                       | 3丁目       | 0.409                    | 1,701       | 3,870     | 9,462                        |
| 4丁目      | 0.284                    | 2,162       | 4,517     | 15,905                       | 4丁目       | 0.344                    | 1,647       | 3,818     | 11,099                       |
| 5丁目      | 0.261                    | 1,758       | 3,984     | 15,264                       | 5丁目       | 0.227                    | 1,047       | 2,226     | 9,806                        |
| 6丁目      | 0.224                    | 1,350       | 3,020     | 13,482                       | 6丁目       | 0.136                    | 1,130       | 2,386     | 17,544                       |
| 7丁目      | 0.225                    | 2,026       | 3,623     | 16,102                       | 大泉学園町 1丁目 | 0.235                    | 1,452       | 3,150     | 13,404                       |
| 8丁目      | 0.257                    | 1,682       | 3,795     | 14,767                       | 2丁目       | 0.333                    | 1,878       | 3,963     | 11,901                       |
| 上石神井 1丁目 | 0.340                    | 3,414       | 5,447     | 16,021                       | 3丁目       | 0.362                    | 1,332       | 3,232     | 8,928                        |
| 2丁目      | 0.309                    | 2,312       | 4,268     | 13,812                       | 4丁目       | 0.382                    | 1,858       | 4,357     | 11,406                       |
| 3丁目      | 0.344                    | 2,300       | 4,378     | 12,727                       | 5丁目       | 0.383                    | 2,053       | 4,770     | 12,454                       |
| 4丁目      | 0.353                    | 2,516       | 4,563     | 12,926                       | 6丁目       | 0.426                    | 2,258       | 5,165     | 12,124                       |
| 上石神井南町   | 0.177                    | 1,044       | 2,182     | 12,328                       | 7丁目       | 0.399                    | 2,349       | 5,070     | 12,707                       |
| 下石神井 1丁目 | 0.166                    | 1,332       | 2,788     | 16,795                       | 8丁目       | 0.355                    | 2,154       | 4,738     | 13,346                       |
| 2丁目      | 0.214                    | 1,565       | 3,364     | 15,720                       | 9丁目       | 0.336                    | 73          | 73        | 217                          |



## 4 気 象



### 1月：

上旬は、気圧の谷や低気圧の影響で曇りや雨の日もあったが、冬型の気圧配置となり、晴れの日が多かった。中旬は、前半は冬型の気圧配置や高気圧に覆われ晴れの日が続いたが、寒気の影響で日平均気温が低くなった日があった。後半は、本州付近を通過した低気圧や上空の気圧の谷の影響で曇りや雨の日が多く、日平均気温が高くなった。下旬は、晴れの日が多かったが、22日から23日にかけて低気圧が本州の南岸沿いを通過したため大雪となった。その後は非常に強い寒気が日本付近に流れ込んだ影響で気温がかなり低くなり、練馬では25日に日最低気温 $-7.0^{\circ}\text{C}$ を観測した。東京（北の丸公園）の月平均気温は低く、月間日照時間は多く、月降水量は平年並となった。

### 2月：

上旬は、期間のはじめは本州の南海上を北東に進んだ低気圧の影響により雨や雪となったが、その後は冬型の気圧配置が続き、期間の終わりは移動性高気圧に覆われ、晴れの日が多かった。中旬は、冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多かった。下旬は、気圧の谷や湿った空気の影響で曇りや雨または雪の日が多かった。東京（北の丸公園）の月平均気温は低く、月間日照時間は平年並、月降水量はかなり少なかった。

### 3月：

上旬は、低気圧と高気圧が交互に通過し天気は数日の周期で変わった。9日は低気圧と湿った空気の影響により、練馬では1時間降水量48.0mm、日降水量112.5mmの大雨となった。なお、1日は日本海の低気圧が発達しながら北東へ進み、また関東付近にも低気圧が発生して発達しながら北上したため、南よりの風が強まって気温が上昇し、関東地方で「春一番」が吹いた。中旬は、前半は移動性高気圧に覆われて晴れの日が多く、後半は前線を伴った低気圧が通過したため、曇りや雨の日があった。下旬は、高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、期間のはじめは低気圧や前線の影響で曇りや雨または雪の日もあった。東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量はかなり多かった。

### 4月：

上旬は、高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、期間の中頃は低気圧や前線の影響で曇りや雨の日も

あった。中旬の天気は、高気圧と低気圧が交互に日本付近を通過したため、数日の周期で変化した。下旬の天気は、高気圧と低気圧が交互に日本付近を通過したため、数日の周期で変化した。期間の中頃には大雨となった日があった。なお、練馬では25日に日降水量51.5mmを観測した。東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は平年並となった。

### 5月：

上旬は、低気圧や前線の影響を受け、曇りや雨の日が多くなり、大雨となった所もあった。また、期間の前半は南から暖かい空気が入ったため気温がかなり高かったが、期間の後半は前線を伴った低気圧の通過後、冷たい空気が入ったため気温がかなり低くなり、気温の変動が大きかった。中旬は、気圧に覆われて晴れの日が多かったが、13日は低気圧や前線の影響により曇りや雨となった。また、期間の後半は南から暖かく湿った空気が入ったため、気温のかなり高い日が多かった。下旬は、期間の前半は高気圧に覆われ晴れの日が多かったが、期間の後半は前線や低気圧の影響で曇りや雨の日が多かった。また、南から暖かい空気が入ったため気温の高い日が多かった。東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間と月降水量はともに多かった。

### 6月：

上旬は、期間の前半は高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、期間の後半は低気圧や梅雨前線の影響で曇りや雨の日が多かった。中旬は、北に偏った高気圧や気圧の谷の通過などの影響で、曇りや雨の日が多かった。10日から11日にかけては、台風第5号が日本の南を通過したため、台風から湿った空気が流入し、梅雨前線の活動が活発となり、大雨となった所があった。下旬は、前半は梅雨前線が本州の南岸に停滞したため曇りや雨の日があったが、期間の後半は太平洋高気圧の勢力が強まり梅雨前線が日本海から東北地方付近に北上したため、晴れの日が多かった。なお、関東甲信地方は6月6日ごろ梅雨入りした（平年より2日早く、前年より1日早い）。また、6月29日ごろに梅雨明けし（平年より22日早く、前年より7日早い）、1951年の統計開始以来最も早い梅雨明けとなった。東京（北の丸公園）の月平均気温は高く、月間日照時間は多く、月降水量は平年並となった。

**7月：**

上旬は、晴れて気温の高い日が多かったが、期間の中頃からは、日本海で台風第7号から変わった低気圧や前線の影響で、雨や曇りの日があった。中旬は、高気圧に覆われて晴れの日が多く、気温のかなり高い日が続いた。下旬は、期間の前半は高気圧に覆われたため、晴れて気温の高い日が続き、23日は観測史上東京都内で初めて40°Cを超え、練馬では日最高気温39.6°Cを観測した。期間の後半は上空の寒気や台風第12号の影響により、練馬では28日は日降水量56.5mmを観測した。東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量は少なかった。

**8月：**

上旬は、期間の前半は高気圧に覆われたため、晴れて気温の高い日が続いたが、期間の後半は前線や台風第13号の影響で、曇りや雨の日が多かった。中旬は、高気圧に覆われ、晴れの日が多かったが、前線や気圧の谷の影響で、曇りや雨の日もあった。期間の中頃にかけては、南から暖かい空気が流れ込んだため気温が高くなったが、期間の終わりは、北にある高気圧からの冷たい空気が流れ込んだため気温が低くなった。下旬は、高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、台風第20号や気圧の谷の影響で、曇りや雨の日が多くなった。期間を通して南から暖かい空気に覆われることが多く、気温は高かった。特に27日は北に位置する前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、練馬では27日は1時間降水量74.5mm、日降水量75.5mmの大雨となり、練馬区では突風による倒木等の被害があった。東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は少なかった。

**9月：**

上旬は、台風第21号の接近や、日本付近に停滞する前線の影響で、曇りや雨の日が多かった。中旬は、秋雨前線や気圧の谷の影響で、曇りや雨の日が多かった。17日から18日にかけては、上空の寒気や湿った空気の影響で雨や雷雨となり、激しく降った所があった。下旬は、秋雨前線や気圧の谷や台風第24号の影響で、曇りや雨の日が多かった。特に台風第24号が東京地方に接近した30日は暴風雨となり、倒木や屋根剥離等の被害が発生した所があった。また、寒気の流入した21日、26日と27日は気温がかなり低くなった。東京（北の丸公園）の月平均気温は平年並、月間日照時間は少なく、月降水量は多かった。

**10月：**

上旬は、高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、3日から5日にかけては前線や気圧の谷の影響で曇りや雨となった。なお、台風第24号が1日未明に東京地方に接近したため、記録的な暴風となった所があった。また、1日及び7日は、台風や台風から変わった温帯低気圧に向かって南よりの暖かい空気が流れ込んだため、東京地方では、両日とも真夏日となった所があった。中旬は、前線や湿った空気の影響で、曇りや雨の日が多かった。下旬は、高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、前線や気圧の谷の影響で曇りや雨の日もあった。期間を通して南から暖かい空気に覆われることが多く、気温は高かった。東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は平年並、月降水量はかなり少なかった。

**11月：**

上旬は、高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、期間の中頃から終わりにかけては気圧の谷や湿った空気の影響で大雨となった日もあった。また、期間の後半は南から暖かく湿った空気が入ったため、気温の高い状態が続いた。中旬は、低気圧と高気圧が交互に通過し、天気は数日の周期で変わり、期間を通して暖かい空気に覆われたため、気温はかなり高かった。下旬は、高気圧に覆われて晴れの日が多かったが、期間のはじめと終わりに低気圧や気圧の谷の影響で、曇りや雨の日もあった。期間の後半は暖かい空気に覆われて、気温の高い日が続いた。2018年の東京地方では「木枯らし1号」の発表はなかった（1951年以降発表していないのは、1959、1962、1977、1979、2018年の5回）。東京（北の丸公園）の月平均気温はかなり高く、月間日照時間と月降水量は平年並となった。

**12月：**

上旬は、低気圧や前線の影響で曇りや雨の日が多かった。また、移動性高気圧や日本海を低気圧が通過した影響で関東地方は南からの暖かい空気が流れ込みやすく、期間の中頃を中心に気温がかなり高かった。中旬は、低気圧と高気圧が交互に通過し、数日の周期で天気に変化した。低気圧の通過後は、一時的に冬型の気圧配置となり寒気が流れ込んだ。なお、東京では16日に初霜を観測した（平年より4日早く、前年より6日遅い）。下旬は、期間の前半は低気圧と高気圧が交互に通過し、数日の周期で天気に変化した。期間の後半は冬型の気圧配置となり、晴れの日が続いた。27日までは気温が高い日があったが、28日以降は強い寒気の影響のため、気温が低く推移した。なお、東京では31日に初氷を観測した（平年より14日遅く、前年より13

日遅い)。東京（北の丸公園）の月平均気温は高く、月間日照時間はかなり少なく、月降水量は平年並となった。

〔練馬地域気象観測所 気温・降水量〕

30年

| 区分           | 月 | 1    | 2    | 3     | 4    | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10   | 11   | 12   | 年間     |
|--------------|---|------|------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|--------|
|              |   |      |      |       |      |       |       |       |       |       |      |      |      |        |
| 月平均気温 (°C)   |   | 3.8  | 4.8  | 11.1  | 16.9 | 20.0  | 22.7  | 28.7  | 28.3  | 22.8  | 18.9 | 13.6 | 7.7  | 16.6   |
| 月平均最高気温 (°C) |   | 8.8  | 9.9  | 16.7  | 22.7 | 25.4  | 27.2  | 33.8  | 33.3  | 26.7  | 22.8 | 17.5 | 12.1 | 21.4   |
| 月平均最低気温 (°C) |   | -0.9 | 0.2  | 5.9   | 11.8 | 15.1  | 19.3  | 24.9  | 24.5  | 19.6  | 15.4 | 9.8  | 3.7  | 12.4   |
| 月降水量 (mm)    |   | 38.5 | 13.0 | 250.5 | 81.5 | 141.0 | 113.0 | 162.5 | 168.0 | 298.5 | 50.5 | 26.0 | 41.0 | 1384.0 |

注：月平均は、日平均気温、日最高気温、日最低気温を月毎に平均した値である。なお、日平均気温は毎正時（1時から24時）の気温を平均した値である。

資料：東京管区気象台



# 序章

## 区政の推進と財政

|          |    |             |    |
|----------|----|-------------|----|
| 1 区の計画   | 26 | 4 税・財産      | 61 |
| 2 区政のしくみ | 30 | 5 医療保険・年金制度 | 65 |
| 3 財政     | 47 | 6 区内の公共機関   | 71 |



池淵史跡公園のミツマタ



# 1 区の計画

## (1) 第2次みどりの風吹くまちビジョン

### ●位置付け

平成30年6月に策定した「グランドデザイン構想」に示す将来像の実現に向けた、区の新たな総合計画として、『第2次みどりの風吹くまちビジョン（第2次ビジョン）』を31年3月に策定した。

なお、26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創成法」により、人口減少社会の克服および地方創成の実現に向けて、都道府県および区市町村は地域版総合戦略を策定することが求められており、第2次ビジョンは、練馬区版総合戦略としての位置付けも、もつものとした。

### ●『第2次ビジョン』の構成

「グランドデザイン構想」実現への道筋を示す「基本計画」と、具体的な実行計画である「アクションプラン」の二部構成である。

#### 1 基本計画

「3つの基本理念」と「6つの施策の柱」を提示している。計画期間は5年間（令和元～5年度）である。

##### (1) 基本理念

- ① 区民サービスの向上
- ② 区民協働による住民自治
- ③ 区政改革の徹底

##### (2) 施策の柱

- 施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち  
 施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち  
 施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち  
 施策の柱4 安全・快適・みどりあふれるまち  
 施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち  
 施策の柱6 区民とともに区政を進める

#### 2 アクションプラン

##### (1) 戦略計画

計画期間は5年間（令和元～5年度）とし、5年後の目標、5か年の取組を提示している。

- ① 施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち  
 戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現  
 戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実  
 戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

- ② 施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立

戦略計画6 元気高齢者の活躍と介護予防の推進

- ③ 施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち  
 戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

戦略計画9 住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備

戦略計画10 みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現

- ④ 施策の柱4 安全・快適・みどりあふれるまち  
 戦略計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

戦略計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり

戦略計画14 練馬のみどりを未来へつなぐ

戦略計画15 住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ

- ⑤ 施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち  
 戦略計画16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり

戦略計画17 生きた農と共存する都市農業のまち練馬

戦略計画18 練馬ならではの都市文化を楽しめるまち

戦略計画19 豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

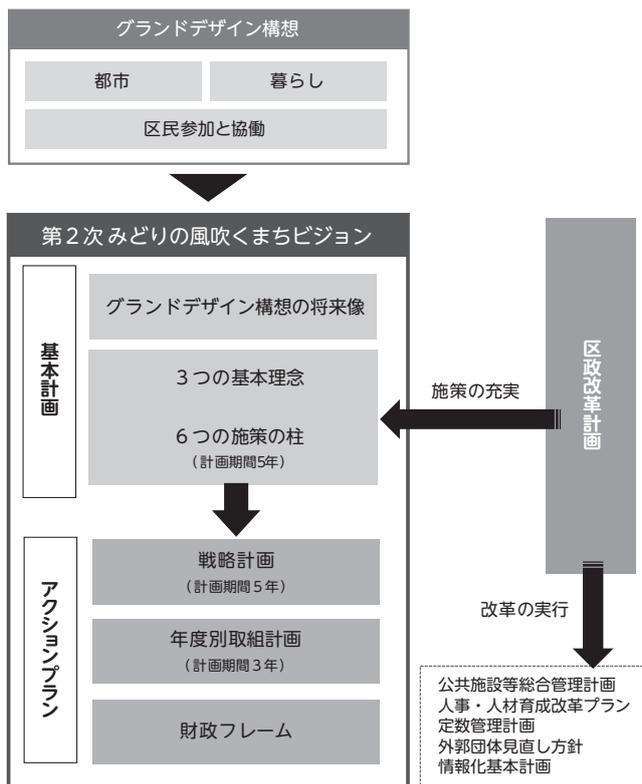
- ⑥ 施策の柱6 区民とともに区政を進める  
 戦略計画20 区民協働による住民自治の創造

戦略計画21 窓口から区役所を変える

##### (2) 年度別取組計画

『第2次ビジョン基本計画』および「アクションプラン〔戦略計画〕」の策定を受けて、3か年の具体的な取組と事業費を明らかにする年度別取組計画を令和元年6月に策定した。

## 〔第2次ビジョン〕の体系・計画期間



### (2) 区政改革計画

区政改革の目的は、区民サービスを充実・向上させることにある。

『ビジョン』で掲げた政策の実現に向けて、具体的な仕組みや態勢を区民の視点から改めて見直すため、27年6月に区政改革推進会議を設置し、28年3月に推進会議から提言を受けた。区政の重要課題に関するデータを公表し、推進会議、区議会、区民と議論を深め、28年10月に「区政改革計画」を策定した。

計画では、「区民参加と協働の区政に取り組みます」「区民サービスの向上と持続可能性の両立を実現します」「区役所の総力をあげて改革を実行します」の3つの方策のもと、16の具体的な取組を盛り込んでいる。

### (3) グランドデザイン構想

#### ●位置付け

区はこれまで、『ビジョン』に基づく独自の政策を立案・実行するとともに、「区政改革計画」をとりまとめ、新たな区政の創造に向けた取組を展開してきた。区政を更に前に進めるためには、目指す将来像を区民と共有しながら、さまざまな課題に取り組むことが不可欠であり、おおむね10年後から30年後の将来像を示す

「グランドデザイン構想」を30年6月に公表した。

#### ●構成

「グランドデザイン構想」は、「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の3つの分野で構成する。

##### 1 暮らしのグランドデザイン

子ども、高齢者、文化芸術、みどりなど、8つのテーマを設定し、10年後の暮らしの姿を8人の区民の物語として描くとともに、テーマに対する区の基本姿勢と取組の方向性を示している。

##### 2 都市のグランドデザイン

4つのテーマを設定して、30年後のまちの姿をビジュアルに描くことにより、具体的なまちのイメージを表現している。

##### 3 区民参加と協働のグランドデザイン

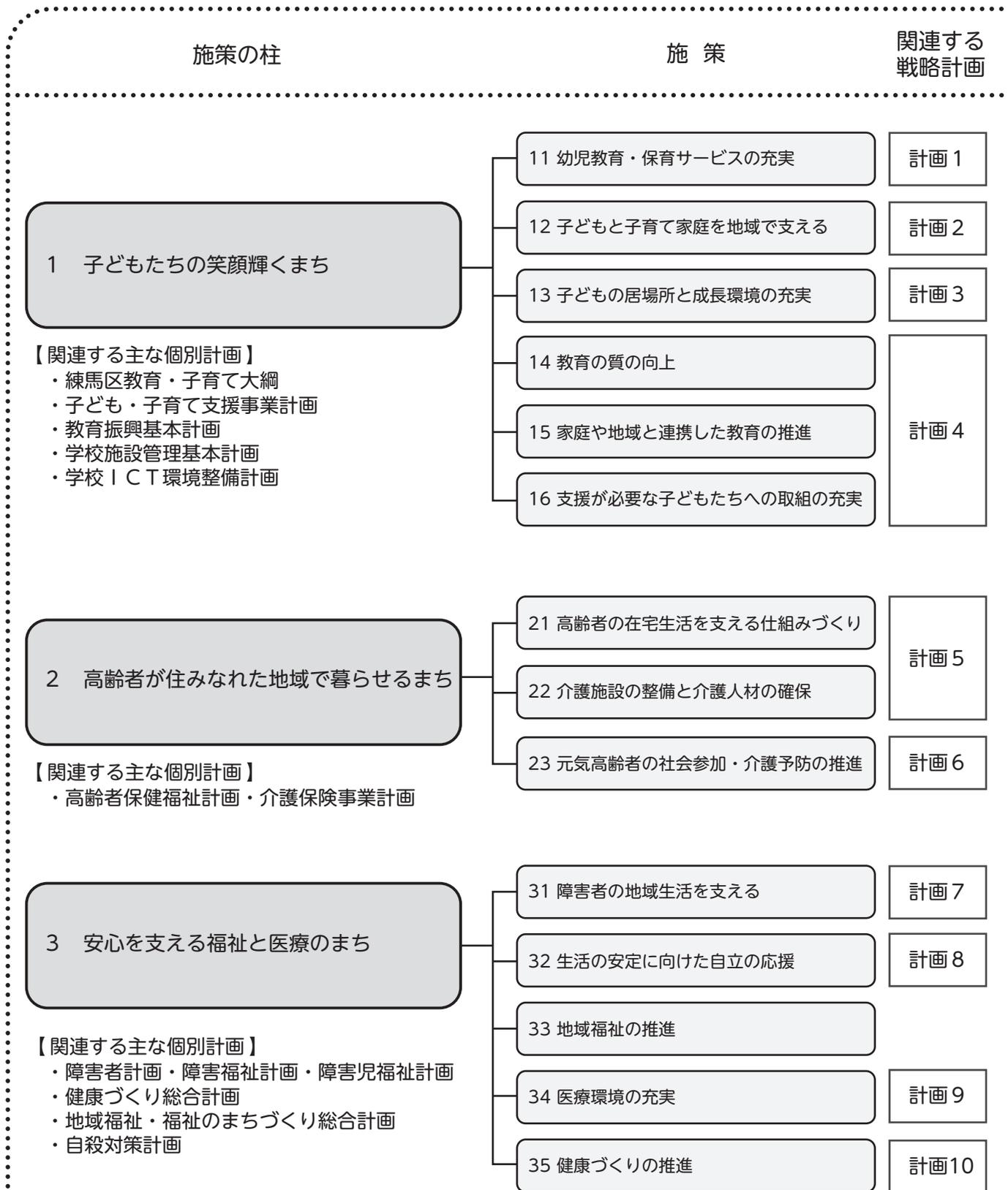
地域に根差した区民の自発的な活動が、区内のいたるところで活発に展開され、区民や団体そして区が協働して、練馬ならではの新たな自治を創造する道筋を明らかにしている。

### (4) 区民の要望

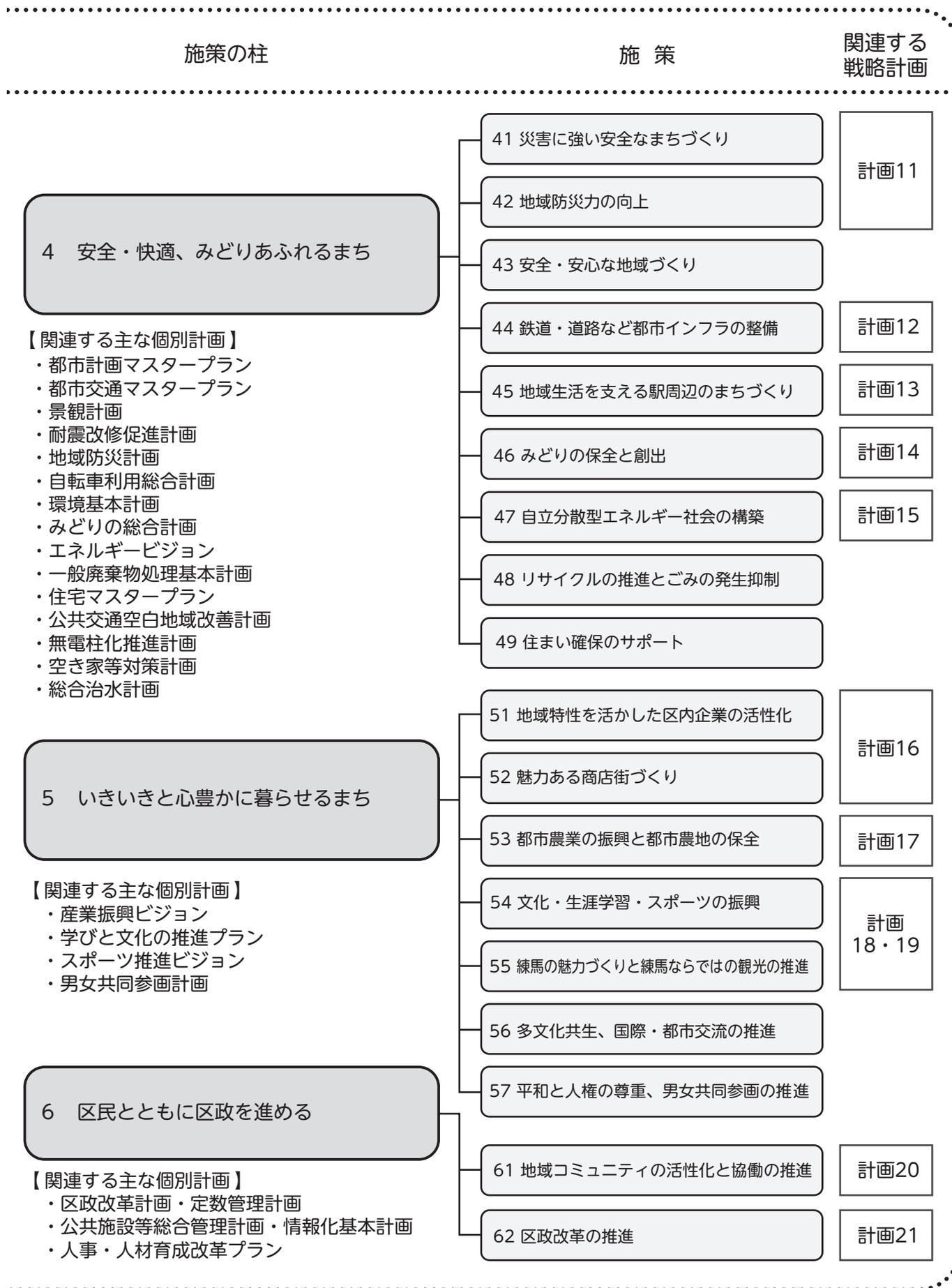
#### ●区民意識意向調査

区では毎年、区民意識意向調査を行い、区民要望の把握に努めている。30年度調査の「特に力を入れてほしいと思う施策」では、「学校教育」、「災害に強い安全なまちづくり」、「交通安全対策」、「子育て支援」、「高齢者福祉」や「医療環境の充実」が上位を占めた。

〔施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第2次みどりの風吹くまちビジョン）〕



※ 複数の施策に関連する戦略計画は、最も関連性の高い施策に対応して表示しています。  
 戦略計画の表示がない施策も、戦略計画に関連事業があります。





## 2 区政のしくみ

区の機関は、議決機関（区議会）と執行機関（区長等）から構成されている。区議会および区長は、区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡により円滑な自治運営を図っている。

また、区では、区民、議会、執行機関の三者が力を合わせて区政を進めるための基本的なルールとして「練馬区政推進基本条例」を制定し、区民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務、区政運営の基本原則などを定めている。

### (1) 議決機関（区議会）

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員（条例定数 50 人・任期 4 年）で構成される合議制の機関であり、31 年 4 月の統一地方選挙により選出された議員で運営されている。

区議会を代表し、統括する議長には第 70 代議長として福沢剛議員、副議長には第 72 代副議長として西野こういち議員が、ともに 30 年 6 月 27 日に就任した。

なお、令和元年 6 月 13 日に第 71 代議長として上野ひろみ議員、第 73 代副議長として宮原よしひこ議員が就任した。

### ●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要とする事項は、(1) 条例の制定・改廃 (2) 予算の決定 (3) 決算の認定 (4) 区の税金・使用料・手数料の決定 (5) 条例で定める契約の締結などである。また、区政の適正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割の一つである。更に区議会は、住民から出された請願・陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処理経過の報告を受けている。

#### 〔議案等議決件数〕

(単位：件) 30 年 1～12 月

| 区分          | 可決  | 否決 | 承認 | 認定 | 了承 |
|-------------|-----|----|----|----|----|
| 条 例         | 53  | 1  | —  | —  | —  |
| 規 則         | —   | —  | —  | —  | —  |
| 予 算         | 14  | —  | —  | —  | —  |
| 決 算         | —   | —  | —  | 5  | —  |
| 契約・買入れ      | 25  | —  | —  | —  | —  |
| 区道認定・変更等    | 18  | —  | —  | —  | —  |
| 区長専決処分事項の承認 | —   | —  | —  | —  | —  |
| 選任・任命の同意    | 7   | —  | —  | —  | —  |
| 特別委員会の設置    | —   | —  | —  | —  | —  |
| 指定管理者の指定    | 16  | —  | —  | —  | —  |
| 意見書         | 5   | —  | —  | —  | —  |
| 決 議         | —   | —  | —  | —  | —  |
| その他         | 8   | —  | —  | —  | —  |
| 計           | 146 | 1  | —  | 5  | —  |

#### 〔常任委員会および委員会開催状況〕

30 年 12 月 31 日現在

| 委員会名                  | 所管事項   | 委員名（◎委員長、○副委員長）  | 開催数  |
|-----------------------|--|--|------|
| 企画総務委員会<br>定数 10 人    | 区長室、企画部、危機管理室、総務部、会計管理室、選挙管理委員会および監査委員の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項 | ◎関口 和雄 ○酒井 妙子 西山さよたか<br>小川けいこ かしまさお 光永 勉<br>有馬 豊 井上勇一郎 きみがさ圭子<br>白石けい子     | 20 回 |
| 区民生活委員会<br>定数 10 人    | 区民部、産業経済部、地域文化部および農業委員会の所管に関する事項                                     | ◎田中よしゆき ○柳沢よしみ 村上 悦栄<br>柴田さちこ 斉藤 静夫 坂尻まさゆき<br>浅沼 敏幸 野沢 なな 山田かずよし<br>かとうぎ桜子 | 21 回 |
| 健康福祉委員会<br>定数 10 人    | 福祉部および健康部の所管に関する事項   | ◎うすい民男 ○かしわざき強 小林みつづ<br>かわすみ雅彦 内田ひろのり 小川こうじ<br>米沢ちひろ 倉田れいか 橋本けいこ<br>岩瀬たけし  | 20 回 |
| 環境まちづくり委員会<br>定数 10 人 | 環境部、都市整備部および土木部の所管に関する事項   | ◎宮原よしひこ ○上野ひろみ 藤井たかし<br>福沢 剛 西野こういち 平野まさひろ<br>やくし辰哉 やない克子 池尻 成二<br>土屋としひろ  | 20 回 |
| 文教児童青少年委員会<br>定数 10 人 | 教育委員会の所管に関する事項   | ◎田中ひでかつ ○石黒たつお 小泉 純二<br>笠原こうぞう たかはし慎吾 吉田ゆりこ<br>宮崎はるお 島田 拓 野村 説<br>高口ようこ    | 20 回 |

注：各常任委員会の委員は、30 年 6 月 27 日就任。委員会の開催数は、30 年 1～12 月の期間

## ●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回（2・6・9・11月）開かれる定例会と、特定の案件を審議するため必要に応じて召集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特

別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、健康福祉、環境まちづくり、文教児童青少年の5委員会が設置されている。また、特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、総合・災害対策等、医療・高齢者等、清掃・エネルギー等、交通対策等の4委員会が設置されている。

本会議および各委員会は傍聴することができる。傍聴には傍聴券が必要である。

### 〔議会運営委員会および委員会開催状況〕

30年12月31日現在

| 委員会名                     | 所管事項   | 委員名（◎委員長、○副委員長）  | 開催数 |
|--------------------------|--|--|-----|
| 議会運営委員会<br>定数17人<br>欠員2人 | (1) 議会の運営に関する事項<br>(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項<br>(3) 議長の諮問に関する事項 | ◎小川けいこ ○光永 勉 関口 和雄 かしわざき強<br>田中ひでかつ 上野ひろみ かわすみ雅彦 宮原よしひこ<br>柳沢よしみ 酒井 妙子 有馬 豊 島田 拓<br>井上勇一郎 きみがき圭子 池尻 成二 | 26回 |

注：議会運営委員会の委員は、30年6月27日就任。委員会の開催数は、30年1～12月の期間

### 〔特別委員会および委員会開催状況〕

30年12月31日現在

| 委員会名                        | 所管事項  | 委員名（◎委員長、○副委員長）   | 開催数 |
|-----------------------------|---|---|-----|
| 総合・災害対策等<br>特別委員会<br>定数13人  | (1) 地域防災についての調査研究<br>(2) 危機管理指針についての調査研究<br>(3) 地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究  | ◎西山きよたか ○平野まさひろ 関口 和雄 田中よしゆき<br>たかはし慎吾 うすい民男 西野こういち 有馬 豊<br>野村 説 倉田れいか 白石けい子 土屋としひろ<br>かとうぎ桜子 | 14回 |
| 医療・高齢者等<br>特別委員会<br>定数13人   | (1) 地域医療の環境整備についての調査研究<br>(2) 病床の確保についての調査研究<br>(3) 高齢者施策についての調査研究<br>(4) 介護保険制度についての調査研究   | ◎村上 悦栄 ○吉田ゆりこ 小泉 純二 福沢 剛<br>田中ひでかつ 柴田さちこ 斉藤 静夫 小川こうじ<br>米沢ちひろ 島田 拓 井上勇一郎 橋本けいこ<br>岩瀬たけし       | 17回 |
| 清掃・エネルギー等<br>特別委員会<br>定数12人 | (1) 清掃事業についての調査研究<br>(2) 資源循環型についての調査研究<br>(3) エネルギー対策についての調査研究   | ◎笠原こうぞう ○浅沼 敏幸 小林みつぐ 上野ひろみ<br>かわすみ雅彦 宮原よしひこ 光永 勉 酒井 妙子<br>やくし辰哉 やない克子 高口ようこ 野沢 なな             | 14回 |
| 交通対策等<br>特別委員会<br>定数12人     | (1) バス交通体系についての調査研究<br>(2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および導入空間についての調査研究<br>(3) エイトライナーについての調査研究<br>(4) 東京外かく環状道路についての調査研究<br>(5) 西武線連続立体についての調査研究 | ◎内田ひろのり ○かしままさお 藤井たかし 小川けいこ<br>かしわざき強 柳沢よしみ 宮崎はるお 坂尻まさゆき<br>石黒たつお きみがき圭子 池尻 成二 山田かずよし         | 14回 |

注：各特別委員会の委員は、30年6月27日就任。委員会の開催数は、30年1～12月の期間

### 〔予算・決算特別委員会および委員会開催状況〕

30年12月31日現在

| 委員会名        | 所管期間                       | 所管事項                 | 委員名（◎委員長、○副委員長）            | 開催数 |
|-------------|----------------------------|----------------------|----------------------------|-----|
| 予算特別委員会     | 平成30年2月14日～<br>平成30年3月7日   | 平成30年度各会計歳入歳出予算の審査   | ◎田中ひでかつ ○浅沼 敏幸<br>議長を除く全議員 | 14回 |
| 予算特別委員会（補正） | 平成30年10月4日～<br>平成30年10月10日 | 平成30年度各会計歳入歳出補正予算の審査 | ◎藤井たかし ○やくし辰哉<br>議長を除く全議員  | 2回  |
| 決算特別委員会     | 平成30年9月7日～<br>平成30年10月15日  | 平成29年度各会計歳入歳出決算の審査   | ◎吉田ゆりこ ○浅沼 敏幸<br>議長を除く全議員  | 14回 |

## ●平成 30 年～ 31 年の区議会

### 1 第一回定例会 (30 年 2 月 2 日から 3 月 9 日)

定例会の初日に区長から、「平成 30 年度当初予算案」「子どもの成長と子育ての総合的な支援」「高齢者・障害者が住み慣れた地域で暮らせるまちづくり」「安心を支える福祉と医療の充実」「安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備」「練馬の魅力を楽しめるまちづくり」などについての所信表明があり、これを受けて 11 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成 30 年度練馬区一般会計予算」「練馬区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例」「練馬区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」など 41 議案が提出された。議員からは、「北京市海淀区への議員派遣について」の 1 議案が提出された。また、委員会から、「東京都保健医療計画改定に向けた意見書」の 1 議案が提出された。

審議の結果、全ての議案を原案どおり可決した。

### 2 第二回定例会 (30 年 6 月 11 日から 6 月 27 日)

定例会の初日に区長から、「『改革ねりま第二章』へ」「子どもたちの笑顔輝くまち」「高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまち」「安心を支える福祉と医療のまち」

「安全・快適・みどりあふれるまち」などについての所信表明があり、これを受けて 11 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区立障害者自立支援施設条例の一部を改正する条例」「練馬区立学童クラブ条例の一部を改正する条例」など 33 議案が提出された。議員からは、「ヘルプマークの更なる普及推進を求める意見書」など 3 議案が提出された。

審議の結果、全ての議案を原案どおり可決した。

最終日の本会議では、小林みつぐ議長、酒井妙子副議長の辞職にともない、議長および副議長の選挙が行われ、議長に福沢剛議員、副議長に西野こういち議員をそれぞれ選出した。

### 3 第三回定例会 (30 年 9 月 7 日から 10 月 17 日)

定例会の初日に区長から、「緊急災害対策」「児童相談行政」「練馬光が丘病院、高野台新病院」「大江戸線の延伸」「公共施設と駅を結ぶルートのバリアフリー化」「貸借制度の法制化による都市農地の有効活用」「世界都市農業サミット」「新しいビジョンの策定」などについての所信表明があり、これを受けて 12 名の議員が一般質問を行った。

## 〔練馬区議会議員名簿〕

議員定数 50 人 在職議員 50 人 令和元年 6 月 19 日現在

| 氏名        | 会派  | 電話        | 住所                         | 氏名      | 会派    | 電話            | 住所                        |
|-----------|-----|-----------|----------------------------|---------|-------|---------------|---------------------------|
| 関 口 和 雄   | 自民党 | 3998-1752 | 〒176-0021 貫井 3-53-8        | 宮崎 はるお  | 公明党   | 6336-0276     | 〒177-0032 谷原 3-25-12-126  |
| 小 林 み つ ぐ | 自民党 | 3999-3471 | 〒176-0024 中村 1-3-3         | 鈴木 たかし  | 公明党   | 5933-0705     | 〒178-0062 大泉町 3-19-16     |
| 小 泉 純 二   | 自民党 | 3970-8615 | 〒179-0074 春日町 6-6-39-603   | 星野 あつし  | 公明党   | 3979-8644     | 〒179-0071 旭町 3-3-3        |
| 藤 井 たかし   | 自民党 | 5905-0533 | 〒178-0065 西大泉 3-29-20      | 有 馬 豊   | 共産党   | 5934-4893     | 〒177-0041 石神井町 1-17-14    |
| 小 川 けいこ   | 自民党 | 3948-0373 | 〒176-0012 豊玉北 6-20-9-305   | 島 田 拓   | 共産党   | 6755-7814     | 〒179-0075 高松 4-5-12-403   |
| かしわざき強    | 自民党 | 3924-7789 | 〒178-0062 大泉町 4-34-5       | 坂尻まさゆき  | 共産党   | 6338-6554     | 〒179-0083 平和台 2-15-16-102 |
| 笠原こうぞう    | 自民党 | 3990-3773 | 〒177-0034 富士見台 1-26-19     | のむら説    | 共産党   | 5999-1200     | 〒179-0085 早宮 3-1-15       |
| 福 沢 剛     | 自民党 | 6317-7044 | 〒176-0006 栄町 1-2-901       | 小松あゆみ   | 共産党   | 3991-6148     | 〒179-0085 早宮 4-31-1-309   |
| 田中ひでかつ    | 自民党 | 3999-0792 | 〒179-0075 高松 1-9-7         | 白石けい子   | 立憲民主  | 3990-3107     | 〒179-0075 高松 3-24-19      |
| 上野ひろみ     | 自民党 | 3939-0646 | 〒179-0073 田柄 4-36-34       | 沢村信太郎   | 立憲民主  | 050-3488-7555 | 〒177-0035 南田中 3-21-7      |
| 田中よしゆき    | 自民党 | 5903-9417 | 〒177-0044 上石神井 4-8-8       | 野 沢 なな  | 立憲民主  | 5926-4561     | 〒179-0084 氷川台 3-27-4-105  |
| かわすみ雅彦    | 自民党 | 6761-0007 | 〒177-0042 下石神井 4-20-29     | 富田けんじ   | 立憲民主  | 6915-7247     | 〒179-0083 平和台 4-10-4-6F   |
| かしままさお    | 自民党 | 6904-4363 | 〒178-0064 南大泉 3-9-22       | 倉田れいか   | 練馬未来  | 3923-5672     | 〒177-0031 三原台 2-4-7-1A    |
| 柴田さちこ     | 自民党 | 3921-0303 | 〒178-0063 東大泉 3-4-3-204    | 石黒たつお   | 練馬未来  | 090-1667-1192 | 〒178-0064 南大泉 2-2-33      |
| たかはし慎吾    | 自民党 | 3408-6675 | 〒179-0085 早宮 2-10-3        | 井上勇一郎   | 練馬未来  | 3926-7146     | 〒176-0022 向山 3-1-32       |
| 佐 藤 力     | 自民党 | 4500-1756 | 〒179-0076 土支田 1-28-15-102  | 池 尻 成 二 | 市民の声  | 5933-0108     | 〒178-0063 東大泉 5-6-9       |
| つじ誠心      | 自民党 | 6906-6845 | 〒179-0081 北町 8-21-3-E306   | 岩瀬たけし   | 市民の声  | 5935-4071     | 〒178-0061 大泉学園町 2-10-1    |
| 宮原よしひこ    | 公明党 | 3948-5722 | 〒176-0013 豊玉中 3-28-15-406  | 高口ようこ   | 市民の声  | 080-7746-8648 | 〒176-0002 桜台 3-42-29 荒川方  |
| うすい民男     | 公明党 | 6760-1162 | 〒177-0041 石神井町 3-3-33      | きみがき圭子  | 生活ネット | 3948-6408     | 〒178-0065 西大泉 2-20-8      |
| 吉田ゆりこ     | 公明党 | 3933-3489 | 〒179-0081 北町 6-35-27       | やない克子   | 生活ネット | 3948-6408     | 〒177-0051 関町北 5-17-4      |
| 柳 沢 よし み  | 公明党 | 3594-7510 | 〒177-0051 関町北 5-5-8-505    | し も だ 玲 | 都民ファ  | 050-3588-0693 | 〒178-0063 東大泉 2-11-32-401 |
| 酒 井 妙 子   | 公明党 | 6909-2960 | 〒179-0072 光が丘 3-3-4-922    | はしぐち奈保  | 都民ファ  | 6820-0812     | 〒176-0013 豊玉中 3-2-15      |
| 西野こういち    | 公明党 | 6272-4249 | 〒176-0021 貫井 3-22-11       | 土屋としひろ  | オンブズ  | 3991-6343     | 〒176-0012 豊玉北 6-23-6-203  |
| 平野まさひろ    | 公明党 | 6362-3768 | 〒178-0065 西大泉 5-4-8        | かとうぎ桜子  | 市民ふくし | 3978-4154     | 〒178-0063 東大泉 3-1-18-102  |
| 小 川 こ う じ | 公明党 | 3929-2980 | 〒177-0045 石神井台 8-18-34-221 | 松 田 亘   | 練民会   | 080-9194-8371 | 〒177-0034 富士見台 1-22-1     |

(注) 会派名略称

自民党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、共産党：日本共産党練馬区議団、立憲民主：練馬区議会立憲民主党、練馬未来：練馬区議会未来会議、市民の声：市民の声ねりま、生活ネット：生活者ネットワーク、都民ファ：都民ファーストの会練馬区議団、オンブズ：オンブズマン練馬、市民ふくし：市民ふくしフォーラム、練民会：練馬区民の会

議案として区長から、「平成 29 年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「練馬区立練馬総合運動場公園条例」「平成 30 年度練馬区一般会計補正予算」など 30 議案が提出された。議員からは、「練馬区学校給食費助成条例」の 1 議案が提出された。また、委員会から、「固定資産税および都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の 1 議案が提出された。

審議の結果、区長提出 30 議案と委員会提出 1 議案を原案どおり可決、議員提出 1 議案を否決した。

#### 4 第四回定例会(30年11月30日から12月14日)

定例会の初日に区長から、「みどりの基本計画の改定」「緊急災害対策」「第2次みどりの風吹くまちビジョン」、ビジョンの施策の柱である「子どもたちの笑顔輝くまち」「高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち」「安心を支える福祉と医療のまち」「安全・快適、みどりあふれるまち」などについての所信表明があり、これを受けて 11 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」「練馬区立都市公園条例の一部を改正する条例」など 36 議案が提出された。議員からは、「義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書」の 1 議案が提出された。また委員会からは、「平成 30 年度の病院等への病床配分に係る意見書」の 1 議案が提出された。

審議の結果、全ての議案を原案どおり可決した。

#### 5 第一回定例会(31年2月1日から3月8日)

定例会の初日に区長から、「平成 31 年度当初予算案編成の基本的考え方」「保育サービスの更なる拡充」「地域包括ケアシステムの確立」「障害者福祉の充実」「都市インフラの整備とまちづくりの推進」「世界都市農業サミットの開催」などについての所信表明があり、これを受けて 12 名の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「平成 31 年度練馬区一般会計予算」「練馬区介護保険条例の一部を改正する条例」「練馬区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例」「練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例」など 41 議案が提出された。議員からは、「児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書」など 2 議案が提出された。

審議の結果、全ての議案を原案どおり可決した。

#### 〔会派別構成〕

(単位：人) 令和元年 5 月 30 日現在

| 会派名            | 人員 |
|----------------|----|
| 練馬区議会自由民主党     | 17 |
| 練馬区議会公明党       | 11 |
| 日本共産党練馬区議団     | 5  |
| 練馬区議会立憲民主党     | 4  |
| 練馬区議会未来会議      | 3  |
| 市民の声ねりま        | 3  |
| 生活者ネットワーク      | 2  |
| 都民ファーストの会練馬区議団 | 2  |
| オンブズマン練馬       | 1  |
| 市民ふくしフォーラム     | 1  |
| 練馬区民の会         | 1  |
| 計              | 50 |

#### 〔請願・陳情審査件数〕

(単位：件) 30年1～12月

| 区分    | 件数        | 審査結果 |     |      |      |      |    |
|-------|-----------|------|-----|------|------|------|----|
|       |           | 採択   | 不採択 | 取り下げ | 付託替え | 継続審議 |    |
| 委員会   | 企画総務      | 30   | —   | —    | —    | —    | 30 |
|       | 区民生活      | 12   | 4   | —    | —    | —    | 8  |
|       | 健康福祉      | 13   | —   | 1    | —    | —    | 12 |
|       | 環境まちづくり   | 39   | 3   | —    | —    | —    | 36 |
|       | 文教児童青少年   | 27   | —   | 1    | —    | —    | 26 |
|       | 議会運営      | 10   | —   | —    | 1    | —    | 9  |
| 特別委員会 | 総合・災害対策等  | 1    | —   | —    | —    | —    | 1  |
|       | 医療・高齢者等   | 2    | —   | —    | —    | —    | 2  |
|       | 清掃・エネルギー等 | 1    | —   | —    | —    | —    | 1  |
|       | 交通対策等     | 5    | —   | —    | —    | —    | 5  |
|       | 予 算       |      |     |      |      |      |    |
|       | 決 算       |      |     |      |      |      |    |
| 計     | 140       | 7    | 2   | 1    | —    | 130  |    |

注：①件数の上段は請願、下段は陳情

②請願・陳情の件数は、前年からの継続分および分割付託を含む。採択、不採択、取り下げには、一部採択、一部不採択、一部取り下げを含む。

## 〔歴代議長〕

|    | 昭和                       | 党別  |
|----|--------------------------|-----|
| 1  | 上野徳次郎 22.10.11~23.11.15  | 自由党 |
| 2  | 桜井 米蔵 23.11.15~24.11.25  | //  |
| 3  | 小口 政雄 24.11.25~25.10.30  | //  |
| 4  | 梅内 正雄 25.10.30~26. 9.19  | //  |
| 5  | 篠田 鎮雄 26.10.29~27.10.29  | //  |
| 6  | 梅内 正雄 27.10.29~28.12. 2  | //  |
| 7  | 井口 仙蔵 28.12. 2~29.12.22  | //  |
| 8  | 塚田 洪憲 29.12.22~30. 9.19  | //  |
| 9  | 井口 仙蔵 30.10.20~31.10.29  | 自民党 |
| 10 | 井口 仙蔵 31.10.29~32.11.29  | //  |
| 11 | 梅内 正雄 32.11.29~34. 3.18  | //  |
| 12 | 林 亮海 34. 3.18~34. 9.19   | //  |
| 13 | 上野徳次郎 34.10.23~35.12.27  | //  |
| 14 | 桜井 米蔵 35.12.27~37. 2. 9  | //  |
| 15 | 梅内 正雄 37. 2. 9~37.12.22  | //  |
| 16 | 橋本銀之助 37.12.22~38. 9.19  | //  |
| 17 | 井口 仙蔵 38.10.23~40. 3.10  | //  |
| 18 | 越後 幹雄 40. 3.10~42. 5. 2  | //  |
| 19 | 長谷川安正 42. 7.11~43. 7.16  | //  |
| 20 | 小柳 信子 43. 7.16~44. 7.24  | //  |
| 21 | 橋本銀之助 44. 7.24~45. 7.11  | //  |
| 22 | 橋本銀之助 45. 7.11~46. 5.29  | //  |
| 23 | 塚田 洪憲 46. 7. 6~47. 7.19  | //  |
| 24 | 横山 繁雄 47. 7.19~48. 7.28  | //  |
| 25 | 関口 三郎 48. 7.28~49. 7.30  | //  |
| 26 | 田口阿久理 49. 7.30~50. 5.29  | //  |
| 27 | 楠 直正 50. 6.23~51. 7. 9   | //  |
| 28 | 横山 繁雄 51. 7. 9~52. 7.27  | //  |
| 29 | 内田仙太郎 52. 7.27~53. 7.14  | //  |
| 30 | 豊田 三郎 53. 7.14~54. 5.29  | //  |
| 31 | 貫井 武夫 54. 6.22~55. 7.10  | //  |
| 32 | 上野 定雄 55. 7.10~56. 7.21  | //  |
| 33 | 矢崎 久雄 56. 7.21~57. 7. 6  | //  |
| 34 | 大野喜三郎 57. 7. 6~58. 5.29  | //  |
| 35 | 貫井 武夫 58. 6.15~59. 7.10  | //  |
| 36 | 上野 定雄 59. 7.10~60. 7.19  | //  |
| 37 | 田中 確也 60. 7.19~61. 7.24  | //  |
| 38 | 望月 泰治 61. 7.24~62. 5.29  | //  |
| 39 | 楠 直正 62. 6.15~63. 7.13   | //  |
|    | 平成                       |     |
| 40 | 椎名 貞夫 63. 7.13~元. 7.21   | 公明党 |
| 41 | 山田左千夫 元. 7.21~ 2. 7.13   | 自民党 |
| 42 | 渡辺 耕平 2. 7.13~ 3. 5.29   | //  |
| 43 | 関口 和雄 3. 6.13~ 4. 7. 2   | //  |
| 44 | 吉野 信義 4. 7. 2~ 5. 7.29   | //  |
| 45 | 大橋 静男 5. 7.29~ 6. 7.12   | //  |
| 46 | 中島 力 6. 7.12~ 7. 5.29    | //  |
| 47 | 高橋かずみ 7. 6. 9~ 8. 6.25   | //  |
| 48 | 関口 三郎 8. 6.25~ 9. 7.24   | //  |
| 49 | 浅沼 敏幸 9. 7.24~10. 6.19   | 無所属 |
| 50 | 関口 和雄 10. 6.19~11. 5.29  | 自民党 |
| 51 | 関口 和雄 11. 6.11~12. 7.14  | //  |
| 52 | 土屋 新一 12. 7.14~13. 7.11  | 民主党 |
| 53 | 小林みつぐ 13. 7.11~14. 7.16  | 自民党 |
| 54 | 村上 悦栄 14. 7.16~15. 5.29  | //  |
| 55 | 中島 力 15. 6.12~16. 6.18   | //  |
| 56 | 小林みつぐ 16. 6.18~17. 7.22  | //  |
| 57 | 本橋まさとし 17. 7.22~18. 6.28 | //  |
| 58 | 村上 悦栄 18. 6.28~19. 5.29  | //  |
| 59 | 関口 和雄 19. 6.11~20. 6.20  | //  |
| 60 | しばぎ幹男 20. 6.20~21. 6.17  | //  |
| 61 | 本橋 正寿 21. 6.17~22. 6.17  | //  |
| 62 | 西山きよたか 22. 6.17~23. 5.29 | //  |
| 63 | 小川けいこ 23. 6.13~24. 6.22  | //  |
| 64 | 藤井たかし 24. 6.22~25. 6.28  | //  |
| 65 | 小泉 純二 25. 6.28~26. 6.20  | //  |
| 66 | 村上 悦栄 26. 6.20~27. 5.29  | //  |
| 67 | かしわぎき強 27. 6.12~28. 6.17 | //  |
| 68 | 田中ひでかつ 28. 6.17~29. 7. 7 | //  |
| 69 | 小林みつぐ 29. 7. 7~30. 6.27  | //  |
|    | 令和                       |     |
| 70 | 福沢 剛 30. 6.27~元. 5.29    | //  |
| 71 | 上野ひろみ 元. 6.13~           | //  |

## 〔歴代副議長〕

|    | 昭和                       | 党別  |
|----|--------------------------|-----|
| 1  | 小口 政雄 22.10.11~23.11.15  | 自由党 |
| 2  | 塚田 洪憲 23.11.15~24.11.25  | //  |
| 3  | 内田建三郎 24.11.25~25.10.30  | //  |
| 4  | 豊田 勝夫 25.10.30~26. 9.19  | //  |
| 5  | 大野 政吉 26.10.29~27.10.29  | //  |
| 6  | 加山 峯吉 27.10.29~28.12.2   | //  |
| 7  | 橋本銀之助 28.12. 2~29.12.22  | //  |
| 8  | 永盛勇三郎 29.12.22~30. 9.19  | //  |
| 9  | 一野 義純 30.10.20~31.10.29  | 自民党 |
| 10 | 松本 茂 31.10.29~32. 8.30   | //  |
| 11 | 豊田 勝夫 32. 8.30~32.11.29  | //  |
| 12 | 山下 新吉 32.11.29~34. 3.18  | 社会党 |
| 13 | 大戸 淳三 34. 3.18~34. 9.19  | 自民党 |
| 14 | 矢ヶ崎信夫 34.10.23~35.12.27  | //  |
| 15 | 越後 幹雄 35.12.27~37. 2. 9  | //  |
| 16 | 荒井 澄雄 37. 2. 9~37.12.22  | 社会党 |
| 17 | 並木 亀吉 37.12.22~38. 9.19  | 自民党 |
| 18 | 長谷川安正 38.10.23~39. 5.27  | //  |
| 19 | 宇野津定三 39. 5.27~40. 3.10  | 公明党 |
| 20 | 横山 倉吉 40. 3.10~42. 5. 2  | 自民党 |
| 21 | 榎本 喜芳 42. 7.11~43. 7.16  | 社会党 |
| 22 | 木下喜三郎 43. 7.16~44. 7.24  | //  |
| 23 | 本橋弘三郎 44. 7.24~45. 7.11  | //  |
| 24 | 木下喜三郎 45. 7.11~46. 5.29  | //  |
| 25 | 岡本 和男 46. 7. 6~47. 7.19  | //  |
| 26 | 本橋弘三郎 47. 7.19~48. 7.28  | //  |
| 27 | 土屋 新一 48. 7.28~49. 7.30  | //  |
| 28 | 藤代権兵衛 49. 7.30~50. 5.29  | //  |
| 29 | 小池 広司 50. 6.23~51. 7. 9  | 公明党 |
| 30 | 小林としたか 51. 7. 9~52. 7.27 | //  |
| 31 | 椎名 貞夫 52. 7.27~53. 7.14  | //  |
| 32 | 安藤 美義 53. 7.14~54. 5.29  | //  |
| 33 | 宇野津定三 54. 6.22~55. 7.10  | //  |
| 34 | 田中てるみ 55. 7.10~56. 7.21  | //  |
| 35 | 小池 広司 56. 7.21~57. 7. 6  | //  |
| 36 | 小林としたか 57. 7. 6~58. 5.29 | //  |
| 37 | 椎名 貞夫 58. 6.15~59. 7.10  | //  |
| 38 | 田中 保徳 59. 7.10~60. 7.19  | //  |
| 39 | 竹内 智久 60. 7.19~61. 7.24  | //  |
| 40 | 俵頭 功 61. 7.24~62. 5.29   | //  |
| 41 | 小林 利孝 62. 6.15~63. 7.13  | //  |
|    | 平成                       |     |
| 42 | 吉野 信義 63. 7.13~元. 7.21   | 自民党 |
| 43 | 田中 保徳 元. 7.21~ 2. 7.13   | 公明党 |
| 44 | 竹内 智久 2. 7.13~ 3. 5.29   | //  |
| 45 | 椎名 貞夫 3. 6.13~ 4. 7. 2   | //  |
| 46 | 白井 繁雄 4. 7. 2~ 5. 7.29   | //  |
| 47 | 富塚 辰雄 5. 7.29~ 6. 7.12   | //  |
| 48 | 秋本 和昭 6. 7.12~ 7. 5.29   | //  |
| 49 | 俵頭 功 7. 6. 9~ 8. 6.25    | 公明  |
| 50 | 斉藤 宗孝 8. 6.25~ 9. 7.24   | //  |
| 51 | 西川 康彦 9. 7.24~10. 6.19   | //  |
| 52 | 富塚 辰雄 10. 6.19~11. 5.29  | //  |
| 53 | 秋本 和昭 11. 6.11~12. 7.14  | 公明党 |
| 54 | 武藤 昭夫 12. 7.14~13. 7.11  | 共産党 |
| 55 | 山田 哲丸 13. 7.11~14. 7.16  | 公明党 |
| 56 | 斉藤 宗孝 14. 7.16~15. 5.29  | //  |
| 57 | 西川 康彦 15. 6.12~16. 6.18  | //  |
| 58 | 岩崎 典子 16. 6.18~17. 7.22  | //  |
| 59 | 斉藤 宗孝 17. 7.22~18. 6.28  | //  |
| 60 | 秋本 和昭 18. 6.28~19. 5.29  | //  |
| 61 | 宮原 義彦 19. 6.11~20. 6.20  | //  |
| 62 | 田代 孝海 20. 6.20~21. 6.17  | //  |
| 63 | 岩崎 典子 21. 6.17~22. 6.17  | //  |
| 64 | 内田ひろのり 22. 6.17~23. 5.29 | //  |
| 65 | 斉藤 静夫 23. 6.13~24. 6.22  | //  |
| 66 | つすい民男 24. 6.22~25. 6.28  | //  |
| 67 | 吉田ゆりこ 25. 6.28~26. 6.20  | //  |
| 68 | 柳沢よしみ 26. 6.20~27. 5.29  | //  |
| 69 | 内田ひろのり 27. 6.12~28. 6.17 | //  |
| 70 | 光永 勉 28. 6.17~29. 7. 7   | //  |
| 71 | 酒井 妙子 29. 7. 7~30. 6.27  | //  |
|    | 令和                       |     |
| 72 | 西野こういち 30. 6.27~元. 5.29  | //  |
| 73 | 宮原よしひこ 元. 6.13~          | //  |

## (2) 執行機関（区長・行政委員会など）

区的意思決定機関（議決機関）である区議会に対し、決定された意思の実施機関（執行機関）として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、更に補助機関として、副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

### ●区長と補助機関

#### 1 区長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は4年である。

昭和49年6月の「地方自治法」の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙が行われた。

平成30年4月15日に行われた区長選挙の結果、前川耀男が選出され、第19代区長に就任した。

#### 2 副区長（助役）、会計管理者（収入役）

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。練馬区では、副区長の定数を2人とし、小西将雄と山内隆夫が在任している。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、18年の「地方自治法」改正以前は、助役および収入役が置かれていた。

#### 〔歴代区長〕

|    |        | 昭和         |   |           |     |
|----|--------|------------|---|-----------|-----|
| 1  | 白井 五十三 | 22. 9. 20  | ～ | 26. 9. 19 |     |
| 2  | 須田 操   | 26. 9. 20  | ～ | 30. 9. 19 |     |
| 3  | //     | 30. 11. 9  | ～ | 34. 11. 8 |     |
| 4  | //     | 34. 12. 3  | ～ | 38. 12. 2 |     |
| 5  | //     | 38. 12. 26 | ～ | 42. 6. 21 |     |
| 6  | 片健 治   | 43. 7. 29  | ～ | 47. 7. 28 |     |
| 7  | 田畑 健介  | 48. 10. 16 | ～ | 50. 4. 26 |     |
| 8  | //     | 50. 4. 27  | ～ | 54. 4. 26 |     |
| 9  | //     | 54. 4. 27  | ～ | 58. 4. 26 |     |
| 10 | //     | 58. 4. 27  | ～ | 62. 4. 26 |     |
| 11 | 岩波 三郎  | 62. 4. 27  | ～ | 3. 4. 26  | 平成  |
| 12 | //     | 3. 4. 27   | ～ | 7. 4. 26  |     |
| 13 | //     | 7. 4. 27   | ～ | 11. 4. 26 |     |
| 14 | //     | 11. 4. 27  | ～ | 15. 4. 26 |     |
| 15 | 志村 豊志郎 | 15. 4. 27  | ～ | 19. 4. 26 |     |
| 16 | //     | 19. 4. 27  | ～ | 23. 4. 26 |     |
| 17 | //     | 23. 4. 27  | ～ | 26. 2. 23 |     |
| 18 | 前川 耀男  | 26. 4. 20  | ～ | 30. 4. 19 |     |
| 19 | //     | 30. 4. 20  | ～ |           | 在任中 |

#### 〔歴代副区長〕

|   |       | 平成        |   |           |     |
|---|-------|-----------|---|-----------|-----|
| 1 | 関口 和雄 | 19. 4. 1  | ～ | 19. 6. 12 |     |
| 2 | //    | 19. 6. 13 | ～ | 23. 6. 12 |     |
| 3 | 琴尾 隆明 | 23. 6. 14 | ～ | 27. 6. 13 |     |
| 4 | 山内 隆夫 | 26. 6. 20 | ～ | 30. 6. 19 |     |
| 5 | 黒田 叔孝 | 27. 6. 15 | ～ | 元. 6. 14  | 令和  |
| 6 | 山内 隆夫 | 30. 6. 20 | ～ |           | 在任中 |
| 7 | 小西 将雄 | 元. 6. 15  | ～ |           | 在任中 |

#### 〔歴代助役〕

|    |        | 昭和         |   |            |    |
|----|--------|------------|---|------------|----|
| 1  | 小林 四郎  | 22. 12. 4  | ～ | 26. 12. 3  |    |
| 2  | //     | 26. 12. 4  | ～ | 30. 12. 3  |    |
| 3  | //     | 30. 12. 4  | ～ | 34. 12. 3  |    |
| 4  | //     | 34. 12. 10 | ～ | 38. 12. 9  |    |
| 5  | 星 義文   | 39. 5. 27  | ～ | 42. 6. 21  |    |
| 6  | 金子 光   | 43. 9. 3   | ～ | 47. 9. 2   |    |
| 7  | 三浦 忠正  | 48. 10. 29 | ～ | 52. 10. 28 |    |
| 8  | //     | 52. 10. 29 | ～ | 56. 10. 28 |    |
| 9  | //     | 56. 10. 29 | ～ | 60. 10. 28 |    |
| 10 | 中園 啓一  | 58. 6. 21  | ～ | 62. 6. 13  |    |
| 11 | 三浦 忠正  | 60. 10. 29 | ～ | 62. 4. 25  |    |
| 12 | 三石 辰雄  | 62. 6. 26  | ～ | 3. 6. 25   | 平成 |
| 13 | //     | 3. 6. 26   | ～ | 7. 6. 25   |    |
| 14 | //     | 7. 6. 26   | ～ | 11. 6. 25  |    |
| 15 | 志村 豊志郎 | 11. 6. 26  | ～ | 15. 2. 12  |    |
| 16 | 関口 和雄  | 15. 6. 13  | ～ | 19. 3. 31  |    |

#### 〔歴代収入役〕

|    |       | 昭和         |   |            |    |
|----|-------|------------|---|------------|----|
| 1  | 原 鋳二  | 22. 12. 4  | ～ | 26. 12. 3  |    |
| 2  | //    | 26. 12. 4  | ～ | 30. 12. 3  |    |
| 3  | //    | 30. 12. 4  | ～ | 34. 12. 3  |    |
| 4  | //    | 34. 12. 10 | ～ | 38. 12. 9  |    |
| 5  | 栗林 繁実 | 39. 5. 27  | ～ | 43. 5. 26  |    |
| 6  | 寺本 静雄 | 43. 9. 3   | ～ | 47. 9. 2   |    |
| 7  | 山本 佳二 | 48. 10. 29 | ～ | 52. 10. 28 |    |
| 8  | //    | 52. 10. 29 | ～ | 56. 10. 28 |    |
| 9  | 中園 啓一 | 56. 10. 29 | ～ | 58. 6. 20  |    |
| 10 | 本田 久夫 | 58. 6. 21  | ～ | 62. 6. 13  |    |
| 11 | //    | 62. 6. 26  | ～ | 3. 6. 25   | 平成 |
| 12 | //    | 3. 6. 26   | ～ | 7. 6. 25   |    |
| 13 | //    | 7. 6. 26   | ～ | 11. 6. 25  |    |
| 14 | 小林 勝郎 | 11. 6. 26  | ～ | 15. 6. 25  |    |
| 15 | //    | 15. 6. 26  | ～ | 19. 6. 25  |    |

### 3 職員

区の職員数は、31年4月1日現在4,326人である。内訳は次ページの組織別職員数のとおりである。職員数は一般職に属する職員数であり、再任用職員のうち短時間勤務の者、休職者、他団体への派遣職員、臨時職員、非常勤職員等を除く。

なお、上記のほかに、小・中学校の教員2,476人および学校関係の栄養士、事務職員の一部138人は、都の任用の職員で下表のとおりである（令和元年5月1日現在）。

#### 〔東京都任用の教職員数〕（単位：人）令和元年5月1日現在

| 区 分 | 総 数   | 教 員   | その他 |
|-----|-------|-------|-----|
| 小学校 | 1,765 | 1,675 | 90  |
| 中学校 | 849   | 801   | 48  |
| 計   | 2,614 | 2,476 | 138 |

注：その他は、事務職員、栄養士

## 〔組織別職員数〕

(単位：人) 31年4月1日現在

| 区分          | 職員数   | 職種別   |        |        |
|-------------|-------|-------|--------|--------|
|             |       | 事務系   | 福祉・技術系 | 技能・業務系 |
| 総数          | 4,326 | 1,913 | 1,871  | 542    |
| 技監          | 1     |       | 1      |        |
| 区長室         | 38    | 37    | 1      |        |
| 広聴広報課       | 32    | 31    | 1      |        |
| 秘書課         | 6     | 6     |        |        |
| 企画部         | 50    | 50    |        |        |
| 企画課         | 15    | 15    |        |        |
| 財政課         | 11    | 11    |        |        |
| 情報政策課       | 24    | 24    |        |        |
| 危機管理室       | 38    | 36    | 1      | 1      |
| 危機管理課       | 38    | 36    | 1      | 1      |
| 総務部         | 228   | 144   | 78     | 6      |
| 総務課         | 44    | 42    | 1      | 1      |
| 文書法務課       | 13    | 13    |        |        |
| 情報公開課       | 8     | 8     |        |        |
| 経理用地課       | 28    | 21    | 2      | 5      |
| 人権・男女共同参画課  | 11    | 9     | 2      |        |
| 職員課         | 33    | 33    |        |        |
| 人材育成課       | 14    | 14    |        |        |
| 施設管理課       | 77    | 4     | 73     |        |
| 区民部         | 423   | 420   | 2      | 1      |
| 戸籍住民課       | 215   | 213   | 1      | 1      |
| 税務課         | 46    | 46    |        |        |
| 収納課         | 75    | 74    | 1      |        |
| 国保年金課       | 87    | 87    |        |        |
| 産業経済部       | 61    | 60    | 1      |        |
| 経済課         | 19    | 18    | 1      |        |
| 商工観光課       | 23    | 23    |        |        |
| 都市農業課       | 19    | 19    |        |        |
| 地域文化部       | 158   | 131   | 26     | 1      |
| 地域振興課       | 98    | 75    | 22     | 1      |
| 文化・生涯学習課    | 27    | 23    | 4      |        |
| スポーツ振興課     | 33    | 33    |        |        |
| 福祉部         | 613   | 353   | 251    | 9      |
| 管理課         | 33    | 23    | 9      | 1      |
| 障害者施策推進課    | 136   | 32    | 98     | 6      |
| 生活福祉課       | 28    | 21    | 7      |        |
| 練馬総合福祉事務所   | 81    | 56    | 25     |        |
| 光が丘総合福祉事務所  | 77    | 49    | 28     |        |
| 石神井総合福祉事務所  | 77    | 43    | 34     |        |
| 大泉総合福祉事務所   | 66    | 36    | 30     |        |
| 高齢社会対策課     | 28    | 22    | 5      | 1      |
| 高齢者支援課      | 18    | 12    | 6      |        |
| 介護保険課       | 69    | 59    | 9      | 1      |
| 健康部（練馬区保健所） | 229   | 89    | 140    |        |
| 健康推進課       | 33    | 24    | 9      |        |
| 生活衛生課       | 46    | 9     | 37     |        |
| 保健予防課       | 23    | 14    | 9      |        |

| 区分            | 職員数   | 職種別 |        |        |
|---------------|-------|-----|--------|--------|
|               |       | 事務系 | 福祉・技術系 | 技能・業務系 |
| 豊玉保健相談所       | 29    | 7   | 22     |        |
| 北保健相談所        | 14    | 4   | 10     |        |
| 光が丘保健相談所      | 17    | 4   | 13     |        |
| 石神井保健相談所      | 26    | 8   | 18     |        |
| 大泉保健相談所       | 15    | 5   | 10     |        |
| 関保健相談所        | 15    | 5   | 10     |        |
| 地域医療課         | 11    | 9   | 2      |        |
| 環境部           | 315   | 81  | 22     | 212    |
| 環境課           | 32    | 25  | 7      |        |
| みどり推進課        | 27    | 14  | 13     |        |
| 清掃リサイクル課      | 27    | 21  | 1      | 5      |
| 練馬清掃事務所       | 103   | 10  |        | 93     |
| 石神井清掃事務所      | 126   | 11  | 1      | 114    |
| 都市整備部         | 164   | 52  | 112    |        |
| 都市計画課         | 17    | 13  | 4      |        |
| 交通企画課         | 12    | 1   | 11     |        |
| まちづくり推進課      | 48    | 16  | 32     |        |
| 住宅課           | 9     | 8   | 1      |        |
| 開発調整課         | 22    | 4   | 18     |        |
| 建築課           | 56    | 10  | 46     |        |
| 土木部           | 203   | 59  | 138    | 6      |
| 管理課           | 48    | 19  | 29     |        |
| 道路公園課         | 82    | 15  | 61     | 6      |
| 計画課           | 59    | 15  | 44     |        |
| 交通安全課         | 14    | 10  | 4      |        |
| 会計管理室         | 15    | 15  |        |        |
| 教育委員会事務局      | 1,753 | 351 | 1,096  | 306    |
| 教育振興部         | 191   | 178 | 6      | 7      |
| 教育総務課         | 37    | 33  |        | 4      |
| 学務課           | 27    | 27  |        |        |
| 学校施設課         | 43    | 36  | 4      | 3      |
| 教育指導課         | 25    | 25  |        |        |
| 学校教育支援センター    | 13    | 11  | 2      |        |
| 光が丘図書館        | 46    | 46  |        |        |
| こども家庭部        | 1,400 | 153 | 1,090  | 157    |
| 子育て支援課        | 231   | 55  | 165    | 11     |
| 保育課           | 1,091 | 56  | 889    | 146    |
| 保育計画調整課       | 11    | 7   | 4      |        |
| 青少年課          | 25    | 24  | 1      |        |
| 練馬子ども家庭支援センター | 42    | 11  | 31     |        |
| 小学校           | 137   |     |        | 137    |
| 中学校           | 2     |     |        | 2      |
| 幼稚園           | 23    | 20  |        | 3      |
| 選挙管理委員会事務局    | 13    | 13  |        |        |
| 監査事務局         | 7     | 5   | 2      |        |
| 農業委員会事務局      | —     | —   | —      | —      |
| 議会事務局         | 17    | 17  |        |        |

## ●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局において必要な事務を執行している。

## 1 教育委員会

教育に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会には、区長が区議会の同意を得て任命する教育長および4人の委員で組織され、任期は教育長が3年、その他の委員は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

令和元年7月1日現在の教育長および教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

教育長 河口 浩 (30.7.1 ~ 令和3.6.30)

委員 新井 良保 (30.6.20 ~ 令和4.6.19)

委員 坂口 節子 (27.10.16 ~ 令和元.10.15)

委員 高柳 誠 (29.12.19 ~ 令和3.12.18)

委員 伊神 泉 (30.6.20 ~ 令和2.6.19)

## 〔歴代教育長〕

|    |           | 昭和         |   | 平成         |  |
|----|-----------|------------|---|------------|--|
| 1  | 星 義 文     | 27. 11. 1  | ～ | 28. 3. 31  |  |
| 2  | //        | 28. 4. 1   | ～ | 31. 9. 30  |  |
| 3  | 松 尾 周 男   | 31. 10. 1  | ～ | 35. 9. 30  |  |
| 4  | 栗 林 繁 美   | 35. 10. 8  | ～ | 39. 5. 26  |  |
| 5  | 上 野 唯 郎   | 39. 7. 22  | ～ | 39. 10. 6  |  |
| 6  | //        | 39. 10. 7  | ～ | 43. 10. 6  |  |
| 7  | 黒 田 新 市 郎 | 43. 10. 14 | ～ | 47. 10. 13 |  |
| 8  | 岩 波 三 郎   | 48. 10. 29 | ～ | 52. 10. 28 |  |
| 9  | //        | 52. 10. 29 | ～ | 56. 10. 28 |  |
| 10 | //        | 56. 10. 29 | ～ | 60. 10. 28 |  |
| 11 | //        | 60. 10. 29 | ～ | 62. 1. 17  |  |
| 12 | 下 田 迪 雄   | 62. 7. 1   | ～ | 元. 10. 28  |  |
| 13 | //        | 元. 10. 29  | ～ | 5. 10. 28  |  |
| 14 | //        | 5. 10. 29  | ～ | 9. 10. 28  |  |
| 15 | //        | 9. 10. 29  | ～ | 11. 6. 25  |  |
| 16 | 藺 部 俊 介   | 11. 7. 1   | ～ | 13. 10. 28 |  |
| 17 | //        | 13. 10. 29 | ～ | 17. 10. 28 |  |
| 18 | //        | 17. 10. 29 | ～ | 21. 10. 28 |  |
| 19 | //        | 21. 10. 29 | ～ | 23. 6. 28  |  |
| 20 | 河 口 浩     | 23. 6. 29  | ～ | 25. 10. 28 |  |
| 21 | //        | 25. 10. 29 | ～ | 27. 6. 30  |  |
| 22 | //        | 27. 7. 1   | ～ | 30. 6. 30  |  |
| 23 | //        | 30. 7. 1   | ～ | 在任中        |  |

## 2 選挙管理委員会

区の選挙をはじめ、都、国の選挙および選挙に係る事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。

31年4月1日現在の選挙管理委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

委員長 岩崎 典子

委員 小藺江 博之、三戸 英一、本橋 正壽  
(任期は各委員とも令和3.12.18まで)

## 3 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

令和元年6月13日現在の監査委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者 山中 協

(常勤監査委員・代表監査委員)  
(29.10.21～令和3.10.20)

識見を有する者 萩野うたみ (31.3.8～令和5.3.7)

区議会議員 小川けいこ (元.6.13～在任中)

区議会議員 酒井 妙子 (元.6.13～在任中)

## 〔30年度の監査等実施状況〕

## (1) 定期監査等

## ① 実績

- ・92課94施設
- ・工事監査 8か所
- ・財政援助団体等 36団体

## ② 監査結果

- ・指摘事項 1件

## (2) 例月現金出納検査

## (3) 決算・基金運用状況審査、財政健全化判断比率審査

## (4) 住民監査請求

監査請求件数 1件

弁護士報酬経費に係る損害賠償等措置請求(棄却)

## (5) 行政監査

テーマ「委託・補助等の適正な執行について」

## 4 農業委員会

農業委員会は、「農地法」等法令による事項、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、農業一般に関する調査および情報の提供等を行っている。

28年4月の法改正により委員の公選制が廃止され、区長の任命制に変更となった。29年7月に新制度による改選が行われ、現在の委員は16人で構成される。任期は3年である。

31年4月1日現在の委員は、つぎのとおりである。

会長 加藤 和雄

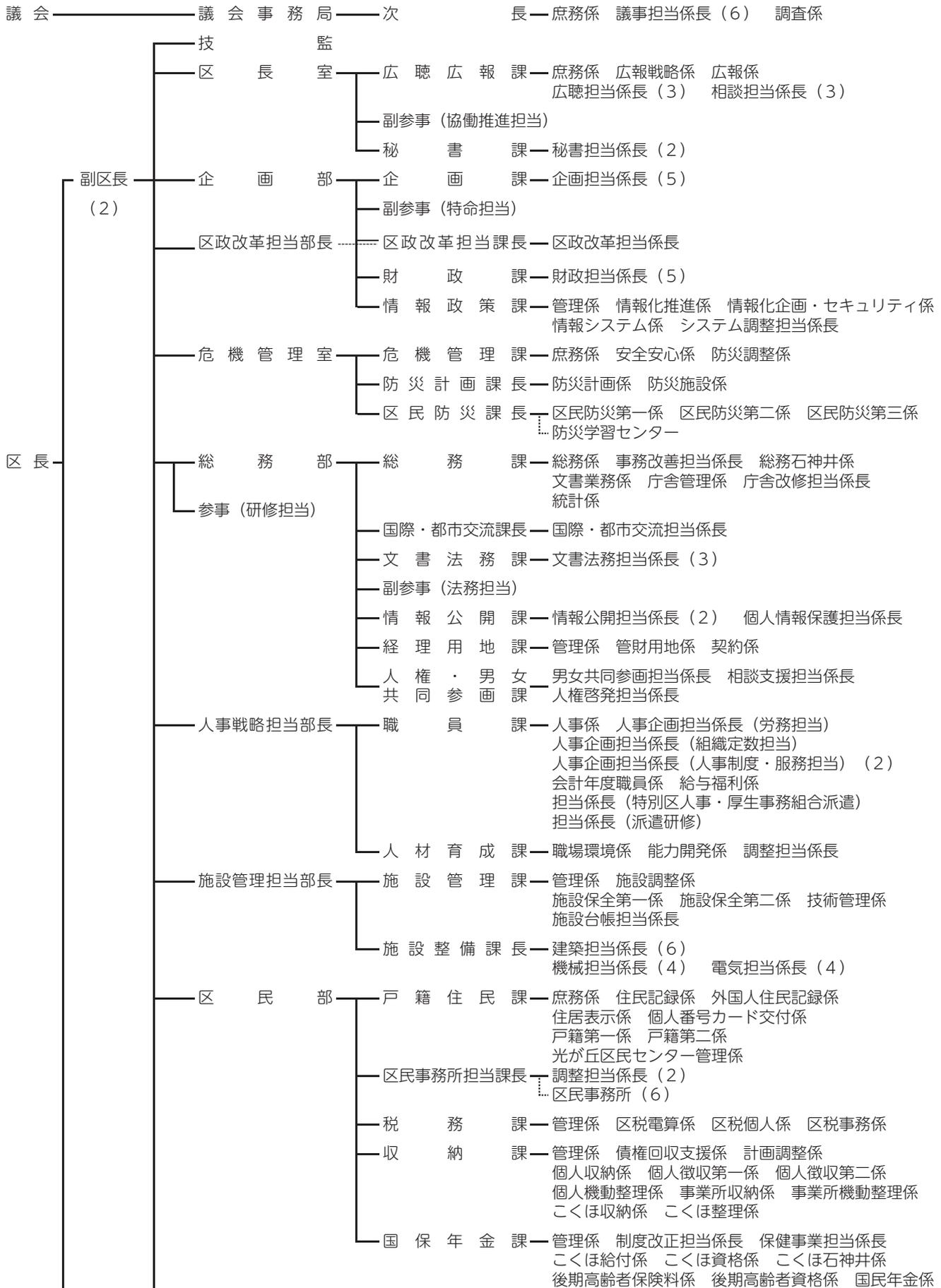
副会長 西貝 孝之、井之口 喜實夫

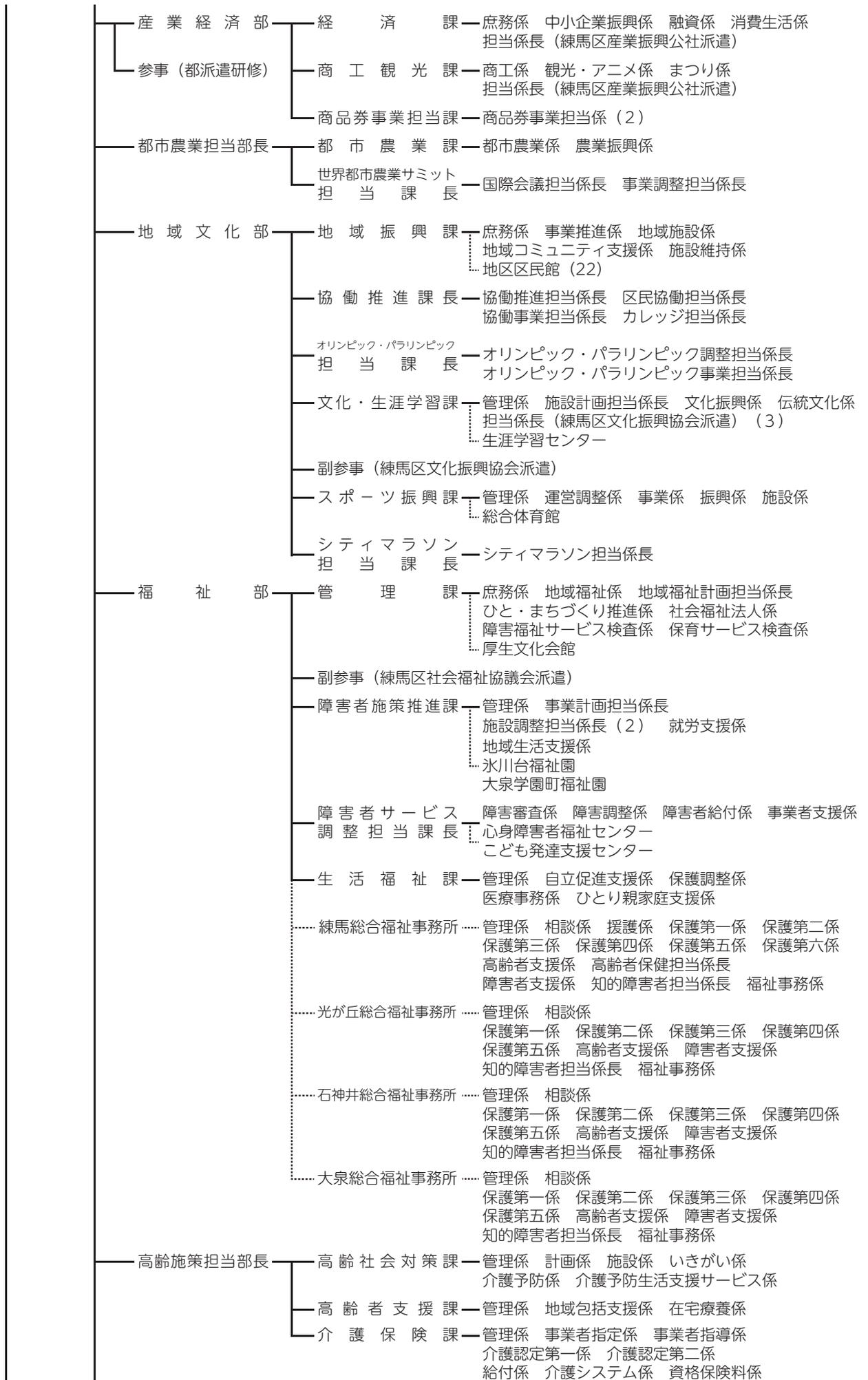
委員 井口 哲哉、石手 啓夫、榎本 高一、  
尾崎 賀一、加藤 茂平、木村 隆昭、  
瀧島 規秀、田中 大代、半田 保之、  
宮本 金一郎、宮本 兼一、本橋 朋和、  
吉田 茂雄

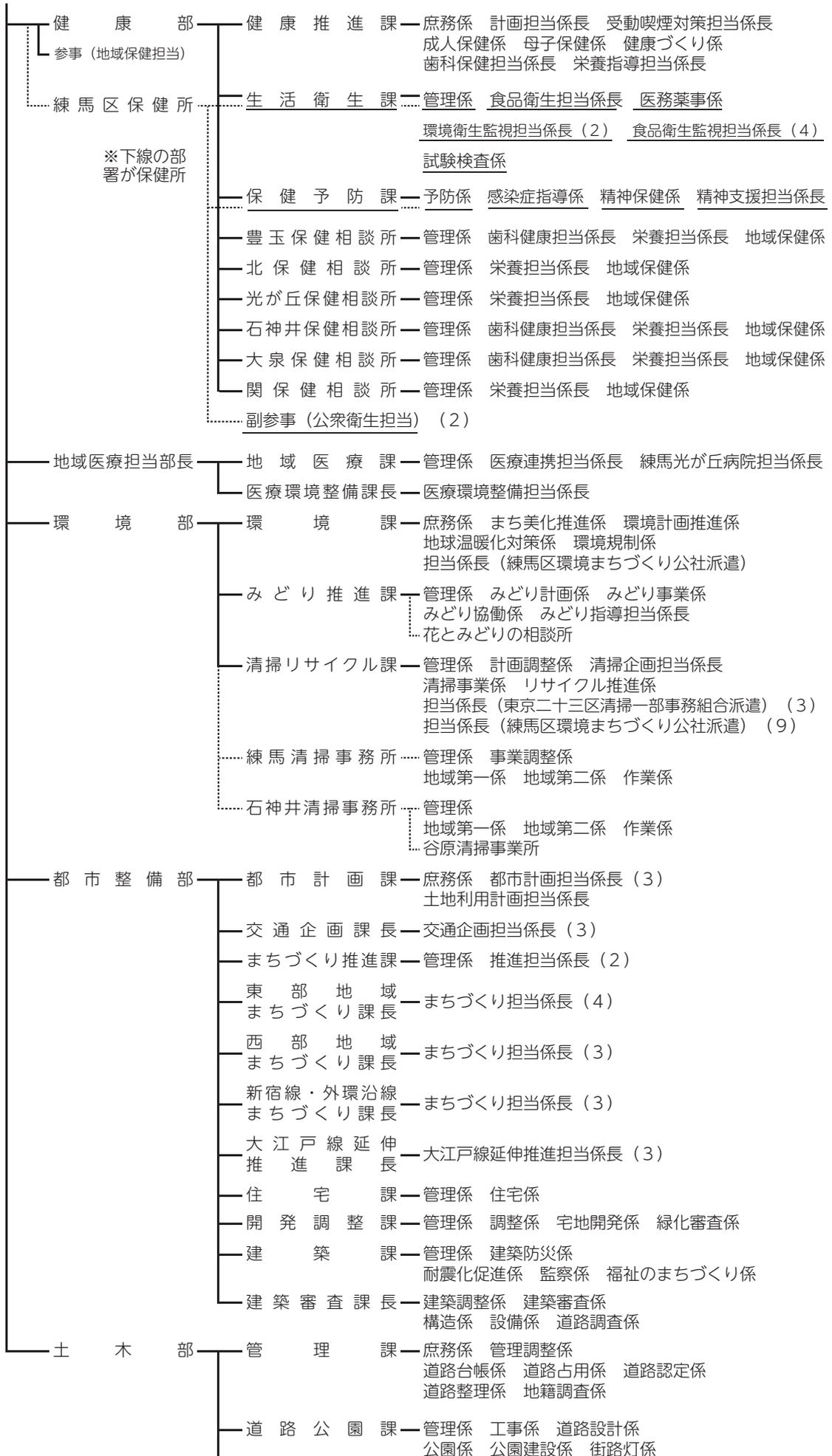
(任期は29.7.30～令和2.7.29)

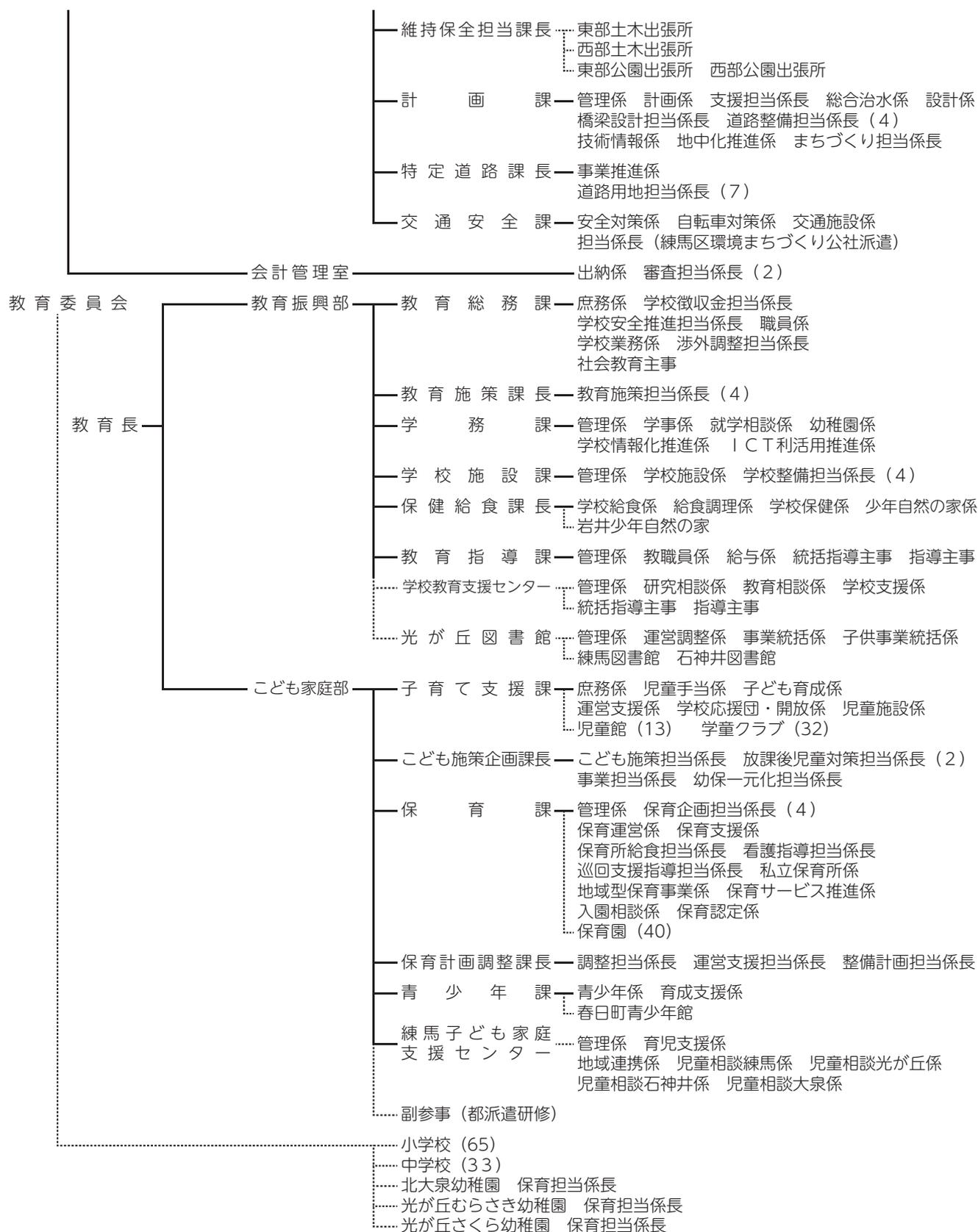
## 5 人事委員会

特別区の人事委員会は、23特別区が共同して設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23特別区共同の人事機関として機能している。









選挙管理委員会 事務局 庶務係 選挙係 情報啓発係

監査委員 事務局 監査担当係長 (5)

農業委員会 事務局 次長 農業担当係長

## 〔練馬区の附属機関〕

31年3月31日現在

| 名 称 (根拠法令)                    | 定数 任期     | 構 成   | 職務のあらまし   |
|-------------------------------|-----------|---|---|
| 防災会議 (法・条例)                   | 50人以内 2年  | 都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員                              | 地域防災計画の作成、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議  |
| 安全・安心協議会 (条例)                 | 60人以内 1年  | 区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員   | 安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議                               |
| 国民保護協議会 (法・条例)                | 50人以内 2年  | 都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員                              | 国民保護計画・変更等の審議   |
| 特別職報酬等および議会政務活動費審議会 (条例)      | 10人以内 2年  | 区民、区内公共的団体等代表者  | 特別職報酬額等の適否についての審議   |
| 行政不服審査会 (法・条例)                | 3人 2年     | 法律または行政に関する学識経験者  | 行政庁の処分に関する不服申立てについての調査・審議   |
| 情報公開および個人情報保護審査会 (条例)         | 5人以内 2年   | 学識経験者   | 公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査  |
| 情報公開および個人情報保護運営審議会 (条例)       | 25人以内 2年  | 区民、学識経験者、区議会議員  | 情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議   |
| 財産価格審議会 (条例)                  | 13人以内 2年  | 学識経験者、区職員   | 公有財産の管理・処分、財産の取得に関する価格の評定   |
| 国民健康保険運営協議会 (法・条例)            | 24人 3年    | 被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者                                  | 国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議  |
| 文化財保護審議会 (条例)                 | 10人以内 2年  | 学識経験者   | 文化財の保存・活用についての調査・審議   |
| 美術館運営協議会 (条例)                 | 19人以内 2年  | 学識経験者、区議会議員、区民、美術団体関係者、学校教育関係者                                      | 美術館の運営方針および事業計画の協議  |
| 民生委員推薦会 (法・政令・規則)             | 14人以内 3年  | 社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等                                       | 民生委員候補者の推薦  |
| 保健福祉サービス苦情調整委員 (条例)           | 5人以内 2年   | 保健・福祉・法律等に関する学識経験者  | 区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など                           |
| 地域包括支援センター運営協議会 (法・条例)        | 20人以内 3年  | 被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者 | 地域包括支援センターの運営等に関する事項の審議   |
| 地域密着型サービス運営委員会 (法・条例)         | 20人以内 3年  | 被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者 | 地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項の審議   |
| 介護保険運営協議会 (条例)                | 25人以内 3年  | 被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者              | 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議                            |
| 介護認定審査会 (法・条例)                | 280人以内 2年 | 保健・医療・福祉に関する学識経験者   | 要介護認定における審査・判定業務  |
| 障害者給付審査会 (法・条例)               | 60人以内 2年  | 障害者の実情に通じた者で、障害保健福祉の学識経験者   | 障害支援区分認定における審査・判定業務   |
| 感染症診査協議会 (法・条例)               | 4人以上 2年   | 感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者         | 感染症指定医療機関への勧告入院および入院期間延長の可否、結核患者の医療についての公費負担に関する審議、感染症法に基づく就業制限に関する審議 |
| 大気汚染障害者認定審査会 (条例)             | 10人以内 2年  | 医学に関する学識経験者   | 医療費助成の認定に関する調査・審議   |
| 環境審議会 (条例)                    | 20人以内 2年  | 区民、事業者、学識経験者、教育関係者、関係行政機関職員   | 区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議   |
| 練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会 (条例) | 10人以内 2年  | 法律、建築、医療、福祉等に関する学識経験者   | 法令に基づく認定・勧告等に関する審議  |
| 緑化委員会 (条例)                    | 23人以内 2年  | 区民、学識経験者  | みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議   |

| 名 称 (根拠法令)        | 定数 任期    | 構 成  | 職務のあらまし                                    |
|-------------------|----------|--|--|
| 循環型社会推進会議 (条例)    | 20人以内 2年 | 区民、事業者、学識経験者等                                  | リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項の審議        |
| 都市計画審議会 (法・条例)    | 30人以内 2年 | 区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員                        | 都市計画、まちづくりおよび景観に関する調査・審議など                 |
| 建築審査会 (法・条例)      | 5人 2年    | 法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生・行政の学識経験者                    | 特定行政庁の許可等に対する同意、審査請求に対する裁決など               |
| 建築紛争調停委員会 (条例)    | 7人以内 2年  | 法律・建築・環境等の学識経験者                                | 建築に係る紛争の調停など                               |
| 自転車駐車対策協議会 (法・条例) | 20人以内 2年 | 区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、鉄道事業者職員                | 自転車の駐車対策に関する重要事項の調査・審議                     |
| 青少年問題協議会 (法・条例)   | 36人 2年   | 区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、区職員                    | 青少年育成活動方針の審議など                             |
| 子ども・子育て会議 (法・条例)  | 15人以内 2年 | 子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等 | 子ども・子育て施策の総合的な推進、教育・保育施設等の利用定員についての調査・審議など |

### (3) 参政の状況

#### ●選挙権と選挙人名簿登録者数

選挙人名簿登録者数は、31年3月1日現在、610,500人で、23区中3番目となっている。

現在71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

#### ●選挙区

練馬区における衆議院小選挙区の区割りは、東京都第9区と、新宿区・中野区・豊島区の一部との合区になる東京都第10区に分割されている（詳しくは右図を参照）。

#### [公職選挙法に基づく選挙]

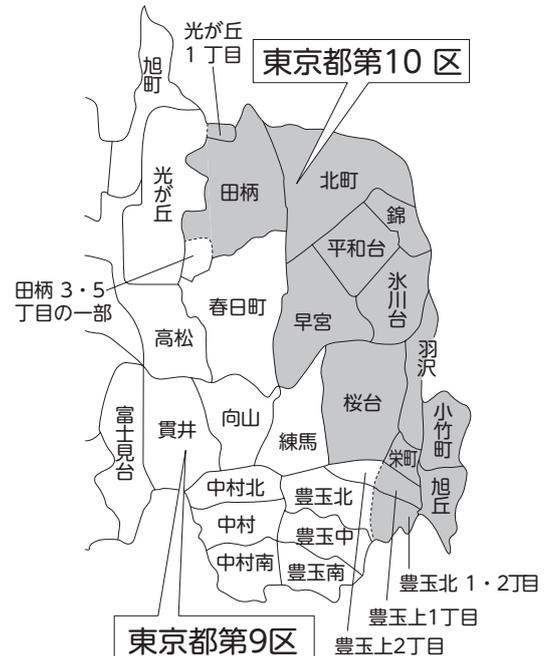
| 選挙名            | 選挙区                | 定数(人)          | 任期(年) | 公(告)示日     |
|----------------|--------------------|----------------|-------|------------|
| 区長選挙           | 練馬区                | 1              | 4     | 選挙期日7日前まで  |
| 区議会議員選挙        |                    | 50             |       |            |
| 都知事選挙          | 東京都                | 1              |       | 選挙期日17日前まで |
| 都議会議員選挙        | 練馬区<br>(東京都)       | 6<br>(127)     |       | 選挙期日9日前まで  |
| 衆議院議員選挙        | (小選挙区選出)           | 東京<br>(全国)     | 4     | 選挙期日12日前まで |
|                | (比例代表選出)           | 東京ブロック<br>(全国) |       |            |
| 参議院議員選挙<br>(※) | 東京都<br>(選挙区選出)     | 12<br>(148)    | 6     | 選挙期日17日前まで |
|                | 全<br>国<br>(比例代表選出) | 100            |       |            |

※：参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選

#### [住所地別の衆議院小選挙区分]

| 町名(丁目・番)   | 区 分   |
|--|---|
| 旭丘<br>北町<br>小竹町<br>栄町<br>桜台<br>田柄1・2丁目<br>田柄3丁目14番～30番<br>田柄4丁目<br>田柄5丁目21番～28番<br>豊玉上1丁目<br>豊玉北1・2丁目<br>錦<br>羽沢<br>早宮<br>光が丘1丁目<br>氷川台<br>平和台 | 東京都第10区<br><br>〔新宿区の一部〕<br>〔中野区の一部〕<br>〔豊島区の一部〕<br>との合区 |
| 上記以外の練馬区   | 東京都第9区  |

#### [衆議院小選挙区の区割り]



### ●練馬区議会議員選挙

31年4月21日練馬区議会議員選挙が執行された。任期満了に伴う選挙で、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律による第19回統一地方選挙として執行された。区全体の投票率は41.65%で、前回(27年)より1.08ポイント下回った。

### ●明るい選挙のために

各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、明るい選挙推進協議会(委員14人で構成)および同協議会から委嘱された明るい選挙推進委員138人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、さまざまな方法により進めている。



〔明るい選挙啓発ポスターコンクール 東京都最優秀賞、文部科学大臣・総務大臣賞受賞作品〕

### ●主権者教育

社会に参加し、自ら考え、判断する主権者を育てるために、学校等と連携し、若者の政治意識の向上や将来の有権者である子どもたちの意識醸成に取り組んでいる。

### 〔主権者教育関係事業〕

30年度

| 事業名               | 実績など                    |
|-------------------|-------------------------|
| 明るい選挙啓発ポスターコンクール  | 31校 1,700人              |
| 小学生選挙体験教室         | 模擬投票および開票事務<br>12校 979人 |
| 子ども議会             | 選挙制度について学習 35人          |
| 中学生啓発講座           | 4校 472人                 |
| 高校での出前授業・模擬投票     | 3校 647人                 |
| 特別支援学校での出前授業・模擬投票 | 2校 103人                 |
| 「成人の日のつどい」への参加    | 区議選のPR・啓発グッズ等の配布 1,000個 |
| SNSによる啓発          | 発信数 180回                |
| 選挙啓発サポーター         | 62人                     |

## 〔選挙別当日有権者数・投票者数・投票率〕

| 選挙名・執行年月日                | 当日有権者数(人) |         |         | 投票者数(人) |         |         | 投票率(%) |       |       |
|--------------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|-------|-------|
|                          | 計         | 男       | 女       | 計       | 男       | 女       | 計      | 男     | 女     |
| 都議会議員選挙 29.7.2           | 595,935   | 288,298 | 307,637 | 309,808 | 149,849 | 159,959 | 51.99  | 51.98 | 52.00 |
| 参議院議員選挙 28.7.10          |           |         |         |         |         |         |        |       |       |
| 東京都選出 (※1)               | 600,416   | 291,495 | 308,921 | 349,908 | 170,493 | 179,415 | 58.28  | 58.49 | 58.08 |
| 比例代表選出 (※1)              |           |         |         | 349,876 | 170,478 | 179,398 | 58.27  | 58.48 | 58.07 |
| 都知事選挙 28.7.31            | 596,247   | 289,083 | 307,164 | 364,525 | 173,005 | 191,520 | 61.14  | 59.85 | 62.35 |
| 区長選挙 30.4.15             | 593,216   | 286,582 | 306,634 | 186,153 | 90,137  | 96,016  | 31.38  | 31.45 | 31.31 |
| 区議会議員補欠選挙 30.4.15        |           |         |         | 186,124 | 90,129  | 95,995  | 31.38  | 31.45 | 31.31 |
| 衆議院議員選挙 29.10.22         |           |         |         |         |         |         |        |       |       |
| 小選挙区選出(東京都第9区) (※1)      | 468,623   | 226,111 | 242,512 | 256,249 | 124,213 | 132,036 | 54.68  | 54.93 | 54.45 |
| 小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2) | 137,069   | 66,917  | 70,152  | 73,556  | 36,181  | 37,375  | 53.66  | 54.07 | 53.28 |
| 比例代表選出 (※1)              | 605,692   | 293,028 | 312,664 | 329,826 | 160,405 | 169,421 | 54.45  | 54.74 | 54.19 |
| 最高裁判所裁判官国民審査             | 604,621   | 292,525 | 312,096 | 328,848 | 159,894 | 168,954 | 54.39  | 54.66 | 54.14 |
| 衆議院議員補欠選挙 28.10.23       |           |         |         |         |         |         |        |       |       |
| 小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2) | 136,443   | 66,764  | 69,679  | 48,172  | 23,649  | 24,523  | 35.31  | 35.42 | 35.19 |
| 区議会議員選挙 31.4.21          | 595,974   | 287,011 | 308,963 | 248,217 | 118,303 | 129,914 | 41.65  | 41.22 | 42.05 |

※1：在外投票分を含む。

※2：東京都第10区のうち練馬区分

## 〔選挙別・党派別得票率〕

| 選挙名・執行年月日                | 有効<br>投票数<br>票 | 自由<br>民主党 | 公明党   | 国民民主党<br>(民進党) | 日本<br>共産党 | 社会<br>民主党 | 生活者<br>ネットワーク | 日本維新<br>の会 | 立憲<br>民主党 | 都民ファースト<br>の会 | 無所属<br>その他 |
|--------------------------|----------------|-----------|-------|----------------|-----------|-----------|---------------|------------|-----------|---------------|------------|
|                          |                | %         | %     | %              | %         | %         | %             | %          | %         | %             | %          |
| 都議会議員選挙 29.7.2           | 305,251        | 19.56     | 14.28 | 14.02          | 11.22     | —         | 5.22          | —          | —         | 35.29         | 0.42       |
| 参議院議員選挙 28.7.10          |                |           |       |                |           |           |               |            |           |               |            |
| 東京都選出 (※1)               | 340,153        | 23.61     | 11.80 | 27.33          | 10.37     | 1.63      | —             | 7.27       | —         | —             | 17.99      |
| 比例代表選出 (※1)              | 339,005        | 33.93     | 11.06 | 20.13          | 14.17     | 3.06      | —             | 7.18       | —         | —             | 10.48      |
| 都知事選挙 28.7.31            | 360,652        | —         | —     | —              | —         | —         | —             | —          | —         | —             | 100.00     |
| 区長選挙 30.4.15             | 177,761        | —         | —     | —              | —         | —         | —             | —          | —         | —             | 100.00     |
| 区議会議員補欠選挙 30.4.15        | 180,154        | 32.86     | —     | —              | 12.63     | —         | —             | —          | 15.79     | 19.26         | 19.46      |
| 衆議院議員選挙 29.10.22         |                |           |       |                |           |           |               |            |           |               |            |
| 小選挙区選出(東京都第9区) (※1)      | 248,692        | 49.17     | —     | —              | 23.10     | —         | —             | —          | —         | —             | 27.73      |
| 小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2) | 71,904         | 37.57     | —     | —              | 7.85      | —         | —             | —          | 27.47     | —             | 27.11      |
| 比例代表選出 (※1)              | 325,479        | 29.33     | 10.66 | —              | 9.82      | 0.97      | —             | 3.12       | 23.81     | —             | 22.30      |
| 衆議院議員補欠選挙 28.10.23       |                |           |       |                |           |           |               |            |           |               |            |
| 小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2) | 47,326         | 60.54     | —     | 36.83          | —         | —         | —             | —          | —         | —             | 2.63       |
| 区議会議員選挙 31.4.21          | 243,311        | 33.28     | 16.52 | 1.89           | 9.32      | 0         | 4.87          | 1.09       | 7.34      | 4.06          | 21.64      |

※1：在外投票分を含む。

※2：東京都第10区のうち練馬区分

## (4) 新たな区政の創造

### ●特別区制度改革

#### 1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区を始めとする特別区は、昭和22年に設置された後、昭和27年の「地方自治法」改正により東京都の内部団体として位置付けられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

このため、特別区は国に対し、特別区を「基礎的な地方公共団体」として法的に位置付けること、清掃事業など住民に身近な事務を移管することなど、制度改革の実現に向けた法令改正の要請を重ねた。

平成10年4月に成立した「地方自治法等の一部を改正する法律」が、12年4月に施行されたことにより、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

12年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの5つの課題が積み残された。

- ① 「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分
- ② 都に留保した清掃関連経費の取扱い
- ③ 小・中学校の改築需要への対応
- ④ 都市計画交付金の配分
- ⑤ 国等の大きな制度改革に応じた配分割合の変更

これら5課題に対する都区の見解には大きな隔たりがあったが、都区のあり方について、新たな検討組織による検討結果に従い整理することとし、暫定的な決着を見た。

#### 2 都区のあり方の検討

18年11月に都と特別区は、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するため、都区のあり方検討委員会を設置した。検討状況については、つぎのとおりである。

##### (1) 都区の事務配分

検討対象事務444項目の基本的な方向付けを終え、53項目が区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、24年2月に都区間で検討会を設置した。

##### (2) 特別区の区域のあり方

都と区市町村が21年11月に共同設置した、東京の自治のあり方研究会の検討結果を踏まえて検討することとしており、27年3月に最終報告が取りまとめられた。

##### (3) 都区の税財政制度

都区の事務配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしているが、具体的な議論を行う状況に至っていない。

### ●地方分権の推進

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、区政運営の重要な課題である。

#### 1 第一次分権改革（5～12年）

11年7月に「地方分権一括法」が成立し、12年4月に施行されたことにより、機関委任事務の廃止等の改革が実施された。

#### 2 第二次分権改革（18年～）

内閣府に設置された地方分権改革推進委員会が4次にわたって行った勧告を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法～第4次一括法）が順次成立し、法律等における義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲などが図られた。

26年からは、従来の国主導による「委員会勧告方式」に加えて、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する「提案募集方式」が導入された。27年6月には、地方公共団体等からの提案等を踏まえ、国から地方公共団体または都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を内容とする「第5次一括法」が公布された。それ以降も、第6次から第9次の「一括法」が公布されており、地方の発意に基づく規制緩和や事務・権限の委譲が進められている。

今後、区は、国および広域自治体との役割分担の見直しなど、更なる地方分権の推進と事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。



# 3 財 政



練馬区など特別区は、他の市町村と同じく住民に最も身近な自治体であるが、大都市行政の一体性を保つ上で、財政面においてもさまざまな特徴がある。

特別区は、東京都の大都市分として一括算定されるため、直接の交付対象団体とはなっていない。

30年度の交付税算定結果では、都は財源の豊かな富裕団体と国からみなされ、地方交付税は不交付となっている。

## (1) 特別区財政制度の現状

### ●都区財政調整制度

特別区は、本来「市が行う事務」を担うこととされているが、一方で特別区行政の一体性確保の観点から「市が行う事務」のうち一部を都が行っている。

また、一般的には市町村の財源とされている3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）についても、こうした特殊性から特別区の地域においては都が課税、徴収する特例的な扱いとなっている。

都区財政調整制度とは、この3税を都区の共有財源として、特別区と都の事務配分に相応してその役割に見合った財源配分を行うとともに、特別区間の著しい財源の偏りを調整し、行政水準の均衡を図るための制度である。

都が徴収したこの3税の収入額のうち、19年度からは55%が特別区交付金として財源の不足する区に配分されている。

令和元年度における、練馬区の一般会計当初予算に占める割合は31.9%であり、一番大きな財源となっている。

### ●起債の発行

財政負担の平準化や世代負担の公平化のため、地方債の発行を行うことができる。発行に当たっては、都知事に事前協議を行う。なお、24年度から、一部について届出制が導入されている。

### ●地方交付税

地方交付税は、国が徴収した税金の一定部分を自治体の財政力の違いに応じて配分するものである。

### ●国庫支出金

国庫支出金は、国が地方公共団体の支出する特定の事業に要する経費について交付する支出金であるが、実際に必要な経費に見合うだけの金額が交付されないため、いわゆる超過負担が生じている。

また、これまで、16年度からの三位一体改革により、一部国から地方公共団体への税源移譲が行われたものの、各種補助金は削減されている。

区では、分権型社会の実現のため、地方分権改革の推進と地方が担う役割に見合う地方税源の充実を国に要望している。

## (2) 令和元年度当初予算

### ●当初予算編成に当たっての基本方針

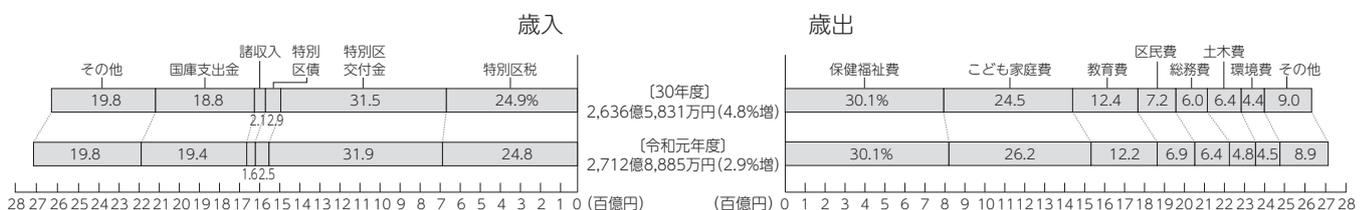
#### 1 区財政を取り巻く状況、厳しい見通し

我が国の総人口は7年連続で減少し、超高齢社会に突入している。世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進行しており、本格的な人口減少社会を迎えるなか、社会全体の活力低下が懸念される。

経済面では、世界経済の拡大や東京2020大会の建設需要等の内需に支えられ、緩やかな回復基調が続いている。しかし今後、人口減少が更に進展すれば、国内の消費市場が縮小し、経済成長にマイナスの影響を及ぼす可能性もある。更には、深刻な労働力不足の問題、自然災害の脅威、アメリカの通商政策による世界経済への影響など、予断を許さない状況にある。

練馬区は、今なお人口の増加が続く数少ない自治体のひとつであるが、少子高齢化による人口構造の変化

### 〔一般会計歳入歳出（当初）額の推移〕



は避けられず、福祉・医療など社会保障経費の増加が必須である。また、老朽化した公共施設の更新、区特有の課題である道路・鉄道など都市インフラの整備など、膨大な行財政需要に対応していかなければならない。

歳入面においては、当面は、人口の増加と景気回復に伴う税収の伸びが期待できるが、長期的には、いずれ確実に生じる生産年齢人口の減少による減収が見込まれている。また、法人住民税の一部国税化、地方消費税の清算基準見直し、ふるさと納税の影響により、既に単年度で90億円の減収が生じている。来年度の法人住民税の国税化の拡大により、減収額は更に増加する見込みであり、財政状況は一層厳しくなることが確実である。

将来に渡って持続可能な財政運営を行うためには、「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」の視点から、事業の無駄を排除し、限りある財源を効果的・効率的に活用していかなければならない。

## 2 「グランドデザイン構想」の実現と将来を見通した予算編成

「改革ねりま」の目的は、区民の生活や街の姿を、目に見える形で向上させ、充実すること、そのために区の行政のあり方を変えることである。これまで、『ビジョン』、「区政改革計画」、「公共施設等総合管理計画」などを策定し、政策と行政運営の両面に渡り多くの新しい施策を立案・実行してきた。

30年4月から改革ねりまの第Ⅱ章がスタートした。新たな政策に取り組むとともに、区政を「参加と協働」から「参加から協働へ」と更に深化させていかなければならない。

6月には、目指す将来像を区民と共有し、区政を更に前に進めるため、「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の3つの分野からなる「グランドデザイン構想」を策定した。12月には、「グランドデザイン構想」実現への道程を明らかにする『第2次みどりの風吹くまちビジョン（素案）』を策定した。現行『ビジョン』で示した施策の方向性を継承しつつ、新たな課題の解決に向けた先駆的な取組を追加し、区政改革計画を取り込んだ。

令和元年度当初予算編成に当たっては、『第2次ビジョン』に基づくリーディングプロジェクト等の着実な実施を最優先としながら、長期的な人口動向や財政需要の見通しを踏まえ、財政運営の持続可能性の確保に配慮した。

枠配分予算においてゼロシーリングを徹底し、事業の必要性や効果を検証の上、スクラップアンドビルドに努め、執行実績に基づく経費の精査などにも取り組んだ。

歳入面では、国・都支出金等の財源確保に努めた。小中学校の改築、道路、公園の整備など社会資本形成

に資する事業には、世代間の負担の公平を図るため、後年度負担に配慮しつつ、起債の積極的活用を図った。

区民とともに、「グランドデザイン構想」の実現に向けて、全力で取り組んでいく。

### ●一般会計

令和元年度当初予算における一般会計は2,712億8,885万円で、30年度当初予算に比べて2.9%の増となっている。

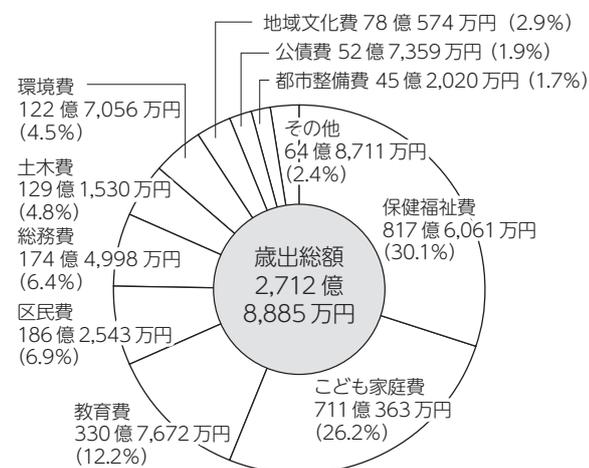
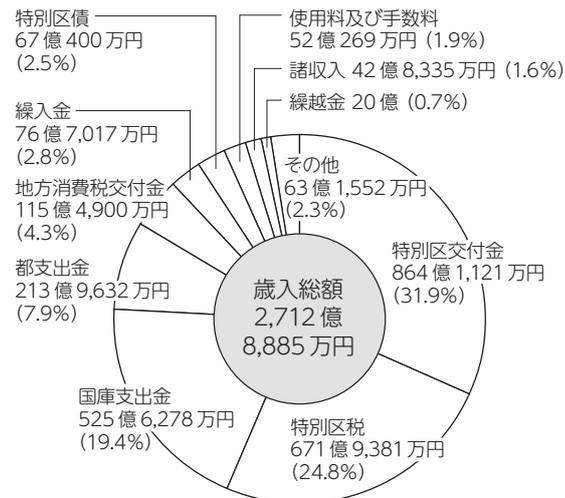
### ●特別会計

特別会計は、国民健康保険事業会計651億9,762万円（前年度比2.8%減）、介護保険会計555億9,989万円（同4.3%増）、後期高齢者医療会計167億7,994万円（同1.4%増）、公共駐車場会計4億8,142万円（同13.2%減）である。

## 令和元年度一般会計予算

## 〔歳入〕

| 区分          | 予算額         | 構成比   | 前年度         | 増減率    |
|-------------|-------------|-------|-------------|--------|
|             | 千円          |       | 千円          |        |
| 特別区税        | 67,193,811  | 24.8  | 65,646,639  | 2.4    |
| 地方譲与税       | 967,750     | 0.4   | 954,000     | 1.4    |
| 利子割交付金      | 200,000     | 0.1   | 166,500     | 20.1   |
| 配当割交付金      | 1,210,000   | 0.4   | 1,210,000   | 0.0    |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 1,147,000   | 0.4   | 1,147,000   | 0.0    |
| 地方消費税交付金    | 11,549,000  | 4.3   | 12,193,000  | △ 5.3  |
| 自動車取得税交付金   | 295,000     | 0.1   | 480,000     | △ 38.5 |
| 環境性能割交付金    | 67,000      | 0.0   | —           | 皆 増    |
| 地方特例交付金     | 448,000     | 0.2   | 404,800     | 10.7   |
| 特別区交付金      | 86,411,214  | 31.9  | 83,019,248  | 4.1    |
| 交通安全対策特別交付金 | 66,000      | 0.0   | 66,000      | 0.0    |
| 分担金及び負担金    | 1,454,864   | 0.5   | 1,736,694   | △ 16.2 |
| 使用料及び手数料    | 5,202,685   | 1.9   | 5,283,150   | △ 1.5  |
| 国庫支出金       | 52,562,777  | 19.4  | 49,541,751  | 6.1    |
| 都支出金        | 21,396,316  | 7.9   | 19,977,023  | 7.1    |
| 財産収入        | 423,012     | 0.2   | 459,816     | △ 8.0  |
| 寄付金         | 36,901      | 0.0   | 3,001       | 1129.6 |
| 繰入金         | 7,670,169   | 2.8   | 6,084,397   | 26.1   |
| 繰越金         | 2,000,000   | 0.7   | 2,000,000   | 0.0    |
| 諸収入         | 4,283,354   | 1.6   | 5,617,288   | △ 23.7 |
| 特別区債        | 6,704,000   | 2.5   | 7,668,000   | △ 12.6 |
| 合 計         | 271,288,853 | 100.0 | 263,658,307 | 2.9    |



## 〔歳出 (目的別)〕

| 区分     | 予算額         | 構成比   | 前年度         | 増減率    |
|--------|-------------|-------|-------------|--------|
|        | 千円          |       | 千円          |        |
| 議会費    | 1,042,295   | 0.4   | 1,027,971   | 1.4    |
| 総務費    | 17,449,976  | 6.4   | 15,738,222  | 10.9   |
| 区民費    | 18,625,432  | 6.9   | 18,916,782  | △ 1.5  |
| 産業経済費  | 2,438,150   | 0.9   | 2,393,730   | 1.9    |
| 地域文化費  | 7,805,740   | 2.9   | 6,673,569   | 17.0   |
| 保健福祉費  | 81,760,611  | 30.1  | 79,469,287  | 2.9    |
| 環境費    | 12,270,557  | 4.5   | 11,558,845  | 6.2    |
| 都市整備費  | 4,520,201   | 1.7   | 5,932,002   | △ 23.8 |
| 土木費    | 12,915,296  | 4.8   | 16,906,921  | △ 23.6 |
| 教育費    | 33,076,718  | 12.2  | 32,634,631  | 1.4    |
| こども家庭費 | 71,103,630  | 26.2  | 64,664,696  | 10.0   |
| 公債費    | 5,273,585   | 1.9   | 4,609,921   | 14.4   |
| 諸支出金   | 2,906,662   | 1.1   | 3,031,730   | △ 4.1  |
| 予備費    | 100,000     | 0.0   | 100,000     | 0.0    |
| 合 計    | 271,288,853 | 100.0 | 263,658,307 | 2.9    |

## 〔歳出 (性質別)〕

| 性質別経費   | 予算額         | 構成比   | 前年度         | 増減率    |
|---------|-------------|-------|-------------|--------|
|         | 千円          |       | 千円          |        |
| 義務的経費   | 146,056,263 | 53.8  | 140,251,933 | 4.1    |
| 人件費     | 47,013,104  | 17.3  | 46,057,548  | 2.1    |
| 扶助費     | 93,788,623  | 34.6  | 89,593,546  | 4.7    |
| 公債費     | 5,254,536   | 1.9   | 4,600,839   | 14.2   |
| 投資的経費   | 24,637,765  | 9.1   | 27,539,952  | △ 10.5 |
| 普通建設事業費 | 24,637,765  | 9.1   | 27,539,952  | △ 10.5 |
| その他の経費  | 100,594,825 | 37.1  | 95,866,422  | 4.9    |
| 物件費     | 54,177,460  | 20.0  | 50,732,438  | 6.8    |
| 維持補修費   | 3,051,592   | 1.1   | 2,958,009   | 3.2    |
| 補助費等    | 17,909,975  | 6.6   | 16,475,166  | 8.7    |
| 投資及び出資金 | 0           | 0.0   | 0           | —      |
| 積立金     | 2,285,040   | 0.8   | 2,293,707   | △ 0.4  |
| 貸付金     | 1,563,294   | 0.6   | 1,642,402   | △ 4.8  |
| 繰出金     | 21,507,464  | 7.9   | 21,664,700  | △ 0.7  |
| 予備費     | 100,000     | 0.0   | 100,000     | 0.0    |
| 合 計     | 271,288,853 | 100.0 | 263,658,307 | 2.9    |

## 令和元年度特別会計予算

## 〔国民健康保険事業会計〕

| 区 分          | 予算額        | 構成比   | 前年度        | 増減率   |
|--------------|------------|-------|------------|-------|
| (歳入)         | 千円         | %     | 千円         | %     |
| 国民健康保険料      | 17,978,748 | 27.6  | 18,366,431 | △ 2.1 |
| 一部負担金        | 2          | 0.0   | 2          | 0.0   |
| 使用料及び手数料     | 1          | 0.0   | 1          | 0.0   |
| 国庫支出金        | 1          | 0.0   | 1          | 0.0   |
| 都支出金         | 40,594,736 | 62.3  | 41,529,242 | △ 2.3 |
| 財産収入         | 1          | 0.0   | 1          | 0.0   |
| 繰入金          | 5,958,262  | 9.1   | 6,477,614  | △ 8.0 |
| 繰越金          | 600,000    | 0.9   | 600,000    | 0.0   |
| 諸収入          | 65,867     | 0.1   | 70,458     | △ 6.5 |
| 特別区債         | 1          | 0.0   | 1          | 0.0   |
| 歳入合計         | 65,197,619 | 100.0 | 67,043,751 | △ 2.8 |
| (歳出)         |            |       |            |       |
| 総務費          | 1,355,573  | 2.1   | 1,261,110  | 7.5   |
| 保険給付費        | 40,129,537 | 61.6  | 41,051,534 | △ 2.2 |
| 国民健康保険事業費納付金 | 22,180,282 | 34.0  | 23,186,210 | △ 4.3 |
| 財政安定化基金処出金   | 1          | 0.0   | 1          | 0.0   |
| 保健事業費        | 778,822    | 1.2   | 817,593    | △ 4.7 |
| 諸支出金         | 153,404    | 0.2   | 127,303    | 20.5  |
| 予備費          | 600,000    | 0.9   | 600,000    | 0.0   |
| 歳出合計         | 65,197,619 | 100.0 | 67,043,751 | △ 2.8 |

## 〔介護保険会計〕

| 区 分        | 予算額        | 構成比   | 前年度        | 増減率    |
|------------|------------|-------|------------|--------|
| (歳入)       | 千円         | %     | 千円         | %      |
| 介護保険料      | 12,528,536 | 22.5  | 12,685,072 | △ 1.2  |
| 国庫支出金      | 12,826,142 | 23.1  | 12,078,764 | 6.2    |
| 支払基金交付金    | 14,637,847 | 26.3  | 13,854,779 | 5.7    |
| 都支出金       | 8,154,704  | 14.7  | 7,668,920  | 6.3    |
| 財産収入       | 982        | 0.0   | 752        | 30.6   |
| 繰入金        | 7,428,906  | 13.4  | 7,006,153  | 6.0    |
| 繰越金        | 17,377     | 0.0   | 19,781     | △ 12.2 |
| 諸収入        | 5,398      | 0.0   | 5,088      | 6.1    |
| 歳入合計       | 55,599,892 | 100.0 | 53,319,309 | 4.3    |
| (歳出)       |            |       |            |        |
| 保険給付費      | 52,671,559 | 94.7  | 49,819,453 | 5.7    |
| 財政安定化基金拠出金 | 1          | 0.0   | 1          | 0.0    |
| 地域支援事業費    | 2,909,968  | 5.2   | 2,926,472  | △ 0.6  |
| 基金積立金      | 987        | 0.0   | 553,602    | △ 99.8 |
| 諸支出金       | 17,377     | 0.0   | 19,781     | △ 12.2 |
| 歳出合計       | 55,599,892 | 100.0 | 53,319,309 | 4.3    |

※ 30年度をもってサービス事業勘定がなくなったため、前年度数値からはサービス事業勘定分を除いている。

## 〔後期高齢者医療会計〕

| 区 分        | 予算額        | 構成比   | 前年度        | 増減率    |
|------------|------------|-------|------------|--------|
| (歳入)       | 千円         | %     | 千円         | %      |
| 後期高齢者医療保険料 | 8,158,617  | 48.6  | 8,070,074  | 1.1    |
| 使用料及び手数料   | 1          | 0.0   | 1          | 0.0    |
| 広域連合支出金    | 530,358    | 3.2   | 522,051    | 1.6    |
| 繰入金        | 8,070,691  | 48.1  | 7,934,596  | 1.7    |
| 繰越金        | 20,200     | 0.1   | 20,200     | 0.0    |
| 諸収入        | 71         | 0.0   | 10         | 610.0  |
| 歳入合計       | 16,779,938 | 100.0 | 16,546,932 | 1.4    |
| (歳出)       |            |       |            |        |
| 総務費        | 140,202    | 0.8   | 200,207    | △ 30.0 |
| 広域連合拠出金    | 15,490,661 | 92.3  | 15,244,042 | 1.6    |
| 保健事業費      | 830,613    | 5.0   | 788,482    | 5.3    |
| 葬祭費        | 298,200    | 1.8   | 294,000    | 1.4    |
| 諸支出金       | 20,262     | 0.1   | 20,201     | 0.3    |
| 歳出合計       | 16,779,938 | 100.0 | 16,546,932 | 1.4    |

## 〔公共駐車場会計〕

| 区 分      | 予算額     | 構成比   | 前年度     | 増減率    |
|----------|---------|-------|---------|--------|
| (歳入)     | 千円      | %     | 千円      | %      |
| 繰入金      | 180,107 | 37.4  | 246,337 | △ 26.9 |
| 繰越金      | 1       | 0.0   | 1       | 0.0    |
| 諸収入      | 301,311 | 62.6  | 308,601 | △ 2.4  |
| 歳入合計     | 481,419 | 100.0 | 554,939 | △ 13.2 |
| (歳出)     |         |       |         |        |
| 公共駐車場事業費 | 234,345 | 48.7  | 316,016 | △ 25.8 |
| 公債費      | 173,717 | 36.1  | 233,923 | △ 25.7 |
| 諸支出金     | 68,357  | 14.2  | 0       | 皆 増    |
| 予備費      | 5,000   | 1.0   | 5,000   | 0.0    |
| 歳出合計     | 481,419 | 100.0 | 554,939 | △ 13.2 |

## 施策の柱1

子どもたちの笑顔  
輝くまち

## &lt;リーディングプロジェクト&gt;

保育サービスの更なる拡充 [2,732 百万円]

待機児童の解消を図り、幼児教育・保育無償化による保育需要の増加に対応するため、保育所の整備や練馬こども園の充実など、保育サービスを充実する。需要の多い3歳児の定員を拡大するなど、定員枠の弾力的な運用を図る。持続可能なサービスの提供のため、教育・保育サービスのあり方について長期的な視点に立った検討を進める。

○私立認可保育所等の定員拡大（16所整備・630名増） [2,654 百万円]

○練馬こども園の拡大（3園拡大） [19 百万円]

○3歳児1年保育の拡大（私立保育園2所・定員20名拡大） [32 百万円]

○病児・病後児保育施設の拡充（1所） [22 百万円]

★教育・保育サービスのあり方の検討・公表 [5 百万円]

## &lt;主要な取組&gt;

①「〔仮称〕練馬こどもcafé」の創設 [3 百万円]

家庭で子育てをする保護者を支援するため、民間カフェと協働し、「〔仮称〕練馬こどもcafé」を創設する。店内スペースを活用し、子どもが遊び・学ぶ機会や、保護者が交流・リラックスできる環境を提供する。

★「〔仮称〕練馬こどもcafé」の創設（3所） [3 百万円]

②「〔仮称〕母子健康電子システム」の構築 [9 百万円]

妊娠期から子育て期まで切れ目ないサポートを実現するため、妊婦健診や乳幼児健診情報を電子化する「〔仮称〕母子健康電子システム」の構築に着手する。

★乳幼児健診結果等（一部）の電子化によるシステム改修 [9 百万円]

③児童相談体制「練馬モデル」の構築 [22 百万円]

区による地域に根差したきめ細かな支援と、東京都による広域的・専門的な支援を適切に組み合わせた新しい児童相談体制を構築する。子ども家庭支援センターの職員体制を充実し、弁護士や都児童相談所OB等を配置する。また、要支援家庭ショートステイ事業の受入対象年齢を拡大する。

★スーパーバイザーの配置（弁護士・都児童相談所OB等） [2 百万円]

○要支援ショートステイ事業の対象年齢の拡充 [20 百万円]

（2～12歳→0～12歳）

④子育て家庭への支援の充実 [64 百万円]

民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまびよびよ」を増設し、相談員を配置する。また、新たに憩いの森等を活用した外遊び事業を開始する。発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」の実施回数を増やす。乳幼児一時預かり事業の利便性向上を図るため、インターネット予約システムを構築する。子育てスタート応援券の有効期限を延長し、対象事業の拡充を図る。

○おひさまびよびよの増設、相談員の配置 [6 百万円]

○のびのびひろばの実施日数の拡大（月1回→月2回） [2 百万円]

★憩いの森等を活用した外遊び事業の実施 [1 百万円]

★乳幼児一時預かり事業の予約システムの構築 [16 百万円]

○子育てスタート応援券の充実 [39 百万円]

⑤教育環境の充実 [5,362 百万円]

昨年の猛暑を踏まえ、全小中学校体育館への空調機の設置を、概ね10年から概ね7年に前倒して実施する。設置にあたっては、局所的な効果にとどまるのではなく、体育館全体の温度調節が可能な機器を設置する。学校施設管理基本計画に基づき小中学校の改築を計画的に進める。また、全ての小中学校の教室にICT機器を整備する。

|  |   |
|--|---|
| <p>施策の柱 1</p> <p>子どもたちの笑顔<br/>輝くまち</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○小中学校体育館への空調機の設置（整備 14 校） [892 百万円]</li> <li>○小中学校校舎等の改築の推進 [3,545 百万円]</li> <li>○区立小中学校のトイレ洋式化改修 [460 百万円]</li> <li>★学校における電子黒板等の ICT 機器の全校配備 [465 百万円]</li> <li>⑥その他新規・充実事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ねりっこクラブの拡大（13 校→19 校） [1,062 百万円]</li> <li>○夏休み居場所づくり事業の拡大（8 校→11 校） [20 百万円]</li> <li>○民間学童保育の拡充（10 施設→13 施設） [65 百万円]</li> <li>★学校徴収金管理システムの運用開始 [3 百万円]</li> <li>★いじめ等対応アプリの導入 [3 百万円]</li> <li>○不登校対策の充実 [2 百万円]</li> </ul> </li> </ul> <p>（適応指導教室機能強化事業の支援対象年齢拡大（小中学生→18 歳まで））</p>  |
| <p>施策の柱 2</p> <p>高齢者が住みなれた<br/>地域で暮らせるまち</p> | <p>&lt;リーディングプロジェクト&gt;</p> <p><b>特別養護老人ホームの整備・在宅サービスの充実 [863 百万円]</b></p> <p>団塊の世代が後期高齢者となる令和 7（2025）年に向け、在宅での生活が困難な方全てが希望する時期に入所できるよう、特別養護老人ホームの整備を促進する。また、地域密着型サービスやショートステイなどの在宅サービスを充実する。</p> <p>地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設等への移転、センターの増設、担当区域の見直しを進める。高齢者実態調査の内容を充実し、ひとり暮らし高齢者等への訪問支援体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別養護老人ホームの整備補助（補助 5 か所・竣工 2 か所） [394 百万円]</li> <li>○都市型軽費老人ホーム整備等補助（竣工 1 か所） [88 百万円]</li> <li>○看護小規模多機能型居宅介護の開設準備経費補助（1 か所） [7 百万円]</li> <li>○地域包括支援センターの移転・担当区域見直し [46 百万円]</li> <li style="padding-left: 20px;">（移転 3 か所・担当区域見直し 1 か所）</li> <li>○ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の強化 [302 百万円]</li> <li style="padding-left: 20px;">（新たな高齢者実態調査の実施、訪問支援員による個別訪問支援の強化）</li> <li>○地域ごとの在宅療養ネットワークの構築 [26 百万円]</li> </ul> <p>&lt;主要な取組&gt;</p> <p>①コンビニ・薬局と協働した介護予防と見守り [18 百万円]</p> <p>自宅近くで自ら介護予防を実践したいと高齢者の声に応えるため、多数の店舗があるコンビニや薬局と連携し、イートインスペースや待合室を活用した新たなスタイルの「街かどケアカフェ」を実施する。また、高齢者の見守り・買い物を支援するコンビニの移動販売事業と連携した「出張型街かどケアカフェ」を実施する。</p> <p>コンビニの従業員を対象とし、区独自の認知症対応研修プログラム「ニンプロ」を活用した研修を実施し、地域の見守り体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★コンビニや薬局と連携した「街かどケアカフェ」の実施 [16 百万円]</li> <li>★コンビニや街かどケアカフェにおける「ニンプロ」研修会 [1 百万円]</li> <li>★「ニンプロ」を活用した認知症サポーター養成講座 [1 百万円]</li> </ul> <p>②元気高齢者応援プロジェクト [34 百万円]</p> <p>元気で働く意欲がある高齢者が、長年培ってきた技能や知識・経験を活かして働くことができるよう、高齢者と区内中小企業をマッチングする「シニア職場体験事業」を開始する。職場体験受入企業の開拓やハローワークとの連携により、希望に合った雇用につなげる。</p> <p>地域活動への参加を促進するため、地域団体に活動する担い手を育成する「高齢者支</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>施策の柱2</p> <p>高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち</p> | <p>え合いサポーター育成研修」の規模を拡充する。趣味や特技を活かした地域活動を応援する「はつらつシニア活躍応援塾」を開始する。また、特別養護老人ホーム等で清掃や軽作業を行う「元気高齢者による介護施設業務補助事業」の対象施設を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★「シニア職場体験事業」の開始 [9百万円]</li> <li>○「高齢者支え合いサポーター育成研修」の拡充 [5百万円]</li> <li>★「はつらつシニア活躍応援塾」の開始 [6百万円]</li> <li>○元気高齢者による介護施設業務補助事業の拡充 [14百万円]<br/>(介護老人保健施設 14 か所を追加)</li> </ul> <p>③その他新規・充実事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★次期地域福祉計画（令和2～6年度）の策定 [7百万円]<br/>(成年後見制度利用促進基本計画、福祉のまちづくりの推進に関する計画等)</li> <li>★介護保険施設へのICT機器等導入支援 [7百万円]</li> <li>○街かどケアカフェの充実（常設型新規2か所整備） [72百万円]</li> <li>○はつらつシニアクラブの充実（32回→36回） [15百万円]</li> <li>★住まい確保支援事業の実施（居住支援協議会の設置） [1百万円]</li> </ul>   |
| <p>施策の柱3</p> <p>安心を支える福祉と医療のまち</p>     | <p>&lt;リーディングプロジェクト&gt;</p> <p><b>障害者のライフステージに応じたサービスの提供 [148百万円]</b></p> <p>障害者のライフステージに応じて、それぞれの障害特性に合わせたサービスの充実を図る。特に需要が高い重度障害者グループホームを、公有地等を活用して整備を進める。福祉園など重度障害者が通所できる日中活動の施設を整備する。また、施設に通所する障害者の高齢化等に対応するため、生活介護事業に変更するなど、機能の見直しを進める。</p> <p>障害者が働き続けることができるよう、企業や支援機関との連携を強化し、多様な働き方の創出に取り組む。また、就労と生活の一体的な支援により、職場定着や離職者の再就職を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○北町都有地に重度障害者グループホームを整備（令和2年度開設） [92百万円]</li> <li>○旧高野台運動場用地に福祉園を整備（開発工事・実施設計） [15百万円]</li> <li>○北町福祉作業所の大規模改修（実施設計） [10百万円]</li> <li>○障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）の改修 [5百万円]<br/>(生活介護事業への機能転換)</li> <li>○就労支援センターによる企業や支援機関との連携強化 [15百万円]</li> <li>○就労定着支援事業の実施（貫井福祉工房） [11百万円]</li> </ul> <p>&lt;主要な取組&gt;</p> <p>①セーフティネットの拡充 [265百万円]</p> <p>ひとり親家庭への支援を充実するため、離婚や養育費等の専門的なアドバイスを行う弁護士を相談窓口配置する。小さな子どもを抱え相談に来ることが難しい家庭を早期段階からサポートするため、専門相談員による出張相談を開始する。</p> <p>生活困窮世帯への学習支援事業「中3勉強会」に、新たに自習室を設置し、支援を充実する。きめ細かいサポートによる自立支援の強化のため、生活保護のケースワーカーを増員し、国が定める標準配置数1人あたり80世帯を達成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭相談窓口への弁護士の配置等 [118百万円]</li> <li>○学習支援事業「中3勉強会」の充実 [75百万円]</li> <li>○生活保護ケースワーカーの増員（9名増） [72百万円]</li> </ul> <p>②区内病院の整備促進と更なる病床確保 [828百万円]</p> <p>今後の医療需要の増加を見据え、引き続き病床確保に向けた取組を進め、療養環境と医療機能の充実を図る。順天堂練馬病院は、令和2年度末に90床増床する。練馬光が</p> |

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| <p>施策の柱 3</p> <p>安心を支える福祉と医療のまち</p>  | <p>丘病院は、移転改築を進め、新たに回復期機能の病床を 100 床程度増床し、令和 4 年度中の開院を目指す。高野台新病院は、回復期・慢性期機能を有する 200 床程度の病院として、令和 3 年度中の開院を目指す。また、区内既存病院の病床転換への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○順天堂練馬病院の増床と医療機能の拡充（増築棟建設工事） [ ー ]</li> <li>○練馬光が丘病院の移転改築（実施設計・光四中校舎等除却工事） [825 百万円]</li> <li>○高野台新病院の整備（実施設計） [ ー ]</li> <li>○病床転換にかかる補助（桜台病院） [3 百万円]</li> </ul> <p>※予算欄の [ ー ] は、令和元年度は事業者負担で実施するため、区の予算が発生しないものです。</p> <p>③その他新規・充実事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害分野における資格取得費用助成の開始 [1 百万円]</li> <li>★（仮称）みどり健康プロジェクトの実施 [2 百万円]</li> <li>★子どもの頃からの健康教育の実施（教材作成・配布） [1 百万円]</li> <li>★次期健康づくり総合計画（令和 2～6 年度）の策定 [4 百万円]</li> <li>○胃がん内視鏡検査の拡充（対象：50 歳以上の偶数年齢） [73 百万円]</li> <li>★受動喫煙防止対策の促進（周知啓発・コールセンター設置） [11 百万円]</li> <li>○禁煙医療費補助の充実（定員 100 人→200 人） [2 百万円]</li> <li>★骨髄移植等患者定期予防接種の再接種費用助成 [1 百万円]</li> <li>★北保健相談所等複合施設の整備 [1,143 百万円]<br/>（実施設計、用地取得、整備工事）</li> </ul>   |
| <p>施策の柱 4</p> <p>安全・快適、みどりあふれるまち</p> | <p>&lt;リーディングプロジェクト①&gt;</p> <p><b>都市インフラの着実な整備 [2,299 百万円]</b></p> <p>交通の円滑化、災害時の交通確保、みどりの創出等、多様な機能を担う都市計画道路の整備を着実に進める。</p> <p>大江戸線の延伸に向けて、大江戸線を運営している東京都との実務的な協議を進める。新駅予定地周辺などの沿線のまちづくりを進めるとともに、基金を積み増し、合計で 50 億円とする。</p> <p>西武新宿線（井荻駅～東伏見駅付近）の連続立体交差化について、東京都と連携して早期事業着手を目指す。合わせて、沿線の上石神井駅、武蔵関駅、上井草駅周辺のまちづくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画道路の整備（区画街路 1 号線 など 8 区間） [630 百万円]</li> <li>○無電柱化モデル事業（2 区間） [184 百万円]</li> <li>○生活幹線道路の整備（主要区道 3 号線 など 6 区間） [707 百万円]</li> <li>○大江戸線延伸地域のまちづくり・延伸促進活動 [38 百万円]</li> <li>○「大江戸線延伸推進基金」の積立（累計 50 億円） [704 百万円]</li> <li>○西武新宿線立体化の促進 [4 百万円]</li> <li>○西武新宿線沿線地域のまちづくり [32 百万円]</li> </ul> <p>&lt;リーディングプロジェクト②&gt;</p> <p><b>みどりに恵まれた環境を未来へつなぐ [594 百万円]</b></p> <p>引き続き、みどりのネットワークの拠点となる公園や軸となるみどり豊かな幹線道路の整備等を積極的に進める。みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稻荷山公園は「武蔵野の面影」、大泉井頭公園は「水辺空間の創出」をテーマに、公園の拡張整備に着手する。</p> <p>区民と区がともにみどりを支え、より豊かなみどりを生み出す、区民協働の流れ「みどりのムーブメント」の輪を広げる。みどりを育む基金のリニューアル、区民による公園や</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>施策の柱4</p> <p>安全・快適、<br/>みどりあふれるまち</p> | <p>憩いの森の利活用や管理運営の推進、個人のみどりを地域で守る仕組みの拡充、みどりに関わる機会や場の充実等に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★稲荷山公園、大泉井頭公園の拡張整備 [31 百万円]</li> <li>○四季の香ローズガーデンおよび花とみどりの相談所改修 [34 百万円]</li> <li>○仮称上石神井三丁目公園整備 [191 百万円]</li> <li>★こどもの森緑地拡張整備 [246 百万円]</li> <li>★みどりを育む基金のリニューアル [1 百万円]</li> <li>○憩いの森区民管理団体の育成など [6 百万円]</li> <li>○憩いの森、保護樹木等の管理の充実 [85 百万円]</li> </ul> <p>&lt;主要な取組&gt;</p> <p>①地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」 [1,089 百万円]</p> <p>老朽木造住宅が密集し、地震発生時の危険度が高い地区で「密集住宅市街地整備促進事業」を進める。継続中の2地区に加え、新たに1地区で事業化に向けた準備を進める。これに次ぐ危険性が懸念される3地区程度を、区独自に「防災まちづくり推進地区」として位置づけ、狭あい道路の拡幅、ブロック塀の撤去、建替え促進などに集中的に取り組む。また、一般緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化助成の充実を図る。</p> <p>地域の災害リスクや防災情報をまとめた「地域別防災マップ」を、モデル地区1か所で地域住民と協働で作成し、マップを活用した訓練を実施する。また、過去の災害の教訓と防災情報を周知するため、「防災の手引」と「浸水ハザードマップ」の全面改定・全戸配布を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○密集住宅市街地整備促進事業の推進 [437 百万円]</li> <li>★「防災まちづくり推進地区」の指定・事業推進 [5 百万円]</li> <li>○建築物の耐震化促進 [342 百万円]</li> <li>★地域別防災マップの作成 [6 百万円]</li> <li>★「防災の手引」「浸水ハザードマップ」の全面改定・全戸配布 [29 百万円]</li> <li>○区民防災組織等の取組支援 [31 百万円]</li> <li>○備蓄物資の充実および備蓄倉庫の整備 [72 百万円]</li> <li>★練馬区総合治水計画の改定 [12 百万円]</li> <li>★水位雨量観測機器の更新 [155 百万円]</li> </ul> <p>②その他新規・充実事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯カメラの設置促進 [32 百万円]</li> <li>★資源・ごみ分別アプリの開発 [4 百万円]</li> <li>★資源循環センター拡張整備 [476 百万円]</li> <li>○石神井公園駅周辺地区のまちづくり [13 百万円]</li> <li>○外環道および外環の2沿道地区のまちづくり [9 百万円]</li> <li>○放射35号線沿道地区および放射36号線沿道地区のまちづくり [56 百万円]</li> <li>○鉄道駅ホームドアの整備促進 [230 百万円]</li> <li>○駅と公共施設を結ぶ経路のバリアフリー化 [14 百万円]</li> <li>○都市インフラの計画的更新 [1,509 百万円]</li> <li>○平和台駅周辺・氷川台駅周辺等の自転車駐車場の整備 [1,160 百万円]</li> </ul> |
| <p>施策の柱5</p> <p>いきいきと心豊かに<br/>暮らせるまち</p> | <p>&lt;リーディングプロジェクト&gt;</p> <p>生まれ変わる区立美術館・四季を感じる年中行事 [173 百万円]</p> <p>美術館を、周辺の区立施設と合わせて大胆に拡張し、収蔵コレクションや大規模企画展、重要文化財や国宝等も鑑賞できる場とする。美術の森緑地と商店街・駅へ続く動線を一体化して、美術館を核とした街並みを実現する。令和元年度は再整備基本構想を策定する。</p>  |

施策の柱 5

いきいきと心豊かに  
暮らせるまち

四季を感じ、誰もが楽しめる年中行事を開催する。

- ★美術館再整備基本構想の策定 [9 百万円]
- (春) こぶしハーフマラソンの実施 [122 百万円]
- (夏) 真夏の音楽会の実施 [6 百万円]
- (夏) 花火フェスタの実施 [10 百万円]
- (秋) みどりの風 ねりま薪能の実施 [19 百万円]
- (冬) ユニバーサルコンサートの実施 [5 百万円]
- (冬) ユニバーサルスポーツフェスティバルの実施 [2 百万円]

<主要な取組>

①世界都市農業サミットの開催 [114 百万円]

都市農業の魅力と可能性を世界に発信するとともに、その魅力を共有し、相互に学び、更に発展させていくため、令和元年 11 月に「世界都市農業サミット」を開催する。都市農業に積極的に取り組んでいるニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トロントから農業者や研究者、行政関係者を招聘する。サミットにあわせて、ワールドマルシェや(仮称)ねりまワールドフェスティバルを開催する。

- 世界都市農業サミットの開催 [57 百万円]
- ワールドマルシェの開催 [10 百万円]
- (仮称)ねりまワールドフェスティバルの開催 [6 百万円]
- ポスター、映像制作、レストラン電車運行など広報活動の推進 [23 百万円]
- (仮称)練馬大根引っこ抜き世界大会の開催 [2 百万円]
- ジャズイベントの実施 [3 百万円]
- ランタン制作・鑑賞イベントの実施 [1 百万円]
- サミット PR 用アニメの制作など関連事業 [12 百万円]

②農と共存するまちづくりの推進 [11 百万円]

生産緑地指定下限面積の緩和、特定生産緑地制度、生産緑地貸借制度の創設などの新たな仕組みを積極的に活用し、農地保全に取り組むほか、新たな用途地域である田園住居地域の指定に向けた検討を行う。また、地区計画等の都市計画制度を活用した新たな農地保全制度を研究し、候補地の調査を進める。

- ★都市農地保全制度の検討 [7 百万円]
- ★特定生産緑地の指定の推進 [3 百万円]
- ★都市農地制度改正に向けた取り組みの推進 [1 百万円]

③中小企業の活性化と商店街の魅力づくり [118 百万円]

企業活動の活性化を図るため、大学等との産学連携セミナーを実施する。また、起業を目指す新たな人材を育成するため、学生向けの創業セミナー等を開始する。商店街の活性化と魅力を高めるため、まちゼミや個店同士が連携する事業の支援、特色ある商店街づくりの支援等を行う。

- 販路拡大など企業活動の活性化の充実(産学連携セミナーなど) [14 百万円]
- 創業への総合的支援(学生向け創業セミナーなど) [78 百万円]
- 商店街や個店の魅力づくりの支援 [26 百万円]

④スポーツ施設の充実 [655 百万円]

練馬区初の公認陸上競技場「練馬総合運動場公園」のオープンを記念し、トップアスリートを招いたイベントや、公認記録会を開催する。

区民ニーズを踏まえて、誰もがスポーツを楽しめる施設を整備する。「大泉さくら運動公園」は、車椅子テニスに適応した庭球場を新設する。「光が丘体育館」は、車椅子でも利用しやすいアリーナ床へ更新する。「大泉学園町希望が丘公園」は、多目的運動広場の人工芝化と照明設備の設置を行う。

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
| <p>施策の柱5</p> <p>いきいきと心豊かに暮らせるまち</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>★「練馬総合運動場公園」のオープン記念イベントの開催 [4百万円]</li> <li>★大泉さくら運動公園庭球場の整備 [335百万円]</li> <li>★光が丘体育館アリーナ床等改修設計 [57百万円]</li> <li>★大泉学園町希望が丘公園の整備 [239百万円]</li> <li>★総合体育館アリーナ空調機導入 [20百万円]</li> <li>⑤その他新規・充実事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「映像文化のまち構想」の策定と映像文化イベントの実施 [9百万円]</li> <li>○無料公衆無線LANの整備拡大 [24百万円]</li> <li>○東京2020大会に向けた機運醸成イベントの実施 [17百万円]</li> </ul> </li> </ul>   |
| <p>施策の柱6</p> <p>区民とともに区政を進める</p>    | <p>&lt;リーディングプロジェクト&gt;</p> <p><b>窓口から区役所を変える [128百万円]</b></p> <p>区役所全体の改革を目に見える形で進めるため、まず区役所の顔ともいべき窓口から始めて、具体的な課題に着実に取り組む。</p> <p>区役所に行かなくても自宅や近所で手続きができるよう、電子申請を拡充する。各種公金の納付・支払い手続きが簡単にできるよう、電子決済方法を多様化する。空いている日時を選んで窓口へ行けるようにするため、インターネットを通じて窓口の混雑状況などを確認できるシステムを拡大する。</p> <p>来庁された方に案内を正確・迅速に行うため、区民事務所のフロアマネージャーを増員する。また、スマートフォンで順番が確認できるようにし、待ち時間を有効に使えるようにする。転入・転出、出産などに際して、多岐にわたる申請書を一括で作成できるシステムを導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>★税の納付にかかる電子決済の導入 [44百万円]<br/>(モバイルレジクレジット、LINE Pay、ペイジー、地方税共通納税システム)</li> <li>○窓口情報提供システムの拡大 [14百万円]</li> <li>○フロアマネージャーの拡充(練馬・光が丘区民事務所) [3百万円]</li> <li>★申請書一括作成システムの導入 [55百万円]</li> <li>○FAQの職員活用 [11百万円]</li> <li>○窓口対応力向上研修の充実 [1百万円]</li> </ul> <p>&lt;主要な取組&gt;</p> <p>①区民協働による住民自治の創造 [31百万円]</p> <p>様々な地域活動を行っている町会・自治会組織の基盤強化のため、様々な機会を捉えて加入促進活動を実施する。新たな協働の取組として、「(仮称)練馬こどもcafé」や新しいスタイルの「街かどケアカフェ」の開設、「地域別防災マップ」の作成、「みどりのムーブメント」の輪を広げる取組などに着手する。</p> <p>地域活動に参加したい区民の背中を後押しするため「パワーアップカレッジねりま」をリニューアルする。「地域おこしプロジェクト」は的確な支援ができるよう、活動段階に応じたコース分けで実施団体を増やしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○町会・自治会組織の基盤強化 [3百万円]</li> <li>★「(仮称)練馬こどもcafé」の創設(再掲) [3百万円]</li> <li>★コンビニや薬局と連携した「街かどケアカフェ」の実施(再掲) [16百万円]</li> <li>★地域別防災マップの作成(再掲) [6百万円]</li> <li>○憩いの森区民管理団体の育成など(再掲) [6百万円]</li> <li>★パワーアップカレッジのリニューアル [16百万円]</li> <li>○地域おこしプロジェクトの支援・充実検討 [12百万円]</li> </ul> |

### (3) 29 年度決算

#### ●一般会計

29 年度における一般会計決算額は、歳入 2,551 億 801 万円 (前年度 2,636 億 9,719 万円)、増減率△ 3.3% (前年度 4.2%)、歳出 2,469 億 8,584 万円 (前年度 2,564 億 5,451 万円)、増減率△ 3.7% (前年度 4.0%) で、前年度に比べて歳入で 85 億 8,918 万円の減、歳出で 94 億 6,867 万円の減となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 81 億 2,217 万円 (前年度比 12.1%増) の黒字となった。

#### 1 歳入

歳入のうち、一般財源の構成比は、66.9%を占めている。この内訳としては特別区税 25.8%、特別区交付金 32.4%と、この二つで 58.2%を占め、前年度(56.1%)と比べ、構成比が 2.1 ポイント増となった。

特定財源の構成比は 33.1%で、前年度 (36.2%) と比べ、構成比が 3.1 ポイント減となった。

さらに、財源が自主的に調達できるか否かで区分した自主・依存財源別でみると、自主財源 (区税、諸収入、繰入金、使用料など) は 32.0% (前年度 33.4%)、依存財源 (国庫支出金、都支出金、地方債など) が 68.0% (前年度 66.6%) となり、自主財源の構成比が 1.4 ポイント減となった。

#### 2 歳出

目的別 (科目別) の構成比でみると、保健福祉費、こども家庭費、教育費、区民費の順となった。28 年度に比べて、産業経済費、子ども家庭費、教育費が増となる一方、諸支出金、土木費、都市整備費等が減となった。

性質別にみると、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられる。

義務的経費は 1,416 億 2,494 万円で、前年度に比べて人件費が 0.4%の減、扶助費が 2.8%の増、公債費が 2.6%の増となった結果、義務的経費の増減は 1.9%の増となった。歳出全体に占める構成比は 57.3%と前年度に比べ 3.1 ポイント増となった。

投資的経費は 203 億 3,587 万円で、前年度に比べて 29.7%の減、歳出全体に占める構成比は 8.2%と前年度に比べて構成比が 3.1 ポイント減となった。

その他の経費は 850 億 2,503 万円で、前年度に比べて 3.9%減となった。構成比でみると物件費、繰出金、補助費等の順となった。

#### 3 特別区債

特別区債の歳入額は 49 億 4,877 万円で、前年度に比べて 32.8%減となった。このうち、土木債が 17 億 6,932 万円で構成比は 35.8%であり、教育債が 25 億 1,194 万円で、構成比は 50.8%である。

また、特別区債の 29 年度の未償還元金は、563 億

6,942 万円である。

#### ●特別会計

特別会計のうち、国民健康保険事業会計は、前年度に比べ歳入、歳出ともに 2.9%の減となった。

つぎに介護保険会計は、歳入で 5.1%、歳出で 5.4%の増、後期高齢者医療会計は、歳入、歳出ともに 2.3%の増、公共駐車場会計は歳入、歳出ともに 0.7%の減となった。

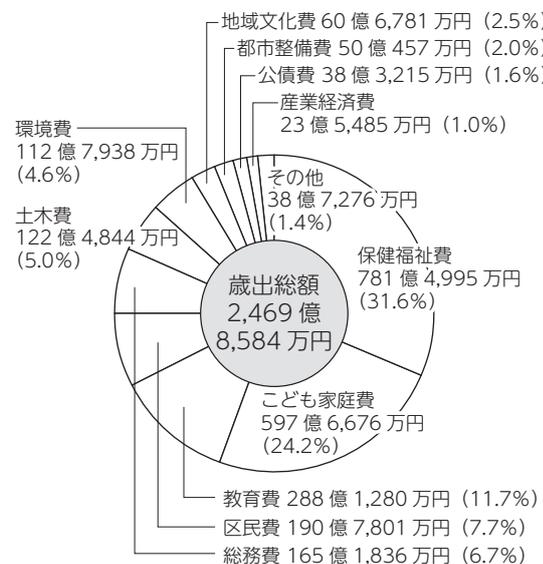
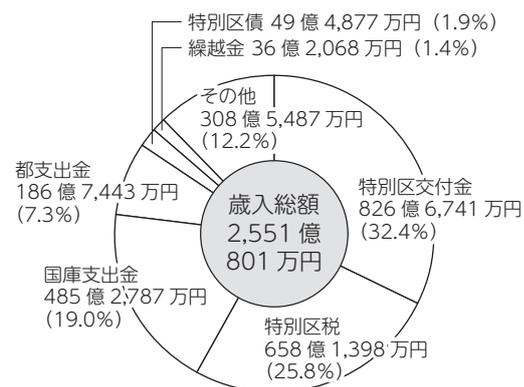
#### ●財政指標

地方公共団体の財政状況の分析に用いる普通会計決算上の指標は、財政力指数が 0.47 (前年度 0.47)、実質収支比率が 5.0% (前年度 4.4%)、実質公債費比率が△ 4.2% (前年度△ 4.0%)、公債費負担比率が 3.0% (前年度 3.0%)、経常収支比率が 85.0% (前年度 84.9%) であった。

## 29年度一般会計決算

## 〔歳入〕

| 区分          | 予算現額        | 決算額         | 構成比   | 収入率   | 前年度         | 増減率    |
|-------------|-------------|-------------|-------|-------|-------------|--------|
|             | 千円          | 千円          | %     | %     | 千円          | %      |
| 特別区税        | 65,347,611  | 65,813,977  | 25.8  | 100.7 | 64,892,591  | 1.4    |
| 地方譲与税       | 1,014,001   | 997,498     | 0.4   | 98.4  | 999,470     | △ 0.2  |
| 利子割交付金      | 245,000     | 259,544     | 0.1   | 105.9 | 243,645     | 6.5    |
| 配当割交付金      | 920,000     | 1,068,991   | 0.4   | 116.2 | 795,598     | 34.4   |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 1,030,000   | 1,071,384   | 0.4   | 104.0 | 463,184     | 131.3  |
| 地方消費税交付金    | 13,970,000  | 14,136,989  | 5.5   | 101.2 | 13,943,637  | 1.4    |
| 自動車取得税交付金   | 540,000     | 570,259     | 0.2   | 105.6 | 453,480     | 25.8   |
| 地方特例交付金     | 384,528     | 384,528     | 0.2   | 100.0 | 352,615     | 9.1    |
| 特別区交付金      | 81,872,528  | 82,667,408  | 32.4  | 101.0 | 83,026,816  | △ 0.4  |
| 交通安全対策特別交付金 | 68,000      | 67,120      | 0.0   | 98.7  | 69,219      | △ 3.0  |
| 分担金及び負担金    | 1,560,589   | 1,652,738   | 0.6   | 105.9 | 1,332,190   | 24.1   |
| 使用料及び手数料    | 5,151,489   | 5,123,642   | 2.0   | 99.5  | 4,824,615   | 6.2    |
| 国庫支出金       | 48,709,612  | 48,527,875  | 19.0  | 99.6  | 49,247,720  | △ 1.5  |
| 都支出金        | 18,391,592  | 18,674,432  | 7.3   | 101.5 | 18,610,835  | 0.3    |
| 財産収入        | 727,848     | 724,837     | 0.3   | 99.6  | 353,052     | 105.3  |
| 寄付金         | 190,920     | 234,367     | 0.1   | 122.8 | 179,722     | 30.4   |
| 繰入金         | 2,143,284   | 102,114     | 0.0   | 4.8   | 5,196,867   | △ 98.0 |
| 繰越金         | 3,620,680   | 3,620,681   | 1.4   | 100.0 | 3,231,703   | 12.0   |
| 諸収入         | 4,345,602   | 4,460,862   | 1.7   | 102.7 | 8,120,830   | △ 45.1 |
| 特別区債        | 5,259,000   | 4,948,769   | 1.9   | 94.1  | 7,359,402   | △ 32.8 |
| 計           | 255,492,284 | 255,108,015 | 100.0 | 99.8  | 263,697,191 | △ 3.3  |



## 〔歳出 (目的別)〕

| 区分     | 予算現額        | 決算額         | 構成比   | 執行率  | 前年度         | 増減率    |
|--------|-------------|-------------|-------|------|-------------|--------|
|        | 千円          | 千円          | %     | %    | 千円          | %      |
| 議会費    | 996,332     | 974,384     | 0.4   | 97.8 | 1,035,584   | △ 5.9  |
| 総務費    | 17,276,092  | 16,518,364  | 6.7   | 95.6 | 18,529,833  | △ 10.9 |
| 区民費    | 20,871,859  | 19,078,013  | 7.7   | 91.4 | 20,100,566  | △ 5.1  |
| 産業経済費  | 2,472,599   | 2,354,849   | 1.0   | 95.2 | 2,182,788   | 7.9    |
| 地域文化費  | 6,221,862   | 6,067,811   | 2.5   | 97.5 | 7,017,858   | △ 13.5 |
| 保健福祉費  | 80,434,103  | 78,149,950  | 31.6  | 97.2 | 82,828,669  | △ 5.6  |
| 環境費    | 11,558,498  | 11,279,377  | 4.6   | 97.6 | 11,802,820  | △ 4.4  |
| 都市整備費  | 5,092,998   | 5,004,569   | 2.0   | 98.3 | 6,053,305   | △ 17.3 |
| 土木費    | 12,558,265  | 12,248,441  | 5.0   | 97.5 | 15,357,548  | △ 20.2 |
| 教育費    | 29,722,947  | 28,812,801  | 11.7  | 96.9 | 28,069,205  | 2.6    |
| 子ども家庭費 | 61,432,901  | 59,766,758  | 24.2  | 97.3 | 55,808,084  | 7.1    |
| 公債費    | 3,841,961   | 3,832,147   | 1.6   | 99.7 | 3,880,084   | △ 1.2  |
| 諸支出金   | 2,911,867   | 2,898,379   | 1.2   | 99.5 | 3,788,166   | △ 23.5 |
| 予備費    | 100,000     | 0           | -     | 0.0  | 0           | -      |
| 計      | 255,492,284 | 246,985,843 | 100.0 | 96.7 | 256,454,510 | △ 3.7  |

## 〔歳出 (性質別)〕

| 区分      | 決算額         | 構成比   | 前年度         | 増減率    |
|---------|-------------|-------|-------------|--------|
|         | 千円          | %     | 千円          | %      |
| 義務的経費   | 141,624,940 | 57.3  | 139,041,998 | 1.9    |
| 人件費     | 41,902,213  | 17.0  | 42,058,466  | △ 0.4  |
| 扶助費     | 94,445,831  | 38.2  | 91,840,615  | 2.8    |
| 公債費     | 5,276,896   | 2.1   | 5,142,917   | 2.6    |
| 投資的経費   | 20,335,872  | 8.2   | 28,929,008  | △ 29.7 |
| 普通建設事業費 | 20,335,872  | 8.2   | 28,929,008  | △ 29.7 |
| その他の経費  | 85,025,031  | 34.4  | 88,483,504  | △ 3.9  |
| 物件費     | 39,685,655  | 16.1  | 39,461,796  | 0.6    |
| 維持補修費   | 2,815,145   | 1.1   | 2,965,010   | △ 5.1  |
| 補助費等    | 13,788,663  | 5.6   | 12,008,285  | 14.8   |
| 積立金     | 4,328,673   | 1.8   | 9,018,066   | △ 52.0 |
| 投資及び出資金 | 0           | -     | 0           | -      |
| 貸付金     | 1,408,393   | 0.6   | 1,490,059   | △ 5.5  |
| 繰出金     | 22,998,502  | 9.3   | 23,540,288  | △ 2.3  |
| 計       | 246,985,843 | 100.0 | 256,454,510 | △ 3.7  |

## 29年度特別会計決算

## 〔国民健康保険事業会計〕

| 区 分       | 予算現額       | 決算額        | 構成比   |
|-----------|------------|------------|-------|
| (歳入)      | 千円         | 千円         | %     |
| 国民健康保険料   | 18,014,373 | 17,869,598 | 23.3  |
| 一部負担金     | 2          | 0          | —     |
| 使用料及び手数料  | 1          | 100        | 0.0   |
| 国庫支出金     | 14,082,610 | 14,952,890 | 19.5  |
| 療養給付費交付金  | 560,117    | 532,408    | 0.7   |
| 前期高齢者交付金  | 12,966,012 | 12,966,012 | 16.9  |
| 都支出金      | 4,030,222  | 4,044,432  | 5.3   |
| 共同事業交付金   | 18,522,562 | 18,423,318 | 24.1  |
| 財産収入      | 1          | 0          | —     |
| 繰入金       | 8,696,436  | 7,135,834  | 9.3   |
| 繰越金       | 600,001    | 600,001    | 0.8   |
| 諸収入       | 79,093     | 78,007     | 0.1   |
| 計         | 77,551,430 | 76,602,600 | 100.0 |
| (歳出)      |            |            |       |
| 総務費       | 1,282,243  | 1,232,946  | 1.6   |
| 保険給付費     | 42,547,364 | 41,989,101 | 55.2  |
| 後期高齢者支援金等 | 8,993,303  | 8,993,302  | 11.8  |
| 前期高齢者納付金等 | 33,216     | 33,215     | 0.0   |
| 老人保健拠出金   | 283        | 180        | 0.0   |
| 介護納付金     | 3,825,310  | 3,825,309  | 5.0   |
| 共同事業拠出金   | 18,840,056 | 18,553,382 | 24.4  |
| 保健事業費     | 803,199    | 742,260    | 1.0   |
| 諸支出金      | 637,467    | 632,905    | 0.8   |
| 予備費       | 588,989    | 0          | —     |
| 計         | 77,551,430 | 76,002,600 | 100.0 |

## 〔介護保険会計（保険事業勘定）〕

| 区 分        | 予算現額       | 決算額        | 構成比   |
|------------|------------|------------|-------|
| (歳入)       | 千円         | 千円         | %     |
| 介護保険料      | 11,184,477 | 11,357,046 | 21.6  |
| 国庫支出金      | 12,100,064 | 12,197,429 | 23.2  |
| 支払基金交付金    | 14,290,056 | 13,864,658 | 26.4  |
| 都支出金       | 7,643,847  | 7,530,955  | 14.3  |
| 財産収入       | 1,000      | 949        | 0.0   |
| 繰入金        | 7,397,423  | 6,904,294  | 13.1  |
| 繰越金        | 739,038    | 739,039    | 1.4   |
| 諸収入        | 2,045      | 4,020      | 0.0   |
| 計          | 53,357,950 | 52,598,390 | 100.0 |
| (歳出)       |            |            |       |
| 保険給付費      | 49,418,917 | 48,122,301 | 92.6  |
| 財政安定化基金拠出金 | 1          | 0          | —     |
| 地域支援事業費    | 3,007,551  | 2,932,963  | 5.6   |
| 基金積立金      | 620,598    | 620,598    | 1.2   |
| 諸支出金       | 310,883    | 307,103    | 0.6   |
| 計          | 53,357,950 | 51,982,965 | 100.0 |

## 〔介護保険会計（サービス事業勘定）〕

| 区 分     | 予算現額    | 決算額     | 構成比   |
|---------|---------|---------|-------|
| (歳入)    | 千円      | 千円      | %     |
| サービス収入  | 174,705 | 163,960 | 92.7  |
| 繰入金     | 14,825  | 10,540  | 6.0   |
| 諸収入     | 2,683   | 2,393   | 1.4   |
| 計       | 192,213 | 176,893 | 100.0 |
| (歳出)    |         |         |       |
| サービス事業費 | 192,213 | 176,893 | 100.0 |
| 計       | 192,213 | 176,893 | 100.0 |

## 〔後期高齢者医療会計〕

| 区 分        | 予算現額       | 決算額        | 構成比   |
|------------|------------|------------|-------|
| (歳入)       | 千円         | 千円         | %     |
| 後期高齢者医療保険料 | 7,664,824  | 7,691,841  | 49.5  |
| 使用料及び手数料   | 1          | 10         | 0.0   |
| 国庫支出金      | 3,170      | 3,171      | 0.0   |
| 広域連合支出金    | 524,498    | 497,266    | 3.2   |
| 繰入金        | 7,342,006  | 7,267,855  | 46.8  |
| 繰越金        | 21,263     | 21,263     | 0.1   |
| 諸収入        | 53,537     | 57,375     | 0.4   |
| 計          | 15,609,299 | 15,538,781 | 100.0 |
| (歳出)       |            |            |       |
| 総務費        | 144,241    | 141,376    | 0.9   |
| 広域連合拠出金    | 14,343,340 | 14,343,336 | 92.4  |
| 保健事業費      | 758,108    | 685,831    | 4.4   |
| 葬祭費        | 288,820    | 269,710    | 1.7   |
| 諸支出金       | 74,790     | 74,596     | 0.5   |
| 計          | 15,609,299 | 15,514,849 | 100.0 |

## 〔公共駐車場会計〕

| 区 分      | 予算現額    | 決算額     | 構成比   |
|----------|---------|---------|-------|
| (歳入)     | 千円      | 千円      | %     |
| 繰入金      | 247,695 | 237,006 | 43.6  |
| 繰越金      | 1       | 0       | —     |
| 諸収入      | 303,055 | 306,479 | 56.4  |
| 計        | 550,751 | 543,485 | 100.0 |
| (歳出)     |         |         |       |
| 公共駐車場事業費 | 304,191 | 297,093 | 54.7  |
| 公債費      | 233,923 | 233,922 | 43.0  |
| 諸支出金     | 12,470  | 12,470  | 2.3   |
| 予備費      | 167     | 0       | —     |
| 計        | 550,751 | 543,485 | 100.0 |



## 4 税・財産



区は、特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税の4税を「特別区税」として課税している。

市町村民税（法人分）、固定資産税、特別土地保有税の3税は、一般には市町村が課税・徴収するが、特別区の地域においては、「都税」として都が特例により課税・徴収し、都区財政調整制度の原資となっている。

なお、特別土地保有税は15年度以降、新たな課税を停止している。また、都市計画税、事業所税についても、都が特例により課税・徴収しており、それぞれ都市計画事業や都市環境の整備等の費用に充てられている。

区民や区内事業者に対する固定資産税などの都税は練馬都税事務所（一部の税目は、豊島・新宿の各都税事務所で扱う。）が、所得税など国税は練馬東税務署と練馬西税務署が課税・徴収している。

### (1) 区政を支える特別区税

#### ●特別区税

区の30年度特別区税収入額は673億5,713万円（前年度比2.3%増）であり、区一般会計歳入額の25.2%を占めている。また、特別区税収入額に対する区民1人当たりの年間負担額は、92,463円（前年度比1.7%増）であった。

#### 1 特別区民税（個人分）

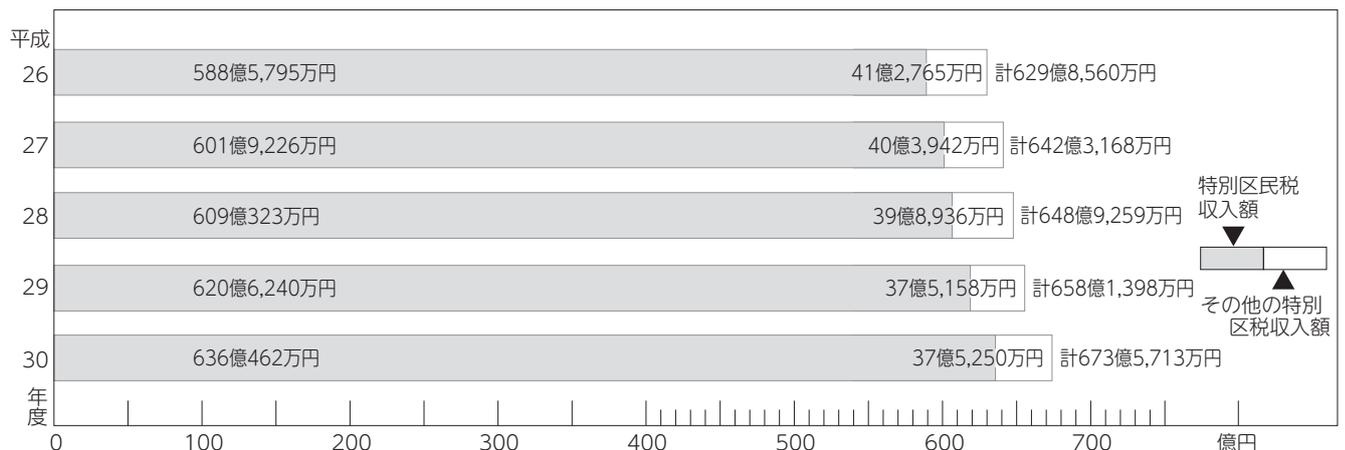
30年度の収入額は636億462万円で、特別区税に占める割合は94.4%と最も高い。29年度に比べ、2.5%増であった（前年度収入額は、620億6,240万円）。

また、納税義務者数は391,294人で、29年度に比べ1.7%増であった。

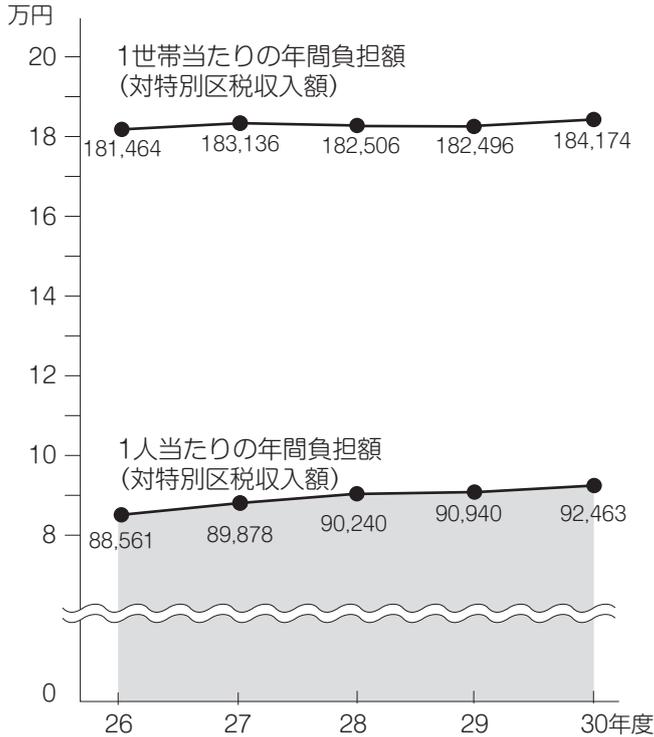
#### 〔特別区税の収入状況（対前年度比較）〕

| 税 目     | 29年度       |                   |          |          | 30年度       |                   |          |          |
|---------|------------|-------------------|----------|----------|------------|-------------------|----------|----------|
|         | 調定額<br>千円  | 収入額（収入率）<br>千円（%） | 前年比<br>% | 構成比<br>% | 調定額<br>千円  | 収入額（収入率）<br>千円（%） | 前年比<br>% | 構成比<br>% |
| 特別区民税   |            |                   |          |          |            |                   |          |          |
| 現年課税分   | 61,743,827 | 60,893,638 (98.6) | 2.1      | 92.5     | 63,284,981 | 62,528,526 (98.8) | 2.7      | 92.8     |
| 滞納繰越分   | 2,566,677  | 1,168,764 (45.5)  | △5.8     | 1.8      | 1,965,926  | 1,076,098 (54.7)  | △7.9     | 1.6      |
| 小 計     | 64,310,504 | 62,062,403 (96.5) | 1.9      | 94.3     | 65,250,907 | 63,604,624 (97.5) | 2.5      | 94.4     |
| 軽自動車税   |            |                   |          |          |            |                   |          |          |
| 現年課税分   | 346,907    | 336,278 (96.9)    | 2.6      | 0.5      | 354,650    | 345,671 (97.5)    | 2.8      | 0.5      |
| 滞納繰越分   | 27,612     | 6,742 (24.4)      | 23.2     | 0.0      | 27,012     | 7,388 (27.4)      | 9.6      | 0.0      |
| 小 計     | 374,519    | 343,020 (91.6)    | 2.9      | 0.5      | 381,662    | 353,059 (92.5)    | 2.9      | 0.5      |
| 特別区たばこ税 |            |                   |          |          |            |                   |          |          |
| 現年課税分   | 3,382,144  | 3,382,144 (100.0) | △6.8     | 5.1      | 3,373,797  | 3,373,797 (100.0) | △0.2     | 5.0      |
| 滞納繰越分   | 2          | 2 (100.0)         | —        | 0.0      | —          | —                 | —        | —        |
| 小 計     | 3,382,146  | 3,382,146 (100.0) | △6.8     | 5.1      | 3,373,797  | 3,373,797 (100.0) | △0.2     | 5.0      |
| 入湯税     |            |                   |          |          |            |                   |          |          |
| 現年課税分   | 26,409     | 26,409 (100.0)    | △2.5     | 0.0      | 25,648     | 25,648 (100.0)    | △2.9     | 0.0      |
| 滞納繰越分   | —          | —                 | —        | —        | —          | —                 | —        | —        |
| 小 計     | 26,409     | 26,409 (100.0)    | △2.5     | 0.0      | 25,648     | 25,648 (100.0)    | △2.9     | 0.0      |
| 合 計     | 68,093,578 | 65,813,977 (96.7) | 1.4      | 100.0    | 69,032,015 | 67,357,129 (97.6) | 2.3      | 100.0    |

#### 〔特別区税収入額の推移〕



## 〔特別区税負担額の推移〕



注：24年7月の住民基本台帳法の改正に伴い、25年度から外国人住民を含む世帯数・人口により算出している。

## 2 軽自動車税

30年度の収入額は3億5,306万円で、特別区税全体の0.5%を占めており、対前年度の伸び率は、2.9%増であった。

また、軽自動車税の現年課税件数（過年度分を含む）は73,114件で29年度に比べて1,056件少なかった。

## 〔軽自動車税車種別課税件数（現年課税分）〕 30年度

| 車種       |            | 件数(件)  | 前年比(%) | 構成比(%) |
|----------|------------|--------|--------|--------|
| 原動機付自転車  | 50CC以下     | 15,646 | △5.9   | 21.4   |
|          | 90CC以下     | 1,676  | △5.5   | 2.3    |
|          | 125CC以下    | 9,134  | △0.2   | 12.5   |
|          | ミニカー       | 405    | 8.0    | 0.6    |
| 軽自動車     | 二輪         | 8,023  | △2.1   | 11.0   |
|          | (うち、被けん引車) | (97)   | (9.0)  | (0.1)  |
|          | 三輪         | 3      | 0.0    | 0.0    |
|          | 四輪(乗用)     | 18,981 | 1.6    | 26.0   |
|          | 四輪(貨物)     | 11,413 | △0.9   | 15.6   |
|          | 雪上車        | 1      | 0.0    | 0.0    |
| 小型特殊自動車  | 農耕作業用      | 138    | 0.7    | 0.2    |
|          | その他        | 313    | 2.3    | 0.4    |
| 二輪の小型自動車 |            | 7,381  | △0.3   | 10.1   |
| 合計       |            | 73,114 | △1.4   | 100.0  |

## 3 特別区たばこ税

30年度の収入額は33億7,380万円で、特別区税全体の5.0%を占めている。前年度に比べ、0.2%の減であった。たばこの売り渡し本数は6億2,455万本で、29年度に比べ2,663万本、4.1%の減であった。

## 4 入湯税

30年度の収入額は2,565万円であった。課税対象となる入湯客数は、170,989人であった。

## (2) 都税

30年度都税収入は、昨年度より約1,734億円増の5兆4,464億円となった。

30年度の練馬都税事務所の都税収入については、昨年度より約20億5,000万円増の956億3,500万円である。この数値は、都税収入全体の約1.8%を占め、税収の規模は23区中12番目である。

収入状況は、収入全体の主要を占める固定資産税・都市計画税が1.7%の増、個人都民税が2.4%の増であった。全体としては、昨年度の2.2%の増収となった。

練馬区内の都税収入の特徴は、法人二税が収入全体の一定割合を占める全都と異なり、固定資産税・都市計画税の割合が高いことである。

## 〔練馬都税事務所の収入状況〕

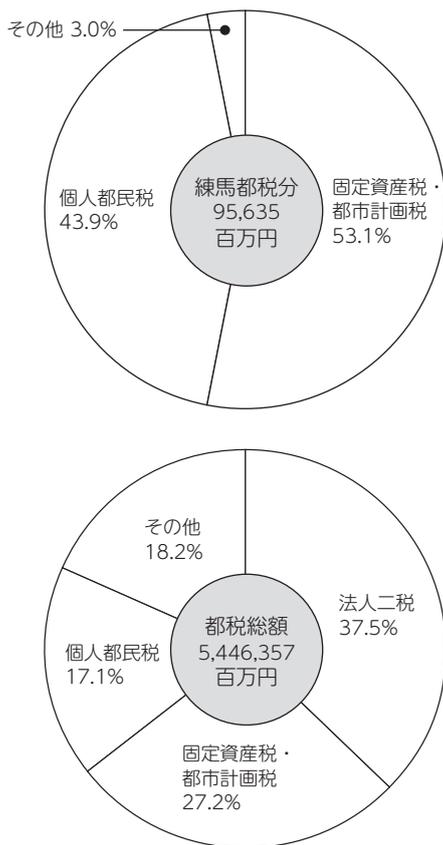
| 区分     | 29年度   |       | 30年度   |       |
|--------|--------|-------|--------|-------|
|        | 税額     | 構成比   | 税額     | 構成比   |
| 税目     | 百万円    | %     | 百万円    | %     |
| 個人都民税  | 41,030 | 43.8  | 42,031 | 43.9  |
| 法人二税   | 130    | 0.1   | 115    | 0.1   |
| 個人事業税  | 82     | 0.1   | 76     | 0.1   |
| 不動産取得税 | 2,258  | 2.4   | 2,481  | 2.6   |
| 自動車税   | 247    | 0.3   | 228    | 0.2   |
| 固定資産税  | 40,863 | 43.7  | 41,574 | 43.5  |
| 都市計画税  | 8,973  | 9.6   | 9,130  | 9.6   |
| 軽油引取税  | 0      | 0.0   | 0      | 0.0   |
| 事業所税   | 1      | 0.0   | 0      | 0.0   |
| その他    | 0      | 0.0   | 0      | 0.0   |
| 合計     | 93,584 | 100.0 | 95,635 | 100.0 |

注：①現年課税分と滞納繰越分の合計

②還付未済分を含む。

資料：練馬都税事務所

## 〔30年度都税収入構成比〕



資料：練馬都税事務所

## 〔3〕 国税

29年度、練馬区内税務署の国税徴収決定済額の総額は約2,013億円であった。

## 〔国税徴収決定済額の推移（速報値）〕 (単位：百万円)

| 税目            | 28年度    | 29年度    |
|---------------|---------|---------|
| 源泉所得税         | 936     | 565     |
| 源泉所得税及復興特別所得税 | 36,671  | 40,258  |
| 申告所得税         | 1,694   | 1,182   |
| 申告所得税及復興特別所得税 | 37,613  | 40,038  |
| 法人税           | 22,692  | 25,010  |
| 地方法人税         | 1,133   | 1,117   |
| 相続税（※1）       | 38,453  | 45,978  |
| 消費税           | 48      | 33      |
| 消費税及地方消費税     | 48,362  | 46,799  |
| その他（※2）       | 396     | 306     |
| 計             | 187,998 | 201,286 |

※1：相続税には贈与税を含む。

※2：「その他」は、地価税、酒税、たばこ税、たばこ税及たばこ特別税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、揮発油税及地方道路税、揮発油税及地方揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税及び印紙収入、復興特別法人税の合計

## 〔4〕 区税負担の公平性を確保する

## ● 適正な課税

特別区民税・都民税（住民税）を適正に課税するため、扶養関係等の調査や区民および事業所（特別徴収義務者）への申告等についての指導、税務署や都税事務所と連携した申告勧奨等についての広報活動（区報・区公式ホームページ）を行っている。

## ● 確実な収納事務

区民事務所、金融機関窓口のほか、口座振替、コンビニエンスストア、スマートフォンを利用したモバイルレジクレジット、LINE Pay 請求書支払いなど、複数の納付方法を整備することで納期内納税を促進し、収納率の向上に取り組んでいる。

滞納者に対しては、納税案内センターからの電話や嘱託収納員による個別訪問で早期のお知らせを行い、滞納者数の減少と歳入の確保を目指している。また、滞納者の生活状況を踏まえ、担税力を的確に判断し、差押えなどの滞納処分を積極的に行うことにより収入未済金の減少を図っている。

## 〔特別区税収納率の推移〕

(単位：%)

| 年度  | 28   | 29   | 30   |
|-----|------|------|------|
| 収納率 | 95.7 | 96.7 | 97.6 |

## 〔特別区税滞納額の推移〕

(単位：千円 端数切り捨て)

| 年度  | 28        | 29        | 30        |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 滞納額 | 2,606,638 | 2,005,592 | 1,406,713 |

## 〔5〕 財産

区が所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金に分けられる。

公有財産は、土地、建物、工作物等の不動産や有価証券等であり、物品は各種備品、機器等の動産をいう。

基金は特定の目的のために資金を積み立てたり運用するものである。30年度現在、基金の種類は12となっている。

## 〔区有財産の現況〕

30年度末現在

| 種別         | 数量         | 推定価格          | 摘要  |
|------------|------------|---------------|---|
| 土地         | 2,953,966㎡ | 7,918億6,126万円 | 庁舎、学校等の敷地面積   |
| 建物         | 1,166,719㎡ | 1,541億5,373万円 | 庁舎、学校等建物の延べ面積   |
| 工作物等       | －          | 107億4,766万円   | プール、公園施設等   |
| 無体財産権      | 7件         | 219万円         | アニメキャラクター「ねり丸」の著作権等   |
| 有価証券       | 2,650株     | (額面)4,250万円   | 株式  |
| 出資による権利    | －          | 4億9,934万円     | 練馬区環境まちづくり公社出捐金、練馬区文化振興協会出捐金等   |
| 物品(特別整理備品) | 2,546点     | 67億4,862万円    | 各種事務用機器、機械、車両等  |
| 債権         | －          | 49億8,086万円    | 練馬区土地開発公社資金貸付金等   |
| 基金         | (積立基金)     | 945億2,334万円   | 財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、区営住宅整備基金、福祉基金、みどりを育む基金、施設整備基金、介護保険給付準備基金、大江戸線延伸推進基金、文化芸術振興基金、医療環境整備基金 |
|            | (運用基金)     | 104億5,000万円   | 用地取得基金  |

## (6) 健全な財政運営を行う

## ●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、積極的に事業化を推進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

## ●練馬区土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した特別法人である。

練馬区土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、

機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづくりの重要な役割を担っていくものである。

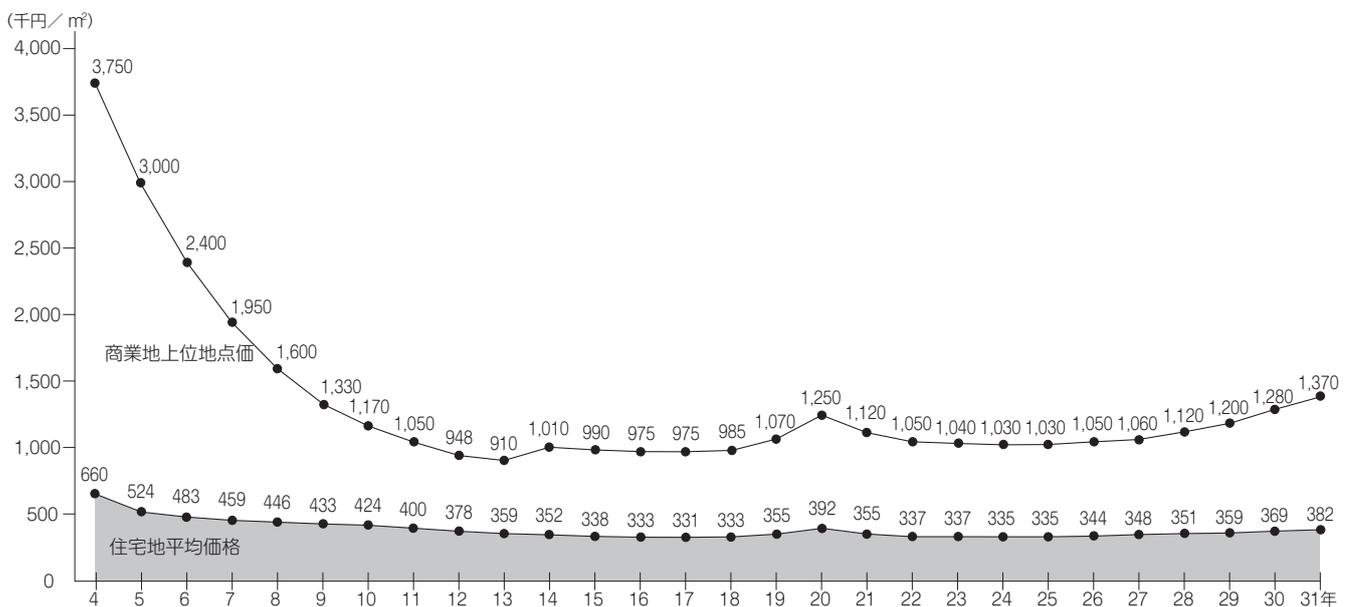
30年度の事業実績は土地取得が21,924.38㎡、売却が12,888.32㎡であった。

## ●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

## 〔地価公示価格の推移（各年1月現在）〕



資料：「地価公示」（国土交通省土地鑑定委員会）



## 5 医療保険・年金制度

### (1) 国民健康保険

【関連文書：「ねりまの国保」練馬区区民部国保年金課】

#### ●国民健康保険の役割と運営主体

わが国は、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入し、相互に支え合う国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険の加入者以外が加入する医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）として、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

30年度からは都道府県も保険者となり、区市町村とともに国民健康保険の運営を行っている。

#### ●加入状況

区における国民健康保険の加入状況は下表のとおりとなっている。

| 年度 | 世帯数            | 被保険者数          | 退職<br>被保険者数 |
|----|----------------|----------------|-------------|
|    | 世帯 (%)         | 人 (%)          | 人           |
| 28 | 109,543 (30.2) | 164,033 (21.8) | 1,579       |
| 29 | 106,144 (28.9) | 155,232 (21.3) | 796         |
| 30 | 103,845 (27.8) | 149,212 (20.3) | 191         |

注：①（ ）内は練馬区全体に対する割合

②退職者医療制度は20年3月31日で廃止。26年度までは経過措置による加入

#### ●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して給付を行う。

##### 1 療養の給付

被保険者が医療機関等の窓口で医療費の3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（練馬区）が負担する。

70歳から74歳の一部負担金の割合は2割（現役並み所得者は3割）である。ただし、一部負担金2割の人のうち昭和19年4月1日までに生まれた人は、1割負担である。

0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合は2割である。

##### 2 療養費

やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けた場合や、医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日、申請に基づき、審査

により保険で認められたもののうち自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

##### 3 入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

##### 4 高額療養費の支給

1か月間に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により払戻しを行う。

##### 5 高額医療・高額介護合算療養費の支給

国保・介護保険の両方に自己負担がある世帯で、年間（8月1日から翌年の7月31日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額が高額になり、世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により払戻しを行う。

##### 6 その他の給付

出産については出産育児一時金42万円、死亡については葬祭費7万円を支給する。

| 種類         | 件数（件）     | 金額（千円）     |
|------------|-----------|------------|
| 療養給付費      | 2,408,727 | 34,214,646 |
| 療養費        | 87,322    | 628,689    |
| 高額療養費      | 82,563    | 4,771,232  |
| 出産育児一時金    | 476       | 199,920    |
| 葬祭費        | 760       | 53,200     |
| 結核・精神医療給付金 | 49,362    | 52,620     |

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

## 〔高額療養費の自己負担限度額〕

## 〔70歳以上75歳未満〕

| 所得区分                   | 外来<br>(個人単位)                    | 外来+入院 (世帯単位)                             |          |
|------------------------|---------------------------------|--|----------|
|                        |                                 | 3回目まで                                    | 4回目以降    |
| 現役<br>並み<br>所得<br>(※1) | Ⅲ                               | 252,600円<br>+ (総医療費 10割 - 842,000円) × 1% | 140,100円 |
|                        | Ⅱ                               | 167,400円<br>+ (総医療費 10割 - 558,000円) × 1% | 93,000円  |
|                        | Ⅰ                               | 80,100円<br>+ (総医療費 10割 - 267,000円) × 1%  | 44,400円  |
| 一般<br>(※2)             | 18,000円<br>(年間上限 144,000円) (※3) | 57,600円                                  | 44,400円  |
| 住民税<br>非課税<br>(※4)     | Ⅱ                               | 8,000円                                   | 24,600円  |
|                        | Ⅰ                               | 8,000円                                   | 15,000円  |

注：75歳に到達する月（1日生まれの人を除く。）は、上記の自己負担限度額が個人について2分の1になる。世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

※1) 国保加入者のうち、70歳以上で住民税課税所得金額が以下のいずれかに該当する人が1人でもいる世帯

Ⅲ…住民税課税所得金額 690万円以上

Ⅱ…住民税課税所得金額 380万円以上

Ⅰ…住民税課税所得金額 145万円以上

※2) 現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ / 非課税Ⅰ・Ⅱのいずれにも該当しない世帯

※3) 毎年8月1日から翌年7月31日までに外来で支払った一部負担金を個人ごとに合算し、年間上限額を超えた場合、超えた分について申請により払戻しを行う。

※4) Ⅱ…世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯

Ⅰ…住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準以下（年金収入のみの場合、各々80万円以下）の世帯

## 〔70歳未満〕

| 所得区分 | 判定基準<br>(旧ただし書き所得 ※1) | 3回目まで                                    | 4回目以降    |
|------|-----------------------|--|----------|
| ア    | 901万円超                | 252,600円<br>+ (総医療費 10割 - 842,000円) × 1% | 140,100円 |
| イ    | 600万円超～<br>901万円以下    | 167,400円<br>+ (総医療費 10割 - 558,000円) × 1% | 93,000円  |
| ウ    | 210万円超～<br>600万円以下    | 80,100円<br>+ (総医療費 10割 - 267,000円) × 1%  | 44,400円  |
| エ    | 210万円以下               | 57,600円                                  | 44,400円  |
| オ    | 住民税非課税 (※2)           | 35,400円                                  | 24,600円  |

※1) 前年（1～12月）の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から住民税基礎控除額33万円を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）なお、所得区分は国保加入者全員の旧ただし書き所得の合計で判定する。

※2) 世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯

## 〔高額介護合算療養費の自己負担限度額〕

## 〔70歳以上75歳未満〕

| 所得区分   | 現役並み所得 | 一般   | 住民税非課税Ⅱ | 住民税非課税Ⅰ |
|--------|--------|------|---------|---------|
| 世帯の限度額 | 67万円   | 56万円 | 31万円    | 19万円    |

## 〔70歳未満〕

| 所得区分   | ア     | イ     | ウ    | エ    | オ    |
|--------|-------|-------|------|------|------|
| 世帯の限度額 | 212万円 | 141万円 | 67万円 | 60万円 | 34万円 |

## ●医療費

30年度の区の国保被保険者1人当たりの医療費は、308,630円であり、前年度に比べ0.1%の減となっている。

## 〔保険料調定額および総医療費の状況〕

| 年<br>度 | 保険料（調定額）  |            |            | 総医療費      |            |        |
|--------|-----------|------------|------------|-----------|------------|--------|
|        | 1人<br>当たり | 1世帯<br>当たり | 現年度<br>調定額 | 1人<br>当たり | 1世帯<br>当たり | 総額     |
|        | 円         | 円          | 百万円        | 円         | 円          | 百万円    |
| 28     | 112,652   | 170,317    | 19,115     | 300,808   | 454,788    | 51,121 |
| 29     | 117,676   | 173,685    | 18,803     | 308,928   | 455,966    | 49,363 |
| 30     | 120,821   | 174,955    | 18,439     | 308,630   | 446,912    | 47,102 |

注：①1人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年間の平均を使用している。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

③30年度の医療費の各数値は、令和元年6月末現在のものである。

## ●国民健康保険料

保険料は、つぎの3つの保険料の合計である。それぞれ、加入者全員に等しくかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる（保険料上限あり）。

30年度の保険料の状況はつぎのとおりである。

## 1 基礎（医療）分保険料

均等割額（被保険者1人につき39,000円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）×7.32 / 100」との合算額（賦課限度額：58万円）

## 2 後期高齢者支援金分保険料

均等割額（被保険者1人につき12,000円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得（※）2.22 / 100」との合算額（賦課限度額：19万円）

## 3 介護分保険料

均等割額（介護保険第2号被保険者（40～64歳）1人につき15,600円）と所得割額「介護保険第2号被保険者全員の旧ただし書き所得（※）×1.61 / 100」との合算額（賦課限度額：16万円）

※旧ただし書き所得：

左表〔高額療養費の自己負担限度額〕の〔70歳未満〕<sup>※1</sup>

## 〔保険料収納率の推移〕

(単位：%)

| 年度 | 現年分  | 滞納繰越分 | 合計   |
|----|------|-------|------|
| 28 | 87.9 | 35.2  | 79.4 |
| 29 | 87.9 | 34.7  | 79.1 |
| 30 | 88.9 | 34.3  | 79.8 |

## ●財政状況

国民健康保険事業は、特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（50ページと60ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

30年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で664億円、対前年度比13.3%の減、歳出総額で658億円、対前年度比13.4%の減であった。

保険料収入は徴収強化に努めているが、依然として厳しい状況である。加えて、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増大等により、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを得ないため、区財政に対する大きな圧迫要因となっている。

## ●安定した事業運営のために

区の現在の課題は、以下の3点である。

### 1 保険料収納率の向上

収納対策プランを策定し、収納実績の確認や収納対策の検討を行いながらプランの進行管理を行っている。また、納付相談の機会を増やすために、保険料の滞納がある世帯への電話・訪問業務等を民間事業者へ委託するとともに、差押え等の滞納処分を実施し、未納の解消に努めている。

### 2 医療費の適正化

保険医療機関等から提出されたレセプトの点検を行い、記載内容に疑義がある場合は、審査支払機関に再審査請求を行っている。また、特定健康診査・特定保健指導対象者への受診勧奨も行っている。

30年度には、「第二期保健事業の実施計画（データヘルス計画）」と「第三期特定健康診査等実施計画」を一体的にまとめた「練馬区国民健康保険データヘルス計画（平成30年～35年度）」を策定した。

### 3 被保険者の資格の適正化

資格取得時において、本来の国民健康保険の適用者であるか（被用者保険加入者やその被扶養者等でないこと）の資格確認に努めている。

## ●保健事業

### 1 特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までの被保険者に対して、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

## 〔実績〕

29年度

|        | 対象者数（人） | 受診者数（人）<br>終了者数（人） | 実施率（%） |
|--------|---------|--------------------|--------|
| 特定健康診査 | 95,788  | 41,472             | 43.3   |
| 特定保健指導 | 4,970   | 731                | 14.7   |

## 2 保養施設

関東近郊の旅館等13施設（31年4月1日現在）との協定により、被保険者（後期高齢者医療制度加入者も含む。）が割引料金で利用できる。30年度は17件（延べ34人）の利用があった。

## （2）後期高齢者医療制度

【関連文書：「ねりまの後期高齢者医療」練馬区区民部 国保年金課】

高齢者と現役世代の負担、保険制度への責任の明確化・広域化を図ることを目的として、20年4月に老人保健制度から移行した。

## ●制度の運営

都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合（広域連合）が運営主体である。

広域連合の事務は資格管理、医療給付、保険料賦課等であり、区の事務は被保険者証等交付、保険料徴収、申請等窓口事務等である。

## ●被保険者

75歳以上の人。ただし、65歳から74歳までの一定の障害があり、申請により広域連合から認定を受けた人を含む。なお、生活保護受給者等を除く。

## 〔被保険者数の推移〕

各年度末現在

| 年 度 | 被保険者数（人） | 対前年比（%） |
|-----|----------|---------|
| 28  | 78,842   | 103.2   |
| 29  | 80,917   | 102.6   |
| 30  | 82,976   | 102.5   |

## ●保険給付の概要

### 1 一部負担金の割合

病院などの窓口の支払は、外来・入院ともかかった費用の1割（現役並み所得の方は3割）の定率負担である。

## 〔後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額〕

| 負担割合                   | 所得区分              |   | 外来<br>(個人ごと)            | 外来+入院<br>(世帯ごと)                                    |
|------------------------|-------------------|---|-------------------------|--|
|                        | 3割                | 現役並み所得Ⅲ<br>課税所得690万円以上                            |                         | 252,600円+ (10割分の医療費-842,000円) × 1%<br>(140,100円※3) |
| 現役並み所得Ⅱ<br>課税所得380万円以上 |                   | 167,400円+ (10割分の医療費-558,000円) × 1%<br>(93,000円※3) |                         |  |
| 現役並み所得Ⅰ<br>課税所得145万円以上 |                   | 80,100円+ (10割分の医療費-267,000円) × 1%<br>(44,400円※3)  |                         |  |
| 1割                     | 一般                |   | 18,000円<br>(144,000円※2) | 57,600円<br>(44,400円※3)                             |
|                        | 住民税<br>非課税等<br>※1 | 区分Ⅱ   | 8,000円                  | 24,600円  |
|                        |                   | 区分Ⅰ   |                         | 15,000円  |

- ※1 区分Ⅱ…住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない被保険者  
区分Ⅰ…ア. 住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない被保険者  
イ. 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している被保険者
- ※2 計算期間1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)のうち、基準日時点(計算期間の末日)で一般区分又は住民税非課税区分である被保険者について、一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額(月間の高額療養費が支給されている場合は支給額を控除した後の額)を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費(外来年間合算)として支給する。
- ※3 過去12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数を含む。

## 2 療養費の支給

### (1) 高額療養費の支給

1か月間に支払った後期高齢者医療の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。

### (2) 療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けた場合や医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日、申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

### (3) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

1年間に支払った後期高齢者医療の一部負担金と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

## 〔高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額(毎年8月～翌年7月の1年間)〕

| 負担割合 | 所得区分        | 後期高齢者医療制度+介護保険<br>世帯単位の自己負担限度額(年額) |      |
|------|-------------|------------------------------------|------|
| 3割   | 現役並み所得      | 67万円                               |      |
|      | 一般          | 56万円                               |      |
| 1割   | 住民税<br>非課税等 | 区分Ⅱ                                | 31万円 |
|      |             | 区分Ⅰ                                | 19万円 |

### (4) 入院時食事療養費

入院したときの食事代から自己負担分(定額。低所得者は減額制度あり)を除いた額を、広域連合が負担する。

## 3 葬祭費

亡くなった被保険者の葬儀を行った人(喪主)からの申請により、7万円を支給する。

区は申請受付・給付事務を実施する。広域連合の支給額が5万円、区の上乗せ支給額が2万円である。

30年度は、支給件数3,947件、支給額276,290千円であった。

## ●後期高齢者健康診査

広域連合からの委託に基づき、後期高齢者医療制度の被保険者に対し健康診査を行う。

## ●後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなり(保険料上限あり)、所得に応じて保険料の軽減を行っている。なお、保険料は、2年ごとに広域連合が見直しを行う。

30年度の保険料の状況はつぎのとおりである。

- ・均等割額(43,300円)と所得割額「賦課のもととなる所得金額(※) × 8.80/100」との合算額(賦課限度額:62万円)

納付方法は、介護保険料が引かれている年金からの引き落とし(特別徴収)と、納付書または口座振替による納付(普通徴収)がある。

※賦課のもととなる所得金額:

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)

### (3) 国民年金

#### ●国民年金事業の運営

年金制度は、昭和34年に「国民年金法」が施行され、昭和36年4月から拠出制の国民年金制度として開始した。

これまでに、人口の高齢化や社会経済状況の変化等に対応するため、基礎年金制度の導入(昭和61年4月)、20歳以上学生の強制加入(平成3年4月)、若年者に対する納付猶予制度の創設(平成17年4月)など制度改正を行い現在に至っている。

平成22年1月からは、公的年金に係る一連の運営業務は、主に国から委任・委託を受けた日本年金機構が行い、区では第1号被保険者に係る届出事務などを行っている。

#### ●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の外国籍の人を含む全ての人が加入する、国民の基本的な年金制度である。任意加入の仕組みもある。

国民年金の加入は、第1号被保険者から第3号被保険者までの3種類と任意加入被保険者に分かれている。

#### 〔年金に必ず加入する人〕

| 加入者種別   | 年齢             | 対象者  |
|---------|----------------|--|
| 第1号被保険者 | 20歳以上<br>60歳未満 | 日本国内に住む、第2号・第3号被保険者以外の人(自営業・学生など)              |
| 第2号被保険者 | 就職時～<br>70歳未満  | 会社員や公務員などの厚生年金加入者。ただし、65歳以降は老齢基礎年金の受給権を有しない人のみ |
| 第3号被保険者 | 20歳以上<br>60歳未満 | 厚生年金加入者に扶養されている配偶者                             |

#### 〔希望すれば年金に加入できる人(任意加入被保険者)〕

| 年齢                     | 対象者  |
|------------------------|--|
| 20歳以上65歳未満             | 海外に住んでいる日本人  |
| 60歳以上<br>65歳未満         | ・60歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった人<br>・年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい人      |
| 65歳以上<br>70歳未満<br>(特例) | 昭和40年4月1日以前に生まれた人で、65歳になるまでに年金を受けるための必要な期間を満たせなかった人(受給できる資格期間を満たすまで) |

30年度末現在の練馬区の加入者の推移は表のとおりである。

#### 〔国民年金加入者の推移〕

(単位：人) 各年度末現在

| 年度 | 第1号被保険者 | 第3号被保険者 | 任意加入被保険者 | 計       |
|----|---------|---------|----------|---------|
| 28 | 102,803 | 52,704  | 1,886    | 157,393 |
| 29 | 99,122  | 52,136  | 1,795    | 153,053 |
| 30 | 98,214  | 50,816  | 1,814    | 150,844 |

#### ●国民年金保険料

保険料は、将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。令和元年度の保険料は月額16,410円である。

また、保険料には免除制度がある。30年度末現在の免除者は表のとおりである。17年4月から30歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18年7月から申請免除に4分の3免除と4分の1免除が加わった。28年7月からは、納付猶予の対象が50歳未満に拡大された。

#### 〔免除者の推移〕

(単位：人) 各年度末現在

| 年度 | 法定免除  | 申請免除  |     |     |     | 学生納付特例 | 納付猶予(※) |
|----|-------|-------|-----|-----|-----|--------|---------|
|    |       | 全額    | 3/4 | 半額  | 1/4 |        |         |
| 28 | 7,625 | 9,250 | 858 | 613 | 328 | 11,741 | 2,551   |
| 29 | 7,657 | 9,323 | 859 | 573 | 321 | 11,959 | 2,798   |
| 30 | 7,824 | 9,356 | 845 | 557 | 333 | 12,249 | 2,783   |

※：28年6月以前は若年者納付猶予

#### ●年金等の給付

国民年金の給付には、被保険者本人に支給される老齢基礎年金、障害基礎年金と条件により遺族に支給される遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金がある。このほかに、昭和61年4月の基礎年金制度導入以前の旧「国民年金法」に基づく老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金および国民年金制度創設時にすでに高齢だった人に支給する老齢福祉年金がある。これらの年金の一部には、所得制限や他の年金との併給制限が定められているものがある。

なお、29年8月からは老齢基礎年金などを受けるために必要な期間(保険料納付済などの期間)が25年から10年に短縮された。

#### 1 受給権者

30年度末現在の受給権者数は、つぎの表のとおりである。今後、期間満了者が老齢基礎年金を受給することとなり、年金受給権者は年々増加していくものと思われる。

## 〔老齢年金等受給権者の推移〕 (単位：人) 各年度末現在

| 年度 | 老齢基礎    | 障害基礎  | 遺族基礎 | 旧老齢   | 通算老齢  | 旧障害 | 寡婦 | 老齢福祉 | 死亡一時金 |
|----|---------|-------|------|-------|-------|-----|----|------|-------|
| 28 | 133,959 | 8,416 | 935  | 2,701 | 2,667 | 160 | 45 | 14   | 95    |
| 29 | 139,763 | 8,671 | 964  | 2,352 | 2,304 | 153 | 46 | 9    | 93    |
| 30 | 141,809 | 8,920 | 965  | 2,031 | 1,994 | 147 | 52 | 9    | 80    |

注：死亡一時金については、各前年度中の受給者数

## 2 年金額

16年の年金改定によって、年金額の改定方法は保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

## 〔年金額の推移〕 (単位：円)

| 年度  | 老 齢 年 金            |         |              |             | 障害基礎年金<br>障害年金     | 遺族基礎年金<br>(子一人)<br>遺族年金 |
|-----|--------------------|---------|--------------|-------------|--------------------|-------------------------|
|     | 福 祉                | 基 礎     | 抛 出<br>(10年) | 抛 出<br>(5年) |                    |                         |
| 29  | 399,300<br>313,200 | 779,300 | 473,400      | 403,000     | 974,125<br>779,300 | 1,003,600               |
| 30  | 399,300<br>313,200 | 779,300 | 473,400      | 403,000     | 974,125<br>779,300 | 1,003,600               |
| 令和元 | 399,700<br>313,300 | 780,100 | 473,820      | 403,400     | 975,125<br>780,100 | 1,004,600               |

注：①老齢年金の福祉の上段金額は全部支給額、下段金額は一部支給額

②障害基礎年金・障害年金の上段金額は1級障害、下段金額は2級障害

③老齢基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる。

## ●練馬年金事務所

区内に所在する会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、子ども・子育て拠出金の各制度についての業務を行っている。

なお、昭和63年4月から全ての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金保険に加入することが義務付けられ、制度の安定が図られている。

## 1 健康保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者とする、被保険者およびその被扶養者のための医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、平成20年10月より全国健康保険協会で行っている。

## 〔健康保険（協会管掌）の状況〕 30年度末現在

| 区 分      | 状 況       |
|----------|-----------|
| 事業所数     | 10,484 件  |
| 被保険者数    | 47,367 人  |
| 平均標準報酬月額 | 329,309 円 |

資料：練馬年金事務所

## 2 厚生年金保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者として、被保険者あるいは被保険者であった人などに、年金や一時金を給付することにより生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

## 〔厚生年金保険の状況〕 30年度末現在

| 区 分      | 状 況       |
|----------|-----------|
| 事業所数     | 11,080 件  |
| 被保険者数    | 71,401 人  |
| 平均標準報酬月額 | 323,603 円 |

資料：練馬年金事務所

## 3 国民年金

取扱い業務のうち、区役所においては第3号被保険者に係る届出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所では諸届書等について承認、裁定等を行っている。(国民年金事業の概要等については69ページ(3)国民年金を参照)

## 4 子ども・子育て拠出金

家庭生活の安定のため、児童を養育している父母等に児童手当を支給している。取扱い業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。



## 6 区内の公共機関

### (1) 警察

練馬、光が丘、石神井の3警察署が管轄している。

30年中の犯罪発生件数は全体で4,539件で、前年に比べて710件、13.5%減少した。

窃盗は、全体の74.5%を占めている。うち侵入窃盗は前年より23件、10.8%減少した。一方、非侵入窃盗は、窃盗全体の94.4%を占め、前年に比べ564件、15.0%減少した。

中でも、自転車・バイクの盗難被害は2,140件で、1日平均5.9件発生した。

〔罪種別 認知件数〕 (単位：件) 30年

| 罪種別     | 練馬警察署            | 光が丘警察署 | 石神井警察署 | 合計    |
|---------|------------------|--------|--------|-------|
| 計       | 5                | 7      | 12     | 24    |
| 凶悪犯     | 殺人               | 2      | 1      | 2     |
|         | 強盗               | 2      | 2      | 8     |
|         | 放火               | 0      | 1      | 0     |
|         | その他              | 1      | 3      | 2     |
| 計       | 71               | 56     | 88     | 215   |
| 粗暴犯     | 暴行・傷害            | 66     | 47     | 73    |
|         | 脅迫・恐喝            | 5      | 9      | 15    |
| 計       | 1,133            | 940    | 1,310  | 3,383 |
| 窃盗犯     | 侵入窃盗             | 71     | 41     | 78    |
|         | 非侵入窃盗            | 1,062  | 899    | 1,232 |
|         | うち) オートバイク盗・自転車盗 | 706    | 590    | 844   |
| 計       | 117              | 82     | 114    | 313   |
| 知能犯     | 詐欺               | 114    | 80     | 108   |
|         | その他              | 3      | 2      | 6     |
| 計       | 18               | 7      | 12     | 37    |
| 風俗犯     | 強制わいせつ           | 15     | 5      | 10    |
|         | その他              | 3      | 2      | 2     |
| その他の刑法犯 | 196              | 158    | 213    | 567   |
| 合計      | 1,540            | 1,250  | 1,749  | 4,539 |

注：①練馬警察署の管轄内には、中野区のうち江原町3丁目(2番の一部)を含む。

②石神井警察署の管轄内には、西東京市のうち東町4丁目(15番の一部)を含む。

資料：警視庁刑事部刑事総務課

### (2) 消防

練馬(平和台・貫井)、光が丘(北町)、石神井(関町・

大泉・大泉学園・石神井公園)の3消防署(7出張所)が管轄している。

30年中の火災件数は、126件で前年に比べ32件減少し、焼損床面積は230㎡で17㎡増加し、焼死者は7人で、2人増加した。

火災原因は、電気関係が38件(約30%)で第1位、放火(放火の疑いを含む)が22件(約17%)で第2位、たばこが22件(約17%)で第2位となっている。

救急件数は34,383件で895件増加した。

〔消防署別の消防力〕 (単位：台) 30年(速報値)

| 消防力   | 練馬 | 光が丘 | 石神井 | 計  |
|-------|----|-----|-----|----|
| ポンプ車  | 5  | 4   | 8   | 17 |
| 化学車   | 1  | 0   | 0   | 1  |
| はしご車  | 1  | 1   | 1   | 3  |
| 救急車   | 3  | 2   | 5   | 10 |
| 特別救助車 | 1  | 0   | 1   | 2  |
| 指揮隊車  | 1  | 1   | 1   | 3  |
| 水槽車   | 1  | 0   | 0   | 1  |
| その他の車 | 8  | 8   | 8   | 24 |
| 計     | 21 | 16  | 24  | 61 |

〔火災出場件数〕 30年(速報値)

| 区分       | 練馬 | 光が丘 | 石神井 | 計   |
|----------|----|-----|-----|-----|
| 火災件数(件)  | 48 | 36  | 42  | 126 |
| り災棟数(棟)  | 35 | 24  | 26  | 85  |
| り災世帯(世帯) | 41 | 33  | 30  | 104 |
| 焼損面積(㎡)  | 70 | 96  | 64  | 230 |
| 死者(人)    | 5  | 2   | 0   | 7   |
| 負傷者(人)   | 6  | 10  | 3   | 19  |

〔救急出場件数〕 (単位：件) 30年(速報値)

| 種別   | 練馬     | 光が丘   | 石神井    | 計      |
|------|--------|-------|--------|--------|
| 急病   | 7,572  | 4,987 | 11,116 | 23,675 |
| 交通事故 | 629    | 401   | 954    | 1,984  |
| 一般負傷 | 1,806  | 1,185 | 2,898  | 5,889  |
| 転院搬送 | 436    | 333   | 824    | 1,593  |
| その他  | 366    | 254   | 622    | 1,242  |
| 計    | 10,809 | 7,160 | 16,414 | 34,383 |

〔救助出場件数〕 (単位：件) 30年(速報値)

| 種別   | 練馬  | 光が丘 | 石神井 | 計     |
|------|-----|-----|-----|-------|
| 救助活動 | 329 | 242 | 483 | 1,054 |
| 緊急確認 | 155 | 73  | 153 | 381   |
| 危険排除 | 84  | 57  | 98  | 239   |
| 計    | 568 | 372 | 734 | 1,674 |

資料：練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署



# 第1章

## 子どもの成長と子育ての総合的な支援

- |    |                          |    |    |                          |    |
|----|--------------------------|----|----|--------------------------|----|
| 10 | 教育・子育てに関する施策の方針と計画 …………… | 74 | 14 | 教育の質の向上 ……………            | 84 |
| 11 | 子どもと子育て家庭の支援の充実 ……………    | 76 | 15 | 家庭や地域と連携した教育の推進 ……………    | 88 |
| 12 | 幼児教育・保育サービスの充実 ……………     | 79 | 16 | 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 …………… | 93 |
| 13 | 子どもの居場所と成長環境の充実 ……………    | 82 |    |                          |    |



学童クラブでのコマけん玉遊び



# 10 教育・子育てに関する施策の方針と計画



【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

## (1) 練馬区総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化

### ●練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育て大綱」

#### 1 「練馬区教育・子育て大綱」策定の背景

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、区長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、区の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、民意を反映した教育行政を推進していくため、27年4月に練馬区総合教育会議を設置した。

本会議において、教育および子育て施策の方針となる「練馬区教育・子育て大綱」を28年2月に策定した。大綱は『ビジョン』を踏まえ、教育と子育ての各分野の施策の方向性等を体系的に取りまとめたものとなっている。

対象期間はおおむね5年間とし、必要に応じて見直しを行う。策定に当たっては、区民意見反映制度による意見の反映に努めた。

#### 2 各分野の目標と重点施策

子どもの健やかな成長と子育ての総合的な施策を推進するため、各分野における目標と6つの取組の視点に基づき15の重点施策を定めた。

目標と取組は以下のとおりである。

##### (1) 教育分野の目標

「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」

##### 〔取組の視点〕

- ① 教育の質の向上
- ② 家庭や地域と連携した教育の推進
- ③ 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

##### (2) 子育て分野の目標

「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」

##### 〔取組の視点〕

- ① 子どもと子育て家庭の支援の充実
- ② 幼児教育・保育サービスの充実
- ③ 子どもの居場所と成長環境の充実

## (2) 練馬区教育振興基本計画

### ●練馬区教育振興基本計画

教育委員会では今後の区が目指す教育の姿を明らかにし、教育の振興に関する施策を総合的・計画的に進めるため、24年5月に「練馬区教育振興基本計画」を策定した。

計画期間は24年度から令和3年度までの10年間で、おおむね5年経過時点を目途に必要な見直しを行うこととしており、30年3月、教育施策をめぐる状況の変化を踏まえ、構成と内容を改定した。

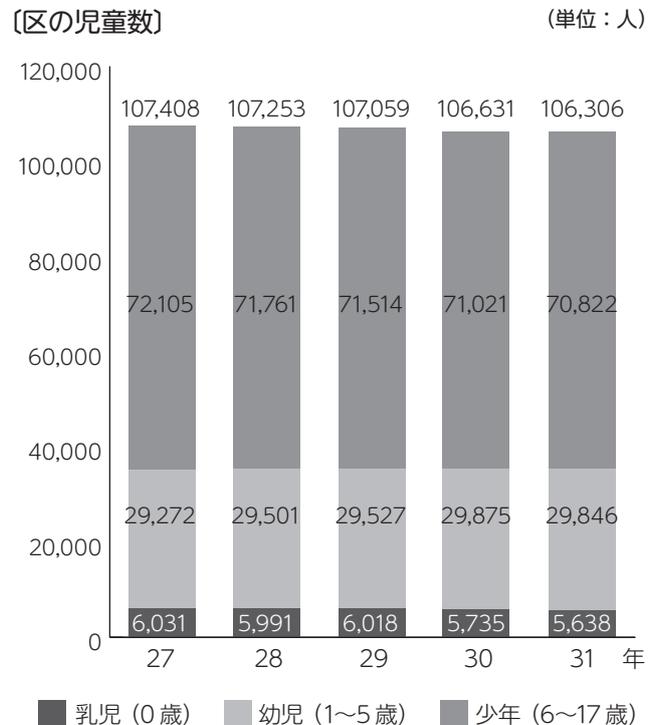
改定に当たっては、『ビジョン』と大綱に示されている目標や方向性を前提とした。

## (3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画

### ●練馬区子ども・子育て支援事業計画

#### 1 計画策定の背景

各年4月1日現在の区の児童数の推移は、下記のとおりである。



区の児童数は微減に留まるものの、30年度の日本全体の出生数は約92万人と過去最低を記録し、少子化は確実に進行している。一方で、女性の就業率の向上等の影響により、保育需要は年々増加している。

27年4月、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため、国は「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」を本格施行した。令和元年10月からは少子化の進行ならびに幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、幼児教育・保育の無償化が実施される。

区は、新制度の実施にあわせて、「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画として「練馬区子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）」を策定した。計画は、『ビジョン』を上位計画とする子ども・子育て分野の個別計画として位置づけられ、策定に当たっては、区民へのニーズ調査を実施するとともに、「練馬区子ども・子育て会議」での意見や区民意見反映制度による意見の反映に努めた。

29年度は、就学前児童人口の増加や、計画目標値を超える対策を行ってきたことを踏まえ、現行計画の中間見直しを行った。また、30年度は、令和2年度から令和6年度の次期計画の策定に向けたニーズ調査を実施した。

## 2 計画の基本目標

『ビジョン』で示された区の基本的な施策の方向性を踏まえ、「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます」という基本目標を設定した。

この基本目標を達成するため、「子どもと子育て家庭の支援の充実」「子どもの教育・保育の充実」「子どもの成長環境の充実」の3つの取組の視点を定めるとともに、各視点に対応する分野にそれぞれ重点取組を定めた。この計画に沿って、さまざまな事業を展開し、子どもの成長と子育ての総合的な支援を推進する。

# 11 子どもと子育て家庭の支援の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

## (1) 地域で子育てを支える

### ●相談支援体制

#### 1 すくすくアドバイザー

子育て家庭の親子が、地域の子育て支援施設や事業等を円滑に利用できるように、情報提供・助言等を行う。妊娠期も含めて、子育てに関するさまざまな相談に応じている。また、必要に応じて専門機関への橋渡しを行っている。

区役所内、練馬子ども家庭支援センター練馬駅北分室および大泉・光が丘・関子ども家庭支援センターに配置している。30年度は5,187件の相談があった。

#### 2 子どもと家庭の総合相談

練馬・関・光が丘・貫井・大泉子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け付け、内容に応じた専門機関やサービスの紹介・調整を行っている。

30年度は6,402件の相談があった。(虐待に関する相談449件、養護相談1,400件、不登校に関する相談147件、育児しつけ等の相談〔児童相談所等の問合せ含む。〕4,406件)

### ●親子で交流できる場

#### 1 子育てのひろば ぴよぴよ

練馬・関・光が丘・貫井・大泉子ども家庭支援センターと西大泉ぴよぴよ、北大泉・光が丘児童館ぴよぴよ、立野・田柄・春日町南地区区民館ぴよぴよで実施している。

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に、親子が自由に来室し、楽しく遊び、語り、子育てについて学びあう場である。30年度は210,089人の利用があった。

#### 2 民設子育てのひろばへの補助

18年5月から、民間団体が運営する子育てのひろばへの補助を開始した。30年度は77,365人の親子の利用があった。

#### 3 学童クラブ室活用型子育て支援事業 にこにこ

学童クラブ在籍児童のいない午前中の時間帯などを活用して、学童クラブ室を、子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2～4回開放している。開放の形態には、つぎの2種類がある。

##### (1) 子育て家庭集いの場（個人利用）

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、

自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童クラブ室を開放している。30年度は77か所で実施し、延べ36,921人の利用があった。

##### (2) 子育てグループ活動の場（団体利用）

子育てグループを対象に、児童館内の学童クラブ室を貸し出す事業である（予約制）。17児童館のうち学童クラブがある13館全てで実施している。30年度は延べ51団体への貸出しを行った。

#### 4 外遊び型子育てのひろば おひさまぴよぴよ

0～3歳の乳幼児と保護者が自由に外遊びを楽しめる場である。30年度は豊玉公園、光が丘公園、井頭の森緑地、立野公園、石神井公園、大泉中央公園で実施し、延べ20,689人の親子が参加した。令和元年度より相談員を配置し、子育てに関するさまざまな相談に応じている。

### ●多様な子育て支援事業

#### 1 子育てスタート応援券

出産直後の保護者の負担や不安の軽減を目的に、区の子育て支援事業などに利用できる応援券（8枚）を郵送している。

#### 【利用できるサービス】

30年度

| サービス名               | 利用実績         |
|---------------------|--------------|
| 育児支援ヘルパー事業          | 延べ821時間      |
| 助産師ケア事業<br>(乳房ケアなど) | 延べ3,951件     |
| ファミリーサポート事業         | 延べ2,298時間    |
| 乳幼児一時預かり事業          | 延べ6,862単位(※) |

※：1単位は3時間

#### 2 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良などで家事援助を必要とする人にホームヘルパーを派遣している。支援期間は、妊娠期から2歳に達する月の末日までで、原則36時間を限度としている。30年度は延べ1,577.5時間の利用があった。

#### 3 ファミリーサポート(育児支えあい)事業

地域の中で区民が相互に育児を支えあうもので、保育を希望する保護者(利用会員)に、条件にあった援助会員の紹介を行っている。

30年度末現在、利用会員8,535人、援助会員282人がいる。

#### 4 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者が出産、病気、看護、出張などで、家庭での養育が困難なときに、つぎの施設で一時的に養育する事業である。

##### (1) 子どもショートステイ（短期入所事業）

1か月のうち6泊まで利用できる。30年度は延べ1,350人の利用があった。

- ① 東京都石神井学園  
対象：2歳から17歳まで
- ② 陽だまり荘  
対象：2歳から小学校6年生まで
- ③ 聖オディリアホーム乳児院  
対象：生後2か月から1歳まで

##### (2) 子どもトワイライトステイ

午後5時から午後10時までの夜間一時保育事業で、30年度は延べ1,095人の利用があった。

- ① 東京都石神井学園  
対象：2歳から17歳まで
- ② 練馬・光が丘びよびよ  
対象：2歳から小学校6年生まで

#### 5 要支援家庭ショートステイ事業

児童に関わる関係機関で構成する練馬区要保護児童対策地域協議会で支援が必要と判断された家庭に対し、養育状況の改善を図るため、生後2か月から小学校6年生までの児童を最大14日間、施設で養育するとともに、保護者への支援を行っている。

陽だまり荘は、29年12月から開始し、30年度は延べ101日の利用があった。なお、聖オディリアホーム乳児院は、31年4月から開始した。

#### 6 乳幼児一時預かり事業

保護者がリフレッシュしたいときなど、理由を問わずに生後6か月から未就学児の一時預かりを行っている。練馬・関・光が丘・貫井・大泉びよびよで実施しており、30年度は延べ25,012人の利用があった。

#### 7 外遊びの場の提供事業

公園の樹木や土、水などの自然と触れ合いながら子どもと保護者が自由に遊べる場として、光が丘公園の定期プレーパークと、区内の公園などで出張プレーパークを実施している。

30年度は148回実施し、延べ16,265人の参加があった。

また、モデル事業として、3歳から就学前児童の親子が自然豊かな憩いの森の中を移動しながら遊ぶ移動型の外遊びの場事業を、30年度に稲荷山憩いの森で1回実施した。

#### 8 子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな親を対象に、ファシリテーターと呼ばれる推進役とともに、それぞれの悩みを話

しながら子育てのノウハウとともに学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。

30年度は、全6回の連続講座を4回実施し、48人が受講した。

#### 9 練馬こどもカフェ

令和元年6月から、在宅で子育てをしている世帯に向け、民間カフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者の協力を得て子育て支援講座などを実施する「練馬こどもカフェ」を開始した。

#### ●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するために、全区立保育所でつぎの事業を行っている。

##### 1 子育て相談

園長や栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

30年度は5,431件（うち電話相談は616件）の相談があった。

##### 2 地域交流事業

季節の行事や園庭開放、園児と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などの事業を各保育所で実施している。また、児童館や保健相談所と協力し、親子で楽しく遊んだり、子育てに関する相談が気軽にできるイベント「子育ての輪」を毎年11月に石神井と光が丘で開催している。

30年度は2,060事業13,138人の参加があった。

#### ●練馬こどもまつり

子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に光が丘公園と石神井公園の2か所で開催している。それぞれの会場では木工やスタンプラリー、スポーツ体験会などが行われ、ステージでは、歌やダンスなどが披露される。

30年度は5月12日に開催し、当日の来場者は延べ54,400人であった。



(第36回練馬こどもまつり ポスター)

## (2) 手当・助成

### ●児童手当等の支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、各種手当の支給ならびに子どもおよびひとり親家庭等の医療費の助成を行っている。

なお、子ども医療費の助成と第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当等には一定の所得制限がある。

#### 1 児童手当

中学校3年生までの児童を養育している保護者に対して支給している。30年度末現在の支給児童数は、79,742人である。支給月額はずぎのとおりである。

〔子ども一人当たり支給額〕 (単位：円) 30年度末現在

| 対象         | 金額      |        |
|------------|---------|--------|
| 0～3歳未満(一律) | 15,000  |        |
| 3歳～小学生     | 第1子・第2子 | 10,000 |
|            | 第3子以降   | 15,000 |
| 中学生(一律)    | 10,000  |        |
| 所得超過世帯(一律) | 5,000   |        |

#### 2 児童育成手当

##### (1) 育成手当

死亡、離婚、未婚、遺棄等により父または母がいないか、父または母に重度の障害があり、18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を扶養する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は児童1人につき13,500円、30年度末現在の支給児童数は7,370人である。

##### (2) 障害手当

心身に一定程度の障害のある20歳未満の児童を扶養する保護者に支給している。支給月額は児童1人につき15,500円、30年度末現在の支給児童数は443人である。

#### 3 第3子誕生祝金

区に1年以上在住している保護者を対象に、第3子以降の子どもが誕生した場合、新生児1人につき20万円を支給している。30年度は604人に支給した。

#### 4 児童扶養手当

死亡、離婚、未婚、遺棄等により父または母がいないか、父または母に重度の障害があり、18歳に達した日の属する年度の末日までの児童を扶養する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

支給月額は、受給者本人の所得が一定所得以上のとき、所得金額に応じて支給制限を受ける。なお、28年度から29年度にかけての制度改正後は、児童2人目

以降の加算額を増額する一方、加算額を毎年見直すため物価スライド制が導入された。また、1人目と同様に児童2人目以降の加算額も所得に応じて支給額が定まる。

児童1人の場合の31年4月現在の支給月額は、全額支給は42,910円(一部支給は42,900円～10,120円)、児童2人の場合10,140円(一部支給は10,130円～5,070円)加算、3人目以降は1人につき6,080円(一部支給は6,070円～3,040円)加算となる。30年度末現在の支給児童数は、5,561人である。

#### 5 特別児童扶養手当

重度の障害、または中度の障害のある20歳未満の児童を扶養する保護者に支給している。ただし、児童が施設に入所しているときなどは支給されない。

31年4月現在の支給月額は、1人につき重度障害児は52,200円、中度障害児は34,770円、30年度末現在の支給児童数は合わせて606人である。

#### 6 子ども医療費助成

乳幼児を対象に乳幼児医療証、小・中学生を対象に子ども医療証を交付して、健康保険の一部負担金と入院時食事療養費標準負担額を助成している。

30年度末現在の対象人数は乳幼児医療証が40,880人、子ども医療証が51,591人、合計92,471人である。

#### 7 ひとり親家庭等の医療費助成

母子家庭、父子家庭、両親がいない児童等を扶養する保護者に医療証を交付し、健康保険の一部負担金を助成している。30年度末現在の対象人員は、3,328世帯、4,783人である。



# 12 幼児教育・保育サービスの充実



【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

## (1) 就学前の子どもの成長を支える

### ●区立保育所・私立保育所

保育所は、保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない児童を保護者に代わって保育する施設である。31年4月現在、区には区立保育所60所と私立保育所105所（うち分園5所）がある。

区は、さまざまな保育サービスに対応するために保育内容の充実や、待機児童の解消に向けた保育所の新設、定員の拡大に努めている。

#### 1 乳児保育

区立保育所では、昭和62年4月に、生まれた日を含めて58日目からの産休明け保育を開始した。平成31年4月1日現在15所で実施している。また、23所で101日目から、13所で8か月以上の乳児を受け入れている。

私立保育所では、89所（うち分園3所）で生まれた日を含めて58日目から、3所で101日目から、7所で6か月以上の乳児を受け入れている。

#### 2 障害児保育

区立保育所では原則として、中・軽度の障害のある児童を受け入れ、統合保育を行っている。また、私立保育所でも園の状況に応じて受入れを行っている。31年4月1日現在、区立保育所59所に169人、私立保育所49所に104人が在園している。

#### 3 延長保育

満1歳以上の児童については、全保育所で午前7時30分から午後6時30分（一部私立では時間帯が異なる。）まで保育する。

さらに、保護者の就労等の事情に対応するため、下表のとおり延長保育を実施している。

【延長保育実施状況】 31年4月1日現在

| 区分         | 区立     | 私立     |
|------------|--------|--------|
| (利用児童数)    | (418人) | (922人) |
| 朝 30分      | 20所    | 27所    |
| 朝 1時間      | —      | 1所     |
| 夕方 30分     | —      | 1所     |
| 夕方 1時間     | 10所    | 20所    |
| 夕方 1時間 30分 | —      | 7所     |
| 夕方 2時間     | 20所    | 69所    |
| 夕方 2時間 30分 | —      | 2所     |

また、16年4月から、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。30年度は、区立保育所30所で延べ9,397人の利用があった。

#### 4 年末保育

保護者の多様な就労形態に対応するため13年度から開始した。12月29・30日において午前7時30分から午後6時30分まで保育する。30年度は、区立保育所7所、私立保育所6所で実施し、延べ116人（区立は79人、私立は37人）の利用があった。

#### 5 休日保育

認可保育所が休みとなる日曜日と祝休日（12月29日から1月3日を除く。）に、就労のため保育を必要とする保護者に代わって児童を保育する事業である。対象は、区の認可保育所に在園する満1歳以上の児童である。

18年4月から1所、10月から3所、27年4月から1所の区立保育所計5所で実施している。30年度は延べ2,169人の利用があった。

### ●地域型保育事業

#### 1 家庭的保育事業（保育ママ）

保育士や幼稚園教諭などの資格を持つ、練馬区認定の家庭的保育者（保育ママ）が、自宅の一部等を使って家庭的な雰囲気の中で保育をする事業である。対象は、生まれた日を含めて58日以上3歳未満の児童で、31年4月1日現在、58人の家庭的保育者が保育を行っている。

#### 2 小規模保育事業

6～19人までの乳幼児を保育する民間の保育施設で、区の基準に基づく認可事業である。保育従事者の保育士有資格者割合が10割の施設は小規模保育事業A型、6割以上の施設は小規模保育事業B型、家庭的保育者が保育を行う施設は小規模保育事業C型に分類される。

31年4月1日現在、A型39所、B型8所、C型3所が開設されている。

#### 3 事業所内保育事業

事業所が主体となって、その事業所の従業員の児童を対象に開設した保育所に、地域枠としてその地域で保育が必要な児童も一緒に保育する事業である。

対象は、生まれた日を含めて58日以上3歳未満の児童で、31年4月1日現在、2所が開設されている。

#### 4 居宅訪問型保育事業

児童の自宅に居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の

保育を提供する事業である。障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難である児童を対象とした障害児向けと、認可保育所等の入園が保留となっている児童を対象とした待機児童向けがある。

31年4月1日現在、10人が利用している。

## ●その他の保育制度

### 1 認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、都が独自の基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者に保育料の一部助成を行っている。31年4月1日現在、17所が開設されている。

### 2 短期特例保育

保護者の出産、入院、家族の疾病などの理由により、一時的に保育を必要とする場合に、保育員または定員に欠員のある保育施設で児童を保育する制度である。

31年4月1日現在、保育員1人（児童定員3人）、認証保育所11所、区立保育所60所、私立保育所82所、小規模保育事業および事業所内保育事業で定員に欠員がある場合に保育を行う。30年度は106人、延べ2,224日の保育を行った。

### 3 一時預かり

保護者の育児疲れ解消、急病や出産などさまざまな理由で一時的に子どもを預けたいときに、保育所の専用保育室などで預かる制度である。

私立保育所においては、31年4月1日現在29所で実施している。30年度は29所で延べ5,556人の利用があった。

区立保育所においては、2所で実施している。30年度は2所で延べ2,488人の利用があった。

### 4 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気の回復期にある児童や、病気の回復期に至らないが、当面急変の恐れのない児童を一時的に保育する事業である。

31年4月1日現在、病児・病後児保育は8所で実施している。30年度は、延べ7,403人の利用があった。

## ●待機児童の解消を目指して

30年度は900人以上の定員枠を拡大した。当初計画を上回る定員枠を確保し、31年4月1日現在、待機児童は14人となった。今後、無償化による需要増の見込みも含め、令和2年4月までに新たな認可保育所を16所整備し、630人の定員枠を拡大するとともに、地域や年齢に応じた重点的な対策を総合的に実施する。

## 〔保育所数・児童定員・待機児童数の推移〕

各年4月1日現在

| 年次 | 保育所数（所） |     |     | 児童定員（人） |       |        | 待機児童（人） |
|----|---------|-----|-----|---------|-------|--------|---------|
|    | 区立      | 私立  | 合計  | 区立      | 私立    | 合計     |         |
| 27 | 60      | 65  | 125 | 6,596   | 5,285 | 11,881 | 176     |
| 28 | 60      | 75  | 135 | 6,621   | 6,120 | 12,741 | 166     |
| 29 | 60      | 79  | 139 | 6,715   | 6,586 | 13,301 | 48      |
| 30 | 60      | 89  | 149 | 6,763   | 7,124 | 13,887 | 79      |
| 31 | 60      | 105 | 165 | 6,769   | 7,991 | 14,760 | 14      |

## ●私立保育所等への助成の充実

私立保育所等の誘致を進めるに当たり、国および都の補助金を活用して、保育事業者へ施設整備や運営に対する財政的な援助を行っている。

## ●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。近年は、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきており、幼稚園の果たす役割はますます大きくなっている。

区では、私立幼稚園と公立幼稚園における保護者負担の格差是正を目的として、入園料および保育料の助成を行っている。30年度は、約19億1,597万円を助成した。一方で区立幼稚園においては、保護者の負担力に応じて保育料を設定し、就園の機会を確保している。

また、私立幼稚園に対しては、教育環境整備への補助等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

全ての私立幼稚園では、保育が必要な在園児を対象とした、幼稚園教育時間の前後に、園内での預かり保育を実施している。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘むらさきおよび光が丘さくらの3園があり、4・5歳児を対象とした2年保育を実施している。30年4月からは、在園児を対象とした幼稚園教育時間後の預かり保育を実施している。

このほか、30年4月から、待機児童対策の一環として、区立幼稚園の余裕教室を活用した3歳児1年保育を実施している。

## 〔区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況〕

幼児数・幼稚園児数 31年5月1日現在

保育所入所者数 31年4月1日現在

| 区分                 | 3歳児<br>人(%)    | 4歳児<br>人(%)     | 5歳児<br>人(%)     | 計<br>人(%)       |
|--------------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 幼児                 | 5,947<br>(100) | 6,141<br>(100)  | 5,896<br>(100)  | 17,984<br>(100) |
| 幼稚園児数              | 区立3園           | —               | 129<br>(2.1)    | 135<br>(2.3)    |
|                    | 私立39園          | 2,879<br>(48.4) | 3,080<br>(50.2) | 3,102<br>(52.6) |
|                    | 計              | 2,879<br>(48.4) | 3,209<br>(52.3) | 3,237<br>(54.9) |
| 区立・私立保育所<br>入所者数 計 | 2,705          | 2,651           | 2,502           | 7,858           |
| 幼稚園・保育所<br>合 計     | 5,584          | 5,860           | 5,739           | 17,183          |

## ●練馬こども園

区では、これまで以上に教育と保育を充実させ、子どもの教育や保育について保護者の選択の幅が広がるよう、つぎの3つの取組を行う私立幼稚園を区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」として認定している。31年4月1日現在、認定園16園、定員1,365人となっている。

練馬こども園が3歳児以降の保育の受け皿となることで、待機児童解消に貢献するとともに、園児確保につながっている。

## 1 長時間預かり保育の拡大

通常の保育を行う日に加え、夏休みなど長期休業中も11時間保育を実施する。

※令和元年度から保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、11時間の預かり保育（標準型）に加え、新たな仕組みとして短時間型（9時間型）および低年齢型（0～2歳児）を創設する。

## 2 認証保育所等との提携

主に2歳児までを対象とする認証保育所や小規模保育事業者などとの間で、卒園児受入れに関する提携に努める。

## 3 教育・保育の質の更なる向上

幼稚園と保育所の間での職員交流や合同研修への参加などを実施している。

# 13 子どもの居場所と成長環境の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

## (1) 学童期の子どもの成長を支える

### ●学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により保育を必要とする小学校に在籍する児童の健全育成を図る施設である。30年度末現在、90の区立学童クラブを開設している。

内訳は、77学童クラブ（児童館・厚生文化会館・地区区民館内28、小学校内36、単独13）と13ねりっこ学童クラブ（ねりっこ学童クラブの詳細は、本ページ右側の「練馬型放課後児童対策事業『ねりっこクラブ』」を参照）となっている。

昭和57年度から軽・中度障害児も受け入れており、平成30年度末現在、89クラブに172人（うち、ねりっこ学童クラブでは13クラブに30人）が在籍している。また、27年度から一部の学童クラブでは、高学年（小学校4～6年生）の受入れを行っている。

#### 1 保育日

月～土曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。）

#### 2 保育時間

(1) 月～金曜日：放課後～午後6時（夏休み等の学校休業日は午前9時～午後6時）

(2) 土曜日：午前9時～午後5時

注：30年度末現在、区立委託学童クラブ（27）および、ねりっこ学童クラブ（13）では、朝（午前8時から）と夕方（午後7時まで）の延長保育を実施している（有料）。

### ●学校応援団

PTAや町会・自治会などの地域住民からなる「学校応援団」は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用し、「児童放課後等居場所づくり（ひろば）事業」や「学校開放事業」を行っている。地域の人の知識や経験を活かした企画・運営をする点に特色がある。

16年度から事業を開始し、23年3月末までに全小学校65校に設置した。

地域の人材を活用した地域教育資源活用事業や学校施設を活用した学校施設活用事業を実施している学校もある。

ひろば事業では、児童は放課後帰宅せずにそのまま、学校の校庭、図書室、体育館、ひろば室などで、自主遊びや宿題、読書などを行うことができる。

### ●練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」

ねりっこクラブは、小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものである。

保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などに合わせて選択することができる。

31年4月現在、19校で実施している。

#### 〔実施校〕

豊玉小、田柄第二小、向山小、中村西小、北町西小、高松小、関町小、大泉学園小、春日小、谷原小、北原小、立野小、富士見台小、豊玉東小、開進第三小、田柄小、光が丘第八小、石神井台小、上石神井小

なお、「ねりっこ学童クラブ」の保育日、保育時間などは区立学童クラブと同じである。

### ●夏休み居場所づくり事業

夏休み期間における子どもたちの安全な居場所づくりや学童クラブの待機児童対策等として、学校応援団ひろば室を活用して児童の見守りを行っている。

#### 〔夏休み居場所づくり事業実施状況〕

（単位：校）

| 年度   | 28 | 29 | 30 |
|------|----|----|----|
| 実施校数 | 8  | 8  | 7  |

### ●放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

NPO法人その他の団体が実施する子育て支援事業で、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成する。30年度末現在、10所で運営されている。

#### 1 放課後児童の広場

放課後の保育を必要とする小学生を対象に、放課後や学校休業日の居場所を提供し、健全育成を図る。

#### 2 子育ての広場

乳幼児を持つ親子が気軽に集い、交流できる場を提供する。

#### 3 乳幼児の一時預かり

保護者の代わりに乳幼児を一時的に預かり保育する。

### ●児童館（室）

幼児・小学生などの健全育成を図るため、「室内遊び場」として児童館（室）を設置している。

30年度末現在、児童館等の施設は児童館17所、厚生文化会館児童室1所、地区区民館22所である。

30年度は、1日平均で1館（室）当たり89人の児童が利用した。

〔児童館（室）利用状況の推移〕 (単位：人)

| 館名      | 年度 | 28        | 29        | 30        |
|---------|----|-----------|-----------|-----------|
| (児童館)   |    |           |           |           |
| 栄 町     |    | 31,380    | 32,072    | 33,125    |
| 中 村     |    | 63,491    | 54,282    | 54,275    |
| 平 和 台   |    | 39,543    | 42,849    | 40,489    |
| 春 日 町   |    | 32,111    | 29,393    | 30,258    |
| 北 町     |    | 35,227    | 31,672    | 30,978    |
| 光 が 丘   |    | 55,302    | 50,977    | 51,217    |
| 光が丘なかよし |    | 86,970    | 85,001    | 84,496    |
| 土 支 田   |    | 33,799    | 35,297    | 36,886    |
| 南 田 中   |    | 45,129    | 46,675    | 46,320    |
| 三 原 台   |    | 38,816    | 36,627    | 36,319    |
| 石 神 井   |    | 25,332    | 24,512    | 28,718    |
| 石 神 井 台 |    | 42,071    | 44,542    | 46,126    |
| 上 石 神 井 |    | 41,233    | 41,162    | 36,285    |
| 関 町     |    | 33,731    | 35,894    | 34,623    |
| 東 大 泉   |    | 70,979    | 76,013    | 70,917    |
| 西 大 泉   |    | 33,581    | 28,449    | 27,833    |
| 北 大 泉   |    | 28,598    | 24,306    | 25,426    |
| (児童室)   |    |           |           |           |
| 厚生文化会館  |    | 30,559    | 30,534    | 33,169    |
| 地区区民館   |    | 319,441   | 314,178   | 300,503   |
| 合 計     |    | 1,087,293 | 1,064,435 | 1,047,963 |

児童館（室）では、遊びの指導や各種クラブ活動のほか、映画会、子どもえんにちなどの催しを行っている。また、つぎのような事業も行っている。

### 1 乳幼児や保護者対象事業

乳幼児を対象とした子育て支援事業や、保護者を対象とした子育てに関する事業を行っている。

また、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育てネットワークの構築のための積極的な事業展開を行っている。

### 2 中高生向け事業

栄町・石神井・北大泉・土支田・春日町・中村・南田中・北町・関町・石神井台・西大泉・三原台の12児童館では週2回、光が丘・上石神井・平和台・東大泉の4児童館では月～土曜日に、「中高生の居場所づくり事業」として中高生のための時間を設けている。

中高生の居場所や自己実現の場として交流や音楽活動等を行っており、通常の利用時間が午後6時までのところ、実施日は中高生に限り午後7時まで児童館で過ごすことができる。

### 3 光が丘なかよし児童館の事業

#### (1) 中高生の居場所づくり事業

月～土曜日の午後6時15分から午後8時まで夜間開放を実施している。

#### (2) 親子のふれあう場等提供事業

日曜・祝日の午前9時から午後5時まで施設開放を実施している。

# 14 教育の質の向上

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

開進第二中学校：東京都教育委員会人権尊重教育  
推進校紙上発表の実施

・中学校生徒の職場体験の実施（30年度 全校）

## (1) 幼稚園・保育所と小学校との連携推進

### ●接続期（幼児期から児童期）を円滑にするための取組

幼児期の教育・保育は、小学校以降の生活や学習等の基礎を培う極めて重要なものであることから、幼稚園・保育所と小学校との連携が必要とされる。

24年5月に設置した練馬区幼保小連携推進協議会では、幼児期から児童期への段差を乗り越える力を養い、幼児期の学びと児童期の学びの連続性を保つため、幼保小の連携の充実を図っている。

#### 〔具体的な取組例〕

- ・管理職対象研修会の開催（30年度 1回 182人参加）
- ・担任対象研修会の開催（30年度 2回 延べ 251人参加）
- ・幼保小連携推進協議会の開催（30年度 2回）
- ・幼稚園、保育所と小学校との懇談会の開催（30年度 8回）
- ・「ねりま幼保小連携だより」の発行（30年度 4回）
- ・保護者向け冊子「もうすぐ1年生」の発行（30年度 17,000部）
- ・「ねりま接続期プログラム」の発行（30年度 3,000部）

## (2) 小・中学校の教育内容を充実する

### ●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

全ての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を行動で示すことができるよう、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、社会貢献の精神の育成を図っている。

#### 〔具体的な取組例〕

- ・教員で構成する人権教育推進委員会による研修の充実（30年度 8回）
- ・人権尊重教育推進校（30年度 南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告の実施  
南町小学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校研究発表会の実施

### ●教育指導の充実

教育委員会は、全ての教職員が意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の実施については、指導内容や指導方法の工夫・改善および授業の質的向上に努めるよう、各学校に対し指導・助言を行っている。

#### 〔具体的な取組例〕

- ・教育課程編成への調査・評価などの適正な管理を行っている。
- ・学校訪問等により各校の課題改善等に学校と一体となって取り組んでいる。（30年度 1園、35校に訪問）
- ・教職員の資質向上等のための各種研修会を実施している。（30年度 48分野の研修会を実施）

### ●教員の資質向上と理科教育の振興のために

学校教育支援センターは、教員研修、教育情報の提供を行う等、学校教育支援の充実を図っている。

#### 1 教員研修

区内小・中学校の教員等を対象に研修を行っている。

- (1) 音楽実技研修会（30年度 1回 8人参加）
- (2) 理科実技研修会（30年度 5回 延べ94人参加）
- (3) 学校教育相談研修会（30年度 18講座 延べ797人参加）
- (4) 学習障害研修（30年度 2回 167人参加）

#### 2 科学教室

科学に興味を持つ小・中学生を対象に、科学的な見方・考え方を育てるため、科学教室を開催している。

- (1) 小学校科学教室（年間）  
小学校4～6年生を対象に、4期制で計14日間実施した。（30年度 213人参加）
- (2) 中学校科学教室（夏休み期間）  
中学生を対象に、夏休み中の3日間実施した。（30年度 30人参加）

### ●教育情報の発信

#### 1 教育情報の収集と提供

適応指導教室用に作成した「3年進路授業資料」を

中学校全校などに配布した。また、各種の教育研究資料や教育図書等を収集し、教職員が閲覧できるようにしている。(適応指導教室の詳細は、94 ページ「(3)適応指導教室」を参照)

## 2 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6月から7月にかけて14日間開催し、さらに採択替えの前年度には、法定展示に先立つ10日間の特別展示会を開催している。30年度は6月5日から28日の24日間、学校教育支援センター内の教科書センターにおいて特別展示会および法定展示会を開催し、延べ55人の来場があった。併せて、区独自の取組として、大泉図書館(6月5日から9日の5日間)・関町図書館(6月12日から17日の6日間)・貫井図書館(6月22日から24日の3日間)において、採択対象となる小学校用「特別の教科道徳」の教科書展示を行い、延べ71人の来場があった。

なお、教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

## 3 保護者講演会

### (1) 保護者対象講演会

30年度13講座17回 延べ424人参加

### (2) 保護者対象講座(委託事業)

不登校等の子どもの保護者が子どもに対する接し方を学ぶとともに、保護者同士が交流する機会を提供する。

30年度4回実施 延べ39人参加

## ●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子どもの育成を目指し、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや達成感を体得できるよう教育の充実を図っている。

### 1 一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図る

- ・学力向上支援講師を配置(30年度小学校63校、中学校20校)
- ・習熟度別指導や個に応じた指導を充実するために教員の加配を実施(30年度小学校65校、中学校31校)

### 2 日本人としてのアイデンティティを育み、国際社会に貢献できる能力や態度を培う

- ・外国語活動指導助手を配置(30年度 小学校5・6年生 中学校全学年)
- ・中学校生徒の海外派遣を実施(30年度68人・オーストラリア8日間)

## 3 特色ある教育課程を編成し、教育の質を高める

- ・新学習指導要領の全面実施に向けた、新学習指導要領の趣旨および内容の理解促進、移行措置の適切な実施、新設教科等への対応
- ・確かな学力・体力の定着・向上等のため土曜授業を実施(30年度 小・中学校年間8回)

## ●小中一貫教育の推進

24年度から、小中一貫教育を進めるためのグループとして、中学校1校に対して小学校1~3校の組合せで構成する学習指導型連携グループを設定した。グループでは、①連続性・系統性のある教育課程(課題改善カリキュラム)の作成、②児童・生徒の計画的・継続的な交流、③教員の計画的・継続的な交流、④連携を進めるための学校運営について取り組むこととしている。29年度には、小中一貫教育校を除く全ての小・中学校が、小中一貫教育を実践している。

26年2月には、特別支援教育における小中一貫教育の取組を開始している。30年度からは、これまで作成してきた段階表の名称を「ステップシート」に変更し、より一層の活用と指導の充実を図っている。

## (3) 教育環境を充実する

### ●施設の整備

#### 1 校舎等の改築

耐震補強工事では十分な耐震性を確保できない学校施設について、改築により耐震化を進めている。30年度は前年度に引き続き下石神井小学校の改築工事を進めるとともに、大泉西中学校の改築工事に着手した。また、大泉東小学校については校舎の改築工事が完了した。

石神井小学校および関町北小学校は、「練馬区立施設建築安全基本方針」に基づく仮設建築物の解消と合わせて、校舎等の改築を行っている。石神井小学校は改築工事、関町北小学校は実施設計に着手した。

なお、改築の際には、太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入し、国からエコスクール・プラス(環境を考慮した学校施設)の認定を受けている。

#### 2 校舎等の改修工事

小・中学校の施設や設備は、経年による老朽化が進んでおり、長寿命化を図るためには、日頃から維持補修を行っていくことが重要である。そのため安全性・利便性・快適性を備えた教育環境の確保と、大切な区民の財産を良好に管理する観点から、定期的・計画的な保守点検や必要に応じた改修工事等を行っている。

30年度は主に以下の改修工事を実施した。

**〔学校施設の主な改修工事実施状況〕** (単位：校) 30年度

| 改修工事件名     | 小学校 | 中学校 |
|------------|-----|-----|
| 校舎屋上防水等工事  | 2   | 2   |
| トイレ改修工事    | 3   | 3   |
| 給水設備等改修工事  | 4   | 2   |
| プール等改修工事   | 4   | 3   |
| 受変電設備改修工事  | 3   | 1   |
| 防火設備改修工事   | 10  | 8   |
| 昇降設備改修工事   | 1   | 1   |
| 校庭整備工事     | 1   | —   |
| ブロック塀等改修工事 | 8   | 2   |

### 3 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

### 4 学校の緑化

みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育む環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化、屋上緑化、みどりのカーテン（壁面緑化）の整備に取り組んでいる。

30年度までに、小学校34校、中学校4校の校庭の芝生化および小学校8校、中学校6校の屋上緑化を実施した。また、小学校53校、中学校5校にみどりのカーテンを整備した。



〔中村小学校の校庭芝生〕

### ●小・中学校の現況

令和元年5月1日の小・中学校の現況は、つぎの表のとおりである。

なお、学級編制について、小学校第1学年は35人を1学級とし、その他の学年は40人を1学級とする。ただし、小学校第2学年・中学校第1学年は35人を1学級として学級編制することができる。

**〔小・中学校の児童・生徒・教員数〕** 令和元年5月1日現在

| 区 分        |   | 小学校    | 中学校    |
|------------|---|--------|--------|
| 学校数 (校)    |   | 65     | 33     |
| 学級数 (学級)   |   | 1,054  | 379    |
| 児童・生徒数 (人) | 男 | 17,224 | 6,889  |
|            | 女 | 16,030 | 6,186  |
|            | 計 | 33,254 | 13,075 |
| 教員数 (人)    |   | 1,675  | 801    |

### ●学校選択制度

4月に中学校に入学する生徒を対象に、一定の受入れ人数枠の範囲で、希望により中学校を選ぶことのできる「学校選択制度」を実施している。

受入れ人数枠に対して希望者が多く、辞退者等を見込んでも超過する場合には抽選を実施する。令和元年度入学者の選択希望状況は、30年10月1日現在の学齢者5,814人に対して、通学区域外の学校を選択希望した生徒は1,231人（全体の21.2%）であった。

### ●教材等の整備

全校が共通して必要とする、机・椅子、副読本の購入や黒板の整備などは、教育委員会でまとめて行っている。学校により内容が異なる教材教具の購入や修繕などは、各学校に予算を配当し、直接学校で執行している。

### ●ICT環境の整備

子どもたち一人ひとりに質の高い教育を提供するため、「練馬区学校ICT環境整備計画」を策定し、教室のICT環境の整備、利活用の推進、教育ネットワークシステムの基盤（インフラ）整備に取り組んでいる。

令和元年度は、新学習指導要領に対応するよう、小中学校のすべての普通教室等にICT環境（大型ディスプレイ（電子黒板）、教員用タブレットパソコン、実物投影機（書画カメラ））を整備する。

また、児童・生徒用タブレットパソコンの導入に向け、検討を進める。

### ●区立学校の適正配置の推進

「練馬区学校施設管理基本計画（平成29年3月）」に基づき、児童・生徒数の動向、改築の状況等を踏まえた「区立学校の適正配置基本方針」の策定に向け、引き続き検討する。

(1) 旭丘小学校、小竹小学校および旭丘中学校の統合・再編

旭丘・小竹地域の教育環境には過小規模校の解消、学校施設の改築等の課題がある。これらの課題を総合的に解決するため、28年度に3校を新

たな施設一体型小中一貫教育校に再編する方針案を示し、より多くの保護者や地域住民の意見を聞きながら進めている。

#### (2) 光が丘第四中学校の閉校

29年第二回練馬区議会定例会において、「練馬区立学校設置条例」が一部改正され、30年度末をもって光が丘第四中学校を閉校した。

### (4) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

#### ●校外学習

実地で見学や体験などを行うことのできる校外学習事業を、積極的に推進している。実施状況はつぎの表のとおりである。

〔校外学習事業実施状況〕 30年度

| 区分                   | 場所                           | 日数           | 参加人数<br>(人) | 参加校数<br>(校) |
|----------------------|------------------------------|--------------|-------------|-------------|
| 移動教室<br>(小学校5・6年)    | 軽井沢、下田、<br>武石、岩井             | (5年)<br>2泊3日 | 5,372       | 65          |
|                      |                              | (6年)<br>3泊4日 | 5,405       | 65          |
| 移動教室<br>(中学校2年)      | 軽井沢(湯の丸スキー場)<br>武石(番所ヶ原スキー場) | 3泊4日         | 4,024       | 33          |
| 臨海学校(※)<br>(中学校1年)   | 下田、岩井                        | 3泊4日         | 2,829       | 33          |
| 林間学校(※)<br>(中学校1～3年) | 軽井沢、武石                       | 3泊4日         | 233         | 6           |
| 修学旅行<br>(中学校3年)      | 関西方面、<br>東北方面                | 2泊3日         | 4,390       | 34          |

※：臨海学校、林間学校は希望参加

#### ●学校災害

児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付等を目的として制定されている「(独)日本スポーツ振興センター法」に基づき、(独)日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒1人につき年額935円で、区が全額負担している。学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

#### ●アレルギー疾患対策

全ての学校教職員がアレルギーに対する共通認識をもち、アレルギー疾患のある児童・生徒が、安全で安心な学校生活を送れるように努めている。

#### ●学校給食

##### 1 学校給食の充実

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用している。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、全小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した完全給食を実施している。

###### (1) 献立

文部科学省により示されている学校給食摂取基準を踏まえ、栄養バランスのとれた献立を作成している。

###### (2) 米飯給食

日本の食生活の根幹である米飯を通じて望ましい食習慣の形成を図るため、昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在週3.5回以上実施している。

###### (3) 衛生管理

各学校に対して、安全衛生巡回指導や調理員・栄養職員等への研修を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、使用する食材料やできあがったおかず、調理器具等について、定期的に専門の検査機関で検査し、衛生管理の徹底に努めている。

〔学校給食実施状況〕 令和元年5月1日現在

| 区分            |        | 小学校     | 中学校     |
|---------------|--------|---------|---------|
| 自校調理<br>(78校) | 給食実施食数 | 30,226食 | 11,704食 |
|               | 学校数    | 54校     | 24校     |
| 親子調理<br>(20校) | 給食実施食数 | 5,782食  | 2,760食  |
|               | 学校数    | 11校     | 9校      |
| 計<br>(98校)    | 給食実施食数 | 36,008食 | 14,464食 |
|               | 学校数    | 65校     | 33校     |

##### 2 学校給食調理業務民間委託の導入

区が持つ知識や経験を委託先と共有し、サービスの維持・向上と効率化を図るため、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。

委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っている。31年4月現在、小・中学校83校に民間委託を導入している。

# 15 家庭や地域と連携した教育の推進

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

## (1) 学校との連携を推進する

### ●家庭および地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを推進するために

区は、各幼稚園、各小・中学校が取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

#### 1 外部人材等の活用

多様な知識、経験を持つ地域人材や専門家などを、総合的な学習の時間や部活動等で活用している。

##### (1) 30年度活用例

- ・外国の文化への理解を深める学習
- ・日本の伝統文化・芸能（落語・和楽器・茶道等）や昔遊び、もちつきなどの体験学習
- ・学級農園や地域農家の畑で練馬大根作りなどの農作業体験やたくあん漬け体験など

##### (2) 30年度 部活動外部指導員活用実績

- ・運動部 157 部、文化部 93 部

#### 2 学校評価の推進

学校評議員や保護者などを委員とする学校関係者評価委員会を設置し、学校評価の推進に努めている。

### ●学校評議員制度

地域や社会に開かれた学校づくり推進のため、12年度に開始し、現在、全幼稚園、全小・中学校で実施している。委員は、教育に関する有識者に、教育委員会が委嘱している。

### ●学校安全安心ボランティア事業

16年度から、全小学校で実施している。

児童の安全を高めるため、ボランティア（保護者や地域住民）による来校者への声かけなどを行っている。

また、児童とボランティアと一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などにより、交流を進めている。

### ●学校安全対策事業

27年4月から警察官OBによる学校防犯指導員を増員し、防犯施策等に関する助言、指導および支援を充実している。

また、学校、地域等が連携して行う通学路における児童の見守り活動を補完するため、26年度から小学校の通学路に防犯カメラの設置を開始し、28年度には全

小学校 65 校の通学路に計 325 台の設置が完了した。

### ●教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会

教育委員会の仕組みについて理解を深めるとともに、意見や要望を直接聞き、教育施策に反映させるため、13年度から毎年度開催している。30年度は、小学校および中学校合わせて3校で開催し、通算の開催校は68校となった。

### ●広報活動

「教育だより」を年4回発行している。また、区ホームページでも、教育委員会の議事録、学校・幼稚園の紹介など情報の提供に努めている。

## (2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

### ●青少年育成活動方針目標

練馬区青少年問題協議会・練馬区青少年対策連絡会で、区の青少年健全育成のための施策および青少年団体の活動の基本方針を決定している。令和元年度の方針は以下のとおりである。

- 1 心のかよう明るい家庭づくりを進めよう
- 2 青少年の社会参加の機会を増やそう
- 3 健全で安全な社会環境づくりを進めよう
- 4 家庭・学校・地域・関係機関の連携を深めよう

### ●家庭・地域社会の教育力の向上

家庭は、青少年が育つ場であり、身近にいる大人の行動が青少年の人間形成に大きく影響している。家庭教育の重要性を認識するとともに、地域と一緒に支えていくことが必要である。地域では、家族のつながりを深めるきっかけになるよう、親子等で参加ができる行事を行っている。

### ●練馬区青少年問題協議会

区長の附属機関として、区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を区に具申している。

### ●練馬区青少年対策連絡会

練馬区青少年問題協議会の下部組織として、諮問を受け、「青少年育成活動方針（案）」等の検討を行っている。

### ●練馬区青少年育成地区委員会

地域住民のボランティア組織で、17 地区に設置し、約 2,200 人の委員が活動している。

主な活動は、ハイキング・潮干狩り等の野外活動、スポーツ大会、音楽祭・カルタ大会等の文化活動、ボランティア体験・地域清掃等の地域交流会などを通じた青少年の育成である。

また、企画から運営までを青少年が行う高齢者との交流会・こどもフェスティバルや、中学生の意見発表会などの事業も行い、青少年が自ら考え、表現する場を提供している。

毎年、300 を超える事業を実施し、延べ約 7 万 4 千人の青少年が参加している。

さらに、家庭や地域の教育力の向上を図るため、青少年育成地区委員を対象に研修会を開催している。

#### ① 「子どもの心を育む野外活動の考え方について」

〔実施日〕 30 年 11 月 6 日

〔講 師〕 鎌倉女子大学・短期大学部准教授

西島 大祐氏

〔会 場〕 生涯学習センター

〔参加者〕 184 人

#### ② 「国際化に生きる若者のあり方」

〔実施日〕 31 年 2 月 9 日

〔講 師〕 山形弁研究家

ダニエル・カール氏

〔会 場〕 生涯学習センター

〔参加者〕 154 人

### ●練馬区青少年委員会

各小学校の通学区域から 1 人ずつ、小・中学校校長会から代表各 1 人の計 67 人を委嘱している。青少年リーダーの養成(30 年度 ジュニアリーダー小学校 5・6 年生 216 人、中学生 84 人、青年リーダー 15～23 歳 79 人)、小学校ごとの子ども会事業や、学校・保護者・青少年育成地区委員等との地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区をはじめ委員相互の連携を図っている。

なお、ジュニアリーダー養成講習会修了生で構成される地域活動スタッフの延べ 72 人が区の事業に参加、青年リーダーは、小学校移動教室の引率補助や、育成地区委員会キャンプの支援、地域のイベント等で活躍している。

### ●健全で安全な社会環境づくりと非行防止の推進

青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、青少年団体などと協力し取り組んでいる。

#### 1 「練馬区子どもたちを健やかに育てる運動（健やか運動）」

青少年の非行防止と健全育成を全ての区民に認識してもらい、区民全体の運動として推進しようというもので、主につぎのような活動を行っている。

##### (1) 「健やか運動」協力店

コンビニエンスストアや飲食店など、青少年の出入りの多い店に対し、「健やか運動」協力店ステッカーを掲示し、子どもたちへの呼びかけ等の協力を依頼している。31 年 4 月 1 日現在、1,540 店が協力店として活動している。

##### (2) 「夕べの音楽」の放送

子どもたちに帰宅を促すことを目的に、ナレーションに合わせて「夕やけ小やけ」の音楽を毎夕、区の防災無線設備を利用して放送をしている。

##### (3) 「健やか運動」の PR

毎年、子どもたちから募集した原画を使ったカレンダーを作成し、健全育成推進事業で活用している。

##### (4) 青少年を取り巻く環境実態調査

青少年育成地区委員会に委託し、毎年、コンビニエンスストアやレンタルビデオ店での自主規制の状況や成人向け雑誌自動販売機等実態調査を行い、現状の把握と改善を行っている。

#### 〔成人向け雑誌自動販売機などの調査結果〕

| 項 目        | 29 年  | 30 年  |
|------------|-------|-------|
| 自動販売機      | 6 台   | 6 台   |
| レンタルビデオ店   | 11 店  | 8 店   |
| 成人向け取扱いあり  | 11 店  | 8 店   |
| コンビニエンスストア | 233 店 | 242 店 |
| 24 時間営業    | 225 店 | 234 店 |
| 成人向け取扱いあり  | 167 店 | 154 店 |

#### 2 「社会を明るくする運動」の推進

法務省が実質的な統括主催の運動である。区では、青少年関係団体・機関による練馬区推進委員会を設置し、毎年 7 月に「フェスティバル」、「つどい」を行っている。

#### 3 地域における子どもたちの安全のために

「子ども防犯ハンドブック」の配布（小学校対象）や、子どもたちの緊急避難所事業を実施している PTA 等地域団体への「ひまわり 110 番」標示板等の提供、緊急避難所見舞金支給制度を実施している。

## ●学習の機会の充実

さまざまな講座の企画運営を、PTA・生涯学習団体・NPO等に委託している。区民参加と地域の教育力向上を図るとともに、各講座は、地域における子どもたちの居場所の一つとなっている。

### 1 子育て学習講座

子育てや子どもの教育に関するさまざまな課題等を学習する場として実施している。30年度は38講座を実施し、延べ922人が参加した。

### 2 ねりマイクメン講座

父親が育児や家事について学ぶ機会を提供するとともに、子どもと父親・父親同士の交流を図る場として実施している。30年度は7講座を実施し、延べ160人が参加した。

### 3 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

放課後や休日などに、公共施設等を会場に、子どもたちが遊びや体験活動・学習の機会を得るための場として実施している。30年度は404講座を実施し、延べ13,123人が参加した。

### 4 ねりま遊遊スクール（子どもによる講座づくり）

中学生が、自ら講座の企画運営に関わることで、その自主性を育むとともに、地域における小学生と中学生の交流を図る場として、14年度から中学校の部活動等の団体に委託・実施している。30年度は24講座を実施し、延べ502人が参加した。

### 5 すまいるねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

主に知的障害のある子どもを対象に、居場所づくりおよび精神面での成長・発達を促す場として実施している。30年度は11講座を実施し、延べ133人が参加した。

### 6 子供安全学習講座

子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学び、大人が子どもの安全に関する知識を習得する場として実施している。30年度は3講座を実施し、延べ62人が参加した。

## (3) 青少年の自主的な活動を支援する

## ●社会参加の促進

青少年が、単に行事に参加するだけでなく、その行事の企画段階から積極的に関わりをもち、意見を述べる機会を増やすことで、青少年自身の主体性と社会の一員としての役割意識を育んでいる。

### 1 青少年リーダーの養成

小学校5～6年生と中学生を対象に、グループ活動の楽しさやルール、レクリエーション活動の技術や知識

などを体験しながら学ぶジュニアリーダー養成講習会を行っている。

また、講習会を修了した高校生以上の青少年を対象に、青年リーダーを養成している。青年リーダーは、子どもたちの指導、育成にあたっているほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域の活動に参加、協力をしている。

### 2 成人の日のつどい

新成人の新たな門出を祝い、毎年1月の第2月曜日に区内在住の新成人を対象とした「成人の日のつどい」を開催している。30年度は、1月14日にとしまえん特設会場で行われ、対象者7,446人の61.1%に当たる4,547人の参加があった。

### 3 練馬子ども議会

未来を担う子どもたちが、練馬区について区職員と意見交換を行うことを通して、区政や区議会について理解を深め、区政への参加を促すことを目的に開催している。

30年度は、中学生35人が「子ども議員」として参加した。

8月7日に生涯学習センターで、グループごとに、「練馬の観光・魅力をPRする取組について」などのテーマに基づき政策提言発表を行った。



〔30年12月発行の  
練馬子ども議会報告書〕

### 4 人権学習

現代社会のさまざまな人権問題に関する学習を推進するため開催している。

- (1) 子供のための人権人形劇（2回実施、延べ162人参加）
- (2) 青少年のための人権学習講演と映画のつどい（延べ158人参加）

### 5 情報教育推進事業

情報を正しく判断する能力（情報リテラシー）を育成するため実施している。

- (1) 中学生のための情報番組制作講座  
日本大学芸術学部運営に委託し、地域への取材、スタジオ収録など、実際に番組を制作している。30年度は16人が参加した。

- (2) 親子NIE講座

小学生親子を対象に、新聞に親しみ読む習慣を身につけるために、新聞スクラップなどの新聞活用学習（NIE:Newspaper in Education）を実施している。30年度は延べ69人が参加した。

## 6 珠算コンクール

珠算の技術向上と発展を図るため、小・中学生を対象に、練馬区珠算教育連盟との共催で開催している。30年度は170人が参加した。

## 7 若者自立支援事業

25年6月に厚生労働省が実施する「地域若者サポートステーション」を春日町青少年館3階に誘致・開設、若者総合相談窓口を設置し、就労等の自立支援を開始した。区では、若者自立支援事業を運営事業者に委託し、就労が困難な若者（15～39歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験や保護者に対するセミナー等を実施している。

30年度の利用者数は延べ5,270件、進路決定者は延べ142人であった。

## ●青少年の活動の場

### 1 秩父青少年キャンプ場

青少年が自然に親しみながら共同生活の体験を積むことができるよう、埼玉県秩父市の秩父さくら湖を望む山腹に開設している。

バンガロー4棟、炊事場2棟、集会所1棟を備えており、110人の宿泊（テントを含む。）ができる（夏休み期間は常設テント15張を開設）。

利用期間は毎年5月1日～10月31日で、30年度は延べ1,450人の宿泊があった。

### 2 民間遊び場

子どもたちが身近なところで気軽に遊べるよう民間の空き地を遊び場としたものである。管理と運営は、地域住民の自主的団体である管理委員会が行っている。31年4月1日現在21所、延べ面積19,741.54㎡となっている。

### 3 公有地一時開放遊び場

公有地が本来の目的（公園・道路等）に使用されるまで、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。31年4月1日現在、5所を開放している。

### 4 民有地一時開放遊び場

民間の空き地を区が直接土地所有者から借りて、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。31年4月1日現在、5所を開放している。

## ●少年自然の家

少年自然の家は、恵まれた自然環境の中での集団宿泊生活を通じ、少年たちの創意と活力あふれる人間形成を図るとともに、区民の健全な余暇活動に役立てるため設置されている。

少年自然の家にはベルデ（スペイン語で「緑」という意味）という呼称が付いており、長野県にはベルデ軽井沢、ベルデ武石、静岡県にはベルデ下田、千葉県にはベルデ岩井がある。

小・中学校の移動教室等の校外学習に利用されているほか、夏・冬休みを中心に少年団体や区民にも広く利用されている。

## 〔少年自然の家の利用状況〕 (単位：人) 30年度

| 施設名       | 利用者数(延べ)(※) |
|-----------|-------------|
| 軽井沢少年自然の家 | 32,893      |
| 下田少年自然の家  | 13,804      |
| 武石少年自然の家  | 25,500      |
| 岩井少年自然の家  | 17,108      |
| 計         | 89,305      |

※：小中学校の校外学習、少年団体や区民の総利用者数

## ●青少年館

青少年館は、青少年の健全育成を目的とした施設で、青少年を対象としたさまざまな講座や催しを実施している。また、青少年団体や生涯学習団体を中心とした地域の団体の学習、趣味、スポーツなどの活動の場としても利用されている。個人でも気軽に利用できるよう学習室、談話室、レクホールなどの開放を行っている。

30年度は、主催事業、団体利用を合わせ、延べ95,705人の利用があった。

併せて、知的障害や肢体不自由のある青年たちのさまざまな生活課題や学習要求に応じられるよう、4つの心身障害者青年学級を運営している。30年度は、延べ1,507人が出席した。

春日町青少年館と南大泉青少年館（南大泉図書館との併設施設）がある。

## 〔青少年館の内容別利用状況〕 30年度

| 区分     | 春日町青少年館 |        | 南大泉青少年館 |        |
|--------|---------|--------|---------|--------|
|        | 件       | 人      | 件       | 人      |
| 青少年団体  | 1,886   | 23,637 | 308     | 3,964  |
| 生涯学習団体 | 1,525   | 18,684 | 439     | 4,250  |
| 一般団体   | 270     | 2,167  | 1,091   | 1,923  |
| 館主催事業  | 1,513   | 25,803 | 410     | 9,459  |
| 官公署    | 218     | 3,009  | 84      | 1,923  |
| その他    | 8       | 75     | 593     | 811    |
| 計      | 5,420   | 73,375 | 2,925   | 22,330 |

## 〔青少年館の事業実施状況〕

30年度

| 施設名         | 事業名        | 実施状況   |
|-------------|------------|--|
| 春日町<br>青少年館 | 文化祭        | 3回 延べ1,110人参加  |
|             | 文化教養講座     | 4講座 延べ452人受講   |
|             | 演劇活動       | 2講座・発表会<br>延べ2,765人参加                                |
|             | 野外活動       | 1講座 延べ120人受講   |
|             | スポーツ講座     | 2講座 延べ1,199人受講                                       |
|             | 心身障害者青年学級  | 4学級・学級活動<br>延べ1,507人参加                               |
|             | ウインドアンサンブル | 中学・高校の吹奏楽部をはじめ、社会人団体のバンド演奏を楽しむ場を作る。<br>6月9日実施 302人参加 |
|             | 学習室開放      | 常設学習室<br>利用者数 延べ4,382人<br>臨時学習室<br>利用者数 延べ2,032人     |
|             | 談話室開放      | 利用者数 延べ2,444人  |
|             | 和室開放       | 青少年将棋コーナー<br>利用者数 延べ199人                             |
|             | レクホール開放    | 青年スポーツ（バレーボール）<br>利用者数 延べ157人                        |
| 南大泉<br>青少年館 | 文化教養講座     | 2講座 延べ26人受講  |
|             | スポーツ講座     | 4講座 延べ1,044人受講                                       |
|             | 学習室開放      | 教室の利用がない時に学習室として開放<br>利用者数 延べ8,407人                  |
|             | 音楽練習室      | 利用講習会 12回実施<br>延べ69人受講                               |



# 16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実



〔関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会〕

〔婦人相談員の相談・指導〕

30年度

## (1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

### ●児童虐待防止

「児童福祉法」により、地方公共団体は、要保護児童等（要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦）への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされた。

区では、19年3月に、従来の児童虐待防止協議会を練馬区要保護児童対策地域協議会（協議会）に発展的に移行し、児童虐待防止と早期発見のため、関係機関等とネットワークを形成している。

なお、協議会の調整機関として練馬子ども家庭支援センターを指定している。

### ●相談と指導

総合福祉事務所につぎの相談員を配置している。

#### 1 母子・父子自立支援員兼婦人相談員

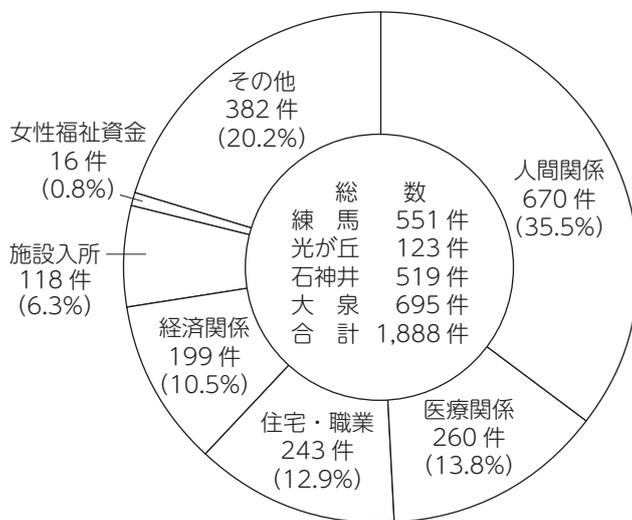
女性やひとり親などが抱えるさまざまな問題について必要な助言と指導を行っている。

#### 2 家庭相談員

経済的問題など、家庭に関わる種々の悩みごとについての助言と指導を行っている。

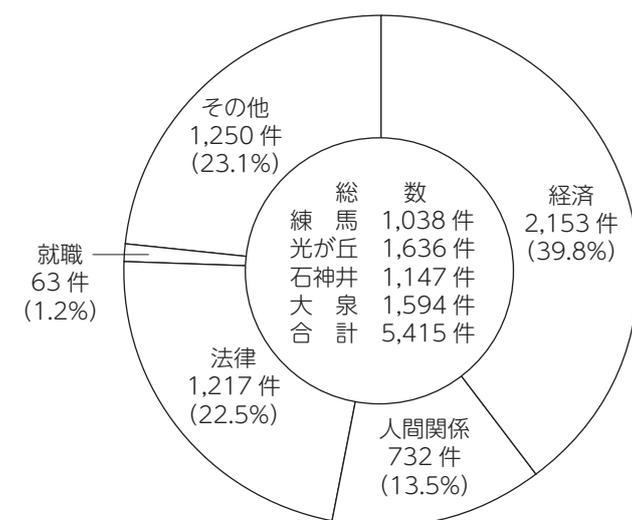
〔母子・父子自立支援員の相談・指導件数〕 30年度

| 総合福祉事務所  |                  | 練馬    | 光が丘   | 石神井   | 大泉    |
|----------|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 項目       |                  |       |       |       |       |
| 相談実人員（人） |                  | 865   | 1,033 | 1,635 | 1,046 |
| 合計件数（件）  |                  | 1,123 | 1,735 | 2,369 | 1,342 |
| 生活一般     | 住宅               | 13    | 132   | 80    | 42    |
|          | 医療               | 30    | 60    | 139   | 33    |
|          | 家庭紛争             | 83    | 87    | 653   | 118   |
|          | 就労               | 31    | 179   | 71    | 137   |
|          | その他（結婚・内職・家事援助他） | 200   | 179   | 258   | 239   |
| 児童       | 養育               | 55    | 121   | 241   | 79    |
|          | 教育               | 3     | 36    | 71    | 21    |
|          | 非行               | 0     | 2     | 3     | 0     |
|          | 就職               | 10    | 3     | 8     | 0     |
| 生活資金等    | その他              | 7     | 32    | 47    | 12    |
|          | 母子および父子福祉資金      | 211   | 735   | 313   | 460   |
|          | 公的年金             | 1     | 2     | 0     | 1     |
|          | 児童扶養手当           | 6     | 30    | 16    | 19    |
|          | 生活保護             | 19    | 36    | 56    | 23    |
|          | その他              | 369   | 33    | 208   | 101   |
| その他      |                  | 85    | 68    | 205   | 57    |



〔家庭相談員の相談・指導〕

30年度



### ●就学援助

「学校教育法」に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

〔就学援助の状況〕

30年度

| 区分  |           | 人数（人） | 全児童・生徒数に対する比率（%） |
|-----|-----------|-------|------------------|
| 小学校 | 要保護者（※1）  | 476   | 1.44             |
|     | 準要保護者（※2） | 4,633 | 14.01            |
| 中学校 | 要保護者（※1）  | 309   | 2.35             |
|     | 準要保護者（※2） | 2,622 | 19.95            |

※1 要保護者：「生活保護法」による教育扶助を受けている者

※2 準要保護者：教育委員会が、生活保護受給世帯に準じる程度に生活が困窮していると認める者

## ●いじめ・不登校などへの対応

学校教育支援センターは、教育相談の拠点の役割を担い、つぎのような事業を行っている。

### 1 教育相談事業

#### (1) スクールソーシャルワーク事業

児童・生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関することなどに関して、関係機関と連携し支援を行う。

##### ① スクールソーシャルワーカーの派遣

学校からの依頼に基づき、関係機関と連携し支援を行っている。(30年度 小学校対応人数 245人、中学校対応人数 221人)

##### ② スクールカウンセラー配置事業

全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どものカウンセリング等の支援を行っている。

##### ③ 心のふれあい相談員配置事業

全小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、子どもや保護者の悩み相談等を行っている。

##### ④ ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童・生徒に対し、学校復帰に向けての支援を行っている。(30年度 対象者 28人 延べ 480回支援)

##### ⑤ 校内教育相談等支援事業

不登校などの教育相談に関する教員、保護者対象の校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。(30年度派遣 37回 延べ 1,205人参加)

##### ⑥ ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

主に児童・生徒を対象として、不登校の未然防止や子どものコミュニケーション能力を育成することを目的に、講師を派遣している。(30年度 小・中学校 12校実施 延べ 4,381人参加)

#### (2) 教育相談室

学校教育支援センター教育相談室、学校教育支援センター練馬、学校教育支援センター関および学校教育支援センター大泉で以下の支援を行っている。

##### ① 来室教育相談

問題に応じてカウンセリング等を行う。希望に応じた学習支援や他機関への紹介も行っている。

##### ② 電話教育相談

電話による助言・指導、情報の提供および他機関の紹介を行う。

##### ③ 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

#### ④ その他

19年度から、ペアレント・トレーニングと発達障害等の子ども同士の小集団によるグループ活動を実施している。30年度のペアレント・トレーニングには延べ 123人、グループ活動には延べ 375人が参加した。

〔教育相談実施状況 (4 教育相談室合算)〕 30年度  
〔来室〕 (単位：件)

| 相談内容            | 件数    |
|-----------------|-------|
| 学校・学習           | 805   |
| 対人関係・集団 (社会) 生活 | 292   |
| 家族関係・家庭生活の問題    | 407   |
| 身体に出てくる問題       | 195   |
| 不安・自信喪失         | 99    |
| 精神疾患            | 0     |
| 発達の問題           | 312   |
| その他             | 23    |
| 合 計             | 2,133 |

〔電話〕 (単位：件)

| 相談内容            | 件数  |
|-----------------|-----|
| 学校・学習           | 198 |
| 対人関係・集団 (社会) 生活 | 44  |
| 家族関係・家庭生活の問題    | 75  |
| 身体に出てくる問題       | 18  |
| 不安・自信喪失         | 7   |
| 精神疾患            | 0   |
| 発達の問題           | 15  |
| その他             | 135 |
| 合 計             | 492 |

#### (3) 適応指導教室

適応指導教室 (小学生対象「フリーマインド」、中学生対象「トライ」) では、不登校の児童・生徒に対し、学校復帰の支援として、一人ひとりが希望する学習活動、心の安定を図るための相談活動、集団生活を図るためのグループ活動等を実施している。

〔適応指導教室実施状況〕 30年度

| 教室名     | 年間登録数 | 途中退室数 | 活動日数 |
|---------|-------|-------|------|
| フリーマインド | 103人  | 3人    | 179日 |
| トライ     | 247人  | 10人   | 179日 |

また、光が丘第一分室では集団での学習支援が困難な不登校の児童・生徒に対しての個別学習支援、保護者対象講座、親子宿泊行事を適応指導教室機能強化事業として委託実施している。(30年度登録者 14人)

#### (4) 居場所支援事業

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童・生徒が過ごせる場所として民間事業者に委託し、「居場所ぱれっと」を運営している。生活習慣や学習習慣の形成、社会性を育成するための支援を行っている（30年度登録者18人）。

#### ●学習支援事業

生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学3年生を対象に、基礎的な学力を身につけるための勉強会を行っている。学習や進路に関する相談にも対応している。

#### ●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行っていくため、学識経験者や保護者の代表、学校関係者等を委員とした練馬区特別支援教育推進委員会での検討を踏まえ、指導方法の充実や支援体制の整備を進めている。

##### 1 特別支援学級

障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害、言語障害、難聴および弱視などの子どもたちのために、それぞれの課題に応じた教育活動を実施している。

これらの学級では、子どもたち自身が自らの課題を克服し、学習や生活をする意欲を高めるための実践を行っている。

##### 2 特別支援教室

これまで児童・生徒が他校に設置された情緒障害等通級指導学級まで通っていた制度を改め、在籍校で指導を受けることができるよう、28年度から3年間をかけて、全小学校65校に、令和元年度から全中学校33校に特別支援教室を設置した。小学校は17校、中学校は4校の拠点校から、教諭が全校へ巡回指導を行っている。

児童・生徒の課題に沿った、よりきめ細やかな指導を行うとともに、児童と保護者の負担軽減を図る。

#### 〔特別支援学級および特別支援教室〕 31年4月1日現在

| 種別        | 小学校数  | 中学校数  |
|-----------|-------|-------|
| 知的障害      | 16校   | 8校    |
| 弱視        | 1校    | 1校    |
| 難聴        | 2校    | 1校    |
| 言語障害      | 5校    | —     |
| 特別支援教室拠点校 | 17校   | 4校    |
| 特別支援教室巡回校 | 48校   | 29校   |
| 合計        | 延べ89校 | 延べ43校 |

#### ●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、18歳未満の子どもを養育している母子家庭の保護者が十分に子どもを養育できない場合に、親子で利用できる。

居室の提供や相談対応、子どもの学習指導などを行い、自立促進のために、生活を支援する。

#### ●練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトの実施

ひとり親家庭の総合相談窓口においてさまざまな相談に応じるとともに、「生活」「就労」「子育て」における3つの支援策を総合的に提供する、ひとり親家庭自立応援プロジェクトを実施している。

##### 1 ひとり親家庭向け相談窓口における相談対応

###### (1) 総合相談

ひとり親家庭のさまざまな相談に応じ、適切な支援につないでいる。30年度は延べ1,857件の相談があった。

###### (2) 家計相談

長期的なライフプランを設計するため、ファイナンシャルプランナーによる家計相談を行った。30年度は延べ16件の相談があった。

##### 2 生活を応援

###### (1) 生活応援セミナー

リフレッシュや交流を兼ねた生活応援セミナーを開催した。30年度は、支援制度活用セミナー、資格取得セミナー、就活用メイクアップ講座、リフレッシュ交流会を計5回開催し、延べ37人の参加があった。

##### 3 就労を応援

###### (1) 自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座受講経費の一部を支給する。30年度は13人に支給した。

###### (2) 高等職業訓練促進給付金等事業

資格を取得するための養成機関での修業期間および修了時に給付金を支給し、生活の負担を軽減することにより、資格取得を促進する。30年度は延べ44人に支給した。

###### (3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要な場合、対象講座受講経費の一部を支給する。30年度は1人に支給した。

###### (4) 就労支援セミナーの実施

###### ① パソコンセミナーの実施

就労に有利となるパソコンスキルを身につけるためのパソコンセミナーを3日制で開催した。30年度は3回開催し、42人が参加した。

###### ② 在宅就業推進事業の実施

パソコンと通信環境を貸し出し、Eラーニングを活用して在宅就業に必要とされる知識・スキルを身につける、在宅就業推進事業を実施した。実施期間は3か月間で、30年度は21人が参加した。

(5) 自立支援プログラムによる支援

各家庭の就労阻害要因を分析し、個別の支援プログラムを策定して総合的に支援を行った。30年度は64人にプログラムを策定した。

(6) 自立に向けた子どもの預かり支援の強化

① ベビーシッター派遣事業

自立支援プログラムの策定を受けた保護者が、子どもが保育園等に入園できておらず、子どもの預け先がないことで就労が困難となっている場合に、ベビーシッターを派遣する。

② ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、子どもの見守りや保育園の送迎などに支障があるときにホームヘルパーの利用を支援する。30年度は、77世帯が利用登録し、3,335回の利用があった。

#### 4 子育てを応援

(1) 訪問型学習支援事業

学習支援員を派遣し、学習の支援と併せ、保護者や子どもの心に寄り添った悩み相談等を実施した。小学校4年生から中学校2年生までを対象とし、30年度は30世帯34人が利用した。

(2) 親子交流事業

親子間、ひとり親家庭間のコミュニケーションをとる機会を提供するため、親子交流事業を行った。

① 日帰り親子バスツアー (19組41人参加)

② 親子バーベキュー (18組46人参加)

③ 親子料理教室 (3組7人参加)

(3) ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、宿泊施設を指定し、利用料の助成をしている。30年度は延べ243人の利用があった。

## 第2章

# 安心して生活できる福祉・医療の充実

|    |                            |     |    |                         |     |
|----|----------------------------|-----|----|-------------------------|-----|
| 21 | 高齢者地域包括ケアシステムの<br>確立 …………… | 98  | 24 | 健康づくりの推進 ……………          | 117 |
| 22 | 障害者の地域生活支援 ……              | 108 | 25 | 地域福祉の推進 ……………           | 125 |
| 23 | 医療環境の充実 ……………              | 115 | 26 | 生活の安定に向けた<br>自立支援 …………… | 127 |



出張型街かどケアカフェの様子

# 21 高齢者地域包括ケアシステムの確立

## (1) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定

### ●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「老人福祉法」および「介護保険法」に基づき策定する計画である。29年度に、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）」を策定した。

「第7期計画」は、30年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和7年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が、一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

なお、この計画は『ビジョン』を上位計画とする個別計画である。

## (2) 介護予防の推進

### ●介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業で構成され、介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とする。

#### 1 一般介護予防事業（健康長寿はつらつ事業）

- (1) 介護予防普及啓発事業
  - ・はつらつライフ手帳の発行
  - ・介護予防キャンペーン
  - ・「ねりま ゆる×らく体操」の普及
  - ・健康長寿はつらつ教室
  - ・認知症予防啓発
  - ・認知症予防推進員養成講座
  - ・いきがいデイサービス事業
  - ・高齢者のための料理本「練馬発わかわか かむかむ元気ごはん」の普及
  - ・「ねりまお口すっきり体操」の普及等
- (2) 地域介護予防活動支援事業
  - ・認知症予防プログラム
  - ・介護予防推進員活動支援
  - ・認知症予防推進員活動支援
- (3) 地域リハビリテーション活動支援事業  
自主活動支援・自立生活支援
- (4) はつらつシニアクラブ  
地域で体力や体組成（筋肉量や脂肪量など）、

血管年齢などの測定会を開催し、健康へのアドバイスを行うとともに、地域団体の参加を得て高齢者と団体のマッチングを行う。また、閉じこもりがちな高齢者を地域活動につなげる「ねりまウォーキングクラブ」を開始した。

#### (5) 街かどケアカフェ

高齢者が気軽に集いお茶を飲みながら、介護予防について学べる、交流・相談・介護予防の拠点として、区立施設内3所、地域の集いの場14所の計17所で運営している。

また、25所の地域包括支援センターが地域に出向いて開催する、出張型街かどケアカフェを実施している。

## 2 介護予防・生活支援サービス事業

- (1) 訪問サービス事業
- (2) シルバーサポート事業
- (3) 通所サービス事業
- (4) 食のほっとサロン
- (5) 高齢者筋力向上トレーニング事業（短期集中して取り組む通所サービス事業）

## (3) 高齢者の多様な社会参加の促進

### ●老人クラブ・文化祭など

#### 1 老人クラブ等運営助成

地域のおおむね60歳以上の高齢者で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会の活動を支援するため、助成金を交付している。30年度のクラブ数は129団体（会員数9,530人）、助成額は老人クラブが3,718万円、老人クラブ連合会が694万円であった。

#### 2 老人クラブ農園

農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。30年度末現在の農園数は23か所17,544.32㎡で、30年度は35の老人クラブが利用した。

#### 3 老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。30年度末現在3か所3面を提供し、4つの老人クラブが利用した。

#### 4 寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね60歳以上の高齢者を対象に、芸能大会を2日間開催してい

る。30年度は、9月19・20日に練馬文化センターで開催し、芸能参加数90組、出演者1,183人であった。

### ●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、事業費の一部を助成している。30年度の助成額は、15サークル計470,087円であった。

### ●公益社団法人練馬区シルバー人材センター

働くことを通して健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和52年7月に設立され、平成23年4月に公益社団法人となった。

区に居住する、おおむね60歳以上の健康で働く意欲があり、就業および社会奉仕活動等を通じて生きがいの充実や社会参加等を希望する人で構成される会員組織である。30年度末現在の会員数は3,689人、30年度の受注実績は13億8,983万円であり、延べ341,762人が就業した。

### ●高齢者就業・社会参加支援事業

#### 1 元気高齢者介護施設業務補助事業

介護現場で元気な高齢者が活躍できるよう、介護施設の清掃や洗濯などの軽作業の担い手として、シルバー人材センターの会員を活用し、実施している。30年度は、特別養護老人ホーム(29施設)、認知症対応型グループホーム(34施設)を対象とした。

#### 2 シニア就職活動支援事業

高齢者の就労促進を図るため、29年4月に事業を開始した。シニア世代の就職を支援する講座を区内4地域で計8回行うとともに、個別相談会とシルバー人材センターの紹介を行った。参加者は延べ68人であった。

### ●高齢者の生活ガイド

区が行っている高齢者向けの保健・福祉サービス等を掲載した冊子を年1回作成し、無料配布している。

### ●シニアナビねりま

おおむね50歳以上のシニア世代の人を対象に、社会参加活動を支援するための情報を発信するホームページを開設している。

### ●高齢者いきいき健康事業

65歳以上の高齢者が、指定保養施設・理美容店・庭の湯・映画館等、10の事業から希望の1事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。30年度は、84,602人の申込みがあった。

### ●敬老祝品

最高年齢者、百歳以上、白寿(99歳)、米寿(88歳)の区民にそれぞれ祝品を贈呈している。30年度は、祝品を百歳以上407人、白寿223人、米寿3,094人に贈呈した。

### ●高齢者施設

#### 1 はつらつセンター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的とした高齢者センターを、平成元年7月に光が丘、7年10月に関、16年10月に豊玉に開設した。29年4月のはつらつセンター大泉開設と同時に、高齢者センターの名称を「はつらつセンター」に変更した。

#### 2 敬老館等

地域の高齢者施設として敬老館、また敬老館事業を行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、集會室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

#### 〔高齢者施設の個人利用状況〕

(単位：延べ人)

| 施設名        | 28年度    | 29年度    | 30年度    |
|------------|---------|---------|---------|
| 〈はつらつセンター〉 |         |         |         |
| 光が丘        | 88,116  | 84,932  | 77,528  |
| 関          | 37,630  | 40,346  | 45,489  |
| 豊玉         | 36,309  | 33,545  | 34,816  |
| 大泉         | —       | 53,316  | 61,215  |
| 〈敬老館〉      |         |         |         |
| 栄町         | 15,249  | 16,053  | 16,840  |
| 中村         | 28,803  | 23,557  | 22,263  |
| 春日町        | 17,370  | 17,785  | 17,782  |
| 南田中        | 15,569  | 20,514  | 20,759  |
| 高野台        | 20,279  | 17,809  | 15,263  |
| 三原台        | 24,273  | 22,776  | 22,478  |
| 石神井        | 20,438  | 18,848  | 18,309  |
| 石神井台       | 16,055  | 15,261  | 14,720  |
| 上石神井       | 19,923  | 19,123  | 19,297  |
| 東大泉        | 21,550  | 20,479  | 19,978  |
| 西大泉        | 19,869  | 17,921  | 18,185  |
| 大泉北        | 18,817  | 16,703  | 18,760  |
| 〈敬老室〉      |         |         |         |
| 厚生文化会館     | 14,692  | 13,568  | 13,412  |
| 地区区民館      | 118,511 | 112,724 | 108,248 |
| 合計         | 533,453 | 565,260 | 565,342 |

## (4) 地域での生活を支援するサービス等を 拡充

### <高齢者等への支援>

#### ●地域支援事業

「介護保険法」に基づき、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

30年度は、介護予防・日常生活支援総合事業および包括的支援事業のほか、以下の任意事業を実施した。

#### 1 介護給付費適正化推進事業

- ・ケアプラン標準化
- ・介護給付費通知

#### 2 家族介護支援事業

- ・家族介護者教室
- ・認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成
- ・認知症介護者支援事業
- ・家族介護慰労金
- ・紙おむつ等の支給

#### 3 その他事業

- ・食事サービス
- ・認知症理解普及促進事業

#### ●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。30年度は、12,517回利用された。

#### ●ひとり暮らし高齢者等に対する給付

##### 1 入浴証の交付

65歳以上のひとり暮らしの高齢者に、区が契約した公衆浴場を1回100円で利用できるシール方式の入浴証を、1人年間52回分を限度に交付している。30年度入浴証の交付決定者数は3,993人で、利用は129,501回であった。

##### 2 居宅火災予防設備の給付

65歳以上で要介護3以上（認知症の診断を受けた人は要介護1以上）であって、心身機能に低下のあるひとり暮らしの高齢者などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。

30年度の火災警報器の給付件数は2件、自動消火器の給付件数は7件であった。

##### 3 高齢者食事サービス

65歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者の

みの世帯等で、定期的な食事の確保が困難な人に対し、配食またはデイサービスセンターでの会食を提供している。

#### 〔食事サービス実施状況〕

30年度

| サービス | 延べ利用者数（人） | 提供食数（食） |
|------|-----------|---------|
| 会食   | 322       | 1,885   |
| 配食   | 18,924    | 185,368 |
| 合計   | 19,246    | 187,253 |

#### 4 家具転倒防止器具取付費助成

65歳以上、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳所持者のみで構成される世帯で器具の取付けが困難な場合、家具を器具で固定したり、ガラス飛散防止フィルムを貼り付ける取付工事費を助成している。30年度の取付件数は、27件であった。

#### 5 高齢者お困りごと支援事業

75歳以上のひとり暮らし高齢者、または75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっとした困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。30年度は、延べ157件の利用があった。

#### ●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要な人を対象に給付している。

また、この両事業では、一部、介護保険の要支援・要介護認定者を対象に、介護保険対象外のサービスを実施している。30年度の給付件数は、自立支援用具1,314件、住宅改修（予防改修）10件、住宅改修（設備改修）215件であった。

#### ●緊急一時宿泊事業（緊急保護利用）

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおむね65歳以上の高齢者（介護保険で要介護（支援）認定を受けた場合を除く。）に対し、区内の福祉施設の居室を緊急保護利用として原則10日以内で提供する。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。30年度の被保護者数は43人、滞在延べ日数は379日であった。

#### ●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、一時的なけがや病気などにより自宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする場合に6か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護（支援）認定を受けた場合などを除く。）。30年度の延べ利用件数は、介護用ベッド185件、車いす

421 件であった。

### <要介護・要支援高齢者への支援>

#### ●介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な介護サービスを総合的に利用できる社会保険制度である。12年4月の創設から19年が経ち、高齢者の生活を支える基幹的な制度として定着している。

30年度は、「第7期介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標とし、介護保険施設の整備や地域密着型サービスの更なる充実などを推し進めた。また、30年8月から一定以上所得者の利用者負担を3割とするなど、介護保険制度の改正を行った。

#### 1 保険者

保険者である区は、制度運営を主体として行い、保険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

#### 2 被保険者

被保険者は、区内に住所を有する40歳以上の区民である。被保険者は、つぎの2つに分かれる。

##### (1) 第1号被保険者（65歳以上）

保険料は、3年を単位とした事業運営期間ごとに、区が決定する。30年度から令和2年度まで、基準年額を77,640円、本人の所得や住民税課税状況等に応じた15の段階に定めた。

納付方法は、年金からの差し引き（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。介護サービスは、介護が必要となった原因は問わずに、要介護認定を受けたときに利用できる。

##### (2) 第2号被保険者（医療保険に加入している40～64歳）

保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収され、算定方法は医療保険ごとに異なる。

介護サービスは、介護保険で対象となる病気（16種類の特定期病）が原因で要介護認定を受けたときに利用できる。

### 〔第1号被保険者数の推移〕

（単位：人（%））

| 年次 | 第1号被保険者        |
|----|----------------|
| 27 | 153,724 (21.5) |
| 28 | 156,429 (21.7) |
| 29 | 158,154 (21.8) |
| 30 | 159,716 (21.9) |
| 31 | 160,721 (21.9) |

注：（ ）は練馬区全人口に対する割合

### 〔第1号被保険者の保険料収納状況〕

| 年度 | 現年分            |        | 滞納繰越分      |        |
|----|----------------|--------|------------|--------|
|    | 収納額（円）         | 収納率（%） | 収納額（円）     | 収納率（%） |
| 26 | 9,225,113,410  | 97.6   | 62,022,563 | 14.9   |
| 27 | 10,919,655,780 | 97.7   | 64,639,730 | 15.0   |
| 28 | 11,136,277,480 | 97.8   | 69,603,501 | 14.9   |
| 29 | 11,279,992,480 | 98.0   | 67,084,040 | 13.9   |
| 30 | 12,574,772,560 | 98.3   | 68,686,640 | 14.4   |

注：現年分の収納額は、還付未済額を除く。

### 3 要介護・要支援認定

介護保険サービスを利用するには、申請をして、要介護・要支援認定を受ける必要がある。

被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、学識経験者4人で構成され、30年度は委員244人（30年度末現在）、48合議体で運営した。

### 〔要介護認定申請等の状況〕

| 年度 | 要介護認定申請（件） | 審査会開催数（回） | 審査判定（件） |
|----|------------|-----------|---------|
| 28 | 27,282     | 819       | 25,624  |
| 29 | 31,399     | 828       | 29,541  |
| 30 | 30,270     | 818       | 28,571  |

### 〔要介護認定者数の状況〕

各年度末現在

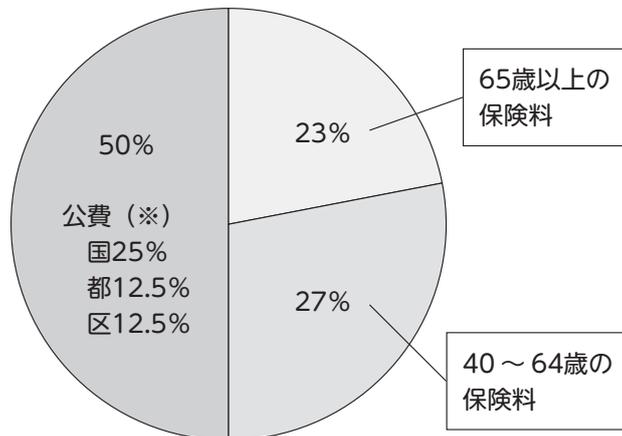
| 区分   | 年度             |                |                |
|------|----------------|----------------|----------------|
|      | 28             | 29             | 30             |
|      | 人数（割合）         | 人数（割合）         | 人数（割合）         |
| 要支援1 | 3,547 (11.1)   | 3,614 (11.1)   | 4,127 (12.2)   |
| 要支援2 | 4,014 (12.6)   | 3,992 (12.3)   | 4,174 (12.3)   |
| 要介護1 | 5,820 (18.3)   | 6,086 (18.7)   | 6,230 (18.3)   |
| 要介護2 | 6,902 (21.7)   | 6,974 (21.4)   | 7,248 (21.3)   |
| 要介護3 | 4,415 (13.9)   | 4,531 (13.9)   | 4,606 (13.6)   |
| 要介護4 | 3,774 (11.9)   | 3,973 (12.2)   | 4,176 (12.3)   |
| 要介護5 | 3,374 (10.6)   | 3,388 (10.4)   | 3,394 (10.0)   |
| 合計   | 31,846 (100.0) | 32,558 (100.0) | 33,955 (100.0) |

#### 4 財源の仕組み

保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（介護保険会計予算は50ページ、決算は60ページを参照）。

保険給付に要する費用は、公費50%と保険料50%で賄われている。その他の内訳は表のとおりである。

##### 〔保険給付の財源割合〕



※：居宅給付費の場合の内訳

国の負担のうち5%分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。30年度、区は5.37%の交付を受けた。

#### ●相談・苦情

利用者からのサービスについての相談・苦情を処理する仕組みが制度的に位置付けられている。サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。区では、地域包括支援センターおよび介護保険課で受けた相談や苦情を取りまとめ、30年度は東京都国民健康保険団体連合会へ31件の報告を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。30年度は審査請求はなかった。

#### ●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として1割から3割を利用者が負担し、残りの9割から7割が介護保険から給付される。対象となるサービスは、つぎの3種類である。

##### 1 居宅サービス（予防給付・介護給付）

在宅での介護を中心としたサービスで、「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護（ショートステイ）」等のサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できる。

##### 2 施設サービス

施設に入所して利用する介護サービスのことで、介

護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4つのタイプに分かれる。利用者が直接、施設に申し込みをして利用する。

#### 3 地域密着型サービス

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、区が指定した事業者が区民に提供するサービスをいう。利用者は原則として区民に限定される。

##### 〔保険給付費の状況〕

###### 〔居宅サービス〕

| 年度 | 給付費(円)         | 受給者数(人) | 1人当たり(円) |
|----|----------------|---------|----------|
| 26 | 27,180,496,935 | 241,574 | 112,514  |
| 27 | 27,614,686,991 | 236,985 | 116,525  |
| 28 | 25,511,202,742 | 227,928 | 111,927  |
| 29 | 26,545,506,454 | 235,734 | 112,608  |
| 30 | 27,304,470,425 | 244,123 | 111,847  |

###### 〔施設サービス〕

| 年度 | 給付費(円)         | 受給者数(人) | 1人当たり(円) |
|----|----------------|---------|----------|
| 26 | 11,733,178,749 | 41,895  | 280,062  |
| 27 | 12,001,244,239 | 43,860  | 273,626  |
| 28 | 12,336,666,373 | 45,708  | 269,902  |
| 29 | 13,140,395,752 | 46,704  | 281,355  |
| 30 | 13,967,361,965 | 48,985  | 285,135  |

###### 〔地域密着型サービス〕

| 年度 | 給付費(円)        | 受給者数(人) | 1人当たり(円) |
|----|---------------|---------|----------|
| 26 | 2,886,255,414 | 16,969  | 170,090  |
| 27 | 2,947,915,045 | 17,338  | 170,026  |
| 28 | 5,353,159,336 | 50,835  | 105,305  |
| 29 | 5,744,689,885 | 53,942  | 106,498  |
| 30 | 5,834,042,465 | 54,448  | 107,149  |

## 〔介護サービスの種類および利用実績〕 (単位：人)

| サービスの種類              | 28      | 29      | 30      |
|----------------------|---------|---------|---------|
| 居宅サービス               |         |         |         |
| (介護給付)               |         |         |         |
| 訪問介護                 | 81,159  | 80,168  | 79,813  |
| 訪問入浴介護               | 5,864   | 5,495   | 5,204   |
| 訪問看護                 | 31,941  | 35,352  | 38,110  |
| 訪問リハビリテーション          | 3,940   | 4,527   | 5,091   |
| 居宅療養管理指導             | 61,317  | 65,959  | 69,807  |
| 通所介護                 | 62,080  | 59,869  | 61,835  |
| 通所リハビリテーション          | 19,032  | 20,713  | 21,987  |
| 短期入所生活介護・療養介護        | 16,943  | 17,173  | 16,852  |
| 特定施設入居者生活介護          | 26,795  | 28,723  | 29,981  |
| 福祉用具貸与               | 107,727 | 110,610 | 115,187 |
| 居宅介護支援               | 170,212 | 172,599 | 175,746 |
| 福祉用具購入費の支給           | 2,236   | 2,144   | 2,030   |
| 住宅改修費の支給             | 1,816   | 1,744   | 1,671   |
| (予防給付)               |         |         |         |
| 介護予防訪問介護             | 446     | 95      | 4       |
| 介護予防訪問入浴介護           | 1       | 2       | 1       |
| 介護予防訪問看護             | 2,370   | 2,960   | 3,265   |
| 介護予防訪問リハビリテーション      | 278     | 312     | 411     |
| 介護予防居宅療養管理指導         | 2,954   | 3,614   | 3,902   |
| 介護予防通所介護             | 219     | 58      | 1       |
| 介護予防通所リハビリテーション      | 2,730   | 3,276   | 3,966   |
| 介護予防短期入所生活介護・療養介護    | 224     | 196     | 147     |
| 介護予防特定施設入居者生活介護      | 2,542   | 2,906   | 2,970   |
| 介護予防福祉用具貸与           | 13,628  | 16,256  | 17,664  |
| 介護予防支援               | 17,814  | 21,074  | 23,091  |
| 介護予防福祉用具購入費の支給       | 412     | 441     | 402     |
| 介護予防住宅改修費の支給         | 726     | 743     | 719     |
| 施設サービス               |         |         |         |
| 介護老人福祉施設             | 27,818  | 29,434  | 31,929  |
| 介護老人保健施設             | 14,263  | 13,946  | 14,322  |
| 介護療養型医療施設            | 3,923   | 3,592   | 2,763   |
| 介護医療院                | —       | —       | 21      |
| 地域密着型サービス            |         |         |         |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 1,553   | 1,626   | 1,757   |
| 夜間対応型訪問介護            | 3,497   | 3,636   | 3,689   |
| 地域密着型通所介護            | 33,987  | 36,984  | 36,591  |
| 認知症対応型通所介護           | 3,414   | 3,264   | 3,268   |
| 小規模多機能型居宅介護          | 3,026   | 2,989   | 3,169   |
| 認知症対応型共同生活介護         | 6,196   | 6,336   | 6,362   |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 11      | 52      | 190     |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 12      | 11      | 12      |
| 介護予防認知症対応型通所介護       | 2       | 8       | 0       |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護      | 128     | 136     | 109     |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護     | 0       | 0       | 0       |

注：①人数は各月の利用者数の合計

②3月～翌年2月利用分

③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

## ●利用者負担の軽減

低所得者等でも介護サービスが利用しやすいように、利用者負担を軽減している。

### 1 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険の自己負担額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。30年度は延べ112,074件、1,440,332,832円を支給した。

## 2 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険と医療保険の自己負担額を合算した額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。30年度は、延べ5,580件、205,611,134円を支給した。

### 3 居住費および食費の減額（補給給付）

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。30年度の減額認定証交付件数は延べ4,792件、1,189,231,485円を減額した。

### 4 旧措置入所者の負担軽減

「介護保険法」施行日前からの特別養護老人ホーム措置入所者に対して、利用者負担および居住費・食費の減免を行う。30年度の利用者負担減免の認定証交付件数は7件、食費・居住費の減額認定証交付件数は15件であった。

### 5 生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者負担軽減実施事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。30年度の軽減確認証の交付件数は480件であった。

## ●認定審査結果前に死亡した利用者への補助

介護認定申請中に、暫定的にサービスを利用している人が死亡した場合、保険給付ができず、全額自己負担となる。この場合の負担軽減を図るため、介護報酬相当分を支給する。30年度の支給実績は9件であった。

## ●要介護高齢者の在宅支援サービス

### 1 出張調髪（自己負担あり）

65歳以上の外出困難な高齢者で要介護3～5と認定された人が対象となる。高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を年5枚を限度に交付している。なお、1回当たり500円の利用者負担金がある。30年度の利用者は、延べ5,289人であった。

### 2 布団乾燥消毒・丸洗い（自己負担あり）

65歳以上の在宅の高齢者で要介護1～5と認定された人で、ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯が対象となる。30年度は、乾燥消毒が4,399件、薬品消毒が503件、水洗いが465件であった。

### 3 寝具クリーニング券の支給（自己負担あり）

65歳以上の在宅の高齢者で要介護3～5と認定された人が対象となる。区内の対象店で利用できる券を年24枚を限度に交付している。30年度は、延べ4,161枚の利用券が使用された。

### 4 紙おむつ等の支給（自己負担あり）

要介護1～5と認定され、本人の所得が基準額以下で常時紙おむつ等を必要とする65歳以上の高齢者を対象に支給している。なお、購入額の一割が利用者負

担となる。30年度は、延べ63,309人に支給した。なお、30年度から、初老期における認知症の人（要介護1以上）も対象としている。

また、支給対象者ではあるが区が支給する紙おむつ等を使用できない（入院先が指定しているおむつを購入する等）場合に、おむつ代（月額4,800円）を延べ4,391人に支給した。

### 5 リフト付福祉タクシーの運行

65歳以上で要介護3～5と認定され、外出時、車いす等を利用する人を対象に、予約料および迎車料に相当する料金を区が負担している。30年度の運行回数は10,953回であった。

### 6 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業

徘徊行動のある認知症の人の介護者が、区と協定を結んでいる事業者の位置情報提供サービスを利用する際に、利用料の半額を助成している。30年度は、延べ487人の利用があった。

### 7 緊急一時宿泊（緊急ショートステイ利用（自己負担あり））

要介護・要支援の認定を受けた人のうち、介護をする家族の急病、けがまたは親族の葬儀への参加などのため介護できず、かつ介護保険による短期入所生活介護の空きがない場合に、区内の福祉施設の居室を緊急ショートステイとして原則10日以内で提供する。

利用者は、1泊3,000円および食費を負担する。30年度の利用者数は10人、利用日数は53日であった。

### 8 家族介護慰労金

要介護4・5と認定された家族を在宅で介護しており、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった住民税非課税世帯を対象に、年額10万円の家族介護慰労金を支給している。30年度は、5人に支給した。

### ●高齢者在宅生活あんしん事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者で、慢性疾患等のため日常生活上常に注意を要する人または要介護・要支援・総合事業対象者の人が、①緊急通報システム、②生活リズムセンター、③定期訪問、④電話訪問、⑤配食サービスのうち、必要なサービスを組み合わせて利用できる。30年度の利用者数は1,648人であった。

### ●認知症対策事業

啓発活動や地域活動の育成支援を実施した。また、認知症の理解を広め、認知症の人や家族を支えるための事業も展開している。

### 〔予防事業〕

30年度

| 区 分          |                       | 回数・延べ人数など |        |
|--------------|-----------------------|-----------|--------|
| 啓 発          | 講演会・講座                | 5回        | 320人   |
|              | パンフレット作成・配布           | 5,500部    |        |
| 地域活動<br>育成支援 | 認知症予防プログラム            | 94回       | 1,305人 |
|              | ・予防プログラム              | 1回        | 104人   |
|              | ・プログラム修了者支援           | 1回        | 43人    |
| 人材育成         | 認知症予防推進員連絡会           | 1回        | 49人    |
|              | 認知症予防推進員養成講座<br>(7日制) | 1回        | 49人    |

### 〔支援事業〕

30年度

| 区 分  |                            | 回数・延べ人数など |          |
|------|----------------------------|-----------|----------|
| 啓 発  | 講演会                        | 7回        | (245人)   |
|      | 認知症専門相談                    | 48回       | (101人)   |
| 人材育成 | 認知症サポーター養成講座               | 105回      | (3,343人) |
|      | 認知症サポーター・<br>ステップアップ講座     | 3回        | (93人)    |
| 地域支援 | 介護家族の学習・交流会                | 4回        | (101人)   |
|      | 認知症介護家族による<br>「介護なんでも電話相談」 | 51回       | (109件)   |

### ●家族介護者教室

介護をしている家族等を対象に、高齢者の健康や介護についての知識・技術、介護者自身の健康維持等を学ぶ教室をデイサービスセンター等で開催している。30年度は、981人が受講した。

### <在宅療養の推進>

#### ●在宅療養に従事する多職種連携の推進

在宅療養を支援する職種は医療、介護などさまざまである。事例検討を通じた相互理解や交流の機会を提供するため、30年度は、事例検討会・交流会を4回実施した。また、区内の病院スタッフが、訪問看護の業務内容に関する理解を深め、入院患者が在宅療養へスムーズに移行できる体制を構築するための研修を71回実施した。

#### ●サービス提供体制の充実

医療と介護の情報を誰もがすぐに入手できる環境を整えるため、医療と介護の情報サイトを区ホームページ内に開設している。練馬区医師会の協力を得て、在宅療養患者の短期間の入院に対する後方支援病床を確保し、30年度は167件の利用があった。

#### ●区民への啓発、家族への支援

在宅療養について、区民の理解を深めることを目的として、講演会を4回開催し、413人の参加があった。

## <高齢者生活基盤づくりの支援>

### ●老人ホーム

#### 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、要介護3以上の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設である。入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

#### 〔介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）〕

31年4月1日現在

| 名称            | 開設年月            | 定員(人)           | 設置・運営           |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 育秀苑           | 昭和62年11月        | 60              | (福) 育秀会         |
| ※ 田柄          | 平成元年4月          | 100             | (福) 練馬区社会福祉事業団  |
| 光陽苑           | 3年4月            | 60              | (福) 泉陽会         |
| ※ 関町          | 5年6月            | 70              | (福) 練馬区社会福祉事業団  |
| ※ 富士見台        | 6年6月            | 50              | (福) 練馬区社会福祉事業団  |
| やすらぎの里大泉      | 6年11月           | 50              | (福) 章佑会         |
| 練馬キングス・ガーデン   | 8年12月           | 50              | (福) キングス・ガーデン東京 |
| 第2 育秀苑        | 10年4月           | 50              | (福) 育秀会         |
| 第二光陽苑         | 11年4月           | 100             | (福) 泉陽会         |
| ※ 大泉          | 11年4月           | 120             | (福) 練馬区社会福祉事業団  |
| やすらぎミラージュ     | 11年5月           | 70              | (福) 章佑会         |
| 練馬高松園(増築)     | 12年4月<br>15年10月 | 55 }<br>42 } 97 | (福) 東京福祉会       |
| 土支田創生苑        | 13年4月           | 80              | (福) 創生          |
| フローラ石神井公園     | 15年4月           | 90              | (福) 練馬豊成会       |
| 豊玉南しあわせの里     | 16年4月           | 63              | (福) 安心会         |
| こぐれの里         | 17年4月           | 50              | (福) 東京雄心会       |
| さくらヶ丘         | 19年2月           | 70              | (福) 北山会         |
| 第2 練馬高松園      | 19年10月          | 62              | (福) 東京福祉会       |
| こぐれの杜         | 22年4月           | 60              | (福) 東京雄心会       |
| みさよはうす土支田     | 22年4月           | 30              | (福) シルヴァーウィング   |
| サンライズ大泉       | 24年11月          | 50              | (福) 芳洋会         |
| 石神井台秋月        | 25年3月           | 177             | (福) さわらび会       |
| 南大泉かがやきの里     | 25年4月           | 47              | (福) 安心会         |
| 上石神井          | 25年5月           | 30              | (福) 練馬区社会福祉事業団  |
| 第3 育秀苑        | 25年6月           | 60              | (福) 育秀会         |
| やすらぎグランド      | 26年6月           | 90              | (福) 章佑会         |
| やすらぎシティ東大泉    | 26年12月          | 50              | (福) 章佑会         |
| 練馬さくらの杜       | 29年8月           | 108             | (福) 春和会         |
| 練馬の丘キングス・ガーデン | 29年8月           | 96              | (福) キングス・ガーデン東京 |
| 練馬さくらの杜アネックス  | 31年4月           | 83              | (福) 春和会         |

注：※は平成23年4月1日に区立施設を民営化した施設

#### 2 軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる高齢者を対象とした入所型施設である。自立した生活の維持を支援するため、食事などのサービスが提供さ

れている。現在、区立大泉ケアハウス（定員50人）が整備されている。

また、居室の床面積・職員配置等の基準を緩和し、利用料の低廉化を図った都市型軽費老人ホームの設置促進のため、区では民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成している。31年4月1日現在、10施設（定員190人）がある。

### ●介護老人保健施設

要介護1～5の認定を受け、病状が安定し入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設である。医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。31年4月1日現在、14施設（定員1,316人）がある。

### ●地域密着型サービス

18年4月に創設され、原則として区民のみが利用できるサービスで、区内にはつぎの7種類がある。

民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

#### 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携しながらサービスを提供している。

〔対象〕 要介護1～5の認定を受けた高齢者など  
〔サービス〕

日中・夜間を通じて受ける定期巡回および随時対応の訪問介護や訪問看護など

#### 2 夜間対応型訪問介護

〔対象〕 要介護1～5の認定を受けた高齢者など  
〔サービス〕

夜間に受ける定期巡回および随時対応の訪問介護など

#### 3 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所施設である。なお、30年4月1日から、新たに共生型地域密着型通所介護が創設された。

〔対象〕 要介護1～5の認定を受けた高齢者など  
〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

#### 4 認知症対応型通所介護

〔対象〕

要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

#### 5 小規模多機能型居宅介護

「事業所への通い」を中心として、利用者の希望などにより「訪問」や「宿泊」を組み合わせ、サービスを受けることができる。

[対象]

要支援 1・2 または要介護 1～5 の認定を受けた高齢者など

[サービス] 入浴、食事、機能訓練など

## 6 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービスを提供している。

[対象] 要介護 1～5 の認定を受けた高齢者など

[サービス] 入浴、食事、機能訓練など

## 7 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

少人数で家庭的な雰囲気の中で生活しながら介護を受けられる施設である。

[対象]

要支援 2 または要介護 1～5 の認定を受けた認知症の高齢者など

[サービス] 入浴、食事、機能訓練など

## ●事業者状況

介護サービス事業者には、都が指定した居宅サービス・介護予防サービス事業者、介護保険施設と区が指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者および介護予防・生活支援サービス事業者がある。

「介護保険法」の規定により、地域包括支援センターが介護予防支援事業者として指定を受けている。

なお、30年4月1日から、居宅介護支援事業者の指定権限が都から区に移管された。

[区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者等の状況]

31年4月1日現在

| サービスの種類     | 事業者数 | 介護予防サービス事業者数 |
|-------------|------|--------------|
| 居宅介護支援      | 218  | —            |
| 介護予防支援      | —    | 25           |
| 訪問介護        | 199  | —            |
| 訪問入浴介護      | 9    | 9            |
| 訪問看護        | 61   | 61           |
| 訪問リハビリテーション | 13   | 13           |
| 通所介護        | 76   | —            |
| 通所リハビリテーション | 21   | 20           |
| 短期入所生活介護    | 35   | 33           |
| 短期入所療養介護    | 16   | 16           |
| 特定施設入居者生活介護 | 62   | 47           |
| 福祉用具貸与      | 41   | —            |
| 特定福祉用具販売    | 43   | —            |
| 合計          | 794  | 224          |

[区内の地域密着型サービス・

地域密着型介護予防サービス事業者の状況]

31年4月1日現在

| サービスの種類          | 事業者数 | 介護予防サービス事業者数 |
|------------------|------|--------------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 13   | —            |
| 夜間対応型訪問介護        | 2    | —            |
| 地域密着型通所介護        | 119  | —            |
| 認知症対応型通所介護       | 16   | 15           |
| 小規模多機能型居宅介護      | 16   | 16           |
| 看護小規模多機能型居宅介護    | 2    | —            |
| 認知症対応型共同生活介護     | 34   | 34           |
| 合計               | 202  | 65           |

[区内の介護保険施設の状況]

31年4月1日現在

| サービスの種類              | 施設数 |
|----------------------|-----|
| 介護老人福祉施設（定員 2,173 人） | 30  |
| 介護老人保健施設（定員 1,316 人） | 14  |
| 介護療養型医療施設（定員 178 人）  | 1   |
| 合計                   | 45  |

[区内の介護予防・日常生活支援サービス事業者の状況]

31年4月1日現在

| サービスの種類          | 事業者数 |
|------------------|------|
| 第1号訪問事業（訪問型サービス） | 167  |
| 第1号通所事業（通所型サービス） | 161  |

## ●社会福祉法人練馬区社会福祉事業団

（福）練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効率的・効果的運営を図ることを目的に、4年10月に区が設立した社会福祉法人である。31年4月現在、区立の軽費老人ホーム（ケアハウス）1施設、デイサービスセンター8施設、はつらつセンター2施設を指定管理者として管理運営している。また、区の委託により地域包括支援センター9施設、敬老館5施設等を運営している。介護保険制度の介護予防支援事業、居宅介護支援事業も実施している。

21年4月には、練馬介護人材育成・研修センターを設置した。区では運営費を一部補助しており、専門性を持った介護従事者の育成と人材確保を支援する事業を実施している。

23年4月から区立特別養護老人ホームおよび併設のデイサービスセンターは、（福）練馬区社会福祉事業団を民営化対象事業者として民営化した。また、25年5月には（福）練馬区社会福祉事業団が初めて自己資金で建設した上石神井特別養護老人ホームを開設した。26年12月には都市型軽費老人ホーム橋戸の丘を開設した。

## ●介護人材の確保・育成・定着支援

良質な介護サービスが安定的に提供されるよう介護人材の確保、育成、定着を支援している。

### [介護人材確保・育成・定着支援事業] 30年度

| 区 分           |                  | 申請者・<br>受講者数など |
|---------------|------------------|----------------|
| 受講料助成         | 介護職員初任者研修受講料助成   | 79人            |
|               | 介護職員実務者研修受講料助成   | 140人           |
|               | 介護福祉士資格取得費用助成    | 56人            |
|               | 介護支援専門員資格更新研修費助成 | 132人           |
| 求人・採用<br>活動支援 | アドバイザー派遣         | 2法人            |
|               | 集合型セミナー          | 3回 61人         |
| 人材育成          | 介護従事者養成研修        | 212人(※)        |

※：修了者数

### <地域で高齢者を支える>

#### ●地域包括支援センターの設置

30年度から、高齢者相談センター本所・支所体制を本所25か所に再編するとともに、名称を地域包括支援センターに変更し、「介護保険法」に基づく包括的支援事業および指定介護予防支援事業を実施している。再編に合わせ、本所4か所に設置していた医療と介護の相談窓口を25か所に増設し、退院支援など医療と介護の連携に関する相談を充実している。

#### ●包括的支援事業

介護予防サービスの計画の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護・包括的かつ継続的なマネジメント支援などのほか、医療と介護の連携、認知症施策、介護予防・生活支援サービスの体制整備などの事業を行っている。

#### ●高齢者の総合相談・医療と介護の相談窓口

地域包括支援センターでは、保健、医療および福祉のサービスを一体的に受けられるよう、助言や案内を含む総合相談を行っている。また、医療と介護の相談窓口では、一人ひとりに合った医療・介護連携チームの構築を支援するとともに、状況により専門医による認知症相談を行っている。

### [高齢者サービスに関わる相談件数] (単位：件) 30年度

| 種 別      | 相談件数    |
|----------|---------|
| 施設入所     | 3,408   |
| 在宅福祉サービス | 12,021  |
| 経済的事項    | 3,098   |
| 家庭的事項    | 4,874   |
| 医療・保健    | 20,174  |
| 住宅       | 1,803   |
| 介護保険     | 95,360  |
| 権利擁護     | 6,447   |
| その他      | 17,972  |
| 合 計      | 165,157 |

#### ●高齢者支え合いサポーター育成研修の実施

ボランティア活動を希望する元気高齢者等に研修を実施し、修了者を「高齢者支え合いサポーター」として認定している。

サポーターは、高齢者施設における職員の補助、高齢者の自宅における簡易の家事援助サービス等を行う。30年度は研修を2回行い、89人を育成した。

#### ●生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、高齢者支え合いサポーターとサービスを実施する事業者や団体との橋渡しや、地域団体等への働きかけによる地域資源の開発等を行っている。

#### ●高齢者見守りネットワークの構築

地域団体や民間事業者等と高齢者見守りネットワーク協定を締結するなどの取組を行っている。

地域で事業を行う民間事業者等の協力も得ることで、見守りの層を拡充・強化した。30年度末時点の協定締結団体は35団体であった。

#### ●訪問支援事業

29年度から地域包括支援センターの職員と区民ボランティアが自宅を訪問し、介護予防など個々の状況に応じた支援につなげる「ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業」を開始した。29年度はモデルケースとして区内3地域で実施し、30年度から区全域で実施している。30年度の訪問人数は13,279人であった。

## 22 障害者の地域生活支援

### (1) 総合相談体制を構築する

#### ●相談支援の充実

##### 1 総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所（身体・知的障害）および保健相談所（精神障害）では、障害者（難病患者等を含む。）やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等を行っている。

〔障害者支援系の相談件数〕 (単位：件) 30年度

| 種別           | 総合福祉事務所 |        |        |        |
|--------------|---------|--------|--------|--------|
|              | 練馬      | 光が丘    | 石神井    | 大泉     |
| 身体障害者手帳交付    | 3,974   | 2,882  | 2,721  | 1,769  |
| 自立支援医療（更生医療） | 1,495   | 1,010  | 1,275  | 485    |
| 補装具交付        | 909     | 1,050  | 1,274  | 1,018  |
| 職業           | 0       | 0      | 34     | 9      |
| 施設入所および紹介    | 430     | 828    | 532    | 1,602  |
| 医療保健         | 1,185   | 1,788  | 1,276  | 724    |
| 在宅・生活        | 5,669   | 7,263  | 15,292 | 10,597 |
| 無料乗車券        | 738     | 691    | 817    | 547    |
| その他          | 2,184   | 206    | 511    | 362    |
| 小計           | 16,584  | 15,718 | 23,732 | 17,113 |
| 合計           | 73,147  |        |        |        |

〔知的障害者担当系の相談件数〕 (単位：件) 30年度

| 種別          | 総合福祉事務所 |       |        |       |
|-------------|---------|-------|--------|-------|
|             | 練馬      | 光が丘   | 石神井    | 大泉    |
| 施設入所        | 211     | 445   | 465    | 280   |
| 職親（しょくおや）委託 | 1       | 0     | 0      | 0     |
| 職業          | 15      | 54    | 44     | 91    |
| 医療保健        | 0       | 59    | 24     | 6     |
| 生活          | 30      | 138   | 116    | 154   |
| 教育          | 9       | 45    | 7      | 37    |
| その他         | 2,684   | 4,957 | 9,488  | 4,509 |
| 小計          | 2,950   | 5,698 | 10,144 | 5,077 |
| 合計          | 23,869  |       |        |       |

〔保健相談所の保健師による相談者数〕 (単位：人) 30年度

| 保健相談所<br>相談内容 | 保健師による相談者数 |       |       |       |       |       |
|---------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|               | 豊玉         | 北     | 光が丘   | 石神井   | 大泉    | 関     |
| 一般精神（心の健康）    | 8,911      | 2,900 | 5,625 | 6,424 | 5,768 | 2,866 |
| 社会復帰          | 713        | 434   | 819   | 817   | 432   | 548   |
| アルコール依存       | 153        | 66    | 64    | 164   | 151   | 22    |
| 薬物依存          | 80         | 15    | 45    | 14    | 0     | 1     |
| 児童・思春期        | 82         | 9     | 144   | 167   | 254   | 80    |
| 高齢者精神         | 118        | 83    | 139   | 196   | 198   | 22    |
| 小計            | 10,057     | 3,507 | 6,836 | 7,782 | 6,803 | 3,539 |
| 合計            | 38,524     |       |       |       |       |       |

### 2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

〔障害者地域生活支援センターの相談件数〕

(単位：件) 30年度

| 種別<br>施設 | サービス<br>利用 | 障害状況<br>の悩み | 就 労   | 社会生活  | その他   |
|----------|------------|-------------|-------|-------|-------|
| きらら      | 4,308      | 8,633       | 511   | 1,918 | 217   |
| すてっぷ     | 2,212      | 1,916       | 112   | 809   | 67    |
| ういんぐ     | 5,797      | 6,942       | 304   | 1,345 | 457   |
| さくら      | 3,258      | 1,458       | 274   | 1,345 | 350   |
| 小計       | 15,575     | 18,949      | 1,201 | 5,417 | 1,091 |
| 合計       | 42,233     |             |       |       |       |

### 3 障害者虐待防止センターの設置

「障害者虐待防止法」に基づいて設置され、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

#### ●手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「東京都愛の手帳交付要綱」および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の発行を行っており、区が受付、交付事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

〔身体障害者手帳所持者数〕 (単位：人) 各年度末現在

| 区分<br>年次 | 視覚<br>障害      | 聴覚・平衡<br>機能障害  | 音声・言語<br>機能障害 | 内部<br>障害      | 肢体<br>不自由      | 合計              |
|----------|---------------|----------------|---------------|---------------|----------------|-----------------|
| 28       | 1,422<br>(27) | 1,919<br>(116) | 248<br>(0)    | 6,774<br>(83) | 9,800<br>(248) | 20,163<br>(474) |
| 29       | 1,421<br>(26) | 1,976<br>(116) | 254<br>(0)    | 6,937<br>(86) | 9,722<br>(245) | 20,310<br>(473) |
| 30       | 1,444<br>(27) | 1,985<br>(112) | 244<br>(0)    | 7,019<br>(90) | 9,651<br>(252) | 20,343<br>(481) |

注：( ) 内の人数は18歳未満を再掲

## 〔知的障害者（児）愛の手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

| 年次 | 区分 | 最重度         | 重度             | 中度             | 軽度             | 合計               |
|----|----|-------------|----------------|----------------|----------------|------------------|
|    |    |             |                |                |                |                  |
| 28 |    | 175<br>(36) | 1,247<br>(270) | 1,095<br>(222) | 2,169<br>(559) | 4,686<br>(1,087) |
| 29 |    | 181<br>(38) | 1,278<br>(263) | 1,105<br>(221) | 2,261<br>(565) | 4,825<br>(1,087) |
| 30 |    | 190<br>(33) | 1,285<br>(255) | 1,141<br>(245) | 2,356<br>(572) | 4,972<br>(1,105) |

注：( ) 内の人数は18歳未満を再掲

## 〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

| 年次 | 区分 | 1級  | 2級    | 3級    | 合計    |
|----|----|-----|-------|-------|-------|
|    |    |     |       |       |       |
| 28 |    | 314 | 3,143 | 2,584 | 6,041 |
| 29 |    | 322 | 3,327 | 2,818 | 6,467 |
| 30 |    | 331 | 3,543 | 3,127 | 7,001 |

## (2) サービス提供体制を拡充する

## ●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、25年4月から施行された。

## 1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害を含む。）があると判定された人、難病患者等が対象である。

## 2 障害支援区分認定

「障害者総合支援法」では、支給決定の仕組みの透明化、明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れている。

障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定（障害者の心身の状態についての認定調査等による）、二次判定（障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による）を行い、障害支援区分1～6が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

## 〔障害支援区分の判定状況〕

(単位：件) 30年度

| 支援対象者 | 判定区分 |     |     |     |     |     |     | 計     |
|-------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|       | 非該当  | 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 |       |
| 身体障害者 | 0    | 1   | 17  | 63  | 38  | 57  | 114 | 290   |
| 知的障害者 | 0    | 0   | 58  | 98  | 122 | 136 | 127 | 541   |
| 精神障害者 | 0    | 4   | 180 | 97  | 14  | 0   | 0   | 295   |
| 難病患者等 | 0    | 0   | 2   | 2   | 0   | 0   | 0   | 4     |
| 計     | 0    | 5   | 257 | 260 | 174 | 193 | 241 | 1,130 |

## ●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等

「障害者総合支援法」による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

## 1 自立支援給付

## (1) 給付状況

## 〔給付状況一覧〕

(単位：人) 30年度

| 区分       | 内容          | 延べ人数   |
|----------|-------------|--------|
| 介護給付     | 居宅介護（身体・家事） | 10,862 |
|          | 重度訪問介護      | 1,197  |
|          | 行動援護        | 62     |
|          | 重度障害者等包括支援  | 0      |
|          | 同行援護        | 2,443  |
|          | 短期入所        | 3,120  |
|          | 療養介護        | 918    |
|          | 生活介護        | 13,220 |
| 訓練等給付    | 施設入所支援      | 5,506  |
|          | 自立訓練        | 1,006  |
|          | 就労移行支援      | 3,070  |
|          | 就労継続支援      | 14,997 |
|          | 就労定着支援      | 371    |
|          | 自立生活援助      | 19     |
| 地域相談支援給付 | 共同生活援助      | 7,237  |
|          | 地域移行支援      | 55     |
| 計画相談支援給付 | 地域定着支援      | 20     |
|          | 計画相談支援      | 6,466  |

## (2) 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、育成医療の3種類がある。30年度の精神通院医療の利用者は、13,024人であった。また、更生医療の利用者は延べ809人、育成医療の利用者は延べ30人であった。

## (3) 補装具費支給

障害の種別、状態に応じて、車椅子、義足、盲人安全つえ、補聴器などの費用を支給している。

30年度の支給状況は購入746件、修理687件、計1,433件であった。

## 2 地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおりである。

### (1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。

30年度の派遣回数は、手話通訳 3,440 件、要約筆記 326 件であった。また、各総合福祉事務所に手話通訳者を設置しており、30年度の設置回数は 124 回であった。

なお、東京手話通訳等派遣センターに事業の一部を委託している。

### (2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の人は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳の「介護保険法」に基づく住宅改修の対象者は、介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる場合がある。30年度の日常生活用具の給付は 12,095 件、住宅設備改善費給付は 47 件であった。

### (3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。30年度は延べ 11,125 人が利用した。

### (4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。区内に 7 か所ある。

### (5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で、家族等の介護だけでは入浴困難な人を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行っている（介護保険対象者を除く。）。30年度の利用者は延べ 944 人であった。

### (6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。30年度の利用者は延べ 1,536 人であった。

## 3 「児童福祉法」による障害児通所支援事業等

障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

## 〔給付状況一覧〕

30年度

| 支援・サービス等    | 延べ人数   |
|-------------|--------|
| 児童発達支援      | 8,571  |
| 医療型児童発達支援   | 25     |
| 放課後等デイサービス  | 11,127 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 0      |
| 保育所等訪問支援    | 15     |
| 障害児相談支援     | 2,355  |

## ● 「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス

### 1 緊急一時保護（家庭委託）

障害者の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月 5 回まで依頼できる。30年度は延べ 1,442 回の利用があった。

### 2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳 1 級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する（「障害者総合支援法」における障害福祉サービス等の受給者を除く。）。30年度末現在の対象者は 61 人で、30年度は延べ 11,008 回派遣した。

### 3 紙おむつの支給

在宅の 3 歳以上 65 歳未満で身体障害者手帳 1、2 級・愛の手帳 1、2 度の人、ただし、本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が基準額以下の人に紙おむつ等を支給している。30年度は延べ 4,638 人に支給した。

### 4 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な人、もしくは同等の障害を有する人を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を、年 6 枚まで交付している。1 回当たり 500 円の利用者負担金がある。30年度の利用者は、延べ 514 人であった。

### 5 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1 か月につき 500 円券 6 枚、100 円券 5 枚を交付している。30年度の交付人数は、4,738 人であった。年齢、所得による対象制限がある。

### 6 リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車椅子等を利用する人を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。30年度の運行回数は 40,937 回であった。

### 7 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、1 か月 2,500 円の燃料費を助成している。30年度末現在の受給者は 1,375 人である。年齢、所得による対象制限がある。

## 8 チェアキャブ運行事業の助成

区内に居住し、常時車椅子を使用する障害者、高齢者の外出および社会参加を促進するため、リフト付車両の運行事業を運営している練馬区社会福祉協議会に運営費を助成している。30年度は延べ827件の利用があった。

## 9 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成している。30年度は18件の助成を行った。

## 10 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業

医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を1年度の間に24回、月4回を限度に、1回あたり2～4時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。

27年度7月に事業を開始し、30年度は延べ309回実施した。

### ●障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービス等の提供体制確保のための「障害福祉計画」、障害児に関するサービス等の提供体制確保のための「障害児福祉計画」がある。

30年3月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画である「練馬区障害者計画(一部改定)(平成27年度～32年度)」、「第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画(平成30年度～32年度)」を策定し、障害者施策の充実に取り組むこととした。

### ●福祉園

福祉園では、「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。なお、田柄福祉園は民設民営の福祉園である。

#### 〔福祉園在籍者数〕

(単位：人) 30年度末現在

| 施設名 | 在籍者 | 施設名   | 在籍者 |
|-----|-----|-------|-----|
| 大泉町 | 55  | 石神井町  | 26  |
| 氷川台 | 56  | 大泉学園町 | 61  |
| 関町  | 35  | 貫井    | 36  |
| 光が丘 | 31  | 田柄    | 43  |

また、氷川台と大泉学園町の2福祉園は、医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れている。(1日当たり氷川台9人、大泉学園町5人)

### ●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある人のうち、一般企業などでの就労が困難な人や、一定の年齢に達している人に働く場を提供するために、「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援B型事業所を4か所設置している。30年度末現在、白百合40人、かたくり63人、大泉52人、北町44人が利用している。

#### 〔作業内容と年間売上金額〕

(単位：円) 30年度

##### 〔白百合福祉作業所〕

| 作業内容  | 年間売上金額    |
|-------|-----------|
| 紙器組立等 | 2,706,025 |
| 建物清掃等 | 109,865   |
| 古紙回収等 | 234,582   |
| 自主生産等 | 1,196,987 |
| 合 計   | 4,247,459 |

##### 〔かたくり福祉作業所〕

| 作業内容   | 年間売上金額    |
|--------|-----------|
| 封入等    | 3,872,223 |
| 日用品組立等 | 266,298   |
| 公園清掃等  | 253,571   |
| 自主生産等  | 1,310,556 |
| 合 計    | 5,702,648 |

##### 〔大泉福祉作業所〕

| 作業内容     | 年間売上金額    |
|----------|-----------|
| 紙器組立等    | 67,583    |
| チラシ折・封入等 | 1,246,559 |
| 公園清掃等    | 1,676,457 |
| 自主生産等    | 787,952   |
| 合 計      | 3,778,551 |

##### 〔北町福祉作業所〕

| 作業内容         | 年間売上金額    |
|--------------|-----------|
| 紙器組立等        | 4,719,053 |
| 公園・アパート等の清掃等 | 1,134,584 |
| ポスティング等      | 232,860   |
| 自主生産等        | 2,087,535 |
| 合 計          | 8,174,032 |

### ●障害者地域活動支援センター(谷原フレンド)

障害者地域活動支援センターは、主に知的障害のある人に、創作や文化的な活動と機能訓練の場のほか、入浴・給食などを提供している。

定員は1日当たり15人、1人の最大利用日数は週3日となっている。

## ●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

### 1 生活介護事業

医療的ケア等が必要で、常時介護を必要とする障害者を対象として、排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供している。

重症心身障害者を1日当たり7人、重症心身障害に該当しない障害者を1日当たり6人受け入れている。

### 2 中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。

### 3 講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした障害者IT支援者養成講座を実施している。

### 4 施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・貸出しを行っている。

〔相談・通所事業・施設提供人数〕（単位：人）30年度

| 区 分       | 延べ人数   |
|-----------|--------|
| 相談        | 620    |
| 生活介護事業    | 1,473  |
| 中途障害者通所事業 | 3,201  |
| 施設提供      | 28,944 |

※「障害児保育園ヘレン中村橋」の開設

医療的ケアが必要な未就学の障害児の早期の療育の実施と保護者の就労を支援するため、心身障害者福祉センターの1階の一部を活用して、30年11月に開設した。児童福祉法に基づく児童発達支援を提供し、定員は15人である。

## ●しらゆり荘および大泉つつじ荘

就労または就労継続支援事業所等に通所している知的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。また、障害者が介護者の事情で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊を伴う支援を行っている。なお、大泉つつじ荘では障害者（児）の相談支援事業を実施している。

## 〔施設概要〕

| 施設名    | 内 容                | 定 員            |
|--------|--------------------|----------------|
| しらゆり荘  | グループホーム            | 8人             |
|        | 日中一時支援・短期入所事業      | 6人（短期入所4人を含む。） |
| 大泉つつじ荘 | グループホーム            | 8人             |
|        | 日中一時支援・短期入所事業      | 6人（短期入所4人を含む。） |
|        | 特定相談支援事業・障害児相談支援事業 | —              |

## ●障害者グループホーム

障害者の自立した生活を推進するため、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。30年度末現在、定員は448人である。

## ●こども発達支援センター

心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）で実施していた事業を拡充するため、旧光が丘第五小学校を改修して25年1月に移管・開設した。医師、心理士等の専門職員を配置して18歳までの児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。

### 1 相談

18歳までの児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

### 2 通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的な生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを行う。また、0歳から1歳6か月までのダウン症児等とその家族を対象に療育指導を行う、0歳児超早期支援を行っている。

### 3 家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取組を行う。また、障害児の家族で構成される団体等に多目的室等の活動の場を提供する。

〔相談・訓練・施設提供人数〕（単位：人）30年度

| 区 分  | 延べ人数   |
|------|--------|
| 専門相談 | 6,438  |
| 通所訓練 | 7,768  |
| 施設提供 | 15,099 |

## 〔地域支援事業（①区民向け啓発事業：講演会）〕

| テーマ                                      | 実施日           | 講師                                       | 参加<br>延べ人数<br>(人) |
|--|---------------|--|-------------------|
| 子どもの育ちを支えるま<br>なざしーペアレントト<br>レーニングの視点からー | 30年<br>11月17日 | 立正大学名誉<br>教授<br>中田洋二郎氏                   | 63                |
| 未来につながる自閉ス<br>ペクトラム症の育児と<br>支援           | 31年<br>1月12日  | 信州大学医学部子<br>どものこころの発達<br>医学教室教授<br>本田秀夫氏 | 75                |

## 〔地域支援事業（②事業者向け支援事業：講演会）〕

| テーマ  | 実施日          | 参加<br>延べ人数<br>(人) |
|--|--------------|-------------------|
| 日常生活の困りごとを運動から考える<br>ーOT・PTの視点からの「なぜ？」を<br>お話ししますー | 30年<br>6月29日 | 72                |
| 疑問・悩みを「アイデア」に変えよう！<br>ー事例で学ぶ発達支援ー                  | 30年<br>11月9日 | 26                |

## 〔3〕障害者の就労を推進する

## ●就労支援体制の強化

練馬区障害者就労支援センターや民間の就労移行支援事業所等と連携し、職場体験や実習を通じて就労へ結びつける。

30年度の福祉施設等からの就労者数は、226人であった。

## ●練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）

就職を希望する障害者への支援や雇用する企業への支援等を行っている。

## 1 就労支援事業

## ・就労相談

来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援を行った。30年度は延べ1,998件の相談があった。

## ・就労支援

アセスメントや職場開拓等、企業が障害者雇用に取り組めるよう支援を行った。30年度は83人が就職した。

## 2 職場定着支援事業

就労後、企業で働き続けることができるよう就労支援員を派遣した。30年度の対象者は584人、支援の件数は延べ6,714件であった。

## 3 障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の特別支援学校や就労移行支援事業所、経済団体等の関係機関で構成している。

30年度はネットワーク会議を5回、企業見学会を3

回実施した。

## 4 共同受注窓口事業

区内の作業所等が請負業務などを共同で受注する体制づくりを行い、区内企業等からの発注を増やし、作業所利用者の工賃向上に取り組んでいる。

30年度の受注契約件数は166件、受注金額は4,257,944円であった。

## 5 普及・啓発事業

障害者雇用支援月間での講演会、パネル展、障害者福祉施設で作製した物品の販売会を行った。また、30年度は就労支援セミナーに7回職員を派遣した。

## ●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援事業所を3か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人、大泉福祉作業所が10人である。30年度の就労の状況は、貫井福祉工房が6人、かたくり福祉作業所が1人である。

## ●就労定着支援事業所

区では、一般就労した人が、就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるように支援を行うため、「障害者総合支援法」に基づく就労定着支援事業所を1か所設置している。30年度末現在、貫井福祉工房を18人が利用している。

## 〔4〕障害者の社会生活を支援する

## ●精神保健福祉

こころの健康を保ち、安定した生活を営むためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。30年度は延べ38,524人の相談を受けた。

精神疾患が疑われる人や未治療者等に対して実施しているアウトリーチ（訪問支援）事業では、保健師に加え、27年度から地域精神保健相談員（精神保健福祉士）を配置し、支援体制を強化している。この他にも、こころの病の理解を広めるため、講演会を開催している。

また、自立支援を目的に、精神障害者に対する障害福祉サービスの提供（サービスの内容については、109ページ「●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等」を参照）や通院にかかる医療費（自立支援医療）や小児精神病の入院医療にかかる医療費の

助成による支援も行っている。

- ・障害福祉サービスの利用者 1,334人
- ・自立支援医療利用者 13,024人（再掲）
- ・入院医療利用者 7人

### ●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。30年度の利用状況は、団体利用が延べ2,893団体、25,906人であった。

### ●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区を始め国、都は各種の助成を行っている。

#### 1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（343疾病）の人に月額15,500円、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の人、および30年4月から新たに精神障害者保健福祉手帳1級の人を対象に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。

30年度末現在の受給者は10,649人である。

#### 2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者の人に、月額60,000円を毎月支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。

30年度末現在の受給者は538人である。

#### 3 特別障害者手当等（国制度）

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人を対象に手当を支給する。なお、年齢、所得等の制限がある。

30年度は、特別障害者手当月額26,940円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額14,650円を年4回に分けて支給した。30年度末現在の受給者は、特別障害者手当720人、障害児福祉手当243人、経過的福祉手当6人である。

#### 4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に全国共通の心身障害者扶養共済制度の加入申込手続を行っている。30年度末現在の加入者は41人である。

#### 5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1、2度、精神障害者保健福祉手帳1級の人が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。ただし、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者につ

いては、非課税者のみ一部負担金分の助成を行っている。30年度末現在の対象者は5,557人である。

### ●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

### ●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった人を表彰する大会である。30年度は、地域活躍者5人、援護功労者8人の表彰を行った。



## 23 医療環境の充実



### (1) 医療機関の役割分担と連携

#### ●休日・夜間救急医療

入院を必要としない患者に対する初期救急医療を区が担い、一方、入院を必要とする患者に対する二次救急医療を都が担っている。

#### 1 初期救急医療

地域の診療所の多くが休診となる土・日曜日、祝休日や年末年始に、練馬休日急患診療所（区役所東庁舎2階）と石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）を設置し、初期救急医療を提供している。

また、ニーズの高い小児初期医療に対応するため、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間（平日午後8時～11時、土・日・祝休日午後6時～10時）に実施している。

#### 〔初期救急医療施設〕

30年度

| 施設名             | 診療日数<br>(日) | 受診者数<br>(人) |
|-----------------|-------------|-------------|
| 練馬休日急患診療所       | 365         | 10,653      |
| 練馬区夜間救急こどもクリニック | 365         | 3,986 (※)   |
| 石神井休日急患診療所      | 121         | 7,323       |

注：受診者数の※は練馬休日急患診療所の内数

#### 2 歯科（初期）救急医療

地域の歯科診療所の多くが休診となる日曜日、祝休日や年末年始に練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎3階）を設置し、歯科（初期）救急医療を提供している。

また、ゴールデンウィークと年末年始には、休日診療当番制歯科診療所を区内に2か所開設している。

#### 〔歯科（初期）救急医療施設〕

30年度

| 施設名         | 診療日数 (日) | 受診者数 (人) |
|-------------|----------|----------|
| 練馬歯科休日急患診療所 | 72       | 503      |
| 当番歯科診療所     | 13       | 162      |

#### 3 二次救急医療

都は、区内6病院と1診療所を二次救急医療機関として指定し、休日・全夜間診療を委託して入院を必要とする救急患者に医療を提供している。

#### 〔二次救急医療機関〕

30年度

|     | 施設名       | 所在地         |
|-----|-----------|-------------|
| 病院  | 順天堂練馬病院   | 高野台 3-1-10  |
|     | 練馬光が丘病院   | 光が丘 2-11-1  |
|     | 練馬総合病院    | 旭丘 1-24-1   |
|     | 浩生会スズキ病院  | 栄町 7-1      |
|     | 大泉生協病院    | 東大泉 6-3-3   |
| 診療所 | 田中脳神経外科病院 | 関町南 3-9-23  |
|     | 川満外科      | 東大泉 6-34-46 |

#### ●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

地域の歯科診療所では治療の困難な心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎3階）を設置し歯科診療を提供している。

また、摂食・えん下機能が低下している心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を行っている。

摂食・えん下機能支援センターでは、機能の低下が疑われる要介護高齢者を対象に、摂食、えん下機能に関する事前調査を行っている。

#### 〔心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療状況〕

30年度

| 区 分                 | 診療日数<br>(日) | 治療件数<br>(件) |
|---------------------|-------------|-------------|
| 心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療 | 96          | 2,372       |
| 摂食・えん下リハビリテーション診療   | 83          | 252         |

| 区 分          | 調査件数 (件) |
|--------------|----------|
| 摂食・えん下機能支援事業 | 60       |

### (2) 病床の確保

#### ●順天堂大学医学部附属練馬病院

区が病院を誘致する方式により、17年7月に順天堂練馬病院が開院した。区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、災害時医療、がん医療など
- ・内科、外科、小児科の24時間救急医療
- ・区内医療機関との連携

また、90床の増床に向け、現在増築・改修工事を行っており、令和2年度末の完成を予定している。

### ●公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院

区内の病床を維持するため、日本大学医学部付属練馬光が丘病院を引き継ぎ、24年4月に（公社）地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。

区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療など
- ・高度で専門的および総合的な医療
- ・区内医療機関との連携

現病院建物は老朽化が進んでいることに加え、今後の高齢化によって増大する医療需要と、さらなる医療機能の拡充に対応するため、29年度に策定した「練馬光が丘病院改築基本構想」に基づき、令和4年度中の開院を目指して移転・改築を進める。

### ●高野台新病院の整備

旧高野台運動場用地の一部を活用し、区が病院の建設および運営を行う事業者を誘致する方式により、回復期（※1）・慢性期（※2）の機能を有する218床の病院を整備する。

令和3年度中の開院を目指して整備を進める。

#### ※1 回復期機能：

急性期の病院を退院後、すぐに自宅に戻ることが難しい方を受け入れ、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。また、容体が悪化した方の緊急時の受入れにも対応

#### ※2 慢性期機能：

比較的長期間の療養が必要な方を入院させる機能

## (3) 人材の確保

### ●看護職員フェア

全国的に慢性的な看護師不足の状況が続いている中、区では、区内病院等の看護師不足の改善を目的に、20年度から看護職員フェアを実施している。

本フェアでは、看護師の免許を持ちながら病院等に勤務していない潜在看護師を再就業につなげる機会を提供している。30年度は2回実施し、来場者102人のうち10人の就業に結び付いた。

## (4) 在宅療養の推進

高齢者地域包括ケアシステムの一翼を担う在宅療養を支援する在宅療養ネットワークの構築を目指し、在宅療養推進のための取組を行っている。（詳細は、104ページの〈在宅療養の推進〉を参照）

## (5) 災害時医療救護体制の構築

### ●医療機関の役割分担と連携

災害時に区立小・中学校に設置される避難拠点のうち、10校に医療救護所を設ける。医療救護所では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会が派遣した医療スタッフを中心に、来所する傷病者をトリアージ（※）し、軽症者の応急処置を行う。重症者等については、災害拠点病院（2か所）または災害拠点連携医療機関（6か所）に搬送する。

#### ※トリアージ：

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて、適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること

### ●医療救護所訓練の実施

医療救護所に参集する医療スタッフ、地域住民や近接医療機関等による訓練を実施している。30年度は開進第三中学校、大泉西中学校で実施した。

#### 〔医療救護所設置校〕

| 医療救護所        | 所在地         |
|--------------|-------------|
| 旭丘中学校        | 旭丘 2-40-1   |
| 開進第三中学校      | 桜台 3-28-1   |
| 貫井中学校        | 貫井 2-14-13  |
| 練馬東中学校       | 春日町 2-14-22 |
| 光が丘秋の陽小学校（※） | 光が丘 2-1-1   |
| 石神井東中学校      | 高野台 1-8-34  |
| 谷原中学校        | 谷原 4-10-5   |
| 大泉南小学校       | 東大泉 6-28-1  |
| 大泉西中学校       | 西大泉 3-19-27 |
| 石神井西中学校      | 関町南 3-10-3  |

（※）光が丘第四中学校（光が丘 2-5-1）の閉校に伴い、平成31年4月1日付けで新たに設置



## 24 健康づくりの推進



【関連文書：「ねりまの保健衛生」練馬区健康部・保健所・地域医療担当部】

### (1) 健康づくりを支援する

#### ●健康都市練馬区宣言

区は、健康づくりに取り組む基本姿勢や決意を述べた「健康都市練馬区宣言」を宣言し、その理念のもと、区民とともに健康づくりを進めている。(宣言文は裏表紙参照)

#### ●健康づくり総合計画

区民一人ひとりが、心身ともに健やかに生活でき、健康づくりを後押しする地域の活動が広がっている姿を目指し、27年9月に「練馬区健康づくり総合計画」を策定した。計画には、令和元年度までの5年間に取り組む具体的な事業を示している。

#### ●乳幼児と親の健康づくり

##### 1 母子健康手帳の交付・妊婦全面接・妊婦健康診査

妊娠届出をした妊婦に対し、妊娠・子育て相談員が母子健康手帳、妊婦健康診査受診票等の交付および面接を行い、妊娠中の健康管理の支援を行っている。

##### 2 産後ケア事業

家族等から出産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする母子に対し、母子ショートステイや母子デイケア、早期訪問により、安心して育児に取り組める環境づくりを行っている。

##### 3 乳幼児健康診査

乳幼児(4か月、6か月、9か月、1歳6か月、3歳)の健康診査を実施し、子どもの健康保持増進、疾病の早期発見だけでなく、保護者の健康面にも対応し、育児不安の軽減に努めている。

##### 4 母親(両親)学級・育児栄養歯科相談

妊娠、出産、育児に関する知識の習得および地域での仲間作りを目的とした講習会(母親学級、パパとママの準備教室、育児栄養歯科相談など)を開催している。

##### 5 こんにちは赤ちゃん訪問

保健師や助産師が生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、乳児の発育・子育て相談、産婦の健康相談、情報提供を行い、育児不安の軽減を図っている。

また、必要に応じ妊婦や乳幼児の訪問指導も行っている。

##### 6 歯科保健

むし歯予防と健全な口腔育成の支援として、乳幼児を対象とした歯みがき相談や、1歳6か月から3歳までを対象とした半年ごとの歯科健康診査と口腔衛生指導を実施している。

また、歯と口の健康週間行事として、歯の衛生に関する普及啓発事業を実施している。

#### 【むし歯のない子の割合】

(単位：%) 30年度

| 区 分        | むし歯のない子の割合 |
|------------|------------|
| 1歳6か月児健康診査 | 99.1       |
| 3歳児健康診査    | 91.7       |

#### 【区民の保健・衛生の主要指標】

| 指 標      | 練 馬 区       |            |            |            | 東京都        | 全 国        |       |
|----------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------|
|          | 30年<br>(実数) | 30年<br>(率) | 29年<br>(率) | 28年<br>(率) | 29年<br>(率) | 29年<br>(率) |       |
| 出生       | 5,703       | 8.0        | 8.3        | 8.6        | 8.2        | 7.6        |       |
| 死亡       | 6,134       | 8.6        | 8.6        | 8.2        | 8.8        | 10.8       |       |
| 主要死因*    | 悪性新生物       | 1,796      | 252.0      | 248.4      | 247.6      | 256.4      | 299.5 |
|          | 心疾患         | 878        | 123.2      | 133.6      | 117.8      | 133.5      | 164.3 |
|          | 脳血管疾患       | 468        | 65.7       | 67.6       | 64.1       | 67.2       | 88.2  |
|          | 肺炎          | 406        | 57.0       | 64.9       | 74.5       | 60.0       | 77.7  |
| 乳児死亡**   | 12          | 2.1        | 2.7        | 2.6        | 1.6        | 1.9        |       |
| 新生児死亡**  | 3           | 0.5        | 1.4        | 1.5        | 0.8        | 0.9        |       |
| 周産期死亡*** | 18          | 3.1        | 4.1        | 4.4        | 3.4        | 3.5        |       |
| 死産***    | 124         | 21.3       | 19.9       | 19.9       | 20.6       | 21.1       |       |
| 低体重児出生** | 519         | 91.0       | 87.8       | 95.3       | 90.9       | —          |       |

注：①\*\*印の率は人口10万当たり、\*\*\*印の率は出生千当たり、\*\*\*\*印の率は出産千当たり、他は人口千当たり

②30年の数は厚生労働省および東京都で公表の概数

## 7 給付・助成等

未熟児養育医療給付、妊娠高血圧症候群等医療給付、育成医療給付、療育給付、特定不妊治療費助成などの給付・助成事業を行っている。

また、都が小児慢性特定疾病の医療費助成を行っており、区では申請を受け付けている。

### ●学校保健の充実

成長期にある児童・生徒の身体測定や体力調査、定期健康診断等を行い、健康の保持増進や疾病の早期発見に努めている。

#### 1 定期健康診断

診断結果によると、アレルギー性の疾患が多くみられる。

また、むし歯の未処置率は、小学生が12.8%、中学生が12.3%である。むし歯は偏食などの原因にもなるため、歯垢染色テストや良い歯のバッジの配布等を通じて、予防と治療の啓発に努めている。

#### 2 脊柱側弯症の精密検査

定期健康診断で異常が認められた小学5・6年、中学1・3年および学校医が必要と認めた児童・生徒を対象に実施している。

#### 3 生活習慣病対策

肥満度の高い児童・生徒に対して精密検査を実施し、さらに個別指導や集団指導も行っている。

#### 4 貧血検査

中学校1年の希望者を対象に実施している。

### [定期健康診断における疾病等の状況]

(単位：人) 30年度

| 区 分                          | 小学校    |        |        | 中学校   |       |        |
|------------------------------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
|                              | 男      | 女      | 計      | 男     | 女     | 計      |
| 在籍者数 (5月1日現在)                | 17,156 | 15,922 | 33,078 | 6,917 | 6,223 | 13,140 |
| 受診者数 (※)                     | 17,073 | 15,851 | 32,924 | 6,759 | 6,099 | 12,858 |
| 栄養状態                         |        |        |        |       |       |        |
| 栄養不良*                        | 3      | 5      | 8      | 0     | 0     | 0      |
| 肥満傾向*                        | 223    | 105    | 328    | 91    | 32    | 123    |
| 脊柱側弯症・脊柱異常*                  | 25     | 31     | 56     | 31    | 75    | 106    |
| 胸郭異常*                        | 15     | 7      | 22     | 16    | 0     | 16     |
| 四肢の異常*                       | 10     | 7      | 17     | 5     | 6     | 11     |
| 裸眼視力                         |        |        |        |       |       |        |
| 1.0 以上                       | 10,766 | 8,800  | 19,566 | 2,599 | 1,770 | 4,369  |
| 1.0 未満 0.7 以上                | 2,150  | 2,360  | 4,510  | 751   | 623   | 1,374  |
| 0.7 未満 0.3 以上                | 2,036  | 2,321  | 4,357  | 1,153 | 1,029 | 2,182  |
| 0.3 未満                       | 1,476  | 1,598  | 3,074  | 1,371 | 1,465 | 2,836  |
| 眼鏡・コンタクト着用者                  | 1,223  | 1,422  | 2,645  | 985   | 1,240 | 2,225  |
| 感染性眼疾患                       | 8      | 5      | 13     | 2     | 0     | 2      |
| アレルギー性眼疾患                    | 1,865  | 1,508  | 3,373  | 1,087 | 882   | 1,969  |
| その他の眼疾患                      | 333    | 299    | 632    | 77    | 94    | 171    |
| 難聴 (小学1・2・3・5年生および中学1・3年生のみ) | 40     | 79     | 119    | 13    | 18    | 31     |
| 耳疾患                          | 1,042  | 987    | 2,029  | 470   | 308   | 778    |
| アレルギー性鼻疾患                    | 3,876  | 2,513  | 6,389  | 1,774 | 1,277 | 3,051  |
| その他の鼻・副鼻腔疾患                  | 515    | 316    | 831    | 92    | 76    | 168    |
| 口腔咽喉頭疾患                      | 13     | 13     | 26     | 0     | 1     | 1      |
| 感染性皮膚疾患*                     | 7      | 7      | 14     | 0     | 0     | 0      |
| アレルギー性皮膚疾患*                  | 1,281  | 1,070  | 2,351  | 393   | 368   | 761    |
| その他の皮膚疾患*                    | 79     | 69     | 148    | 4     | 1     | 5      |
| 結核                           |        |        |        |       |       |        |
| 結核患者                         | 0      | 0      | 0      | 0     | 0     | 0      |
| 精密検査対象者                      | 35     | 40     | 75     | 5     | 6     | 11     |
| 心臓                           |        |        |        |       |       |        |
| 心臓疾患                         | 106    | 118    | 224    | 47    | 36    | 83     |
| 心電図異常 (小・中ともに1年生のみ)          | 57     | 51     | 108    | 95    | 84    | 179    |
| 尿蛋白検出                        | 28     | 64     | 92     | 54    | 46    | 100    |
| 尿糖検出                         | 10     | 7      | 17     | 4     | 4     | 8      |
| その他                          |        |        |        |       |       |        |
| 気管支喘息*                       | 1,022  | 685    | 1,707  | 348   | 218   | 566    |
| 腎臓疾患*                        | 56     | 79     | 135    | 34    | 36    | 70     |
| 言語障害*                        | 106    | 30     | 136    | 4     | 1     | 5      |
| その他の疾病・異常*                   | 248    | 171    | 419    | 62    | 46    | 108    |
| 歯および口腔の検査                    |        |        |        |       |       |        |
| 歯科受診者数                       | 17,015 | 15,806 | 32,821 | 6,717 | 6,076 | 12,793 |
| う歯：処置完了者                     | 3,541  | 3,122  | 6,663  | 1,218 | 1,381 | 2,599  |
| う歯：未処置歯のある者                  | 2,280  | 1,906  | 4,186  | 843   | 732   | 1,575  |
| 歯周疾患                         | 64     | 36     | 100    | 252   | 134   | 386    |
| 歯列・咬合の異常                     | 280    | 276    | 556    | 328   | 352   | 680    |
| 顎関節の異常                       | 2      | 0      | 2      | 13    | 12    | 25     |
| 歯垢の状態                        | 293    | 180    | 473    | 412   | 223   | 635    |
| その他の歯・口腔の疾病および異常             | 71     | 60     | 131    | 25    | 27    | 52     |
| 永久歯のう歯の内容：未処置歯数              | 254    | 324    | 578    | 378   | 451   | 829    |
| う歯による喪失歯数 (小学6年生および)         | 5      | 1      | 6      | 6     | 16    | 22     |
| 処置歯数 (中学1年生のみ)               | 424    | 629    | 1,053  | 743   | 962   | 1,705  |

受診者数 (注)：\*印の検査を全て受診した者 (内科検診を受診した者)

集計：平成30年4月から6月まで (定期健康診断実施時期)

## 〔身体発育状況〕

30年度

| 学年    | 男子      |         | 女子      |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|
|       | 身長 (cm) | 体重 (kg) | 身長 (cm) | 体重 (kg) |
| 小学1年生 | 116.7   | 21.2    | 115.8   | 20.9    |
| 2年生   | 122.7   | 23.9    | 121.6   | 23.3    |
| 3年生   | 128.6   | 27.0    | 127.5   | 26.3    |
| 4年生   | 133.9   | 30.3    | 133.6   | 29.5    |
| 5年生   | 139.3   | 34.1    | 139.9   | 33.4    |
| 6年生   | 145.4   | 38.1    | 146.8   | 38.2    |
| 中学1年生 | 152.8   | 43.5    | 152.3   | 43.4    |
| 2年生   | 160.4   | 48.7    | 155.4   | 47.1    |
| 3年生   | 166.0   | 54.0    | 157.1   | 49.7    |

## 〔区内小・中学校の体力・運動能力調査の結果〕

30年度

| 男子            |    | 小学校   |       |       |       |       |       | 中学校   |       |       |
|---------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 項目            | 単位 | 1年生   | 2年生   | 3年生   | 4年生   | 5年生   | 6年生   | 1年生   | 2年生   | 3年生   |
| 握力            | kg | 9.1   | 10.8  | 12.5  | 14.6  | 16.5  | 19.3  | 23.0  | 28.0  | 33.5  |
| 上体起こし         | 回  | 11.0  | 14.3  | 16.3  | 18.8  | 20.3  | 22.5  | 24.5  | 27.2  | 30.1  |
| 長座体前屈         | cm | 24.8  | 26.7  | 29.0  | 30.9  | 33.2  | 35.3  | 38.2  | 40.3  | 45.8  |
| 反復横とび         | 点  | 26.8  | 30.8  | 34.2  | 38.7  | 41.7  | 45.6  | 49.3  | 51.9  | 55.0  |
| 20mシャトルラン     | 回  | 17.2  | 27.4  | 36.1  | 45.3  | 52.0  | 60.6  | 68.6  | 83.4  | 91.9  |
| 50m走          | 秒  | 11.5  | 10.6  | 10.0  | 9.6   | 9.2   | 8.8   | 8.6   | 8.0   | 7.6   |
| 立ち幅とび         | cm | 111.7 | 122.9 | 133.5 | 143.3 | 151.0 | 164.3 | 174.9 | 191.3 | 206.8 |
| ソフト(ハンド)ボール投げ | m  | 7.7   | 11.0  | 14.7  | 18.3  | 21.5  | 25.2  | 17.2  | 19.5  | 22.1  |
| 体力合計点         | 点  | 29.1  | 36.9  | 43.0  | 49.5  | 54.3  | 60.6  | 33.1  | 40.5  | 48.3  |

| 女子            |    | 小学校   |       |       |       |       |       | 中学校   |       |       |
|---------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 項目            | 単位 | 1年生   | 2年生   | 3年生   | 4年生   | 5年生   | 6年生   | 1年生   | 2年生   | 3年生   |
| 握力            | kg | 8.6   | 10.2  | 11.8  | 13.7  | 16.1  | 19.1  | 21.4  | 23.4  | 24.9  |
| 上体起こし         | 回  | 10.7  | 13.6  | 15.8  | 17.9  | 19.8  | 21.1  | 22.4  | 24.5  | 25.8  |
| 長座体前屈         | cm | 27.8  | 30.0  | 32.4  | 35.0  | 37.9  | 40.6  | 42.8  | 44.3  | 46.3  |
| 反復横とび         | 点  | 25.8  | 29.2  | 32.3  | 36.8  | 40.3  | 43.1  | 46.2  | 47.1  | 47.5  |
| 20mシャトルラン     | 回  | 14.1  | 20.6  | 26.2  | 33.7  | 41.3  | 46.1  | 51.4  | 58.9  | 58.8  |
| 50m走          | 秒  | 11.8  | 10.9  | 10.4  | 9.9   | 9.5   | 9.1   | 9.1   | 8.8   | 8.7   |
| 立ち幅とび         | cm | 103.6 | 114.7 | 125.4 | 135.5 | 145.5 | 155.0 | 163.5 | 167.8 | 168.7 |
| ソフト(ハンド)ボール投げ | m  | 5.1   | 7.0   | 9.1   | 11.0  | 13.2  | 15.0  | 11.2  | 12.4  | 13.2  |
| 体力合計点         | 点  | 29.2  | 37.0  | 43.4  | 50.2  | 56.3  | 61.5  | 44.9  | 49.4  | 51.6  |

## ●成人の健康推進

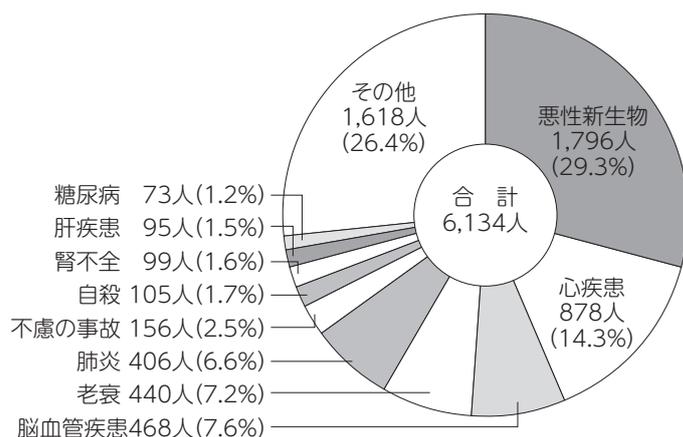
## 1 健康診査・がん検診等

生活習慣病などを予防し健康を維持するための健康診査、およびがんを早期発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させるための各種がん検診を実施している。

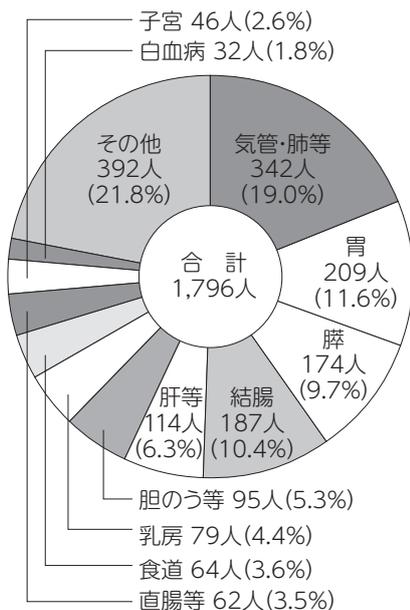
また、肝炎ウイルス検診、眼科（緑内障等）健康診査および成人歯科健康診査も実施している。

## 〔区民の主要死因別割合〕

30年 概数



## 〔悪性新生物（がん）の部位別死亡割合〕 30年 概数



- ※ 1：気管・肺等：気管・気管支および肺  
 ※ 2：肝等：肝および肝内胆管  
 ※ 3：直腸等：直腸S状結腸移行部および直腸  
 ※ 4：胆のう等：胆のうおよびその他の胆道

## 2 成人の健康づくり事業

区民の健康づくりを支援するため、生活習慣病予防を中心にさまざまな健康づくり事業を実施している。

30年6月から禁煙医療費補助事業を開始した。

## 〔主な健康づくり事業〕

30年度

| 事業                                  | 実績（参加数等）          |
|-------------------------------------|-------------------|
| 健康フェスティバル（練馬まつり協賛事業）                | 延べ11,300人         |
| 練馬区健康いきいき体操普及啓発                     | 482人/20回          |
| 健康づくりボランティア育成講座                     | 252人/9回           |
| 禁煙医療費補助事業                           | 補助金交付者数<br>104人/年 |
| 子育て・仕事で忙しい方のための個人指導型フィットネスプログラム（※1） | 385人/年            |
| 健康づくりのための講習会                        | 144人/3回           |
| 健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」                | 8,300件            |
| 乳がん出張講座（患者会と協働）                     | 166人/10回          |
| 生活習慣病予防教室                           | 1,219人/51回        |
| 歯周病予防講演会                            | 72人/2回            |
| 睡眠・休養講演会                            | 87人/2回            |
| 出張健康づくりセミナー                         | 278人/14回          |
| 健康づくり応援講座（※2）                       | 33人/1回            |

- ※1 フィットネスプログラム：  
民間スポーツクラブを活用した個人指導型プログラム  
 ※2 健康づくり応援講座：  
ワーク・ライフ・バランスセミナーと合同開催

## 〔健康診査・がん検診等〕

30年度

| 健診（検診）名       | 受診者（人） | 有所見者（人）        | 対象者                              | 実施場所                       |
|---------------|--------|----------------|----------------------------------|----------------------------|
| 健康診査          |        |                |                                  |                            |
| 30歳代健診        | 7,823  | 5,059          | 30～39歳の人                         | 健康診査室・医療健診センター             |
| 国保特定健診        | 41,131 | —              | 練馬区国保の被保険者で40～74歳の人              | 健康診査室・医療健診センター・協力医療機関      |
| 75歳健診         | 3,380  | 3,288          | 75歳の人                            | 協力医療機関                     |
| 後期高齢者健診       | 43,170 | 42,464         | 後期高齢者医療制度の被保険者の人                 | 協力医療機関                     |
| 医療保険未加入者健診    | 4,121  | 4,008          | 生活保護受給者等で40歳以上の人                 | 協力医療機関                     |
| 一般胸部エックス線検査   | 66,693 | 22,660         | 40歳以上で区が実施する健康診査を受診する人           | 健康診査室・医療健診センター・協力医療機関      |
| 肝炎ウイルス検診      | 9,762  | C型 24<br>B型 52 | 30歳以上で、区が実施する肝炎ウイルス検診を受診したことのない人 | 健康診査室・医療健診センター<br>協力医療機関   |
| がん検診          |        |                |                                  |                            |
| 胃がん検診（バリウム検査） | 19,795 | 1,948          | 30歳以上の人                          | 健康診査室・医療健診センター・保健相談所・石神井庁舎 |
| 胃がん検査（内視鏡検査）  | 733    | 54             | 50歳の人                            | 医療健診センター                   |
| 子宮がん検診        | 15,802 | 419            | 20歳以上の人（前年度未受診の女性）               | 協力医療機関                     |
| 乳がん検診         | 16,928 | 1,309          | 40歳以上の人（前年度未受診の女性）               | 医療健診センター・区内協力医療機関          |
| 肺がん検診         | 27,528 | 834            | 40歳以上の人                          | 健康診査室・医療健診センター・区内協力医療機関    |
| 大腸がん検診        | 61,667 | 4,572          | 30歳以上の人                          | 健康診査室・医療健診センター・協力医療機関      |
| 前立腺がん検診       | 764    | 66             | 60・65歳の人                         | 健康診査室・医療健診センター・協力医療機関      |
| 成人歯科健診        | 2,731  | 2,090          | 30・40・45・50・60・70歳の人             | 協力歯科医療機関                   |
| 眼科（緑内障等）健診    | 2,988  | 641            | 50・55・60・65歳の人                   | 区内協力眼科専門医療機関               |

注：①がん検診の場合の有所見者は、精密検査が必要な人の数（精密検査の結果、大半の人はがんではない）

②国保特定健診および後期高齢者健診の受診者は、令和元年5月31日現在において確認している人の数

### 3 難病患者支援

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とする疾病をいう。このうち、国の指定難病、都単独の対象疾病、人工透析が必要な腎不全および血友病については、都が医療費助成を実施しており、区で申請を受け付けている。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。

このほか、難病患者については、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、都が実施している在宅難病患者医療機器貸与事業（吸入・吸引器）の対象となっている。

### 4 骨髄等提供者支援事業

骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の負担を軽減し、骨髄移植やドナー登録を推進するため、29年8月1日から、ドナーやドナーが勤務する事業所に助成金を交付している。

交付額は、骨髄等の提供に要した通院（検査）および入院した日数に応じて、通算7日を上限とし、1日につきドナーは2万円、ドナーが勤務する事業所は1万円である。30年度の交付状況はドナー6件、事業所2件、計8件であった。

## (2) 食育を推進する環境づくり

### ●練馬区食育推進ネットワーク会議

区民、関係団体と連携し「農地が身近にあるねりまならではの食育」の推進に取り組んでいる。30年度は5回開催し、若い世代（特に20～30歳代）に対する食育の推進の検討およびねりまの食育応援店事業の普及啓発について検討した。

### ●生涯を通じた食育の推進

#### 1 地域での食育事業

保健相談所では乳幼児から大人までを対象として、家族そろって健康的な食生活を実践するための支援を行っている。乳幼児健診や相談の機会に実施する食育講習会等のほか、地域の施設と連携して実施する地域食育講座を開始した。

〔保健相談所が実施している食育講習会〕 30年度

| 講習会            | 回数(回) | 参加延べ人数(人) |
|----------------|-------|-----------|
| 赤ちゃんからの飲む食べる相談 | 118   | 1,726     |
| すこやか親子の食事講習会   | 138   | 4,736     |
| 地域食育講座         | 159   | 5,229     |

### 2 食育実践ハンドブックの作成・活用

食生活の課題や、「ねりまならではの食育」をテーマに食育実践ハンドブックを作成し、冊子を活用した食育事業を展開している。

農業祭等で行う食育キャンペーンで、食育実践ハンドブックを活用した食育の普及啓発を行った。

### ●食育推進ボランティア

#### 1 ねりまの食育推進ボランティア講座

地域で食育活動を行う人材を育成するため、講義4回と調理実習1回の計5回の講座を実施している。

#### 2 活動支援

講座修了生を対象に、区の食育事業やボランティア活動の紹介等について情報交換会を開催し、継続した活動支援を行っている。

#### 3 協働事業

子どもたちを対象として、和食のだしを味わい、ご飯とみそ汁、おかず1品の食事を作って食べる体験事業「ちゃんとごはん」を11回開催し、子どもの参加は延べ211人だった。

また、乳幼児の保護者等を対象等とした「ちゃんとごはん」事業を5回実施し、参加は42人であった。

事業の企画から実施に従事した食育推進ボランティアは延べ57人となった

## (3) 健康に関する危機管理を行う

### ●予防接種

感染症の予防に関して予防接種の果たしてきた役割は極めて大きい。

特に乳幼児の時期に予防接種を受けることにより、個々人のり患を防ぐ（個人予防）だけでなく、感染症の流行も抑えている（社会予防）。

定期予防接種および任意予防接種は、区が委託する予防接種協力医療機関で通年（高齢者インフルエンザは冬期）個別接種により実施している。

#### 1 定期予防接種

「予防接種法」に基づく定期予防接種は、BCG（結核）、B型肝炎、Hib（ヒブ）、小児用肺炎球菌、DPT-IPV（4種混合）、不活化ポリオ、MR（麻しん風しん混合）、水痘（みずぼうそう）、日本脳炎、DT（2種混合）、高齢者用肺炎球菌および高齢者のインフルエンザである。

現在、子宮頸がん予防（HPV感染症）は厚生労働省通知に基づき積極的勧奨を差し控えている。

#### 2 任意予防接種

「予防接種法」に定めのない予防接種について、つぎの表のとおり接種費用を助成している。

## 〔任意予防接種の接種費用助成〕

|                    | 助成開始時期 | 対象者  | 助成費用   |
|--------------------|--------|--|--------|
| おたふくかぜ             | 25年4月  | 1歳以上3歳未満の人                                       | 3,000円 |
| MR（麻しん風しん混合）未接種者対策 | 24年4月  | 2歳以上19歳未満で、接種が終了していない人                           | 全額     |
| 風しん抗体検査            | 26年4月  | 19歳以上の人<br>①妊娠を希望している女性<br>②①の同居者<br>③妊娠中の女性の同居者 | 全額     |
| 風しん予防接種            | 25年3月  |  |        |

注：生活保護受給者は全額助成

## 3 ねりま子育てサポートナビ

近年の度重なる予防接種制度改正に伴い、予防接種を受けるスケジュールの作成が被接種者やその保護者にとって大きな負担となり、接種間隔の誤りや接種漏れが生じてしまう可能性がある。

そのため、27年4月より被接種者の生年月日等を入力することにより、スケジュールが自動作成される「予防接種サポートシステム」を導入した。28年4月には、妊娠・子育て応援メールの配信機能を付加し、「ねりま子育てサポートナビ」として稼働している。

## ●感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、感染症の日常的な発生状況を把握するとともに、感染症発生時には適切な医療の確保・防疫対応、疫学調査等を行っている。

27年には、中東地域や韓国における中東呼吸器症候群（MERS）の流行に伴い、感染者の海外からの入国および二次感染の危惧に対し、防疫体制を構築した。

また、「感染症法」の一部改正により、27年1月21日、中東呼吸器症候群および鳥インフルエンザ（H7N9）が二類感染症に、28年2月15日、ジカウイルス感染症が四類感染症に追加された。

## 1 結核

近年の結核罹患率は減少しているが、高齢者が占める割合は増加している。

30年の新登録患者数は74人（転入を含む。）であった。過半数が高齢者であり、高齢者の結核対策は重要な課題となっている。また、登録時に高い感染性のあった結核患者は31人であった。

正しい知識の普及、結核患者への服薬支援、家族や接触者に対する健康診断などの対策を実施している。

## 2 五類感染症

五類感染症は、発生情報を収集・分析して結果を公開し、発生・拡大を防止すべき感染症である。区では医師会・教育委員会等への情報提供をしている。

麻しんは、27年に日本から排除されたが、海外からの輸入例による感染は続いている。風しんは、令和2年までに日本から排除することを目標としている。麻しんおよび風しんについては、感染拡大防止を図るため、東京都健康安全研究センターで早期に確定検査を行い、適切な対応に努めている。

## 〔保健所への届出患者数〕

（単位：人） 30年

| 分類                | 疾患名  | 届出患者数 |
|-------------------|--|-------|
| 一類                | 1 エボラ出血熱   | 0     |
|                   | 2 クリミア・コンゴ出血熱  | 0     |
|                   | 3 痘そう  | 0     |
|                   | 4 南米出血熱  | 0     |
|                   | 5 ペスト  | 0     |
|                   | 6 マールブルグ病  | 0     |
|                   | 7 ラッサ熱   | 0     |
| 二類                | 8 急性灰白髄炎（ポリオ）  | 0     |
|                   | 9 結核   | 119   |
|                   | 10 ジフテリア   | 0     |
|                   | 11 SARS（重症急性呼吸器症候群）  | 0     |
| 三類                | 12 MERS（中東呼吸器症候群）  | 0     |
|                   | 13 鳥インフルエンザ（H5N1）  | 0     |
|                   | 14 鳥インフルエンザ（H7N9）  | 0     |
|                   | 15 コレラ   | 0     |
| 四類                | 16 細菌性赤痢   | 1     |
|                   | 17 腸管出血性大腸菌感染症   | 15    |
|                   | 18 腸チフス  | 0     |
|                   | 19 パラチフス   | 0     |
| 五類                | 22 A型肝炎  | 8     |
|                   | 61 レジオネラ症  | 3     |
|                   | 64 アメーバ赤痢  | 5     |
|                   | 66 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症  | 4     |
|                   | 67 急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）  | 2     |
|                   | 68 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く） | 1     |
|                   | 69 クリプトスポリジウム症   | 1     |
|                   | 70 クロイツフェルト・ヤコブ病   | 1     |
|                   | 71 劇症型溶血性レンサ球菌感染症  | 2     |
|                   | 72 後天性免疫不全症候群  | 5     |
| 74 侵襲性インフルエンザ菌感染症 | 3  |       |
| 76 侵襲性肺炎球菌感染症     | 17   |       |
| 79 梅毒             | 10   |       |
| 80 播種性クリプトコックス症   | 1  |       |
| 84 百日咳            | 69   |       |
| 85 風しん            | 40   |       |
| 86 麻しん            | 1  |       |

注：四・五類感染症は種類が多いため、届出のあった疾患のみ掲載している。

## 3 エイズ・性感染症

国内のHIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者、エイズ患者の報告数は、ここ数年、横ばい状態で推移して

いる。都内における HIV 感染者、エイズ患者の報告数は、全国の報告数の約 30% を占めている。また、近年、梅毒の患者数が増加しており、男性は 20 ～ 40 歳代に多く女性は 20 歳代で急増している。

これらは、無症候期の間に感染が広がっている可能性があり、特に若年層における発生の割合が高まっているため、正しい知識の普及や感染予防、早期発見の取組が重要となっている。

そこで、区内の中学校や高校、大学で、エイズや性感染症の正しい知識の普及啓発を行っている。

また、豊玉保健相談所では、HIV 抗体検査と同時に、性感染症検査（梅毒・クラミジア・淋菌）を無料・匿名で実施している。

#### 〔エイズ相談・HIV・性感染症抗体検査実施数〕

（単位：件） 30 年度

| 区 分        | 件 数 |
|------------|-----|
| エイズ相談      | 309 |
| HIV 抗体検査   | 294 |
| 梅毒検査       | 197 |
| クラミジア・淋菌検査 | 54  |

## 4 新型インフルエンザ

区では、26 年 6 月に「練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。さらに、「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル」を整備し、より実効性の高い対策がとれるよう体制整備を図った。今後は、発生段階に応じた保健医療体制および庁内外を含めた体制整備の充実を図っていく。

### (4) 安全な衛生環境を確保する

#### ●食品衛生

食中毒防止、食品の安全性確保のため、30 年度は営業者の監視指導を 13,510 件、食品等の検査を 2,329 検体行った。また、営業者向けの食品衛生講習会を実施した。

こうした監視指導を行うに当たり、区では毎年度「食品衛生監視指導計画」を策定している。31 年度の計画策定に当たっては、区民から意見を求めるとともに、練馬区食品衛生推進員会議での意見を参考にした。

30 年度の区内での食中毒の発生は 3 件であった。

#### ●食品衛生普及啓発活動

30 年度は、消費者向けの食中毒予防講習会を 17 回実施し、605 人が参加した。そのうち食育の一環として、区内の保育園や小学校を対象に、紙芝居や手洗い

練習を通して食中毒予防について学ぶ「食の安全教室」を開催し、335 人が参加した。

また、「食の安全・安心シンポジウム」を 10 月に開催した。テーマは「実際どうなの？災害時の食と衛生」で、113 人が参加した。

そのほか、「ねりま食品衛生だより」（年 3 回発行）、区ホームページ、ツイッター等を活用して普及啓発活動を行った。

#### ●環境衛生

多数の人が利用するプール、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所、旅館等では一定の衛生水準が確保されることが必要である。

そのため、これらの施設に対する監視指導を行うとともに、施設の空気環境や細菌、水質等の検査を実施している。30 年度は、1,051 件の監視指導を行った。このほかにも飲料水についての相談受付・指導を行っている。

#### ●ペット動物の飼養

犬については、「狂犬病予防法」および「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」により、畜犬登録、狂犬病予防注射、正しい飼い方の啓発などの事業を行っている。30 年度末現在、区内の犬の登録件数は 25,280 頭である。

猫については、飼い猫の去勢・不妊手術費の一部を助成する事業を行っている。飼い主のいない猫をめぐる問題を解決するために活動する団体を登録し、団体に対して去勢・不妊手術費用の助成や猫保護ケージ等の貸出しなどを行っている。30 年度末現在、65 団体が登録している。

また、災害時に、適切に飼育動物の保護を行い区民の安全・安心を確保するため、災害時のペット対策事業を行っている。30 年度は、2 月にペットの飼い主を対象にした講演会「災害が起こったら、うちのペットはどうしよう？～ペットとの安全を住まいから考える～」を実施した。そのほか、災害時ペット管理ボランティアを募り、30 年度末現在 35 人が活動している。

#### ●ねずみ・害虫対策

衛生的で快適な生活環境を確保するため、ねずみ・害虫等の相談および駆除を行っている。

30 年度は、ねずみに関して 301 件、害虫等に関して 1,221 件の苦情・相談を受け付けた。また、ボウフラ、ユスリカの駆除およびスズメバチの巣の除去を行うとともに、ハチ対策講習会を行った。

なお、「害虫相談ダイヤル」を 5 ～ 11 月の期間、開設した。

## ●医療監視・指導

診療所、助産所、施術所、歯科技工所の施設・設備の管理状況について、監視・指導を行っている。

30年度には145か所の監視指導を行った。

## ●薬事衛生

### 1 薬事監視

医薬品等の品質と、その有効性および安全性を確保するため、薬局・医薬品販売業（卸売販売業、配置販売業を除く）・麻薬小売業・医療機器販売業等の監視指導、医薬品等の検査を行っている。30年度には776件の監視指導、5品目の医薬品等の検査を行った。

また、薬事関連法令の趣旨の徹底を図るため、営業者および薬剤師等を対象に啓発活動を行った。

### 2 毒物劇物監視

毒物劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、毒物劇物販売業および業務上取扱者の監視指導を行っている。

また、盗難や事故等が発生した場合に社会的影響の大きい農薬、トルエン、シアン等を取り扱う販売業および業務上取扱者の一斉監視を行っている。30年度には61件の監視指導を行った。

### 3 有害物質を含有する家庭用品の検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、日常使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防ぐため、規制対象となっている家庭用品の試買検査を行っている。30年度には、46品目（延べ81項目）の試買検査を行った。

## ●免許申請などの取扱い

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の免許の交付、書換え、再交付等の申請を取り扱っている。

30年度は1,033件取り扱った。



## 25 地域福祉の推進

### (1) 「ずっと住みたいやさしいまちプラン」

#### ●練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画

地域福祉の推進と福祉のまちづくりに総合的・一体的に取り組むため、28年3月に、「ずっと住みたいやさしいまちプラン（練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画）（平成27～31年度）」を策定した。

この計画は、「社会福祉法」に規定する市町村地域福祉計画であり、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」に規定する福祉のまちづくりの推進に関する計画としても位置付けられている。

#### 1 基本理念

本計画で定められている基本理念は、以下のとおりである。

- 【共感】 人々の多様な状況を共感をもって理解し、多様な意見を取組に反映させます。
- 【協働】 区、事業者および区民等が、主体的に取り組む、相互に尊重し、協力することにより推進します。
- 【推進】 着実に実施することにより継続的に発展させていきます。

#### 2 計画の体系（施策と事業）

「ともに支え合う だれもが自由に社会参加のできるまち」の実現を計画目標とし、その実現に向けた施策と事業（4施策49事業）で構成されている。

- (1) ともに支え合う地域社会を築く（17事業）
- (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める（14事業）
- (3) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する（12事業）
- (4) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる（6事業）

### (2) ともに支え合う地域社会を築く

#### ●平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくり

（福）練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが中心となり、区民である地域福祉協働推進員（ネリーズ）と協力しながら地域のネットワークづくりを進める活動を区が支援している。

#### ●避難行動要支援者支援の充実

「災害対策基本法」に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人（避難行動要支援者）をあらかじめ登録する避難行動要支援者名簿を作成している。

一定の要件に該当する人を自動で名簿に登録するほか、その他の準ずる人も希望により登録し、災害時には、名簿を活用し、地域全体で安否確認・避難支援を行う体制を構築している。外部提供に同意された人の情報は、平常時から関係機関と情報を共有している。

また、区内の社会福祉施設等を福祉避難所（※）として指定している。

28年度に、介護・障害福祉サービス事業者と災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定を締結し、要支援者に対する災害時の生活支援体制を強化している。

※福祉避難所：

災害時に避難拠点での生活が困難な方を受け入れる避難所（30年度末現在 40か所）

#### ●民生・児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている人や高齢者などの相談に応じている。

任期は3年で児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

#### ●地域福祉パワーアップカレッジねりま

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に開設した。30年度末現在、11期生18人、12期生23人が在籍している。

#### ●ユニバーサルデザイン推進ひろばの運営

区民、事業者等との協働によるバリアフリー整備、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための正しい知識や必要な情報を提供する拠点として開設している。

#### ●やさしいまちづくり支援事業

地域福祉や福祉のまちづくり活動を行う区民活動グループの創意工夫あふれる企画提案事業に対して、活動費の一部助成や活動への助言などの支援を実施している。30年度は13団体に対して支援を行った。

### ●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で、家事援助・介護サービス、移動サービスおよび食事サービスの活動を1年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。30年度は14団体に対して交付を行った。

### ●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。

区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、協議を行っている。

## (3) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する

### ●小学生ユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア（段差など）等への興味関心を高めることにより、多様な人に対する理解の促進に取り組んでいる。30年度は、学校出張型を3回、区内在住・在学の小学校3～6年生を対象に学校外編を2回実施し、延べ341人が参加した。

### ●情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進

誰もが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」を29年2月から区ホームページで公開している。

### ●第2回「ねりまユニバーサルフェス」を開催

障害のある人や高齢者、子ども、外国人など、さまざまな人が共に暮らせる地域社会を実現するために、スポーツや音楽、アートを楽しみながら、お互いの理解を深めることができるよう、12月を中心に多彩なイベントを開催した。

## (4) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

### ●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

区と（福）練馬区社会福祉協議会が、高齢や障害のため、福祉サービスの利用や財産管理が困難な人に必要なサービスや制度を紹介し、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、17年1月に開

設した。福祉サービスの利用手続の支援、成年後見制度の利用支援などを行っている。

なお、19年1月に、区における成年後見制度活用を促進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けられた。

### ●福祉サービス指導監査・検査および社会福祉法人の設立認可

練馬区に本部があり、区内のみで事業を行う社会福祉法人を対象に、自立的な経営基盤の確立および事業運営の透明性の確保を図るため、指導監査を行っている。30年度は10法人に対する指導監査および1回の集団指導を実施した。

また、区内の障害福祉サービス事業者等を対象に、サービスの質の向上および支給の適性化を図るため、指導検査を行っている。30年度は59サービスに対する実地指導および2回の集団指導を実施した。

社会福祉法人の設立認可については、31年3月に1法人を新たに認可した。

### ●苦情対応のための第三者機関の設置

保健福祉サービスの利用に関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、15年6月に保健福祉サービス苦情調整委員を設置した。

弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員（非常勤職員）2人で構成されている。

## (5) 練馬区社会福祉協議会との連携

### ●社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

社協は、地域の社会福祉活動を推進する営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、「社会福祉法」において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

#### 1 活動

公益性の高い組織として以下の活動をしている。

- (1) ボランティア活動の推進や権利擁護センターの運営
- (2) 共同募金への協力
- (3) 区の福祉事業の受託

#### 2 理念

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を理念に掲げている。

27年度に「第4次地域福祉活動計画」を策定した。この計画は、区の「ずっと住みたい やさしいまちプラン」と両輪をなす計画であり、区と社協は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。



# 26 生活の安定に向けた自立支援

## (1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

### ●生活保護

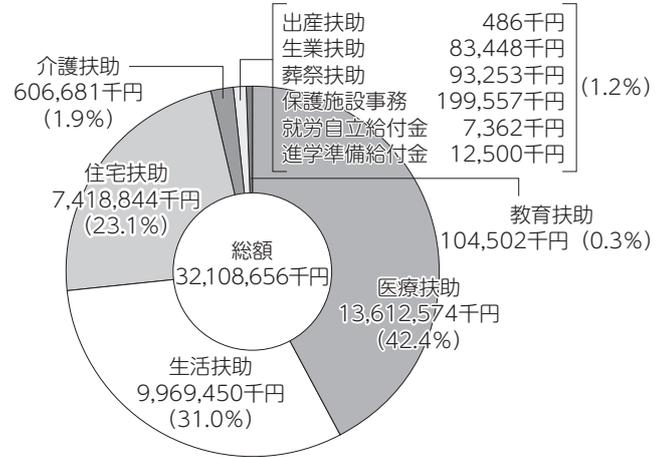
生活保護制度は、憲法第 25 条に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした「最後のセーフティネット」である。

#### 1 生活保護受給状況

受給者は、4 年度を底に増加し続けており、20 年度以降急増したが、近年は横ばい傾向である。

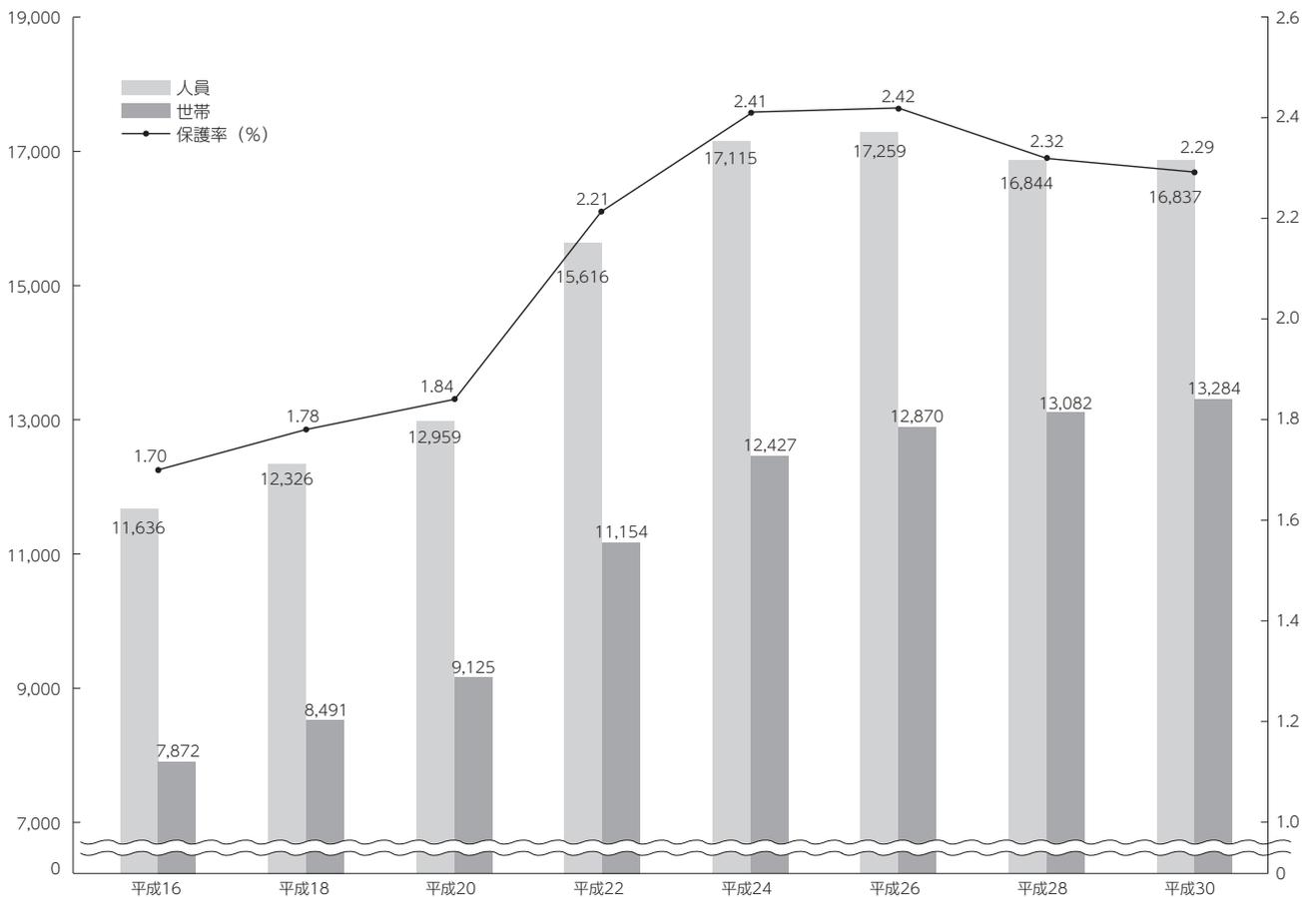
〔生活保護費支出状況〕

30 年度



※：生活保護費支出総額は、29 年度と比較して 1.03% 減少している。

〔生活保護受給世帯、受給者数および保護率の推移〕



〔生活保護世帯および人員〕

30 年度

| 年度 | 実数     |        | 生活扶助   |        | 住宅扶助   |        | 教育扶助 |       | 介護扶助  |       | 医療扶助   |        | 生業扶助    |         | 葬祭扶助  |       | 出生扶助 |      |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|-------|-------|-------|--------|--------|---------|---------|-------|-------|------|------|
|    | 世帯     | 人員     | 世帯     | 人員     | 世帯     | 人員     | 世帯   | 人員    | 世帯    | 人員    | 世帯     | 人員     | 世帯      | 人員      | 世帯    | 人員    | 世帯   | 人員   |
| 26 | 12,870 | 17,259 | 11,477 | 15,407 | 11,808 | 15,914 | 825  | 1,132 | 2,363 | 2,470 | 10,253 | 12,479 | 5,769 * | 6,205 * | 364 * | 364 * | 9 *  | 9 *  |
| 27 | 13,004 | 17,095 | 11,520 | 15,232 | 11,885 | 15,821 | 726  | 987   | 2,232 | 2,325 | 10,432 | 12,694 | 5,912 * | 6,409 * | 389 * | 389 * | 10 * | 10 * |
| 28 | 13,082 | 16,844 | 11,590 | 14,887 | 12,055 | 15,843 | 640  | 874   | 2,598 | 2,727 | 10,563 | 12,687 | 6,218 * | 6,666 * | 408 * | 408 * | 6 *  | 6 *  |
| 29 | 13,340 | 17,043 | 11,608 | 14,912 | 12,102 | 15,694 | 579  | 791   | 2,667 | 2,794 | 10,549 | 12,581 | 5,892 * | 6,291 * | 450 * | 450 * | 4 *  | 4 *  |
| 30 | 13,284 | 16,837 | 11,528 | 14,718 | 12,040 | 15,433 | 543  | 773   | 2,719 | 2,843 | 10,556 | 12,512 | 5,219 * | 5,665 * | 482 * | 482 * | 3 *  | 3 *  |

注：\*は、年間累計数値

## 2 自立への取組

就労自立・社会生活自立・日常生活自立を支援するため、自立支援プログラムを策定している。30年度は7,401人を支援した。

### 【実施中のプログラム】

- 1 「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム
- 2 就労支援（専門員による取組）プログラム
- 3 就労サポート事業プログラム
- 4 精神保健福祉支援 退院促進プログラム
- 5 精神保健福祉支援 居宅生活支援プログラム
- 6 高校進学支援プログラム
- 7 学力向上支援プログラム
- 8 不登校等子ども支援プログラム
- 9 多重債務解消支援プログラム
- 10 居宅生活支援プログラム
- 11 高齢者世帯訪問支援業務および高齢者世帯日常生活支援プログラム

### ●法外援護

生活保護世帯の自立を支援するため、「生活保護法」では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。

30年度の実績は115,954,689円であった。

#### 【支給内容】

入浴証、児童・生徒への学童服・運動着購入費および中学校卒業等就職等支度金、家財保管料および処分料、自立促進費5種（就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援）

### ●生活困窮者自立支援事業

27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、経済的困窮者に対し、自立の促進を図ることを目的とした事業である。「生活サポートセンター」を相談窓口とし、自立相談支援を中心に家計改善支援、住居確保給付金の支給を実施している。

この他に、就労準備支援、一時生活支援、子どもの学習・生活支援の事業を実施している。

#### 【生活サポートセンターの利用状況】

（単位：人）

| 年度 | 自立相談支援事業利用者数 | 家計改善支援事業利用者数 | 住居確保給付金受給者数 |
|----|--------------|--------------|-------------|
| 28 | 760          | 40           | 24          |
| 29 | 723          | 32           | 21          |
| 30 | 930          | 45           | 30          |

※住居確保給付金については、相談、申請受付、受給期間中の就労支援を生活サポートセンターが実施する。

### ●戦争犠牲者の援助

#### 1 戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。30年度の特別弔慰金等の請求受付は9件であった。

#### 2 原爆被爆者見舞金

8月1日現在区に住所があり、被爆者健康手帳の交付者に、見舞金を支給している。30年度は、1人当たり12,500円を308人に支給した。

### ●中国残留邦人等への支援

#### 1 支援給付

一定の要件を満たした、特定中国残留邦人等を対象に実施している。31年3月現在、受給世帯数は55世帯、受給人員は83人であった。

#### 2 配偶者支援金

中国残留邦人等の亡き後も特定配偶者が安定した生活を送るため、支援給付に加えて26年10月から支給している。31年3月現在、対象者は3人であった。

#### 3 地域生活支援事業の実施

中国残留邦人等とその同伴帰国した家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを実施している。

### ●各種資金貸付制度などの運営

#### 1 応急小口資金の貸付け

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に資金を無利子で貸し付けている。

貸付限度額は、一般貸付が20万円まで、特別貸付が60万円までである。

#### 【応急小口資金貸付け状況】

| 年度 | 件数(件) | 金額(千円) |
|----|-------|--------|
| 28 | 199   | 28,787 |
| 29 | 139   | 18,470 |
| 30 | 128   | 16,380 |

#### 2 高等学校進学準備資金の貸付け

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、進学者1人につき7万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。

#### 【高等学校進学準備資金】

| 年度 | 件数(件) | 金額(千円) |
|----|-------|--------|
| 28 | 15    | 699    |
| 29 | 24    | 1,282  |
| 30 | 10    | 621    |

### 3 入院資金の貸付け

65歳以上の高齢者、身体障害者手帳や愛の手帳の所持者が入院し、入院費用（差額ベッド代、医療費等）の支払いが困難な場合に、120万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。30年度は36件、395万円の貸付けを行った。

#### ●生活の安定と自立のために

##### 1 東京都母子及び父子福祉資金の貸付け

20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母・父子家庭の父を対象に、事業開始、技能習得、修学など12種類の福祉資金を貸し付けている。30年度は401件、2億7,422万円の貸付けを行った。

##### 2 女性福祉資金の貸付け

配偶者がいない女性等を対象に、11種類の福祉資金を貸し付けている。30年度は4件、384万円の貸付けを行った。

##### 3 入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を援助している。30年度は24件の利用があった。



## 第3章

# 安全・快適な都市の実現に向けた基盤整備

|      |                          |     |    |                          |     |
|------|--------------------------|-----|----|--------------------------|-----|
| 30-1 | 良好な地域環境を作る …             | 132 | 34 | 安全・安心な地域づくり …            | 156 |
| 30-2 | 地域特性を活かした<br>まちづくりの推進 …… | 136 | 35 | 地域生活を支える<br>駅周辺のまちづくり …… | 158 |
| 31   | 鉄道・道路など<br>都市インフラの整備 ……  | 140 | 36 | 自立分散型エネルギー社会の<br>構築 ……   | 161 |
| 32   | 災害に強い安全な<br>まちづくり ……     | 147 | 37 | リサイクルの推進と<br>ごみの発生抑制 ……  | 164 |
| 33   | 地域防災力の向上 ……              | 152 | 38 | 住まいの支援 ……                | 169 |



公園機能を充実させた「こまどり公園」

# 30-1 良好な地域環境を作る

【関連文書：「ねりまのかんきょう」練馬区環境部環境課】

## (1) まちづくりで環境に配慮する

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模なまちづくりを進める際に、その計画の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画に反映させて、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続きである。

区が関係地域になった事業は、30年度末現在20件である。

## (2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する

### ●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場等から排出される窒素酸化物、光化学オキシダントおよび浮遊粒子状物質等によって引き起こされている。大気汚染物質に関する環境基準（※）は、つぎの表のとおりである。

特に、廃棄物焼却炉を主な発生源とするダイオキシン類汚染と、建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっている。このため、環境調査および発生源対策を実施している。

※環境基準：

「環境基本法」に基づき定められた、人の健康を保護し生活環境を良好に保つため維持することが望ましい基準

### 〔大気汚染物質に関する環境基準〕

| 物質         | 環境基準  | 長期的評価の方法  |
|------------|---|---|
| 二酸化窒素（※）   | 1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下                              | 年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値（98%値）が0.06ppm以下であれば「達成」とする。  |
| 浮遊粒子状物質（※） | 1時間値の1日平均値が、0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下 | 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあたるものを除外した日の値（2%除外値）が環境基準以下であれば「達成」とする。<br>（ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」） |
| 光化学オキシダント  | 1時間値が0.06ppm以下  |   |

※：1年間に6,000時間以上測定した測定局が評価の対象

## 1 大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、区は13か所の測定室を設置している。30年度の各汚染物質の状況は、つぎのとおりである。

### 〔大気汚染測定結果（区測定）〕

30年度

| 測定室     | 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )<br>(単位：ppm) |       |              | 浮遊粒子状物質 (SPM)<br>(単位：mg/m <sup>3</sup> ) |       |            | 光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )<br>(単位：ppm) |       |
|---------|--------------------------------------|-------|--------------|--|-------|------------|---|-------|
|         | 適否                                   | 1日平均値 | 1時間値の98%日平均値 | 適否                                       | 1日平均値 | 2%日平均値の除外値 | 適否                                      | 1時間値  |
| 豊玉北     | ○                                    | 0.014 | 0.038        | ○  | 0.020 | 0.049      | ×                                       | 0.160 |
| 石神井南中学校 | ○                                    | 0.014 | 0.037        | -  | -     | -          | ×                                       | 0.137 |
| 大泉中学校   | ○                                    | 0.014 | 0.038        | -  | -     | -          | ×                                       | 0.126 |
| 北町小学校   | ○                                    | 0.022 | 0.044        | -  | -     | -          | -                                       | -     |
| くすのき緑地  | ○                                    | 0.023 | 0.047        | -  | -     | -          | -                                       | -     |
| 石神井西小学校 | ○                                    | 0.020 | 0.039        | -  | -     | -          | -                                       | -     |
| 長光寺橋公園  | ○                                    | 0.020 | 0.041        | ○  | 0.018 | 0.047      | -                                       | -     |
| 谷原交差点   | ○                                    | 0.021 | 0.042        | ○  | 0.019 | 0.048      | -                                       | -     |
| 大泉北小学校  | ○                                    | 0.015 | 0.038        | -  | -     | -          | -                                       | -     |
| 小竹      | ○                                    | 0.017 | 0.039        | ○  | 0.021 | 0.043      | -                                       | -     |
| 高松一丁目   | ○                                    | 0.016 | 0.039        | ○  | 0.016 | 0.044      | -                                       | -     |
| 大泉町三丁目  | ○                                    | 0.016 | 0.038        | -  | -     | -          | -                                       | -     |
| 大泉町四丁目  | ○                                    | 0.017 | 0.039        | -  | -     | -          | -                                       | -     |

注：適否とは、環境基準を達成できたか否かを表す。

### (1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 1時間値の1日平均値（一般環境・沿道環境）

1時間値の1日平均値については、29年度と比較し、全か所とも減少している。環境基準については、全か所とも達成した。

### 〔一般環境〕

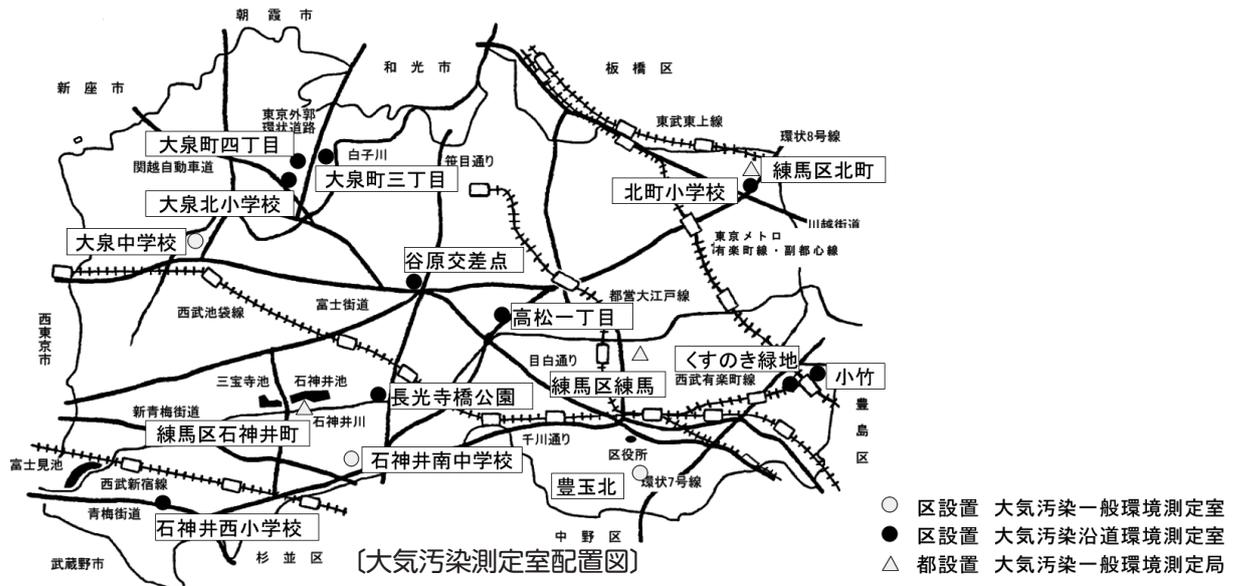
(単位：ppm)

| 測定室     | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  | 30年度  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 豊玉北     | 0.017 | 0.017 | 0.015 | 0.015 | 0.014 |
| 石神井南中学校 | 0.017 | 0.016 | 0.016 | 0.016 | 0.014 |
| 大泉中学校   | 0.018 | 0.017 | 0.017 | 0.016 | 0.014 |

### 〔沿道環境〕

(単位：ppm)

| 測定室     | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  | 30年度  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 北町小学校   | 0.028 | 0.027 | 0.024 | 0.025 | 0.022 |
| くすのき緑地  | 0.026 | 0.027 | 0.026 | 0.025 | 0.023 |
| 石神井西小学校 | 0.023 | 0.023 | 0.021 | 0.022 | 0.020 |
| 長光寺橋公園  | 0.025 | 0.024 | 0.022 | 0.022 | 0.020 |
| 谷原交差点   | 0.025 | 0.024 | 0.022 | 0.023 | 0.021 |
| 大泉北小学校  | 0.018 | 0.018 | 0.017 | 0.017 | 0.015 |
| 小竹      | 0.021 | 0.020 | 0.019 | 0.019 | 0.017 |
| 高松一丁目   | 0.020 | 0.019 | 0.018 | 0.018 | 0.016 |
| 大泉町三丁目  | 0.021 | 0.020 | 0.019 | 0.018 | 0.016 |
| 大泉町四丁目  | 0.021 | 0.022 | 0.020 | 0.019 | 0.017 |



(2) 浮遊粒子状物質 (SPM) 1 時間値の 1 日平均値  
1 時間値の 1 日平均値については、29 年度と比較し、1 か所の測定室で減少となり、3 か所の測定室で増加した。環境基準については、全か所とも達成した。

〔浮遊粒子状物質 (SPM)〕 (単位: mg/m<sup>3</sup>)

| 測定室    | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 豊玉北    | 0.021 | 0.019 | 0.017 | 0.016 | 0.020 |
| 長光寺橋公園 | 0.022 | 0.020 | 0.018 | 0.018 | 0.018 |
| 谷原交差点  | 0.022 | 0.022 | 0.018 | 0.018 | 0.019 |
| 小竹     | 0.021 | 0.020 | 0.020 | 0.019 | 0.021 |
| 高松一丁目  | 0.021 | 0.019 | 0.017 | 0.017 | 0.016 |

(3) 光化学オキシダント (Ox) 1 時間値  
環境基準 (1 時間値 0.06ppm 以下) については、全か所ともに達成していない。

〔光化学オキシダント (Ox)〕 (単位: ppm)

| 測定室     | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 豊玉北     | 0.161 | 0.186 | 0.136 | 0.159 | 0.160 |
| 石神井南中学校 | 0.147 | 0.180 | 0.144 | 0.161 | 0.137 |
| 大泉中学校   | 0.151 | 0.184 | 0.133 | 0.151 | 0.126 |

## 2 光化学スモッグ

30 年度の注意報の発令日数は 4 日で、29 年度の 5 日より減少した。

光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

## 3 ダイオキシン類環境調査

30 年度も区内 3 か所で年 4 回 (5・8・11・2 月)、大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、全ての地点において環境基準を下回っていた。

## 4 アスベスト環境調査

30 年度も区内 4 か所で年 4 回 (5・8・11・2 月)、大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は 0.26 本/L (総繊維数濃度) であった。

### ●練馬区アスベスト飛散防止条例

18 年 1 月に「練馬区アスベスト飛散防止条例」を施行し、「大気汚染防止法」対象外のアスベスト含有成形板の除去工事等について、規模に応じて区への事前届出およびアスベストの飛散防止対策等を義務付けている。

また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けている。

### ●事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、59 種類の化学物質について年間各 100kg 以上使用した場合に、使用量等を区長に報告することが義務付けられている。

30 年度は、ガソリンスタンド等 58 事業所から使用量等の報告があった。

### ●事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、有害物質による土壌汚染を防止するため、以下の場合には土壌調査が義務付けられている。

#### 1 対象となる事業所

指定された 27 物質 (揮発性有機化合物、重金属、農薬等) の取扱い履歴のある事業所

#### 2 対象となる状況

- (1) 事業場の廃止または建物を除却する場合
- (2) 3,000m<sup>2</sup>以上の土地を改変する場合 (都所管)

30年度は、6事業所から区へ調査結果の報告があった。

調査の結果、汚染されていることが判明した場合には、土の入替え等の汚染拡散の防止措置を講じなければならない。

### ●放射線量の測定

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受けて、23年6月より区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。

30年度の測定結果は0.027～0.080マイクロシーベルト/時であり、区に対応基準である0.24マイクロシーベルト/時以下であった。

### ●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる現象である。水質汚濁が進むと悪臭や水生生物の生息に影響を与える。

区内の河川の水質は全般的に改善しており、魚類などの水生生物も見られるようになってきている。29年3月に河川の水質環境基準の類型指定が見直され、石神井川はB類型、白子川はC類型に指定された。

年4回実施している水質調査結果では、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目は、降雨や河川改修工事の影響を除けば、環境基準を満たしている。人の健康に影響を及ぼす恐れのある有機重金属等の項目も環境基準を満たしている。

### ●公害に関する苦情および陳情の処理事務

公害問題の解決に向けた取組として、公害を未然に防ぐための環境教育の実施等が必要である。

特に、騒音や振動、悪臭等の解決については、一人ひとりが地域社会の中でお互いの生活を尊重し、思いやりを持った行動をとることが望まれる。区は、騒音計・振動計の貸出しやパンフレットの配布、苦情相談への対応を行っている。

また、公害の防止と問題の早期解決を図るため、夜間騒音等実態調査を実施している。30年度は22件実施した。

さらに、深夜営業の飲食店に対しては、練馬警察署が開催する講習会の場を借りて、区が騒音等苦情の抑制についての講義を行った。

### 〔現象・業種別苦情受付件数〕

(単位：件) 30年度

|       | 工場 | 指定作業場 | 建設作業 | 一般 | 合計  | 構成比 (%) |
|-------|----|-------|------|----|-----|---------|
| ばい煙   | 1  | 0     | 0    | 8  | 9   | 3.5     |
| 粉じん   | 0  | 1     | 20   | 1  | 22  | 8.6     |
| アスベスト | 0  | 0     | 6    | 0  | 6   | 2.3     |
| 有害ガス  | 0  | 0     | 0    | 3  | 3   | 1.2     |
| 悪臭    | 3  | 1     | 0    | 23 | 27  | 10.5    |
| 汚水    | 0  | 0     | 0    | 0  | 0   | —       |
| 騒音    | 2  | 3     | 73   | 41 | 119 | 46.5    |
| 振動    | 0  | 1     | 51   | 2  | 54  | 21.1    |
| その他   | 1  | 2     | 9    | 4  | 16  | 6.3     |
| 合計    | 7  | 8     | 159  | 82 | 256 | 100.0   |

注：2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件としてカウント

## (3) まちの美化を進める

### ●「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行喫煙等の防止条例」の施行

空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをなくすとともに、落書きを一掃するために、「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」を9年3月に制定した。その後、歩行喫煙の防止を強化するために、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を制定し、22年4月から施行した。

両条例では、環境の美化や安全で快適な地域社会の実現を図ること、また、区・区民・事業者の責務を明らかにすることによって三者が協力して取り組むことを定めている。こうした目的を達成するために、以下の取組を行っている。

#### 1 まち美化意識の啓発

30年度中に行った主な啓発活動は、つぎのとおりである。

- (1) 区内一斉清掃 (5月27日・11月25日)
- (2) 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン (区内3駅周辺にて実施)

#### 2 美化活動の推進

##### (1) 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等の環境美化団体に清掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを実施するなどの支援を行っている。(30年度44団体 53,140世帯)

##### (2) 環境美化活動団体

区民による自主的の清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。(30年度町会・自治会71団体 60,083世帯、ボランティア団体73団体 19,475人)

### 3 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

#### (1) マナーアップ指導業務

21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を巡回し、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」の周知および歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

#### (2) 路面表示シート等による周知

条例の周知を図るため、歩行喫煙等の禁止を促す路面表示シートを区内の駅周辺の約1,500か所に貼付している。

また、29年度から新たに電柱広告を活用し、区内118本に掲出している。



〔路面表示シート〕

#### (3) 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、30年度末現在、練馬駅3か所、大泉学園駅2か所、富士見台駅、中村橋駅、光が丘駅に喫煙所を設置している。

### 4 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度2.6%だったものが、30年度には0.2%にまで減少した。(数値はいずれも4駅全20調査地点の集計値)

### 5 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を19年度から調査している。

調査開始当初は、4駅の吸い殻本数の合計は500本前後であった。30年度は153本となっている。

### 6 落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して落書き消しを行っている。(30年度は6件、7か所、延べ18.64㎡)

#### ●あき地管理

区では、あき地の適正な管理を図るため、所有者等に対し、適正管理の依頼通知を送付し、あき地の自主管理を依頼している。

#### ●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣するなどし、親カラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、その原因となる巣などの撤去を行っている。

#### ●アライグマ・ハクビシン対策

アライグマやハクビシンによる天井裏への侵入等の生活被害を受けている場合、区が業者に委託してわなを設置し、捕獲する事業を30年度に開始した。

#### ●空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進

適正に管理が行われていない空き家が、防災・防犯面での懸念や不法投棄の誘発、景観の阻害など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。国は、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、併せて空き家の活用を促進するため、26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、27年5月に全面施行した。

一方で、空き家だけではなく、居住者がいながら堆積物等による不良な状態にある居住建築物（いわゆる「ごみ屋敷」）をめぐる問題も、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

そこで、区は区内の空き家の所在や状態、所有者のニーズ等の実態を把握することがまちづくりを進めていく上で必要不可欠であると考え、27年度に「練馬区空き家等実態調査」を実施した。

調査の結果を基に、「練馬区空き家等対策計画」を29年2月に策定するとともに、計画に基づく取組を適切に進めるため、29年7月に「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」を制定し、29年10月に全面施行した。

条例制定後は、練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会を開催するなど、問題の解決に向けた取組・手続等を推進している。

## 30-2 地域特性を活かしたまちづくりの推進

### (1) 計画的な土地利用を誘導し、 良好な市街地を形成する

「練馬区都市計画マスタープラン」は、今後の区政運営の方向性を明らかにした『ビジョン』を上位計画とするまちづくり分野の計画であり、つぎの2つの役割を持つ。

- ① 区などの行政の果たす役割が大きい都市計画についての基本方針
- ② 区民等（区民、民間事業者、NPO、各種の団体など）が主体となって行うまちづくりの指針

当初の策定から10年以上が経過したため、区のまちづくりの進捗状況、都市計画関連制度の改正等を踏まえ、27年12月に計画を改定した。

「練馬区都市計画マスタープラン」で示したまちの将来像、まちづくりの方針は、個別の都市計画や地域のまちづくりなどにより実現を目指す。

#### ●地域地区制度

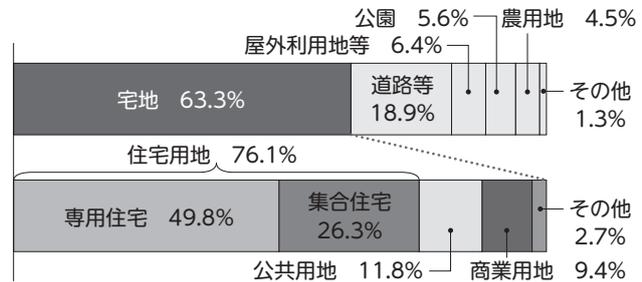
土地の自然的条件や利用動向をもとに、都市計画により土地利用を規制誘導する制度である。

区で指定されている地域地区には、用途地域、特別工業地区、防火地域および準防火地域、高度地区、生産緑地地区、風致地区等がある。

区では、敷地の細分化や、周辺の街並みとかけ離れた高層建築物の建設などによる市街地環境の悪化が進行していることから、20年3月に、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画決定を行った。

生産緑地地区は、30年8月現在651地区、178.72haである。

〔用途別土地利用面積率〕（練馬区の全面積）



注：屋外利用地等とは駐車場・材料置場等を表す。

資料：「平成28年度土地利用現況調査」

〔練馬区用途地域等の面積〕

30年度末現在

| 地域地区            | 面積 (ha) | 比率 (%) |
|-----------------|---------|--------|
| 用途地域            |         |        |
| 第1種低層住居専用地域     | 2796.5  | 58.1   |
| 第1種中高層住居専用地域    | 822.4   | 17.1   |
| 第1種住宅地域         | 518.1   | 10.8   |
| 第2種住宅地域         | 60.4    | 1.3    |
| 準住居地域           | 83.6    | 1.7    |
| 近隣商業地域          | 297.0   | 6.2    |
| 商業地域            | 92.4    | 1.9    |
| 準工業地域           | 142.2   | 3.0    |
| 工業地域            | 3.4     | 0.1    |
| 計               | 4816.0  | 100.0  |
| 高度地区            |         |        |
| 第1種             | 2592.2  | 53.8   |
| 17m第1種          | 23.8    | 0.5    |
| 第2種             | 204.3   | 4.2    |
| 17m第2種          | 393.6   | 8.2    |
| 20m第2種          | 932.3   | 19.4   |
| 25m第2種          | 50.2    | 1.0    |
| 30m第2種          | 90.1    | 1.9    |
| 17m第3種          | 38.5    | 0.8    |
| 20m第3種          | 2.5     | 0.1    |
| ①25m第3種         | 151.2   | 3.1    |
| ②30m第3種         | 206.9   | 4.3    |
| ③35m第3種         | 31.3    | 0.6    |
| 20m             | 2.9     | 0.1    |
| 30m第2種          | 0.5     | 0.0    |
| ④指定なし           | 95.7    | 2.0    |
| (①～④のうち最低限高度地区) | (58.7)  | (1.2)  |
| 計               | 4816.0  | 100.0  |
| 防火地域            |         |        |
| 防火地域            | 604.2   | 12.5   |
| 準防火地域           | 4,136.1 | 85.9   |
| 指定なし            | 75.7    | 1.6    |
| 計               | 4,816.0 | 100.0  |
| 特別用途地区          |         |        |
| 特別工業地区          | 135.8   | 2.8    |

### ●地区計画制度によるまちづくり

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と区が連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付け、「まちづくり」を進めていく制度である。

具体的には、まちづくりの目標・方針や、建築物等の制限内容（建築物の用途や高さ、敷地面積の最低限度等の「建築物等に関する事項」）などを定め、個々の建築や開発を行うときに規制・誘導を行い、目指すべきまちの実現を図っていくものである。

30年8月に石神井公園団地地区地区計画、12月に富士見台駅北口地区地区計画を決定した。30年度末現在、38地区において地区計画を決定している。

### ●「練馬区風致地区条例」に基づく事務

風致地区内での建築、樹木の伐採、切盛土、よう壁をつくる等の行為を行う場合には許可が必要である。

30年度は、1,464件の問合せがあり、216件の事前相談を受け、310件の許可書を交付した。

### ●優良宅地、優良住宅の認定審査

優良な土地または住宅の供給を目的として、土地を造成または住宅の建築をした場合などに、土地を譲渡して得た譲渡益の税率の低減等優遇措置が適用される。

## (2) 区民・事業者とともにまちづくりを進める

### ●練馬区まちづくり条例

区民、事業者および区の協働によるまちづくりの公共性の実現を図り、豊かで魅力的な都市環境の形成を目指して、「練馬区まちづくり条例」を定め、18年4月に施行した。

この条例では、まちづくりにおける区民、事業者および区の責務を明らかにするとともに、都市計画やまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発事業における調整の仕組み等を定めている。

### ●区民・事業者・区の協働によるまちづくり

「練馬区都市計画マスタープラン」では、まちづくりの基本的な進め方として、区民・事業者・区がそれぞれの役割を担いながら、共に連携・協力して地域の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進することとしている。

また、「練馬区まちづくり条例」では、まちづくりへの住民参加の充実・促進を図るために、独自の提案制

度や住民によるまちづくりへの支援について定めている。この支援の仕組みのひとつとして、(公財)練馬区環境まちづくり公社内に練馬まちづくりセンター（現みどりのまちづくりセンター）が開設された。（詳細は、138ページ「●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社」を参照）

### ●「練馬区まちづくり条例」に基づく開発調整

開発事業を行う場合は、区が定めるまちづくりに関する計画や開発基準などを遵守するとともに、良好な自然環境の保全・育成と、周辺の居住環境への配慮や良好な街並み・居住環境の保全形成に努めるように、調整の手続を定めている。

〔開発調整に関する届出件数〕 (単位：件) 30年度

| 区分      | 対象                             | 件数  |
|---------|--------------------------------|-----|
| 大規模建築物  | ①延べ面積 3,000㎡以上かつ高さ 15 m以上の建築物  | 9   |
|         | ②床面積 1,000㎡以上の集客施設             | 0   |
|         | ③床面積 500㎡以上の深夜営業集客施設           | 1   |
|         | ④床面積 1,000㎡以上の葬祭場              | 0   |
| 特定用途建築物 | ①床面積 500㎡以上 1,000㎡未満の集客施設      | 0   |
|         | ②床面積 1,000㎡未満の葬祭場              | 0   |
|         | ③専用床面積 30㎡未満のワンルーム住戸が 20 戸以上   | 12  |
| 宅地開発事業  | ①開発区域面積 3,000㎡以上の宅地開発事業        | 9   |
|         | ②開発区域面積 500㎡以上 3,000㎡未満の宅地開発事業 | 209 |
| 墓地等     | ①墓地                            | 0   |
|         | ②納骨堂                           | 0   |
|         | ③火葬場                           | 0   |
| 自動車駐車場等 | ①床面積 300㎡以上の自動車駐車場             | 0   |
|         | ②開発区域面積 300㎡以上の自動車駐車場          | 13  |
|         | ③開発区域面積 300㎡以上の材料置場            | 0   |
|         | ④開発区域面積 300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場   | 0   |
|         | ⑤ペット火葬施設等                      | 0   |
| 計       |                                | 253 |

また、上記宅地開発事業のうち、「都市計画法」に基づく開発許可（500㎡以上）件数は 83 件、「練馬区まちづくり条例」に基づく協定締結（500㎡以上）件数は 51 件であった。

### ●建築紛争の予防・調整

区では、中高層建築物および特定用途建築物等の建築に伴う紛争を未然に防止するために、「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（予防・調整条例）」を 17 年 12 月に改正し、18 年

4月から施行している。

この条例では、良好な近隣関係の形成・保全のため、日照、プライバシー等の近隣への影響や工事中の騒音・振動等の不安から起こる建築紛争を「予防するための手続」と、紛争が発生した場合の「調整を図るための手続」について定めている。

| 項目         |         | 件数     |    |
|------------|---------|--------|----|
| 中高層建築物対象件数 |         | 693件   |    |
| あっせん       | 取扱い件数   | 2件     |    |
|            | 結果      | 解決     | 0件 |
|            |         | 打ち切り   | 2件 |
|            |         | 計画取止め  | 0件 |
|            |         | 次年度へ繰越 | 0件 |
| あっせん回数     | 3回      |        |    |
| 調 停        | 取扱い件数   | 0件     |    |
|            | 結果      | 解決     | 0件 |
|            |         | 打ち切り   | 0件 |
|            |         | 次年度へ繰越 | 0件 |
|            | 委員会開催回数 | 7回     |    |

### ●建築協定

建築協定は、一定区域の住民が、建築物の敷地・構造・用途などに関する基準について協定を締結し、住民相互の協力によって生活環境の維持向上を図り、住み良いまちづくりを進める制度である。

区内には、現在2か所の建築協定を定めた地区がある。

| 協定名称                  | 認可日                    | 期間  | 協定者数 |
|-----------------------|------------------------|-----|------|
| 武蔵関建築協定               | 昭和47年2月<br>(平成24年2月更新) | 10年 | 161人 |
| コスモアベニュー<br>練馬春日町建築協定 | 平成16年1月                | 20年 | 26人  |

### ●「練馬区福祉のまちづくり推進条例」による

#### バリアフリー整備

全ての人が等しく社会参加する機会を確保し、安心・快適に暮らし続けられる地域社会実現のため「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定し、安全かつ円滑に利用できる公共的建築物および公共施設の整備等を進めている。

この条例は、区民に身近な店舗や診療所、共同住宅などで着実なバリアフリー整備を促進するため、「バリアフリー法」で定められている対象建築物の拡大と整備基準の追加等を行った。さらに、事前協議の義務化、

整備状況の公表、区立施設建築時の区民の意見聴取を定め、区民、事業者および区の協力でより水準の高い整備を推進している。

また、店舗等のバリアフリー改修等費用の一部を助成している。

| 年 度    | 28  | 29  | 30  |
|--------|-----|-----|-----|
| 事前協議受付 | 156 | 160 | 151 |
| 公表     | 29  | 53  | 44  |

### ●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社

(公財)練馬区環境まちづくり公社は、24年4月に、前身である(財)練馬区都市整備公社から移行・名称変更し発足した。

公社では、「練馬区まちづくり条例」の公布に伴い、18年4月に練馬まちづくりセンター(現みどりのまちづくりセンター)を開設し、区民主体のまちづくり活動等を支援している。

また、平成元年度から受託しているタウンサイクルおよび4年度から受託している有料自転車駐車場の管理については、18年度から指定管理者として管理運営業務を行っている。17年度から受託している放置自転車等の自転車対策事業とともに、区の自転車行政の一翼を担っている。

22年度からは、22年5月に設立された練馬区地球温暖化対策地域協議会の事務運営や22年11月に開設された練馬区資源循環センターの管理運営を行い、27年度からは、区内の一部の地域の可燃ごみ・不燃ごみの収集業務を行っている。

#### 1 みどりのまちづくりセンターの運営

##### (1) みどり・景観事業に関する取組

- ① 憩いの森等を保全する活動団体の育成
- ② 地域ぐるみでの緑化およびみどりを守る仕組みの構築支援
- ③ 公共施設等緑化協働支援
- ④ 景観形成支援

##### (2) まちづくり事業に関する取組

- ① まちづくり啓発・相談・活動助成
- ② まちづくり条例に基づく専門家派遣等の支援
- ③ 地区まちづくりの活動支援
- ④ 空家等地域貢献活用

##### (3) その他の取組

- ① 福祉のまちづくり協働推進拠点事業
- ② やさしいまちづくり支援事業

#### 2 放置自転車対策事業

- (1) 放置自転車の撤去・移送
- (2) 撤去した自転車の保管・返還

- (3) 自転車駐車場への誘導・案内
- (4) 自転車の問い合わせセンター運営
- (5) 自転車対策地域協議会の設立・活動支援

### 3 自転車駐車場・タウンサイクルの管理運営

30年度末の管理施設数は以下のとおりである。

- (1) 有料自転車駐車場 74 か所
- (2) ねりまタウンサイクル 7 か所
- (3) 公社立自転車駐車場 5 か所
- (4) 無料自転車駐車場 5 か所

### 4 資源循環推進事業

- (1) 粗大ごみの収集・再使用、金属類・ふとんの回収
- (2) 容器包装プラスチックの回収
- (3) 可燃ごみ・不燃ごみの収集
- (4) 集団回収支援事業
- (5) 廃食用油精製事業（バイオディーゼル燃料の精製）
- (6) 練馬区資源循環センターの管理運営
- (7) 資源循環推進事業の普及啓発

### 5 地球温暖化対策事業

- (1) 練馬区地球温暖化対策地域協議会の運営
- (2) 地球温暖化対策に関するイベントの運営支援等
- (3) ホームページやメールマガジンによる情報発信

## (3) 調和のとれた都市景観を形成する

### ●景観形成のルールづくり

区では、地域特性に応じた景観施策を展開するため、23年3月に「練馬区景観条例」を制定し、同年5月には「景観法」に基づく景観行政団体となった。

また、景観行政の基本的な考え方である「練馬区景観計画」を23年8月に策定し、良好な景観の形成に向け実行性のある景観まちづくりに取り組んでいる。

### ●景観形成支援事業

区は、(公財)練馬区環境まちづくり公社を、良好な景観を形成するための専門的情報の提供や相談業務を担う「景観整備機構」に指定し、協力体制のもと区独自の景観まちづくりを進めている。

地域の人々に親しまれている景観を広く認知してもらうため「地域景観資源登録制度」を設け、30年度末現在954件を登録している。これらの登録された景観には「とっておきの風景」の登録プレートを掲示し、区民に周知している。

また、近隣の住民同士で



〔「とっておきの風景」登録プレート〕

ルールを決めて良好な景観づくりに取り組む「景観まちなみ協定制」では、区内5つの地域を認定している。



〔景観まちなみ協定制 パンフレット〕

### ●景観に関する届出

一定規模以上の建築行為等を行う場合は、「景観法」に基づく届出が必要となる。区では、区全域を7つの区域に区分し、区域ごとに方針を定めて良好な景観形成を誘導している。

30年度の届出・通知件数は以下のとおりである。

|          |       |
|----------|-------|
| ・建築物の建築等 | 247 件 |
| ・工作物の建設等 | 5 件   |
| ・開発行為    | 29 件  |

# 31 鉄道・道路など都市インフラの整備

## (1) 公共交通を充実する

### ●区内交通の現状と「練馬区都市交通マスタープラン」

区内の交通インフラは、整備が進められてきているものの、慢性的な交通渋滞や脆弱な南北方向の交通などさまざまな課題がある。

また、道路網の整備が未完了であることから、公共交通の不便な地域が依然として存在している。道路の整備率は、都市計画道路が約5割、生活幹線道路が約3割であるなど、交通の円滑化が図られておらず、解決すべき課題は多い。

今後、高齢者が増加していく中で、円滑な移手段の確保が求められている。その一方で環境問題の高まりなどから、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立も求められている。

区は、20年3月に「練馬区都市交通マスタープラン」を策定し、誰もが快適に移動できる交通環境の実現を目指して、さまざまな交通問題の解決に取り組んでいる。

### ●都営大江戸線

都営大江戸線は、光が丘地区の開発に伴う大量輸送機関として、また、西武池袋線と東武東上線との間に残る交通不便地域の解消などに寄与するものとして計画された鉄道路線であり、放射部と環状部からなっている。

12年12月には、現行の営業区間が全線（汐留駅は14年11月開業）開通した。これにより、区内から六本木、大門方面へは乗換えがなくなるとともに、都心・副都心へのアクセス利便性が向上した。

光が丘駅～大泉学園町までの延伸は、首都圏の鉄道ネットワークを充実・強化するうえで欠くことのできない路線であり、都区部にわずかに残る鉄道駅から離れた地域を大きく改善することができる。また、豊かなみどりが残る地域に、都市の利便性を兼ね備えることで、延伸地域のポテンシャルを最大限引き出し、良好な住宅都市を形成することができる。27年7月に都から「整備について優先的に検討すべき」5路線の一つとして、また、28年4月には国の諮問機関である交通政策審議会の答申において「進めるべき」6プロジェクトの一つとして、それぞれ評価された。同区間の延伸は、国および都から整備に向けた明確な位置付けを得ている。

区は、延伸の早期実現を目指し、大江戸線を運営している都との具体的な協議や、新駅予定地周辺を含む

延伸地域のまちづくりに取り組んでいる。また、実現には積極的に区が役割を担う必要があることから、延伸に資するために活用する大江戸線延伸推進基金を23年4月に設置し、継続して積み立てている。さらに、区議会、地域住民と共に大江戸線延伸促進期成同盟を設立し、促進大会の開催や都に対し、早期着工に向けた働きかけを行ってきた。29年8月、期成同盟は、区内経済・産業団体、町会等と大江戸線延伸推進会議を設立し、延伸実現に向けてともに活動している。

大泉学園町から先のJR武蔵野線東所沢駅までの延伸については、新座市等で構成する都市高速鉄道12号線延伸促進協議会に加盟し、要請活動等を行っている。

### ●西武池袋線

踏切による慢性的な交通渋滞や踏切事故の抜本的な対策として、都は西武池袋線の高架化に取り組んできた。併せて、複々線化事業も、西武鉄道株式会社により進められてきた。

昭和46年1月に桜台駅～石神井公園駅付近間の都市計画が決定されて以降、順次事業に着手した。平成6年12月には練馬高野台駅が開業し、利便性が高まった。また、15年3月までに桜台駅～練馬高野台駅付近間の高架複々線化が完了した。

練馬高野台駅～大泉学園駅付近間については、17年6月に都市計画が決定（変更）され、19年5月に事業着手し、27年1月には高架化が完了した。その結果、9か所の踏切がなくなり、鉄道により隔てられていた地域が一体化するなど、安全で快適なまちづくりに大いに寄与した。また、この事業に併せて練馬高野台駅～石神井公園駅間が複々線化され、25年3月に西武池袋線・有楽町線と東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が開始された。

### ●西武新宿線

西武新宿線は、区南西部を東西方向に走る鉄道路線である。区内には、上石神井と武蔵関の2駅があり、また上井草、東伏見駅が区に近接していることから、多くの区民が西武新宿線を利用している。

この路線は、南北方向の道路と交差する箇所が全て踏切による平面交差となっているため、特に朝夕のラッシュ時には踏切付近などで慢性的な交通渋滞が発生している。

都は、16年6月に策定した踏切対策基本方針において、井荻駅～東伏見駅付近を鉄道立体化の検討対象

区間とし、20年6月には鉄道立体化の可能性を検討していく連続立体交差化の事業候補区間として位置付けた。区では、各駅周辺のまちづくりに取り組むとともに、27年1月には、区民、区議会、区が一体となって西武新宿線立体化促進協議会を設立し、鉄道立体化の早期実現の要請活動を都へ行ってきた。都は、28年3月に井荻駅～東伏見駅付近を、新規に着工を準備する区間に位置付け、29年4月には、国が着工準備箇所として同区間を採択し、国の補助金を受けながら構造形式や施工方法等の検討を進めてきた。31年2月には、都、関係区市および西武鉄道が、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差化計画等について、都市計画素案等の説明会を行い、現在は都市計画決定に向けた手続きを進めている。

### ●東武東上線

東武東上線は、川越街道と平行して、練馬区と板橋区との区境を走る鉄道路線である。区内に駅はないものの、東武練馬、下赤塚および成増の3駅は、区と近接していることから区民の利用が多く、重要な交通手段の一つとなっている。

### ●東京メトロ有楽町線・副都心線

東京メトロ有楽町線は、区内で最初の地下鉄として昭和58年6月に池袋駅～営団成増駅(現地下鉄成増駅)間が開業した。池袋駅から先の都心部とつながることで、区北東部地域から都心方面への交通利便性が飛躍的に向上した。

平成6年12月には、西武有楽町線が練馬駅まで開通し、10年3月に西武池袋線との相互直通運転が実現するなど、利便性の向上とともに西武池袋線の混雑緩和に大きく寄与している。20年6月には、小竹向原駅から池袋駅を経由して渋谷駅に至る東京メトロ副都心線が開業し、25年3月に、東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が実現するなど、都心部へのアクセスなどの利便性が更に向上している。

### ●鉄道駅のバリアフリー化

公共交通機関を利用する際の移動の利便性や安全性の向上を図ることを目的に、12年5月、行政、公共交通事業者および国民の役割を明確にする「交通バリアフリー法」(18年12月に「バリアフリー法」に統合)が施行された。区内鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、区では、14年1月に「練馬区鉄道駅エレベーター等整備事業補助要綱」、18年7月には「江古田駅鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱」を策定し、大泉学園駅など区内5駅のエレベーター等の整備費用の一

部補助を実施してきた。23年8月には、区内全21駅において、駅出入口からホームまでのバリアフリー化された経路が1ルート確保された。

また、30年3月には「練馬区鉄道駅ホームドア整備事業補助金交付要綱」を策定し、令和元年度中の完成を目指し、30年度より西武池袋線練馬駅へのホームドアの整備費用の一部補助を行っている。

区は、更なるバリアフリー化の促進のため、引き続き、鉄道事業者に整備を働きかけていく。

### 【各駅の1日平均乗降客数】

(単位：人) 30年度

| 駅名        | 乗車     | 降車     | 総数      |
|-----------|--------|--------|---------|
| 西武池袋線     |        |        |         |
| 江古田       | 16,949 | 17,072 | 34,021  |
| 桜台        | 7,553  | 7,534  | 15,087  |
| 練馬        | 65,768 | 67,170 | 132,938 |
| 中村橋       | 20,437 | 20,355 | 40,792  |
| 富士見台      | 14,036 | 13,848 | 27,884  |
| 練馬高野台     | 13,687 | 13,519 | 27,206  |
| 石神井公園     | 41,273 | 41,285 | 82,558  |
| 大泉学園      | 44,137 | 43,967 | 88,104  |
| 保谷        | 31,553 | 31,490 | 63,043  |
| 西武豊島線     |        |        |         |
| 豊島園       | 7,317  | 7,220  | 14,537  |
| 西武新宿線     |        |        |         |
| 上井草       | 10,727 | 10,763 | 21,490  |
| 上石神井      | 22,531 | 22,428 | 44,959  |
| 武蔵関       | 16,140 | 15,803 | 31,943  |
| 東伏見       | 12,653 | 12,587 | 25,240  |
| 東武東上線     |        |        |         |
| 東武練馬      | 30,563 | 30,633 | 61,196  |
| 下赤塚       | 8,125  | 8,301  | 16,426  |
| 成増        | 29,759 | 29,979 | 59,738  |
| 東京メトロ有楽町線 |        |        |         |
| 小竹向原(※)   | 52,415 | 49,967 | 102,382 |
| 氷川台       | 20,484 | 20,320 | 40,804  |
| 平和台       | 22,269 | 22,309 | 44,578  |
| 地下鉄赤塚     | 19,963 | 19,671 | 39,634  |
| 地下鉄成増     | 26,519 | 26,883 | 53,402  |
| 東京メトロ副都心線 |        |        |         |
| 小竹向原(※)   | 43,861 | 41,337 | 85,198  |
| 西武有楽町線    |        |        |         |
| 小竹向原(※)   | 69,796 | 74,732 | 144,528 |
| 新桜台       | 4,888  | 4,644  | 9,532   |
| 都営大江戸線    |        |        |         |
| 新江古田      | 14,532 | 14,292 | 28,824  |
| 練馬        | 40,735 | 40,724 | 81,459  |
| 豊島園       | 6,147  | 6,086  | 12,233  |
| 練馬春日町     | 11,537 | 11,463 | 23,000  |
| 光が丘       | 31,802 | 31,782 | 63,584  |

※小竹向原駅：

①西武鉄道：直通連絡客を含む。

②東京メトロ：直通連絡客を含み、有楽町線・副都心線間の乗換旅客を除く。

資料：西武鉄道(株)、東武鉄道(株)、東京地下鉄(株)、都交通局

●エイトライナー

東京近郊の環状鉄道は、JR 山手線、都営大江戸線、その外側に JR 武蔵野線、JR 南武線があるが、これらの中間部にあたる環状 8 号線の沿線区には環状鉄道が無く、南北方向の移動に多くの時間を要している。

区では、環状 8 号線を基本ルートとする新しい交通システムについて、関係区との研究を始め、5 年 10 月に「エイトライナー構想」を取りまとめた。この構想を実現することにより、①環状方向の移動時間が短縮する、②沿線の拠点整備に大きく寄与する、③羽田空港へのアクセスが向上する、などの効果が期待されている。

6 年 5 月には、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、北区とともにエイトライナー促進協議会を設置し、環状 7 号線を基本ルートとするメトロセブン促進協議会とも連携して、メトロセブンとエイトライナーをつなぐ環状線「区部周辺部環状公共交通」の実現に向けた調査・研究を行っている。

28 年 4 月に交通政策審議会が国土交通大臣に答申した「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、「区部周辺部環状公共交通」は、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置付けられた。

●バス交通

区内を東西方向に走る西武池袋線や西武新宿線、板橋区との区境を走る東武東上線の各鉄道路線は、南北の間隔が広い。これら路線の各駅をつなぐ路線バスが、区民の日常生活の「足」となっており、区内では、西武、国際興業、関東、京王、都営の 5 つの事業者により、約 160 系統が運行されている。

しかし、区内は狭い道路が多いことなどから、路線バスの運行がない地域や 1 日の運行回数が少ない地域がある。そのため、区は、「公共交通空白地域（※）改善計画」を策定し、計画に基づく既存路線バスの再編などにより公共交通空白地域の改善に取り組んでいる。

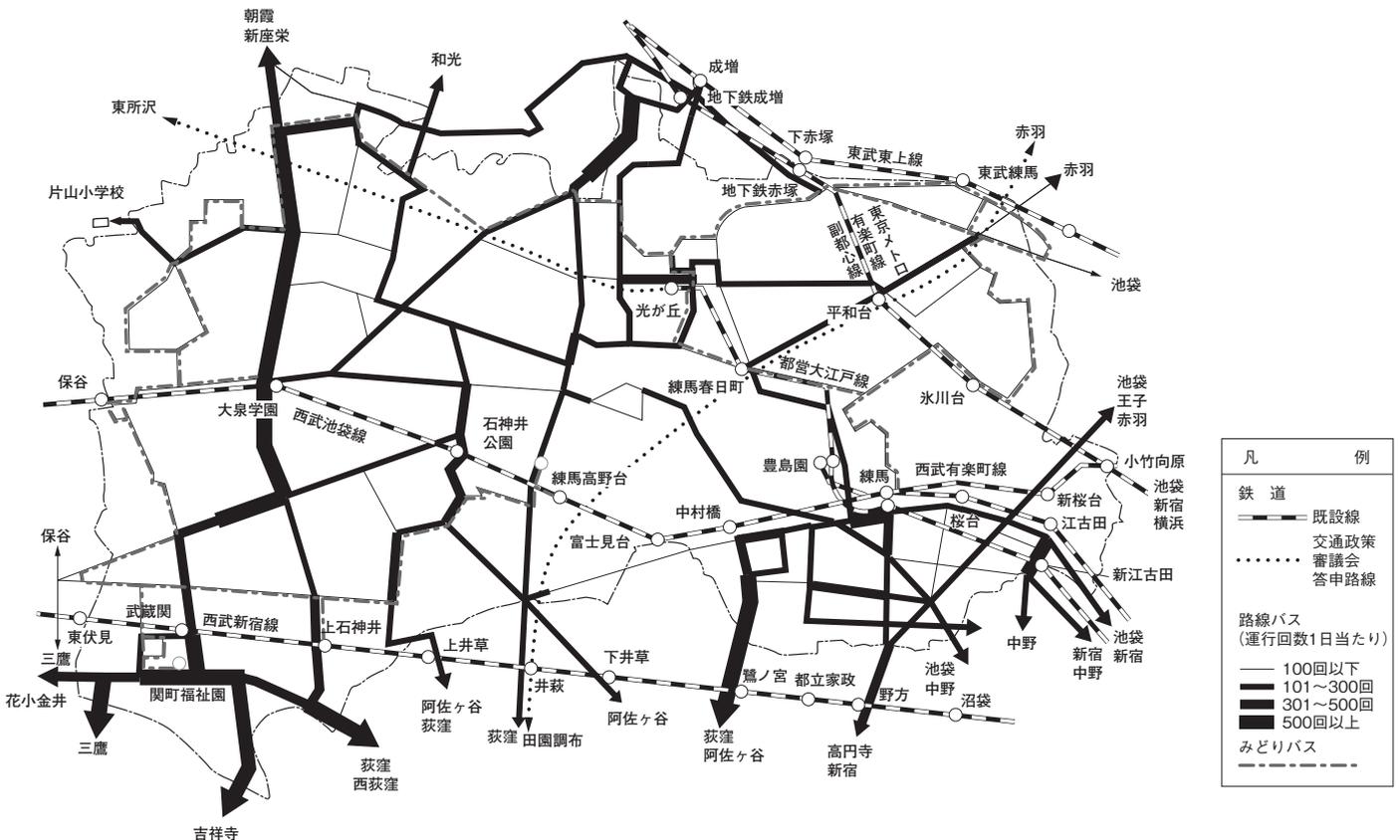
また、路線バスを補完するものとして、区運営のコミュニティバス「みどりバス」を区内 6 ルートで運行している。

※公共交通空白地域：

鉄道駅から 800m 以上、かつ、30 分に 1 便以上運行しているバス停から 300m 以上離れた地域

〔練馬区の公共交通図〕

31 年 4 月 1 日現在



## 〔みどりバスの運行ルート〕

| ルート | 運行開始<br>(平成) | 路線  | 主な経由地                          |
|-----|--------------|---|--------------------------------|
| 保谷  | 3年8月         | 保谷駅南口<br>～光が丘駅  | 練馬光が丘病院                        |
| 北町  | 15年3月        | 光が丘駅<br>～東武練馬駅入口<br>～光が丘駅(※)  | 練馬光が丘病院                        |
| 関町  | 17年7月        | 関町福祉園<br>～順天堂練馬病院   | 武蔵関駅南口<br>上石神井駅<br>練馬高野台駅      |
| 氷川台 | 17年7月        | 練馬光が丘病院<br>～光が丘駅<br>～練馬春日町駅東<br>～練馬駅<br>～氷川台駅<br>～氷川台福祉園<br>～東武練馬駅入口(※) | 光が丘駅<br>練馬春日町駅東<br>練馬駅<br>氷川台駅 |
| 大泉  | 20年1月        | 大泉学園駅<br>～大泉学園町5丁目<br>～大泉学園駅(※)   |                                |
| 南大泉 | 23年12月       | 保谷駅入口<br>～武蔵関駅南口<br>～関町福祉園  | 武蔵関駅南口                         |

注：※は循環

## (2) 道路交通ネットワークを形成し、沿道を整備する

## ●区内の道路事情

区内の道路は、それぞれの機能や役割に応じて、自動車専用道路、幹線道路（都市計画道路等）、生活幹線道路、主要生活道路、生活道路に分類される。

自動車専用道路としては、関越自動車道、東京外かく環状道路、骨格となる幹線道路として、放射6号線（青梅街道）や放射7号線（目白通り）、放射8号線（川越街道）、環状7・8号線、補助的な幹線道路として、補助76号線（新青梅街道）、補助134号線（笹目通り）、補助229号線（千川通り）などがある。

骨格となる幹線道路の整備が比較的進捗している一方で、区西部地域の都市計画道路の整備率は未だ約3割であり、更なる整備が必要である。

生活道路として役割を果たす区道は、かつて農道であったなど、狭く曲がったものが多く、幅員も4.5m未満の道路が総延長の40.6%と半分近くを占めている。

## ●都市計画道路の整備状況

30年度末現在、区内の都市計画道路は37路線あり、計画延長は108.4kmである（都市高速道路および鉄道附属街路を除く）。整備状況は、事業完了が55.2km（50.9%）、事業中が12.1km（11.2%）、未完了は41.1km（37.9%）である。

都と特別区および26市2町は、平成28～令和7年度の10年間で優先的に整備すべき路線を示した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を28年度末に公表した。区内では、11路線（20区間）、延長18.5kmが指定されており、引き続き都と連携して整備を着実に進めていく。

## 〔事業中の主な都市計画道路〕

31年4月1日現在

| 路線名               | 事業状況   |
|-------------------|--|
| 放射7号線             | 大泉学園町二丁目～西大泉五丁目<br>2,000 m工事中、一部用地取得中                                |
| 放射35号線            | 早宮二丁目～北町五丁目<br>1,330 m工事中、一部用地取得中                                    |
| 放射35・36号線         | 板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目<br>1,970 m用地取得中                                   |
| 補助133号線           | 中村南三丁目～中村北三丁目<br>920m 用地取得中  |
| 補助172号線           | 早宮三丁目～早宮四丁目<br>390 m用地取得中  |
| 補助230号線           | 大泉町三丁目～大泉町二丁目<br>850 m用地取得中、一部工事中<br>大泉学園町七丁目～大泉町三丁目<br>1,250 m用地取得中 |
| 補助233号線           | 大泉学園町四丁目～大泉学園町八丁目<br>500 m用地取得中                                      |
| 外郭環状線の2           | 石神井町八丁目～東大泉二丁目<br>1,000 m用地取得中<br>上石神井一丁目～上石神井三丁目<br>790 m用地取得中      |
| 外郭環状線の2<br>(交通広場) | 上石神井一丁目、二丁目および四丁目<br>各地内5,164.41㎡用地取得中                               |
| 補助132号線           | 石神井町三丁目～石神井町一丁目<br>415 m工事中  |
| 補助235号線           | 北町五丁目～北町七丁目<br>182 m工事中  |
| 区画街路1号線           | 早宮三丁目～練馬二丁目<br>230 m設計中  |

## 〔自動車保有台数の推移〕（単位：台） 各年3月31日現在

| 年次 | 登録自動車   | 届出自動車等 |        |
|----|---------|--------|--------|
|    |         | 軽自動車等  | 原付     |
| 29 | 160,946 | 47,331 | 28,076 |
| 30 | 159,662 | 47,117 | 27,010 |
| 31 | 158,264 | 47,344 | 26,165 |

資料：登録自動車は、練馬自動車検査登録事務所

## ●東京外かく環状道路

東京外かく環状道路は、都心から約15km圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路であり、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路である。現在、区内においては、埼玉県境から関越自動車道までが供用中である。関越自動車道から東名高速道路の区間については、19年4月に高架方式から地下方式に都市計画が変更され、21

年5月に事業化した。交通渋滞など、区内における交通問題の抜本的改善のため、事業者である国や高速道路会社に対し、早期完成を求めていく。

### ●都市計画道路沿道地域のまちづくり

都市計画道路の整備にあわせ、沿道の土地利用や周辺環境の変化に対応したまちづくりを進めている。

#### 1 大江戸線延伸地域

大江戸線延伸の導入空間となる補助230号線は、土地区画整理事業をはじめとした区の精力的な取組により、これまでに、笹目通りから土支田通りの区間を交通開放している。

現在は都が土支田通りから大泉学園通りの区間で事業を進めている。また、大泉学園町四丁目付近において接続する補助233号線（大泉学園町四～八丁目）についても都が事業を進めている。

区は、大江戸線延伸を見据えたまちづくりを進めており、これまでに3地区で地区計画の都市計画決定を行った。

引き続き、沿道のまちづくりを進めるとともに、新駅予定地周辺では、道路や広場の整備による交通利便性の向上や商業・サービス施設の立地を促し、まちの中心となる新たな拠点づくりを進めていく。

#### 2 外かく環状道路沿道地区

国が事業主体である東京外かく環状道路と、都が事業主体である外郭環状線の2の事業が進められている。区では、区西部地域の南北を繋ぐこの重要な都市計画道路の整備を良質な都市空間の創出の機会と捉え、道路整備に併せたまちづくりを進めている。

大泉JCT周辺では、27年7月に重点地区まちづくり計画を策定し、現在その実現に向けた検討を行っている。

#### 3 その他の都市計画道路沿道周辺地区

放射35号線沿道周辺北町地区では、関係権利者と合意形成を行うとともに、地区計画素案の作成を進めている。早宮地区では地区計画検討会案やアンケート調査等を踏まえて、地区計画の検討を進めている。

放射36号線等沿道周辺（羽沢・桜台・氷川台・平和台・早宮）地区では、まちづくり協議会から提出された「まちづくり構想」をもとに、重点地区まちづくり計画の策定を進めている。

補助156号線沿道周辺（東大泉・西大泉・南大泉）地区では、30年11月に重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定を行った。現在、重点地区まちづくり計画の策定に向けて協議を進めている。

### ●沿道地区計画

沿道地区計画は、幹線道路における自動車騒音から

住民の生活を守るため、沿道を騒音に強い土地利用・建物構造にする規制・誘導を行うための制度である。

沿道地区計画決定地区内では、建築を行う際に、後背地への遮音効果を高めるために、間口率（※）の最低限度、高さの最低限度および防音等の構造に関する制限等を受けるが、防音改良工事や建替工事に対しては、都からの補助を受けることができる。

現在、区内の環状8号線の一部、環状7号線全線、笹目通り全線の沿道地区において決定している。

$$\text{※間口率} = \frac{\text{建築物の幹線道路に面する部分の長さ}}{\text{敷地の幹線道路に接する部分の長さ}}$$

### ●生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路を生活幹線道路として位置付け、昭和63年5月に整備計画を策定した。これは均衡のとれた道路網を形成し、区民生活の安全性・利便性の向上と良好な市街地の形成に寄与することを目的としたものであり、延長約110kmを計画した。このうち区道は、延長約94kmであり、30年度末現在、延長約25kmの整備が完了した。

区では、計画した路線のうち延長約5kmで事業を実施するとともに、延長約4kmを早期に整備を行う必要性が特に高い路線として、整備促進路線に指定している。

〔主要道路の自動車交通量（12時間値）〕（単位：台）

| 路線名<br>(観測地点)     | 観測年度   |        |        |
|-------------------|--------|--------|--------|
|                   | 17     | 22     | 27     |
| 環状7号線<br>(羽沢2丁目)  | 39,566 | 35,225 | 34,165 |
| 目白通り<br>(豊玉北4丁目)  | 34,058 | 30,908 | 27,379 |
| 川越街道<br>(旭町3丁目)   | 23,728 | 21,803 | 29,545 |
| 笹目通り<br>(谷原3丁目)   | 35,684 | 31,312 | 29,828 |
| 新青梅街道<br>(関町北4丁目) | 13,393 | 10,971 | 9,452  |
| 青梅街道<br>(関町南1丁目)  | 31,695 | 27,641 | 25,248 |

注：台数は、午前7時から午後7時までの秋の1日（平日）の測定値

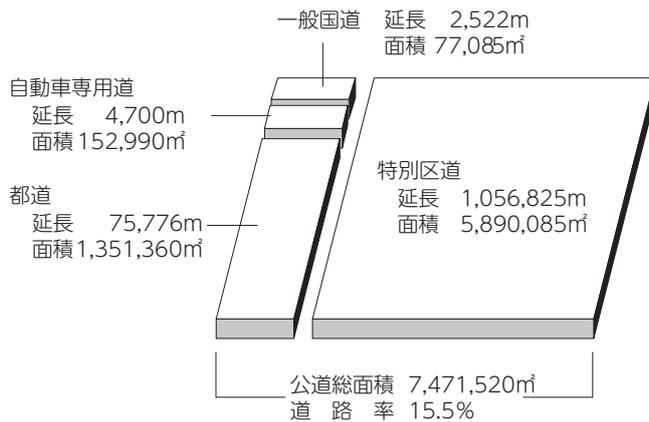
資料：「交通量調査報告書」（都建設局）

### ●生活道路

区では、一定の条件に合った私道などを区道として認定する公道化を進めている。30年度に認定した路線は24件、延長1,404m、面積7,772㎡であった。

〔練馬区の道路の現状〕

31年4月1日現在



資料：一般国道、自動車専用道、都道は「東京都道路現況調査平成30年版」（都建設局）

(3) 快適な道路環境を整備する

●自転車の適正利用のための環境整備

自転車は、ほぼ平坦な地形である区内の移動に適した環境に優しい交通手段であり、環境を整備していく必要がある。

しかし、道路上の自転車の放置については、歩行者の安全な通行を妨げるほか、災害時などの救助活動にも支障となる。このため、区は、駅周辺などへの自転車駐車場の設置や、自転車等の放置禁止区域を指定し

撤去を行っている。

23年3月には、「練馬区自転車利用総合計画」を改定し、自転車利用環境づくりに取り組んでいる。

1 駅周辺の放置自転車等の状況

令和元年5月の調査では、駅周辺の午前中の放置自転車は769台で、過去最大だった7年(13,142台)の約17分の1に減少した。

一方、午後も減少はしているが、午前の約1.8倍(1,404台)の自転車が放置されていた。

2 自転車駐車場の整備

区では4年7月から、利用者が使用料として費用の一部を負担する有料化を進めた。

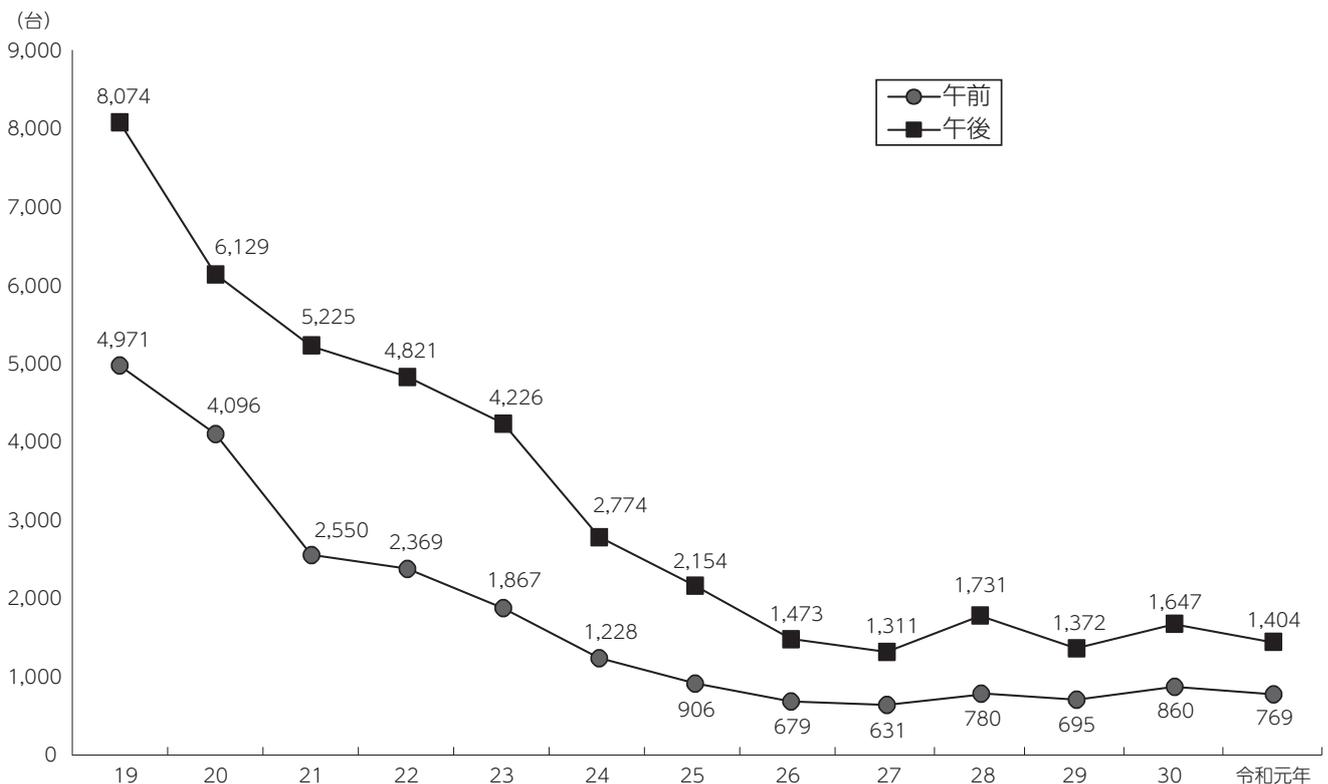
通勤、通学による午前中の放置自転車は大幅に減少した一方で、買物客などによる午後の放置自転車の問題が顕在化している。買物客等を対象にした自転車駐車場の整備を店舗や商店会等に要請するとともに、短時間無料の区立自転車駐車場の整備を進めている。

現在、公営自転車駐車場は区内に85か所あり、令和元年5月1日現在の収容台数は約41,991台である（(公財)自転車駐車場整備センター等の運営を含む。）。このうち13駅29か所は、短時間無料の公営自転車駐車場である。

3 ねりまタウンサイクル（レンタサイクル）

区が駅周辺に設置した施設で自転車を貸し出し、1台の自転車を複数の人が利用することにより、実質的

〔駅周辺の放置自転車等の状況〕 各年5月調査



※：午後調査については、27年度以前は午後2時前後、28年度以降は午後4時前後に実施

な駐車台数を減少させ、放置自転車を減らすものである。

現在、区内6駅7か所に設置しており、2,700台の自転車が利用可能である。

なお、大泉学園駅北口、大泉学園駅南口、上石神井および石神井公園の各タウンサイクルは、29年10月1日からシェアサイクル事業の導入効果検証のため、当日利用を休止している。(シェアサイクル事業は、206ページ「●シェアサイクル事業の社会実験」を参照)

### ●私道整備助成制度

生活環境向上のため、私道を舗装または再舗装する場合や、私道に排水施設(下水)を設置する場合の工事費用の一部を助成している。

30年度は舗装13件、舗装面積1,928㎡を助成した。

### 〔各駅における放置自転車等の状況〕

(単位：台) 令和元年5月調査

| 駅名       | 放置台数 |       |
|----------|------|-------|
|          | 午前   | 午後    |
| 江古田      | 64   | 188   |
| 桜台       | 117  | 128   |
| 練馬       | 104  | 295   |
| 豊島園      | 17   | 25    |
| 中村橋      | 49   | 82    |
| 富士見台     | 26   | 33    |
| 石神井公園    | 36   | 112   |
| 大泉学園     | 59   | 114   |
| 大泉バス停(※) | 23   | 22    |
| 保谷       | 4    | 2     |
| 上井草      | 6    | 6     |
| 上石神井     | 31   | 40    |
| 武蔵関      | 73   | 103   |
| 東武練馬     | 36   | 63    |
| 小竹向原     | 7    | 10    |
| 氷川台      | 24   | 27    |
| 平和台      | 16   | 50    |
| 地下鉄赤塚    | 23   | 31    |
| 新桜台      | 14   | 14    |
| 光が丘      | 14   | 16    |
| 練馬春日町    | 12   | 6     |
| 練馬高野台    | 10   | 33    |
| 新江古田     | 4    | 4     |
| 計        | 769  | 1,404 |

※：大泉バス停とは、西武バスの都民農園・大泉風致地区・大泉郵便局前バス停を指す。

### 〔ねりまタウンサイクル利用状況〕

令和元年5月調査

| 名称      | 貸付台数(台) | 会員数(人) | 利用台数(台) |         | 当日利用台数(台)(※3) |         |
|---------|---------|--------|---------|---------|---------------|---------|
|         |         |        | 正利用(※1) | 逆利用(※2) | 5月中総台数        | 1日当たり平均 |
| 練馬      | 400     | 334    | 186     | 148     | 831           | 27      |
| 東武練馬    | 200     | 133    | 67      | 66      | 322           | 10      |
| 石神井公園   | 400     | 379    | 283     | 96      | 休止(※4)        | 休止(※4)  |
| 上石神井    | 400     | 279    | 222     | 57      | 同上            | 同上      |
| 大泉学園駅北口 | 600     | 766    | 584     | 182     | 同上            | 同上      |
| 大泉学園駅南口 | 500     | 522    | 422     | 100     | 同上            | 同上      |
| 練馬春日町   | 200     | 127    | 106     | 21      | 268           | 9       |
| 計       | 2,700   | 2,540  | 1,870   | 670     | 1,421         | 46      |

※1：正利用は、自宅から駅までの利用台数

※2：逆利用は、駅から会社や学校等への利用台数

※3：当日利用台数は、非会員の利用者による一回利用の利用台数

※4：シェアサイクルの導入効果を検証するため、実験区域におけるタウンサイクルの一回利用は休止している。



## 32 災害に強い安全なまちづくり



### (1) まちの防災性を向上する

#### ●防災まちづくりの推進

##### 1 区内の状況

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、木造家屋が密集した災害に弱い地域がある。

また、狭い道路が多いため、大地震等の災害時において、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

このような現状を改善し、災害に強い、安全なまちとするためには、都市構造そのものを変えていく必要がある。

区では、防災再開発促進地区の指定を行うとともに、密集住宅市街地整備促進事業などにより、区民の理解と協力を得て、道路の拡幅や公園整備によるオープンスペースの確保などの事業を推進している。

##### 2 住宅・建築物の耐震化促進

28年5月に、建物種別ごとに耐震化の目標を設定した「練馬区耐震改修促進計画」を策定した。これに基づき地震発生時の建築物倒壊による閉塞を防ぐため、幹線道路に面した建築物を中心に民間建築物の耐震化に取り組んでいる。

また、これまで行ってきた民間建築物に対する助成および支援制度を更に拡充するとともに、積極的な普及啓発を行い、計画的かつ総合的に耐震化を促進している。

#### ●都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成

都市計画道路は、災害時においても地域の骨格となる道路である。更に、沿道建築物の不燃化を行うことにより不燃化空間を作り、火災の延焼を防ぐ機能を有している。

区は、区民が安全に避難できる道路を確保するため、都市計画道路、幹線道路および避難道路に準ずる道路に面する地域にも、積極的に防火地域の指定を行ってきた。

放射7号線や補助230号線等の都市計画道路事業の整備にあわせた沿道まちづくりにおいても、防火地域等の都市計画決定を行い、沿道建築物の不燃化を誘導し、災害に強いまちづくりを進めている。

#### ●土地区画整理事業の推進

一定の広がりをもった不整形で利用しにくい土地の区画を整え、宅地の利用増進を図るとともに、道路や

公園などの公共施設を整備して、良好な市街地の形成を実現することを目的としている。

区は従前より、事業実施の円滑な活動を支援するため、「練馬区土地区画整理事業助成要綱」を昭和61年4月に施行し、調査設計費用などを助成している。

同時に、地域特性を踏まえつつ、農業と調和したまちづくりの実現に向けた地域の合意形成にも努めており、30年度末現在までに、土地区画整理事業が終了しているのは20地区（約48.8ha）である。

また、29年度には大泉学園町四丁目地区（約1.0ha）の事業認可を行っており、令和元年度に事業が終了する予定である。

なお、大江戸線延伸地域の土支田新駅予定地周辺地域では、交通環境の変化や将来開発に備えたまちづくりを進めるため、区施行の土地区画整理事業を施行し28年3月に換地処分公告を終えた。

#### ●建築物の規制と誘導

農地の宅地化が進む一方、既成市街地では宅地の細分化による過密狭小な住宅が増えている。また、都市化に伴い、中高層建築物の増加と相まって、市街地環境が変化している。

こうした状況に対応し、良好な環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度を定めている。

これらを含み、「建築基準法」および関係法令に基づいて建築物を交通、安全、防災、衛生などの観点から規制・指導をしている。

##### 1 建築確認

建物を建築するときは、あらかじめ建築計画を示した申請書を提出し、建築法規に基づく確認を受ける必要がある。

〔建築確認の受付件数（構造別）〕 （単位：件）30年度

| 区分   | 一般 | 区計画通知 | 計  |
|------|----|-------|----|
| 木造   | 57 | 0     | 57 |
| 鉄骨鉄筋 | 0  | 0     | 0  |
| 鉄骨   | 14 | 13    | 27 |
| 鉄筋   | 3  | 5     | 8  |
| ブロック | 0  | 0     | 0  |
| 計    | 74 | 18    | 92 |

##### 2 道路の位置の指定など

建物を建築しようとする敷地が、「建築基準法」上の道路に接していない場合、新たに法上の道路を築造す

るか、法第43条第2項第2号の許可を受ける必要がある。

30年度は、指定道路等の申請が49件、許可を受けるための空地（協定通路認定等）の申請が18件であった。

### 3 違反建築取締り

違反建築物の発生を未然に防止するとともに早期かつ効果的に是正するため、現場調査に基づき違反建築の取締りを行っている。30年度の違反建築物取扱件数は22件であった。主な違反条項の内訳は、申請手続2件、用途地域1件、高度斜線1件、表示義務16件であった（重複を含む）。

## (2) 災害に強いまちをつくる

### ●密集住宅市街地整備促進事業

この事業は、老朽建築物等が密集し、防災上課題を抱えている地域において、道路・公園等の公共施設の整備、老朽建築物等の建替えの促進等、災害に強い総合的なまちづくりを行うことにより、防災性の向上と住環境の改善を図ることを目的としている。

#### 1 事業内容

道路・公園などの公共施設の整備、老朽住宅を耐火構造などの共同住宅に建て替える場合の助成（建築設計費、除却費、共同施設整備費等）を行っている。

#### 2 取組状況

練馬地区（練馬一～四丁目の各一部、面積約20.0ha）は、17年度で事業を終了した。

江古田北部地区（小竹町一・二丁目、羽沢一丁目、栄町、旭丘一・二丁目の各一部、面積約46.4ha）は、30年度に事業を終了した。

また、北町地区（北町一・二丁目の各一部、面積約31.1ha）は、令和元年度に事業を終了する予定である。

なお、貫井・富士見台地区（貫井一～四丁目、富士見台三・四丁目の各一部、面積約92.3ha）は、引き続き事業に取り組むとともに、新たに1地区で事業の準備に着手する。

### ●無電柱化の推進

区では、12年度から、都市防災機能の強化、安全な歩行空間の確保等のため、都市計画道路や生活幹線道路の整備、駅周辺のまちづくりにあわせて、無電柱化を積極的に推進している。

30年度末現在、電線共同溝による無電柱化は、区道全路線中の約2.1kmで完了、約3.8kmで事業中である。

30年3月に「練馬区無電柱化推進計画」を策定し、令和7年度までに新たに約9.7kmの区道の無電柱化に

着手する。



〔補助132号線（石神井町二丁目）〕

### ●河川の改修

かつて区内には3河川が流れていた。しかし、都市化の進展に伴い田柄川は下水道幹線として地下化され緑道となり、現在では石神井川、白子川の2河川となっている。このような都市化の進展と下水道の普及に伴い、河川は都市排水の基幹としての能力増強を求められている。

区内の河川については、1時間に50ミリの降雨に対応できる本改修を進めているほか、白子川については、比丘尼橋上流右岸側に34,400m<sup>3</sup>、比丘尼橋下流左岸側に212,000m<sup>3</sup>を貯留する調節池の整備が完了している。

また、都は、22年度から目白通りの地下約35mの深さにトンネル（内径10m、延長約3.2km）を掘り、新たに212,000m<sup>3</sup>を貯留する地下調整池の整備を行い、28年度末より運用を開始している。

なお、区では、河川防災のため、降雨量や河川水位の観測や河川内の障害物撤去等の維持管理を行っている。

#### 〔河川の現況〕

31年4月1日現在

| 河川名  | 延長 (km) | 本改修済延長 (km)<br>(改修率) |
|------|---------|----------------------|
| 石神井川 | 11.6    | 9.3 (80%)            |
| 白子川  | 6.5     | 1.6 (25%)            |

### ●雨水貯留浸透施設の増設

一時間に50ミリを超える集中豪雨が近年頻発し、浸水被害が発生している。浸水被害軽減のため、都の河川改修や下水道貯留管の整備に加えて、区における雨水流出抑制対策等を強化するため、石神井川稻荷橋付近、白子川子安橋付近、旧田柄川沿いの3地区に雨水貯留浸透施設の増設を実施している。

### ●雨水流出抑制施設の整備

急速な都市化の進展に伴い、多くの雨水が下水道や河川に一気に流入して起こる「都市型水害」を防ぐために、河川の改修、調節池の整備などを行ってきたが、より総合的な治水対策を推進するため、区では2年6月に「練馬区総合治水計画（平成24年3月改定）」を

策定し、雨水を地中へ浸透させる施設の整備を進めている。

30年度までに、道路、公園、学校などの公共の施設で231,903㎡、大規模民間施設等で298,544㎡、合計530,447㎡の雨水の浸透貯留可能な雨水流出抑制施設を整備した。

### ●地下室等設置に係る浸水対策の届出

近年の浸水被害は、台風を原因とするものだけでなく、短期間集中豪雨を原因とする地下構造の住宅への雨水流入などが増加している。

地下室への浸水が起こると人命を脅かす事態に結びつくため、建物建築時に指導・誘導する手段として届け出ることを義務付けている。

〔地下室等設置に係る浸水対策の届出件数〕 (単位：件)

| 年度 | 届出件数 |
|----|------|
| 28 | 29   |
| 29 | 29   |
| 30 | 17   |

### ●ねりま情報メール【防災気象情報】

23年6月から集中豪雨や台風シーズンに備えて、区内の大雨洪水警報等の気象情報や週間天気予報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメール配信している。

### ●橋りょう

区内の橋は、31年4月1日現在187橋であり、このうち区の管理する橋は131橋である。

今ある橋を有効に活用し、道路ネットワークの更なる安全性の確保を目的とした「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」を25年度に策定し、事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へ方針を転換した。

都は、河川の改修事業に併せて、松之木橋の架け替えを令和元年度に完了する予定である。

なお、区は道路管理者として、橋の拡幅に係る費用の負担をしている。

### ●街路灯の省エネルギー化促進

区民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりに向け、街路灯の維持管理を実施している。「水銀に関する水俣条約」により、令和2年から水銀ランプの製造、輸出および輸入が禁止になる。

このため区では、水銀ランプを使用した街路灯を、消費電力が少なく寿命の長いLED等の街路灯へ27年度から令和4年度にかけ、計画的に改修を進めている。

30年度は、3,224基の街路灯の改修を実施した。

## (3) 災害に強いまちの実現に向けた取組を支援する

### ●「練馬区耐震改修促進計画」および耐震化に係る助成および支援事業

28年5月に策定した「練馬区耐震改修促進計画」においては、民間建築物に多くの未耐震建築物が残っている現状を踏まえ、災害時の緊急車両および緊急物資輸送車両の通行確保のために耐震化すべき建築物や、不特定多数の区民が使用する施設に対して、より重点を置いた取組を進めている。

助成制度においては、助成の対象はこれまで戸建住宅、分譲マンションや規模の大きい建築物などが主であったが、小規模な共同住宅や長屋にも実施設計や耐震改修工事の助成ができるよう、28年度に制度を見直した。また、経済的理由などにより耐震改修工事を行うことができない高齢者や、地震時に避難することが困難な人がいる世帯を対象とした耐震シェルターおよび防災ベッドへの助成も継続して行っていく。

支援制度においては、区民向けの無料耐震相談会の場所を増やし、また、耐震化の専門家であるアドバイザーの派遣に直接要する経費や簡易耐震診断に直接要する経費を全額助成とした。

30年度の助成実績は、つぎのとおりである。

#### 1 耐震改修工事等助成事業

対象：住宅

- ・簡易耐震診断 216件
- ・耐震診断 36件
- ・実施設計 29件
- ・耐震改修工事等 32件
- ・簡易補強工事 1件

#### 2 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

対象：特定緊急輸送道路沿道建築物

- ・実施設計 7件
- ・耐震改修工事等 22件

#### 3 耐震シェルター等設置助成事業

対象：耐震シェルター・防災ベッドの設置

- ・3件

30年度

〔耐震改修工事等助成額〕（ ）内は限度額

(単位：円)

| 区分             |                     | 耐震診断    | 実施設計     | 改修工事       |
|----------------|---------------------|---------|----------|------------|
| 住宅 ※ 1         |                     | 費用の3分の2 |          |            |
|                |                     | (8万)    | (22万)    | (100万) ※ 2 |
| 分譲マンション        |                     | 費用の3分の2 |          | 費用の3分の1    |
|                |                     | (150万)  | (200万)   | (2,000万)   |
| 賃貸集合住宅・事務所など   | 主に3階以上で延べ面積1,000㎡以上 | 費用の3分の2 |          | 費用の6分の1    |
|                |                     | (150万)  | (200万)   | (1,000万)   |
| 事務所・商店など       | 主に2階以下で延べ面積1,000㎡未満 | 費用の3分の2 | —        | —          |
|                |                     | (100万)  | (—)      | (—)        |
| 私立幼稚園・保健所など    |                     | 費用の3分の2 |          | 費用の2分の1    |
|                |                     | (150万)  | (200万)   | (3,000万)   |
| 災害時医療機関等       |                     | 費用の3分の2 | 費用の6分の5  | 費用の2分の1    |
|                |                     | (200万)  | (1,000万) | (6,000万)   |
| 一般緊急輸送道路沿道の建築物 |                     | 費用の5分の4 | 費用の3分の2  | 費用の2分の1    |
|                |                     | (300万)  | (450万)   | (6,000万)   |
| 特定緊急輸送道路沿道の建築物 |                     | 費用の6分の5 |          |            |
|                |                     | (※ 3)   | (1,000万) | (※ 4)      |

※ 1：住宅（戸建住宅、小規模な長屋や共同住宅）は、無料簡易診断を実施

※ 2：所有者が居住し、所有者を含む世帯全員が非課税世帯である場合などは、費用の5分の4で限度額120万円

※ 3：限度額なし

※ 4：費用が9,000万円を超える場合は、助成率が異なる。

### ●狭あい道路の拡幅などに係る費用の助成

#### 1 狭あい道路を拡幅するための費用の助成

区内の道路の約38%は、幅員が4m未満の狭あい道路であり、災害時に延焼の拡大、緊急車両の通行や避難を妨げるなどの課題を抱えている。そのため、狭あい道路を拡幅する人に対して費用の助成をしている。

・30年度助成実績 46件

#### 2 「建築基準法」の道路にするための費用の助成

「建築基準法」の道路に接していない土地では、適法な建て替えができず、違反建築物や空き家化などの課題を抱えている。そのため、既に家が建ち並んでいる道を「建築基準法」の道路として申請する人に対して費用の助成をしている。

・30年度助成実績 1件

#### 3 行き止まりの道に避難路を設置するための費用の助成

行き止まりの道では、地震などによる建物等の倒壊や火災により入口が塞がれてしまうと避難ができなくなるなどの課題を抱えている。そのため、行き止まりの道から他の道や公園などの空地へ避難できる通路を設置する人に対して費用の助成をしている。

・30年度助成実績 1件

## (4) 上・下水道の整備

### ●上水道

水道は、最も重要な都市基盤の施設の一つとして人々の生活と都市活動を支えており、区内の給水普及率は100%である。

都の水道は、より安全でおいしい水を供給するため、通常の浄水処理に加えて高度浄水処理の導入や国が定めた水質基準より高い目標を定めるなどの取組を進めている。

災害発生時でも水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限りの給水を確保するため、地震に強い施設の整備や応急給水体制の整備の対策を推進している。

更に、災害により一時的に断水した場合にも、飲料水を確保できるよう災害時給水ステーション（給水拠点）を設けている。

#### 〔災害時給水ステーション（給水拠点）〕

| 施設名        | 所在地        |
|------------|------------|
| 練馬給水所      | 光が丘 2-4-1  |
| 区立大泉公園     | 大泉学園町 6-25 |
| 区立学田公園     | 豊玉南 3-32   |
| 区立はやいち公園   | 早宮 1-47-11 |
| 区立みんなの広場公園 | 石神井町 8-41  |

### ●下水道

#### 1 普及率はおおむね100%に

下水道は、日常生活や都市活動で発生する汚れた水をきれいにして川や海に戻すほか、道路や宅地に降った雨水を速やかに排除するなど、安全で快適な生活環境の確保や良好な水循環の形成に必要な役割を担っている。

昭和42年度から始まった区の下水道整備は、平成7年度末に普及率がおおむね100%に達した。

なお、石神井・大泉地区では、雨水流出抑制型下水道（透水性舗装や浸透雨水ます等により雨水を地下に浸透させ、急激な河川への流れ込み等を抑制する方式）を採用している。

また、下水道管の総延長は、30年度末現在約1,290kmとなっている。

#### 〔下水道管延長〕

30年度

| 総延長        | 管きょ内訳    |             |
|------------|----------|-------------|
|            | 幹線       | 枝線          |
| 1,290,266m | 67,877 m | 1,222,389 m |

資料：都下水道局

## 2 道路陥没の抑制

道路陥没の主な原因は、下水道本管へ接続するます(汚水・雨水)の取付管(陶製管)の破損である。そこで、道路工事に合わせて陶管から衝撃等に強い硬質塩化ビニル管へ切り替え、道路陥没の抑制を図っている。

# 33 地域防災力の向上

## (1) 自然災害に対する態勢を強化する

### ●練馬区災害対策条例

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進め、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、16年3月に制定した。

### ●災害対応力の向上

地震等による被害を最小限に抑えるためには、区民・行政・防災関係機関など、それぞれが連携し、災害対応力を高めることが必要である。

#### 1 自助（自分の命は自分で守る）

「防災地図」、「防災の手引（災害にそなえて）」など各種印刷物の発行、防災講演会、出前防災講座・授業の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

#### 2 共助（自分たちのまちは自分たちで守る）

区民防災組織などの既存組織の育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災関係機関等と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

#### 3 公助（行政や防災関係機関の防災活動）

区、消防署、消防団、警察署、自衛隊などの防災関係機関は、連携して災害対策に取り組んでいる。

防災関係機関や学識経験者等で構成する練馬区防災会議で「練馬区地域防災計画」を作成し、その実施を推進している。

#### 4 地震災害以外の課題

都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生しており、水災害対策が喫緊の課題となっている。

区では、都による河川改修のほか、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について啓発するためのチラシを作成し、浸水被害が予想される地域の全戸に毎年配布している。

### 〔近年の集中豪雨による大規模被害（50件以上）〕

（床上・床下浸水、道路冠水）（単位：件）

| 発生日月     | 件数     |
|----------|--------|
| 17年9月4日  | 738（※） |
| 22年7月5日  | 163    |
| 23年8月26日 | 61     |
| 30年8月27日 | 122    |

※石神井川氾濫

### ●災害対策関連計画

#### 1 練馬区地域防災計画

災害の予防から応急、更に復旧・復興に至る対策を定めた、区の防災対策の基本である。直近では、熊本地震の教訓等を踏まえ、30年3月に修正した。

#### 2 練馬区非常時優先業務実施方針

多くの困難が予想される発災後72時間において、非常時優先業務を実施する上での基本的な枠組みを示し、区の即応体制を強化するための方針であり、適時修正している。直近では、31年3月に修正した。

#### 3 練馬区業務継続計画（地震編）

震災時のさまざまな制約が発生する状況下においても、適切な業務執行を継続できる体制を確立するための計画であり、適時修正している。直近では、31年3月に修正した。

### 〔首都直下地震等による東京の被害想定（24年4月）より〕

| 被害の種類                     | 東京湾北部<br>地震 (M7.3) | 多摩直下<br>地震 (M7.3) |
|---------------------------|--------------------|-------------------|
| 建物全壊棟数                    | 1,946 棟            | 2,611 棟           |
| 建物半壊棟数                    | 12,956 棟           | 13,941 棟          |
| 出火件数                      | 12 件               | 12 件              |
| 焼失棟数                      | 3,065 棟            | 2,968 棟           |
| 死者数（※）                    | 166 人              | 212 人             |
| 負傷者数（※）                   | 4,722 人            | 5,389 人           |
| 避難生活者数                    | 59,299 人           | 76,859 人          |
| 徒歩帰宅困難者数                  | 98,294 人           | 98,294 人          |
| 閉じ込めにつながり得る<br>エレベーター停止台数 | 98 台               | 101 台             |
| ライフラインの被害                 |                    |                   |
| 電力（停電率）                   | 5.3%               | 6.3%              |
| ガス（供給支障率）                 | 25.6%              | 95.3%             |
| 上水道（断水率）                  | 17.2%              | 28.3%             |
| 下水道（管きよ被害率）               | 19.7%              | 19.8%             |
| 固定電話（不通率）                 | 2.2%               | 2.2%              |

注：冬の夕方 18 時 風速 8m/s の場合

※：死者数、負傷者数は冬の朝 5 時 風速 8m/s の場合

### ●防災センター

#### 1 情報連絡体制の整備

災害時の情報連絡手段として、以下の無線通信システムを整備している。

##### (1) 移動系防災行政無線

区および防災関係機関等が情報連絡（音声・FAX）を行うシステムである。防災センターを基地局として、避難拠点や防災関係機関等との間で、情報の収集および伝達を行う。30年度末現在、

217台を配備している。

(2) MCA 無線

帰宅困難者対策および支援物資等の物流対策用として、各拠点等と災害対策本部との間で情報の収集および伝達を行う。30年度末現在、16台を配備している。

(3) 同報系防災行政無線

災害に関する情報を区民へ一斉放送するシステムである。30年度末現在、子局（無線放送塔）207局と区立施設等に配備している戸別受信機（防災ラジオ）1,061台がある。

## 2 臨時災害放送局（FM放送）

臨時災害放送局は、地震等による大規模な災害が発生した場合に、地方公共団体等が救援情報や復旧情報等を提供するために開設する、臨時かつ一時的なFM放送局である。区では、27年度に放送機材を導入し、定期的に放送訓練を実施している。

30年度は、日本大学芸術学部をはじめ区内関係団体と臨時災害放送局の開設および運営に関する協定を締結した。

また、練馬まつりでは、協定締結後、初の放送訓練を実施した。

### ●備蓄対策

水や食料等は、家庭内で最低3日分、可能な限り1週間分程度を備蓄することが望ましい。

区は、被害想定に応じて、避難拠点1か所あたり700人の1日分に相当する食料やペットボトル飲料水を備蓄している。2日目以降は、都等から輸送された食料を避難拠点で提供する。

また、避難拠点には、毛布・寝袋などの生活必需品や、停電に備えた発電機などの資器材も備蓄している。

### ●飲料水の確保

区内には、給水所が光が丘公園内（66,600㎡）に、応急給水槽が大泉公園・学田公園内（各1,500㎡）・はやいち公園・みんなの広場公園内（各100㎡）にあり、断水時には都と連携して応急給水を実施する。

また、避難拠点では、消火栓等から給水できるスタンドパイプセットを使用して、応急給水を行う。

その他、主に区と民間の協定により区内23か所の深井戸を「防災井戸」として指定しており、給水を受けることができる。

### ●区民防災組織

災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、区民防災組織の育成を図っている。区民防災組

織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練等助成金を支給し活動を支援している。

#### 1 市民消防隊

災害時に地域で発生した火災について、消火や延焼防止活動を行う目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ（C級）などの資器材を配備している。

#### 2 防災会

大地震や水害などの災害に際して、初期消火や救出・救護活動、安否確認、避難誘導の実施により、地域での被害を防止したり、災害後の復興を行うために結成されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ（D級）、組立式リヤカー、担架、スコップ、トラロープなどの資器材を配備している。

#### 3 避難拠点運営連絡会

7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓と経験を踏まえ、区立全小・中学校を避難拠点として位置付け、区職員および学校職員を拠点要員として配置している。

避難拠点には、地域住民による避難拠点運営連絡会が結成されており、平常時から、訓練・講習会・会議等さまざまな活動を通して「いざ!」というときに備えている。

### 〔区民防災組織の数〕

30年度末現在

| 組織の種類     | 組織数   |
|-----------|-------|
| 市民消防隊     | 13隊   |
| 防災会       | 312組織 |
| 避難拠点運営連絡会 | 99組織  |
| その他       | 2組織   |

### ●防災訓練

区では、区民の災害対応力を高めるために、消防署・警察署・自衛隊などの防災関係機関や、市民消防隊・防災会・避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と連携し、各種の防災訓練を行っている。

#### 1 震災総合訓練

##### (1) 避難拠点訓練

〔開催日〕 30年9月8日

〔場 所〕 全避難拠点99か所

〔参加者〕 1,627人

〔概 要〕・避難拠点開設キットを用いた開設の初動確認

・資器材操作

・無線操作など

・HUG（避難所運営ゲーム）

##### (2) 防災フェスタ

〔開催日〕 30年9月9日

〔場 所〕 光が丘第一中学校・防災学習センター

- [参加者] 2,668 人
- [概要] ・各種体験コーナー（はしご車、起震車、初期消火等）
  - ・防災関係機関によるブース展示
  - ・スタンドパイプによる応急給水訓練

2 水防訓練

- [開催日] 30 年 5 月 19 日
- [場 所] 都立城北中央公園都民の森
- [参加者] 1,077 人
- [概要] ・土のう積みなどの浸水防止工法
  - ・避難勧告地域住民の避難誘導訓練
  - ・特別救助隊による救助
  - ・はしご車、起震車など各種体験コーナー
  - ・防災関係機関による広報活動

3 区民防災組織における訓練

地域の災害対応力を一層向上させるため、市民消防隊・防災会等による自主的な訓練等が、年間を通して実施されている。

- (1) 市民消防隊・防災会等による訓練、会議等  
30 年度は 397 回実施し、延べ 48,588 人が参加した。
- (2) 避難拠点防災訓練、会議等  
30 年度は訓練を 202 回（延べ 22,070 人参加）、会議・講習会等を 404 回（延べ 6,988 人参加）実施した。
- (3) 軽可搬消火ポンプ操法大会  
ポンプ操作の習熟と組織間の交流を目的として、区内を 3 地域（練馬・光が丘・石神井）に分けて、ポンプ操法大会（発表会）を開催している。  
30 年度は 55 団体 500 人が参加した。

●防災功労者・功労団体表彰

昭和 62 年度から、地域の防災対策に貢献のあった個人および団体を表彰している。30 年度は功労者 89 人、功労団体 12 団体を表彰した。

●普及啓発活動

1 防災講演会

「次の震災について本当のことを話してみよう」をテーマに、講演会を開催した。

- [開催日] 31 年 3 月 3 日
- [会 場] 練馬文化センター
- [講 師] 名古屋大学減災連携研究センター  
センター長・教授 福和伸夫
- [参加対象者] 区民、区民防災組織関係者

2 防災用品のあっせん

家具転倒防止器具、感震ブレーカー、非常持ち出し品セット、保存飲料水・食料などをあっせんしている。

30 年度は 163 件の申し込みがあり、679 品をあっせんした。

3 「防災の手引」などの発行

発行している刊行物は、つぎのとおりである。

〔手引きなどの一覧〕

| 刊行物              | 内 容                       | 配布場所                                |
|------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 防災の手引            | 地震が起きたときに取るべき行動や日頃の備えについて | 7 階危機管理室、防災学習センター、各区民事務所など（※転入者へ配布） |
| 防災地図             | 避難拠点・各種施設など防災に関する情報       | 7 階危機管理室、防災学習センター（※「わたしの便利帳」に挟み込み）  |
| 中高層住宅の防災対策ガイドブック | 中高層住宅の管理組合や自治会、住民組織向け手引き  | ホームページで公開                           |
| 食と防災             | 災害時の食事に関する情報              | 7 階危機管理室、防災学習センター                   |

30 年度は、ねりま防災カレッジ「女性防災リーダー育成講座」のポイントや受講者の声をまとめた「災害時の衛生環境“キレイ”を考える」を発行し、区役所本庁舎 7 階危機管理室および防災学習センターで配布している。

4 起震車による地震体験訓練

震災時の身の守り方や震災による火災防止の普及を図ることを目的としている。30 年度は 282 回実施し、延べ 16,718 人が参加した。

●ねりま防災カレッジ事業

地震防災をはじめとする防災に対する意識の向上を図り、地域において活動する人材を育成するため、防災学習センターを中心拠点として、ねりま防災カレッジ事業を実施している。



〔30 年度ねりま防災カレッジ自助クラスの案内〕

## 1 区民向けクラス別講座

### (1) 自助クラス

「自助に関わる基礎的な知識・技術について」をテーマに開催した。30年度は182人が受講した。

### (2) 共助クラス

「共助に関わる基礎的な知識・技術について」をテーマに開催した。30年度は94人が受講した。

### (3) 区民防災組織カリキュラム（区民防災組織加入者向け）

「組織の活動に活かせる実践的な取組について」をテーマに開催した。30年度は109人が受講した。

### (4) 共助クラスフォローアップ（共助クラスの修了者向け）

「地域での防災活動を促進するための知識・技術について」をテーマに開催した。30年度は32人が受講した。

### (5) 区民防災組織カリキュラムフォローアップ（区民防災組織カリキュラムの修了者向け）

「組織での防災活動を促進するための知識・技術について」をテーマに開催した。30年度は37人が受講した。

### (6) 共助・区民防災組織合同フォローアップ（共助・区民防災組織カリキュラムの修了者向け）

「地域と組織との連携をはかる取り組みについて」をテーマに開催した。30年度は86人が受講した。

### (7) 一般公開講座（一般区民向け）

#### ア 第1回

「これって実は防災対策なのですね」と題し、アウトドア防災ガイドあんどうりす氏を講師として講座（参加者71人）を開催した。

#### イ 第2回

「被災時、人は何を考え何を思うのでしょうか?」と題し、武蔵野大学心理臨床センター研究員・精神保健福祉士笹川真紀子氏を講師として講座（参加者73人）を開催した。

## 2 小学生（4～6年生）向けカリキュラム

防災に関する基礎的な知識を習得し、自分の身は自分で守ることの大切さについて学ぶ講座を実施する。30年度は98人が受講した。

## 3 中学生向けカリキュラム

災害時に中学生に求められる役割と、それを果たすための技術や知識について学ぶ講座を実施する。30年度は21人が受講した。

## 4 専門カリキュラム

防災活動の専門的な内容について、さまざまな視点から知識や技術を学ぶ講習会を実施する。30年度は380人が受講した。

〔開催した講座〕

- ・中高層住宅向け防災講習会
- ・事業所向けカリキュラム
- ・食と防災
- ・普通・上級救命講習
- ・女性防災リーダー育成講座
- ・乳幼児の保護者向け防災講習会

## 5 出前防災講座・授業

区内の事業所や町会・自治会・学校などの団体を対象に、防災に関する講座・授業を実施する。30年度は17,394人が参加した。

## 6 防災体験講座

防災学習センターの来所者を対象に、起震車による地震体験や煙ハウス体験など、防災に関する体験講座を実施する。30年度は4,081人が参加した。

## 7 防災学習コースメニュー

防災学習センターの来所者を対象に、防災に関する学習や体験講座を実施する。30年度は2,490人が参加した。

## ●各種団体との協定

災害時における応急・復旧活動を迅速に実施するため、他の地方自治体（11団体）、民間事業者や各種団体等（194団体）と協定を締結し、応急対策活動が円滑に行えるよう体制を整えている。

30年度末現在、災害時協定を締結している自治体は、つぎのとおりである。

### 〔災害時総合応援協定〕

- ・長野県上田市
- ・群馬県前橋市
- ・埼玉県上尾市

### 〔災害時物資等支援協定〕

- ・福島県塙町
- ・群馬県下仁田町
- ・群馬県館林市

### 〔災害時隣接自治体応援協定〕

- ・特別区
- ・東京都西東京市
- ・埼玉県和光市
- ・埼玉県新座市
- ・東京都武蔵野市

## 34 安全・安心な地域づくり

### (1) 犯罪等に対する態勢を強化する

#### ●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活する全ての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、16年12月に施行した。

#### ●「街かど安全 72万区民の目」警戒運動

区内の3警察署および3防犯協会と覚書を締結し、区民向け防犯意識啓発のイベントを共同で実施している。30年度は「区民のつどい」などのイベントを行った。

#### ●地域防犯防火連携組織

「地域のことは地域で協力して守る」という考え方に基づき、小学校区域を単位として、学校、町会、自治会およびPTAなどの各地域団体が連携して、自主的活動を展開できる体制を構築している。

連携組織に対し、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行っている。30年度末現在で30組織が設立されている。

#### ●パトロール団体

区内で自主的にパトロール活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、申請に基づき「パトロール団体」として登録し、各種支援を行っている。30年度末現在で272団体が登録している。

##### 〔支援の内容〕

- ・夜光ジャンパーや誘導灯など、パトロールに必要な用品の支給
- ・パトロール中のけがなどに備えて、区の費用負担で保険に加入
- ・パトロールを行う際の委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーの貸出し

##### 〔登録の要件〕

- ・パトロール活動に従事する人員が5人以上で、かつ、その過半数が区内に在住、在勤、在学していること
- ・月1回以上または年12回以上の頻度で、将来にわたって継続的にパトロール活動を行うこと
- ・営利を目的としないこと

#### ●消防団

消防団は、地域住民が生業を持ちながら、火災や震災が発生した時に消防署と連携し、消火・人命救助・

応急救護活動を行う組織である。

区内の消防団は3消防署管轄ごとに組織されており、各団は更に地域ごとに分かれた分団により構成されている。

平常時は、区民に対して、火災予防や応急救護の指導を行うなど、地域における防火防災のリーダーとして幅広い活動を行っている。区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について、助成等を行っている。

#### ●防犯設備整備費および防犯カメラ維持管理費の補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、街頭に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。また、地域団体が設置したカメラで、一定の要件を満たすものについて、その維持管理費用の一部について補助を行っている。

#### ●ねりま情報メール【安全・安心情報】

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメール配信している。30年度末現在で31,303件の登録があり、30年度は98件の情報の配信を行った。

#### ●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、青色回転灯を装備した「練馬区安全・安心パトロールカー」を7台導入している。

区から委託を受けた警備員が毎日24時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、パトロール団体などが自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーを貸し出している。30年度は延べ361件の貸出しを行った。

#### ●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね100m四方に1本の割合で、街頭消火器を設置している。30年度末現在で5,656本を配備している。

### (2) 安全な道路環境の整備

#### ●交通安全啓発

交通ルールとマナーを身につけることは、交通事故

の防止に有効である。

10年12月15日に「交通安全都市練馬区宣言」を行い、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することを表明した。(宣言文は裏表紙参照)

30年度には、春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者の事故防止、歩行者・自転車の交通ルール・マナーの向上などについてのPRを行った。

### 1 区立小学校での啓発

新入生を対象に、蛍光反射ランドセルカバーを配布した。また、「自転車の乗り方教室」を実施し、受講した児童に「自転車運転免許証」を発行している。30年度は、全小学校65校で実施し5,612人の児童に免許証を発行した。



〔自転車運転免許証〕

### 2 自転車安全教室

21年度から、スタントマンが自転車による事故の瞬間を再現し、その衝撃や恐怖を体験してもらう自転車安全教室を実施している。30年度は12回(うち中学校が7回、公園等での一般向けが5回)実施した。

### 3 自転車シミュレーターの活用

26年度から、自転車シミュレーターを区立施設に配置し、自転車のルール・マナーの向上に向けた取組を進めている。また、27年度から、自転車シミュレーターを利用した交通安全教室を実施している。30年度は5回実施しており、この教室での利用者を合わせた自転車シミュレーター利用者は32,697人であった。

## ●交通安全実施計画

29年1月、「交通安全対策基本法」に基づき「第10次練馬区交通安全計画」を策定した。この計画の目標である「交通事故件数および死傷者数を前年以下に減少させること」を踏まえ、毎年度、実施計画を策定し、交通安全施設の整備、交通安全啓発活動を進めている。

30年の区内における交通事故(人身事故)の発生状況は、発生件数1,293件、死傷者数1,469人であり、発生件数・死傷者数ともに前年を下回った。

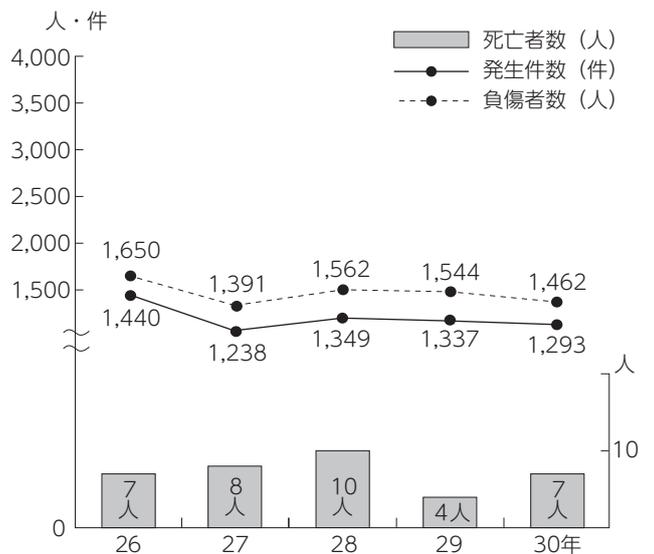
発生件数は、ピーク時の13年の4,038件と比べ、3分の1以下となり、大きく減少した。

## 〔交通安全施設〕

31年4月1日現在

| 種別      | 総数        | 対前年度増減 |
|---------|-----------|--------|
| 歩道      | 126,738 m | 487 m  |
| 道路標識    | 2,697 本   | △5 本   |
| 街路灯     | 45,250 基  | 94 基   |
| 道路反射鏡   | 6,322 本   | △1 本   |
| 歩行者用防護柵 | 87,151 m  | 154 m  |
| 点字ブロック  | 2,355 か所  | 5 か所   |

## 〔区内の交通事故の状況〕



## ●区民交通傷害保険

交通事故等の被害者を救済することを目的としている保険事業で、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金が支払われる。

近年、自転車の運転者が歩行者等と衝突し、加害者となる事故が増加している。中には高額な賠償責任を負担するケースも出ていることから、21年度分より「自転車賠償責任プラン」を付加した。毎年2～3月中旬に受付している。

## ●自動車駐車場の運営

区内には練馬駅北口地下駐車場、石神井公園駅北口駐車場、大泉学園駅北口駐車場、大泉学園駅南口駐車場と4か所の区立自動車駐車場があり、収客台数は合計1,057台である。

また、19年3月、練馬駅北口地下および石神井公園駅北口に、自動二輪車用駐車スペースを整備した。

全ての施設で指定管理者制度を導入し、運営している。

# 35 地域生活を支える駅周辺のまちづくり

## (1) まちの拠点機能を向上させる

### ●駅周辺地区の整備

区内の駅周辺では、交通広場やアクセス道路などの整備が必ずしも十分ではない状況がある。また、利便性や安全性を高め、商業活動の活性化を図る必要がある。

このため、区内の各駅周辺を中心核、地域拠点、生活拠点と位置付け、交通広場や道路の整備を進める。更に、便利でにぎわいのある商業環境などの生活利便性を向上させるなど、まちの拠点としての整備を進めている。

### ●練馬駅周辺整備

練馬駅周辺は、区役所を始め、警察署、消防署などの行政機関や、郵便局、練馬文化センター、練馬図書館、生涯学習センターなどの公共施設が集まっている。また、業務施設、商業施設の集積度も高い。しかし、道路や駅前広場など都市基盤の整備が遅れていたため、交通混雑を引き起こし、商店街の活性化や発展にも弊害をもたらしていた。

そこで区では、駅周辺を中心核と位置付け、道路や駅前広場を始めとした都市基盤の整備を進めるとともに、2年度には「練馬駅周辺地区街づくり構想」を作成（5年度に一部修正）し、この構想に基づいてまちづくりを推進している。

駅北口地区においては、区として初めて都市計画決

定した区画街路1・2号線が5年3月に完成した。また、駅北口公共駐車場は7年7月に、北口交通広場やペDESTリアンデッキ(橋のような歩行者専用通路)は、西武池袋線の高架化に併せて15年3月に完成した。

駅北口の練馬一丁目地内では、道路の拡幅整備に併せてまちづくりの実現を図るため、「練馬駅北口地区地区計画」を21年6月に都市計画決定した。

駅南口地区においては、区画街路3号線が7年2月に、区役所前立体区道(やすらぎ歩道橋)が9年6月に完成した。

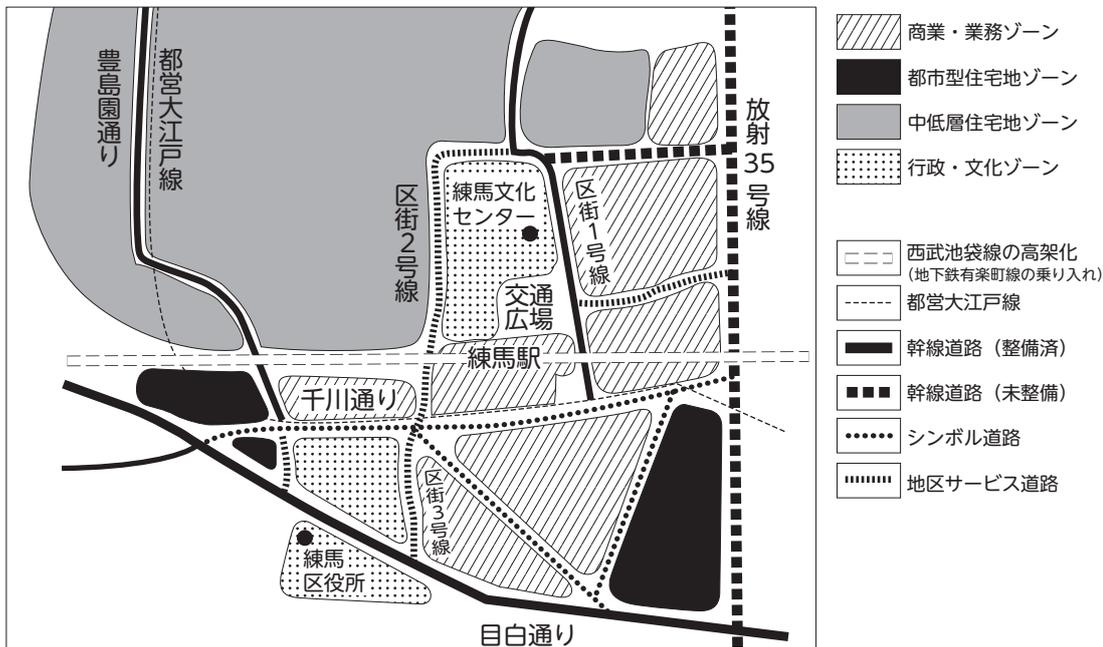
豊玉北五丁目地区においては、区内で初めて「街並み誘導型地区計画」を活用した「練馬駅南口地区地区計画」を、16年12月に都市計画決定した。また、道路の無電柱化が23年3月に完成した。

### ●石神井公園駅周辺整備

石神井公園駅周辺は、公共機関や商店が多く、周辺住宅地域を含めた地域の中心的役割を果たしている。また、都立石神井公園の玄関口でもあり、地区外からの来訪者も少なくない。

このような状況にもかかわらず、駅に通じる道路は狭く、駅前広場や道路、踏切など駅周辺の交通環境の整備が十分とはいえない状況であったため、鉄道の高架化や駅前広場の整備を行い、現在、都市計画道路の整備を進めている。

## [練馬駅周辺土地利用方針]



## 1 整備の方針

区では石神井公園駅周辺地区を区西部における地域拠点の一つと位置付け、機能の向上を図るため、駅北口地区市街地再開発事業を実施してきた。

15年6月には、「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」を策定し、つぎのような整備方針に基づいて総合的なまちづくりを推進している。

- (1) 地域の交通拠点機能を高めるため、車、歩行者の利用特性に応じた駅周辺道路を整備する。  
更に、駅に集中する交通を処理、連結する「交通結節機能」と駅利用者が憩い、集い、語らう「広場機能」とを併わせ持つ駅前広場を整備する。
- (2) 西武池袋線の鉄道高架化を契機として、交通環境の改善と南北地区の一体的な土地利用の形成を図る。
- (3) 商業と住宅が調和した駅前商業地を形成するとともに、土地の高度利用を図る。

## 2 駅周辺まちづくり事業の推進

区では、「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」に基づき、まちづくり事業を推進してきた。27年3月には南口駅前広場の整備が、29年3月には西武池袋線の連続立体交差事業が完了した。

29年2月以降は、駅南口西地区で結成された準備組合と区が、検討中の市街地再開発事業について区民に報告し、意見を求めるための「検討状況報告会」を開催している。

また、30年8月以降は、補助132号線周辺地区における地区計画によるまちづくりのルールを検討する「意見交換会」を開催した。

### ●上石神井駅周辺整備

上石神井駅は急行停車駅であり、駅周辺には多くの商店が立ち並ぶなど、まちの発展の可能性を多く秘めた地域である。しかし、駅前広場がなく、歩行者や自転車、自動車などが駅に通じる狭い道路に集中するうえ、踏切遮断の影響もあり、交通渋滞などが課題となっている。

そのため、駅前広場を含む都市計画道路「外郭環状線の2（千川通り～新青梅街道間）」の整備と西武新宿線の立体化に取り組んでいる。

外郭環状線の2は、27年12月から測量を行い、30年12月には事業の認可を取得し、事業に着手した。

また、31年2月に都、関係区市および西武鉄道が西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差化計画等について、都市計画素案等の説明会を行い、現在は都市計画決定に向けた手続きを進めている。

## 1 整備の方針

20年3月に「重点地区まちづくり計画」を策定し、

道路交通・商業・住環境・防災・ユニバーサルデザイン・景観・土地利用の7つの視点から整備方針を定めている。

## 2 まちづくり事業の推進

区では、地域住民からの提言を踏まえて、今後のまちづくりの方向性を示した「重点地区まちづくり計画」に基づき、駅へ向かう人の移動を円滑化する外郭環状線の2と鉄道、バス、タクシーの乗換えの安全性や利便性の向上を目指した駅前広場の整備に加え、駅前では、建物の共同化を支援するためのまちづくり勉強会などを開催している。

### ●生活拠点の整備

練馬駅・石神井公園駅・大泉学園駅・光が丘駅・上石神井駅を除く各駅周辺地区を生活拠点として位置付け、地域の状況に合わせて道路整備などと連動しながらまちづくりを進めている。

#### 1 江古田駅周辺地区

18年6月に「江古田駅北口地区地区計画」を、30年3月に「江古田北部地区地区計画」を都市計画決定し、災害に強く、安全で快適なまちづくりを目指している。

#### 2 中村橋駅周辺地区

17年1月に「中村橋駅南口地区地区計画」を、25年3月に「中村橋駅北口地区地区計画」を都市計画決定し、住環境の保全と活力ある市街地の形成を目指している。

#### 3 富士見台駅周辺地区

23年2月に「重点地区まちづくり計画」を策定し、密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりを行っている。30年12月に「富士見台駅北部地区地区計画」を都市計画決定し、31年1月には新たな防火規制の区域指定を行うなど、災害に強く、安全・快適なまちを目標に取組を進めている。

#### 4 保谷駅周辺地区

29年2月、保谷駅周辺地区まちづくり協議会において取りまとめた「まちづくり提言書」が区に提出された。現在、課題の異なる地域に合わせた、まちづくりを進めている。

#### 5 東武練馬駅南口周辺地区

22年11月に「東武練馬駅南口周辺地区地区計画」、27年1月に「北町二丁目西部地区地区計画」を都市計画決定し、魅力ある、安全で快適なまちづくりを目指している。

#### 6 武蔵関駅周辺地区

26年5月に武蔵関駅周辺地区において「重点地区まちづくり計画」を策定し、西武新宿線の立体化にあわせて、駅前広場や都市計画道路補助230号線などの、

駅周辺のまちづくりに取り組んでいる。31年2月に都、関係区市および西武鉄道が、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差化計画および駅前広場計画等について、都市計画素案説明会を行い、現在は都市計画決定に向けた手続きを進めている。

## 7 上井草駅周辺地区

26年11月に上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）において「重点地区まちづくり計画」を策定し、西武新宿線の立体化にあわせ、計画の実現に向けた取組を行っている。



# 36 自立分散型エネルギー社会の構築



## (1) 練馬区エネルギービジョン

区は、28年3月に住宅都市練馬にふさわしい自立分散型エネルギー社会の将来像と具体的取組を明らかにする「練馬区エネルギービジョン」を策定した。

「練馬区エネルギービジョン」は、『ビジョン』を上位計画とする個別計画である。

### ●理念

一つのエネルギーに依存するのではなく、さまざまなエネルギーを目的に応じて組み合わせるといふ「エネルギーのベストミックス」と省エネルギーを両輪として、災害時のエネルギーセキュリティ（※1）の確保や、平時の効率的で低炭素（※2）なエネルギーの確保を実現した自立分散型エネルギー社会を目指すことを理念としている。

防災や環境まちづくりなどの関連する施策と連携し、災害時の区民生活の継続や避難拠点の運営に必要なエネルギーの確保を一層充実させつつ、再生可能エネルギーや省エネルギーの普及、低炭素都市づくりの推進に取り組んでいく。

※1 エネルギーセキュリティ：

家庭や事業所、避難拠点等において必要とされるエネルギーが安定的に得られるようにすること

※2 低炭素：

温室効果ガス排出量を削減するため、主な排出源である化石エネルギーへの依存を低減した状態のこと

### ●4つの柱立て

#### 1 災害時のエネルギーセキュリティの確保

避難拠点となる小・中学校に、蓄電設備と組み合わせた太陽光発電設備の設置を進めている。また、30年度には電気自動車などを災害時に避難拠点の緊急電源として活用する「災害時協力登録車制度」を創設した。

#### 2 分散型エネルギーの普及拡大

全国を先導する地域コジェネレーションシステム（※）を創設し、早期に整備するとともに、区民、事業者による分散型エネルギーシステムの導入を支援し、普及拡大する取組を進めている。

※地域コジェネレーションシステム：

天然ガス、石油等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も利用する熱電併給設備を、災害拠点病院と近隣の医療救護所とを一体化して活用すること

#### 3 省エネルギー化の推進

省エネルギー機器・設備の導入を促進するため、再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度の拡充や、区立施設の省エネルギー化に取り組んでいる。

#### 4 区民とともに進める取組

自立分散型エネルギー社会の実現を目指し、区民や事業者とともに、実態に即した取組の推進に努めている。

## (2) 環境にやさしいまちをつくる

### ●練馬区環境基本条例

区は、18年に「練馬区環境基本条例」を制定した。

この条例は、環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定めている。

併せて、環境保全施策の基本的事項を定めることにより、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的としている。

### ●練馬区環境審議会

「練馬区環境基本条例」に基づき、区の環境保全に関する基本的事項を調査審議するための組織である。委員の任期は2年で、31年3月から第7期の審議会となり、計18人で構成されている。

### ●環境都市練馬区宣言

「練馬区環境基本条例」の制定・施行を機に、区民、事業者および区を挙げて、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を次の世代に引き継ぐことを宣言する「環境都市練馬区宣言」を行った。（宣言文は裏表紙参照）

### ●練馬区環境基本計画 2011（後期計画）

#### 1 策定の背景

区は、5年度に最初の「練馬区環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を展開してきた。

22年12月に30年代初頭までを期間とする計画を策定したが、その後、環境行政を取り巻く状況は大きく変化した。変化への対応や各種計画との整合を図る必要があることから、「練馬区環境基本計画 2011（後期計画）」を29年3月に策定した。計画期間は、29年度から令和元年度までの3か年である。

#### 2 計画の概要

本計画では、5つの基本目標を定め、その目標を達成するための施策や重点事業を展開している。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定していた「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」を包

含し、温室効果ガス削減目標を設定した。

本計画の進行管理は、環境指標や重点事業、事業の点検・公表により毎年度行い、関連する「みどりの基本計画」、「練馬区一般廃棄物処理基本計画」などと連携し、着実な計画の推進に向けて取り組んでいく。

### 3 温室効果ガス削減目標

本計画では、国と同水準の削減目標を掲げている。

#### (1) 長期目標

令和12年度までに、25年度比で26.0%削減

#### (2) 短期目標

令和元年度までに、25年度比で9.2%削減

### 4 温室効果ガス排出状況

28年度の区の温室ガス排出量は、197万2千tであり、そのほとんどを二酸化炭素が占めている。基準年度（25年度）と比較して13.2%減となっている。

### ●再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度

18年度から、住宅等に再生可能エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する区民等に対して、費用の一部補助を行っている。

30年度は、太陽光発電設備109件、自然冷媒ヒートポンプ給湯器55件、家庭用燃料電池システム568件、蓄電システム90件、窓の断熱改修32件、直管形LED照明等33件、計887件、4,618万5千円を補助した。

### ●自立分散型エネルギー設備設置補助制度

28年度から、低炭素で高効率な自立分散型エネルギー設備の普及を促進するとともに、災害発生時の避難拠点等において必要とされる最小限のエネルギーを確保するため、太陽光発電設備や蓄電システム等を設置した福祉避難所および災害時医療機関の運営者に対し、費用の一部を助成している。

### ●練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動

区における地球温暖化対策を推進するため、22年5月に練馬区地球温暖化対策地域協議会が設立され、23年度に区民公募により愛称を「ねり☆エコ」とした。

「ねり☆エコ」は、日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制のために必要な取組について協議し、区およびその他関係機関等と連携して、節電・省エネ・省資源に関する普及啓発活動を行っている。

## (3) 区民・事業者と地球温暖化防止に取り組む

### ●エコライフチェック事業

エコライフチェックとは、区民や事業所が環境に配慮した行動（エコライフ）に取り組む日を決めて実践し、普段の日の行動と比較（チェック）することで、エコライフの効果（二酸化炭素排出量の削減）を確認する啓発事業である。

30年度は、区内の小・中学生等42,213人および21事業所の取組により、3.14tの二酸化炭素排出量を削減した。

### ●環境月間行事

環境省が提唱する6月の環境月間に合わせて、関連事業を行った。30年度は区役所アトリウム、図書館およびリサイクルセンターで、創エネ設備等を紹介する展示、関連図書の展示、「外部給電」のデモンストレーション、講演会等を実施した。

### ●環境学習事業

30年度はつぎの事業を実施した。

#### 1 練馬区環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、毎年夏休みに作文を募集し、今回で45回目を迎えた。

30年度は「わたしが取り組む地球温暖化対策」、「みんなに教えたいねりまの自然」、「わたしのもったいない活動と食べ残し」の3つのテーマで募集し、小学生245作品、中学生693作品の計938作品の応募があった。

#### 2 ねりま打ち水大作戦

打ち水の効果や楽しさを広く周知・啓発することにより、区民一人ひとりがヒートアイランド対策に積極的に取り組む契機となることを目的として、26年度から実施している。

30年度は、各家庭での取組みに加え、区立施設や町会・自治会など30団体が打ち水を実施した。

#### 3 こどもエコクラブ

（公財）日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ事業（幼児から高校生を対象とする環境クラブ活動）の地方事務局として、区内クラブの活動を支援した。30年度は4クラブ352人が会員として登録・活動した。

#### 4 ねりまエコ・アドバイザー活動支援

ねりまエコ・アドバイザーとは、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力等、区の環境施策に関するを行う区民（ボランティア）である。また、ねりまエコ・アドバイザー相互の情報交換、連携を図るた

め、ねりまエコ・アドバイザー協議会を設置している。

区では、ねりまエコ・アドバイザー協議会と共同で、フォローアップ研修を実施するほか、小学校・児童館・学童クラブ等での環境学習活動への講師派遣等の支援を行っている。30年度は41人が活動した。

#### ●ねりま・エコスタイルフェア

展示・発表などを通じて、「環境に配慮したライフスタイル」を推進することを目的に、練馬まつりの協賛事業として実施した。

〔開催日〕 30年10月21日

〔場所〕 としまえん

〔来場者〕 35,000人（練馬まつり、健康フェスティバル・練馬産業見本市およびねりま・エコスタイルフェア全体の来場者数）

〔概要〕 ・楽しみながらエコの知識が身につくクイズやゲーム  
・リサイクルや自然の大切さを感じる体験およびパネルシアター  
・環境広報車によるデモンストレーション  
・再生可能エネルギー情報の展示  
・フードドライブ  
・メダルプロジェクトなど

〔主催〕 練馬区地球温暖化対策地域協議会および練馬区

#### ●オール東京 62 市区町村共同事業

オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、東京の自然環境の保護や地球温暖化の防止を目的として、19年度にスタートした。

30年度には、62市区町村共通版の「温室効果ガス排出量算定手法の標準化」により算出した都内の市区町村ごとの温室効果ガス排出量の公表や、市民協働型温暖化対策実行計画推進研究会の設置・運営、気候変動への適応策に関する調査研究を行った。

#### ●環境情報の提供事業

環境に関するさまざまな情報を、よりの確に区民に提供することを目的として、区ホームページで環境教育啓発事業の案内や区内で活動する環境団体を紹介している。

#### ●環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行

「練馬区環境基本条例」に基づく環境報告書として、30年9月に冊子「ねりまのかんきょう（29年度報告）」を作成した。「環境にやさしいまちをつくる」「みどりと環境」「循環型社会をつくる」の3部構成で、29年

度を中心とした区の環境の現状や施策の実施状況を掲載している。

### (4) 区が率先して地球温暖化防止に取り組む

#### ●区の事務事業における環境配慮の着実な推進

##### 1 練馬区環境マネジメントシステム

###### (ねりまエコプラン)

事務事業執行の中で、地球温暖化防止を始めとする環境課題の解決に向けて取り組んでいる。

環境マネジメントシステム（EMS）は、企業や自治体等が組織運営や経営の中で、自主的に環境保全に関する取組を進める仕組みのことで、Plan（計画）、Do（実施および運用）、Check（点検）および Action（見直し）のPDCA サイクルからなる。

区は、13年度に環境マネジメントシステムの世界共通の規格である ISO14001 を認証取得した。

23年度からは ISO14001 によらない区独自の環境管理を行うために、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」を策定した。本システムの基本方針に基づいた環境管理体系により、環境への負荷を低減し、環境法令を遵守するなど、環境課題の解決に取り組んでいる。

##### 2 練馬区環境管理実行計画

23年3月に、事業者としての区が、自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を目的として、「練馬区環境管理実行計画」を策定した。

この計画は、「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」を構成する取組分野でもある。

##### 3 区立施設の省エネルギー対策等

「練馬区環境マネジメントシステム（ねりまエコプラン）」に基づき、省エネルギー対策のため、区立施設の空調設備、照明設備等の改修を行った。

また、東日本大震災を契機として自主的に節電を継続している。

更に、電力調達先の多様化と経費の節減を図るため、競争入札による電力調達を実施している。

#### ●低公害車の導入

環境負荷の低減を目指し、リースを含む庁有車の新規導入・入替えに際して、国の排出ガス規制基準および低燃費基準に適合した九都県市指定低公害車（※）を選定条件にするなど、率先して低公害車の導入推進に取り組んでいる。

※九都県市指定低公害車：

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定した窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車や燃費性能の優れた自動車のこと

# 37 リサイクルの推進とごみの発生抑制

## (1) ごみの発生を抑制する

### ●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～38年度）」を29年3月に策定した。

計画では、「みどりあふれる循環型都市をめざして」を基本理念とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区の間で生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりを目指している。

また、「練馬区リサイクル推進条例」第20条に定める「練馬区リサイクル推進計画」は、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～38年度）」の施策と不可分であることから、これに包含されるものとしている。

### ●普及啓発の推進

#### 1 情報の発信

区で行っている取組について、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」および情報紙「ねりまの環」を作成し、情報を発信している。



〔練馬区資源・ごみの分け方と出し方〕

#### 2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、さまざまな指導・啓発活動を行っている。主な指導・啓発活動には以下のものがある。

##### (1) ふれあい環境学習

主に小学校4年生を対象に、模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境学習車を使ってごみ収集



〔「できることからはじめよう!」〕

の仕組みや機能を説明している。30年度は区立小学校63校で実施し、区作成の冊子「できることからはじめよう!」を配布した。また、保育園および幼稚園等でも実施している。

##### (2) 大規模建築物排出指導

1,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

### 3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境・清掃・リサイクルに関わる類似の住民組織を統合して、15年7月に組織された任意団体である。

身近な地域のまち美化・清掃・リサイクルの問題を通じて地域での連帯を深め、行政と協働して循環型社会づくりと地球環境の保全に寄与することを目的としている。

30年度は、区内一斉清掃事業、環境清掃関連施設見学会、研修会などを実施した。

### ●生ごみの発生抑制

生ごみの資源化を進め、ごみの減量を図るため、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。30年度には、5件の申込みがあった。

また、家庭用生ごみ処理機、コンポスト化容器およびディスプレイ購入費助成金交付事業も併せて行っており、30年度の助成件数は100件であった。

### ●食品ロス削減の取組

家庭で食べきれずに廃棄されてしまう未利用食品を有効利用につなげ、食品ロスを削減するため、29年度からフードドライブ事業を開始した。30年度は、リサイクルセンターで8回、区役所で1回、ねりまエコスタイルフェアで1回開催し、集まった食品は、区内児童養護施設、(福)練馬区社会福祉協議会およびNPO法人へ提供した。

### ●リサイクルセンター

#### 1 整備・運営

リサイクルおよび環境学習活動の拠点として、9年3月に関町リサイクルセンター、14年10月に春日町リサイクルセンター、21年4月に豊玉リサイクルセンター、29年4月に大泉リサイクルセンターが開館した。施設には、展示室、リサイクル工房、情報資料コー

ナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティコーナーなどがある。いずれも指定管理者が運営している。

## 2 事業

多くの区民ボランティアとともに、リサイクルや環境に関する事業を行っている。

### (1) 手作り教室等の開催

不用品を使った衣類のリメイクやおもちゃ作り、環境を扱った講座などを行った。30年度は607回開催した。

### (2) 再使用家具等の展示・販売

粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものを、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。30年度は、区民提供の小物とあわせて117,200点を販売した。

### (3) 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民に提供している。30年度は情報紙「ゆずりは」を6回発行した。

## ●再使用の促進

### 1 リサイクル・マーケット支援

家庭で不用となった衣類、生活雑貨などを、地域で再使用してもらうことを目的にリサイクル・マーケットを開催する団体に対して、区報への掲載、区立公園使用の許可申請、物品の貸出しなどの支援を行っている。30年度は公園や区立施設など17会場で、89回のリサイクル・マーケットが開催された。

### 2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、「譲ります」「譲ってください」カードを掲示できる大型生活用品リサイクル情報掲示板を運用している。30年度末現在、区立施設16か所に設置している。

## (2) リサイクルを進める

## ●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

### 1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物のリサイクルを図るため、9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。更に、13年度から乾電池、20年度から廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

また、練馬庁舎では、14年度からマテリアル資源を回収している。

## 〔庁舎等区立施設回収〕

(単位：t)

| 年度      | 28      | 29      | 30      |
|---------|---------|---------|---------|
| 古紙等     | 958.6   | 973.4   | 975.2   |
| びん      | 7.2     | 7.4     | 7.4     |
| 缶       | 17.0    | 16.3    | 15.0    |
| ペットボトル  | 10.9    | 11.0    | 11.6    |
| トレイ     | 0.01    | 0.01    | 0       |
| 乾電池     | 2.1     | 2.1     | 2.4     |
| マテリアル資源 | 29.1    | 29.3    | 33.9    |
| 廃食用油    | 7.3     | 7.5     | 7.6     |
| 蛍光管     | 4.9     | 4.2     | 4.0     |
| 計       | 1,037.1 | 1,051.2 | 1,057.1 |

## 2 再生品利用の推進

資源の有効利用等を目的として、「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」に基づき、再生紙の使用等を推進している。

## 3 学校等生ごみの資源化

14年2月から、小・中学校92校および学校給食総合調理場2か所で、区の委託事業による生ごみの一括回収および肥料化を開始した。

これに加え15年度から保育園、16年度から福祉施設での回収も開始した。

30年度末現在、小・中学校98校、保育園60園、福祉施設8か所および庁舎1か所の計167か所で回収を行っている。

肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、15年6月20日に区で商標登録した。30年度は949tの生ごみが回収され、322tの「練馬の大地」が出荷された。

## 4 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。30年度は17事業所が参加し、40tを回収した。

## ●効率的な資源回収システムの構築

### 1 集団回収団体支援

各区の事業として、4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体は、登録団体になることができる。

区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給するのに加え、29年7月から、区内登録業者と契約して資源回収を行った団体に対し、回収量の1割分の加算金を支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

## 〔集団回収〕

| 年 度 | 28         | 29         | 30         |
|-----|------------|------------|------------|
| 回収量 | 11,007.3 t | 10,883.3 t | 10,346.7 t |
| 団体数 | 592 団体     | 616 団体     | 636 団体     |

## 2 集積所資源回収（古紙）

9年6月から都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。

資源の種別ごとに、定められた方法で出すことになっている。23年4月からは、集積所での紙パックの回収を開始した。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、21年7月に「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」を改正し、持ち去り行為を行った者に対する罰則規定を設けた。

また、禁止命令の行政処分を受けた者の氏名などを区ホームページなどで公表する制度を25年4月から開始し、古紙持ち去り対策の強化を図っている。

26年12月には、古紙問屋、製紙メーカー、資源回収事業者と覚書を締結し、GPS機器を活用した広域的な取締り体制を構築した。

## 〔古紙回収〕

(単位：t)

| 年 度 | 28       | 29       | 30       |
|-----|----------|----------|----------|
| 回収量 | 14,428.6 | 14,138.2 | 13,921.8 |

## 3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

20年10月の資源・ごみの分別変更から、プラマーク表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法により製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたリサイクル事業者へ引き渡すことである。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料として再利用されている。

## 〔容器包装プラスチック回収〕

(単位：t)

| 年 度 | 28      | 29      | 30      |
|-----|---------|---------|---------|
| 回収量 | 5,068.7 | 5,055.6 | 5,088.6 |

## 4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

8年12月から区内の一部地域で、約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、15年度までに、区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

## 〔街区路線回収量〕

(単位：t)

| 年 度      | 28      | 29      | 30      |
|----------|---------|---------|---------|
| アルミ缶     | 681.0   | 824.4   | 864.0   |
| スチール缶    | 1,187.4 | 1,021.6 | 977.6   |
| リターナブルびん | 462.4   | 452.4   | 430.7   |
| ワンウェイびん  | 4,856.5 | 4,783.1 | 4,623.1 |
| ペットボトル   | 2,136.4 | 2,172.4 | 2,298.6 |
| 計        | 9,323.7 | 9,253.9 | 9,194.0 |

## 5 拠点回収（乾電池）

30年度末現在、区内86か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、小・中学校66校では、児童・生徒を対象として、使用済み乾電池の回収を行っている。

## 6 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加することが困難な区民に対して、リサイクルへの参加の機会を確保するため、13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行し、14年度から、区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。

30年度は29か所を拠点として回収を行った。また、17年度以降は春と秋の衣替えの時期に、臨時回収を行っている。

## 7 拠点回収（廃食用油）

20年6月から家庭で不用になった天ぷら油・サラダ油などの植物油回収を開始した。30年度は、44か所の区立施設で回収を行った。

## 8 拠点回収（小型家電）

レアメタル等の有用金属資源のリサイクルを進めるため、23年9月から区立施設5か所に専用ボックスを設置し、他区に先駆けて小型家電9品目の回収を開始した。30年度末現在、16か所に設置し、回収を行っている。

## 9 拠点回収（蛍光管）

24年度から使用済み蛍光管回収を開始した。30年度は、12月と1月に44か所の区立施設で回収を行った。

| 年 度   | 28    | 29    | 30    |
|-------|-------|-------|-------|
| 乾電池   | 95.5  | 91.8  | 88.2  |
| 古着・古布 | 459.9 | 472.0 | 477.4 |
| 廃食用油  | 18.3  | 18.5  | 18.2  |
| 小型家電  | 2.8   | 3.7   | 4.4   |
| 蛍光管   | 0.8   | 0.8   | 0.7   |
| 計     | 577.3 | 586.8 | 588.9 |

### ●練馬区資源循環センター

循環型社会づくりの中心的施設として、22年11月に開館した。環境に配慮し、雨水利用、屋上緑化や太陽光発電設備等を設置している。

資源回収事業の充実・発展を担う事業拠点として、容器包装プラスチックや金属類の回収、粗大ごみの収集・再使用、布団の資源化や使用済み食用油からバイオディーゼル燃料の精製などを行っている。

また、施設見学の実施や、相談コーナー・展示スペースを設けるなど、資源循環推進に関する普及・啓発に取り組んでいる。

## (3) ごみの適正処理を進める

### ●ごみの収集・運搬事業の推進

「地方自治法」等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は12年4月から区が行うようになった。

### ●ごみ排出ルールの確立

#### 1 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の3区分により行っている。可燃ごみは週2回、不燃ごみは月に2回収集している。

おおむね30cm角以上の家具などの粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を貼って、指定された日に自宅前などに出すか、練馬区資源循環センターに持ち込む。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、13年4月に施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、15年10月からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行っている。

なお、事業所や商店などが排出する事業系ごみは、

許可業者に処理を依頼するか、有料ごみ処理券を貼って出す。

### 2 ごみの収集量

30年度中に区内で収集したごみの種類・量は、つぎの表のとおりである。30年度は前年度と比較して、可燃ごみは1,146tの減、不燃ごみは150tの増、粗大ごみは25tの増となった。

なお、23年度から粗大ごみの資源化事業等を開始しており、30年度は再使用家具7,935点61t、家電分解品69t、粗大鉄751t、布団121tを資源として分別することでごみ量の抑制を図った。

| 年 度  | 28      | 29      | 30      |
|------|---------|---------|---------|
| 可燃ごみ | 119,037 | 118,784 | 117,638 |
| 不燃ごみ | 4,882   | 4,812   | 4,961   |
| 粗大ごみ | 4,472   | 4,533   | 4,558   |
| 計    | 128,391 | 128,129 | 127,157 |

### 3 ごみの処理

区内の可燃ごみは、主に練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している（光が丘清掃工場は30年度末現在、建替工事中のため他の清掃工場で処理している。）。)

不燃ごみは中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破碎・減容化し、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。

また、粗大ごみは再使用家具、金属、布団を選別回収したのち可燃系粗大ごみと不燃系粗大ごみに分別して、中央防波堤内の粗大ごみ破碎処理施設に搬入している。資源を回収したのち、可燃系粗大ごみは清掃工場で焼却し、不燃系粗大ごみは埋立処理している。

焼却灰の一部はセメントの原料としたり、加工したうえで、建設資材として有効利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場（埋立処分場）は都が設置・運営している。

### 4 し尿と浄化槽の処理

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね100%に達しているが、114戸程度でくみ取り式の便所が残っている。

また、区に届け出されている浄化槽は、30年度末現在、5基である。

### 5 犬猫等の死体処理および防鳥用ネットの貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から、犬猫等の死体処理の依頼があった場合、および都・区道上の動物の死体処理については、清掃事務所で対応している。30年度の処理件数は、1,183件であった。

また、カラス等による集積所のごみの散乱を防ぐために、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。14年2月から、宅配サービスを開始した。30年度の貸出枚数は2,824枚であった。

## 6 戸別訪問収集

清掃事務所では、65歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な人の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。30年度末現在1,596世帯で収集を行っている。

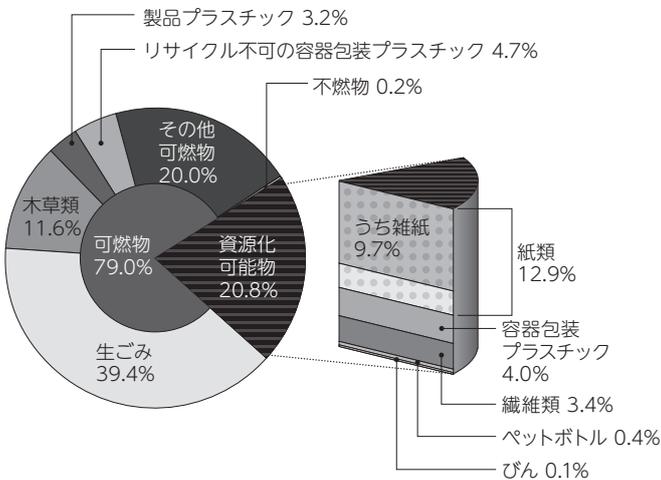
### ●資源・ごみの排出実態調査

家庭から排出されるごみの種別ごとの割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に、資源・ごみの排出実態調査を毎年行っている。

30年9月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、正しく分別されている割合が79.0%となっている。一方で、正しく分別されていない割合は21.0%で、そのうち、20.8%は紙類や繊維類といった資源化可能物である。

### 〔可燃ごみの調査結果〕

30年度



### ●清掃事務所における排出指導

清掃事務所では、分別ルール等が守られていないごみに警告シールを貼付して排出者に自主的改善を促している。また、つぎのような改善に向けた取組を行っている。

#### 1 ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所への適正排出や不法投棄の防止などについて、直接、個別に相談に応じ、指導・改善をしている。

## 2 青空集会

集積所単位から町会・自治会を対象として、ごみ・資源の分け方・出し方を、模擬ごみの分別体験により再確認をしてもらう。また、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めてもらうための説明を行っている。

### ●一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、30年度末現在258である。



# 38 住まいの支援



## (1) 良質な住まいづくりを支援する

### ●第3次練馬区住宅マスタープラン

「練馬区住宅マスタープラン」は、区の住まいづくりにかかわる施策展開の基本的な方針であり、5年度に第1次、13年度に第2次を策定した。22年10月には「第3次練馬区住宅マスタープラン」を策定し、区民の安定した住まいを確保するという視点で、令和2年度までの総合的な住宅施策や重要事業等について明らかにしている。

[マスタープランに位置づけられた7つの重要事業]

- 1 区営住宅の入居機会の確保策の展開
- 2 民間による高齢期の住まいづくりの促進
- 3 分譲マンション支援体制の構築
- 4 みどり豊かな環境にやさしい住まいづくり誘導の仕組みづくり
- 5 地域発意のまちづくり活動の促進
- 6 使える・頼れる、住まいの相談窓口の充実
- 7 住まいのつくり手ネットワークの構築

### ●分譲マンションに関する支援事業

マンション管理組合や区分所有者を対象に、必要な情報提供と相談体制の充実を図るため、下記の2つの事業を行っている。また、26年度から分譲マンションアドバイザー制度利用助成を開始した。

#### 1 ねりまマンションセミナー“未来塾”

分譲マンションの管理運営について、理解を深めることを目的としたセミナーを年3回開催した。

[実施状況] 30年度

| 時期    | 参加者 | 参加マンション数 | 主なテーマ               |
|-------|-----|----------|---------------------|
| 30年6月 | 33人 | 31       | マンション管理の基礎となる重要書類   |
| 9月    | 28人 | 26       | マンション給排水管の更新・更生工事   |
| 31年2月 | 32人 | 26       | 自主的な管理組合運営と管理会社との関係 |

#### 2 分譲管理・運営相談事業

毎月第一・第三木曜日の午後に14回開催し、18件の相談を受けた。

### ●住宅修築資金の融資あっせん

一般住宅に対しては、住宅修築資金融資あっせんを行っており、30年度の総貸付件数は2件、利子補給金額は48,471円であった。

### ●長期優良住宅の認定

長期優良住宅とは、住宅の構造および設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じられた住宅をいう。長期優良住宅の認定を受けた住宅は、所得税等の税制上の優遇を受けることができる。30年度の申請は455件であった。

## (2) 公共賃貸住宅を管理・運営する

### ●区が管理する住宅

区営住宅は、都営住宅として建設されたもののうち一定年数が経過した小規模の団地（おおむね100戸程度まで）の中で、都との協議の結果、区に移管されたものであり、毎年5月に入居者の募集を行っている。

現在、区が設置・管理する区営住宅は、20団地799戸である。このほかに、区立高齢者集合住宅4団地140戸がある。

[区営住宅の状況] (単位：戸) 30年度

| 住宅名           | 戸数 |
|---------------|----|
| 平和台三丁目アパート    | 21 |
| 平和台三丁目第二アパート  | 27 |
| 東大泉一丁目アパート    | 33 |
| 桜台六丁目アパート     | 36 |
| 高野台四丁目アパート    | 56 |
| 豊玉南三丁目アパート    | 30 |
| 上石神井一丁目第二アパート | 60 |
| 早宮三丁目第三アパート   | 37 |
| 高野台三丁目アパート    | 55 |
| 豊玉北一丁目アパート    | 33 |
| 北町五丁目アパート     | 15 |
| 北町五丁目第二アパート   | 52 |
| 関町北二丁目アパート    | 24 |
| 下石神井二丁目アパート   | 21 |
| 小竹町二丁目アパート    | 36 |
| 東大泉二丁目アパート    | 66 |
| 東大泉二丁目第二アパート  | 60 |
| 下石神井四丁目アパート   | 48 |
| 石神井台三丁目アパート   | 68 |
| 豊玉北六丁目アパート    | 21 |

〔区営住宅応募状況〕〔募集月：5月〕 30年度

| 区 分                 | 募集戸数<br>(戸) | 応募数<br>(人) | 倍率<br>(倍) |
|---------------------|-------------|------------|-----------|
| 一般世帯向け              | 30          | 243        | 8.1       |
| ひとり親<br>(母子・父子)世帯向け | 15          | 34         | 2.3       |
| 若年ファミリー向け           | 10          | 11         | 1.1       |
| 単身者向け               | 1           | 122        | 122.0     |

## ●他の公共住宅

都や事業者等が管理する区内公共賃貸住宅は、都営住宅 12,215 戸、(独)都市再生機構住宅 5,990 戸、東京都住宅供給公社住宅 1,642 戸、都民住宅 599 戸の計 20,446 戸(30年度末管理戸数)である。

このうち、都営住宅については、都公募分とは別に、区民を対象とした地元割当分があり、区が入居者の募集を行っている。

〔都営住宅地元割当応募状況〕 30年度

| 募集月 | 区 分  | 募集戸数<br>(戸) | 応募数<br>(人) | 倍率<br>(倍) |
|-----|------|-------------|------------|-----------|
| 5月  | 2人以上 | 1           | 281        | 281.0     |
| 11月 | 2人以上 | 1           | 258        | 258.0     |

### (3) だれもが安心して暮らせる 住まいづくりを促進する

## ●区立高齢者集合住宅

区立高齢者集合住宅は、都営住宅シルバーピアに準じた設備を備えている民間住宅を区が一定期間借り上げ、管理・運営している住宅である。毎年11月に入居者の募集を行っている。

現在、4団地 140 戸を管理している。

〔区立高齢者集合住宅の状況〕 (単位：戸) 30年度

| 住宅名        | 戸数 |
|------------|----|
| 羽沢高齢者集合住宅  | 50 |
| 土支田高齢者集合住宅 | 47 |
| 豊玉高齢者集合住宅  | 19 |
| 高松高齢者集合住宅  | 24 |

〔高齢者集合住宅応募状況〕 30年度

| 募集月 | 区 分   | 募集戸数<br>(戸) | 応募数<br>(人) | 倍率<br>(倍) |
|-----|-------|-------------|------------|-----------|
| 11月 | 単身者向け | 21          | 231        | 11.0      |

※：「二人世帯向け」は実施なし

## ●他の高齢者向け公共住宅

## 1 都営住宅シルバーピア

通常の都営住宅と同様に、都公募分のほかに区民を対象とした地元割当分について、区が入居者の募集を行っている。

〔都営住宅シルバーピア地元割当応募状況〕 30年度

| 募集月   | 区 分   | 募集戸数<br>(戸) | 応募数<br>(人) | 倍率<br>(倍) |
|-------|-------|-------------|------------|-----------|
| 8月    | 単身者向け | 3           | 445        | 148.3     |
| 31年2月 | 単身者向け | 5           | 544        | 108.8     |

## 2 UR(独立行政法人都市再生機構)シルバー住宅

(独)都市再生機構が、独自に募集を行っている。

## 第4章

### 練馬区の魅力を楽しめるまちづくり

- |    |                          |     |    |                             |     |
|----|--------------------------|-----|----|-----------------------------|-----|
| 41 | 地域特性を活かした<br>区内企業の活性化 …… | 172 | 45 | 地域活動の活性化と<br>多文化共生社会の実現 ……  | 188 |
| 42 | 魅力ある商店街づくり ……            | 179 | 46 | 文化・生涯学習・<br>スポーツの振興 ……      | 194 |
| 43 | 都市農業の振興と<br>都市農地の保全 ……   | 180 | 47 | 練馬の魅力づくりと<br>練馬ならではの観光の推進 … | 205 |
| 44 | みどりの保全と創出 ……             | 185 |    |                             |     |



区初めての公認陸上競技場「練馬総合運動場公園」

# 41 地域特性を活かした区内企業の活性化

## (1) 練馬区の産業振興施策

### ●「練馬区産業振興ビジョン」の策定

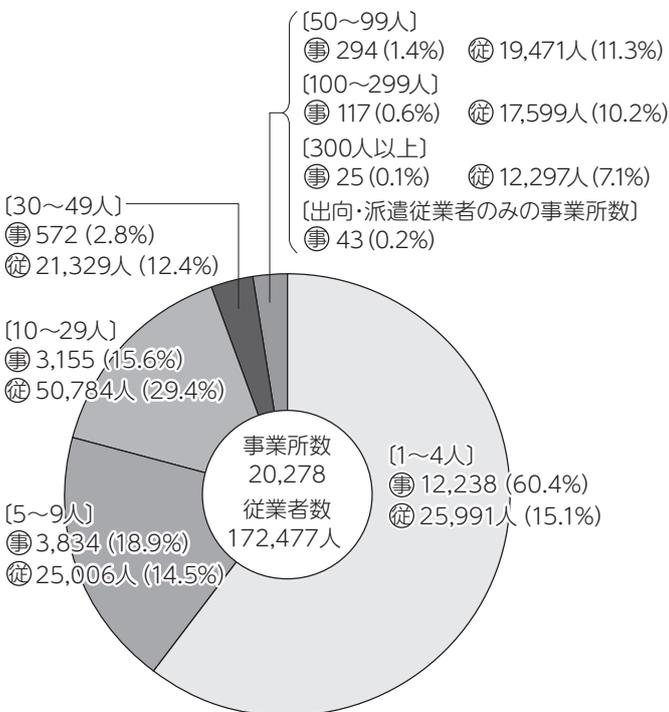
28年3月に策定した「練馬区産業振興ビジョン」では、①福祉・生活関連産業の育成・支援、②都市農業の振興と都市農地の保全の推進、③商店街の新たな魅力づくりへの支援などの取組を強化していくこととしている。

### ●区の産業構造と特性

区の産業別構成では、卸売業・小売業(21.9%)、医療・福祉業(12.0%)、宿泊業・飲食サービス業(11.8%)、建設業(11.2%)、生活関連サービス業・娯楽業(9.8%)、不動産業・物品賃貸業(9.4%)を合わせると全体の76.1%となり、区民の日常生活に密着・関連した産業が4分の3を占めている。

また、事業規模では、従業者数20人未満の事業所が全体の90.9%を占め、区内産業活動の中心となっている。

### 〔規模別事業所構成と従業者数〕 28年6月1日現在



注：①〔 〕内の記述は事業所の規模を示す。

②●は事業所数、◎は従業者数の略である。

資料：「平成28年経済センサス活動調査報告」都総務局統計部

### 〔工場数と従業者数および出荷額〕 29年6月1日現在

| 産業中分類     | 工場数        | 従業者数(人)      | 出荷額(万円)          |
|-----------|------------|--------------|------------------|
| 食料品       | 32         | 943          | 1,701,292        |
| 飲料・飼料等    | -          | -            | -                |
| 繊維工業      | 14         | 111          | 91,644           |
| 木材・木製品    | -          | -            | -                |
| 家具・装備品    | 9          | 159          | 415,528          |
| 紙・紙加工品    | 12         | 196          | 384,543          |
| 印刷・同関連業   | 20         | 324          | 480,366          |
| 化学工業      | 2          | 72           | 非公表              |
| 石油・石炭     | -          | -            | -                |
| プラスチック    | 15         | 171          | 223,366          |
| ゴム製品      | -          | -            | -                |
| 皮革・同製品    | 2          | 17           | 非公表              |
| 窯業・土石     | 5          | 67           | 477,455          |
| 鉄鋼業       | -          | -            | -                |
| 非鉄金属      | 3          | 189          | 608,627          |
| 金属製品      | 11         | 141          | 198,777          |
| はん用機械     | 4          | 61           | 134,404          |
| 生産用機械     | 9          | 92           | 120,462          |
| 業務用機械     | 12         | 133          | 172,683          |
| 電子・デバイス   | 1          | 16           | 非公表              |
| 電気機械      | 10         | 168          | 261,743          |
| 情報通信機械    | 3          | 183          | 403,997          |
| 輸送用機械     | 4          | 36           | 42,629           |
| その他       | 10         | 104          | 159,641          |
| <b>総数</b> | <b>178</b> | <b>3,183</b> | <b>6,731,922</b> |

注：①本統計調査は、従業者4人以上の事業所を対象に実施

②総数は非公表の数値を含む。

資料：「平成29年工業統計調査報告」都総務局統計部

### ●一般社団法人練馬区産業振興公社との連携

(一社)練馬区産業振興公社は、25年4月1日に、区内の産業振興と地域経済の活性化を目指す団体として発足した。(前身である(一社)ねりまファミリーパークを改組、名称変更した。)

26年度には、区民・産業プラザの指定管理者となり、施設の維持運営のほか、中小企業の経営相談から支援までを一体的に行う「練馬ビジネスサポートセンター」の業務を開始した。また、29年度からは、解散した練馬区観光協会の事業を引き継ぎ、観光事業を展開する「ねりま観光センター」を設置した。

区と公社は、産業・観光振興に関する協定を締結し、必要な事業を公社に移管した。互いに連携・補完しながら、区内の産業振興施策を展開している。

30年度の公社の事業内容は、つぎのとおりである。

## 1 練馬ビジネスサポートセンターの運営

- (1) 起業・創業や経営に係る各種相談事業
- (2) 起業・創業および経営者セミナーの開催
- (3) 経営支援に係る各種補助金の交付
- (4) 販路拡大・集客の支援
- (5) 産業情報の収集および提供

## 2 区民・産業プラザの維持運営

- (1) 貸出し業務（研修室、ホール等）
- (2) 維持管理

## 3 勤労者福祉共済事業

中小企業で働く従業員と事業主のために、会員制の福祉共済事業「ねりまファミリーパック事業」を展開している。（詳細は、176 ページ「ねりまファミリーパック」を参照）

## 4 ねりま観光センターの運営

- (1) 観光振興事業
- (2) 観光案内所運営事業

（詳細は、205 ページ「ねりま観光センターの運営」を参照）

の補助を行った。

## ●練馬ビジネスサポートセンターによる支援

中小企業の経営支援と起業・創業の支援として、つぎの事業を行っている。

### 1 総合相談・専門相談

ビジネスマネージャーによる総合相談のほか、起業・創業、法律、労務、販路拡大・集客、経営および税務について各分野の専門家が相談に当たっている。

### 〔総合相談・専門相談状況〕

（単位：件） 30年度

| 内 容  |         | 件数    |
|------|---------|-------|
| 総合相談 |         | 400   |
| 専門相談 | 起業・創業   | 272   |
|      | 法 律     | 41    |
|      | 労 務     | 58    |
|      | 販路拡大・集客 | 215   |
|      | 経 営     | 73    |
|      | 税 務     | 117   |
| 出張相談 |         | 94    |
| 計    |         | 1,270 |

## (2) 中小企業の経営を支援する

### ●産業融資による支援

#### 1 産業融資あっせん事業

区内の中小企業が区内金融機関から低利で融資を受けられるよう、あっせんを行っている。30年度は景気対策特別貸付 671 件、46 億 7,520 万円のほか、地球温暖化等環境対策特別貸付、アニメ産業特別貸付、創業支援特別貸付など 13 種類の融資あっせんを行い、利子の一部を補助した。

### 〔産業融資状況（業種別）〕

30年度

| 業種別内訳      | 貸 付    |           |         |
|------------|--------|-----------|---------|
|            | 件数 (件) | 金額 (万円)   |         |
| 建設業        | 621    | 450,367   |         |
| 製造業        | 118    | 84,787    |         |
| 運輸・通信業     | 84     | 70,598    |         |
| 卸・小売・飲食業   | 482    | 293,893   |         |
| 内 訳        | 卸売業    | 171       | 137,845 |
|            | 小売業    | 192       | 110,162 |
|            | 飲食業    | 119       | 45,886  |
| サービス業      | 384    | 223,057   |         |
| その他（不動産業含） | 272    | 163,678   |         |
| 合 計        | 1,961  | 1,286,380 |         |

## 2 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）支援事業

日本政策金融公庫のマル経融資利用者に対し、支払った利子の一部を補助している。30年度は、395 件

## 2 経営指導（企業診断）

中小企業診断士が経営改善等のために指導するもので、30年度は 42 事業所に出向き、指導を行った。

## 3 事業者支援アドバイザーの派遣

超高齢社会を迎え、福祉・生活関連産業の支援や事業承継の課題に対応するため、事業者支援を行うアドバイザーを派遣している。30年度は 1 件の派遣を行った。

## 4 合同経営相談会

ビジネスマネージャー、社会保険労務士、中小企業診断士および税理士を一同に集めた事業者向けの相談会を開催している。30年度は 2 回開催し、計 36 件の相談に対応した。

## 5 経営者向けセミナー

経営力を高めるためのセミナーを、年間を通じて定期的に開催している。30年度は 10 回開催し、計 519 人が受講した。

## 6 起業・創業セミナー

創業するための基礎的知識やノウハウを学ぶセミナー「創業！ねりま塾」を実施している。30年度に開催した 5 コースは、入門編 213 人、実践編 58 人、女性編 62 人、地域創業編 25 人、子ども編 61 人が受講した。

創業！ねりま塾 ポスター

〔創業！ねりま塾 ポスター〕

## 7 見本市等出展に対する支援

区内の中小企業およびその団体に見本市等に出展する経費の一部を補助している。30年度は13件の補助を行った。

## 8 ホームページ作成に対する支援

ホームページ未開設の企業等に対し、ホームページ作成費の一部を補助している。30年度は29件の補助を行った。

## 9 区内事業者等の連携による製品等開発への支援

区内事業者等が連携し取り組む製品・サービス等の開発に係る経費の一部を補助している。30年度は1件の補助を行った。

## 10 各種認証取得に対する支援

国内外の公共機関等が定めた規格の認証取得を予定している区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。30年度は2件の補助を行った。

## 11 商店街空き店舗入居者に対する支援

区内の商店街にある空き店舗に入居し、新たに開店する区内の中小企業者に対し、店舗の内外装改修工事費および賃借料の一部を補助するとともに、経営面のサポートを行っている。30年度は11件の改修費補助、84件の賃借料補助を行った。

## 12 受発注企業商談会

中小企業の販路開拓を支援するため、5区合同で受発注企業商談会を開催している。30年度は65社の企業が参加し、141件の商談を行った。

〔開催日〕 30年11月8日

〔場 所〕 板橋区立東板橋体育館

〔主 催〕 (一社)練馬区産業振興公社、(公財)板橋区産業振興公社、北区、豊島区、文京区

## 13 ねりま産業情報紙「neri・made (ネリマデ)」の発行

中小企業の経営者や商店会への産業振興に関する情報提供のため、「neri・made (ネリマデ)」を発行している。30年度は4回発行した。



(neri・made 31年4月号)

## 14 景況調査の実施

区内中小企業の景況などを四半期ごとに調査し、その結果を中小企業や関係機関に提供している。

## ●商工業団体との連携強化、各種団体への支援

### 1 商工業団体への支援

区内の商工業団体が行う事業に対して、補助金を交付するなどの支援を行っている。

## 2 生鮮食料品共同販売事業への支援

食肉・魚介類の各小売業組合に対し、自主的な共同購入・共通価格の販売を通して、各組合の協業化を促進している。また、健全な経営基盤の強化を図るため、補助金を交付するなどの支援を行っている。30年度は、生鮮食料品全体で2小売業組合、延べ42店舗が参加した。

### 〔共同販売事業実施内容〕

30年度

| 品 目       | 特売日          |
|-----------|--------------|
| 食肉 (1品目)  | 6月12日、11月27日 |
| 魚介類 (5品目) | 12月6～7日      |

## 3 家屋修繕等小規模工事あっせん事業の実施

区民の小規模な家屋修繕工事に対する需要に応えるとともに、区内中小建設業者等の振興を図るため、区内事業者団体へ小規模工事のあっせんを行っている。30年度は、291件のあっせんを行った。

## 4 公衆浴場への支援

公衆浴場の利用喚起および経営の安定を図るため、季節事業、施設設備改善および燃料費に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。30年度は、施設設備改善は12浴場、季節事業および燃料費は22浴場に補助を行った。

## 5 中小企業サポートガイドブックの発行

区内の中小企業者、創業者、勤労者および就職希望者を対象にした、区および区内産業団体等の主な産業振興施策をまとめた「中小企業サポートガイドブック」を毎年発行している。

## ●中小企業等地域貢献事業補助

区内中小企業等が地域団体等との連携・協働により行う、経済や文化の振興に関する活動や環境を保全する活動など、地域の活性化や地域課題解決に資する活動に必要な経費の一部を補助している。30年度は1件の補助を行った。

## ●アニメ産業への支援

区内には約100のアニメ制作会社が集積し、日本のアニメを支えている。区は、アニメ産業に対し、さまざまな支援を行っている。

### 1 アニメ産業振興

#### (1) アニメコンペティション練馬の開催

アニメ人材の発掘・育成やアニメ文化普及を目的として開催した。

〔募集期間〕 30年11月1日～31年2月8日

〔募集部門〕 ・1分アニメ部門

・キッズアニメ部門

[表彰式] 31年3月17日  
 [場所] 区役所20階 交流会場  
 [主催] 練馬区  
 [共催] (一社)練馬アニメーション

(2) アニメ制作企業等の立地促進

アニメ産業の集積を更に強化するため、アニメ制作関連事業者の区内誘致・創業支援を目的として、移転費・賃料等を支援する補助制度を設けている。

(3) フランス・アヌシー市とのアニメ産業交流

世界最大規模のアニメ映画祭が開催されるフランス・アヌシー市と、21年4月にアニメ産業交流協定を締結した。30年度は、練馬アニメカーニバルでアヌシー国際映画祭に出品された作品を上映した。

2 アニメ文化普及・地域振興

(1) 練馬アニメカーニバル

練馬区ならではのアニメの魅力を区内外に発信するため、毎年開催している。

[開催日] 30年10月20～21日

[場所] 練馬駅北口周辺

[概要] ・ステージプログラム (TVアニメ作品など)  
 ・アニメ制作体験ワークショップ  
 ・企画展示など

[主催] 練馬アニメカーニバル推進連絡会



[告知ポスター]

(2) アニメ産業と教育の連携事業

区内の小・中学校において、アニメ産業やアニメの表現技法を学習する事業を実施している。30年度は、12校で延べ14授業を実施した。

(3) アニメ情報の発信

① PR冊子「アニメ・イチバンのまち 練馬区」(日本語版 [再改訂版]・英語版・中国語版)の配布

② 練馬アニメーションサイトの運営

③ 練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」によるPR事業

(4) アニメプロジェクト in 大泉

ジャパンアニメーション発祥の地である大泉で毎年開催している。

[開催日] 30年5月20日

[場所] 大泉学園駅北口周辺

[概要] ・キャラクターショー  
 ・アニメ作品の上映  
 ・セル画体験教室など

[主催] アニメプロジェクト in 大泉推進連絡会

●練馬産業見本市の開催

優れた技術や特徴のある商品など、区内産業の魅力を多くの区民に伝えることを目的として開催している。

[開催日] 30年10月21日

[場所] としまえん屋内館

[来場者] 約20,000人

[概要] 商品やサービスの展示・販売のほか、映像、体験などのブースを事業者が出展

[主催] 練馬区

[共催] (一社)練馬産業連合会、(一社)練馬区産業振興公社

[後援] 経済産業省関東経済産業局、(公財)東京都中小企業振興公社、(地独)東京都立産業技術研究センター、東京商工会議所練馬支部、練馬区商店街連合会、(公社)練馬東法人会、(公社)練馬西法人会、東京あおば農業協同組合、(一社)練馬アニメーション、練馬漬物事業組合、練馬区伝統工芸会

●練馬ビジネスチャンス交流会

事業者同士の交流によるビジネスチャンス拡大の場を提供し、区内産業の活性化を図ることを目的として開催している。

[開催日] 31年3月7日

[場所] 区民・産業プラザ

[参加者] 61者

[概要] グループ交流会・フリー交流会・展示会

[主催] 練馬区

[共催] (一社)練馬区産業振興公社、(一社)練馬産業連合会、東京商工会議所練馬支部、練馬区しんきん協議会

●練馬区伝統工芸展

練馬に生き続ける伝統工芸を地域に広く紹介し、伝統産業の普及と振興を図り、併せて区の文化発展に寄与することを目的として開催している。

[期間] 30年10月26～28日

[場所] 区民・産業プラザ

[来場者] 約3,000人

[概要] 東京手描友禅、東京染小紋、江戸筆等15業種の展示・実演・体験・販売

[主催] 練馬区伝統工芸会

[後援] 練馬区、練馬区教育委員会、(一社)練馬区産業振興公社

●ねりま漬物産物展

練馬の伝統的産物である漬物の展示・販売を通じて、

広く消費者の理解を得るとともに、漬物産業の振興を図ることを目的として開催している。

〔期 間〕 31年2月8～10日

〔場 所〕 区民・産業プラザ

〔来場者〕 約3,000人

〔概 要〕 練馬大根本干したくあん等の漬物の展示・即売

〔主 催〕 練馬漬物事業組合

〔後 援〕 練馬区、(一社)練馬区産業振興公社、(一社)練馬産業連合会

### ●区民・産業プラザの運営

区内産業の振興、区民の文化活動と相互交流の促進ならびに地域における公益的な活動の支援および協働の推進を図ることを目的として、26年4月に練馬駅北口のCoconeri 3・4階に開設した施設である。

区民・産業プラザには、中小企業の経営支援と起業・創業の支援に取り組む「練馬ビジネスサポートセンター」が設置されている。

#### 〔区民・産業プラザ利用状況〕

30年度

| 施設名          | 利用状況   |         |
|--------------|--------|---------|
|              | 利用数(件) | 利用者数(人) |
| Coconeri ホール | 592    | 97,973  |
| 産業イベントコーナー   | 193    | —       |
| 研修室 1        | 747    | 43,084  |
| 研修室 2        | 959    | 27,778  |
| 研修室 3        | 770    | 14,291  |
| 研修室 4        | 679    | 11,065  |
| 研修室 5        | 703    | 12,187  |
| 多目的室1・2      | 1,299  | 17,047  |
| 産業・観光情報コーナー  | —      | 81,558  |
| 計            | 5,942  | 304,983 |

### (3) 中小企業の勤労者と就労を支援する

#### ●福利厚生事業への支援

区は、(一社)練馬区産業振興公社への運営補助を通して、区内中小企業等の従業員に対する福利厚生の充実に努めている。

##### 1 ねりまファミリーパック

(一社)練馬区産業振興公社が実施する会員制の福祉共済事業で、中小企業等に勤務する勤労者と事業主を対象として、給付金の支給、遊園地等のチケットあっせん、人間ドック利用補助などを行っている。なお、30年度末の会員数は11,162人である。

#### 2 各種共済制度の周知

国の退職金共済制度などを、会報への掲載やパンフレットの配布などで周知している。

#### ●勤労者への支援

勤労者の労働意欲を高め区内中小企業への定着化を図るため、従業員表彰や労働相談により勤労者を支援している。

また、就労支援については、池袋公共職業安定所(ハローワーク池袋)と連携して、積極的に取り組んでいる。

なお、区内事業所の労働組合は、30年6月末現在で100組合、組合員数20,579人となっている。

##### 1 中小企業等従業員表彰

区内の中小企業における従業員の定着と労働意欲の向上を図るため、永年勤続者を表彰している。30年度は95人を表彰した。

##### 2 労働相談

勤労福祉会館とサンライフ練馬において、社会保険労務士が、労働問題に関する相談を受け付けている。

##### 3 労働講座

社会的に高い関心もたれている労働問題を取り上げ、勤労福祉会館で労働講座を開催している。30年度は、「春闘情勢講座」「労働法」「労務管理実務講習会」の3講座を開催し、延べ162人の参加があった。

##### 4 職業相談・紹介

石神井公園区民交流センター2階にハローワーク池袋との連携により設置している「ワークサポートねりま」では、15歳以上を対象に職業相談・紹介に応じるとともに、求人情報自己検索機による職業情報を提供している。30年度は12,562件の相談があった。

##### 5 就労支援

若年者向けの就職面接会「若年者就職面接会 in 練馬」を31年1月25日に開催した。48人の参加があり、11人の採用が決定した。

##### 6 内職事業所の情報提供

家庭外において就業することが困難な内職希望者に対し、内職求人事業所に関する情報提供を実施している。30年度は、延べ244人に情報提供を行った。

#### ●勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営

##### 1 勤労福祉会館

中小企業に働く勤労者の文化・教養と福祉の向上を図ることを主な目的として、開設した施設である。

30年度は簿記教室、宅建講座などの事業を実施し、延べ5,527人の参加があった。

## 〔勤労福祉会館利用状況〕

30年度

| 施設名       | 利用状況   |         |
|-----------|--------|---------|
|           | 利用数(件) | 利用者数(人) |
| 集会室       | 947    | 46,397  |
| 会議室(小)    | 767    | 7,239   |
| 会議室(中)    | 739    | 13,333  |
| 会議室(大)    | 757    | 23,213  |
| 和室(小)     | 795    | 5,682   |
| 和室(大)     | 642    | 10,844  |
| 職業講習室兼会議室 | 831    | 11,400  |
| 音楽室       | 888    | 14,670  |
| 料理室       | 372    | 4,310   |
| トレーニング室   | 40,076 | 40,076  |
| 展示コーナー    | 163    | —       |
| 囲碁・将棋コーナー | —      | 5,514   |
| 卓球開放      | —      | 163     |
| 計         | 46,977 | 182,841 |

2 東京中高年齢労働者福祉センター  
(サンライフ練馬)

中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図ることを目的として設置した施設である。

30年度は、ボディーコントロール体操、絵手紙教室などの事業を実施し、延べ1,341人の参加があった。

## 〔東京中高年齢労働者福祉センター(サンライフ練馬)利用状況〕

30年度

| 施設名     | 利用状況   |         |
|---------|--------|---------|
|         | 利用数(件) | 利用者数(人) |
| 体育室     | 1,438  | 19,834  |
| トレーニング室 | 52,567 | 52,567  |
| 和室 第一   | 565    | 7,309   |
| 和室 第二   | 522    | 4,130   |
| 会議室     | 595    | 8,652   |
| 研修室 第一  | 816    | 11,384  |
| 研修室 第二  | 656    | 8,359   |
| クラブ室    | 432    | 4,397   |
| 職業講習室   | 498    | 5,323   |
| 職業相談室   | 532    | 3,442   |
| 計       | 58,621 | 125,397 |

## (4) 消費者の自立を支援する

## ●消費者意識の啓発

## 1 消費者講座

日々の暮らしの中で、消費者が直面している問題を取り上げ、消費者意識を高めるための学習の機会を提供している。

## 〔消費者講座〕

30年度

| 講座名   | 概要  | 開催回数       | 参加者数 |
|-------|---|------------|------|
| 消費者講座 | 身近な消費生活に関する問題を講師の講演や実習により学習する。フリマアプリの安全な利用などを学ぶ講座を実施した。             | 5回         | 242人 |
| 消費者教室 | 消費生活センター運営連絡会の自主企画による講座。講演会のほかに料理や実験を交えて学習する。キャッシュレス決済などを学ぶ講座を実施した。 | 実技形式<br>4回 | 89人  |
|       |   | 講座形式<br>6回 | 164人 |

## 2 消費生活展

パネル展示や実演などにより、消費者団体の活動の成果や問題提起を通して、消費者意識の啓発を行っている。

## (1) 消費生活展

〔開催日〕 30年6月16～17日

〔場所〕 石神井公園区民交流センター

〔来場者〕 2,795人

〔主催〕 練馬区消費生活展実行委員会、練馬区

〔概要〕 パネル展示、講演会、クイズラリー等

## (2) パネル展

〔期間〕 30年10月6～15日

〔場所〕 区役所アトリウム

〔主催〕 練馬区消費生活展実行委員会、練馬区

## 3 消費者だより

消費生活相談を通じて収集した情報の提供と、消費生活に関する知識の普及による区民の消費生活の安定と向上を図るため、消費者だより「おりずむ」を年6回発行している。30年度の主な内容は、「暮らしの中の防災対策」「広告を見抜く力をつけよう」「海のプラスチックごみ」などであった。

## ●消費者の安全の確保

## 1 消費生活相談

消費者が安全で安心な生活を送るために、専門相談員による消費生活相談窓口を開設し、各種相談に応じている。

30年度の相談件数は5,862件であった。総件数の4割(契約・購入金額別件数においては300万円以上の相談の約半数)が60歳以上の相談となっており、高齢者の消費者被害が依然として多い。

消費生活相談ではさまざまな相談に対応しているが、国民生活センターや消費者庁、都、警察、福祉関係部署などとも連携を図り、相談の解決と情報提供に努めている。

## 〔相談が多かった商品・サービスの種類（上位5位）〕

(単位：件) 30年度

| 順位 | 区 分         | 相談数   |
|----|-------------|-------|
| 1  | 商品一般        | 1,197 |
| 2  | 運輸・通信サービス   | 1,135 |
| 3  | レンタル・リース・賃貸 | 375   |
| 4  | 教養娯楽品       | 360   |
| 5  | 他の役務        | 321   |

## 2 販売事業者等立入検査

「家庭用品品質表示法」および製品安全関連4法(※)に基づき、販売事業者等に対する立入検査を実施し、適正な表示がされた商品を販売しているか確認を行っている。30年度は3事業者、25品目について検査を行い、おおむね適正に表示されていた。

※製品安全関連4法：

「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「消費生活用製品安全法」をいう。

## ●石神井公園区民交流センターの運営

## 1 石神井公園区民交流センター

区民の文化活動と交流の場の提供、区内産業振興に関する情報発信、職業・就職相談のための場の提供などを目的として設置した施設である。

消費者施策・活動の拠点となる消費生活センターの機能を担うほか、就労支援を行う「ワークサポートねりま」が設置されている。

## 〔石神井公園区民交流センター利用状況〕 30年度

| 施設名     | 利用状況   |         |
|---------|--------|---------|
|         | 利用数(件) | 利用者数(人) |
| 展示室兼集会室 | 695    | 39,843  |
| (展示利用)  | 20     | 3,802   |
| (集会利用)  | 675    | 36,041  |
| 大会議室(1) | 934    | 14,028  |
| 大会議室(2) | 931    | 13,648  |
| 会議室(1)  | 887    | 8,685   |
| 会議室(2)  | 801    | 6,443   |
| 会議室(3)  | 776    | 8,140   |
| 和室(1)   | 681    | 4,776   |
| 和室(2)   | 667    | 3,716   |
| 研修室     | 849    | 8,745   |
| テスト室    | 677    | 6,926   |
| 調理実習室   | 454    | 7,246   |
| 保育室     | 128    | 686     |
| 計       | 8,480  | 122,882 |

## 2 消費生活センター

消費生活センターは、区の消費者行政の拠点として、消費生活に関する各種啓発事業を実施している。施設には、消費者の自主的な活動を支援するため、研修室、テスト室、料理実習室、消費者団体活動室を設置している。消費生活相談では、消費者と事業者との契約に関するトラブルなどの相談を専門相談員が受けている。

更に、消費者の参加を積極的に推進するため、区民の自主的参加により組織される運営連絡会と連携して、消費者教室の企画・運営、啓発用パネルの貸出、情報誌の編集などを行っている。



## 42 魅力ある商店街づくり



### (1) 魅力的な商店街づくりを進める

商店街は、買い物の場であると同時に、地域コミュニティの場としても重要な役割を担っている。区では商店街が行う取組に対し、さまざまな支援を行っている。30年度の区内商店会数は、99商店会、会員数4,090人となっている。

#### ●魅力ある個店づくり

商店街を構成する個店の意欲的な取組を支援し、商店街の核となる個店・人材を育成することで、魅力ある個店づくりを進めている。

30年度は、練馬区商店街連合会が実施している「まちゼミ」（店主等が講師となり、プロならではの知識や情報を伝える講座を開催する事業）1件や、個店同士の連携によるイベント5件、魅力ある個店づくりにつながる店舗改修1件に対して、補助金を交付するなどの支援を行った。

#### ●特色のある商店街づくり

商店街同士の連携強化を進め、複数の商店街が合同で行う地域の特色を活かした取組を支援し、特色のある商店街づくりを進めている。

30年度は、4地域（練馬駅周辺地域、大泉学園駅周辺地域、江古田駅周辺地域、東武練馬駅周辺地域）に対して、補助金を交付するなどの支援を行った。

#### ●商店街振興への取組

##### 1 商店街のイベントや環境整備等への支援

商店会が、商業活動の活性化や近隣住民との交流を目的に実施する各種イベント事業や、快適な商環境づくりを目的に実施する環境整備事業等に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

また、商店街通行者や地域の安全・安心な環境整備に寄与している商店街の街路灯等について、商店会が行う修繕経費や維持費（電気代等）の一部を助成した。

##### 2 商店街空き店舗利用の促進

商店街における空き店舗の存在は、商店街自体の魅力や集客力の低下を招く。そのため、空き店舗の解消を図り、商店街のにぎわいをもたらすため、空き店舗利用を促進する必要がある。

空き店舗を活用し、産直販売を実施する事業や、さまざまな交流が行える広場を運営する事業等に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

### 〔商店街振興事業実績〕

30年度

| 支援（助成）内容            | 商店会数 | 事業数 |
|---------------------|------|-----|
| イベント事業              | 62   | 135 |
| 環境整備等事業             | 14   | 17  |
| 街路灯等修繕費             | 5    | 5   |
| 街路灯等維持費             | 73   | 73  |
| 空き店舗活用産直販売事業        | 1    | 2   |
| 空き店舗コミュニティスペース整備等事業 | 2    | 2   |

#### ●商店街連合会等との連携

区内商店会の連合組織である練馬区商店街連合会や練馬区商店街振興組合連合会と連携し、商店会活動の充実や区内商業の振興発展を進めている。

30年度は、商店街連合会の開催する「商業まつり」（年2回）や団体ニュース発行事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

# 43 都市農業の振興と都市農地の保全

## (1) 農の活きるまち練馬

### ●意欲的な都市型農業経営の支援

#### 1 経営改善に取り組む農業者の支援

23年度から、経営改善に計画的かつ意欲的に取り組む農業者を、「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づく認定農業者または区独自の制度による都市型認定農業者として認定し、その取組を支援している。

30年度末現在の認定農業者数は71経営体、都市型認定農業者数は12経営体である。

#### 2 練馬区農の学校事業

区民の中から農業者の支え手を育成し、支え手を必要とする農業者とのマッチング等を行うため、27年3月に「練馬区農の学校」を開校した。

農の学校では、区内農業者を実技講師とした複数のコースを設置しており、30年度からは上級コースを設置した。なお、初級コース以上を修了した者を「ねりま農サポーター」に認定しており、30年度末までに70人を認定した。農業者とのマッチングは30年度末までに延べ41件成立した。

#### 3 練馬果樹あるファーム事業

ブルーベリー、ブドウ、ミカン、カキ、キウイ、イチゴ、クリなど新鮮な果実の摘み取り・もぎ取りおよび直売を行う農園を「練馬果樹あるファーム」と位置付け、消費者が季節を通じて手軽に果樹と触れ合える機会の充実を図る。

30年度は区内果樹の包括的なPR支援を行うため、紹介冊子「練馬果樹あるファーム」を作成するとともに、新たに果樹栽培に取り組む農園や栽培規模の拡大を図る農園等合計6農園に対する整備支援を実施した。

### ●練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信

#### 1 練馬産農産物のブランド化の推進・支援

練馬産農産物の魅力を発信するため、練馬産農産物のブランド化を図る。

30年度は29年度に制作した練馬の都市農業の魅力を伝えるPR動画を活用し、西武鉄道池袋駅やYouTube等で練馬の都市農業の魅力をPRした。

#### 2 ねりマルシェの開催・支援

「ねりマルシェ」とは、新鮮で美味しい練馬産農産物やその加工品などの魅力を区内外に発信することを目的に、区内農業者、商業者等が連携し開催する即売会である。

若手農業者により組織された「ねりマルシェ実行委

員会」と区の共催（後援：東京あおば農業協同組合）で、27年度から平成つつじ公園で開催しており、30年度は11月24日に開催した。また、自らマルシェを開催する農業者等の団体に対して、当該マルシェのPRおよび運営経費に係る補助等の支援を行っている。30年度は9団体を支援した。

#### 3 農の魅力伝えるパネル展示と練馬産農産物の即売会

都市農業および農地に係る理解の醸成と区の都市農業の振興を目的として、28年度から区役所アトリウムにおいて、農の魅力伝えるパネル展示や東京あおば農業協同組合の協力による練馬産農産物の即売会を実施している。

#### 4 ビール麦「金子ゴールデン」のブランド化支援

地場農産物の育成およびブランド化を図るため、東京あおば農業協同組合が実施する、国産初のビール麦「金子ゴールデン」の生産および「金子ゴールデン」を使用した地ビールの醸造に要する経費の一部を、22年度から助成している。

#### 5 練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、平成元年から練馬大根育成事業を実施している。30年度は、19軒の農家に栽培委託して14,087本を生産した。生大根・たくあん漬けの販売や収穫体験事業での活用のほか、第12回「練馬大根引っこ抜き競技大会」を開催し、収穫した大根を学校給食に提供した。また、区内農業者の協力のもと、練馬大根の昔ながらの伝来種（代々受け継いできた種）を守り、未来へ継承していく取組を行っている。そのほか区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行っている。

#### 6 ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫し、農業者と触れ合うことを通して、都市農業についての理解を深めてもらうため、以下の事業を実施している。

##### (1) 野菜ウォークラリー

参加者がいくつかの畑を回り、農業者から野菜の育て方や収穫の仕方などの説明を聞きながら、地場野菜を観察・収穫する。東京あおば農業協同組合と農業者の協力のもと、2年度から実施し、30年度は44組（121人）が参加した。

##### (2) 酪農体験

23区唯一の牧場である小泉牧場において、乳

搾りや牛との触れ合いを体験する。消費者と近い都市部での酪農の価値を伝え続けるために17年度から実施し、30年度は98人が参加した。

### (3) ふれあい農園

区内農業者の圃場ほしやうで、参加者がジャガイモやサツマイモの収穫を体験する。区は、参加申込みの受付や農業者へのあっせんを行っている。

## 7 大泉橋戸公園水田事業

地域住民の都市農業への理解を深めることを目的として、23年度に整備した大泉橋戸公園内の水田(230㎡)で、24年度から地域団体や小学校と共同で稲作を実施している。

## 8 果樹を活用した体験学習事業

カキを収穫するまでの年間の作業を、家族や友人と一緒に体験し学習する。枝の剪定や摘果等の果樹の手入れ方法を学び、農との触れ合いや収穫の喜びを味わうことを目的に、24年度から実施している。

## 9 農の魅力を発見できる情報の発信

### (1) 練馬の農業紹介冊子

練馬大根、キャベツなどの練馬の農産物や、農業体験農園をはじめ、身近に農と触れ合うことのできる場やイベントなど、練馬の農業の魅力を紹介する冊子「ねりまの農業」を配布している。



〔冊子「ねりまの農業」〕

### (2) 直売所の紹介ガイド

区民等に練馬産農産物をより身近に感じてもらう地産地消を推進するため、区内の直売所情報などを掲載した「練馬区農産物ふれあいガイド」を配布している。



〔「練馬区農産物ふれあいガイド」〕

### (3) 練馬果樹あるファーム紹介冊子

28年度まで行ってきたブルーベリー観光農園のPR事業を「練馬果樹あるファーム」事業に統合した。30年度はブルーベリーのほか、区内で生産されるブドウ、ミカン、カキ、キウイ、イチゴ、クリ等の果実を紹介する冊子「練馬果樹あるファーム」を作成し、配布した。



〔冊子「練馬果樹あるファーム」〕

## 10 伝統野菜を活用した食育の推進事業

小学校3年生の社会科の地域学習や総合学習の授業において、練馬の伝統野菜である「練馬大根」について学習する機会を創出するため、27年度に補助教材を作成し、区立小学校の3年生に配布している。補助教材の提供により、都市農業や練馬大根への関心、地域への愛着を深め、食農教育の推進を図っている。



〔冊子「まるごと練馬大根」〕

## 11 農業体験農園

農業体験農園は、区が管理する区民農園・市民農園とは異なり、農業者が自ら開設し、経営・管理する農園である。区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備および管理運営に要する費用の一部を助成している。

利用者は、入園料・野菜収穫代金を支払い、園主の指導のもと、年間20種類以上の野菜の種まきから収穫までを体験することができる。

8年4月に全国初の農業体験農園「緑と農の体験塾」が誕生し、30年度は17園、1,813区画が利用されている。

## 12 区民農園

区民が土に親しみながら、収穫の喜びを味わえるように、区が土地所有者から宅地化農地を借用し、区民農園を開設している。(一部区有地あり)

## 13 市民農園

健康でゆとりある区民生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図ることを目的として、区が土地所有者から生産緑地を借用し、市民農園を開設している。(一部区有地あり)

## 〔農業体験農園一覧〕（17園）

30年度末現在

| 名 称               | 区画数   |
|-------------------|-------|
| 緑と農の体験塾           | 151   |
| 大泉風のがっこう          | 137   |
| 田柄すずしろ農園          | 118   |
| イガさんの畑            | 80    |
| 学田体験農園            | 74    |
| 農学校「石泉愛らんど」       | 160   |
| 農業体験農園「緑の散歩道」     | 135   |
| 農業体験農園「どろんこ・わあるど」 | 125   |
| 農業体験農園「井頭体験農園」    | 113   |
| 農業体験農園「百刃の里」      | 101   |
| 農業体験農園「楽農くらぶ」     | 82    |
| 農業体験農園「南大泉やさい村」   | 100   |
| 農業体験農園「農の詩」       | 82    |
| 農業体験農園「旬感倶楽部」     | 101   |
| あーばんあぐりーぱーく石神井台   | 88    |
| 関町グリーンガーデン        | 109   |
| 農業体験農園「百刃の里第二」    | 57    |
| 合 計               | 1,813 |

注：1区画の面積はおおむね30㎡

## 〔区民農園一覧〕（21園）

30年度末現在

| 名 称      | 区画数   |
|----------|-------|
| 羽沢三丁目    | 48    |
| 中村南一丁目   | 90    |
| 向山二丁目    | 34    |
| 春日町二丁目   | 38    |
| 田柄一丁目    | 235   |
| 田柄二丁目    | 45    |
| 高松一丁目    | 30    |
| 高松一丁目第二  | 39    |
| 高松三丁目    | 38    |
| 高野台三丁目   | 59    |
| 南田中四丁目   | 73    |
| 上石神井南町   | 40    |
| 上石神井三丁目  | 50    |
| 関町南三丁目   | 95    |
| 関町南三丁目第二 | 82    |
| 大泉学園町一丁目 | 38    |
| 大泉学園町四丁目 | 146   |
| 東大泉一丁目   | 54    |
| 南大泉三丁目   | 42    |
| 南大泉やまぶし  | 50    |
| 西大泉二丁目   | 169   |
| 合 計      | 1,495 |

注：1区画の面積はおおむね15㎡

## 〔市民農園一覧〕（5園）

30年度末現在

| 名 称 | 区画数 |
|-----|-----|
| 旭 町 | 44  |
| 谷原東 | 56  |
| 谷原西 | 49  |
| 南大泉 | 48  |
| 西大泉 | 49  |
| 合 計 | 246 |

注：1区画の面積はおおむね30㎡

## 14 世界都市農業サミットプレイベントの開催

練馬の都市農業の魅力と可能性を世界に発信するとともに、その魅力を共有し、相互に学び、更に発展させていくため、令和元年11月に「世界都市農業サミット」を開催する。都市農業について積極的に取り組んでいるニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トロントから、農業者や研究者、行政関係者を招へいする。

30年度は、サミット開催に向けた機運醸成を図るため、ニューヨーク、ロンドンから研究者、行政関係者を招へいし、プレイベントを行った。被招へい者との意見交換会のほか、各種イベントを開催した。

〔開催日〕 平成30年11月23日から25日

〔場 所〕 ココネリ Coconeri、平成つつじ公園ほか

〔来場者〕 12,550人

〔概 要〕 以下のイベントを開催した。

23日：歌姫JAZZサミット、国際交流のつどい

24日：みんなde農トークショー、みんなde農コンテスト表彰式、ねりマルシェ、ワールドマーケット

25日：意見交換会、ワールドマーケット、収穫体験、“イイね”りまツアー

〔主 催〕 世界都市農業サミット実行委員会ほか

〔後 援〕 全国農業協同組合中央会、東京都農業協同組合中央会、東京あおば農業協同組合、練馬区農業委員会、(株)西武ホールディングス、西武鉄道(株)、練馬産業連合会、練馬区商店街連合会、東京商工会議所練馬支部、総務省、外務省、農林水産省、国土交通省、東京都、練馬区議会

## ●都市農地の保全に向けた取組の推進

### 1 都市農地の保全

都市農地は、安全で新鮮な農産物の生産に加え、防災、食育など多様な機能を有している。

都内の市街化区域内農地は、過去10年間で約1,190haも転用されるなど、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。

都市農地の減少という共通の課題を抱えた基礎自治体が連携して活動することにより、都市農地を保全するため、20年10月に都内38の市区町からなる都市農地保全推進自治体協議会が設立された。区は、協議会の会長区として他自治体とともに、農地制度や税制度の早期見直しを国に働きかけてきた。27年に「都市農業振興基本法」の制定、29年に「生産緑地法」の一部改正、30年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されるなど、要望事項が着実に実現されつつある。

### 2 「農の風景育成地区制度」の活用

都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐため、都の独自制度として23年8月に創設された。区内では27年6月に「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」が指定された。

なお、制度の特徴は以下のとおりである。

- ・地区内では、複数の農地等を一つの都市計画公園などとして指定することが可能となる。
- ・農業者との協力、連携を図ることで、農地の活用を通じた農業者と地域住民との交流が促進される。
- ・都市農地の重要性などについて住民の理解が進み、農のある風景が育まれる。

今後も、都と連携しながら、都市計画制度などを積極的に活用し、農地や屋敷林のある風景を保全していく。

### 3 防災機能の周知

区内には、23区で最も多くの農地がある。都市農地は、住宅などが密集している地域で、火災時の延焼を防止したり、一時避難スペースを提供するなどの機能が期待されている。

30年度は、農地の防災機能をより発揮させるため、体験農園で炊き出し訓練を行ったほか、東京あおば農業協同組合と締結している災害時の協定内容についての見直しを検討した。

### 4 生産緑地制度

#### (1) 生産緑地地区の指定

3年4月に「生産緑地法」が一部改正され、区内(市街化区域内)の農地は、保全するものと宅地化するものとに都市計画上明確に区分された。保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。

指定された農地は30年間の営農義務と建築制

限が課される一方、固定資産税等の減額や相続税の納税猶予など税制特例が設けられている。

29年5月の「生産緑地法」一部改正により、区市町村が条例で定めた場合、生産緑地の指定下限面積を500㎡から300㎡まで引き下げることが可能となった。区は、29年10月に「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、下限面積を300㎡とした。

30年11月の生産緑地地区面積は、約179haとなっている。

#### (2) 特定生産緑地制度の周知

生産緑地は指定から30年経過すると区へ買取申出ができるようになり、区が買い取らない場合に宅地等への転用が可能となる。29年5月の「生産緑地法」一部改正により、特定生産緑地制度が創設された。特定生産緑地に指定されると、買取申出が可能となる時期が10年間延長され、以後も10年毎に指定を繰り返す限り税制特例が適用される。同制度は30年4月に施行された。

区内の生産緑地を引き続き保全するため、特定生産緑地制度について農業者に周知していく。

#### (3) 生産緑地の貸借制度の創設

30年6月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律(以下「貸借法」という。)」が成立し、それまで実質的に不可能だった生産緑地の貸借について、農業者が経営規模拡大のために生産緑地を借りること等が可能となった。また、農地を所有しない民間事業者が、所有者から直接生産緑地を借りて市民農園を開設することが可能となった。

31年3月31日現在「貸借法」に基づく貸借は、農業者によるものが3件、民間事業者による市民農園の開設が1件である。

### 〔農家戸数・農業従事者数および農地面積〕

| 年次 | 農家戸数<br>(戸) | 農業従事者数<br>(人) | 農地面積  |             |
|----|-------------|---------------|-------|-------------|
|    |             |               | (ha)  | 生産緑地面積 (ha) |
| 26 | 465         | 968           | 224.1 | 189.4       |
| 27 | 441         | 919           | 218.9 | 187.1       |
| 28 | 429         | 910           | 215.6 | 185.4       |
| 29 | 426         | 964           | 209.0 | 181.5       |
| 30 | 438         | 980           | 203.0 | 178.7       |

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」(各年8月1日現在)、農地面積は都税事務所固定資産税課税(各年1月1日現在)、生産緑地面積は各年の告示面積による。

## 〔地区別農産物生産面積表〕

(単位：アール)

| 品 目     |            | 合 計   | 練 馬   | 石神井   | 大 泉   |
|---------|------------|-------|-------|-------|-------|
| 野菜類     | キャベツ       | 2,589 | 520   | 849   | 1,220 |
|         | ブロッコリー     | 1,080 | 447   | 273   | 360   |
|         | 大 根        | 916   | 382   | 225   | 309   |
|         | ジャガイモ      | 878   | 255   | 374   | 249   |
|         | 枝 豆        | 875   | 370   | 201   | 304   |
|         | トウモロコシ     | 572   | 285   | 103   | 184   |
|         | ネギ         | 497   | 174   | 142   | 181   |
|         | ほうれん草      | 486   | 165   | 136   | 185   |
|         | こまつな       | 449   | 141   | 189   | 119   |
|         | にんじん       | 381   | 199   | 69    | 113   |
|         | サトイモ       | 340   | 116   | 70    | 154   |
|         | トマト        | 293   | 90    | 69    | 134   |
|         | サツマイモ      | 260   | 112   | 73    | 75    |
|         | カリフラワー     | 251   | 114   | 46    | 91    |
|         | 白 菜        | 249   | 93    | 59    | 97    |
|         | キュウリ       | 191   | 84    | 44    | 63    |
|         | ナ ス        | 180   | 54    | 48    | 78    |
|         | レタス        | 120   | 27    | 31    | 62    |
|         | いちご        | 62    | 16    | 2     | 44    |
|         | その他野菜類(※1) | 1,940 | 726   | 431   | 783   |
| 野菜類計    | 12,609     | 4,370 | 3,434 | 4,805 |       |
| 野菜類以外   | 柿          | 703   | 162   | 161   | 380   |
|         | ブルーベリー     | 696   | 140   | 161   | 395   |
|         | みかん        | 337   | 175   | 62    | 100   |
|         | ブドウ        | 311   | 147   | 79    | 85    |
|         | 梅          | 283   | 33    | 77    | 173   |
|         | 栗          | 206   | 13    | 24    | 169   |
|         | キウイ        | 78    | 55    | 13    | 10    |
|         | その他果樹類(※2) | 331   | 186   | 71    | 74    |
|         | 植 木        | 1,221 | 412   | 644   | 165   |
|         | 芝          | 1,070 | 1     | 59    | 1,010 |
|         | 花 類        | 817   | 167   | 11    | 639   |
|         | さつき        | 55    | 41    | 6     | 8     |
|         | その他(※3)    | 298   | 91    | 144   | 63    |
| 野菜類以外計  | 6,406      | 1,623 | 1,512 | 3,271 |       |
| 延べ生産面積計 | 19,015     | 5,993 | 4,946 | 8,076 |       |

※1：その他野菜類…南瓜、水菜、玉ねぎ、生姜、たらの芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、ピーマン、うど、アスパラ、サニーレタス、八つ頭、しそ、なばな(のらぼう)等

※2：その他果樹類…ゆず、かりん、すもも、レモン等

※3：その他…麦、緑肥、茶、牧草等

資料：「農業経営実態調査」(30年8月1日)



# 44 みどりの保全と創出

## (1) みどりの豊かさを実感できるまちづくりを進める

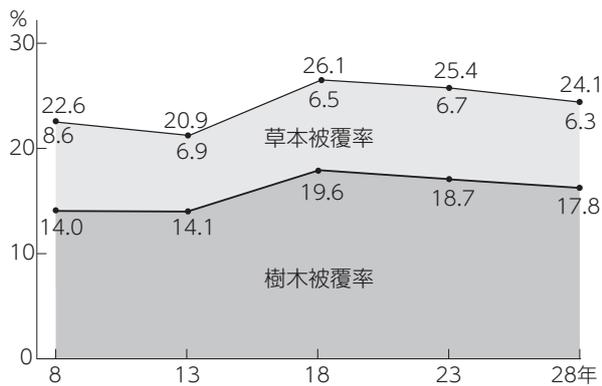
### ●みどりのネットワーク形成の推進

区の緑被率（草地、樹林地や農地などのみどりに覆われた面積の割合）は、23区で最も高い24.1%であり、大きな魅力となっているが、減少傾向にある。

これを踏まえ、区は、みどりの拠点としての公園の整備や樹林地の保全、それらをつなぐみどりの軸となる道路や河川沿いの緑化により、みどりあふれるまちづくりを進めている。

また、練馬区緑化委員会において「練馬区みどりの基本計画」の改定について審議を進めた。30年10月に答申が出され、新しく「練馬区みどりの総合計画」を31年4月に策定した。

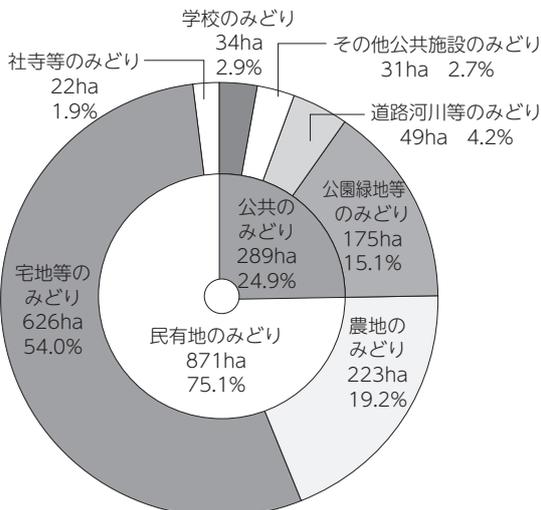
〔緑被率の経年変化〕



注：①緑被率＝樹木緑被率＋草本被覆率  
②18年度以降の緑被率は従来より精度の高い計測方法により計測した数値

〔緑被地の土地利用・所有別内訳〕

29年3月



### ●練馬区緑化委員会

「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」に基づき、みどりの保全と創出に関する重要事項を調査、審議する区長の附属機関として設置している。第20期は学識経験者や樹林地の所有者等を含む22人で構成されている。30年度は3回開催した。

### ●みどりの区民会議

練馬のみどりを守り、育てるための方策等を区民参加で検討する組織として、28年10月に設置した。公募を含めさまざまな立場の区民26人が委員として参加している。30年度は1回開催した。

### ●特色ある公園の整備

誰もが利用できる身近なみどりの空間が公園である。日本陸上競技連盟公認の陸上競技場、サッカーやラグビーなどに利用できる人工芝グラウンド等を備えた「練馬総合運動場公園」、昭和43年から地域に開放してきた樹木の多い遊び場に健康器具や遊具などを設置し、公園機能の充実を図った「こまどり公園」などを31年4月に開設した。

また、豊玉中いっちょうめ公園は、区民と日本大学芸術学部と協働し、多くの利用者の声を取り入れた公園として、リニューアルに向けた設計をまとめた。

今後地域特性等を活かし、スポーツや花の名所など、区内外から多くの人を訪れるような魅力的で特色ある公園の整備を進めていく。

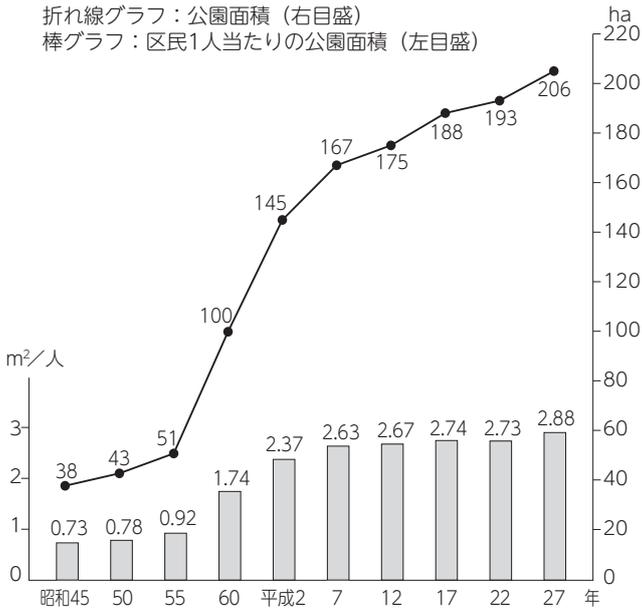
〔公園の現況〕

31年4月1日現在

| 種類      | 数 (か所) | 面積 (㎡)       |
|---------|--------|--------------|
| 都立公園    | 4      | 1,059,015.96 |
| 区立公園    | 206    | 820,328.16   |
| 区立児童遊園  | 219    | 90,862.05    |
| 区立緑地緑道  | 256    | 148,232.37   |
| 区立市民農園  | 3      | 9,539.00     |
| 計       | 688    | -            |
| 区民1人当たり | -      | 2.90         |

## 【公園面積の推移】

各年4月1日現在



## ●区立公園等の維持管理

区民が快適に公園を利用できるよう、清掃、樹木せん定、遊具等の保守点検などの維持管理を行っている。27年度からは、区民の意見・要望をより一層取り入れるため、維持管理を行うに当たっての事前周知の取組を強化している。

遊具については、長期的な公園機能の安全性の確保や、補修および更新費用の平準化等を目的とした「練馬区公園施設長寿命化計画（25年度策定）」に基づき、予防保全型管理を実施している。

## ●民有樹林地の保全

練馬の歴史や風土を伝える屋敷林などの民有樹林地の保全を進めるため、特に重要な樹林地については、所有者と調整を図り、30年度は1か所を都市計画緑地として決定した。

その他の樹林地については、引き続き、保護樹林制度や憩いの森・街かどの森制度の適用を進め、保全に向け所有者を支援していく。

## ●保護樹木・樹林、憩いの森・街かどの森

貴重なみどりを保護するために、地上からの高さが1.2mにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木を「保護樹木」、面積が300㎡以上の樹林を「保護樹林」に指定している。31年4月1日現在、保護樹木は1,192本（うち民有の樹木1,020本）、保護樹林は72か所187,148㎡（うち民有の樹林45か所139,427㎡）である。

樹林地を区が所有者から借り受け、区民に開放する「憩いの森」（1,000㎡以上）は40か所93,321㎡、「街かどの森」（300㎡以上1,000㎡未満）は5か所2,753

㎡を開放している。

また、憩いの森等を地域住民自ら管理・保全する区民活動団体の育成事業を、30年度は南高松憩いの森および西本村憩いの森で実施した。

## ●みどりの美しい街並みづくり

個人や団体が行う、まとまりや連続性のあるみどりの街並みづくりに対し、みどりのアドバイザーを派遣して、支援する取組を進めている。

街路樹や公園の樹木については、目標樹形を設定し維持管理を進めている。

大泉学園通りのサクラ並木は、26年度から計画的に樹木更新を進めている。

## ●みどりの協定

一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を進めている。30年度末現在、19地域で協定が結ばれており、地域住民によるまちの緑化・美化が行われている。

## ●緑化に関する助成制度

みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために、みどりの街並みづくり事業を実施し、生け垣化や壁面緑化、沿道緑化等に要する経費の一部を助成している。



（助成制度案内パンフレット）

## 【助成の内容】

30年度

| 助成内容 | 件数（件） | 実績      |
|------|-------|---------|
| 生け垣化 | 16    | 203.2 m |
| 壁面緑化 | 14    | 298.3㎡  |
| 沿道緑化 | 11    | 85.2㎡   |
| 屋上緑化 | 2     | 21.4㎡   |

注：生け垣化助成は総延長距離、その他は総緑化面積

## ●緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければならない。30年度は、問合せが1,679件、事前協議申請が816件あった。

### ●樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また、伐採したときは代替の植栽に努めるものとしている。30年度は54件の届出があった。

## (2) みどりを愛する心を育む

### ●子どもたちが楽しめる体験型事業

次世代を担う子どもたちがみどりや生き物と直接触れ合う場や機会を提供し、練馬のみどりを愛する心を育てるために、さまざまな体験型事業を実施している。

27年4月に開園したこどもの森は、泥遊びや木工、畑づくりなど自由に遊べる場として運営している。常時、プレーリーダーがおり、定期的に参加型イベントも行っている。

29年3月に開園した中里郷土の森では、身近な生物やパネルの展示、自然体験プログラムを行っている。練馬のみどりや生き物について、自然解説員とともに楽しく学べる施設として運営している。

また、憩いの森や公園など区内3か所で、カブトムシがすむ森づくりを進めている。

### ●花とみどりの相談所

昭和62年4月に開設された花とみどりの相談所は、植物に関する相談の受付、展示会、植物観察会および寄せ植えなどの講習会を行っているほか、みどりに関わる活動をしている区民サークルに、講習室の貸出しも行っている。

また、相談所の周辺には、来所する区民がみどりに親しむことができるよう四季の香ローズガーデンや花壇、ハーブ園等があり、年間を通して四季折々の花を楽しめる。

30年度の相談件数は3,466件であった。また、講習会等は延べ46回、701人の参加があった。

### ●牧野記念庭園

世界的に著名な植物学者、牧野富太郎博士の偉業を末永く後世に伝えるため、昭和33年12月に開園した。

園内には300種類以上の植物が植えられており、植物標本などを展示している記念館や、博士が研究のために使った書斎と書庫を、当時のまま保存している鞠堂がある。また、植物に関する相談の受付や植物観察会などの講習会を行っている。

30年度の入園者数は27,192人、植物に関する相談件数は310件であった。また、企画展の開催は3回、来場者は延べ8,407人であった。

### ●緑化協力員

区民の協力のもとに、みどりの保全および創出の推進、知識の普及、意識の啓発等の活動を行うため、「緑化協力員」の制度を設けている。緑化協力員（定数100人以内）は、それぞれの地域で自主的に活動し、地域の核となって緑化運動を行っている。

### ●出生記念苗木の配付

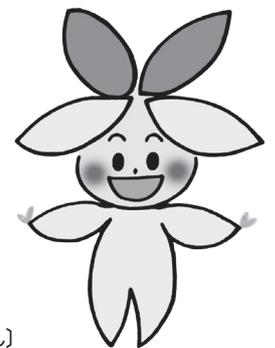
みどりに対する意識の向上、啓発を図るため、出生を記念した苗木を配付している。30年度は1,533本の苗木を配付した。

### ●練馬みどりの葉っぱい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育てていくため、16年10月に「練馬区みどりを育む基金（練馬みどりの葉（は）っぱい基金）」を設置した。

基金は寄付金と区の積立金等からなり、①樹林地など貴重なみどり資源の保全や取得、②民有地の緑化の推進やみどりの普及・啓発、③みどりのボランティア活動への支援・助成などのために活用する。30年度末の現在高は18億3,106万円である。

また、基金のキャラクターである「ぴいちゃん」を活用し、みどりを増やし、みどりを愛する心を育むため、「ぴいちゃんファンクラブ」を24年6月に設立した。30年度末までの会員数は、966人である。



〔基金キャラクター ぴいちゃん〕

# 45 地域活動の活性化と多文化共生社会の実現

## (1) 区民の自主的な活動を尊重した 支援と連携

### ●町会・自治会の活動支援

区内には252の町会・自治会があり、区政の最大のパートナーとして、行政情報の周知や公設掲示板等の管理など幅広く区の事業に協力している。防犯・防災対策、環境保全対策、住民同士の交流など、さまざまな活動を通じて、まちの安全・安心に貢献している。

また、区全体の町会・自治会の連絡調整を図るため、町会連合会がある。町会連合会では、区内の17地域に支部組織を設置し、区との意見交換や町会・自治会同士の情報交換を行っている。

区は、町会・自治会の活動の支援として、加入促進パンフレットの作成・配布、ホームページの開設・運用、活動費の補助、活動保険への加入、町会掲示板や会館の建替えや修繕等に対する補助を行っている。

### ●地域活動団体の支援

区民の自主的な地域活動を支援するため、情報紙「ねりま地域活動ニュース」の発行（毎月1回）、ホームページの運用、団体の活動を紹介するパネル展等を行っている。

また、地域活動団体が集まり、活動の魅力の紹介や団体同士の交流を促進するため、「練馬つながるフェスタ」（来場者約2,300人・参加団体65団体）を開催している。

### ●区民協働交流センター

公益的な活動の支援と協働を推進するため、地域活動に関する相談に応じるとともに、活動の場、情報発信・収集の場を提供している。

〔利用状況〕

|             |         |
|-------------|---------|
| ・相談数        | 181件    |
| ・情報コーナー利用数  | 1,087件  |
| ・作業コーナー利用数  | 3,518件  |
| ・交流コーナー利用者数 | 18,511人 |

### ●相談情報ひろば

身近な地域の日常生活上の相談窓口、地域情報などの提供、住民同士の交流の場として、10か所で開設している。町会・自治会やNPO等の地域活動団体が、それぞれ特性を活かして運営しており、区が補助を行っている。

### ●地域情報コーナー

町会・自治会や地域活動団体のイベント情報の発信の場として、地区区民館、地域集会所等17か所に地域情報コーナーを設置している（利用件数273件）。

### ●地域おこしプロジェクト

区民の自由な発想により、未来に向けた練馬の発展につながる取組を区との協働により支援し実施する事業で、区独立70周年記念事業として29年度より開始した。選定した事業には、年度当たり最大100万円の補助金を交付するほか、区の若手職員をプロジェクト推進担当として配置し、各団体の事業実施をサポートする。

30年度は前年度からの継続3事業に加え、新たに「食農文化のまち練馬～ALL練馬でワインづくり～（団体名：ねりまワインプロジェクト）」、「くしもねり・かわら版>みんなで創るよ！宿場の絆！！（団体名：ノースファミリー実行委員会）」の2事業が選定され、計5事業となった。

なお、29年度採択の「地域共生社会の高齢者支援におけるコンビニエンスストアとの協働モデルの構築（団体名：ねりまコンビニ協働プロジェクト）」および「ダイバーシティ発信基地I（アイ）LDK（団体名：NPO法人障がい児・者の学びを保障する会）」は、2年間の活動の中で当初設定した目標を達成したことから、30年度をもって地域おこしプロジェクトとしての活動を終了した。

### ●協働ワークショップ

区民参加と協働の取組が持続的に発展していくために、区民や団体同士が対話をしながら信頼関係を醸成する、協働ワークショップ事業を実施した。30年5月に町会や自治会の有志で構成される町会・自治会のあり方検討会議を設置し、会議を6回開催、23区で初めて町会・自治会が主体的に活動事例をまとめた「練馬区 これからの町会・自治会運営のヒント集」を発行した。また、町会・自治会とNPO・ボランティア団体が、協働のイメージを具体化する「練馬つながる会議」を2回開催した。

### ●地区祭補助事業

青少年育成地区委員会、町会・自治会等地域のさまざまな団体を母体として組織された地区祭実行委員会に対して補助を行っている。

## 〔地区区民館利用状況〕

(単位：延べ人) 30年度

| 施設名      | 個人利用    |         |        |         |        |         | 団体利用      | 計         |
|----------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|-----------|-----------|
|          | 児童利用    | 高齢者利用   | 一般利用   | 学童クラブ   | ぴよぴよ   | 個人利用計   |           |           |
| 豊玉北      | 16,713  | 5,697   | 386    | 10,877  | —      | 33,673  | 41,935    | 75,608    |
| 桜台       | 24,192  | 3,580   | 1,164  | 11,484  | —      | 40,420  | 50,578    | 90,998    |
| 貫井       | 26,077  | 5,014   | 98     | 11,745  | —      | 42,934  | 71,965    | 114,899   |
| 氷川台      | 26,339  | 4,310   | 540    | 9,640   | —      | 40,829  | 43,560    | 84,389    |
| 早宮       | 13,778  | 5,075   | 400    | —       | —      | 19,253  | 35,829    | 55,082    |
| 春日町南     | 24,621  | 8,237   | 2,208  | —       | 16,383 | 51,449  | 42,291    | 93,740    |
| 高松       | 10,293  | 1,370   | 437    | 5,910   | —      | 18,010  | 12,585    | 30,595    |
| 北町       | 11,659  | 3,404   | 1,371  | —       | —      | 16,434  | 62,095    | 78,529    |
| 北町第二(※1) | 994     | 279     | 55     | —       | —      | 1,328   | 3,387     | 4,715     |
| 田柄       | 15,444  | 5,723   | 1,477  | 7,107   | 7,144  | 36,895  | 43,829    | 80,724    |
| 光が丘(※2)  | 12,381  | 4,086   | 1,014  | —       | —      | 17,481  | 62,833    | 80,314    |
| 旭町南(※2)  | 17,296  | 20,039  | 28,604 | —       | —      | 65,939  | 96,735    | 162,674   |
| 旭町北      | 9,282   | 4,300   | 79     | —       | —      | 13,661  | 34,679    | 48,340    |
| 富士見台     | 15,844  | 6,447   | 627    | —       | —      | 22,918  | 42,583    | 65,501    |
| 下石神井     | 15,102  | 2,147   | 1,688  | 10,246  | —      | 29,183  | 37,743    | 66,926    |
| 立野       | 6,856   | 3,058   | 208    | —       | 11,167 | 21,289  | 43,735    | 65,024    |
| 関町北      | 25,417  | 3,572   | 1,039  | 9,206   | —      | 39,234  | 57,233    | 96,467    |
| 東大泉      | 18,602  | 4,660   | 1,412  | 9,085   | —      | 33,759  | 77,266    | 111,025   |
| 西大泉      | 19,738  | 4,314   | 837    | 7,828   | —      | 32,717  | 54,251    | 86,968    |
| 南大泉      | 15,491  | 4,745   | 2,323  | —       | —      | 22,559  | 66,605    | 89,164    |
| 北大泉      | 13,224  | 5,026   | 505    | 6,516   | —      | 25,271  | 38,981    | 64,252    |
| 大泉学園     | 14,383  | 3,165   | 593    | 9,212   | —      | 27,353  | 26,945    | 54,298    |
| 計        | 353,726 | 108,248 | 47,065 | 108,856 | 34,694 | 652,589 | 1,047,643 | 1,700,232 |

※1：北町第二地区区民館は、30年5月から31年3月まで工事のため休館

※2：旭町南地区区民館の一般利用・団体利用の数値と光が丘地区区民館の団体利用の数値は、特別施設利用者数を含む。

30年度に補助を行った地区祭は17地区30会場で、77,120人が参加した。

## (2) 地域活動を支える機会・場の充実を行う

### ●活動と交流の場の提供

#### 1 地区区民館

地域住民の相互交流や自主活動を促進し、子どもから高齢者までが利用できる施設として、現在22館を開設している。

運営は、区民参加と協働の観点から、地域住民で構成する運営委員会に順次委託を進め、24年度までに全ての館で委託を完了した。

今後は、「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づき、これまで以上に世代にとらわれず広く地域の区民が交流できるよう機能の転換を図るとともに、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めていく。

地区区民館の各種事業については、館だよりやホームページ等で情報発信している。

#### 2 地域集会所

地域住民の相互交流および自主的活動の場を提供する身近な集会施設である。21年度からは出張所併設の区民館を地域集会所に移行し、29年3月までに27か所を開設した。29年4月に練馬高野台駅前地域集会所、同年8月に豊玉地域集会所を開設し、29か所となった。

運営は、設置当初から、地域住民で構成する管理運営委員会に委託している。また、区民館から移行した地域集会所については、事業者運営を委託している。

今後は、「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づき、地区区民館等類似施設とあわせて再編し、新たな地域施設の機能の一つとして将来的におおむね中学校区に1か所程度の配置とすることを目指す。この考え方にに基づき、単独の地域集会所については、周辺の学校や区立施設の改築にあわせて複合化を検討し、稼働率の低い施設については、周辺施設との統合も含めて検討する。これらの再編にあわせて、地域の区民との協働による今後の運営のあり方も検討していく。

なお、地域集会所の利用状況は、190ページの表のとおりである。

## 〔地域集会所利用状況〕

30年度

| 施設名     | 利用件数(件) | 利用者数(延べ人) |
|---------|---------|-----------|
| 石神井台    | 2,453   | 25,255    |
| 上石神井北   | 2,774   | 16,618    |
| 南田中     | 1,596   | 13,293    |
| 谷原      | 1,394   | 18,225    |
| 旭丘      | 2,327   | 21,771    |
| 中村      | 3,002   | 34,190    |
| 向山      | 3,127   | 14,098    |
| 土支田     | 2,995   | 17,427    |
| 大泉町     | 2,266   | 12,244    |
| 高野台     | 3,948   | 24,671    |
| 大泉学園町   | 2,104   | 13,055    |
| 三原台     | 2,481   | 16,223    |
| 北町      | 2,036   | 12,121    |
| 東大泉     | 2,642   | 16,112    |
| 小竹      | 2,127   | 15,214    |
| 石神井台みどり | 2,775   | 17,349    |
| 関町      | 2,544   | 17,536    |
| 桜台      | 3,880   | 20,330    |
| 早宮      | 3,086   | 22,113    |
| 春日町     | 2,487   | 21,127    |
| 土支田中央   | 1,928   | 19,848    |
| 旭町      | 857     | 5,193     |
| 田柄      | 1,880   | 19,876    |
| 上石神井南   | 3,503   | 30,438    |
| 東大泉中央   | 3,496   | 21,808    |
| 南大泉     | 1,938   | 17,112    |
| 大泉北     | 1,962   | 15,192    |
| 練馬高野台駅前 | 1,167   | 13,148    |
| 豊玉      | 1,608   | 14,425    |
| 合計      | 70,383  | 526,012   |

## 3 区民ホール(光が丘、関)

区民文化の向上および区民相互の交流を図り、地域社会の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的とした施設である。管理運営は指定管理者に委託している。

なお、光が丘区民センター内の心身障害者福祉集会所は、心身障害者団体優先の施設であるが、空きがある場合は一般区民も利用できる。また、はつらつセンター光が丘および光が丘なかよし児童館については、本来利用のない夜間・日曜・祝休日にも一般区民が利用できる。

## 〔光が丘区民ホール等の利用状況〕

30年度

| 施設名             | 利用状況    |         |
|-----------------|---------|---------|
|                 | 利用件数(件) | 利用者数(人) |
| 光が丘区民ホール        |         |         |
| 多目的ホール          | 886     | 41,861  |
| 集会室(1)          | 688     | 7,290   |
| 集会室(2)          | 635     | 8,076   |
| 集会室(1・2)(※1)    | 217     | 6,081   |
| 音楽室             | 791     | 13,176  |
| 美術工芸室           | 360     | 3,344   |
| 和室              | 264     | 2,135   |
| 会議室(1)          | 528     | 4,781   |
| 会議室(2)          | 717     | 9,583   |
| 小計              | 5,086   | 96,327  |
| 心身障害者福祉集会所(※2)  | 2,746   | 63,772  |
| はつらつセンター光が丘(※3) | 101     | 1,314   |
| 光が丘なかよし児童館(※4)  | 9       | 85      |
| 計               | 7,942   | 161,498 |

※1：集会室(1)(2)を合わせて使用

※2：心身障害者団体以外の利用件数

※3：平日午後5時30分以降と日曜・祝休日(敬老の日を除く。)の利用件数

※4：日曜・祝休日午後5時30分以降の利用件数

## 〔関区民ホール等の利用状況〕

30年度

| 施設名           | 利用状況    |         |
|---------------|---------|---------|
|               | 利用件数(件) | 利用者数(人) |
| 関区民ホール        |         |         |
| 多目的ホール        | 646     | 28,278  |
| リハーサル室        | 729     | 7,454   |
| 小計            | 1,375   | 35,732  |
| はつらつセンター関(※1) | 374     | 5,178   |
| 計             | 1,749   | 40,910  |

※1：平日午後5時30分以降と日曜・祝休日(敬老の日を除く。)の利用件数

## 4 地域活動倉庫

良好な地域社会の維持および形成に資する地域活動を支援するため、町会・自治会、商店会等が利用できる地域活動倉庫37区画(大1区画、中26区画、小10区画)を関越自動車道高架下に設置している。

## 5 地域交流ひろば

地域住民および地域団体の交流の推進を図るため、イベントなど多目的に利用できるひろば(400㎡×2面)を関越自動車道高架下に設置している。個人利用、団体利用(要予約)をすることができる。

## 〔地域交流ひろば利用状況〕

| 年度 | 個人利用（人） | 団体利用  |       |
|----|---------|-------|-------|
|    |         | 件数（件） | 人数（人） |
| 30 | 11,744  | 10    | 2,249 |

## ●区役所会議室の活用

区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研修会・講演会等に利用され、30年度は延べ1,248件の利用があった。

## ●指定保養施設助成事業

区民の健康増進と旅行を通じた交流、親睦を目的として、民間のホテルや旅館等25か所を保養施設に指定し、利用した区民に対し、宿泊料金の一部の補助を行っている。

補助金は年度内2回で、1回の利用につき2泊までを限度とし、利用者1人1泊につき大人3千円、3歳児～小学生2千円を支給している。

また、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の人とその介助者には、一定額の補助金割増制度がある。

## 〔指定保養施設利用実績の推移〕

| 年度 | 利用人数（延べ人） | 補助額（円）     |
|----|-----------|------------|
| 26 | 28,136    | 89,481,439 |
| 27 | 28,031    | 89,133,049 |
| 28 | 26,465    | 84,473,547 |
| 29 | 24,526    | 78,475,626 |
| 30 | 23,019    | 73,901,185 |

## ●指定葬儀場使用料助成事業

区が指定した葬儀場で区民が通夜または葬儀を行った場合に、3万円を上限として会場使用料の一部を助成している。

## 〔指定葬儀場使用料助成金の推移〕

| 年度 | 助成件数（件） | 助成金額（円）    |
|----|---------|------------|
| 26 | 1,502   | 44,629,500 |
| 27 | 1,438   | 42,807,480 |
| 28 | 1,628   | 48,244,740 |
| 29 | 1,654   | 48,812,400 |
| 30 | 1,607   | 47,627,560 |

## (3) 各国文化の相互理解

## ●文化の相互理解と交流の促進

文化交流ひろばを拠点として交流会や各種講座を開催し、各国文化の相互理解を推進している。また、外国人区民が地域において穏やかな日常生活を送るとともに、区民同士が交流できるよう取組を進めている。

## 1 外国人区民への支援

## (1) 外国語による相談窓口

毎週月～金曜日の午後、区役所本庁舎に外国語による相談窓口を設け、区の事業・文化・学習情報の提供や日常生活上の相談を受けている。（英語・中国語・韓国語・タガログ語）

※韓国語は金曜日、タガログ語は月曜日のみ

## (2) 文化交流ひろば 情報コーナー

平日午前10時～午後1時、土・日・祝休日午後1～4時に、文化交流ひろば（光が丘）に情報コーナーを設け、各種の生活情報を多言語により提供している。（英語：火・木・土、中国語：水・金・日、韓国語：月）

## (3) 初級日本語講座

「にほんごのきょうしつ」（4～7月、9～12月2講座）、「こども日本語教室」（原則学校休業期間を除く毎週土曜日）を開催した。

## 2 ボランティアの登録

区の窓口で日本語を母語としない外国人への通訳を行う通訳・翻訳ボランティアや、日本語講師のボランティアの登録を随時受け付けている。30年度末現在の登録者数は通訳・翻訳ボランティアが249人、日本語講師ボランティアが71人である。

## 3 相互理解・交流促進

## (1) 外国人区民との交流

国際交流サロン（原則第4土曜日、7回）、国際交流のつどい（11月、1回）をそれぞれ開催した。

## (2) 外国語講座

ロシア語講座（9～12月毎週木曜日、12日制）、外国語でよみきかせとてあそび（4～2月、英語8回、韓国語1回）をそれぞれ開催した。

## (3) やさしい日本語研修

分かりやすい日本語によるスムーズな意思疎通を目指した研修を、区民と区職員を対象として実施した。

## ●海外友好都市等との交流

### 1 北京市<sup>かいでん</sup>海淀区

| 年       | 動き  |
|---------|---|
| 昭和 63 年 | 「都区市町村長訪中団（団長・練馬区長）」が北京市を訪問（交流開始）   |
| 平成 4 年  | 海淀区区長を招き「友好・協力交流に関する合意書」に調印   |
| 5 年     | 区民親善訪問団を海淀区へ派遣  |
| 14 年    | ・海淀区に桜を寄贈<br>・「友好交流 10 周年記念写真展」開催<br>・海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流 10 周年記念）<br>・区長が海淀区を訪問し「友好・協力交流に関する合意書」に調印 |
| 19 年    | ・「練馬区・北京市海淀区友好文化交流展」開催<br>・「友好交流 15 周年記念写真展」開催<br>・区議会代表団が海淀区を訪問  |
| 20 年    | 海淀区から贈られた記念碑（友好交流 15 周年・練馬区独立 60 周年記念）を区役所本庁舎正面玄関に設置  |
| 24 年    | ・海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流 20 周年記念）<br>・練馬区スポーツ交流団（14 人）を海淀区へ派遣  |
| 28 年    | 北京市青少年キャラバン訪日団が練馬区を訪問、中学生と交流  |
| 29 年    | 練馬区独立 70 周年記念式典参列のため、北京市海淀区代表団が練馬区を訪問   |
| 30 年    | ・練馬区長・区議会代表団が北京市海淀区を訪問<br>・北京市海淀区代表団が練馬区を訪問   |

（北京市海淀区<sup>いわえん</sup>頤和園）



ユネスコの世界遺産に登録されている庭園公園

### 2 イプスウィッチ市

| 年       | 動き  |
|---------|---|
| 昭和 63 年 | 練馬区国際交流友好都市提携調査団がオーストラリアを訪問（交流開始）   |
| 平成 5 年  | 区立中学校生徒のイプスウィッチ市への派遣を開始   |
| 6 年     | イプスウィッチ市長を招き「友好都市提携に関する合意書」に調印  |
| 13 年    | イプスウィッチ市に友好のシンボル「ネリマガーデン」が開園し、区長、区議会議長が開園式に出席                                       |
| 16 年    | 区長がイプスウィッチ市を訪問、「友好都市提携 10 周年に関する合意書」に調印   |
| 21 年    | 区長、区議会議員団が「ネリマガーデン」茶室の完成式典に出席（友好都市提携 15 周年）   |
| 22 年    | 練馬区手工芸作家連盟がイプスウィッチ市自治体 150 周年に参加し、展覧会とワークショップ実施                                     |
| 23 年    | ・洪水により甚大な被害を受けたイプスウィッチ市に対し、区・区議会から義援金送付<br>・イプスウィッチ市の小学生から東日本大震災のお見舞いメッセージ付きのぬり絵が届く |
| 24 年    | イプスウィッチ市長と友好訪問団が訪問、第 35 回練馬まつりに参加   |
| 26 年    | ・イプスウィッチ市長と友好訪問団が訪問<br>・「友好都市提携 20 周年に関する合意書」に調印、石神井松の風文化公園での記念植樹を実施                |

（イプスウィッチ市 セントメアリーズカトリック教会）



市の中心部にある歴史的建造物

### 3 諸外国との交流

9 年 11 月に練馬区独立 50 周年、フランスにおける日本年などを記念し、フランス・ストラスブール市に桜を寄贈した。10 年 5 月には同市からマロニエの苗木 100 本が寄贈され、区画街路 3 号線と中村小学校に植樹するなどの交流歴がある。

21 年 4 月にはフランス・アヌシー市とアニメ産業交流協定を締結した。

また、30 年度は、モンゴルからの視察団を受け入れた。

### 4 海外友好都市等紹介事業

#### (1) 海外友好都市紹介講座

①旅したい！不思議大陸オーストラリア（30 年 8 月）

②お試し体験！太極拳（30 年 11 月）

#### (2) 海外友好都市パネル展

区と海淀区およびイプスウィッチ市の交流に

ついて、パネルや写真等による紹介展示を行った。(30年7月区役所アトリウム、30年11月ココネリ Coconeri 3階産業イベントコーナー)

- (3) 友好都市紹介ケースの常設展示  
海外友好都市紹介の展示ケースを区役所アトリウムに常設している。
- (4) ハワリンバヤル (モンゴルの春まつり) 出展  
30年5月4日から5日に光が丘公園で、区の国際・都市交流事業を紹介する展示を行った。

## 5 ホームステイ・ホームビジット

ホームステイなどの希望者を受け入れるホストファミリー (ボランティア) を随時募集している。30年度末現在ボランティア登録数は107世帯である。

## 6 外国語版区紹介冊子の作成

29年7月に、海外の都市に向けて区の特徴や施策などを紹介する外国語版区紹介冊子を作成した。



〔外国語版区紹介冊子〕

## 7 国内都市 (長野県上田市) との交流

昭和55年に長野県武石村 (現上田市) に武石少年自然の家を開設したことから交流が始まり、6年に「友好提携に関する合意書」の調印を行った。その後、18年の市町村合併により上田市となったことから、同年8月に改めて「友好提携に関する合意書」の調印を行った。

上田市とは、照姫まつりや練馬まつりで物産の展示・販売による交流を行っている。

30年の交流実績は、つぎのとおりである。

- (1) 上田市長が練馬区を表敬訪問 (30年9月)
- (2) 上田市長が練馬まつりを訪問 (30年10月)
- (3) 友好都市紹介講座「難攻不落! 上田城~堀跡に隠された秘密~」の開催 (31年1月)

# 46 文化・生涯学習・スポーツの振興

## (1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する

### ●文化芸術・生涯学習施策の推進

『ビジョン』の分野別計画である「みどりの風吹くまちにあ・そ・ぶ～練馬区学びと文化の推進プラン～（27年6月策定）」に基づき、区の魅力的な文化の掘り起こしや一流の音楽家・芸術家などによる本格イベントの開催など、文化芸術および生涯学習施策のさまざまな取組を進めている。

### ●文化芸術の振興に関する事業

身近に文化芸術に触れる機会を提供するため、「絵画展示」と「野外彫刻設置」の2つの事業を行っている。

また、地域の魅力を高めるため、区ならではの文化芸術事業を実施している。

- ・真夏の音楽会 vol.1 大谷康子と楽しむ音楽の旅～ウィーン
- ・こどもアートアドベンチャー
- ・みどりの風 練馬薪能
- ・Nerima ユニバーサルコンサート

### ●公益財団法人練馬区文化振興協会

豊かな区民文化の創造と多様な文化の発展に寄与することを目的に、昭和57年9月に財団法人として設立した。その後、24年4月に公益財団法人に移行し、28年度から、日本を代表するヴァイオリニストの大谷康子氏を理事長に迎えた。

石神井公園ふるさと文化館、美術館、練馬文化センターおよび大泉学園ホールの指定管理者として、魅力ある文化芸術の発信に努めている。

## 1 区民文化の向上および振興のための事業の実施

### (1) 地域活動事業（7事業）

- ① アトリウムミニステージ
- ② まちなかコンサート
- ③ 親子で楽しむミュージックキャラバン
- ④ 演奏家派遣事業
- ⑤ 演奏家あっせん事業
- ⑥ 区立小学校狂言師派遣事業
- ⑦ 地域イベントへの参加

### (2) 練馬区文化振興協会友の会事業

会員数 1,290人（30年度末現在）

## 2 区民の自主的な文化活動の促進に関する事業の実施

### (1) 区民参加事業（4事業）

- ① チェンバロ ワークショップ
  - ② ねりま若者文化祭ライブパフォーマンス「ねりパフォ2019」
  - ③ 区民参加劇「マイライフ・マイステージ」
  - ④ 森と劇場のサーカスフェスタ
- (2) 人材育成活用事業（5事業）
- ① 練馬区ジュニア・オーケストラ
  - ② ワンコイン・コンサート
  - ③ 第33回練馬区新人演奏会（声楽・木管楽器・弦楽器部門）
  - ④ 練馬区演奏家協会コンサート
  - ⑤ 練馬区演奏家協会事務局運営
- (3) 連携支援事業（4事業）
- ① 区内三大学連携事業
  - ② 練馬交響楽団の活動支援事業
  - ③ 舞台芸術支援事業
  - ④ 文化団体活動支援事業
- (4) 情報発信事業

### ●練馬文化センター

区の文化芸術拠点として区民文化の創造と発展に寄与するため、昭和58年4月に開館した。

30年度は指定管理業務として音楽、伝統芸能などの公演事業を実施している。（31事業）

- ・伝統芸能事業（3事業）
- ・音楽事業（12事業）
- ・こどもみらい事業（6事業）
- ・演劇事業（4事業）
- ・映画事業（1事業）
- ・演芸事業（3事業）
- ・その他（2事業）

### 〔練馬文化センターの利用状況〕

30年度

|        | 利用件数（件）※ | 入場者数（人） |
|--------|----------|---------|
| 大ホール   | 332      | 257,160 |
| 小ホール   | 352      | 125,035 |
| ギャラリー  | 148      | 9,223   |
| リハーサル室 | 1,500    | 51,701  |
| 集会室    | 759      | 15,790  |
| 計      | 3,091    | 458,909 |

※：延べ利用団体件数

### ●大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）

区民文化の創造と発展に寄与するため、大泉学園駅

北口再開発ビル「ゆめりあ1」内に、14年2月に開館した。

30年度は指定管理業務として音楽、演芸の公演事業を実施している。(3事業)

- ・音楽事業 (1事業)
- ・演芸事業 (2事業)

#### 〔大泉学園ホールの利用状況〕

30年度

|       | 利用件数 (件) ※ | 入場者数 (人) |
|-------|------------|----------|
| ホール   | 479        | 45,810   |
| ギャラリー | 124        | 7,745    |
| 計     | 603        | 53,555   |

※：延べ利用団体件数

### ●美術館

区民の美術に関する知識および教養の向上を図り、区民文化の発展に寄与することを目的に、昭和60年10月に開館した。

美術に関する学識経験者等により構成する美術館運営協議会を設置し、幅広い意見を反映した活動を行っている。

30年4月に就任した秋元雄史美術館館長のもと、美術館の再整備にかかる基本構想の策定に向け、検討委員会を計4回開催した。

#### 1 展示事業

年間4～6回の企画展や、美術館の所蔵作品によるコレクション展などの展覧会を開催している。また、地域に根差した美術館として、区内在住の美術家協会会員の作品を紹介する「練馬区美術家協会展」や、区民の公募作品による「練馬区民美術展」を開催している。

#### 〔企画展〕

30年度

| 展覧会名                                    | 会期                         | 観覧者数 (人) |
|---|----------------------------|----------|
| 戦後美術の現在形 池田龍雄展 - 楯円幻想                   | 4月26日(木)～6月17日(日) (46日間)   | 6,704    |
| 生誕120年 中村忠二展 オオイナルシュウネン                 | 6月22日(金)～7月29日(日) (33日間)   | 2,986    |
| 芳年 - 激動の時代を生きた 鬼才浮世絵師                   | 8月5日(日)～9月24日(月・休) (44日間)  | 17,668   |
| 笠井誠一展 - 形の世界 -                          | 10月7日(日)～11月25日(日) (43日間)  | 5,903    |
| 人間国宝・桂盛仁 金工の世界 - 江戸彫金の技 -               | 12月1日(土)～2月11日(月・祝) (58日間) | 8,011    |
| ラリック・エレガンス 宝飾とガラスのモダンティ - ユニマットコレクション - | 2月24日(日)～4月21日(日) (49日間)   | 13,286   |

### 2 教育普及事業

展覧会関連講座をはじめ、各種講座やワークショップを実施している。また、「スクールプログラム」による団体鑑賞や職場体験等の受入れ、小・中学校の教員を対象にした学芸員による作品解説を行う「ティーチャーズデイ」の実施、鑑賞学習教材の貸出しなど、学校との連携を深めている。

### 3 美術作品の収集

区にゆかりのある優れた作品の収集を行うとともに、幅広い視野から近・現代の優れた美術作品を系統的に収集している。30年度末の全所蔵数(寄託含む)は7,490点である。

### 4 美術の森緑地

27年3月に美術館の前庭にあたる緑地をリニューアルし、動物彫刻等32体を野外展示している。

### ●石神井公園ふるさと文化館

区の伝統文化を生かし、新たな地域文化を創造するため、観光振興にも寄与する博物館機能を有する施設として、22年3月に開館した。

また、隣接公園内に「旧内田家住宅」(区指定文化財)を移築復元し、建物内部も公開している。

26年4月1日に区立石神井松の風文化公園管理棟内に分室を設置した。

館の事業には区民サポーター91名が携わり、区民と館を結ぶ役割を担う存在として活動している。30年度は、分室を含め延べ255,075人が来館した。

#### 1 展示事業

##### (1) 常設展

「江戸・東京の近郊の暮らし」をテーマに、練馬区の歴史・民俗・伝統文化の特色を伝える展示を行っている。分室では、練馬ゆかりの文化人に関する展示事業と作家・五味康祐氏が愛用したオーディオの展示などを行っている。

##### (2) 特別展

区の歴史などのほか、幅広い視野からテーマを設定した特別展を30年度は4回開催した。

#### 〔特別展〕

30年度

| 展覧会名                               | 会期               | 観覧者数 (人) |
|------------------------------------|------------------|----------|
| 【分室】宮沢賢治 - 友情のかたち                  | 4/14～7/1 (68日間)  | 9,583    |
| 【分室】元気いっぱい!! ばばあちゃん - 絵本作家・さとうわきこ展 | 7/7～9/30 (74日間)  | 13,912   |
| 鳥瞰図 - 空から見る大正 昭和の旅 -               | 9/15～11/4 (44日間) | 4,530    |
| 激動の幕末 in 練馬                        | 1/26～3/17 (44日間) | 5,336    |

注：分室は無料展示

## (3) 企画展

収蔵資料などからテーマを決めた企画展を30年度は4回開催した。

| 〔企画展〕                         |                      | 30年度    |
|-------------------------------|----------------------|---------|
| 展覧会名                          | 会期                   | 観覧者数(人) |
| むかしのがっこう                      | 4/21～6/10<br>(44日間)  | 9,275   |
| 石神井川流域の縄文文化                   | 6/23～8/12<br>(44日間)  | 6,528   |
| 【分室】 童画家・茂田井武展                | 10/6～12/24<br>(69日間) | 9,524   |
| 【分室】 練馬区ゆかりの漫画家<br>-1970年を中心に | 1/12～3/30<br>(67日間)  | 11,086  |

注：いずれも無料展示

## (4) わがまち練馬情報コーナー 1・2

区内の自然・名所や、伝統工芸、ねりコレなどの産業情報、区民の創作作品を展示、紹介している。

## 2 教育普及事業

区の歴史・民俗・伝統文化等に関する講座、季節体験事業、親子でのふれあいを楽しめる催しなどを実施している。分室では、貴重なオーディオを用いて、さまざまなイベントを開催している。

## 3 資料収集事業

区の伝統文化にかかわる資料を幅広く系統的に収集している。

## 4 施設貸出し

区民の文化活動の練習・発表の場として、多目的会議室、企画展示室、ギャラリー、展示用ボックス等の貸出しを行っている。

## ●生涯学習センター

昭和28年に練馬公民館として開館し、平成24年4月に名称を「生涯学習センター」と変更した。29年度には、生涯学習施設を生涯学習センター分館と向山庭園を合わせた3館体制とし、生涯学習センターを区の生涯学習の中核を担う施設として整備した。

地域活動を行う人材の基盤づくり、生涯学習を行う団体への支援、生涯学習に関する情報提供を中心とした事業を行っており、施設は、区民の自主的な活動場所として利用されている。

## 1 地域活動を行う人材の基盤づくり

## (1) 練馬En(エン)カレッジ

地域活動やボランティアの入口となる各課実施の講座を取りまとめた「講座ラインアップ」を年1回発行している。そのほか、地域活動へのきっかけを目的とした「講演会」「オープンキャンパ

ス」、地域活動上の共通課題を学ぶ「共通講座」などを実施している。



〔Enカレッジ講座ラインアップ〕  
各講座の内容や実施状況等を紹介している。

## (2) 武蔵大学特別履修生制度

4月から翌年3月までの1年間、武蔵大学で大学生と一緒に授業を履修する制度である。ボランティア活動の経験者、練馬Enカレッジの受講生もしくは修了生を対象としている。履修料の一部を区と武蔵大学で負担する。30年度の履修生は16人だった。

## 2 生涯学習団体等の支援

## (1) 生涯学習団体届出制度

芸術・文化、市民生活、社会教育、子育て、健康、福祉、レクリエーション、スポーツ等さまざまな分野で活動し、一定の要件を満たす団体を生涯学習団体として登録している。

団体の名簿を公開しており、新たな会員獲得による団体の活性化を支援している。30年度末現在、1,574団体が区に届出されている。

## (2) 団体活動支援

区民文化祭、サークル文化祭、文化団体舞台発表促進事業等の文化活動団体の発表を支援するほか、趣味と仲間づくり講座「縁ジョイ倶楽部」を実施し、新たな会員募集の支援を行っている。

## 3 生涯学習情報の提供

## (1) 区民発出前講座

さまざまな趣味や特技を持つ区民・団体に、講座の企画内容を登録してもらい、地域の団体・サークルに講師として紹介している。30年度末現在で、59講座が登録されている。

## (2) 学びと文化の情報サイト(あ・そ・ぶサイト)

学びに関する団体情報や区内で開催されるさまざまな催し等の最新情報を、区民が活動したいときや学びたいときに、いつでも得られるよう情報提供している。

## 〔各種事業実施状況〕

30年度

| 事業名               | 実施状況                               |                        |
|-------------------|------------------------------------|------------------------|
| 練馬En (エン)<br>カレッジ | 共通講座                               | 1回 17人受講               |
|                   | オープンキャンパス                          | 3回 延べ43人受講             |
|                   | 講演会                                | 1回 240人受講              |
| 縁ジョイ倶楽部           | 11講座 延べ317人受講<br>講演会1回 練馬Enカレッジと合同 |                        |
| 盆踊り講習会            | 2回 延べ218人受講                        |                        |
| 練馬児童合唱団           | 在団生 52人<br>定期演奏会1回 814人入場          |                        |
| サークル文化祭           | 舞台発表会                              | 2日 延べ752人入場            |
|                   | 作品展                                | 3日 延べ667人入場            |
| 区民文化祭             | 参加団体 18団体 10,865人参加                |                        |
| 寿大学通信講座           | 書道・俳句2科目                           | 延べ6,305人受講             |
|                   | スクーリング                             | 5回 延べ141人受講            |
|                   | 書初め展                               | 1回 書道146点<br>俳句184句 出品 |
| 公開講座              | 4大学 延べ718人受講                       |                        |
| 区民将棋大会            | 1回 86人参加                           |                        |
| 区民囲碁大会            | 1回 52人参加                           |                        |

## 〔生涯学習センターの利用状況〕

30年度

|       | 利用件数(件) | 利用者数(人) |
|-------|---------|---------|
| ホール   | 438     | 57,379  |
| 第一会議室 | 561     | 4,753   |
| 第二会議室 | 499     | 4,151   |
| 第一教室  | 758     | 14,078  |
| 第二教室  | 625     | 6,764   |
| 第三教室  | 671     | 7,711   |
| 和室(大) | 609     | 6,485   |
| 和室(中) | 479     | 4,056   |
| 和室(小) | 457     | 3,605   |
| 美術工芸室 | 479     | 4,578   |
| 視聴覚室  | 760     | 15,553  |
| 調理実習室 | 197     | 2,290   |
| 陶芸室   | 255     | 941     |
| 保育室   | 388     | 2,421   |
| 合計    | 7,176   | 134,765 |

## 〔生涯学習センター分館の利用状況〕

30年度

|      | 利用件数(件) | 利用者数(人) |
|------|---------|---------|
| 講座室1 | 216     | 2,246   |
| 講座室2 | 188     | 1,623   |
| 講座室3 | 397     | 3,543   |
| 講座室4 | 342     | 3,768   |
| 講座室5 | 362     | 6,624   |
| 講座室6 | 190     | 1,761   |
| 講座室7 | 150     | 1,326   |
| 講座室8 | 109     | 1,822   |
| 講座室9 | 116     | 2,077   |
| 和室   | 148     | 1,606   |
| 料理室  | 32      | 556     |
| 工作室  | 253     | 2,591   |
| 美術室  | 389     | 2,715   |
| 音楽室1 | 673     | 9,910   |
| 音楽室2 | 538     | 5,586   |
| 陶芸室  | 566     | 3,711   |
| 保育室  | 68      | 764     |
| 合計   | 4,737   | 52,229  |

注：学習室利用人数…6,028人

## ●向山庭園

庭園を有する和風の施設である。文芸・茶道・華道・囲碁などの活動場所としてだけでなく、会議や学習の会場としても、広く区民に親しまれている。

30年度からは、春に観桜会、秋に観楓会として、コンサート・茶会・いけ花の展示などのイベントを行っている。

管理運営は指定管理者が行い、年末年始を除く通年開園している。

## 〔向山庭園の利用状況〕

30年度

|        | 利用件数(件) | 利用者数(人) |
|--------|---------|---------|
| 茶室     | 585     | 3,889   |
| 和室(第1) | 666     | 4,207   |
| 和室(第2) | 759     | 4,851   |
| 和室(第3) | 522     | 5,644   |
| 多目的室   | 581     | 4,294   |
| 日本庭園   | 20      | 137     |
| 庭園見学者  | —       | 24,169  |
| 計      | 3,133   | 47,191  |

## ●学習の機会の充実

現代社会のさまざまな人権問題に関する学習を、生涯各期にわたり推進するため、人権講座を開催している。

・地域ふれあい講座(5回実施、51人参加)

## ●学校施設の地域開放推進

学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづ

くりの場となることを目指して、学校施設を開放している。また、児童の健全育成を目的に、区立小学校の校庭を遊び場・スポーツの場として開放している。

### 1 校庭開放

30年度末現在、全小学校65校の校庭を開放している。30年度は、全校で延べ1,132,019人の利用（うち個人利用758,587人、団体利用373,432人）があった。

### 2 学校図書館開放

地域住民に対して、小学校図書館（室）を開放し、図書の貸出しと読書・学習の場を提供している。

30年度末現在、42校を開放し、蔵書数は249,096冊である。30年度は延べ197,669人の利用があり、48,834冊を貸し出した。

また、13年度からは区立図書館資料の検索ができる端末を設置した。30年度は、4校で予約・貸出しを行い2,068冊の貸出しがあった。

### 3 教室開放

小学校の余裕教室を地域住民の身近な学習・文化・レクリエーションの場として開放している。

30年度は、18校で41施設を開放し、2,105件、延べ39,470人の利用があった。

### 4 学校体育施設の開放

区民がスポーツ活動を身近に行える場として、小・中学校体育施設（体育館・プール）の開放を行っている。

## 〔利用状況〕

30年度

|         | 実施校数              | 利用者数（延べ） |
|---------|-------------------|----------|
| 学校体育館開放 | 小・中学校 38校         | 247,891人 |
| 学校プール開放 | 小学校 6校<br>（夏休み期間） | 2,554人   |

### 5 学校施設の一般利用

学校応援団や学校開放運営委員会による施設開放のほかに、学校への事前申請に基づき、区民の一般利用に提供している。

提供する施設は、校庭、屋内運動場、教室などのほか、開進第二中学校と大泉中学校に設置しているセミナーハウスがある。

## (2) 読書活動を支援する

【関連資料：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

### ●図書館

地域の情報拠点として、図書館資料の収集・貸出しをはじめ、行政情報や地域情報を発信するとともに、区民の読書活動の普及・啓発のため、さまざまな事業

を実施している。

また、利用者が求めている資料を的確に探し出し、調査や学習を手助けするためのレファレンスサービスの充実を図っている。

さらに、25年6月に策定した「練馬区立図書館ビジョン」により、図書館運営の基本理念を「情報拠点として 区民に役立ち 頼りにされ 愛される図書館」とし、サービスの充実を図っている。

### 1 施設の充実

#### (1) 図書館（12館）

光が丘、練馬、石神井、平和台、大泉、関町、貫井、稲荷山、小竹、南大泉、春日町、南田中

#### (2) 分室（1分室）

南大泉図書館分室（こどもと本のひろば）  
乳幼児から小学校低学年までの子どもたちと、その保護者を対象としている。

#### (3) 図書館資料受取窓口（6か所）

高野台、豊玉、石神井公園駅、大泉学園駅、北町、上石神井

予約した資料の受取と返却および利用登録ができる。また、資料の検索・予約ができる（高野台を除く。）。

### 2 利用の促進

「東京都公立図書館調査（29年度実績）」によると、図書館資料の個人貸出資料点数は23区中第1位、個人予約資料点数は23区中第2位となっている。

資料の閲覧や貸出しのほか、季節や社会情勢に沿ったテーマの資料を展示するなど、利用者の読書の幅が広がるよう工夫している。加えて、普段馴染みのない本にも興味を持ってもらうため、内容が分からないように本を包装した「本の福袋」の貸出しも行っている。

また、読んだ日、タイトルや感想などを自分で記入することにより、読書記録をつけることができる読書ノートを配布している。

このほか、図書館をより身近に感じてもらうため、生活や趣味に関連した講座や講演会、参加型イベント、バリアフリー映画会や音楽会なども開催している。

### 3 子どもの読書活動の推進

子どもたちが本に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身につけることができるよう「練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）」を27年9月に策定した。これにより、発達段階に応じた読書環境を整えるため、さまざまな取組を進めている。

#### (1) 事業

- ・よみきかせ・おはなし会やおたのしみ会
- ・ブックスタート事業
- ・赤ちゃんと保護者が絵本を介して触れ合えるよう、絵本を手渡す事業（30年度4,322セット）

配付)

- ・本の探検ラリー  
クイズを解きながらさまざまな本と出会い、親しむことができる参加型イベント
- (2) ボランティアとの連携  
読書活動の担い手の育成に努め、関係団体との連携を図っている。
- ・ボランティアへの講習会の実施
- ・ボランティア団体との協働
- ・地域文庫の活動への助成 (30年度 16団体 827冊)

#### 〔子どもの読書活動推進に関する催し実施状況〕 30年度

| 催し物名                 | 実施数    | 参加者数 (人) |
|----------------------|--------|----------|
| よみきかせ・おはなし会          | 1,010回 | 19,862   |
| おたのしみ会               | 33回    | 1,688    |
| 子ども読書の日・こども読書週間記念行事  | 28回    | 1,396    |
| 本の探検ラリー<br>(小・中学校開催) | 延べ 59校 | 6,443    |

#### 4 学校支援

小・中学校への団体貸出し、「ブックトーク」(テーマに沿ってさまざまなジャンルから本を紹介する事業)や図書館見学・職場体験の受入れなどを実施し、子どもたちの読書活動を支援している。

また、指定管理者が運営する館(9館中7館)では、学校支援モデル事業として、以下のような支援を行っている。30年度は、区内の小・中学校53校に対して実施した。

- ・学校図書館に学校図書館支援員を配置
- ・各校の学校図書館運営計画に基づく、学校図書館の図書選定の支援や蔵書管理
- ・調べ学習のための資料の提供

なお、30年度から3か年かけて、学校図書館蔵書管理システムを全区立小・中学校に順次導入する。30年度は小学校4校と中学校全校に導入した。

#### 5 障害のある人へのサービス

全国の図書館などと連携して点字資料・録音資料の郵送貸出しを行うほか、ボランティアの協力を得て、本や雑誌の録音資料製作や対面朗読サービスを行っている。

また、外出が困難な区内在住の障害者等には、郵送で図書館資料を貸出しするサービスを行っている。

そのほか、乳幼児や障害児向けの布の絵本の製作や、聴覚障害児も楽しめる手話つきおはなし会を行っている。

#### 〔サービスの状況〕

30年度

| 項目                   | 点数等        |          |
|----------------------|------------|----------|
| 製作録音資料数              | 2,749点     |          |
| 対面朗読実施時間             | 延べ 2,084時間 |          |
| 外出困難障害者等資料郵送サービス貸出点数 | 5,409点     |          |
| 布の絵本製作数              | 36点        |          |
| 催し物名                 | 実施数 (回)    | 参加者数 (人) |
| 音訳者等養成講習会            | 13         | 延べ 145   |
| 布の絵本製作講習会            | 4          | 延べ 67    |

#### 6 図書館情報システム

貸出し・返却・予約などの業務を行うシステムで、年間670万点を超える資料貸出しに対応している。

また、資料検索機やパソコン・携帯電話等からの資料検索・予約サービス、Eメールによる予約資料の置き通知サービス等を実施している。

#### 〔予約状況〕

30年度

| 項目                    | 点数等        |
|-----------------------|------------|
| 予約点数 (個人)             | 1,941,058点 |
| うちインターネットからの予約点数 (個人) | 1,575,612点 |
| 予約点数に占めるインターネット予約割合   | 81.2%      |

## 〔図書館の利用状況等〕

30年度

| 館名         | 種別 | 個人利用<br>登録者数<br>(人) | 団体利用<br>登録数<br>(団体) | 来館者数<br>(人) | 貸出数               |                   |                   | 貸出予約数              |                    |                    |
|------------|----|---------------------|---------------------|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|            |    |                     |                     |             | 個人貸出<br>点数<br>(点) | 団体貸出<br>点数<br>(点) | 協力貸出<br>点数<br>(点) | 個人貸出<br>予約数<br>(点) | 団体貸出<br>予約数<br>(点) | 協力貸出<br>予約数<br>(点) |
| 光が丘        |    | 37,435              | 183                 | 660,804     | 1,102,692         | 13,947            | 4,360             | 258,444            | 1,216              | 2,905              |
| 練馬         |    | 25,148              | 105                 | 509,647     | 605,090           | 10,745            | 500               | 176,039            | 3,253              | 791                |
| 石神井        |    | 22,463              | 98                  | 334,365     | 593,361           | 12,983            | 944               | 112,251            | 3,196              | 1,252              |
| 平和台        |    | 15,214              | 131                 | 267,588     | 497,070           | 18,531            | 486               | 124,216            | 7,204              | 620                |
| 大泉         |    | 16,267              | 134                 | 303,532     | 492,176           | 19,169            | 539               | 112,976            | 15,607             | 832                |
| 関町         |    | 13,470              | 137                 | 296,364     | 472,743           | 11,270            | 344               | 141,592            | 2,516              | 415                |
| 貫井         |    | 19,695              | 64                  | 742,758     | 582,700           | 11,087            | 456               | 175,160            | 4,827              | 692                |
| 稲荷山        |    | 5,829               | 67                  | 115,262     | 188,888           | 11,971            | 213               | 38,779             | 1,551              | 331                |
| 小竹         |    | 10,553              | 76                  | 238,182     | 386,612           | 11,265            | 257               | 122,490            | 2,648              | 360                |
| 南大泉        |    | 9,029               | 74                  | 211,227     | 387,288           | 7,214             | 155               | 97,117             | 4,432              | 275                |
| 南大泉分室      |    | 2,932               | 18                  | 67,692      | 117,861           | 1,341             | 11                | 21,077             | 192                | 19                 |
| 春日町        |    | 11,411              | 66                  | 389,131     | 484,407           | 10,481            | 277               | 128,124            | 4,767              | 434                |
| 南田中        |    | 6,574               | 112                 | 218,707     | 324,482           | 12,965            | 253               | 74,110             | 675                | 361                |
| 全館合計       |    | 196,020             | 1,265               | 4,355,259   | 6,235,370         | 152,969           | 8,795             | 1,582,375          | 52,084             | 9,287              |
| 高野台受取窓口    |    | 340                 | —                   | 12,729      | 29,754            | —                 | —                 | 25,179             | —                  | —                  |
| 豊玉受取窓口     |    | 483                 | —                   | 22,224      | 45,943            | —                 | —                 | 39,057             | —                  | —                  |
| 石神井公園駅受取窓口 |    | 2,280               | —                   | 79,803      | 153,612           | —                 | —                 | 131,923            | —                  | —                  |
| 大泉学園駅受取窓口  |    | 2,796               | —                   | 61,166      | 124,077           | —                 | —                 | 103,788            | —                  | —                  |
| 北町受取窓口     |    | 319                 | —                   | 10,782      | 24,059            | —                 | —                 | 22,054             | —                  | —                  |
| 上石神井受取窓口   |    | 558                 | —                   | 18,884      | 40,828            | —                 | —                 | 36,682             | —                  | —                  |
| 合計         |    | 202,796             | 1,265               | 4,560,847   | 6,653,643         | 152,969           | 8,795             | 1,941,058          | 52,084             | 9,287              |

## 〔図書館の所蔵資料〕

30年度末現在

| 館名    | 種別 | 図書資料<br>(冊) | 雑誌<br>(冊) | 視聴覚資料<br>(組) | 視覚障害<br>者用資料<br>(点) |
|-------|----|-------------|-----------|--------------|---------------------|
| 光が丘   |    | 321,650     | 14,556    | 21,420       | 6,541               |
| 練馬    |    | 152,781     | 3,890     | 11,389       | 1,172               |
| 石神井   |    | 206,115     | 2,956     | 7,931        | —                   |
| 平和台   |    | 143,073     | 4,375     | 7,548        | —                   |
| 大泉    |    | 221,375     | 3,664     | 8,650        | —                   |
| 関町    |    | 134,183     | 5,542     | 6,634        | —                   |
| 貫井    |    | 132,520     | 4,430     | 7,568        | —                   |
| 稲荷山   |    | 89,207      | 3,352     | 4,897        | —                   |
| 小竹    |    | 86,573      | 2,450     | 7,887        | —                   |
| 南大泉   |    | 73,859      | 2,064     | 5,148        | —                   |
| 南大泉分室 |    | 25,116      | 218       | 0            | —                   |
| 春日町   |    | 116,038     | 2,956     | 9,645        | —                   |
| 南田中   |    | 107,033     | 2,497     | 6,000        | —                   |
| 合計    |    | 1,809,523   | 52,950    | 104,717      | 7,713               |

## (3) 文化財を保存・活用・継承する

## ●文化財保護の推進

区には、郷土の歴史や自然を伝える有形、無形の文化財が多数ある。

文化財を守るためには、区民一人ひとりの理解と認識を高めることが必要である。区は、かけがえのない文化財を保護・保存するとともに区民に紹介し、文化財に対する理解と認識の向上に努めている。

## ●文化財の指定・登録

昭和61年3月に制定された「練馬区文化財保護条例」に基づき、同年12月に学識経験者で構成された練馬区文化財保護審議会を設置している。

区指定・登録文化財は、区が事前調査を行い、文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録される。30年度は新規の登録文化財が2件であった。

(区内の指定・登録文化財については、巻末資料の220～221ページを参照)



〔30年度に新規登録された金乗院山門〕



〔30年度に新規登録された山口家資料の一部〕

## ●文化財保護のための主な事業

### 1 埋蔵文化財の調査・保存・活用

開発行為により、埋蔵文化財（遺跡等）の破壊の危険があることから、区では、遺跡等の範囲の確認を行うとともに、その保護・保存に努めている。遺跡消滅の恐れがある場合は、発掘調査等を実施し、記録保存の措置をとっている。

30年度は、遺跡地で工事を行う届出が94件、通知が2件あり、遺跡の有無を確認するための試掘等が68件、発掘調査が4件あった。

出土品の一部は、生涯学習センター分館などに展示している。

### 2 東京文化財ウィーク参加事業

「東京文化財ウィーク」は、都の呼びかけによる、国・都指定文化財の公開を促進する期間である。30年度は10月28日から11月5日までの9日間を中心に、つぎの企画事業を行った。

- ・尾崎遺跡出土品解説会（10月28日 24人参加）  
また、石神井公園ふるさと文化館で、つぎの企画事業を行った。
- ・石神井城跡発掘パネル展  
（10月27日から11月4日）
- ・特別公開「小野蘭山墓誌」  
（10月18日から11月6日）

### 3 刊行物の発行

30年度は、つぎの刊行物を発行した。

- ・ねりまの文化財（年2回）
- ・埋蔵文化財調査報告 33
- ・練馬区文化財あんない

### 4 文化財説明板、道標の設置

身近な文化財に対する区民の理解を深めるため、説明板などの設置を行っている。30年度は、新設2件、修繕29件、撤去1件を実施し、総数176件となっている。また、道標は29か所に設置している。

### 5 文化財防火デー

昭和24年1月26日、法隆寺金堂壁画が焼損したことをきっかけとして、毎年この日を中心に全国的に文化財防火運動が行われている。

区では、各消防署と連携しながら、文化財愛護のPRに努めている。30年度は、氷川神社（豊玉南・北町）・妙福寺（南大泉）の3か所で、一斉放水等の訓練を行い、384人の参加があった。

### 6 郷土芸能ねりま座公演

区内で継承されている民族芸能の普及・発展のために公演を実施し祭囃子連が4団体出演した。

## ●文化財保護推進員

文化財の現況を把握し、区民に文化財保護思想の普及・啓発を図るため、昭和63年2月に文化財保護推進員制度を設けた。

文化財の所有者をはじめ多くの区民の協力のもとに、文化財の保護・保存を行っている。

## ●尾崎遺跡資料展示室

春日小学校建設の際に調査した「尾崎遺跡」の資料展示室を、昭和58年、同小学校内に開設し、出土品約200点を展示している。30年度は延べ58人が来室した。

## (4) スポーツ活動を支援する

### ●スポーツの機会の充実

活気あふれるまち“ねりま”を目指すことを基本理念とし、26年3月に「練馬区スポーツ推進ビジョン」を策定した。

これに基づき、区民体育大会、初心者スポーツ教室などを実施している。また、この中では、新たに「スポーツが持つ力の地域への活用」を掲げ、地域を活性化させるイベントの実施と、スポーツを通じた地域コミュニティを活性化させる取組を進めることを加えた。

## 〔スポーツ事業〕

30年度

| 区 分             |                         | 内容および参加人数 (人)         |        |
|-----------------|-------------------------|-----------------------|--------|
| 各種大会            | 区民体育大会                  | 37 種目                 | 20,313 |
|                 |                         | 総合開会式                 | 635    |
|                 | 都民大会                    | 32 種目                 | 546    |
|                 | 都民生涯スポーツ大会              | 17 種目                 | 206    |
|                 | 城北地区競技会                 | 6 種目                  | 284    |
|                 | 少年野球大会                  | 62 チーム                | 982    |
|                 | 女性スポーツ大会                | 3 種目                  | 1,229  |
|                 | 都民スポレクふれあい大会            | 3 種目                  | 61     |
|                 | 城西ブロックスポーツ交流大会          | 5 種目                  | 266    |
| 東京都魚釣選手権大会      | フナ釣、ハゼ釣                 | 14                    |        |
| 野外活動            | 区民歩行会                   | 5月27日実施<br>狭山丘陵       | 41     |
|                 |                         | 10月20～21日<br>長野県上田市   | 60     |
|                 | わんぱくキャンプ                | 7月27～29日<br>武石栗栗キャンプ場 | 中止     |
| 初心者スポーツ教室       | 30 種目 73 教室             | 4,919                 |        |
| 夏休み水泳教室         | 3 校                     | 175                   |        |
| 少年少女スポーツふれあいひろば | 2月17日実施                 | 244                   |        |
| 体育の日記念行事        | 10月8日実施<br>総合体育館ほか 6 会場 | 23,547                |        |
| ねりま光が丘ロードレース    | 11月11日実施                | 1,916                 |        |

## ●地域スポーツ指導者の育成

スポーツ実施率を更に高めるため、多様なスポーツへの要望に応じられるよう、質の高い指導者の育成と確保に努めている。

## 1 スポーツ推進委員

事業実施に係る連絡調整や実技指導、その他スポーツに関する指導および助言を行うことを目的に、31年4月1日現在、27人のスポーツ推進委員を委嘱している。

主な活動として、年2回の区民歩行会や小学生を対象としたわんぱくキャンプなど、地域に向けて、さまざまなイベントを企画・実施している。また、近年では、区内スポーツ関係団体が連携・協力して実施するスポーツイベントの連絡調整および運営や、障害者スポーツの普及・紹介も行っている。

## 2 スポーツリーダー養成講習会

スポーツ指導者は、専門知識や経験に基づく高い指導能力が求められる。

区では、スポーツリーダー養成講習会を開き、修了者に対して認定を行っている。30年度末現在、668人が認定を受けている。

## ●総合型地域スポーツクラブの育成

29年3月に策定された、国の第2期「スポーツ基本計画」では、「総合型地域スポーツクラブ（区の略称SSC）」の育成を重点施策としている。

総合型地域スポーツクラブ（SSC）は、

- ・地域の人々が自主的に会費で運営する
- ・クラブの活動拠点となる施設を持っている
- ・複数種目の活動が楽しめる
- ・子どもから高齢者まで幅広い年齢層が交流できる
- ・クラブが主催するスポーツ事業が地域に提供されるなどの特徴とした、地域スポーツクラブづくりを目指している。

現在、7か所の区立体育館を活動拠点とし、会員制による自立した運営を行っている。

## 〔総合型地域スポーツクラブ（SSC）〕

30年度

| クラブ名<br>(通称名)                                 | 設立年月日      | 主催・共催<br>事業参加者数<br>(人) |
|---|------------|------------------------|
| NPO法人SSC谷原アルファ<br>(SSC谷原)                     | 14年 8月24日  | 23,712                 |
| NPO法人スポーツコミュニティー桜<br>(SSC桜台)                  | 14年 9月5日   | 9,301                  |
| NPO法人スポーツクラブホワイエ<br>上石神井<br>(SSC上石神井)         | 14年 12月17日 | 14,691                 |
| NPO法人総合型地域スポーツ<br>クラブ平和台<br>(SSC平和台)          | 14年 10月4日  | 35,507                 |
| NPO法人光が丘総合型地域<br>スポーツ・レクリエーションクラブ<br>(SSC光が丘) | 14年 9月10日  | 9,642                  |
| NPO法人コミュニティネットSSC<br>大泉<br>(SSC大泉)            | 14年 8月13日  | 54,857                 |
| NPO法人豊玉・中村地域スポーツクラブ<br>クラブプラッツ (SSC豊玉・中村)     | 21年 2月21日  | 27,934                 |

## ●スポーツ施設の整備

区民のスポーツ活動参加を促進するために、区ではスポーツ施設の整備を図り、活動の場の確保を進めている。

30年度は、練馬総合運動場公園を区初めての公認陸上競技場として整備したほか、大泉学園町体育館のアリーナの改修工事を行った。

30年度末現在、区のスポーツ施設は、体育館7館、プール7か所、成人野球場5面、少年野球場6面、庭球場26面、多目的運動場6面、競技場1面、ゲートボール場2面、多目的広場3か所、スポーツ広場1か所である。

## 〔体育館の利用状況〕

(単位：人) 30年度

| 施設名<br>区分 | 総合体育館   | 桜台体育館  | 上石神井体育館 | 平和台体育館  | 大泉学園町<br>体育館(※) | 光が丘体育館  | 中村南スポーツ<br>交流センター |
|-----------|---------|--------|---------|---------|-----------------|---------|-------------------|
| 個人利用      | 36,576  | 10,211 | 52,923  | 54,270  | 19,538          | 39,212  | 37,807            |
| 登録団体利用    | 49,576  | 25,375 | 28,185  | 23,557  | 8,239           | 20,344  | 20,463            |
| 連盟・SSC    | 37,902  | 3,158  | 6,986   | 22,019  | 8,253           | 49,733  | 24,931            |
| 大会・事業等    | 21,225  | 5,337  | 6,081   | 6,825   | 1,877           | 26,578  | 1,912             |
| 自主事業      | —       | —      | 7,061   | 3,301   | 1,698           | 11,688  | 33,488            |
| 健康体力相談等   | —       | —      | —       | —       | —               | 179     | —                 |
| トレーニング室   | 42,432  | —      | 46,002  | 31,669  | 18,783          | 84,096  | 62,240            |
| 合計        | 187,711 | 44,081 | 147,238 | 141,641 | 58,388          | 231,830 | 180,841           |

注：①トレーニング室には説明会参加者を含む。

②光が丘体育館の個人利用には屋内ランニングコース利用者を含む。

※：大泉学園町体育館は改修工事のため30年9月1日から31年3月31日まで休館

## 〔プールの利用状況〕

(単位：人) 30年度

| 施設名<br>区分 | 上石神井<br>体育館<br>温水プール | 平和台体育館<br>温水プール | 大泉学園町<br>体育館温水<br>プール(※) | 光が丘体育館<br>温水プール | 中村南スポーツ<br>交流センター<br>温水プール | 三原台<br>温水プール | 石神井プール |
|-----------|----------------------|-----------------|--------------------------|-----------------|----------------------------|--------------|--------|
| 個人利用      | 87,928               | 82,606          | 36,420                   | 124,373         | 141,319                    | 81,049       | 48,879 |
| 登録団体利用    | 9,602                | 2,741           | 2,485                    | 10,564          | 7,193                      | 16,751       | —      |
| 連盟・SSC    | 1,946                | 6,514           | 3,706                    | 2,382           | 17,488                     | 5,557        | —      |
| 大会・事業等    | 2,812                | 509             | 535                      | 6,168           | 2,831                      | 1,048        | —      |
| 自主事業      | 2,419                | 5,301           | —                        | 1,698           | 7,614                      | 3,381        | —      |
| 障害者専用コース  | 1,144                | 739             | 527                      | 1,381           | 1,259                      | 690          | —      |
| 合計        | 105,851              | 98,410          | 43,673                   | 146,566         | 177,704                    | 108,476      | 48,879 |

※：大泉学園町体育館温水プールは改修工事のため30年9月1日から31年3月31日まで休館

## 〔屋外施設の利用状況〕

30年度

| 区分  | 施設名(面)                  | 利用数<br>(人) |
|---|-------------------------|------------|
| 庭球場                                       | 豊玉中公園庭球場                | 3 23,238   |
|   | びくに公園庭球場                | 2 5,973    |
|   | 土支田庭球場                  | 7 41,084   |
|   | 夏の雲公園庭球場                | 4 43,361   |
|   | 大泉学園町希望が丘公園運動場<br>(庭球場) | 3 16,440   |
|   | 石神井松の風文化公園(庭球場)         | 7 47,566   |
| 成人<br>野球場                                 | 学田公園野球場                 | 1 12,435   |
|   | 北大泉野球場                  | 2 15,412   |
|   | 東台野球場                   | 2 16,851   |
| 少年<br>野球場                                 | 荒川河川敷野球場(硬式少年野球)        | 3 28,024   |
|   | 練馬総合運動場(野球場)            | 2 26,318   |
|   | 大泉学園少年野球場               | 1 10,297   |
| 運動場等<br>(サッカー・<br>ラグビー・<br>グラウンド<br>ゴルフ等) | 練馬総合運動場(※)              | —          |
|   | 大泉運動場                   | 47,125     |
|   | 大泉さくら運動公園多目的運動場         | 86,414     |
|   | 大泉学園町希望が丘公園運動場(多目的運動広場) | 10,146     |
|   | 石神井松の風文化公園(多目的広場)       | 38,270     |
|   | びくに公園多目的広場              | 14,876     |
| 総合体育館東側多目的広場                              | 1,002                   |            |

※：練馬総合運動場の競技場およびゲートボール場は改修工事のため29年7月28日から31年3月31日まで休場

## ●練馬こぶしハーフマラソン

区民の健康・体力の更なる増進と地域スポーツの振興、練馬の魅力の発信を目的として、26年度から開催している。

第5回大会として、「練馬こぶしハーフマラソン2019」を31年3月24日に開催した。

満開のこぶしや桜を楽しみながら幹線道路を走行できるコースや、沿道からの途切れない応援が大会の特色であり、参加者から高い評価を得ている。



〔練馬こぶしハーフマラソン2019 ロゴ〕  
区の木である「こぶし」の花がデザインされている。

## 〔開催状況〕

## ハーフマラソン種目

|               | 第1回               | 第2回               | 第3回               | 第4回               | 第5回               |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 開催日           | 27.3.29           | 28.3.27           | 29.3.26           | 30.3.25           | 31.3.24           |
| 開催時天気         | 晴                 | 晴                 | 雨                 | 晴                 | 晴                 |
| エントリー数        | 5,248人            | 5,240人            | 5,239人            | 5,423人            | 5,433人            |
| 当日出走者数        | 4,674人            | 4,602人            | 4,021人            | 4,807人            | 4,764人            |
| 完走者数<br>(完走率) | 4,464人<br>(95.5%) | 4,478人<br>(97.3%) | 3,899人<br>(97.0%) | 4,510人<br>(93.8%) | 4,512人<br>(94.7%) |

## マイルラン種目

|            |              | 第3回          | 第4回          | 第5回          |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| エントリー数     | 中学生の部        | 150人         | 100人         | 58人          |
|            | 小学生と<br>ペアの部 | 330組<br>660人 | 296組<br>592人 | 342組<br>684人 |
| 当日<br>出走者数 | 中学生の部        | 100人         | 83人          | 53人          |
|            | 小学生と<br>ペアの部 | 約200組        | 269組<br>538人 | 303組<br>606人 |

注：第3回は試行実施

### ●東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 に向けた取組

令和2年7～9月に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(東京2020大会)が開催される。

東京2020大会では、2年7月18日に、オリンピック聖火リレーが杉並区、中野区、練馬区で実施され、練馬総合運動場公園においてセレブレーション(聖火の到着を祝うセレモニー)が開催される。また、練馬区、朝霞市、新座市、和光市の1区3市にまたがる陸上自衛隊朝霞訓練場で、射撃競技が行われる。

区では、東京2020大会に向けて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や都と連携を図るとともに、区民や地域活動団体と協働で機運醸成に取り組む。

- (1) 区ゆかりのオリンピック、パラリンピアンとの協力を得ながら、区民が一流のプレーを見たり、選手の話聴く機会を設けるとともに、各競技種目の紹介や体験会を開催する。
- (2) イベントなどにおいて東京2020大会に向けた情報を発信するとともに、大会1年前、100日前などの機会を捉えて機運醸成事業を実施する。
- (3) 「練馬区発100万人のハンドスタンプアートプロジェクト」をさまざまなイベントと連動して実施する。ハンドスタンプ(手形)で、大きなアートを作り、アスリートの応援や東京2020大会での展示を目指す。
- (4) 世界都市農業サミットやねりまワールドフェスティバル、練馬薪能など、各施策と連動して取組を推進する。

## 47 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進

### (1) 「練馬ならではの魅力」の発信

#### ●広報キャンペーンの実施

27年3月から、みどり豊かな区の魅力を全国に発信する広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」を実施している。

30年度は、令和元年11月に開催する世界都市農業サミットの機運を醸成するために、都市農業の魅力を区内外に発信するWEBサイト「TOKYO とれたて♡キッチン in 練馬」を公開した。サイトでは、練馬産野菜を使用した10種類のレシピ動画に加え、練馬区の都市農業の特色や農産物直売所の情報を掲載した。

また、60名以上の区民が「よりどりみどり練馬公式PRサポーター」となり、フェイスブックを活用して区の魅力を発信している。



〔「TOKYO とれたて♡キッチン in 練馬」のロゴマーク〕



〔レシピ動画（ブロッコリーを購入する様子）〕

### (2) 「練馬ならではの観光」の推進

住宅都市として発展してきた練馬区は、観光都市のような経済効果のある観光資源はあまり多くない。

しかし、日常の中にきらりと光る特色ある資源や、これまで育まれてきた伝統や文化がある。これらを磨き価値を高め、特色ある区の魅力として広く発信していく必要がある。

#### ●練馬の魅力を体感できる仕組みづくり

##### 1 観光案内板の設置

区内の鉄道20駅に1基ずつ観光案内板を設置している。区内の観光スポット、名所、区立施設などを紹介することで、区民や来訪者に練馬区の魅力を発信している。観光案内板には、地図情報のほか、練馬区ゆかりのアニメを活用し、「アニメのまち練馬区」を体感してもらう。

30年度は、光が丘駅・上石神井駅・大泉学園駅の3駅の観光案内板の盤面更新を行った。

※観光案内板の設置駅：

練馬区内にある西武池袋線、西武新宿線、西武豊島線、西武有楽町線、都営大江戸線、東京メトロ有楽町線・副都心線、東武東上線の各駅

##### 2 ねりま観光センターの運営

区は、(一社)練馬区産業振興公社のねりま観光センターと連携し、事業費等の補助を行い、観光振興事業を展開している。ねりま観光センターが30年度に実施した主な事業は、「ねりコレ」の認定およびPRイベントの開催、観光ガイドの作成・配布、観光情報サイトの多言語化、体験型の観光ツアー、ねり丸グッズの制作・販売などである。また、区内2か所に区が設置した観光案内所の運営を行っており、観光スポットやイベントなどの情報発信のほか、「ねりコレ」等区内名産品の販売を行っている。

### (3) 練馬の魅力を感じるイベントづくり

区民や区外からの来場者が参加・交流し、練馬の魅力を体感できる機会を創るため、区の2大まつりである練馬まつり・照姫まつりを開催した。

#### ●第41回練馬まつり

としまえん会場を中心とした出展やステージイベントのほか、練馬産業見本市など、多様なイベントを同時開催した。

〔開催日〕 30年10月21日

〔場所〕 としまえん

〔来場者〕 約35,000人

〔概要〕 ・ステージ  
・各種出店・展示  
・子ども体験コーナー  
・ヒーローショー

- ・サイエンスショー
- ・サンバパレード

〔主催〕 練馬まつり推進協議会

〔同時開催したイベント〕

- ・としまえん会場  
練馬産業見本市、ねりまエコスタイル  
フェア、健康フェスティバル
- ・練馬駅北口周辺会場（開催日 10月  
20日から21日）  
練馬アニメカーニバル2018



〔第41回練馬まつりポスター〕

### ●第31回照姫まつり

華やかな時代衣装を身にまとった照姫を中心に、勇ましい鎧姿の武者などで構成された約100人が照姫行列を行った。

〔開催日〕 30年4月22日

〔場所〕 都立石神井公園およびその周辺

〔来場者〕 約52,000人

- 〔概要〕
- ・照姫行列・出陣式・帰還式
  - ・ステージ
  - ・出店・展示・子ども体験コーナー
  - ・チャンバラ合戦
  - ・企業・個人参加行列

〔主催〕 照姫まつり推進協議会



〔第31回照姫まつりポスター〕

### ●練馬区花火フェスタ

練馬区をイメージしたみどり色をはじめ、色鮮やかな花火がねりまの夜を彩り、家族づれなど多くの人出

でにぎわった。

〔開催日〕 30年8月1日

〔場所〕 としまえん

〔来場者〕 約23,500人

〔概要〕 打ち上げ花火5,000発（約15分間）

〔主催〕 としまえん

〔後援〕 練馬区

## （4）風を感じるまちづくり

### ●散策しやすいまちづくり

区では、都市計画道路や生活幹線道路などの新設に当たり、バリアフリー化を図っている。併せて、地域の景観に配慮した緑化、無電柱化、街路灯などの施設整備による道路の質の向上を図り、安全・安心で散策しやすいまちづくりを進めている。

自転車は、区内に散在する地域資源を巡るうえで適した交通手段である。このため、都市計画道路の整備に際しては、自転車レーン等の設置を進めている。

### ●シェアサイクル事業の社会実験

シェアサイクルは、複数のサイクルポートを設置し、どのポートでも自転車の貸出・返却ができるシステムである。

区では、29年10月から令和2年3月までの期間で、区内での利用動向、事業の費用対効果、事業の継続性を検証するための社会実験を実施している。

# 第5章

## 新たな区政の創造

- 51 区政改革の推進 …………… 208
- 52 平和と人権の尊重、  
男女共同参画の推進 ……… 215



繋がるフェスタより ボッチャ体験の様子

# 51 区政改革の推進

## (1) 区政の改革に向けて

区政改革は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を、区民の視点から改めて見直すものである。

区政改革の目的は、区民サービスを充実し、向上することにある。基礎的自治体としての役割を果たすためには、公共サービスのあり方を根本から見直し、時代の状況と地域の実態に即した、質の高いものにしなければならない。同時に、厳しい財政状況にあっても、これを継続していく持続可能な仕組みをつくる必要がある。

そのため、将来を見通した観点から施策の質や方向性を検証し、これまでの発想を転換して見直すこと、さらに区政全般において、情報化の推進や区民との協働を進めることが不可欠である。

### ●区政改革推進会議の設置

区政改革の具体的内容について検討を行うため、27年6月に公募区民や学識経験者などで構成する区政改革推進会議を設置した。30年度は「第2次みどりの風吹くまちビジョン（素案）」、『ビジョン』の重要業績評価指標（KPI）および「アクションプラン」の達成状況の点検・評価等について検討した。

## (2) ICT（情報通信技術）などの積極的な活用による利便性の向上

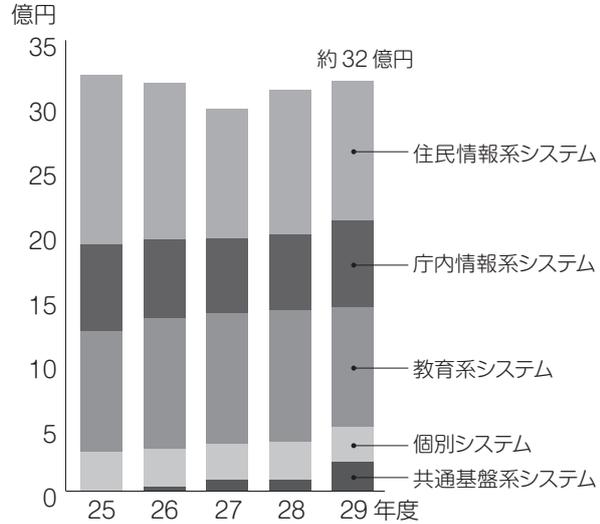
### ●ICT（情報通信技術）を活用した

区民生活の質の向上と効率的な区政運営の推進

#### 1 情報システムの現状

30年4月現在、各業務を処理し、区民サービスの基礎を支えるインフラとして、233の情報システムを運用している。近年の運用経費の推移はつぎのグラフのとおりである。

〔システムの運用経費の推移〕



注：各システムの導入経費は除外

### 2 情報化の推進

ICTを活用した情報化を推進するため、28年10月に「練馬区情報化基本計画（平成28年度～31年度）」を策定した。計画では、つぎの(1)から(3)までの3つの目標と31の具体的な項目を掲げ、取組を進めている。

#### (1) ICTやマイナンバー制度を活用したきめ細かな区民サービスの実現

30年9月から、利用者の利便性向上、情報発信力の強化等を図るため、区公式ホームページのデザインや構成を見直し、全面リニューアルした。

31年2月から、学校図書館の蔵書を適切に管理し、児童・生徒の調べ学習を一層充実させるため、区立小・中学校37校に学校図書館システムを導入した（令和2年度までに全校に導入予定）。

また、マイナンバー制度では、国が運営するマイナポータル（※1）の「ぴったりサービス」機能を活用し、30年6月から児童手当の現況届、30年7月から保育の現況届について、オンライン受付を開始した。さらに、30年9月から、パソコンやスマートフォンを保有していない人でもマイナポータルが利用できるよう、各区民事務所等にマイナポータル専用パソコンを設置した。

#### (2) 情報化による区民の安全・安心を支える体制の強化

サイバー攻撃をはじめとする情報セキュリティの脅威が増大する中、より一層のセキュリティ対

策の強化が求められている。

30年度は、「練馬区<sup>CSIRT</sup>CSIRT（※2）」の事故対応力を強化するため、関係機関と連携し、区の情報外部へ漏えいした場合を想定した対応訓練を実施した。

セキュリティ監査では、ヒューマンエラーの防止を徹底するため、新たに事務改善の視点を監査項目に取り入れ、課題の抽出を行った。さらに、業務システムのサーバが設置されたデータセンターの監査を行うなど、監査内容を強化した。

「平成30年度1月期震災訓練」では、「練馬区情報システム運用継続計画（ICT-BCP）」に基づき、発災時における重要情報システムの被害状況調査および復旧手順の確認訓練や、全庁的な災害時用パソコンの使用訓練を実施した。

### (3) 情報システムの効率化・高度化のさらなる推進

情報システムの経費削減、事業継続性の確保やデータの安全性の向上、システム運用管理業務の効率化などを図るため、クラウド（※3）化を推進している。

現在、住民基本台帳などの基幹業務を行う住民情報システムは、自治体専用のクラウドサービスを利用し、運用している。

その他の情報システムについても、更新時期にあわせて、区のプライベートクラウド（※4）である「練馬区共通基盤」へ順次集約している。31年3月時点で、52の業務システムが共通基盤上で稼働している。

引き続き、共通基盤やクラウドサービスの活用により、情報システムの効率化、高度化を推進していく。

#### ※1 マイナポータル：

マイナンバーを含む個人情報行政機関などの間でやり取りされた記録の確認や、行政サービスの検索、子育てに関する行政手続のオンライン申請などができるインターネット上のサイト

#### ※2 CSIRT：

サイバー攻撃等によるセキュリティ事故が発生した際に、被害拡大の防止や復旧等を迅速・的確に行うための組織体制

#### ※3 クラウド：

専用回線やインターネットを経由して、外部のデータセンターに設置された情報システムを利用する形態の総称

#### ※4 プライベートクラウド：

地方公共団体や企業等が自ら構築した、自組織専用のクラウド環境

## (3) 開かれた区政に向けた情報発信の充実と区民要望への迅速な対応

### ●主な広報出版物

#### 1 ねりま区報

毎月3回（1・11・21日）、各回約22万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。新聞未購読で、配布場所での入手が困難な希望者には個別配布も行っている。

また、「点字広報」とカセットテープ・デジ版CDによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

#### 2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回約22万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。また、希望者には郵送も行っている。「ねりま区議会だより点字版」、カセットテープ・デジ版CDによる「声のねりま区議会だより」を発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

#### 3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。30年度は、29年度の区政の動きを中心に編集し、9月に発行した。

#### 4 わたしの便利帳

区の手続や担当窓口・施設の利用方法など、必要な情報を探し出すことができるよう編集して、4年毎に全面改訂を行っている。

27年度に全面改訂を行い、30年度は転入者および希望者向けに更新版を発行した。

また、希望する視覚障害者に音声版（カセットテープ・デジ版CD）を配布している。

#### 5 練馬区くらしガイド

外国人住民に区の手続や担当窓口などの情報を提供するため、28年3月に3か国語（英語・中国語・韓国語）と日本語の文章を1冊に集約し、累計15,000部発行した。また、29年度末に更新表（英語・中国語・韓国語）を作成し、併せて配布している。

#### 6 外国人向け広報紙

年4回（1・4・7・10月）、各回英語版3,500部、中国語版3,500部を発行している。区立施設、区内および隣接の駅、区内の郵便局などで配布している。

### ●その他の広報活動

#### 1 報道機関への情報提供（プレスリリース）

区の施策や催しなど各種情報を、報道機関（新聞、テレビ、ラジオなど）に提供している。30年度は、主

要日刊紙と地元報道機関へ 244 件の情報を提供した。

## 2 練馬区公式ホームページ

区政の最新情報や区での手続に関する情報、区の各種事務事業、イベント・観光情報、区の自然や歴史などの情報を紹介している。

また、英語・中国語・韓国語の自動翻訳にも対応している。

30 年度のアクセス件数は 108,592,852 件、訪問者数は延べ 17,031,749 人であった。

## 3 ねりま情報メール

防災、防犯および区のイベントに関する情報などを、登録していただいた方のパソコンや携帯電話、スマートフォンなどにメールで配信するサービスを行っている。登録者数は、30 年度末現在で 32,238 人である。

## 4 ソーシャルメディアの活用

以下のソーシャルメディアを活用し、区政情報や区の魅力を発信している。

- ・練馬区公式ツイッター（23 年 3 月開始。区政情報全般の発信は、25 年 8 月開始）
- ・動画共有サイト「ユーチューブ」（25 年 4 月開始）
- ・練馬区公式フェイスブック（25 年 10 月開始）

## 5 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」

19 年 5 月からケーブルテレビ J:COM 東京で、区の事業やできごとなどを毎日 3 回放送している。

区公式ホームページおよび動画共有サイト「ユーチューブ」で動画配信しているほか、区立図書館、区民情報ひろばでの DVD の貸出しや、区長室広聴広報課での複写サービスを行っている。

## 6 庁内等モニター広告事業

26 年 4 月から区役所本庁舎および全ての区民事務所にディスプレイを設置し、区政情報および練馬区情報番組ねりまほっとライン、ねり丸アニメ等を放映している。

### ●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づく情報公開の総合的な推進を担っている。区政資料等の閲覧・貸出し・配布、有償刊行物の販売、公文書公開請求および自己情報開示等請求の受付を行っている。

### 〔区民情報ひろば利用状況〕

30 年度

| 項目             | 件数等           |
|----------------|---------------|
| 区民情報ひろば利用者数    | 13,339 人      |
| インターネット利用者数    | 385 人         |
| 区政資料等開架点数（貸出数） | 2,671 点（41 件） |
| 有償刊行物取扱点数（販売数） | 120 点（730 件）  |

### 〔区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物〕

（単位：円） 31 年 3 月現在

| 刊行物の名称                 | 価格    |
|------------------------|-------|
| ねりま区報縮刷版（平成 30 年版）     | 1,300 |
| 平和への架け橋 上巻             | 1,000 |
| 平和への架け橋 下巻             | 1,000 |
| 練馬区統計書（平成 30 年版）       | 900   |
| 練馬区勢概要（平成 30 年版）       | 1,600 |
| 練馬区独立 70 周年記念誌 くるりとねりま | 1,700 |
| ねりま 60                 | 2,500 |
| 練馬区小史                  | 1,100 |
| 練馬区史 歴史編               | 8,300 |
| 練馬区史 現勢編               | 9,800 |
| 練馬区史 現勢資料編             | 6,400 |
| 練馬の伝統野菜 練馬大根           | 900   |
| 練馬発わかわかかむかむ元気ごはん       | 300   |
| 夢の工場 ねりま・映画・ものがたり      | 1,300 |

### ●区政資料管理体制の整備

刊行物、写真資料等を含む公文書のうち、歴史的資料として重要なものを体系的に収集・管理し、利活用を図るため、21 年 11 月に「練馬区区政資料管理整備計画」を策定した。

現在は、歴史的資料の管理および利活用体制の充実を図るために運用面の整備を進めている。

### ●情報公開と個人情報保護

区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。「知る権利」の具体化の一つとして区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、情報の公表や提供を積極的に行っている。

個人情報の保護については、総合的、体系的な保護を図るため、「練馬区個人情報保護条例」を整備し、適正な執行に努めている。また、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護を目的に、自己情報の開示等請求権を保障している。

#### 1 公文書の公開請求と処理状況

30 年度における公文書の公開請求と処理状況は、つぎの表のとおりである。

### 〔公文書の公開請求件数と処理状況【全 958 件】〕

（単位：件） 30 年度

| 区分 | 全部公開 | 部分公開 | 非公開 | 不存在 | 存否応答拒否 | 取下げ |
|----|------|------|-----|-----|--------|-----|
| 件数 | 490  | 296  | 14  | 46  | 0      | 112 |

請求件数（「不存在」と「取下げ」を除く）に占める「全部公開」と「部分公開」の割合は、98.3%であった。

また、30年度は、4件の審査請求があった。

#### 〔公開請求に対する非公開の理由別件数〕

(単位：件) 30年度

| 非公開とした理由（部分公開を含む）                           | 件数  |
|---|-----|
| 個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの                    | 242 |
| 法人等に関する情報で、法人等の正当な利益を害するもの                  | 101 |
| 公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの                   | 3   |
| 審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの | 8   |
| 事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの                    | 28  |
| 法令等の規定によって公開できないもの                          | 10  |
| 他の制度との調整が必要なもの                              | 0   |

注：同一公文書に複数の理由が含まれている場合あり

## 2 自己情報の開示等請求と処理状況

30年度における自己情報の開示等請求と処理状況は以下の表のとおりである。

#### 〔開示請求等の処理状況【全486件】〕 (単位：件) 30年度

| 区分 | 全部開示 | 部分開示 | 非開示 | 不存在 | 存否<br>応答<br>拒否 | 取下げ |
|----|------|------|-----|-----|----------------|-----|
| 件数 | 355  | 111  | 0   | 20  | 0              | 0   |

| 区分        | 応じる |    | 応じられない | 取下げ |
|-----------|-----|----|--------|-----|
|           | 全部  | 一部 |        |     |
| 訂正請求      | 0   | 0  | 0      | 0   |
| 目的外利用中止請求 | 0   | 0  | 0      | 0   |
| 外部提供中止請求  | 0   | 0  | 0      | 0   |

## 3 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図るため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を設置している。審議会は、区長の諮問に応じて審議を行い、答申を出している。また、制度運営の重要な事項について区長に意見を述べている。

審議会は、区民、学識経験者、区議会議員から組織されている（任期2年）。30年度は3回開催した。

## 4 練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区の行った公文書の非公開決定や自己情報の非開示決定等の処分に対する請求者からの審査請求を審査するため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護審査会を設置している。

審査会は、優れた識見を有する者のうちから区長が

委嘱した委員5人で組織されている（任期2年）。30年度は7回開催した。

## ●主な広聴活動

### 1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望等を区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな解決に努めている。30年度の受付件数は以下のとおりであった。

#### 〔受付件数〕

(単位：件) 30年度

| 区分       | 件数     |     |
|----------|--------|-----|
| 個別広聴（※1） | 区長への手紙 | 222 |
|          | 一般郵便   | 34  |
|          | 電話・来訪等 | 143 |
|          | 電子メール  | 541 |
| モニターの声   | 14     |     |
| 合計       | 954    |     |
| 団体陳情（※2） | 192    |     |

※1：個人が行う要望・苦情等

※2：団体等が文書で行う陳情・要望等

## 2 区政モニター

区政への意見・要望等を継続的に聴くことにより、区民の意向を把握し、区政に反映させるため、区民に区政モニターを委嘱している。第23期区政モニター（任期は29～30年度の2年間）は公募により100人、無作為抽出によって100人を選出した。30年度は、アンケートを2回実施した。

## 3 ねりまちレポーター

区民の気づきをまちの維持管理に活かしていくため、28年10月から、「ねりまちレポーター」制度を開始した。これは、道路の穴、公園遊具の破損、粗大ごみの不法投棄等、まちの不具合に気付いた区民が、スマートフォンの専用アプリを使って区に投稿し、投稿を受けた区が対応結果をレポーターにメールで報告する仕組みである。投稿内容や区の対応は、専用ホームページで公開しており、区と区民、および区民同士の情報の共有化を図っている。

また、ごみ拾い、落ち葉清掃など、区民自身による「まちをよくする行動」を投稿する機能もあり、区民との協働によって、よりよいまちづくりを目指していく。

30年度末現在のレポーター数は1,461人で、30年度の投稿数は、まちの不具合に関する投稿が998件、「まちをよくする行動」に関する投稿は21件であった。

## 4 区長との対話集会

(1) 区長とともに練馬の未来を語る会

区民と区長が区政の課題を直接話し合い、今後

の区政運営に活かしていくため、26年度から開催している。30年度は、地域活動団体との意見交換を6回、環境美化推進地区との意見交換を2回実施し、計79人が参加した。

## (2) ねりまビッグバン

谷原・光が丘の2地域で、まちを元気にするアイデアを持つ区民が集まり、そのアイデアを区民同士で具現化する取組について支援した。

この2つの地域の取組から、区民の参加と協働の推進に向けた今後の課題や支援のあり方について明らかにし、事業のこれまでの取組と成果をまとめた報告書「ねりまビッグバンの取組」を作成した。

## 5 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は3,000人である。

30年度の調査テーマは、「区の施策および評価について」「都市農業・農地について」「地域福祉について」「区民のみどりを守り育てる活動について」であった。

## 6 土・日・休日区政案内

14年度から「なんでも相談窓口」（18年度から名称変更）を開設している。電話や窓口で、区民から区政に関する意見・要望等を受け、必要な場合には関係機関、専門相談等への案内を行っている。

開設時間は、土・日曜日および休日の午前9時から午後5時まで（予約不要）で、30年度の総受付件数は4,085件であった。

## 7 広聴専門員

区民からの区政への苦情等に関する区の対応について、公正中立な立場から調査・検討し、区に意見を述べる広聴専門員（1人、弁護士）を19年度から設置している。

## ●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。

## 〔区民相談件数〕

（単位：件） 30年度

| 相談名           | 件数     |
|---------------|--------|
| 一般区民相談        | 16,064 |
| 法律相談          | 3,229  |
| 交通事故相談        | 168    |
| 身の上相談         | 351    |
| 税務相談          | 487    |
| 不動産取引事前相談     | 147    |
| 人権擁護相談        | 15     |
| 行政相談          | 99     |
| 表示登記（調査・測量）相談 | 41     |
| 暮らしと事業の手続     | 37     |
| 権利登記・供託相談     | 135    |
| 心の相談          | 320    |

注：法律相談の件数は、男女共同参画センターえーるでの実施分を含む。

## (4) 行政需要に柔軟に対応するための 人材育成・体制整備

### ●職員の人材育成

#### 1 人事・人材育成改革プランに基づく人材育成の推進

人事や組織を一体的に改革し、職員の仕事への姿勢を変えるため、29年12月に「練馬区人事・人材育成改革プラン」を策定した。

このプランに基づき、職員が能力を最大限発揮するため、信賞必罰の組織運営に取り組むとともに、OJTを基本とした職員の育成や、組織体制の強化のための取組を実施している。

#### 2 職員の能力開発

23区が共同で設置した特別区職員研修所での多様な研修や、近隣の区等と連携・補完しあうことで職員の能力開発を進めている。また、専門分野については、国・都・民間研修機関等に職員を派遣している。

区で実施する研修は以下の6つに大別できる。

##### (1) 職層研修

##### ① 新任研修（採用年次）

区職員として必要な知識の修得

##### ② 現任研修（採用2～4年目）

上位職層へのステップアップに必要な能力の強化

##### ③ 主任研修（主任選考合格者）

係のリーダーとしての意識向上

##### ④ 係長研修（係長能力実証合格者）

監督者としての職責の自覚と職員育成についての意識向上

##### ⑤ 管理職研修（管理職昇任選考合格者）

管理職として必要なリーダーシップ等のスキルの早期修得

上記のほかに、全職員を対象にコンプライアンスeラーニング研修を実施している。

## (2) 実務研修

日常業務の処理に要する知識や技能を修得するために、「行政法研修」「文書実務研修」等を実施している。また、17年度末から、職員全員を対象にAED（自動体外式除細動器）の使用方法を含んだ「普通救命講習」を実施している。

## (3) 能力開発型研修

職務のみでは習得できない知識等を修得し、個別の課題に対応した能力を向上させるために、「CS・接遇向上研修」、「プレゼンテーション研修」等、ワークショップ研修として創造力向上研修等を実施している。

## (4) 能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修」、「職場研修」および「担当課企画研修」を実施している。

## (5) 外部機関への派遣研修

職員の専門知識や政策形成能力、行政運営能力を養成するため、政策研究大学院大学へ職員を派遣している。

## (6) その他

インターンシップ生を武蔵大学等から受け入れて就業体験を実施している。学生への教育等を通じ、職員の能力開発および職場の活性化につなげている。

(研修受講者数) (単位：人) 30年度

| 研修機関      | 受講者   |
|-----------|-------|
| 練馬区職員研修所  |       |
| 職層研修      | 1,594 |
| 実務研修      | 732   |
| 能力開発型研修   | 1,197 |
| 能力開発支援    | 3,433 |
| 特別区職員研修所  | 834   |
| 第四ブロック研修会 | 99    |
| 計         | 7,889 |

## 3 職員の意識改革

職員が自ら課題を発見し、区民とともに考え行動することができるよう育成するため、地域の現場などで学ぶ機会の充実に取り組んでいる。

また、区職員を対象に、モチベーションの向上や健康に働き続けられることなどを目的に、意識啓発のツールとして、「やる気応援スイッチ」を毎月発行している。

## 4 職場環境の向上

健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

また、「次世代育成支援対策推進法」および「女性

の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「練馬区職員ワーク・ライフ・バランス推進計画」を策定し、職員の仕事と子育て・介護等の両立支援や、女性職員の活躍の推進に努めている。

## ●職員報の発行

区職員を対象として、区政情報の共有と職員間のコミュニケーションを活性化させるため、年5回Web版を発行している。

## ●施設の適切な管理・活用

## 1 区立施設等の総合的な維持管理・更新

これまで、人口の増加や区民ニーズに対応して施設建設を進めてきたが、これらの施設の老朽化が進み、今後、大規模改修や改築が集中する時期を迎える。

27年12月に公表した区政の改革に向けた資料では、今後30年間の改修・改築費用を約6,450億円と試算し、施設を現状のまま維持するのは困難であることを明らかにした。

少子高齢化など社会経済情勢の変化を見据え、限られた財源の中で、区民ニーズに合わせた機能の見直し、効果的・効率的な維持保全と更新、施設の長寿命化などが求められている。

これらの課題に総合的に対応するため、区の特性を踏まえた「練馬区公共施設等総合管理計画」を29年3月に策定し、施設の適正配置や複合化、長寿命化、維持管理の効率化等についての基本方針を明らかにした。30年3月には、計画に示した方針を具体的に進めるため、実施計画を策定した。

また、区立施設の床面積の約半分を占める学校施設について、個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画」を29年3月に策定し、具体的な学校施設の管理に関する方針を定めた。31年3月には、年度別計画等を明らかにし、具体的な取組を定めた実施計画を策定した。

## 2 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。15年6月の「地方自治法」の一部改正によって導入された。

区では、29年3月に「練馬区公共施設等総合管理計画」、30年3月に「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」を策定した。区立施設の運営は、施設の特性に応じて、「業務委託」、「指定管理者制度」、「民営化」および「直営」から最適な手法を選択することとしており、31年4月1日現在、194施設で指定管理者制度を適用している。

## (5) 基礎的な住民サービスを効率的に提供する

### ●区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化

25年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定し、26年7月から6区民事務所と11出張所の体制とした。

区民事務所では、練馬区民事務所を毎週土曜日の午前9時から午後5時まで開庁し、窓口受付時間の拡大を図った。出張所では、住民票等の証明書発行や税金等の収納事務を取りやめた。

一方、証明書発行を郵便局窓口へ委託するなど、地域の事務サービスの水準を維持しながら、事務の効率化を進めた。

29年1月に「出張所跡施設活用計画」を策定し、全ての出張所を29年3月末で廃止した。廃止後の出張所スペースは、区民の自主的な地域活動の拠点とすることとした。

### ●タブレット端末を使用した通訳サービス

外国人住民が円滑に住民登録等の手続を行えるよう、28年6月から練馬区民事務所の窓口へ、タブレット端末のテレビ電話機能を利用した通訳サービスを導入した。対応言語は英語・中国語・韓国語・ベトナム語の4か国語である。

### ●マイナンバーカードの交付

マイナンバー制度の施行に伴い、申請に基づくマイナンバーカード（個人番号カード）の交付を28年2月から開始した。30年度末現在で、累計141,140枚交付した。

### ●コンビニ交付サービスの実施

マイナンバー制度の施行に伴い、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で各種証明書を取得できるサービス（コンビニ交付）を28年4月から開始した。

また、区民事務所に同様の機器（証明書発行機）を29年8月1日から設置した。

### 〔コンビニ交付で交付する証明書〕

30年度末現在

| 交付する証明書       | 交付手数料   |
|---------------|---------|
| 住民票の写し        | 1通 200円 |
| 印鑑登録証明書       | 1通 200円 |
| 住民税の証明書       | 1通 200円 |
| 戸籍全部（個人）事項証明書 | 1通 350円 |

### 〔コンビニ交付による証明書の交付状況〕

(単位：枚)

| 年度 | 住民票の写し | 印鑑登録証明書 | 住民税の証明書 | 戸籍全部(個人)事項証明書 |
|----|--------|---------|---------|---------------|
| 28 | 10,832 | 7,178   | 2,069   | 1,089         |
| 29 | 27,006 | 20,979  | 6,004   | 3,217         |
| 30 | 35,492 | 25,969  | 7,601   | 4,742         |

### 〔証明書発行機による証明書の交付状況〕

(単位：枚)

| 年度 | 住民票の写し | 印鑑登録証明書 | 住民税の証明書 | 戸籍全部(個人)事項証明書 |
|----|--------|---------|---------|---------------|
| 29 | 5,497  | 4,580   | 1,328   | 1,024         |
| 30 | 9,840  | 8,183   | 2,639   | 1,834         |

注：29年8月からの交付状況

### ●住居表示

区内の住居表示実施は、平成2年1月に完了した。

その後は、大規模な再開発に伴う街区の変更や、新築・建替え等に伴う住居番号の付定、住居表示板類の設置・管理等を行っている。

30年度の住所付定件数は2,423件であった。



## 52 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進



### (1) 平和を尊ぶ心を育む

#### ●平和推進事業

平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、平成7年に、光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。

#### 1 平和祈念コンサート

音楽を通して世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で、4年度から実施している。

30年度は8月8日に練馬文化センターで開催した。出演者は市原愛氏（ソプラノ）、越知晴子氏（ピアノ）。音楽演奏のほか、区内在住の関口友子氏を招き、夫・登吉氏（故人）が体験した戦後シベリアでの強制労働についての講演を行った。また、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

当日は、平和祈念パネル展示コーナーを設置し、空襲、原爆による被害の状況、戦時中の人々の暮らし等を写したパネルを展示した。

#### 2 平和祈念パネル展

30年7月31日から8月13日に区役所アトリウム、石神井庁舎5階ロビーで東京大空襲、原爆による被害の状況、戦時下の練馬等を写したパネルやポスターを展示した。

### (2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

#### ●人権尊重の理解を深めるための啓発

国は9年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を定め、重要課題として、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人等の人権問題を掲げた。

14年の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、更に、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、性的少数者等の人権問題を掲げている。

また、30年8月から9月にかけて区が実施した人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査によると、「人権侵害や差別を受けた経験がある」と答えた区民の割合は、33.2%であった。区では、それらを踏まえ、

区民が人権尊重に対する理解を深めることのできるよう、啓発活動を行っている。

#### 1 人権啓発事業

##### (1) 講演と映画の集い

毎年12月の人権週間に合わせて、講演と映画の上映を行っている。30年度は、相田みつを美術館館長の相田一人氏による講演「にんげんだもの～父 相田みつをを語る～」と、映画「人生フルーツ」の上映を練馬文化センターで行った。（参加者延べ490人）

##### (2) 人権セミナー

人権問題に関する当事者・関係者・学識経験者等を講師に迎え、主に成人を対象として、より深い人権啓発を行うことを目的に全4回（参加者延べ163人）を開催した。

##### (3) 啓発映画DVDや資料パネル等の貸出し

各団体の研修会や個人等に対し、同和問題等の啓発映画DVD等を貸し出している。

##### (4) 区報による啓発

毎年、人権についての啓発記事を掲載している。

##### (5) 啓発用小冊子発行

29年度に実施した「講演と映画の集い」の講演録「グレートジャーニー～地球を歩いて考えたこと」（探検家・医師関野吉晴氏）を発行した。

#### 2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

二次的被害防止の取組を中心に、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定した。22年2月には、「犯罪被害者等支援の手引」を作成し、職員が犯罪被害者等の立場を理解し適切な対応を行うこと、警察や民間団体と連携を図り支援を効果的に推進することを職員へ周知した。30年3月に、社会の変化に伴って手引を改訂し、第2版を発行した。

また、30年11月に、犯罪被害者週間行事として、（公社）被害者支援都民センター自助グループのメンバーで、殺人事件被害者遺族の佐藤咲子氏による講演「犯罪被害者遺児になりて」（参加者27人）を区役所本庁舎で行った。

#### 3 職員研修の充実

職員がさまざまな人権問題を正しく認識し、職務を行ううえで適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

#### 4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進するため、昭和48年4月に厚生文化会館を開設した。地域住民の身近な施設として親しまれ、相互交流を深めるために、けやきまつり等の事業を行っている。

施設には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブのほか、人権図書コーナーがあり、人権に関する資料・図書の収集、貸出しを行っている。

区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

#### ●男女共同参画社会の実現に向けて

男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女の固定的役割分担意識にとらわれない男女平等の意識づくりを進めるため、学習機会の提供や啓発事業を実施している。

##### 1 ねりまフォーラムの開催

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。

10年度から、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施しており、30年度は、生涯学習センターで、「CM 炎上・セクハラ・パワハラはなぜ起こるのか?～同質性のリスクから考える男女共同参画～」と題し、相模女子大学客員教授 白河桃子氏を講師として講演会(参加者107人)を行った。

##### 2 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの男女共同参画週間に、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について広く区民に理解を深めてもらうため、パネル等の展示を行っている。

##### 3 企業・事業所向け男女共同参画セミナーの開催

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象にセミナーを開催している。30年度は「働きやすい職場を考える～自社の働き方改革～+わかる!健康な職場のつくり方」(参加者33人)をテーマとし、健康づくり応援講座と合同開催した。

##### 4 啓発冊子の発行

「MOVE(う・ご・く)」、「女性手帳」等の冊子を発行した。

(MOVE(う・ご・く))

30年10月発行のvol.45では「子育てとジェンダー～子育ては共同プロジェクト～」を特集テーマとした。



#### ●男女共同参画に係る総合的な施策の推進

##### 1 「第4次 練馬区男女共同参画計画」

国は「男女共同参画社会基本法」(11年6月制定)により、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念および国、地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めている。

区では、練馬区男女共同参画推進懇談会から提出された『第4次 練馬区男女共同参画計画』策定に向けての提言(27年3月)を踏まえ、また、区民意見を反映し、「第4次 練馬区男女共同参画計画(計画期間28～31年度)」を28年3月に策定した。この計画は、「男女共同参画社会基本法」の定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」および「女性活躍推進法」(27年12月制定)に定める「市町村推進計画」に該当するものである。

##### 2 計画の内容

人権を尊重し、あらゆる差別や暴力を許さないための相談体制の強化、男性への意識啓発、ワーク・ライフ・バランスの推進など、前計画を継承している。また、新たな課題にも対応するため、計画期間に重点として取り組む目標を明確にし、関係機関と連携しながら施策に取り組む。

また、「女性活躍推進法」の趣旨も踏まえ、女性の就労、再就職、能力開発に関する支援に、これまで以上に力を入れていく。

計画の推進に当たっては目標ごとに指標を設け、計画期間中の取組状況を測り、重点取組については、毎年実施状況の把握・評価を行っていく。

##### 3 男女共同参画推進懇談会

男女共同参画推進懇談会は、公募区民、団体代表や学識経験者などで構成されており、「練馬区男女共同参画計画」や、区内における女性活躍推進に関して検討を行っている。31年3月には、「『第5次練馬区男女共同参画計画』策定に向けての提言」が出された。

#### ●配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進

##### 1 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為等女性に対する暴力は人としての尊厳を脅かす許されない行為であり、女性の人権を著しく侵害するものである。

女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とし、毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間に女性に対する暴力をなくす運動を実施し、暴力の実態を表したパネルの展示を行っている。

## 2 練馬区配偶者暴力相談支援センターの設置

26年5月に練馬区配偶者暴力相談支援センターを設置した。

配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能（相談、一時保護、DV 証明書の発行、生活支援等）を総務部人権・男女共同参画課と福祉部の各総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

### ●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、昭和62年4月、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与することを目的に、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。

22年4月からは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センター」に名称を変更した。

なお、20年4月に、区民公募により施設の愛称を「えーる」と定めた。

施設には、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどがあり、施設の貸出しも行っている。また、センターで実施する講座に子どもを持つ区民が参加しやすいよう、保育室を設置している。

30年4月には女性のための就活応援コーナーを開設し、就職活動に役立つ資料を揃えている。

### 〔事業実施状況〕 (単位：人) 30年度

| 事業名（講座数）           | 参加者<br>(延べ) | 保育人数<br>(延べ) |
|--------------------|-------------|--------------|
| 男女共同参画問題講座 (34 講座) | 837         | 41           |
| 区民企画講座 (8 講座)      | 311         | 21           |
| 映画上映会 (2 講座)       | 118         | 6            |

### 〔施設利用状況〕 (単位：人) 30年度

| 施設     | 利用者    |
|--------|--------|
| 会議室    | 6,527  |
| 視聴覚室   | 13,820 |
| 和室 (大) | 3,639  |
| 和室 (小) | 2,712  |
| 第1研修室  | 5,528  |
| 第2研修室  | 3,207  |
| 第3研修室  | 3,868  |
| 小計     | 39,301 |
| 録音室    | 2,718  |
| 保育室    | 2,040  |
| 合計     | 44,059 |

## 1 男女共同参画センターえーるフェスティバル

男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、区民が自由に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に実施している。

30年度は「誰もが自分らしくはばたこう」をテーマに、6月2日から3日に開催し、延べ2,260人（保育人数1人）が参加した。

### 〔男女共同参画センターえーるフェスティバル〕 30年度

| 事業内容    |  |
|---------|--|
| 特別講演会   | わたしらしく世界にはばたいて<br>～難民の女性たちが教えてくれたこと～                       |
| 講演会・懇談会 | ・女性が本当に活躍できる社会に<br>・あなたの骨、大丈夫？<br>・食で変わる心と体                |
| その他     | ・手作り体験コーナー・寸劇<br>・いきいき健康体操<br>・男女共同参画に関するパネル展示<br>・利用団体の発表 |

## 2 図書・資料室

男女共同参画の推進に係る図書の貸出しや、行政資料の閲覧ができる。また、学習に関する読書相談にも応じている。

### 〔資料収集状況〕 30年度末現在

| 収集資料   | 数量      |
|--------|---------|
| 図書     | 12,467冊 |
| 行政資料   | 2,629冊  |
| 各種団体資料 | 751冊    |
| 雑誌     | 14誌     |
| 新聞     | 7紙      |

### 〔図書・資料室の利用状況〕 30年度

| 開館時間                         | 利用登録者  | 貸出図書   | 読書相談 |
|------------------------------|--------|--------|------|
| 午前9時から午後9時30分まで（読書相談は午後5時まで） | 1,674人 | 6,307冊 | 56件  |

### 3 相談室

カウンセラーによる専門相談など、さまざまな相談に応じている。

#### 【相談室開設状況】

30年度

| 相 談                                   | 相談日<br>(※ 2) | 件数(件) |
|---------------------------------------|--------------|-------|
| 総合相談                                  | 毎 日          | 3,325 |
| 心の相談(カウンセリング)(※ 1)                    | 月～土          | 385   |
| 配偶者等の暴力(DV)に対する<br>専門相談(カウンセリング)(※ 1) | 月・水・金        | 440   |

※ 1：予約制

※ 2：年末年始および施設点検日を除く。

# 資料編

|             |       |     |
|-------------|-------|-----|
| 区内の指定・登録文化財 | …………… | 220 |
| 練馬区の年表      | …………… | 222 |
| 関連文書一覧      | …………… | 236 |



3年に1度の鶴の舞 お浜井戸：桜台6丁目（平成30年度）

# 区内の指定・登録文化財

注：練馬区指定文化財は、練馬区登録文化財の中から特に重要なものとして指定されたもの。

文化財の所在地のうち「練馬区」は、石神井公園ふるさと文化館（石神井町5-12）所在地を示す。

31年4月1日現在

## 国指定文化財

### ●天然記念物

- 練馬白山神社の大ケヤキ 白山神社
- 三宝寺池沼沢植物群落 石神井公園

### ●重要有形民俗文化財

- 江古田の富士塚 浅間神社(小竹町)

## 国登録文化財

### ●登録有形文化財

- 青柳家住宅主屋 羽沢1丁目
- 佐々木家住宅主屋 小竹町1丁目

### ●登録記念物

- 牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）  
東大泉6-34

## 都指定文化財

### ●史跡

- 東高野山奥之院 長命寺
- 尾崎遺跡 春日小学校
- 石神井城跡 石神井公園

### ●旧跡

- 池永道雲墓 受用院墓地
- 練馬城跡 としまえん

### ●有形文化財

- 板絵着色役者絵（「双蝶々曲輪日記図絵馬」と同一物）  
長命寺

- 小野蘭山墓及び墓誌 迎接院墓地  
（墓誌は練馬区）

- 丸山東遺跡方形周溝墓出土品 練馬区

## 区指定文化財

### ●有形文化財

- 小島家文書 練馬区
- 南蔵院鐘楼門 南蔵院
- 北条氏康印判状 道場寺
- 町田家文書 個人蔵
- 服部半蔵奉納の仁王像 御嶽神社(高松)
- 長命寺仁王門 長命寺
- 春日町出土の壺形土器 練馬区
- 妙福寺文書 妙福寺
- 尾崎遺跡出土品 春日小学校尾崎遺跡資料展示室
- 下練馬の大山道道標 北町1-25地先

### ●豊島氏奉納の石燈籠

氷川神社(石神井台)

- 御府内井村方日記 個人蔵

- 井口家文書 個人蔵

- 井口家文書 個人蔵

- 井口家文書 個人蔵

- 石幢七面六観音勢至道しるべ

良弁塚

- 長命寺の梵鐘 長命寺

- 三宝寺の梵鐘 三宝寺

- 妙福寺の梵鐘 妙福寺

- 千川家文書 練馬区

- 丸山東遺跡出土の木製品 練馬区

- 閻魔・十王像と檀拏幢 教学院

- 小美濃英男家文書 個人蔵

- 相原家薬医門 田柄5丁目

- 金乗院御朱印状 金乗院

- 伊賀衆奉納の水盤・鳥居 氷川神社(大泉町)

- 旧内田家住宅 池淵史跡公園

- 中宮遺跡5号住居址の盛土状遺構出土品

練馬区

- 愛染院文書 愛染院

- 丸山東遺跡出土の石棒 練馬区

- 小竹遺跡出土の大珠 練馬区

- 金銅製飾具 練馬区

- 田中家資料 個人蔵

### ●有形民俗文化財

- 中里の富士塚 富士浅間神社

- 大八車 練馬区

- 下練馬の富士塚 浅間神社(北町)

- 氷川神社富士塚 氷川神社(北町)

- 北町聖観音座像 北町観音堂

- 長享二年の申待板碑 練馬区

- 本寿院のみくじ道具 本寿院

- 関のかんかん地蔵 関町東1-18

- 神輿渡御行列図絵馬 氷川神社(氷川台)

### ●無形民俗文化財

- 鶴の舞 氷川神社(氷川台)

### ●天然記念物

- 練馬東小学校のフジ 練馬東小学校

- 井頭のヤナギ 大泉井頭公園

- 内田家の屋敷林 早宮3丁目

## 区登録文化財

### ●有形文化財

- 双蝶々曲輪日記図絵馬 長命寺

- 牛若丸・弁慶図絵馬 長命寺

- 氷川神社の水盤 氷川神社(石神井台)

- 角柱型水盤 氷川神社(氷川台)

- 氷川神社の旧拝殿 氷川神社(豊玉南)

- 榎本家長屋門 南田中4丁目

- 氷川神社の狛犬 氷川神社(氷川台)

- 加藤家文書 個人蔵

- 尾張殿鷹場碑 大泉第一小学校

- 横山家文書 個人蔵

- 新井家文書 個人蔵

- 縄文時代の竹カゴ 練馬区

- 尾張殿鷹場碑 練馬区

- 宮田橋敷石供養塔 高松2-3

- 紙本着色以天宗清像 廣徳寺

- 絹本着色明叟宗普像 廣徳寺

- 紙本墨画淡彩希叟宗罕像 廣徳寺

- 土支田八幡宮の半鐘 土支田八幡宮

- 阿弥陀寺の半鐘 阿弥陀寺

- 莊家文書 練馬区

- 増島家薬医門 谷原3丁目

- 比丘尼橋遺跡出土の旧石器 練馬区

- 相原正太郎家住宅 春日町5丁目

- 石製絵馬 稻荷神社(南田中)

- 武蔵関遺跡出土の大型槍先形石器

練馬区

- 三宝寺山門 三宝寺

- 高稻荷遺跡出土の旧石器 練馬区

- 西大泉の稻荷神社本殿 稻荷神社(西大泉)

- 阿弥陀寺の伏せ錠 阿弥陀寺

- 氷川神社の神輿 氷川神社(豊玉南)

- 本寿院の賽銭箱 本寿院

- 明叟宗普の墨跡 廣徳寺

- 八幡神社の本殿 八幡神社(中村南)

- 北町の仁王像 北町観音堂

- 長谷川家文書 個人蔵

- 絹本着色釈迦十六善神像 廣徳寺

- 橘紋椿几帳柄鏡 禪定院

- 八ヶ谷戸遺跡出土の大形把手付縄文土器

練馬区

- ・中野屋商店文書 練馬区
- ・石神井城跡出土小刀 練馬区
- ・子ノ聖観世音碑 円光院門前
- ・広川松五郎関係資料 個人蔵
- ・相原好吉家文書 個人蔵
- ・小林家住宅 個人蔵
- ・石神井西尋常小学校のリードオルガン 練馬区
- ・木下家文書 練馬区
- ・栗原家文書 練馬区
- ・丸山東遺跡方形周溝墓出土品 練馬区
- ・千川上水の記録フィルム 練馬区
- ・織部燈籠 個人蔵
- ・愛染院の梵鐘 愛染院
- ・関口家文書 個人蔵
- ・内国勲業博覧会褒状 練馬区
- ・東早淵遺跡出土の局部磨製石斧 練馬区
- ・千川上水調査アルバム 武蔵学園記念室
- ・中村南遺跡第2地点5号住居址出土土器  
中村南スポーツ交流センター
- ・関東大震災犠牲者慰霊碑 円明院
- ・八幡神社の水盤 八幡神社(中村南)
- ・十一面観音懸仏 光伝寺
- ・光伝寺の地藏菩薩立像および閻魔十王像 光伝寺
- ・下練馬の三十三所観音菩薩像 光伝寺
- ・大泉井頭遺跡出土の有孔鍔付土器 練馬区
- ・篠家文書 個人蔵
- ・小野蘭山墓および墓誌 迎接院墓地  
(墓誌は練馬区)
- ・武内家資料 練馬区
- ・天祖神社東遺跡出土の石核 練馬区
- ・貫井の東高野山道道標 貫井5-17
- ・北新井遺跡出土の土偶 練馬区
- ・正親町天皇綸旨 廣徳寺
- ・明叟宗普道号頌 廣徳寺
- ・明叟宗普書状 廣徳寺
- ・妙福寺の駕籠 妙福寺
- ・石神井火車站之碑 石神井町3-23
- ・草摺引図絵馬 氷川神社(氷川台)
- ・森田家資料 練馬区
- ・丸山東遺跡出土の片口土器 練馬区
- ・アニメーション撮影台 練馬区
- ・加藤家文書 個人蔵
- ・武蔵学園大講堂 武蔵大学内
- ・武蔵大学3号館 武蔵大学内
- ・阿弥陀堂の半鐘 阿弥陀堂
- ・五十嵐家文書 練馬区
- ・千川堤植櫻楓碑 浅間神社(小竹町)
- ・金乗院山門 金乗院
- ・山口家資料 練馬区

### ●無形文化財

- ・絵馬制作 平田郡司氏
- 有形民俗文化財
- ・江古田の富士塚 浅間神社(小竹町)
- ・弥陀三尊来迎画像板碑 三宝寺
- ・狐の大根取り入れ図絵馬 諏訪神社(西大泉)
- ・沢庵漬製造用具 練馬区
- ・文応元年の弥陀板碑 道場寺
- ・氷川神社の力石 氷川神社(豊玉南)
- ・高松の庚申塔 高松2-3
- ・僧形馬頭観音 本寿院
- ・金乗院の一石六地藏 金乗院
- ・丸彫青面金剛庚申塔 下石神井5-7地先
- ・力持ち惣兵衛の馬頭観音 大泉学園町2-27
- ・石幢六面六地藏 禅定院
- ・織部燈籠 禅定院
- ・富士講巡拝装束 練馬区
- ・棒屋資料 練馬区
- ・井戸替え用具 練馬区
- ・醤油醸造業用具 練馬区
- ・斎藤水車用具 練馬区
- ・丸彫聖観音立像廻国供養塔 上練馬公園
- ・江古田の富士講関係資料 浅間神社(小竹町)
- ・谷原延命地藏 谷原1-17
- ・二十三夜待供養塔 天祖神社(下石神井)
- ・大氷川の力石 氷川神社(氷川台)
- ・林稲荷神社の庚申塔 林稲荷神社
- ・高松の板碑型庚申塔 高松1-22
- ・八幡神社の石造大山不動明王像 八幡神社(高松)
- ・御嶽講奉納の水盤 稲荷神社(富士見台)
- ・福德元年の月待板碑 妙福寺
- ・谷原の庚申塔 富士見台4-36
- ・三原台の馬頭観音 三原台2丁目
- ・上石神井立野の庚申塔 上石神井1-11
- ・出羽三山・百八十八ヶ所観音供養塔 上石神井1-11
- ・本覚寺の版木 本覚寺
- ・文明十七年の月待板碑 円明院
- ・文亀元年の月待板碑 円明院
- ・高松の御嶽講関係資料 御嶽神社(高松)
- ・永享八年の夜念仏板碑 三宝寺
- 無形民俗文化財
- ・探湯の儀 御嶽神社(中村)
- ・関のぼろ市 本立寺門前
- ・八丁堀三吉囃子 北野神社(旭町)ほか
- ・石神井囃子 和田稲荷神社ほか
- ・中村囃子 八幡神社(中村南)ほか
- ・ちがや馬飾り 丹羽幸男氏  
伊藤弥五郎氏
- ・関町囃子 天祖若宮八幡宮ほか

- ・神輿渡御の御供道中歌 氷川神社(氷川台)
- ・中里囃子 八坂神社ほか
- ・田柄囃子 天祖神社(田柄)ほか
- ・石神井台囃子 石神井台地域ほか
- ・南田中囃子 南田中地域ほか
- ・大山講灯籠立て行事 下石神井地域
- ・貫井囃子 貫井地域ほか
- ・春日町囃子 春日町地域ほか
- ・富士見台囃子 富士見台地域ほか
- ・谷原囃子 谷原地域ほか
- ・白山神社囃子 白山神社ほか
- ・北町囃子 氷川神社(北町)ほか
- ・上石神井囃子 上石神井地域ほか

### ●史跡

- ・東高野山奥之院 長命寺
- ・池永道雲墓 受用院墓地
- ・尾崎遺跡 春日小学校
- ・池淵遺跡 池淵史跡公園
- ・栗原遺跡の竪穴住居跡 都立城北中央公園
- ・千川上水跡 関町南2~4丁目ほか
- ・旧大泉村役場跡 大泉中島公園
- ・田柄用水記念碑 天祖神社(田柄)
- ・千川家の墓 阿弥陀堂墓地
- ・河野鎮平筆子碑 寿福寺墓地
- ・田柄用水跡 けやき憩いの森
- ・圓浄法師塚 春日町5-35
- ・観蔵院の筆子碑 観蔵院

### ●名勝

- ・牧野記念庭園 東大泉6-34

### ●天然記念物

- ・練馬白山神社の大ケヤキ 白山神社
- ・カタクリ群落 清水山の森
- ・八の釜の湧き水 東大泉2-27
- ・光伝寺のコウヤマキ 光伝寺
- ・開進第一小学校のクスノキ 開進第一小学校
- ・土支田八幡宮の社叢 土支田八幡宮
- ・井口家の屋敷林 立野町
- ・金乗院の大イチョウ 金乗院

※：公開していないものもあり。  
詳細は文化・生涯学習課 伝統文化係まで



〔30年度に新たに練馬区登録文化財  
とした「金乗院山門」〕

# 練馬区の年表

注：①本文中、敬称略  
②区の独立から平成29年度まで

|   |  |  |
|---|--|--|
| <b>【昭和22年】（1947年）</b>                         | 工事、区内着手  | 設）開園（10月1日に区に移管）   |
| 8月1日 板橋区から分離独立し練馬区誕生、区役所を開進第三小学校講堂に仮開設        | 4月1日 石神井公益質屋開業   | 9月16日 第3回区議会議員（定数36人）選挙  |
| 1日 練馬税務署（国）開設                                 | 7月1日 区立児童遊園として初の氷川児童遊園開園   | 10月 第8回国勢調査実施  |
| 8月 衛生局清掃課練馬出張所（現練馬清掃事務所）（都）開設                 | 8日（福）練馬区社会福祉協議会設立  | 練馬区の人口185,814人   |
| 9月20日 第1回区議会議員（定数36人）・区長選挙                    | 8月30日 千川上水暗渠化工事（第1期）終了   | 11月9日 3代区長に須田操就任（選任）   |
| 20日 初代区長に白井五十三就任                              | 9月1日 南町・北町小学校開校  | ◎（栗原遺跡）昭和30～32年にかけて、立教大学グラウンド（氷川台一丁目）建設中に、石器・土器や縄文・弥生時代の住居跡が発掘される。 |
| <b>【昭和23年】（1948年）</b>                         | 1日 区長公選制廃止（地方自治法改正）  |  |
| 6月 成増飛行場跡地に米軍家族宿舎グラントハイツ完成                    | 10月5日 第1回教育委員選挙  |  |
| 10月1日 練馬保健所（都）開設                              | 11月1日 練馬区教育委員会設置   |  |
| 12月31日 第六出張所開設                                | 3日 長命寺所蔵「板絵着色役者絵（鳥居清長筆）」が都指定有形文化財に指定   | <b>【昭和31年】（1956年）</b>  |
| <b>【昭和24年】（1949年）</b>                         | ◎ 練馬大根は病害虫などのため、この年を境に栽培されなくなっていく。   | 3月3日 長命寺「東高野山奥之院」が都指定史跡に指定   |
| 1月15日 区役所庁舎が現在地（豊玉北6-12-1）に完成                 |  | 4月1日 関町・大泉東小学校開校   |
| 8月1日 練馬授産場開設                                  | <b>【昭和28年】（1953年）</b>  | 6月30日 教育委員の公選制廃止（議会の同意を得て区長が任命する任命制に移行）                            |
| 1日 南町出張所開設                                    | 5月11日 「練馬区広報」創刊  | 7月1日 練馬区印鑑条例施行   |
| 11月1日 練馬税務署（国）移転（現栄町23）                       | 8月15日 練馬母子寮開設  | 10月1日 練馬区議会定例会の回数に関する条例施行  |
| <b>【昭和25年】（1950年）</b>                         | 9月 都内で初の区営分譲住宅を春日町に10棟建設   | <b>【昭和32年】（1957年）</b>  |
| 4月1日 独立後、初の都立公園として、豊中公園・上練馬公園開園（27年4月1日に区に移管） | 10月1日 牧野富太郎が第1回名誉都民となる   | 4月1日 田柄・旭町・谷原小学校、大泉第二中学校開校   |
| 8月1日 練馬都税事務所開設                                | 1日 練馬公民館開館   | 1日 上板橋緑地（現都立城北中央公園）開園  |
| 10月1日 独立後初の国勢調査（第7回）練馬区の人口125,197人            | 12月3日 区の紋章制定   | 10月1日 区独立10周年記念「練馬区史」発行  |
| 1日 都から移管の区立公園として、中新井・北新井・徳殿公園が開園              | <b>【昭和29年】（1954年）</b>  | <b>【昭和33年】（1958年）</b>  |
| 11月10日 第1回区議会議員補欠選挙                           | 6月10日 石神井保健所（都）開設  | 4月1日 北町西・仲町小学校、北町中学校開校   |
| <b>【昭和26年】（1951年）</b>                         | 11月1日 豊玉東・上石神井小学校開校  | 8月1日 東京都第五清掃工場（石神井清掃工場・現練馬清掃工場）竣工                                  |
| 7月5日 第1回練馬区農業委員選挙                             | ◎ 石神井川改修工事完了。蛇行していた旧石神井川を幅8m、高さ1.2mの長線に直し、コンクリート板柵工が施される。また、500,826㎡に及ぶ両岸は、耕地整理・土地整理を行う土地改良事業が実施される。 | 9月26～27日 台風22号（狩野川台風）で31,000世帯の被害発生（仲町、北町、田柄町、貫井町、向山町等）            |
| 9月18日 第2回区議会議員（定数38人）・区長選挙                    |  | 12月1日 牧野記念庭園開園   |
| 20日 2代区長に須田操就任                                | <b>【昭和30年】（1955年）</b>  |  |
| 10月1日 練馬福祉事務所（都）開設                            | 3月1日 学田公園（野球場併設）開園   |  |
| 1日 練馬診療所開設                                    | 4月1日 開進第四・光和小学校開校  |  |
| <b>【昭和27年】（1952年）</b>                         | 27日 都立豊玉中公園（庭球場併   |  |
| 3月26日 千川上水暗渠（あんきょ）化                           |  |  |

25日 練馬区立都市公園条例施行  
【昭和34年】（1959年）

3月11日 都立石神井公園開園  
4月1日 中村西・関町北・大泉南小学校、上石神井中学校開校  
9月16日 第4回区議会議員（定数40人）選挙  
12月3日 4代区長に須田操就任（選任）

◎ 谷原町に球形ガスタンクが建設される。

【昭和35年】（1960年）

4月1日 小竹・向山小学校、田柄中学校開校

【昭和36年】（1961年）

4月1日 石神井警察署開設  
1日 上石神井北・豊玉南・練馬東小学校、石神井南・開進第四中学校開校  
1日 練馬区立保育所設置条例施行  
1日 豊玉保育園開園  
7月1日 豊玉第二保育園開園  
11月1日 北町保育園開園

【昭和37年】（1962年）

4月1日 立野小学校、大泉学園・豊玉第二中学校開校  
8月1日 練馬図書館が一部開館

【昭和38年】（1963年）

1月1日 第七出張所、上石神井出張所開設  
2月1日 第1回住居表示開始（南町三丁目は桜台四～六丁目、南町四・五丁目は練馬一～四丁目に変更）  
4月1日 貫井中学校開校  
5月1日 下石神井保育園（現石神井町さくら保育園）開園  
7月1日 住民登録実態調査実施  
8月31日 集中豪雨で、北町、春日町、向山町などに被害（床上浸水155戸、床下浸水2,137戸）  
9月17日 第5回区議会議員（定数48人）選挙  
10月1日 東大泉保育園開園  
12月26日 5代区長に須田操就任（選任）

【昭和39年】（1964年）

3月31日 学校給食第一総合調理場完成（9月7日より、センター方式による区立小・中学校の給食開始）

5月1日 関町保育園開園  
6月22日 都水道局北部第二支所開設  
8月1日 区役所庁舎完成（5階建旧庁舎）

1日 練馬青年館（現南大泉青少年館）開館  
10月10日 第18回オリンピック東京大会開催

【昭和40年】（1965年）

4月1日 区の組織を5部制の新組織機構に改正（地方自治法改正により社会福祉等事務が都から大幅に移管されたため）

1日 石神井支所を石神井庁舎に名称変更  
1日 石神井福祉事務所開設（石神井庁舎内）  
1日 区政モニター制度を開始（25人に委嘱）

5月1日 春日町・平和台保育園開園  
10日 軽井沢高原寮（小・中学校の校外授業施設）を長野県浅間山麓に開設

7月2日 区内初の学童クラブとして、北町西・練馬第二・石神井東小学童クラブ開設

8月1日 区立小学校15校で校庭開放を開始

◎ この年、アメリカシロヒトリが異常発生し、区内の街路樹のプラタナス、サクラや一般の家庭の庭木に被害を与える。

10月 第10回国勢調査実施  
練馬区の人口434,721人

【昭和41年】（1966年）

5月1日 総務課に区民相談室設置  
1日 上石神井保育園開園  
6月1日 下田学園を静岡県下田市に開園

1日 桜台・谷原保育園開園  
6日 第1回特別区自治権拡充大会開催（千代田区公会堂）  
29日 台風4号で区内各地に浸水被害発生（5,000余世帯）  
9月30日 新選挙人名簿制度実施（公職選挙法の一部改正）

11月11日 学校給食第二総合調理場完成（昭和42年1月16日より、区立中学校の完全給食実施）

12月16日 区議会「区政刷新に関する決議」全会一致で可決

【昭和42年】（1967年）

4月1日 大泉第四小学校開校  
5月1日 田柄・上石神井第二保育園開園  
2日 臨時区議会で区長の不信任案可決。区議会解散  
30日 第6回区議会議員（定数52人）選挙

5月 練馬図書館で移動図書館開始  
6月21日 須田操区長退任  
8月1日 練馬福祉会館開館  
9月2日 区長公選条例直接請求の区民運動起こる

10月7日 区は区長公選条例請求のための代表者証明書の交付を拒否

19日 区議会が公募公聴方式による区長候補者の公募を開始  
25日 民有地を区が借り上げた区内初の民間遊び場「もちの木こども遊園地」「きりの木遊園地」開設

11月10日 住民基本台帳法施行  
12月11日 区長公選を求める住民団体（区長を選ぶ区民の会）が区の処分を不服として東京地裁に提訴

26日 区内初の下水道使用開始

【昭和43年】（1968年）

2月6日 区長選任のため臨時区議会開催

4月1日 南田中・高松・大泉学園小学校開校

1日 南田中保育園開園  
22日 区長選任のため臨時区議会を再度開催

5月1日 春日町第二・貫井保育園開園  
22日 区議会に区長候補者選出特別委員会を設置

6月1日 南田中第二保育園開園  
6日 東京地裁緒方判決で区が敗訴（区の代表者証明書交付拒否処分は違法）  
7日 区は即時控訴

7月29日 6代区長に片健治就任（選任）。区長の空席期間は403日間

10月1日 23区共同の交通災害共済制度開始

11月28日 東京高裁、6月6日東京地

|       |  |        |  |           |   |
|-------|--|--------|--|-----------|---|
|       | 裁緒方判決に対する区の控訴を棄却                           | 4月1日   | 八坂・下石神井小学校開校                                 |           | 神井休日急患診療所開設                             |
| 12月   | 「わたしの便利帳」を初めて全世帯に配布                        | 1日     | 北保健相談所開設                                     | 27日       | 区民農園3園を開園                               |
| 12月1日 | 練馬診療所廃止                                    | 11日    | 第7回区議会議員(定数52人)選挙                            | 7月21日     | 石神井公園ボート池に「ちびっ子つり場」を開設                  |
|       | <b>【昭和44年】(1969年)</b>                      | 27日    | 区の花にツツジ、区の木にコブシを選定                           | 8月1日      | 静岡県熱海市に区民保養施設として「網代荘」開設                 |
| 2月1日  | 区独立20周年記念「練馬区二十年の歩み」発行                     | 10月9日  | グラントハイツ跡地利用区民総決起集会開催                         | 1日        | 上石神井出張所移転(区民館・児童館併設)開設                  |
| 3月28日 | 区議会にグラントハイツ対策特別委員会を設置                      | 11月13日 | 第1回消費生活展開催                                   | 9月30日     | グラントハイツ(約182ha)が全面返還                    |
| 4月1日  | 泉新小学校開校                                    | 12月1日  | 関出張所移転(区民館・敬老館併設)開設                          | 10月1日     | 老人三事業(友愛訪問、老人ヘルパー派遣、老人福祉電話設置(6月から))開始   |
| 7月20日 | 練馬・石神井・大泉の三区農業委員会を廃止、新たに練馬区農業委員会を設置        |        | <b>【昭和47年】(1972年)</b>                        | 16日       | 7代区長に準公選で田畑健介就任。区長の空席期間は444日間           |
| 9月16日 | 旧練馬診療所跡に区民相談所、石神井庁舎に区民相談室開設                | 1月1日   | 栄町児童館(保育園・敬老館併設)開館                           | 11月1日     | 第五出張所移転(土支田区民館・児童館・保育園併設)開設             |
| 10月1日 | 氷川台保育園開園                                   | 2月5日   | 武蔵関建築協定(関町五丁目)締結                             | 12月1日     | 春日町児童館(敬老館併設)開館                         |
| 1日    | 白百合福祉作業所開設                                 | 4月1日   | 八坂中学校開校                                      | 1日        | 区の組織を8部制に改正                             |
| 11月1日 | 区の組織にグラントハイツ対策室を設置                         | 1日     | 中小企業へ公害防止資金の融資制度発足                           |           | <b>【昭和49年】(1974年)</b>                   |
| 12月1日 | 老人医療費助成と児童手当制度実施                           | 5月12日  | 石神井南中学校で光化学スモッグによる被害発生                       | 1月26日     | 日常生活用品交換市開催                             |
| 1日    | 上石神井第三保育園開園                                | 6月1日   | 総合体育館開館                                      | 29日       | 第1次オイルショックに伴う区民の生活防衛のための臨時区議会開催         |
|       | <b>【昭和45年】(1970年)</b>                      | 17日    | 魚の産地直送事業開始                                   | 2月23日     | 生活防衛区民集会開催                              |
| 1月28日 | 春日町青少年館一部開館(4月1日全面開館)                      | 7月28日  | 片健治区長退任                                      | 3月1日      | 練馬区中高層建築物に関する指導要綱施行                     |
| 3月1日  | 関町第二保育園開園                                  | 8月1日   | 石神井プール予定地から縄文土器片や住居跡などが発掘される(現池淵史跡公園)        | 11日       | 都がグラントハイツ跡地に大公園設置のための都市計画決定             |
| 4月1日  | 大泉第六・田柄第二小学校開校                             | 1日     | 石神井児童館(敬老館併設)開館                              | 4月1日      | 大泉西・大泉北小学校開校                            |
| 1日    | 東京都公害防止条例施行                                | 11月6日  | 区長準公選条例公布                                    | 1日        | 練馬区愛育手当条例施行                             |
| 15日   | 「練馬区広報」を「ねりま区報」に改称                         | 12月1日  | 第七出張所移転(田柄区民館併設)開設                           | 6日        | 富士見台駅北口に初の区営自転車駐車場開設                    |
| 6月1日  | 平和台児童館開館                                   | 1日     | 大泉西出張所移転(南大泉区民館・南大泉保育園併設)開設                  | 5月2日      | 第1回憲法記念の集い開催                            |
| 7月1日  | 下田臨海寮(現下田少年自然の家)を小・中学校の校外授業の施設として静岡県下田市に開設 |        | <b>【昭和48年】(1973年)</b>                        | 7月1日      | 中村児童館(敬老館併設)開館                          |
| 8月1日  | 下石神井第二保育園(現高野台保育園)開園                       | 1月1日   | 田柄第二・南大泉・北大泉保育園(児童館併設)開園                     | 20日       | 石神井プール開設                                |
| 9月1日  | 豊玉第三保育園開園                                  | 23日    | 日米安全保障協議委員会において、キャンプ朝霞の一部(練馬地域の全て)が3年以内の返還決定 | 20日       | 集中豪雨で区内各地に床上浸水5戸・床下浸水383戸・道路冠水53か所の被害発生 |
| 24日   | 石神井庁舎改築完成                                  | 4月1日   | 初めての老人クラブ農園開園                                | 8月1日      | 練馬区独立を記念して「一日区長」行事開始(一日区長に区在住の女優榎ふみ氏)   |
| 10月1日 | 石神井区民館(石神井庁舎内併設)開館                         | 1日     | 富士見台小学校、練馬東・大泉西中学校開校                         | 1日        | 寝たきりの高齢者に巡回入浴車運行開始                      |
| 12月1日 | 石神井図書館(郷土資料室併設)開館                          | 1日     | 練馬保育園開園                                      |           |   |
| 1日    | 大泉北出張所移転(区民館・敬老館併設)開設                      | 5月1日   | 光化学スモッグ発生時の警報用霧笛設置                           | 10月19~20日 | 「くらしを守る練馬区民青空市」・区民祭「54万・人間              |
|       | <b>【昭和46年】(1971年)</b>                      | 1日     | 厚生文化会館開館                                     |           |   |
| 3月1日  | 第六出張所移転(旭町区民館・旭町保育園併設)開設                   | 1日     | 光が丘保育園開園、光が丘児童館開館                            |           |   |
| 1日    | 大泉保健相談所開設                                  | 20日    | 練馬休日・夜間診療所、石                                 |           |   |

|         |  |        |                                 |         |   |
|---------|--|--------|---------------------------------|---------|---|
|         | ひろば」開催                                       |        |                                 |         |   |
| 11月 1日  | 南田中児童館(敬老館併設)開館                              |        | <b>【昭和52年】(1977年)</b>           | 9月 1日   | 高松地区区民館(高松保育園併設)開館                                  |
|         | 15日 練馬区行財政調査会が特別区行財政の強化を区長に提言                | 1月 1日  | 大泉交通公園開園                        | 22日     | グラントハイツ跡地開発計画原案、都から提示                               |
|         | <b>【昭和50年】(1975年)</b>                        | 2月 24日 | 第1回練馬区保育問題懇談会開催                 | 10月 1日  | 石神井休日急患診療所で歯科休日急患診療開始                               |
| 1月 25日  | 財政格差の解消を求める練馬区民大会を練馬公民館で開催                   | 2月     | グラントハイツ跡地の都立公園建設工事開始            | 1日      | 北町・桜台地区区民館(桜台第二保育園併設)開館                             |
| 2月 1日   | 北町児童館(北町第二保育園併設)開館                           | 3月 29日 | みどりを保護し回復する条例制定                 | 11日     | 練馬区宅地等開発指導要綱施行                                      |
| 2月      | 区の事務の効率化を図るため、電子計算機導入                        | 4月 1日  | 練馬区緑化委員会設立                      | 12日     | 建築物の日影規制の都条例施行                                      |
| 4月 1日   | 改正地方自治法施行(都から保健所の事務が移管、24年ぶり区長公選制復活)         | 1日     | 石神井台児童館(保育園・敬老館併設)開館            |         | <b>【昭和54年】(1979年)</b>                               |
|         | 1日 区の組織を9部制に改正                               | 1日     | 早宮・田柄第三・橋戸・石神井台小学校、谷原中学校開校      | 1月 4日   | 石神井保健所移転開設  |
|         | 1日 関中学校開校                                    | 5月 1日  | 埼玉県秩父市に秩父青少年キャンプ場開設             | 24日     | グラントハイツ跡地開発の東京都案を都市計画決定                             |
|         | 27日 第8回区議会議員(定数56人)・区長選挙                     | 1日     | 豊玉北地区区民館開館                      | 2月 24日  | 練馬区勤労者福祉共済会(ファミリーパック)発足                             |
|         | 27日 8代区長に田畑健介就任                              | 1日     | 西大泉児童館(保育園・敬老館併設)開館             | 3月 23日  | みどりの推進協定第1号として、向山三丁目の城南住宅組合と協定締結                    |
| 5月 1日   | 大泉東出張所移転(東大泉区民館併設)開設                         | 20日    | 福祉タクシー券制度開始                     | 4月 1日   | 北原小学校、南が丘中学校開校                                      |
|         | 1日 初の区立北大泉幼稚園開園                              | 7月 1日  | 緊急一時保育制度開始                      | 22日     | 第9回区議会議員(定数56人)・区長選挙                                |
|         | 1日 向山保育園開園                                   | 18日    | 第四出張所移転(都営住宅内に併設)開設             | 27日     | 9代区長に田畑健介就任   |
| 6月 1日   | 第二出張所移転(早宮区民館併設)開設                           | 21日    | 練馬区高齢者事業団(現(公社)練馬区シルバー人材センター)設立 | 5月 1日   | 早宮・下石神井地区区民館開館                                      |
|         | 1日 関町児童館開館                                   | 8月 1日  | 区独立30周年記念碑を開進第三小学校校庭に建立         | 1日      | 下石神井第三・春日町第三保育園開園                                   |
| 10月     | 第12回国勢調査実施<br>練馬区の人口559,665人                 | 1日     | 春日町区民館(第四出張所併設)開館               | 21日     | 江古田の浅間神社富士塚が、国の重要有形民俗文化財に指定                         |
| 11月 1日  | 初の憩いの森として、清水山憩いの森(カタクリ自生地)開園                 | 21日    | 北大泉野球場開設                        | 8月 1日   | 中村橋区民センター(心身障害者福祉センター、消費生活センター、貫井地区区民館、第三出張所移転併設)開館 |
| 12月 15日 | 桜台出張所移転開設(南町から名称を変更)                         | 10月 1日 | 区独立30周年記念「11万から55万区民へ」発刊        | 1日      | 軽費老人ホーム「すずしろ園」が都から区に移管                              |
|         | <b>【昭和51年】(1976年)</b>                        | 7日     | 練馬区基本構想策定                       | 20日     | 心身障害者(児)のための病院委託による緊急一時保護開始                         |
| 1月 1日   | 桜台区民館(桜台出張所に併設)開館                            | 23日    | 休日歯科応急診療開始                      | 9月 1日   | 都と合同で大規模総合防災訓練実施(光が丘運動場他)                           |
| 2月 1日   | 東大泉児童館(敬老館・東大泉第二保育園併設)開館                     |        | <b>【昭和53年】(1978年)</b>           | 10月 19日 | 台風20号で区内各地に被害発生                                     |
| 4月 1日   | 練馬第三・南が丘小学校開校                                | 3月     | 練馬駅北口カネボウ跡地の区と都による先行取得決定        | 12月     | ひとり暮らしの高齢者にアパートのあっせん開始                              |
| 6月 1日   | 区営ボート場を武蔵関公園に開設                              | 4月 1日  | 三原台温水プール(児童館・敬老館併設)開設           |         | <b>【昭和55年】(1980年)</b>                               |
| 7月 1日   | 平和台図書館開館                                     | 1日     | 大泉学園緑小学校、三原台・大泉北中学校開校           | 2月 1日   | 大泉図書館開館   |
|         | 20日 高野台運動場(野球場・庭球場)開設                        | 17日    | 武蔵関公園が都から区へ移管                   | 3月 1日   | 生活実習所(現水川台福祉  |
| 9月 9日   | 台風17号で関町四・五丁目、大泉学園町などに床上浸水344戸、床下浸水491戸の被害発生 | 5月 11日 | グラントハイツ跡地開発計画会議で1万2千戸の住宅建設決定    |         |   |
| 12月 1日  | 戸籍の閲覧が禁止                                     | 6月 1日  | 中大グラウンド跡地を区民に暫定開放               |         |   |
|         |  | 21日    | 暗渠化に伴い、田柄川緑道工事完成                |         |   |
|         |  | 8月 2日  | カネボウ跡地を区民に暫定開放                  |         |   |

|        |                                      |                |       |                                   |                |  |
|--------|--------------------------------------|----------------|-------|-----------------------------------|----------------|--|
|        | 園)、大泉福祉作業所、平和台授産場が都から区に移管            |                |       |                                   | 川台駅・平和台駅が開業    |  |
| 4月1日   | 総合教育センター開設                           | 【昭和57年】(1982年) | 3月24日 | 練馬区長期総合計画(昭和56~65年度)策定            | 30日            | 地下鉄12号線計画路線(案)を都が提案                          |
| 1日     | 大泉学園桜小学校開校                           |                | 4月1日  | 関町第三保育園開園                         | 7月1日           | 旭町南地区区民館開館                                   |
| 1日     | 長野県武石村(現上田市)に武石少年自然の家開設              |                | 1日    | 関保健相談所開設                          | 9月1日           | 区営の公益質屋廃止                                    |
| 21日    | 谷原出張所移転(総合教育センター内に併設)開設              |                | 1日    | 春日小学校開校                           | 10月            | 練馬清掃工場光が丘分工場(現光が丘清掃工場)竣工                     |
| 5月1日   | 向山庭園開園                               |                | 1日    | 桜台体育館(開進第三中屋内運動場に併設)開館            | 1日             | 北町福祉作業所・北保健相談所(改築)開設                         |
| 15日    | 区役所庁舎東館(現東庁舎)竣工                      |                | 1日    | 白百合福祉作業所、精神薄弱者生活寮しらゆり荘開設          | 1日             | ひとり暮らし等の高齢者に給食サービス開始                         |
| 6月2日   | 中野区と共同で、富士見台ケアセンター業務開始               |                | 5月1日  | 北大泉地区区民館開館                        | 1日             | 西武有楽町線の小竹向原-新桜台駅間開通                          |
| 8月10日  | 区独立30周年記念「練馬区史現勢資料編」発行               |                | 6月1日  | 光が丘地区開発推進本部設置                     | 3日             | 「非核都市練馬区宣言」を行う                               |
| 9月1日   | 富士見台地区区民館(富士見台こぶし保育園併設)開館            |                | 9月1日  | 関町図書館開館                           | 17日            | 「ビデオねりま」放映開始                                 |
| 1日     | 豊玉第四保育園開園                            |                | 1日    | (財)練馬区文化振興協会(現(公財)練馬区文化振興協会)設立    |                |  |
| 10月1日  | 氷川台(氷川台第二保育園併設)・北町第二地区区民館開館          |                | 12日   | 台風18号で区内各地に床上浸水484件、床下浸水720件の被害発生 | 【昭和59年】(1984年) |  |
| 12月1日  | 第八出張所開設                              |                | 10月1日 | 父子・母子家庭への家事援助者派遣事業開始              | 1月1日           | 区旗制定   |
|        | 【昭和56年】(1981年)                       |                | 11月5日 | 地下鉄12号線建設促進総決起大会開催                | 7日             | 区と区議会共催の新年賀詞交換会開催                            |
| 1月23日  | 国土庁主催の「農住タウン・ミーティング」を練馬区で開催          |                | 12日   | 練馬地区(練馬駅北西側約13ha)環境改善計画策定         | 2月2日           | 二十三特別区議会が主催し、特別区を「市」にするための促進大会開催             |
| 2月17日  | 練馬区など関係11区が都営地下鉄12号線促進連絡協議会を結成       |                | 30日   | 区独立30周年記念「練馬区史歴史編」発行(3部作完成)       | 3月23日          | 光が丘出張所開設                                     |
| 3月1日   | 大泉学園地区区民館(大泉学園保育園併設)開館               |                | 12月7日 | 光が丘地区医療施設誘致構想まとめる                 | 31日            | 区役所庁舎西館(現西庁舎)竣工                              |
| 4月1日   | 防災行政無線局開局                            |                | 20日   | 障害者福祉施策推進を図るための練馬区行動計画策定          | 4月1日           | 光が丘第三保育園開園                                   |
| 1日     | 大泉学園桜中学校開校                           |                |       | 【昭和58年】(1983年)                    | 1日             | 光が丘第四小学校、光が丘第一・光が丘第四中学校開校                    |
| 1日     | 東京中高年齢労働者職業福祉センター(サンライフ練馬)開設         |                | 1月17日 | 災害時の生活用水を確保するため「ミニ防災井戸」の指定開始      | 1日             | 東大泉地区区民館開館                                   |
| 5月1日   | 放射36号線の建設に建設大臣の事業認可                  |                | 4月1日  | 収入役室の業務を電算化                       | 16日            | 田柄・西大泉地区区民館開館                                |
| 6月18日  | 光が丘地区医療施設構想試案が、光が丘地区医療施設構想協議会から区長に答申 |                | 1日    | 光が丘第一小学校開校                        | 16日            | 婦人関係施策推進会議設置                                 |
| 7月1日   | 防災無線を利用し「夕べの鐘(現夕べの音楽)」放送開始           |                | 1日    | 石神井台第二・旭町第二・光が丘第二保育園開園            | 6月11日          | 区議会が「都営地下鉄12号線を光が丘から大泉以西へ延伸するための意見書」を運輸大臣に提出 |
| 8月28日  | 特別区政調査会が特別区長会に「特例市」構想の最終答申提出         |                | 3日    | 練馬文化センター開館                        | 19日            | 大泉公園内に災害時の応急給水施設完成                           |
| 10月1日  | 東京都環境影響評価(アセスメント)条例施行                |                | 24日   | 第10回区議会議員(定数56人)・区長選挙             | 9月1日           | 光が丘第四保育園開園                                   |
| 20日    | 区独立30周年記念「練馬区史現勢編」発行                 |                | 27日   | 10代区長に田畑健介就任                      | 5日             | 独立後初の大泉町二丁目土地区画整理組合を設立認可                     |
| 12月26日 | 都立光が丘公園が一部開園                         |                | 5月5日  | 第1回少年少女スポーツフェスティバル開催              | 10月4日          | 光が丘地区に練馬区医師会立病院の誘致を決定                        |
|        |                                      |                | 22日   | 第1回練馬こどもまつり開催                     |                | 【昭和60年】(1985年)                               |
|        |                                      |                | 6月4日  | 尾崎遺跡資料展示室(春日小学校内)開設               | 2月1日           | 練馬区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行                  |
|        |                                      |                | 24日   | 営団地下鉄(現東京メトロ)有楽町線の小竹向原駅・氷         | 1日             | 住民記録の電算化開始                                   |

|       |   |        |                                   |       |                                       |
|-------|---|--------|-----------------------------------|-------|---------------------------------------|
| 1日    | 光が丘第五・光が丘第六保育園開園                          | 25日    | 東台野球場開設                           |       | センター開設                                |
| 1日    | 光が丘あかね幼稚園開園                               | 10月1日  | 練馬区文化財保護条例施行                      | 2月1日  | 旭丘地域集会所開設                             |
| 1日    | 光が丘第三・光が丘第七小学校開校                          | 11月1日  | 練馬区医師会立光が丘総合病院開院                  | 3月1日  | 第1回 練馬区少女ネットボール大会開催                   |
| 1日    | 練馬区ワンルーム形式集合建築物の建築に関する指導要綱施行              | 12月2日  | 早宮二丁目地区・大泉町二丁目地区の地区計画が都市計画決定      | 4月1日  | 光が丘わかば幼稚園開園                           |
| 5月1日  | 千葉県富山町(現南房総市)に岩井少年自然の家開設                  | 10日    | 練馬区文化財保護審議会設置                     | 1日    | 光が丘第三中学校開校                            |
| 7日    | 練馬公民館(改築)開館                               |        | <b>【昭和62年】(1987年)</b>             | 1日    | 光が丘生活実習所(現光が丘福祉園)開設                   |
| 25日   | 外郭環状線の建設に伴う公聴会開催                          | 1月8日   | 環状7号線(羽沢・小竹町地区)沿道整備計画が都市計画決定      | 1日    | 光が丘第九保育園開園                            |
| 6月1日  | 練馬図書館(改築)開館                               | 2月2日   | エイズ相談窓口を保健所・保健相談所に開設              | 5月6日  | 区役所西館(現西庁舎)1階に区民課総合窓口開設               |
| 7月1日  | 貫井図書館開館                                   | 4月1日   | 婦人会館(現男女共同参画センターえーる)開館            | 27日   | 稻荷山図書館開館                              |
| 1日    | 貫井第二保育園開園                                 | 1日     | 花とみどりの相談所開設                       | 6月16日 | 石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定          |
| 11日   | 運輸政策審議会が都営地下鉄12号線の光が丘から大泉学園町までの延伸を運輸大臣に答申 | 1日     | 光が丘第八・石神井町つじ保育園開園                 | 7月19日 | 地下鉄12号線延伸促進期成同盟発足                     |
| 8月1日  | 勤労福祉会館開館                                  | 1日     | 光が丘第二小学校、光が丘第二中学校開校               | 8月1日  | 練馬区福祉公社設立                             |
| 10月   | 第14回国勢調査実施<br>練馬区の人口587,887人              | 1日     | びくに公園庭球場開設                        | 17日   | 第1回中学生海外派遣(区立中学校各1人、34人を米国へ10日間派遣)を実施 |
| 1日    | 区立美術館開館                                   | 1日     | 南田中・谷原地域集会所開設                     | 9月11日 | 第1回 照姫まつり 開催                          |
| 1日    | 石神井台・上石神井地域集会所開設                          | 12日    | 都道放射36号線一部開通                      | 10月1日 | 初の地下鉄12号線延伸促進大会開催                     |
| 2日    | 関越自動車道全線開通                                | 26日    | 第11回区議会議員(定数56人)・区長選挙             |       | <b>【昭和64年】(1989年)</b>                 |
|       | <b>【昭和61年】(1986年)</b>                     | 27日    | 11代区長に岩波三郎就任                      | 1月7日  | 昭和天皇崩御                                |
| 2月1日  | 戸籍謄本・抄本を出張所でも交付開始                         | 6月15日  | 練馬大泉郵便局(現大泉郵便局)開局                 |       | <b>【平成元年】(1989年)</b>                  |
| 19日   | 特別区制度改革について都区間で最終合意                       | 7月21日  | アスベスト撤去作業を小・中学校合わせて4校で開始          | 1月8日  | 「平成」に改元                               |
| 3月1日  | 区立保養所「網代荘」閉鎖                              | 8月1日   | 区独立40周年記念「練馬区小史」発行                | 13日   | 池袋のデパートで第1回ねりま漬物物産展 開催                |
| 4月1日  | 立野・南大泉地区区民館開館                             | 9月1日   | ひとり暮らしの高齢者に学校給食提供開始               | 2月1日  | 中村地域集会所開設                             |
| 1日    | 関町生活実習所(現関町福祉園)開設                         | 11月10日 | (財)練馬区都市整備公社(現(公財)練馬区環境まちづくり公社)設立 | 3月26日 | 第1回 ねりまボランティアまつり 開催                   |
| 1日    | 早宮・光が丘第七保育園開園                             | 16日    | 区内初の特別養護老人ホーム「育秀苑」開設              | 29日   | 千川上水の一部に清流が復活(関町南の一部)                 |
| 1日    | 光が丘むらさき幼稚園開園                              | 12月1日  | 練馬区医師会立光が丘総合病院で夜間の急病・安心コール開設      | 4月1日  | 光が丘さくら幼稚園開園                           |
| 1日    | 光が丘第五小学校開校、開進第二中学校セミナーハウス開設               | 3日     | 区独立40周年を記念して、区民の応募による「ねりま百景」決定    | 1日    | 光が丘第十・十一保育園開園                         |
| 1日    | 練馬区特別区制度改革推進会議設置                          | 10日    | 西武池袋線の富士見台-石神井公園駅間の高架化完成          | 1日    | 光が丘第八小学校開校                            |
| 12日   | 平和祈念碑を区役所庁舎前に設置                           |        | <b>【昭和63年】(1988年)</b>             | 1日    | 心身障害者中村訓練作業室開設                        |
| 7月1日  | 練馬区自転車の適正利用に関する条例施行                       | 3日     | 区独立40周年を記念して、区民の応募による「ねりま百景」決定    | 1日    | 区立として初の田柄特別養護老人ホーム開設                  |
| 8月12日 | 春日町一・二丁目地区の地区計画、春日町二丁目地区の沿道整備計画が都市計画決定    | 10日    | 西武池袋線の富士見台-石神井公園駅間の高架化完成          | 3日    | 住民票などを区内の郵便局から郵送請求できる行政サービス開始         |
| 9月1日  | 練馬区公文書公開条例施行                              | 18日    | 初の育秀苑デイサービス                       | 8日    | 区役所が第二・第四土曜日閉庁開始                      |
|       |   |        |                                   | 15日   | 夏の雲公園庭球場開設                            |
|       |   |        |                                   | 5月1日  | 土支田庭球場開設                              |
|       |   |        |                                   | 1日    | 向山地域集会所開設                             |
|       |   |        |                                   | 7月3日  | 光が丘区民センター(光が丘区民ホール、高齢者福祉              |

|   |  |  |
|---|--|--|
| センター、心身障害者福祉集会所、光が丘福祉事務所、光が丘デイサービスセンター、光が丘保健相談所、健康増進センター、衛生試験所、光が丘なかよし児童館、光が丘出張所移転併設）開館 | ティバル開催<br>花とみどりの相談所温室植物園開園                     | 菅大江戸線）が光が丘駅ー練馬駅まで部分開通                                      |
| 9月1日 初のねりまタウンサイクルを大泉学園駅北口に開設  | 18日  | <b>【平成4年】（1992年）</b>                                       |
| 30日 練馬区国際交流協会設立   | 11月1日 練馬区障害者就労促進協会（レインボーワーク）設立                 | 2月2日 練馬歯科休日急患診療所開設   |
| 10月8日 「練馬区の歌ーわが街・練馬ー」発表   | 12月1日 光が丘消防署開設                                 | 4日 練馬区の緑化計画が「緑の都市賞」受賞                                      |
| 11月10日 国土地理院の測量方法変更に伴い練馬区の面積が47km <sup>2</sup> から48.17km <sup>2</sup> に変更               | 3日 空き缶・空きびんの分別回収開始                             | 13日 全国自転車問題自治体連絡協議会発足、岩波区長が初代会長に選任される                      |
| 12月1日 光が丘消防署開設  | 6日 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定                  | 3月1日 大泉町地域集会所開設  |
| <b>【平成2年】（1990年）</b>  | 11日 電話申込した住民票の写しなどを夜間・休日に交付する「閉庁時窓口サービスコーナー」開設 | 3日 全国自転車問題自治体連絡協議会が国に自転車法等の改正を求めて要望書を提出                    |
| 1月1日 昭和38年2月から始まった練馬区内の「住居表示」事業が第28回の豊玉上・豊玉北地区実施で全て完了                                   | <b>【平成3年】（1991年）</b>                           | 4月1日 区の組織を13部制に改正  |
| 4日 電算業務専用棟の中村北分館開館  | 1月20日 上石神井体育館開館                                | 1日 かたくり福祉作業所開設   |
| 3月31日 軽井沢高原寮閉所  | 2月9日 大泉中学校セミナーハウス開設                            | 1日 ふれあい福祉園（現 大泉町福祉園）開設                                     |
| 4月1日 光が丘第六小学校開校   | 28日 練馬春日町駅西地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定                | 7月1日 区役所が毎週土曜日を完全閉庁日とする週休2日制導入                             |
| 1日 看護学生に看護婦への修学資金・就業支度資金貸付制度開始  | 3月1日 練馬区戦争体験記録「平和への架け橋」（上巻）発刊                  | 15日 区立図書館全館を結ぶオンラインネットワーク完成                                |
| 1日 光が丘警察署開設   | 30日 練馬区街づくり基本計画策定                              | 16日 練馬区自転車駐車場条例施行  |
| 8日 障害者が再生した放置自転車（ネリマレインボーサイクル）を区内で販売開始  | 4月1日 土支田地域集会所開設                                | 10月1日 （福）練馬区社会福祉事業団設立                                      |
| 5月8日 長野県軽井沢町に軽井沢少年自然の家開設  | 1日 光が丘病院が「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発              | 13日 北京市海淀区と友好・協力交流に関する合意書に調印                               |
| 10日 旭町北地区区民館開館  | 21日 第12回区議会議員（定数52人）・区長選挙                      | 11月1日 初の区立西大泉市民農園開設  |
| 6月1日 区民相談所で外国語による専門的相談開始  | 27日 12代区長に岩波三郎就任                               | 12日 区内の農地を計画的に保全する生産緑地地区の都市計画決定（区の農地の約半分の242.39haが生産緑地となる） |
| 7月10日 練馬西税務署（国）開設   | 6月1日 区独立40周年記念「練馬区議会史」発行                       | 12月13日 びん・缶の分別回収の「サンデー・モーニングリサイクル」を区内8路線で試験的に開始            |
| 18日 小竹図書館開館   | 1日 都立大泉中央公園全面開園                                | 23日 社会教育施設・区民施設の祝日開館開始                                     |
| 24日 学田公園地下に応急給水槽（都）設置   | 8月1日 外国都市との連絡・交流などに携わる初の国際交流員として、オーストラリア人を採用   | <b>【平成5年】（1993年）</b>                                       |
| 25日 外国語版広報紙（英語、中国語）発刊   | 15日 練馬区戦争体験記録「平和への架け橋」（下巻）発刊                   | 1月12日 練馬春日町駅西地区市街地再開発組合が設立され、区で初めて市街地再開発事業開始               |
| 31日 練馬区長期総合計画（平成2～12年度）策定   | 20日 練馬区シャトルバス試行運行（平成4年4月1日 本格運行開始）             | 21日 北京市海淀区、オーストラリアのイプスウィッチ市の児童・生徒の書や絵画作品の展示を美術館で開催         |
| 9月1日 出張所で住民税証明書発行開始   | 21日 北京市海淀区に練馬区日中友好訪中団を派遣                       | 2月2日 長尾幸作氏からの寄付を受け、練馬区芸術作品設置基金を創設（条例施行は3月18日）              |
| 10月1日 練馬区の面積が48.17km <sup>2</sup> から48.16km <sup>2</sup> に変更（建設省国土地理院調べ）                | 9月21日 初の高齢者集合住宅「鶴の里」を羽沢に開設                     | 3月 練馬区障害者福祉行動計画  |
| 10日 第1回 練馬区健康フェス  | 10月15日 生産緑地法一部改正を受け、区に生産緑地対策本部設置               |  |
|   | 11月5日 光が丘郵便局開局                                 |  |
|   | 12月10日 都営地下鉄12号線（現都                            |  |

|                      |   |                      |   |                      |   |
|----------------------|---|----------------------|---|----------------------|---|
|                      | 策定  | 11月10日               | 長野県武石村（現上田市）と友好提携の合意書に調印                        | が認可される               |   |
| 23日                  | 土支田高齢者集合住宅が開設（初のデイサービスセンターを併設）                    | 12月 1日               | 武石少年自然の家に新館開館                                   | <b>【平成8年】（1996年）</b> |   |
| 4月 1日                | 大泉学園町・高野台地域集会所開設                                  | 7日                   | 西武池袋線の新駅、練馬高野台駅開業                               | 3月30日                | 区役所本庁舎アトリウム棟竣工、落成記念区民コンサート開催              |
| 1日                   | 練馬区で初めて都市型CATV事業を行う「ケーブルテレビネリマ」(現J:COM東京) 開局      | 7日                   | 西武有楽町線が練馬駅から小竹向原駅まで開通し、営団（現 東京メトロ）有楽町線への乗り入れ開始  | 4月 1日                | 東大泉地域集会所開設                                |
| 10日                  | フランスのストラスブルフィルハーモニー管弦楽団が、練馬文化センターで公演、同市長が練馬区を表敬訪問 | 21日                  | 都と23区が、都区制度改革に必要な法令改正について自治大臣に正式に要請し、受理される      | 30日                  | 子育ての広場「光が丘びよびよ」、「大泉びよびよ」を試行的に設置           |
| 5月 9日                | 体験農場を備えた土支田農業公園開園                                 | <b>【平成7年】（1995年）</b> |   | 4月                   | 初の農業体験農園「緑と農の体験塾」開設                       |
| 6月 6日                | 石神井川に平成みあい橋と緩傾斜護岸完成                               | 1月17日                | 阪神・淡路大震災（マグニチュード7.3）発生                          | 6月 4日                | 三宝寺池が環境庁の日本の音風景100選に認定される                 |
| 29日                  | 南大泉図書館開館、南大泉青少年館（改築）開館                            | 2月 1日                | 初の在宅介護支援センター（光陽苑・やすらぎ舎）開設                       | 7日                   | 練馬春日町駅西地区再開発ビル「エリム春日町」完成                  |
| 7月 1日                | 厚生文化会館（改築）開館                                      | 13日                  | 練馬区生涯学習推進計画策定                                   | 7月10日                | 健康センター内に練馬区医師会訪問看護ステーション開設                |
| 9月 1日                | 中国から招へいた中医が、日大光が丘病院で漢方医としての指導助言を開始                | 22日                  | 光が丘図書館開館  | 28日                  | 立野公園開園                                    |
| 11月13日               | 平和台体育館開館  | 4月 1日                | 練馬・光が丘・石神井総合福祉事務所開設                             | 8月 1日                | 〇-157 等対策本部設置                             |
| 17日                  | 練馬区環境基本計画策定                                       | 1日                   | 石神井町福祉園開設                                       | 28日                  | 春日町図書館開館                                  |
| 12月27日               | 練馬区住宅マスタープラン策定                                    | 1日                   | 知的障害者生活寮大泉つづじ荘開設                                | 9月                   | 初の避難拠点訓練実施                                |
| <b>【平成6年】（1994年）</b> |   | 1日                   | 区内共通商品券発行開始                                     | 12月18日               | 第1回 アトリウムミニコンサート開催                        |
| 2月 1日                | 区役所新庁舎（本庁舎20階建）竣工                                 | 1日                   | 区内共通商品券発行開始                                     | 24日                  | 練馬区行政改革実施計画（平成9～11年度）策定                   |
| 3月17日                | 練馬区福祉基本計画策定                                       | 15日                  | 区役所内に健康センター開設                                   | <b>【平成9年】（1997年）</b> |   |
| 30日                  | 東京外環自動車道の東大泉ICと和光ICの区間約2.9km開通                    | 23日                  | 第13回区議会議員（定数52人）・区長選挙                           | 1月 1日                | 基礎年金番号制度開始                                |
| 4月 1日                | 地域別街づくり計画策定                                       | 27日                  | 13代区長に岩波三郎就任                                    | 3月15日                | 初のリサイクルセンター（現関町リサイクルセンター）開設               |
| 15日                  | 平成つつじ公園開園   | 5月21日                | ねりま区報1000号を発行                                   | 4月 1日                | 名誉区民顕彰制度創設                                |
| 20日                  | 光が丘地区区民館開館  | 6月21日                | 「防災の手引」を全戸配布                                    | 1日                   | 大泉学園町福祉園開設                                |
| 4月                   | ねりまの名木百選 決定                                       | 21日                  | 健康づくり推進会議が「練馬区における健康づくり施策の基本的な考え方とその進め方について」を答申 | 30日                  | 環状八号線 井荻トンネル開通                            |
| 5月14日                | 光が丘体育館開館  | 7月 1日                | 狭あい道路拡幅整備事業開始                                   | 5月 1日                | リサイクルセンターで大型家具の展示・販売開始                    |
| 26日                  | 練馬・大田・世田谷・杉並・板橋・北の6区で構成するエイトライナー促進協議会発足           | 1日                   | 練馬区行政手続条例施行                                     | 6月 1日                | 24時間巡回型ホームヘルプサービス事業開始                     |
| 8月 1日                | 三原台・北町地域集会所開設                                     | 18日                  | 西武池袋線練馬駅北口に公共地下駐車場開設                            | 11日                  | 立体区道「やすらぎ歩道橋」利用開始                         |
| 10月 8日               | 西武池袋線の桜台駅付近－練馬駅付近までの下り線の高架化完成                     | 8月15日                | 平和祈念碑を光が丘公園内に建立                                 | 7月 1日                | 練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例施行                 |
| 15日                  | オーストラリアのイプスウィッチ市と友好都市提携の合意書に調印                    | 9月 1日                | ペットボトルの回収開始                                     | 20日                  | 区独立50周年を記念してNHKラジオ体操の全国公開放送を光が丘体育館前ひろばで実施 |
|                      |   | 10月                  | 第16回国勢調査実施<br>練馬区の人口635,746人                    | 8月 1日                | 区独立50周年記念「ねりま50年の移り変わり」発行                 |
|                      |   | 1日                   | 関区民センター（関区民ホール、関高齢者センター、関出張所移転併設）開館             | 9日                   | 大泉学園町体育館開館                                |
|                      |   | 23日                  | 憩いの森制度が「緑の都市賞」を受賞                               | 10月 6日               | 初の介護老人保健施設「練馬ゆめの木」開設                      |
|                      |   | 12月13日               | 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画                        |                      |   |

- 15日 区民親善訪問団が北京市海淀区訪問
- 16日 大泉井頭公園が親水公園として利用再開
- 11月 1日 小竹地域集会所開設  
2～3日 区独立50周年を記念して区民オペラ「アイダ」上演
- 19日 フランスのストラスブール市で、桜の植樹記念式典開催
- 12月 13日 西武池袋線の中村橋駅付近一富士見台駅付近の下り線の高架化完成
- 19日 都営地下鉄12号線の練馬駅－新宿駅間開業
- 【平成10年】（1998年）**
- 3月 26日 西武池袋線と営団地下鉄（現東京メトロ）有楽町線が相互直通運転開始
- 4月 1日 石神井台みどり地域集会所開設
- 5月 27日 フランスのストラスブール市から寄贈されたマロニエの植樹式開催
- 7月 1日 大泉総合福祉事務所開設
- 6日 練馬区産業振興計画策定
- 9日 練馬区リサイクル推進協議会設置
- 31日 都が練馬区全域を緑化地区に指定
- 8月 3日 練馬区みどりの基本計画策定
- 9月 16日 学校給食を活用した高齢者食事サービス開始
- 10月 1日 児童手当支給事業開始
- 11月 1日 中大グランド跡地の名称を練馬総合運動場に改称
- 12月 1日 ねりま区テレホン・ファックスサービス開始
- 12日 初の区内共通商品券の特別販売を実施
- 15日 交通安全区民大会で「交通安全都市練馬区宣言」を行う
- 【平成11年】（1999年）**
- 1月 5日 子どもショートステイ事業開始
- 20日 ねりま区報が東京都広報コンクールで最優秀賞を初めて受賞
- 3月 1日 練馬駅周辺道路を環境美化推進地区に指定
- 27日 江古田駅地下横断歩道開通
- 4月 25日 第14回区議会議員（定数50人）・区長選挙
- 27日 14代区長に岩波三郎就任
- 6月 1日 練馬区保健所を設置し、桜台・石神井保健相談所を開設
- 1日 東大泉グループ保育室を開設し、駅型グループ保育開始
- 7月 21日 集中豪雨による水害発生（床上浸水261件）
- 9月 5・12日 区内6か所の小・中学校で避難拠点訓練実施
- 11月 1日 練馬中学校内にデイサービスセンター開設
- 【平成12年】（2000年）**
- 1月 4日 育児支えあい事業開始
- 4月 1日 特別区制度改革実施
- 1日 都から区に清掃事業移管、谷原清掃事業所開設
- 1日 練馬区介護保険条例施行
- 1日 練馬区個人情報保護条例施行
- 1日 練馬区リサイクル推進条例施行
- 1日 区ホームページ開設
- 5月 25日 練馬区自転車利用総合計画策定
- 7月 1日 ストーカー被害防止のため、住民票の写しの交付請求や閲覧の制限実施
- 1日 練馬区介護保険運営協議会発足
- 9月 21日 練馬区リサイクル推進計画策定
- 11月 7日 大泉学園再開発地区の名称が、一般公募により「大泉学園ゆめりあ」に決定
- 12月 1日 びん・缶街区路線回収を拡大し、区内全域で実施
- 12日 都営大江戸線全線開業
- 【平成13年】（2001年）**
- 1月 1日 戸籍事務の電算化開始
- 3月 3～4日 中村陸橋と西武池袋線の逆立体切替工事実施
- 16日 練馬区長期総合計画（平成13～22年度）策定
- 4月 1日 練馬区区民・勤労者福祉サービスセンター発足
- 5月 17日 オーストラリアのイプスウィッチ市に日本庭園「ネリマガーデン」開園
- 6月 1日 練馬区夜間救急こどもクリニック事業開始
- 8月 8日 特別区制度改革に伴い、区として初めて区立小・中学校使用教科書を採択
- 9月 7日 「ねりまの名品21」決定
- 10日 平日夜間特別窓口開設
- 23日 大泉学園駅西側に補助135号線（アンダーパス）開通
- 10月 8日 「健康都市練馬区宣言」を行う
- 11月 22日 大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」完成
- 12月 20日 新病院の運営主体が、学校法人順天堂に決定
- 【平成14年】（2002年）**
- 2月 1日 大泉学園ゆめりあホール開館
- 3月 12日 石神井公園駅北口再開発ビル「石神井公園ピアレス」完成
- 19日 練馬福祉会館閉館
- 4月 1日 練馬区情報公開条例施行
- 22日 石神井公園ピアレス内に、石神井公園区民交流センター開設
- 5月 20日 谷原出張所が西武池袋線練馬高野台駅高架下に移転
- 7月 ねりま遊遊スクール開始
- 2日 学校給食リサイクル肥料「練馬の大地」を製品化
- 8月 5日 住民基本台帳ネットワークシステムの第1次稼働開始（国）
- 10月 1日 石神井公園駅北口駅前広場完成
- 1日 夜間休日の住民票などの即時発行窓口開設
- 1日 春日町リサイクルセンター開設
- 11月 15日 大泉学園駅南口再開発ビル「ゆめりあ2」完成
- 【平成15年】（2003年）**
- 1月 1日 総合教育センター（現学校教育支援センター）が旧練馬福祉会館に移転
- 2月 1日 関町地域集会所開設
- 3月 3日 北町・田柄地区と光が丘を結ぶシャトルバスの運行開始
- 16日 環状八号線練馬春日町トンネル開通
- 4月 1日 練馬駅北口・大泉学園駅南口に駅前広場完成
- 1日 図書館資料のインターネット予約サービス開始

|        |                                 |        |                                  |        |  |
|--------|---------------------------------|--------|----------------------------------|--------|--|
| 27日    | 第15回区議会議員（定数50人）・区長選挙           | 31日    | 下田学園閉園                           | 11日    | わがまち練馬みらい債（住民参加型市場公募地方債）発行                     |
| 27日    | 15代区長に志村豊志郎就任                   | 3月末    | 区立小・中学校のアスベスト除去工事完了              | 26日    | みどり30推進計画（平成19～28年度）策定                         |
| 5月23日  | 練馬区観光協議会発足                      | 4月1日   | 区の組織に3事業本部制を導入                   |        | <b>【平成19年】（2007年）</b>                          |
| 7月15日  | 区立小・中学校で初めて春日小学校校庭の芝生化完成        | 1日     | 屋上緑化助成事業開始                       | 1月11日  | 区独立60周年を記念して「練馬区の素敵な風景100選」発表                  |
| 9月3日   | 「練馬区にちなんだ商品（愛称：ねりコレ）」を決定        | 1日     | 区立中学校学校選択制実施                     | 27日    | 都市農地保全推進自治体フォーラム開催                             |
| 5日     | 第1回ともに地域を築く区民と区長のつどい開催          | 1日     | 障害者地域活動支援センター谷原フレンド開設            | 3月23日  | 地図情報ねりまっぷ運用開始                                  |
| 10月31日 | 学校・区民施設のアスベスト除去方針・計画策定          | 7月1日   | 順天堂大学医学部附属練馬病院開院                 | 25日    | 区独立60周年を記念して、NHKのど自慢公開生放送を練馬文化センターで実施          |
| 12月1日  | 豊玉障害者地域生活支援センターきらら開設            | 8月1日   | 練馬子ども家庭支援センター開設                  | 4月1日   | 関子ども家庭支援センター開設                                 |
| 25日    | 新行政改革プラン（平成16～18年度）策定           | 10月    | 第18回国勢調査実施<br>練馬区の人口692,339人     | 1日     | 中学生までの医療費無料化実施                                 |
|        | <b>【平成16年】（2004年）</b>           | 10月3日  | 社会福祉協議会内に権利擁護センターほっとサポートねりま開設    | 1日     | いきいき健康券事業開始                                    |
| 1月27日  | 学校給食調理業務の民間委託を4校で開始             | 12月28日 | 練馬区新長期計画（平成18～22年度）策定            | 1日     | 区立中学校で二学期制を導入                                  |
| 2月17日  | 貫井福祉園（福祉工房、活動交流室併設）開設           |        | <b>【平成18年】（2006年）</b>            | 22日    | 第16回区議会議員（定数50人）・区長選挙                          |
| 4月1日   | 大泉さくら運動公園開園                     | 1月1日   | 練馬区アスベスト飛散防止条例施行                 | 27日    | 16代区長に志村豊志郎就任                                  |
| 6日     | 安全・安心パトロールカー運行開始                | 4日     | 全国で初めて印鑑登録証明書にホログラムを導入           | 5月6日   | 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」放送開始                         |
| 5月9日   | 区役所に屋上庭園・屋上緑化見本園開設              | 19日    | 区が環境省の平成17年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」受賞  | 7月11日  | ブルーベリー摘み取り観光農園開園                               |
| 5月     | 練馬区アスベスト対策大綱を策定                 | 3月末    | 区立施設のアスベスト除去工事完了                 | 8月1日   | 初の名誉区民として6名（上野徳次郎、梅内正雄、小口政雄、加藤隆太郎、栗原佐吉、林信助）を顕彰 |
| 6月1日   | 国民健康保険料のコンビニエンスストアでの納付開始        | 4月1日   | 練馬区まちづくり条例施行                     | 1日     | 区独立60周年記念「ねりま60」発行                             |
| 1日     | 学校安全安心ボランティア事業開始                | 1日     | 区立施設の指定管理者制度開始                   | 31日    | 練馬駅地下1階に練馬区観光案内所開設                             |
| 21日    | 練馬区洪水ハザードマップ発行                  | 1日     | 東大泉第三保育園開園                       | 10月31日 | 行政改革推進プラン（平成19～22年度）策定                         |
| 7月30日  | ペットボトル街区路線回収モデル事業開始             | 13日    | みどり30基本方針策定                      | 11月1日  | 光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ開設                         |
| 9月     | 区立施設委託化・民営化実施計画策定               | 5月11日  | 軽自動車税のコンビニエンスストアでの納付開始           | 12月2日  | 第1回練馬大根引っこ抜き競技大会開催                             |
| 11日    | 初の財政白書を公表                       | 28日    | 環状八号線全面開通                        |        | <b>【平成20年】（2008年）</b>                          |
| 10月16日 | 豊玉高齢者センター開設                     | 6月2日   | 練馬区観光協会設立                        | 1月4日   | 出張所を区民事務所（4か所）と出張所（13か所）に再編                    |
| 18日    | 練馬区みどりを育む基金（愛称：練馬区みどりの葉っぱい基金）創設 | 8月1日   | 練馬区環境基本条例施行                      | 29日    | 北京市海淀区との友好交流15周年記念碑除幕式開催                       |
| 23日    | 新潟県中越地震（マグニチュード6.8）発生           | 1日     | 「環境都市練馬区宣言」を行う                   | 2月8日   | 区立学校適正配置第一次実施計画策定                              |
| 12月13日 | 練馬区区民の安全と安心を推進する条例施行            | 8月     | 都市計画道路補助230号線（笹目通り～土支田通り区間）が事業認可 | 3月16日  | 第1回ねりたんアニメプロジェクト in 大泉開催                       |
|        | <b>【平成17年】（2005年）</b>           | 10月2日  | 自動交付機を導入し、住民票の写し、印鑑登録証明書の交付開始    |        |  |
| 1月25日  | 各種届出の電子申請サービス開始                 | 11月1日  | 練馬区環境審議会設置                       |        |  |
| 3月14日  | 練馬区産業振興基本条例施行                   | 12月7日  | 区独立60周年を記念して「練馬区健康いきいき体操」発表      |        |  |
| 14日    | 練馬区文化芸術振興条例施行                   |        |                                  |        |  |

|        |  |       |  |           |   |
|--------|--|-------|--|-----------|---|
| 4月1日   | 区立小学校で二学期制を導入                              |       | 1日   | 練馬区景観条例施行 |   |
| 9日     | 光が丘子ども家庭支援センター開設                           | 1日    | 光が丘地区で統合新校4校(光が丘四季の香・光が丘春の風・光が丘夏の雲・光が丘秋の陽小学校)が開校 | 6月13日     | 東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、放射線量等の測定を区立施設で開始           |
| 14日    | 区の人口が70万人を超える                              | 5月1日  | 大泉子ども家庭支援センター開設                                  | 9月1日      | 粗大ごみや小型家電から金属の資源化事業を開始                              |
| 6月1日   | 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行                        | 1日    | 大泉障害者地域生活支援センターさくら開設                             | 2日        | 新座市と災害時相互応援協定を締結                                    |
| 10月29日 | 都市農地保全推進自治体協議会設立、初代会長に志村区長が選出される           | 25日   | 練馬区地球温暖化対策地域協議会設立                                | 10月1日     | 自治体として初めて使用済み食用油のバイオ燃料精製事業を開始                       |
| 11月5日  | 名誉区民として5名(牧野富太郎、田畑健介、岩波三郎、野村万作、松本零士)を顕彰    | 8月10日 | 都市計画道路補助230号線(外環道～大泉学園通り区間)が事業認可                 |           | <b>【平成24年】(2012年)</b>                               |
| 22～24日 | 第1回ねりたんアニメカーニバル開催                          | 20日   | 西東京市と災害時相互応援協定を締結                                | 1月30日     | 武蔵野市と災害時相互応援協定を締結                                   |
|        | <b>【平成21年】(2009年)</b>                      | 27日   | 和光市と災害時相互応援協定を締結                                 | 3月27日     | 館林市と災害時相互応援協定を締結                                    |
| 1月22日  | 中村南スポーツ交流センター開設                            | 10月   | 第19回国勢調査実施                                       | 4月1日      | (公社)地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院(3月31日に日本大学医学部附属練馬光が丘病院が運営終了) |
| 30日    | 練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画策定                     | 1日    | 練馬区福祉のまちづくり推進条例施行                                | 5月10日     | 練馬区施設建築安全審査会設置                                      |
| 2月12日  | 牧野記念庭園が国の登録文化財に指定                          | 11月1日 | 練馬区資源循環センター開設                                    | 28日       | 練馬区教育振興基本計画策定                                       |
| 4月1日   | 練馬みどりの機構設置                                 | 24日   | 下仁田町と災害時物資等支援協定を締結                               | 6月1日      | しらゆり荘移転開設   |
| 2日     | 豊玉リサイクルセンター開設                              |       | <b>【平成23年】(2011年)</b>                            | 8月1日      | 原付自転車オリジナルナンバープレート(「ねり丸」「銀河鉄道999」)交付開始              |
| 22日    | フランスのアヌシー市とアニメ産業交流協定締結                     | 1月1日  | 練馬区政推進基本条例施行                                     | 10月1日     | 大泉学園駅北口地区再開発事業が開始                                   |
| 5月1日   | 南田中図書館開館                                   | 6日    | 前橋市と災害時相互応援協定を締結                                 | 11月1日     | 初の都市型軽費老人ホーム2施設が開設                                  |
| 1日     | 石神井障害者地域生活支援センターういんぐ開設                     | 24日   | 野村万作氏が練馬文化センター名誉館長に就任                            |           | <b>【平成25年】(2013年)</b>                               |
| 7月16日  | 3つのコミュニティバスの名称を統一し、「みどりバス」として運行開始          | 2月14日 | 日本銀行石神井運動場を公園用地として取得                             | 1月        | 中村地区浸水対策施設が竣工                                       |
| 21日    | 都市計画道路補助230号線(土支田通り～外環道区間)が事業認可            | 3月7日  | 区の公式アニメキャラクター「ねり丸」発表                             | 15日       | 前橋市と災害時の行政情報の発信に関する覚書を締結                            |
| 8月3日   | 23区初のアニメキャラクター(銀河鉄道999)入り証明書(住民票の写しなど)発行開始 | 11日   | 東日本大震災(マグニチュード9.0)発生                             | 21日       | 旧光が丘第五小学校にこども発達支援センター開設                             |
| 12月11日 | 練馬区基本構想策定                                  | 24日   | 区公式ツイッターアカウントを作成、区政情報の発信を開始                      | 4月1日      | 練馬区暴力団排除条例施行  |
|        | <b>【平成22年】(2010年)</b>                      | 4月1日  | 初の小中一貫教育校「大泉桜学園」が開校                              | 1日        | (一社)練馬区産業振興公社設立                                     |
| 1月     | 学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画策定                       | 4日    | 大泉学園町希望が丘公園運動場開設                                 | 3日        | 上尾市・上田市と災害時相互援助協定締結(3自治体間での災害時応援体制を構築)              |
| 15日    | 貫井子ども家庭支援センター開設                            | 12日   | 区職員の第一次支援隊が宮城県亶理町へ向けて出発                          | 7月1日      | 練馬区子ども・子育て会議設置                                      |
| 3月12日  | 練馬区長期計画(平成22～26年度)策定                       | 24日   | 第17回区議会議員(定数50人)・区長選挙                            | 9月1日      | 災害時・緊急時の連絡網として、「緊急一斉メール」連絡網システム導入                   |
| 19日    | 練馬区区民との協働指針策定                              | 27日   | 17代練馬区長に志村豊志郎就任                                  | 10月1日     | 練馬区公式フェイスブック  |
| 28日    | 石神井公園ふるさと文化館開館                             | 5月1日  | 区が景観法による景観行政団体となる                                |           |   |
| 4月1日   | 練馬区歩行喫煙等の防止に                               |       |  |           |   |

|                |  |                |  |                  |   |
|----------------|--|----------------|--|------------------|---|
| 開設             |  |                | りっこクラブ」を一部の小学校で開始                            |                  |   |
| 15日            | 自動交付機での住民税の証明書交付開始   | 【平成27年】（2015年） | 1日   | ねりま子育てサポートナビ運用開始 |   |
| 11月15日         | 補助230号線が笹目通りから土支田通りまで開通  | 1月25日          | 西武新宿線立体化促進協議会（会長前川区長）発足                      | 1日               | 区立小・中学校で新たな三学期制を導入  |
| 12月2日          | ハローワークと連携した、就労応援ねりま開設  | 25日            | 西武池袋線の練馬高野台～大泉学園駅間の高架化が完成し、全高架化事業が完了         | 4日               | マイナンバーカードを利用して住民票などの証明書が取れるコンビニ交付サービス開始                       |
| 【平成26年】（2014年） |  | 3月14日          | 練馬区農の学校開校                                    | 15日              | 街かどケアカフェこぶし開設   |
| 2月23日          | 志村豊志郎練馬区長が逝去   | 19日            | みどりの風吹くまちビジョン策定                              | 20日              | 国の交通政策審議会が進めるべき6つのプロジェクトの一つに大江戸線延伸を選定                         |
| 3月18日          | 区内警察署、防犯協会と区の三者で、「練馬区街かど安全71万区民の目」警戒運動に関する覚書を締結                | 19日            | 区の魅力を発信する「YoriDoriMidori（よりどりみどり）練馬」プロジェクト開始 | 5月3日             | 四季の香ローズガーデン開園   |
| 31日            | 光が丘あかね幼稚園・光が丘わかば幼稚園閉園  | 29日            | 第1回練馬こぶしハーフマラソン開催                            | 9月12日            | 世界都市農業サミット推進委員会設置   |
| 4月1日           | 石神井松の風文化公園開園、同公園内に石神井公園ふるさと文化館分館開館                             | 4月1日           | 練馬区区政改革推進会議設置                                | 10月1日            | スマートフォンなどを活用し、区民の気づきを区政に活かす「ねりまちレポーター」創設                      |
| 1日             | 旧光が丘第二小学校に学校教育支援センター、防災学習センター開設                                | 4日             | 大泉学園駅北口直結のペDESTリアンデッキに大泉アニメゲート開設             | 5日               | 介護人材の確保・育成を支援する「アドバイザー派遣事業」開始                                 |
| 14日            | 区施設と民間施設からなる複合施設 Coconeri（ココネリ）が練馬駅北口に開設                       | 4日             | 美術の森緑地リニューアルオープン                             | 10日              | 区独立70周年イベント「みどりの風 練馬新能」開催                                     |
| 20日            | 第18回区長選挙、区議会議員補欠選挙   | 5日             | こどもの森開園                                      | 14日              | 練馬区みどりの区民会議設立   |
| 20日            | 18代区長に前川耀男就任   | 10日            | 練馬区総合教育会議設置                                  | 19日              | ユニバーサルスポーツフェスティバル初開催  |
| 5月1日           | Coconeri（ココネリ）に初の回復期リハビリテーション病院開設                              | 26日            | 第18回区議会議員（定数50人）選挙                           | 21日              | 区政改革計画～みどりの風吹くまちを実現するために～策定                                   |
| 6月1日           | 初の民設民営福祉園として田柄福祉園開設  | 6月29日          | みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン（平成27～29年度）策定           | 【平成29年】（2017年）   |   |
| 20日            | 区の執行体制を強化するため、副区長2名制を採用  | 9月6日           | 練馬区農の学校初の「ねりま農サポーター」誕生                       | 2月               | 練馬区空き家等対策計画策定   |
| 7月1日           | 区内11か所の郵便局で住民票の写し等の証明書発行開始                                     | 17日            | 全国初、地方自治体独自の幼保一元化施設「練馬こども園」13園を認定            | 19日              | 練馬つながるフェスタを初開催  |
| 22日            | 区長とともに練馬の未来を語る会初開催   | 10月            | 第20回国勢調査実施                                   | 3月1日             | 石神井観光案内所開設  |
| 22日            | 早宮・関区民事務所開設  | 24日            | 練馬区の人口721,722人                               | 23日              | 清水山の森（旧清水山憩いの森）開園   |
| 8月1日           | 区役所西庁舎10階にハーブテラス開園   | 11月7日          | 第1回ねりまビッグバンを光が丘地域で開催                         | 25日              | 中里郷土の森開園  |
| 10月1日          | 上石神井敬老館開設  | 12月21日         | 練馬産野菜や農産物等を使用した加工品などの即売会「ねりマルシェ」初開催          | 26日              | 区独立70周年を記念して練馬こぶしハーフマラソンを開催                                   |
| 1日             | 計測方法の変更に伴い区の面積が48.16km <sup>2</sup> から48.08km <sup>2</sup> に変更 | 【平成28年】（2016年） | 練馬区の「これから」を考える～区政の改革に向けた資料～公表                | 4月1日             | 関越自動車道高架下を活用した、はつらつセンター大泉、大泉リサイクルセンター、大泉運動場、地域交流ひろば、地域活動倉庫を開設 |
| 20日            | オーストラリアのイプスウィッチ市友好都市提携20周年記念調印式開催                              | 2月             | 練馬区教育・子育て大綱策定                                | 5月23日            | 広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」が日本広報協会会長賞（入選）受賞                           |
| 11月20日         | 大江戸線延伸の実現をめざし、都へ要望書を提出   | 1日             | 大泉さくら運動公園多目的運動場を人工芝化                         | 6月1日             | ひとり親家庭総合相談窓口開設  |
|                |  | 3月4日           | ねりま区報が東京都広報コンクールで最優秀賞を受賞                     |                  |   |
|                |  | 4月1日           | 練馬区文化振興協会の新理事長に大谷康子氏が就任                      |                  |   |
|                |  | 1日             | 学童クラブ事業とひろば事業を一体的に運営する「ね                     |                  |   |

- 1日 臨時災害放送局の取組が総務省関東総合通信局長表彰を受賞
- 5日 地域団体と街かどケアカフェ連携協定を締結
- 9日 名誉区民として2名(野見山暁二、ちばてつや)を選定
- 7月 ねりまユニバーサルフェスとして、みんなのUDパーク、ユニバーサルスポーツフェスティバル、Nerima ユニバーサルオーケストラコンサート等を開催  
(開催期間7月～12月)
- 3日 窓口で聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑に行うためのアプリを導入
- 26日 都内で初めてアイメイト(盲導犬)の訓練を区役所庁舎内で実施
- 8月 1日 練馬区70周年記念「くるとねりま」発行
- 1日 練馬区独立70周年を記念して花火フェスタを開催
- 1日 全国で初めて、区内在住者に加え、在勤・在学者も対象に含めた骨髄提供者支援事業を開始
- 5日 練馬区独立70周年を記念して「真夏の第九」コンサートを開催
- 10月 1日 電動アシスト付自転車を使用したシェアサイクル事業の社会実験を開始
- 14日 練馬区独立70周年を記念して「みどりの風 練馬薪能」を開催
- 12月 1日 区役所アトリウム等区内4か所で無料公衆無線LAN「Nerima Free Wi-Fi」の運用開始
- 7日 「グランドデザイン構想(素案)」発表
- 【平成30年】(2018年)**
- 1月21日 西武新宿線立体化促進大会を開催
- 2月13日 区内3消防署と震災時における、り災証明書発行に関する協定を締結
- 3月 練馬区無電柱化推進計画策定
- 19日 新たな「アクションプラン(平成30～31年度)」策定

※平成30年4月～31年3月については「練馬区この1年」(2～7ページ)をお読みください。



---

# 関連文書一覧

各所管課が発行する、練馬区勢概要に掲載の項目や関連する事業等をまとめた冊子等を一覧としている。

---

- ・「税務概要 平成30年度版（2018年度版）」  
練馬区区民部税務課・収納課（平成30年9月発行）
- ・「練馬区教育要覧 平成30年版（2018年版）」  
練馬区教育委員会（平成30年9月発行）
- ・「練馬の介護保険 平成29年度実績報告」  
練馬区高齢施策担当部介護保険課（平成30年11月発行）
- ・「ねりまの保健衛生 平成30年版（2018年版）」  
練馬区健康部・保健所・地域医療担当部（平成30年9月発行）
- ・「ねりまのかんきょう 平成29年度（2017年度）報告」  
練馬区環境部環境課（平成30年9月発行）
- ・「ねりまの国保 平成30年度（2018年度）平成29年度実績」  
練馬区区民部国保年金課・収納課（平成30年9月発行）
- ・「ねりまの後期高齢者医療 平成30年度（2018年度）平成29年度実績」  
練馬区区民部国保年金課（平成30年11月発行）



【表紙】

上：練馬総合運動場公園「オープニングフェスティバル」から  
「陸上トラック走り初め」

下左：夏の水遊び（高松小ねりっこクラブ）

下右：「世界都市農業サミット」イベント 収穫体験

【裏表紙】

上：夜間特別ライトアップで、より鮮やかに彩られた  
向山庭園と紅葉

下：ねりマルシェの様子



---

# 練馬区勢概要

令和元年版（2019年版）

令和元年（2019年）9月発行

編集 練馬区総務部情報公開課  
発行

住所 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

電話 03-3993-1111（代表）

練馬区ホームページアドレス

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>

---

## 非核都市練馬区宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかし、近年、核軍拡競争は、激化し、世界平和に深刻な脅威をもたらしている。

われわれは、世界最初の被爆国民として、平和憲法精神に沿って、核兵器の全面禁止と軍縮の推進について積極的な役割を果たすべきである。

わが練馬区および練馬区民は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を生かし、また、日本の国是である非核三原則（造らず、持たず、持ち込ませず）が完全に実施されることを願い、わが練馬区の区域内に、いかなる国のいかなる核兵器も、製造、配備、貯蔵することはもとより、飛来、通過することをも拒否する。

練馬区および練馬区民は、さらに他の自治体とも協力し、核兵器の廃絶と軍縮にむけて努力することを宣言する。

昭和五十八年十月三日

## 練馬区

## 交通安全都市練馬区宣言

交通安全の確保は区民共通の願いである。しかし区内では尊い人命を奪うような事故を始め多くの交通事故が発生し、区民生活においても危機感をつのらせている。

練馬区および練馬区民は、持てる力を結集し、交通事故防止のために欠くことができない道路環境を整備するとともに、一人ひとりが交通マナーを高め、交通ルールを守ることを決意した。練馬区および練馬区民は、生命尊厳、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することをここに宣言する。

平成十年十二月十五日

## 練馬区

## 健康都市練馬区宣言

私たちは、家族や地域の人々とのふれあいのなかで、生きがいに満ちた自分らしい生涯を望み、健康であることを願っています。

健康づくりは、私たち自身が日々の生活のなかで、「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを自覚し、実践することから始まります。

健康は、私たち一人ひとりの主体的な取組と地域社会の積極的な支援とが一体となって確かなものとなります。練馬区および練馬区民は、だれもが、自分の生き方に自信と誇りを持ち、生きる喜びとともに分かちあえる、健康と活力あふれるまち、ふるさとねりまの実現をめざします。

練馬区および練馬区民は、健康こそ生活の基盤であり、福祉の原点との認識のもと、みどり豊かな環境のなか、健康づくりのさらなる発展を決意し、ここに健康都市練馬区を宣言します。

平成十三年十月八日

## 練馬区

## 環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどり水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えるようになっていきます。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、「みどりや水と共生する美しいまち」「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」「資源やエネルギーを大切に循環のまち」「環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち」を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成十八年八月一日

## 練馬区

